

基本計画書

基本計画										
事項		記入欄							備考	
計画の区分		研究科の専攻に係る課程の変更								
フリガナ 設置者		ガッコウホウジンオオサカケイザイダイガク 学校法人大阪経済大学								
フリガナ 大学の名称		オオサカケイザイダイガクダイガクイン 大阪経済大学大学院（Graduate School, Osaka University of Economics）								
大学本部の位置		大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号								
大学の目的		大阪経済大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。								
新設研究科等の目的		博士後期課程では、課題・問題の所在を明らかにし、その解決策を策定するためにイノベーション理論、マーケティング・リサーチ、ファイナンス、組織行動等の高度な理論と実践的な方法論を習得させ、フィールドワークやアンケート調査等の手法をもって、実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析を行い、その分析に基づいた課題設定と課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力をもった人材の養成を目的とする。								
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位	学位の分野	開設時期及 び開設年次	所在地	【基礎となる学部等】
	経営学研究科 （Graduate School of Business Administration） 経営学専攻 （博士前期課程） （Master's Degree Program in Business Administration）	2	50	—	100	修士 （経営学） （Master of Business Administratio n）	経済学関係	令和9年4 月 第1年次	大阪府大阪市東 淀川区大隅二丁 目2番8号	・経営学部第1 部経営学科
	経営学研究科 （Graduate School, Osaka University of Economics） 経営学専攻 （博士後期課程） （Doctoral Degree Program in Business Administration）	3	2	—	6	博士 （経営学） （Doctor of Business Administratio n）	経済学関係	令和9年4 月 第1年次		・経営学研究科 経営学専攻修士 課程
	計		52	—	106					
同一設置者内における 変更状況 （定員の移行，名称の 変更等）		[課程の変更] 経営学研究科経営学専攻（修士課程） → 経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）								
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	経営学研究科経営学専 攻（博士前期課程）	81科目	4科目	1科目	86科目	32単位				
経営学研究科経営学専 攻（博士後期課程）	9科目	6科目	一科目	15科目	16単位					

研 究 科 等 の 名 称			専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	
			教授	准教授	講師	助教	計			
新 設 分	経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）		人 21 (21)	人 20 (20)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 45 (45)	人 0 (0)	人 29 (29)	
	経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）		人 8 (8)	人 4 (4)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 13 (13)	人 0 (0)	人 0 (0)	
	計		21 (21)	20 (20)	4 (4)	0 (0)	45 (45)	0 (0)	29 (29)	
既 設 分	経済学研究科経済学専攻（博士前期課程）		28 (28)	16 (16)	3 (3)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	10 (10)	
	経済学研究科経済学専攻（博士後期課程）		28 (28)	16 (16)	3 (3)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	0 (1)	
	経営情報研究科経営情報専攻（修士課程）		12 (12)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	9 (9)	
	人間科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）		3 (3)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	9 (9)	
	人間科学研究科人間共生専攻（修士課程）		11 (11)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	4 (4)	
	計		54 (54)	38 (38)	5 (5)	0 (0)	97 (97)	0 (0)	32 (33)	
合 計			74 (74)	59 (59)	10 (10)	0 (0)	142 (142)	0 (0)	61 (62)	
職 種			専 属			その他		計		
事 務 職 員			人 114 (105)			人 59 (56)		人 173 (161)		
技 術 職 員			0 (0)			0 (0)		0 (0)		
図 書 館 職 員			1 (1)			2 (2)		3 (3)		
そ の 他 の 職 員			0 (0)			0 (0)		0 (0)		
指 導 補 助 者			0 (0)			0 (0)		0 (0)		
計			115 (106)			61 (58)		176 (164)		
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	
	校 舎 敷 地		116,560.33 m ²		－ m ²		－ m ²		116,560.33 m ²	
	そ の 他		1,014.71 m ²		－ m ²		－ m ²		1,014.71 m ²	
	合 計		117,575.04m ²		－ m ²		－ m ²		117,575.04m ²	
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	
			59,035.61m ² (59,035.61m ²)		－ m ² (ー m ²)		－ m ² (ー m ²)		59,035.61m ² (59,035.61m ²)	
講義室等・新設研究科等 の 専 任 教 員 研 究 室			講義室		実験・実習室		演習室		新設研究科等の 専任教員研究室	
			104室		9室		31室		13室	
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点
	経営学研究科経営学 専攻（博士後期課 程）		605,887 [174,536] (648,703 [175,424])		1,664 [213] (1,664 [213])		9,190 [5,200] (9,190 [5,200])		2,773 [2,712] (2,773 [2,712])	30,799 (30,799)
	計		605,887 [174,536] (648,703 [175,424])		1,664 [213] (1,664 [213])		9,190 [5,200] (9,190 [5,200])		2,773 [2,712] (2,773 [2,712])	30,799 (30,799)

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	大学全体 図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コストを含む)を含む。	
		教員 1 人当り研究費等			570千円	570千円	570千円	－千円	－千円		
		共同研究費等			34,550千円	34,550千円	34,550千円	－千円	－千円		
		図書購入費	122,384千円	122,384千円	122,384千円	122,384千円	－千円	－千円			
		設備購入費	73,251千円	73,251千円	73,251千円	73,251千円	－千円	－千円			
	学生 1 人当り 納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次				
		博士前期課程	871千円	671千円	－千円	－千円	－千円				
		博士後期課程	871千円	671千円	671千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入等									
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		大阪経済大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地		
	経済学部	年	人	年次人	人		倍		大阪市東淀川区 大隅二丁目2番8号		
	経済学科	4	680	－	2,720	学士 (経済学)	1.07 ≪1.05≫	昭和24年度			
	経営学部第1部						1.07 ≪1.05≫				
	経営学科	4	430	－	1,720	学士 (経営学)	1.08 ≪1.04≫	昭和39年度			
	ビジネス法学科	4	200	－	800	学士 (経営学)	1.09 ≪1.05≫	平成16年度			
	経営学部第2部						1.07 ≪1.03≫				
	経営学科	4	50	－	200	学士 (経営学)	1.20 ≪1.08≫	昭和39年度			
	情報社会学部						1.20 ≪1.08≫				
	情報社会学科	4	300	－	1,200	学士 (情報社会学)	1.08 ≪1.05≫	平成24年度			
	人間科学部						1.08 ≪1.05≫				
	人間科学科	4	200	－	800	学士 (人間科学)	1.10 ≪1.08≫	平成14年度			
	国際共創学部						1.10 ≪1.08≫				
	国際共創学科	4	120	－	360	学士 (国際共創)	1.05	令和6年度			
	経済学研究科						1.05				
	経済学専攻 (博士前期課程)	2	10	－	20	修士 (経済学)	0.54	昭和41年度			
	経済学専攻 (博士後期課程)	3	5	－	15	博士 (経済学)	0.70	昭和43年度			
	経営学研究科						0.33				
	経営学専攻 (修士課程)	2	50	－	100	修士 (経営学)	1.11	平成17年度			
	経営情報研究科						1.11				
	経営情報専攻 (修士課程)	2	20	－	40	修士 (経営情報)	0.35	平成15年度			
	人間科学研究科						0.35				
	臨床心理学専攻 (修士課程)	2	10	－	20	修士 (臨床心理学)	0.80	平成18年度			
	人間共生専攻 (修士課程)	2	10	－	20	修士 (人間共生)	0.70	平成18年度			
	附属施設の概要		該当なし								

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要

経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基盤科目	研究方法後期特論	1前		2		○			3	1					オムニバス
	論文英語	1前		2		○				1	1				オムニバス
	研究倫理	1前	2			○				1					
	小計（3科目）	—	2	4	0	—			3	3	1	0	0	兼0	—
専門科目	流通・マーケティング後期特論	1後		2		○			1	1					オムニバス
	組織行動心理学後期特論	1後		2		○			2						オムニバス
	会計・ファイナンス後期特論	1後		2		○			1	1					オムニバス
	ベンチャービジネス後期特論	1後		2		○			1						
	コーポレートガバナンス後期特論	1後		2		○			1						
	組織再編・事業承継税務後期特論	1後		2		○			1						
	小計（6科目）	—	0	12	0	—			7	2	0	0	0	兼0	—
研究指導科目	後期研究指導Ⅰ	1前	2				○		7	2					
	後期研究指導Ⅱ	1後	2				○		7	2					
	後期研究指導Ⅲ	2前	2				○		7	2					
	後期研究指導Ⅳ	2後	2				○		7	2					
	後期研究指導Ⅴ	3前	2				○		7	2					
	後期研究指導Ⅵ	3後	2				○		7	2					
	小計（6科目）	—	12	0	0	—			7	2	0	0	0	兼0	—
合計（15科目）		—	14	16	0	—			8	4	1	0	0	兼0	—
学位又は称号		博士（経営学）		学位又は学科の分野				経済学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
修了要件は、博士後期課程に原則として3年以上在学し、授業科目については、基盤科目のうち「研究倫理」を必修として2単位、専門科目からいずれかの科目を選択必修として2単位、研究指導科目は全科目必修として12単位、合計16単位以上の単位を修得するとともに、博士論文の最終審査に合格することとする。								1学年の学期区分				2学期			
								1学期の授業期間				15週			
								1時限の授業時間				90分			

教 育 課 程 等 の 概 要														
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
研究 科 共 通 科 目	研究指導Ⅰ		2				○		14	14	2			兼5
	研究指導Ⅱ		2				○		14	14	2			兼5
	研究指導Ⅲ		2				○		14	14	2			兼5
	研究指導Ⅳ		2				○		14	14	2			兼5
	リサーチ方法特論	1後		2		○								兼1
	経営統計特論			2		○								
	ビジネス英語	1前		2		○					1			
	専門日本語表現	1前		2		○					1			
	問題発見・問題解決技法	1前		2		○								
	経営情報特論	1前		2		○			1					
	インターンシップ	2前		2				○	1					
	経営特殊講義			2		○								
	ビジネス法特殊講義			2		○								
	小計（13科目）	—	8	18	0	—			15	14	3	0	0	兼6 —
経営	経営倫理	1前後		2		○				1	1			
	イノベーション特論			2		○								
	経営戦略特論Ⅰ	1後		2		○				1				
	経営戦略特論Ⅱ	2前		2		○			1					
	競争戦略特論	1前		2		○					1			
	コンサルティング特論	1後		2		○			1					
	ビジネス・コーチング特論	1前		2		○								
	ソーシャル・ビジネス特論	1後		2		○				1				
	サービスマネジメント特論	1前		2		○				1				
	経営史特論	1後		2		○				1				
	経営学概論	1前後		2		○			2					
	経営組織特論	1後		2		○								
	経営管理特論	1前		2		○				1				
	人的資源管理特論	1前		2		○			1					
	企業分析特論	1前		2		○				1				
	組織間関係特論	1後		2		○			1					
	中小企業経営特論	1前		2		○			1					
	リーダーシップ特論	1前		2		○			1					
	組織行動心理学特論	1前		2		○			1					
	中小企業診断特論	1前		2		○								兼1
	中小企業政策特論	1後		2		○								兼1
	企業診断実習Ⅰ	2前		1		○								兼1
	企業診断実習Ⅱ	2前		1		○								兼1
	企業診断実習Ⅲ	2後		1		○								兼1
	企業診断実習Ⅳ	2後		1		○								
	企業診断実習Ⅴ	2後		1		○								兼2
	企業診断実習Ⅵ	2後		1		○								兼1
	コーポレートガバナンス	1後		2		○								兼1
	生産管理特論	1後		2		○				1				
	組織デザイン特論	1前		2		○				1				
	商学概論	1前		2		○								兼1
	マーケティングリサーチ特論	1後		2		○				1				
	マーケティング特論	1後		2		○				1				
	マーケティング概論	1前		2		○								兼1
	流通特論	1前		2		○			1					

教 育 課 程 等 の 概 要																			
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）																			
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・実 習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手					
経営	会計	会計学概論	1後		2		○				1	1				兼1			
		財務会計特論	1前		2		○												
		管理会計特論	1前		2		○												
		原価計算特論	1後		2		○												
		国際会計特論	1後		2		○				1			兼1					
		内部統制特論	1後		2		○												
		監査特論	1前		2		○												
		公会計特論	1前		2		○			1									
	ファイナンス	経済学概論	1前		2		○				1	1	1			兼1 兼1 兼4			
		金融証券特論	1前		2		○												
		行動ファイナンス特論	1前		2		○												
		事業承継特論	1後		2		○												
		資産運用特論	1前		2		○				1								
		I P O特論	2前		2		○												
		コーポレートファイナンス特論	1前		2		○												
		小計（50科目）		—	0	94	0	—				13	15	3	0	0		兼16	—
法	ビジネス法	ビジネス法	1前		2		○				1	1				兼1			
		民法Ⅰ	1前		2		○												
		民法Ⅱ	1前		2		○												
		民法Ⅲ	1後		2		○												
		民法Ⅳ	1前		2		○				1								
		民法Ⅴ	1前		2		○												
		会社法	1前		2		○												
		民事手続法	1後		2		○												
		登記法	1前		2		○												
		信託法	1後		2		○												
	税法	所得税法	1前		2		○				1 1	1				兼1 兼1 兼1			
		法人税法	1前		2		○												
		消費税法	1前		2		○												
		相続税法	1後		2		○												
		国際租税法	1後		2		○												
		資産・事業承継税務	1前		2		○												
	公共法	刑事法	1前		2		○					1							
	社会法	独占禁止法・競争政策		1後		2		○				1					兼1		
		雇用関係法		1後		2		○											
		新領域法	知的財産法	1前		2		○				1					兼1 兼1 兼1		
			不動産証券化法務	1後		2		○											
			不動産鑑定理論	1前		2		○											
			不動産開発特論	1後		2		○											
小計（23科目）		—	0	46	0	—			5	6	0	0	0	兼11	—				
合計（86科目）			—	8	158	0	—			19	21	4	0	0	兼26	—			
学位又は称号		修士（経営学）			学位又は学科の分野				経済学関係										
卒業要件及び履修方法									授業期間等										
修了要件は、本研究科に2年以上在学し、授業科目については研究指導科目群8 単位並びに研究科共通科目群、経営科目群または法科目群から24単位によって構成される合計32 単位以上を修得し、かつ修士学位论文の審査および最終試験に合格すること。									1学年の学期区分				2学期						
									1学期の授業期間				15週						
									1時限の授業時間				90分						

教 育 課 程 等 の 概 要														
（経営学部第1部経営学科）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
全学共通科目	外国語科目	英語Ⅰa [R&W]		1		○					1			兼11
		英語Ⅰb [L&S]		1		○				1				兼13
		英語Ⅱa [R&W]		1		○			1		1			兼11
		英語Ⅱb [L&S]		1		○				1				兼13
		英語Ⅲa [R&W]		1		○								兼22
		英語Ⅲb [L&S]		1		○								兼22
		英語Ⅳa [R&W]		1		○								兼22
		英語Ⅳb [L&S]		1		○								兼22
		フランス語Ⅰa [講読]		1		○								兼4
		フランス語Ⅰb [文法]		1		○								兼3
		フランス語Ⅱa [講読]		1		○								兼4
		フランス語Ⅱb [文法]		1		○								兼4
		フランス語Ⅲa [講読]		1		○								兼2
		フランス語Ⅲb [文法]		1		○								兼2
		フランス語Ⅳa [講読]		1		○								兼2
		フランス語Ⅳb [文法]		1		○								兼2
		ドイツ語Ⅰa [講読]		1		○				1				兼2
		ドイツ語Ⅰb [文法]		1		○								兼4
		ドイツ語Ⅱa [講読]		1		○				1				兼2
		ドイツ語Ⅱb [文法]		1		○								兼4
		ドイツ語Ⅲa [講読]		1		○				1				兼1
		ドイツ語Ⅲb [文法]		1		○								兼2
		ドイツ語Ⅳa [講読]		1		○				1				兼1
		ドイツ語Ⅳb [文法]		1		○								兼2
		スペイン語Ⅰa [講読]		1		○								兼6
		スペイン語Ⅰb [文法]		1		○								兼5
		スペイン語Ⅱa [講読]		1		○								兼6
		スペイン語Ⅱb [文法]		1		○								兼5
		スペイン語Ⅲa [講読]		1		○								兼2
		スペイン語Ⅲb [文法]		1		○								兼2
		スペイン語Ⅳa [講読]		1		○								兼1
		スペイン語Ⅳb [文法]		1		○								兼2
		中国語Ⅰa		1		○								兼9
		中国語Ⅰb		1		○								兼10
		中国語Ⅱa		1		○								兼9
		中国語Ⅱb		1		○								兼9
		中国語Ⅲa		1		○								兼2
		中国語Ⅲb		1		○								兼3
		中国語Ⅳa		1		○								兼2
		中国語Ⅳb		1		○								兼3
		朝鮮語Ⅰa		1		○								兼7
		朝鮮語Ⅰb		1		○								兼9
		朝鮮語Ⅱa		1		○								兼7
		朝鮮語Ⅱb		1		○								兼9
		朝鮮語Ⅲa		1		○								兼3
		朝鮮語Ⅲb		1		○								兼3
		朝鮮語Ⅳa		1		○								兼3
		朝鮮語Ⅳb		1		○								兼3
		日本語Ⅰa		1		○								兼1
		日本語Ⅰb		1		○								兼2
		日本語Ⅱa		1		○								兼1
		日本語Ⅱb		1		○								兼1
		日本語Ⅲa		1		○								兼1

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
全学共通科目	外国語科目	日本語Ⅲb	2前		1		○								兼1	集中
		日本語Ⅳa	2後		1		○								兼1	
		日本語Ⅳb	2後		1		○								兼1	
		日本語Ⅴa	3前		1		○								兼1	
		日本語Ⅴb	3前		1		○								兼1	
		日本語Ⅵa	3後		1		○								兼1	
		日本語Ⅵb	3後		1		○								兼1	
		TOEICⅠ	1・2・3・4前		2		○								兼4	
		TOEICⅡ	1・2・3・4後		2		○								兼4	
		TOEICⅢ	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		英語コミュニケーションⅠ	1・2・3・4前		2		○				1				兼2	
		英語コミュニケーションⅡ	1・2・3・4後		2		○								兼2	
		ビジネス英語Ⅰ	1・2・3・4前		2		○								兼2	
		ビジネス英語Ⅱ	1・2・3・4後		2		○								兼2	
		フランス語演習	2・3・4後		2		○			1					兼1	
		ドイツ語演習	2・3・4後		2		○				1					
		中国語演習	2・3・4前後		2		○								兼1	
		スペイン語演習	2・3・4後		2		○								兼1	
		朝鮮語演習	2・3・4後		2		○								兼1	
		語学研修	1・2・3・4後		2		○			3	1	1				
		外国語特殊講義	1・2・3・4前後		2		○			2					兼1	
		資格英語Ⅰ	1・2・3・4前後		2		○			1						
		資格英語Ⅱ	1・2・3・4前後		2		○			1						
		小計（76科目）	—	0	92	0	—			5	5	2	0	0	兼107	—
全学共通科目	広域科目	哲学入門	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		現代と哲学	1・2・3・4後		2		○				1				兼1	
		心理学入門	1・2・3・4前		2		○			1					兼4	
		現代の心理学	1・2・3・4後		2		○			1					兼3	
		倫理学入門	1・2・3・4前		2		○					1			兼1	
		現代の倫理	1・2・3・4後		2		○					1			兼1	
		現代と宗教	1・2・3・4前後		2		○								兼1	
		人文地理学	1・2・3・4前後		2		○								兼2	
		教育学入門	1・2・3・4前		2		○				1					
		現代と教育	1・2・3・4前後		2		○								兼1	
		芸術学入門	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		美術史	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		日本文化論	1・2・3・4前後		2		○					2				
		日本語表現	1・2・3・4前後		2		○					1			兼1	
		文学入門	1・2・3・4前		2		○					1			兼1	
		日本の文学	1・2・3・4後		2		○								兼2	
		中国の文学	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		欧米の文学	1・2・3・4後		2		○					1				
		歴史学入門	1・2・3・4前		2		○			1	1				兼1	
		日本の歴史	1・2・3・4後		2		○				1				兼1	
		アジアの歴史	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		ヨーロッパの歴史	1・2・3・4後		2		○			1						
		政治学入門	1・2・3・4前		2		○				1				兼1	
		現代の政治	1・2・3・4後		2		○				1				兼1	
		法学入門	1・2・3・4前		2		○			1					兼1	
		現代の法	1・2・3・4後		2		○				1					
		日本の憲法	1・2・3・4前		2		○			1						
		経済学入門	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		現代の日本経済	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		経営学入門	1・2・3・4前		2		○				1					
		現代のビジネス	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		社会学入門	1・2・3・4前		2		○				1				兼2	
		現代社会論	1・2・3・4前後		2		○				1				兼1	
		考古学	1・2・3・4後		2		○								兼1	

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
全学 共通科目	広域科目	民俗学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		大阪の経済と文化	1・2・3・4後		2		○			1							
		大阪経済大学の歴史	1・2・3・4前		2		○										
		スポーツの理論	1・2・3・4前後		2		○			2						兼2	
		レクリエーションの理論	1・2・3・4前後		2		○									兼1	
		健康増進の理論	1・2・3・4前後		2		○									兼6	
		スポーツ方法学	1・2・3・4前後		2		○									兼12	
		レクリエーション方法学	1・2・3・4前後		2		○			2	1					兼3	
		地理学入門	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
		地誌	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		自然科学概論	1・2・3・4前後		2		○										
		科学史	1・2・3・4前後		2		○										
		数学入門	1・2・3・4前		2		○			1						兼1	
		現代の数学	1・2・3・4後		2		○			1						兼1	
		物理学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		現代と物理学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		化学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		現代と化学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		宇宙の科学	1・2・3・4前後		2		○									兼1	
		地球の科学	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		自然地理学	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		生物学入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		データサイエンス概論	1・2・3・4前後		2		○			1	1					兼2	
		統計学入門	1・2・3・4前		2		○									兼2	
		現代と統計	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		キャリアデザイン	1・2前後		2		○			2						兼1	
		インターンシップ	2・3前		2		○										
		プレゼンテーション入門	2・3前後		2		○				1					兼1	
		論理的思考入門	2・3・4前後		2		○				1					兼1	
		日本語表現演習（書き方）	1・2・3・4前後		2		○						1			兼2	
		日本語表現演習（話し方）	1・2・3・4前後		2		○									兼2	
		社会人基礎学力Ⅰ	1・2・3・4前後		2		○				1					兼1	
		社会人基礎学力Ⅱ	1・2・3・4前後		2		○				1					兼1	
		共通特殊講義	1・2・3・4前後		2		○				3	1				兼4	
	小計（68科目）		—	0	136	0	—			14	10	5	0	0	兼69		
	グ ロ ー バ ル 科 目	American Society and Culture	2・3・4後		2		○								兼1		
		Contemporary Chinese Economy	2・3・4後		2		○								兼1		
		International Communication	2・3・4後		2		○								兼1		
		Japan-China Relations	2・3・4後		2		○								兼1		
		Japanese Politics	2・3・4前		2		○								兼1		
		Economics & the Global Economy	2・3・4前		2		○								兼1		
		International Commercial Law	2・3・4後		2		○			1							
		Introduction to Japanese Business	2・3・4後		2		○			1							
		Financial Accounting	2・3・4前		2		○								兼1		
		Accounting History	2・3・4後		2		○								兼1		
		Comparative Civilizations	2・3・4後		2		○								兼1		
		Global History	2・3・4前		2		○								兼1		
	小計（12科目）		—	0	24	0	—			2	0	0	0	0	兼10		

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学科 専攻科目	学部 基礎科目	経営学Ⅰ	1前	2			○			5	3				兼1	
		経営学Ⅱ	1後	2			○			5	3				兼1	
		会計学（初級）Ⅰ	1前		2		○			3	2	1			兼2	
		会計学（初級）Ⅱ	1後		2		○			3	2	1			兼2	
		ビジネス法	1前		2		○			4	2					
		アカデミックスキル	1前		2		○				1				兼1	
		情報実習Ⅰ	1前		2			○		1					兼3	
		情報実習Ⅱ	1後		2			○		1					兼3	
		会計学（中級）Ⅰ	2前		2		○								兼2	
		会計学（中級）Ⅱ	2後		2		○								兼2	
		小計（10科目）	—	4	16	0	—			11	7	0			兼12	
	選択科目	経営管理論Ⅰ	2前		2		○			1	1					
		経営管理論Ⅱ	2後		2		○			1	1					
		経営組織論Ⅰ	2前		2		○			1						
		経営組織論Ⅱ	2後		2		○			1						
		人的資源管理論Ⅰ	2前		2		○			1						
		人的資源管理論Ⅱ	2後		2		○			1						
		マーケティング論Ⅰ	2前		2		○									
		マーケティング論Ⅱ	2後		2		○									
		経営戦略論Ⅰ	2前		2		○				1					
		経営戦略論Ⅱ	2後		2		○				1					
		競争戦略論Ⅰ	2前		2		○					1				
		競争戦略論Ⅱ	2後		2		○					1				
		財務会計論Ⅰ	2前		2		○				1				兼1	
		財務会計論Ⅱ	2後		2		○				1				兼1	
		原価計算論Ⅰ	2前		2		○				1					
		原価計算論Ⅱ	2後		2		○				1					
		管理会計論Ⅰ	3前		2		○			1						
		管理会計論Ⅱ	3後		2		○			1						
		国際会計論Ⅰ	3前		2		○					1				
		国際会計論Ⅱ	3後		2		○					1				
		国際経営論Ⅰ	3前		2		○				1					
		国際経営論Ⅱ	3後		2		○				1					
		中小企業論Ⅰ	3前		2		○								兼1	
		中小企業論Ⅱ	3後		2		○								兼1	
		生産管理論	3前		2		○				1					
		企業論Ⅰ	3後		2		○				1					
		企業論Ⅱ	3前		2		○				1					
		リーダーシップ論	3前		2		○									
		流通論Ⅰ	3前		2		○			1						
		流通論Ⅱ	3後		2		○			1						
		起業論	3通		4		○			1						
		イノベーション論Ⅰ	3前		2		○									
		イノベーション論Ⅱ	3後		2		○									
		ビジネスエシックス	3前		2		○									
		ビジネスエコノミクスⅠ	3前		2		○									
		ビジネスエコノミクスⅡ	3後		2		○									
		サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	3前		2		○									
		サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	3後		2		○									
		組織間関係論Ⅰ	3前		2		○			1						
		組織間関係論Ⅱ	3後		2		○			1						
		企業分析基礎Ⅰ	1前		2		○				1					
		企業分析基礎Ⅱ	1後		2		○			1						
		基礎金融論	2前		2		○			1						
		経営史	2前		2		○				1					
		経営統計Ⅰ	3前		2		○				1					
		経営統計Ⅱ	3後		2		○				1					
		経済学Ⅰ	2前		2		○					1				

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学科専攻科目	選択科目	経済学Ⅱ		2		○					1				
		統計学概論		4		○				1					
		マーケティングリサーチ		4		○									
		産業・組織心理学Ⅰ		2		○			1						
		産業・組織心理学Ⅱ		2		○			1						
		国際経営史		2		○				1					
		投資戦略論（株式編）		2		○				1					
		投資戦略論（派生商品編）		2		○				1					
		リスクマネジメント		2		○									
		公益企業論		2		○								兼1	
		金融ビジネス論Ⅰ		2		○			1						
		金融ビジネス論Ⅱ		2		○			1						
		会計学（上級）Ⅰ		2		○								兼1	
		会計学（上級）Ⅱ		2		○								兼1	
		簿記アドバンスⅠ		2		○								兼1	
		簿記アドバンスⅡ		2		○								兼1	
		財務諸表分析		2		○				1					
		企業分析の事例研究		2		○				1					
		コンピュータ会計		4		○									
		税務会計論入門		2		○								兼1	
		国際税務会計論		2		○								兼1	
		内部統制監査論		2		○				1					
		監査論		4		○				1					
		連結財務諸表論		4		○									
		社会関連会計論		4		○									
		公会計論		4		○			1						
		コーチング&メンタリング		2		○								兼1	
		実践ヒューマンスキル		2		○									
		実践マーケティングⅠ		2		○									
		実践マーケティングⅡ		2		○									
		ビジネスプランニングⅠ		2		○					1				
		ビジネスプランニングⅡ		2		○					1				
		行動科学実験法		2		○									
		行動計量学		2		○			1						
		販売管理特論初級		2		○								兼1	
		販売管理特論中級Ⅰ		2		○								兼1	
		販売管理特論中級Ⅱ		2		○								兼1	
		マネジメントゲーム		4		○									
		企業分析Ⅰ		2		○				1					
		企業分析Ⅱ		2		○				1					
		ビジネスプレゼンテーションⅠ		2		○									
		ビジネスプレゼンテーションⅡ		2		○									
		経営情報実習Ⅰ		2				○	1						
		経営情報実習Ⅱ		2				○	1						
		地域企業連携実習	2・3後	2				○		1					
		グローバルビジネスの最前線	2・3後	2		○			1						
		組織調査演習	3通	4			○		1						
		民法Ⅰ（総則）	2前	2		○			1	2					
		民法Ⅱ（物権）	2前	2		○				1					
		民法Ⅲ（担保物権）	2後	2		○			1						
		民法Ⅳ（債権総論）	3前	2		○				1					
		民法Ⅴ（契約法）	3後	2		○				1					
		企業取引法	2前	2		○				1					
		有価証券法	2後	2		○									
		ビジネス法実務	2前	2		○			1						
		会社法	2後	4		○			1						
		中小企業法	2前	2		○			1						
		簿記リテラシーⅠ（3級：商業簿記）	1前	2		○			1						

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
学科専攻科目	選択科目	簿記リテラシーⅡ(2級：商業簿記)	2前		2		○			1					兼1 兼1 兼1		
		簿記リテラシーⅢ(2級：工業簿記)	2前		2		○			1							
		コーポレートガバナンス	3前		2		○			1							
		金融商品取引法	3後		2		○			1							
		国際取引法	3前		2		○				1						
		憲法Ⅰ	3前		2		○										
		憲法Ⅱ	3後		2		○										
		租税法	3前		4		○			1	1						
		経営学特殊講義	2・3前後		2		○				2	1					
		法学特殊講義	2・3前後		2		○				1						
		International Commercial Law	3前		2		○										
		Introduction to Japanese Business	3後		2		○				1						
		外国書講読Ⅰ(経営学)	3前		2			○			1						
		外国書講読Ⅱ(経営学)	3後		2			○		1							
	法学概説	3前		2		○			1								
	職業指導	3通		4				○						兼1			
	小計(121科目)		—	0	268	0	—			19	22	4	0	0	兼22		
	演習科目	演習Ⅰ	2後		2				○		19	22	6				
		特別演習	2後		2				○		6	6	1				
		演習Ⅱ	3前		2				○		19	22	6				
		演習Ⅲ	3後		2				○		19	22	6				
		卒業研究	4通		4				○		19	22	6				
		小計(5科目)		—	0	12	0	—			19	22	6	0	0		
合計(292科目)			—	4	548	0	—			22	26	6	0	0	兼204		
学位又は称号		学士(経営学)		学位又は学科の分野				経済学関係									
卒業要件及び履修方法								授業期間等									
卒業に必要な単位数は、全学共通科目の外国語科目・広域科目を24単位以上、および学科専攻科目から100単位以上、合計124単位以上とする。 全学共通科目の外国語科目(「英語Ⅰa[R&W]」～「日本語Ⅵb」)は8単位(2カ国語あるいは1カ国語)を修得。広域科目から16単位以上を修得。なお、「日本語Ⅰa～日本語Ⅵb」は、学部国際留学生を対象とする。また、外国語科目(「TOEICⅠ」～「資格英語Ⅱ」)で修得した単位は広域科目の単位に含めることができる。 学科専攻科目は、学部基礎科目のうち、必修科目から4単位、選択科目から8単位以上を修得。学科専門科目のうち、選択科目から78単位以上、演習科目から10単位を修得し、合計100単位以上を修得。なお、演習科目を履修しない場合は、選択科目(経営管理論Ⅰ～租税法)から修得した単位を含めることができる。 履修科目の登録の上限は、1年次44単位、2年次以上は48単位。								1学年の学期区分				2学期					
								1学期の授業期間				15週					
								1時限の授業時間				90分					

教 育 課 程 等 の 概 要

経済学研究科経済学専攻（博士後期課程）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
理論	経済理論Ⅰ	1～3通		4		○			1						
	経済理論Ⅱ	1～3通		4		○			1						
	ミクロ経済学	1～3通		4		○			1						
	マクロ経済学	1～3通		4		○			1						
	経済学史	1～3通		4		○				1					
	マクロ経済動学	1～3通		4		○			1	1					
	ゲーム理論	1～3通		4		○			1						
	現代経済理論	1～3通		4		○			1						
	小計（8科目）	—	0	32	0	—			6	1	0	0	0	0	—
歴史	日本史	1～3通		4		○			1						
	日本経済史	1～3通		4		○			1						
	西洋史	1～3通		4		○			1						
	西洋経済史	1～3通		4		○			1						
	東洋経済史	1～3通		4		○			1						
	日中交流史	1～3通		4		○			1						
	小計（6科目）	—	0	24	0	—			6	0	0	0	0	0	—
政策	財政学Ⅰ	1～3通		4		○			1						
	財政学Ⅱ	1～3通		4		○			1						
	公共経済学	1～3通		4		○			1						
	金融論	1～3通		4		○				1					
	金融政策論	1～3通		4		○			1						
	金融システム論	1～3通		4		○			1						
	経済政策	1～3通		4		○								兼1	
	日本経済論	1～3通		4		○				1					
	産業組織論	1～3通		4		○			1						
	農業経済論	1～3通		4		○			1						
	社会政策	1～3通		4		○			1						
	社会保障論	1～3通		4		○			1						
	労働経済論	1～3通		4		○				1					
	小計（13科目）	—	0	52	0	—			9	3	0	0	0	兼1	—
地域	経済地理学	1～3通		4		○			1						
	都市政策論	1～3通		4		○			1						
	都市経済論	1～3通		4		○			1						
	小計（3科目）	—	0	12	0	—			3	0	0	0	0	0	—
統計	統計学	1～3通		4		○			1						
	国民経済計算論	1～3通		4		○			1						
	小計（2科目）	—	0	8	0	—			2	0	0	0	0	0	—
国際経済	ヨーロッパ経済論	1～3通		4		○			1						
	国際経済論	1～3通		4		○								兼1	
	中国経済論	1～3通		4		○					1				
	アジア経済論	1～3通		4		○			1						
	開発経済論	1～3通		4		○				1					
	国際関係論	1～3通		4		○				1					
	国際金融論	1～3通		4		○			1						
	小計（7科目）	—	0	28	0	—			3	2	1	0	0	兼1	—
法律	行政法	1～3通		4		○			1						
	労働法	1～3通		4		○			1						
	小計（2科目）	—	0	8	0	—			2	0	0	0	0	0	—

教 育 課 程 等 の 概 要

経済学研究科経済学専攻（博士後期課程）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
文献研究	外国文献研究	1～3通		4		○				1					
	日本語文献研究	1～3通		4		○			1						
	古文書	1～3通		4		○			1						
	小計（3科目）	—	0	12	0	—			2	1	0	0	0	0	—
演習	演習Ⅰ	1通	4				○		33	7					
	演習Ⅱ	2通	4				○		33	7					
	演習Ⅲ	3通	4				○		33	7					
	小計（3科目）	—	12	0	0	—			33	7	0	0	0	0	—
合計（47科目）		—	12	176	0	—			33	7	1	0	0	兼2	—
学位又は称号		博士（経済学）			学位又は学科の分野			経済学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
修了要件は、3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、授業科目について、講義8単位以上、演習を12単位修得しなければならない。 なお講義8単位のうち、演習を担当する教員が担当する講義（演習と同一の授業科目）4単位を修得しなければならない。								1学年の学期区分				2学期			
								1学期の授業期間				15週			
								1時限の授業時間				90分			

教 育 課 程 等 の 概 要														
経営学研究科経営学専攻（修士課程）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教授	講 師	助 教	助 手	
研究 科 共 通 科 目	研究指導Ⅰ		2				○		14	14	2			兼5
	研究指導Ⅱ		2				○		14	14	2			兼5
	研究指導Ⅲ		2				○		14	14	2			兼5
	研究指導Ⅳ		2				○		14	14	2			兼5
	リサーチ方法特論	1後		2		○								兼1
	経営統計特論			2		○								
	ビジネス英語	1前		2		○					1			
	専門日本語表現	1前		2		○					1			
	問題発見・問題解決技法	1前		2		○								
	経営情報特論	1前		2		○			1					
	インターンシップ	2前		2				○	1					
	経営特殊講義			2		○								
	ビジネス法特殊講義			2		○								
	小計（13科目）	—	8	18	0	—			15	14	3	0	0	兼6 —
経営	経営倫理	1前後		2		○				1	1			
	イノベーション特論			2		○								
	経営戦略特論Ⅰ	1後		2		○				1				
	経営戦略特論Ⅱ	2前		2		○			1					
	競争戦略特論	1前		2		○					1			
	コンサルティング特論	1後		2		○			1					
	ビジネス・コーチング特論	1前		2		○								
	ソーシャル・ビジネス特論	1後		2		○				1				
	サービスマネジメント特論	1前		2		○				1				
	経営史特論	1後		2		○				1				
	経営学概論	1前後		2		○			2					
	経営組織特論	1後		2		○								
	経営管理特論	1前		2		○				1				
	人的資源管理特論	1前		2		○			1					
	企業分析特論	1前		2		○				1				
	組織間関係特論	1後		2		○			1					
	中小企業経営特論	1前		2		○			1					
	リーダーシップ特論	1前		2		○			1					
	組織行動心理学特論	1前		2		○			1					
	中小企業診断特論	1前		2		○								兼1
	中小企業政策特論	1後		2		○								兼1
	企業診断実習Ⅰ	2前		1		○								兼1
	企業診断実習Ⅱ	2前		1		○								兼1
	企業診断実習Ⅲ	2後		1		○								兼1
	企業診断実習Ⅳ	2後		1		○								
	企業診断実習Ⅴ	2後		1		○								兼2
	企業診断実習Ⅵ	2後		1		○								兼1
	コーポレートガバナンス	1後		2		○								兼1
	生産管理特論	1後		2		○				1				
	組織デザイン特論	1前		2		○				1				
	商学概論	1前		2		○								兼1
	マーケティングリサーチ特論	1後		2		○				1				
	マーケティング特論	1後		2		○				1				
	マーケティング概論	1前		2		○								兼1
	流通特論	1前		2		○			1					

教 育 課 程 等 の 概 要																
経営学研究科経営学専攻（修士課程）																
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
経営	会計	会計学概論	1後		2		○				1	1				兼1
		財務会計特論	1前		2		○									
		管理会計特論	1前		2		○									
		原価計算特論	1後		2		○							兼1		
		国際会計特論	1後		2		○									
		内部統制特論	1後		2		○									
		監査特論	1前		2		○			1						
		公会計特論	1前		2		○			1						
	ファイナンス	経済学概論	1前		2		○				1	1	1			兼1 兼1 兼4
		金融証券特論	1前		2		○									
		行動ファイナンス特論	1前		2		○									
		事業承継特論	1後		2		○									
		資産運用特論	1前		2		○									
		I P O特論	2前		2		○									
		コーポレートファイナンス特論	1前		2		○			1						
		小計（50科目）		—	0	94	0	—			13	15	3	0	0	兼16
法	ビジネス法	ビジネス法	1前		2		○				1	1				兼1
		民法Ⅰ	1前		2		○									
		民法Ⅱ	1前		2		○									
		民法Ⅲ	1後		2		○							兼1 兼1 兼1 兼1		
		民法Ⅳ	1前		2		○									
		民法Ⅴ	1前		2		○			1						
		会社法	1前		2		○									
		民事手続法	1後		2		○									
		登記法	1前		2		○									
		信託法	1後		2		○									
	税法	所得税法	1前		2		○			1	1					兼1 兼1 兼1
		法人税法	1前		2		○									
		消費税法	1前		2		○									
		相続税法	1後		2		○									
		国際租税法	1後		2		○									
		資産・事業承継税務	1前		2		○									
	公共法	刑事法	1前		2		○				1					
		独占禁止法・競争政策	1後		2		○			1						
	社会法	雇用関係法	1後		2		○									兼1
		新領域法	知的財産法	1前		2		○			1					
	不動産証券化法務		1後		2		○									
	不動産鑑定理論		1前		2		○									
	不動産開発特論		1後		2		○									
	小計（23科目）		—	0	46	0	—			5	6	0	0	0	兼11	—
合計（86科目）			—	8	158	0	—			19	21	4	0	0	兼26	—
学位又は称号		修士（経営学）			学位又は学科の分野				経済学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
修了要件は、本研究科に2年以上在学し、授業科目については研究指導科目群8 単位並びに研究科共通科目群、経営科目群または法科目群から24単位によって構成される合計32 単位以上を修得し、かつ修士学位论文の審査および最終試験に合格すること。								1学年の学期区分				2学期				
								1学期の授業期間				15週				
								1時限の授業時間				90分				

授 業 科 目 の 概 要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
基 盤 科 目	研究方法後期特論		博士後期課程の研究を進めるにあたっての高度な研究方法を学ぶ。具体的には量的研究、質的研究、高度な文献検索やAIを用いた情報収集、プレゼンテーションなどについての方法を習得する。 （オムニバス方式／全15回） （4 金井猛徳 4回） ICTを活用した高度な情報収集・情報処理の方法、ならびに研究成果を他者に伝達するためのプレゼンテーション技術について、実践的な技術を習得できるよう教授する。 （5 高原龍二 4回） テキストデータを扱う質的研究、量的研究の事例を解説し、専門のソフトウェアなどを用いた分析手法について教授する。 （8 吉野忠男 3回） 企業事例の分析を通じて、経営理念、経営戦略、イノベーション、ビジネスモデル等の分析ポイントから、その課題、問題点を明らかにし、研究テーマの深耕につながる分析手法を教授する。 （11 芳賀麻誉美 4回） 構造方程式モデリングを応用した量的研究事例を解説し、専門のソフトウェアを用いた分析手法について教授する。	オムニバス方式
	論文英語		国際的な研究知見を収集し、国際的に情報発信するために、英語論文を正しく読み書きできる技術を学ぶ。講義では、英語の論理的な面と慣用的な面に着目しながら、英語論文の基本構造や特徴的な表現を学ぶ。同時に、それらの知識を駆使し、研究成果を適切な英語で論文化することを目指す。 （オムニバス方式／全15回） （12 Marutschke David 7回） 英語で専門的論文を書くための基礎的なスキルを養うことを目的とする。論文の基本構成や学術的表現、明確で論理的な文章作成に重点を置く。各自の今までの研究成果をもとに英語要旨を作成する力を身につけ、受講者同士で要旨の相互チェックを行い、レビュー技能も磨く。 （13 福田圭三 8回） 英語論文の正確な読解に必要な知識として、英語の文体、文法、語法、パラグラフ構造について、あるいは論文の構成要素にまつわる修辭表現について解説する。	オムニバス方式
	研究倫理		本講義では、経営学研究における研究倫理の意義とその実践的課題を理解することを目的とする。特に、研究不正の防止、研究対象への配慮、データ管理のあり方などを中心に、実際の事例を通して議論することで、倫理的に健全な研究を遂行するための基本的な知識と判断力を養う。	

授 業 科 目 の 概 要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専 門 科 目	流通・マーケティング後期特論		本講義では流通論とマーケティングリサーチの近年の展望について教授する。流通論では小売イノベーションが進化してきたプロセスを定性的な観点から考察し、マーケティングリサーチではソーシャルリスニングによる定量的把握、ネットのグラフィーによる定性的把握、センサーデータの活用まで幅広く取り上げ教授する。 （オムニバス方式／全15回） （7 白寅秀 8回） 流通ビジネスをオフラインとオンラインに分け、歴史、政策、理論、戦略の観点で概説し、近年の展望について教授する。 （11 芳賀麻誉美 7回） デジタル化、IT化が進んだ2000年代以降に利用されるようになった新しいマーケティングリサーチ手法を、それまでに利用されていた手法と比較しながら教授する。	オムニバス方式
	組織行動心理学後期特論		本講義では、組織行動論の近年の展望について教授する。特に、グループ・ダイナミクス、モチベーション理論、職業性ストレス理論、リーダーシップ理論等の産業・組織心理学分野における最新の研究知見について、組織行動のマネジメントへの応用可能性に視座を置いて考察する。 （オムニバス方式／全15回） （5 高原龍二 7回） 組織行動論の近年の展望について、グループ・ダイナミクス、リーダーシップ理論などを中心に教授する。グループ・ダイナミクスについてはチームのパフォーマンスに関する研究動向などを、リーダーシップについてはフォロワー中心論などを取り扱う。 （6 田中健吾 8回） 組織行動論の近年の展望について、モチベーション、職業性ストレス理論などを中心に教授する。 モチベーションについては代表的な理論に加えて現代的課題を、職業性ストレスについては理論的検証の他、産業精神保健に焦点を当てた実践的課題などを取り扱う。	オムニバス方式
	会計・ファイナンス後期特論		本講義では、ファイナンスおよび会計学の近年の展望について教授する。ファイナンスでは財務的課題に関する合理的な意思決定の枠組みとその展開を示し、会計分野では特に、財務会計、管理会計の主要論点と概念の体系の理解に視座を置いて考察する。 （オムニバス方式／全15回） （3 大森孝造 7回） ファイナンスの主要な論点である将来キャッシュフローの価格付け及び企業の財務的意思決定方法について、これまでの理論的整理と実証結果を示した後、近年の展望について教授する。 （10 岡田華奈 8回） 会計学研究に必要な会計の基本的な概念および関連諸科目の体系について概説し、会計学研究の意義および近年の展望について教授する。	オムニバス方式
	ベンチャービジネス後期特論		本講義では、事業運営における基本要素となる経営理念、顧客、商品・サービス、経営資源の4要素とその関係性を考察し、新たなイノベーションを創造するベンチャービジネスの実践的な課題を検討する。そのために実際の企業事例の調査、分析を通じて成長要因、失敗要因を析出し、ベンチャービジネスに不可欠な要因を教授する。	
	コーポレートガバナンス後期特論		本講義では、古典的経営学（企業論）説から最新の経営学（コーポレートガバナンス論）説までの概要を基本的に網羅する。「働く・働かせる」という普遍的で社会的な要請を観点として踏まえつつ、現実として不祥事の絶えない「企業・社会」の今後の動向も展望していきたい。ガバナンスは、「統治」と同時に「規律」を意味する。「CSR・倫理・正当性」といった基準の下で、「ラグジュアリー」といった新たな理念・価値観を培いつつある欧米のエクセレントカンパニーの諸事例も併せて教授する。	

授 業 科 目 の 概 要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
	組織再編・事業承継税務後 期特論		ビジネスのボーダレス化・高度化における企業の組織再編に係るタックスプランニングや深化する高齢化社会における事業・財産の承継に焦点を当て、ケース事例の分析を通じて、租税コスト・課税リスクを中心に課税関係や制度適用について教授する。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	後期研究指導Ⅰ		指導教員の指導の下、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果を産出し、学会大会や論文で公開することで、学术界および社会に貢献することを目指す。 後期研究指導Ⅰでは、主に博士前期課程までの取り組みに基づいて研究指導計画書を作成し、修了までの計画を作成する。 （1 古賀敬作） 高度な先端ビジネスや高齢化社会の深淵の事象の中で観察される租税実体法、租税手続法、租税法制のあり方について、学際性または国際的比較研究の視点を踏まえた包括的な法政学的研究指導を行う。 （2 井形浩治） 経営学の基礎理論を踏まえ、欧米を中心とする各企業の「ガバナンス」と「ブランド力」について探求・分析する。特に、文献資料の解説のみならず、フィールドワーク・インタビュー調査等の実証研究も指導する。 （3 大森孝造） ファイナンスに関する研究領域、特に、金融資産価値評価、資産運用、ポートフォリオ選択に係る意思決定を対象に理論研究及び実証研究の指導を行う。 （5 高原龍二） 組織行動論（産業・組織心理学）領域の研究、特にリーダーシップ、モチベーション、メンタルヘルスについて、主に質問紙調査や実験を用いた量的研究の指導を行う。 （6 田中健吾） 臨床・社会心理学の研究領域のうち、産業ストレス研究分野に関連する内容について、メンタルヘルスや組織風土、ワークライフバランス、ストレスマネジメント等の組織的対応に特化した実証研究の指導を行う。 （7 白寅秀） 流通論の研究を、イノベーションや組織変革の観点から国際比較と歴史的分析を交えて進めていく。特に、デジタル技術やAIの進展が小売企業の進化に与える影響に注目し、指導を行う。 （8 吉野忠男） 企業のスタートアップから成長・発展、そして資金繰り悪化等による破綻まで、企業の戦略上の課題やイノベーションのポイントを分析的に明らかにし、ベンチャービジネスの研究や手法の指導を行う。 （9 稲岡大志） マネジメント思想の歴史、自己啓発書・ビジネス書の歴史、ビジネス倫理学の指導を行う。 （11 芳賀麻誉美） マーケティング・リサーチを利用した消費者行動研究、または、マーケティング・リサーチ手法の特性研究についての指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	後期研究指導Ⅱ		指導教員の指導の下、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果をあげ、学会大会や論文で公開することで、学術界および社会に貢献することを目指す。 後期研究指導Ⅱでは、研究課題に関する先行研究収集、整理、分析、研究テーマによってはフィールドワーク、アンケート調査等、研究活動を推進する。 （1 古賀敬作） 高度な先端ビジネスや高齢化社会の深淵の事象の中で観察される租税実体法、租税手続法、租税法制のあり方について、学際性または国際的比較研究の視点を踏まえた包括的な法政学的研究指導を行う。 （2 井形浩治） 経営学の基礎理論を踏まえ、欧米を中心とする各企業の「ガバナンス」と「ブランド力」について探求・分析する。特に、文献資料の解説のみならず、フィールドワーク・インタビュー調査等の実証研究も指導する。 （3 大森孝造） ファイナンスに関する研究領域、特に、金融資産価値評価、資産運用、ポートフォリオ選択に係る意思決定を対象に理論研究及び実証研究の指導を行う。 （5 高原龍二） 組織行動論（産業・組織心理学）領域の研究、特にリーダーシップ、モチベーション、メンタルヘルスについて、主に質問紙調査や実験を用いた量的研究の指導を行う。 （6 田中健吾） 臨床・社会心理学の研究領域のうち、産業ストレス研究分野に関連する内容について、メンタルヘルスや組織風土、ワークライフバランス、ストレスマネジメント等の組織的対応に特化した実証研究の指導を行う。 （7 白寅秀） 流通論の研究を、イノベーションや組織変革の観点から国際比較と歴史的分析を交えて進めていく。特に、デジタル技術やAIの進展が小売企業の進化に与える影響に注目し、指導を行う。 （8 吉野忠男） 企業のスタートアップから成長・発展、そして資金繰り悪化等による破綻まで、企業の戦略上の課題やイノベーションのポイントを分析的に明らかにし、ベンチャービジネスの研究や手法の指導を行う。 （9 稲岡大志） マネジメント思想の歴史、自己啓発書・ビジネス書の歴史、ビジネス倫理学の指導を行う。 （11 芳賀麻誉美） マーケティング・リサーチを利用した消費者行動研究、または、マーケティング・リサーチ手法の特性研究についての指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究 指導 科目	後期研究指導Ⅲ		指導教員の指導の下、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果をあげ、学会大会や論文で公開することで、学术界および社会に貢献することを目指す。 後期研究指導Ⅲでは、これまでの研究活動を整理し、1年次に作成した研究指導計画書を見直し、修了までの計画を作成しつつ、研究課題に関する先行研究収集、整理、分析、研究テーマによってはフィールドワーク、アンケート調査等の研究活動を通じて研究課題や計画を発展させる。 （1 古賀敬作） 高度な先端ビジネスや高齢化社会の深淵の事象の中で観察される租税実体法、租税手続法、租税法制のあり方について、学際性または国際的比較研究の視点を踏まえた包括的な法政学的研究指導を行う。 （2 井形浩治） 経営学の基礎理論を踏まえ、欧米を中心とする各企業の「ガバナンス」と「ブランド力」について探求・分析する。特に、文献資料の解説のみならず、フィールドワーク・インタビュー調査等の実証研究も指導する。 （3 大森孝造） ファイナンスに関する研究領域、特に、金融資産価値評価、資産運用、ポートフォリオ選択に係る意思決定を対象に理論研究及び実証研究の指導を行う。 （5 高原龍二） 組織行動論（産業・組織心理学）領域の研究、特にリーダーシップ、モチベーション、メンタルヘルスについて、主に質問紙調査や実験を用いた量的研究の指導を行う。 （6 田中健吾） 臨床・社会心理学の研究領域のうち、産業ストレス研究分野に関連する内容について、メンタルヘルスや組織風土、ワークライフバランス、ストレスマネジメント等の組織的対応に特化した実証研究の指導を行う。 （7 白寅秀） 流通論の研究を、イノベーションや組織変革の観点から国際比較と歴史的分析を交えて進めていく。特に、デジタル技術やAIの進展が小売企業の進化に与える影響に注目し、指導を行う。 （8 吉野忠男） 企業のスタートアップから成長・発展、そして資金繰り悪化等による破綻まで、企業の戦略上の課題やイノベーションのポイントを分析的に明らかにし、ベンチャービジネスの研究や手法の指導を行う。 （9 稲岡大志） マネジメント思想の歴史、自己啓発書・ビジネス書の歴史、ビジネス倫理学の指導を行う。 （11 芳賀麻誉美） マーケティング・リサーチを利用した消費者行動研究、または、マーケティング・リサーチ手法の特性研究についての指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	後期研究指導Ⅳ		指導教員の指導の下、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果をあげ、学会大会や論文で公開することで、学術界および社会に貢献することを目指す。 後期研究指導Ⅳでは、後期研究指導Ⅲに引き続き成果をまとめ、論文の作成や投稿、学会発表等の取り組みを推進する。 （1 古賀敬作） 高度な先端ビジネスや高齢化社会の深淵の事象の中で観察される租税実体法、租税手続法、租税法制のあり方について、学際性または国際的比較研究の視点を踏まえた包括的な法政学的研究指導を行う。 （2 井形浩治） 経営学の基礎理論を踏まえ、欧米を中心とする各企業の「ガバナンス」と「ブランド力」について探求・分析する。特に、文献資料の解説のみならず、フィールドワーク・インタビュー調査等の実証研究も指導する。 （3 大森孝造） ファイナンスに関する研究領域、特に、金融資産価値評価、資産運用、ポートフォリオ選択に係る意思決定を対象に理論研究及び実証研究の指導を行う。 （5 高原龍二） 組織行動論（産業・組織心理学）領域の研究、特にリーダーシップ、モチベーション、メンタルヘルスについて、主に質問紙調査や実験を用いた量的研究の指導を行う。 （6 田中健吾） 臨床・社会心理学の研究領域のうち、産業ストレス研究分野に関連する内容について、メンタルヘルスや組織風土、ワークライフバランス、ストレスマネジメント等の組織的対応に特化した実証研究の指導を行う。 （7 白寅秀） 流通論の研究を、イノベーションや組織変革の観点から国際比較と歴史的分析を交えて進めていく。特に、デジタル技術やAIの進展が小売企業の進化に与える影響に注目し、指導を行う。 （8 吉野忠男） 企業のスタートアップから成長・発展、そして資金繰り悪化等による破綻まで、企業の戦略上の課題やイノベーションのポイントを分析的に明らかにし、ベンチャービジネスの研究や手法の指導を行う。 （9 稲岡大志） マネジメント思想の歴史、自己啓発書・ビジネス書の歴史、ビジネス倫理学の指導を行う。 （11 芳賀麻誉美） マーケティング・リサーチを利用した消費者行動研究、または、マーケティング・リサーチ手法の特性研究についての指導を行う。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	後期研究指導Ⅴ		指導教員の指導の下、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果をあげ、学会大会や論文で公開することで、学術界および社会に貢献することを目指す。 後期研究指導Ⅴでは、2年次に作成した研究計画書を見直しつつ、論文の作成や投稿、学会発表等の取り組みを推進する。 （1 古賀敬作） 高度な先端ビジネスや高齢化社会の深淵の事象の中で観察される租税実体法、租税手続法、租税法制のあり方について、学際性または国際的比較研究の視点を踏まえた包括的な法政学的研究指導を行う。 （2 井形浩治） 経営学の基礎理論を踏まえ、欧米を中心とする各企業の「ガバナンス」と「ブランド力」について探求・分析する。特に、文献資料の解説のみならず、フィールドワーク・インタビュー調査等の実証研究も指導する。 （3 大森孝造） ファイナンスに関する研究領域、特に、金融資産価値評価、資産運用、ポートフォリオ選択に係る意思決定を対象に理論研究及び実証研究の指導を行う。 （5 高原龍二） 組織行動論（産業・組織心理学）領域の研究、特にリーダーシップ、モチベーション、メンタルヘルスについて、主に質問紙調査や実験を用いた量的研究の指導を行う。 （6 田中健吾） 臨床・社会心理学の研究領域のうち、産業ストレス研究分野に関連する内容について、メンタルヘルスや組織風土、ワークライフバランス、ストレスマネジメント等の組織的対応に特化した実証研究の指導を行う。 （7 白寅秀） 流通論の研究を、イノベーションや組織変革の観点から国際比較と歴史的分析を交えて進めていく。特に、デジタル技術やAIの進展が小売企業の進化に与える影響に注目し、指導を行う。 （8 吉野忠男） 企業のスタートアップから成長・発展、そして資金繰り悪化等による破綻まで、企業の戦略上の課題やイノベーションのポイントを分析的に明らかにし、ベンチャービジネスの研究や手法の指導を行う。 （9 稲岡大志） マネジメント思想の歴史、自己啓発書・ビジネス書の歴史、ビジネス倫理学の指導を行う。 （11 芳賀麻誉美） マーケティング・リサーチを利用した消費者行動研究、または、マーケティング・リサーチ手法の特性研究についての指導を行う。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究指導科目	後期研究指導Ⅵ		指導教員の指導の下、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果をあげ、学会大会や論文で公開することで、学術界および社会に貢献することを目指す。 後期研究指導Ⅵでは、中間報告会を経て、博士学位論文を完成させ、最終試問試験に申請し学位を取得する。 （1 古賀敬作） 高度な先端ビジネスや高齢化社会の深淵の事象の中で観察される租税実体法、租税手続法、租税法制のあり方について、学際性または国際的比較研究の視点を踏まえた包括的な法政学的研究指導を行う。 （2 井形浩治） 経営学の基礎理論を踏まえ、欧米を中心とする各企業の「ガバナンス」と「ブランド力」について探求・分析する。特に、文献資料の解説のみならず、フィールドワーク・インタビュー調査等の実証研究も指導する。 （3 大森孝造） ファイナンスに関する研究領域、特に、金融資産価値評価、資産運用、ポートフォリオ選択に係る意思決定を対象に理論研究及び実証研究の指導を行う。 （5 高原龍二） 組織行動論（産業・組織心理学）領域の研究、特にリーダーシップ、モチベーション、メンタルヘルスについて、主に質問紙調査や実験を用いた量的研究の指導を行う。 （6 田中健吾） 臨床・社会心理学の研究領域のうち、産業ストレス研究分野に関連する内容について、メンタルヘルスや組織風土、ワークライフバランス、ストレスマネジメント等の組織的対応に特化した実証研究の指導を行う。 （7 白寅秀） 流通論の研究を、イノベーションや組織変革の観点から国際比較と歴史的分析を交えて進めていく。特に、デジタル技術やAIの進展が小売企業の進化に与える影響に注目し、指導を行う。 （8 吉野忠男） 企業のスタートアップから成長・発展、そして資金繰り悪化等による破綻まで、企業の戦略上の課題やイノベーションのポイントを分析的に明らかにし、ベンチャービジネスの研究や手法の指導を行う。 （9 稲岡大志） マネジメント思想の歴史、自己啓発書・ビジネス書の歴史、ビジネス倫理学の指導を行う。 （11 芳賀麻誉美） マーケティング・リサーチを利用した消費者行動研究、または、マーケティング・リサーチ手法の特性研究についての指導を行う。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		研究指導Ⅰでは、研究計画の構想を考え、データベース検索による文献収集調査を行い、先行研究(理論)に関する文献講読をもとに議論し、報告できるように研究を行う。
				(1 古賀 敬作) 租税法の基本原則と判例法理の基礎習得をテーマに研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(2 井形 浩治) エクセレント・カンパニーにおけるガバナンス(規律)とマネジメントについて研究を行う。
				(3 池島 真策) 会社の開示制度や企業の価値に関する法的問題について研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(5 江島 由裕) 中小企業の存続と成長要因、アントレプレナーシップについて研究を行う。
				(6 大森 孝造) 効率的な金融商品の設計やその望ましい利用方法に関する理論的・実証的研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(8 栗城 利明) 主に日米の独占禁止法による垂直的取引制限に対する規制について研究を行う。
				(9 高 瑞紅) 戦略的提携やM&Aなどの企業間関係と、本社と海外子会社との間の役割分担や知識の移転・共有などの多国籍企業内の拠点間関係に関する研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(11 高原 龍二) 産業・組織心理学／組織行動論領域の調査・実験研究(モチベーション、リーダーシップ、ストレス、ヒューマンエラー等)に関する研究を行う。
				(12 田中 健吾) 職業性ストレス研究(心理学的職場適応援助、ストレスマネジメントなど)および人的資源管理(メンタルヘルス対策、ワークライフバランス、ダイバーシティなど)、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関する組織的対応等について研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(13 橋谷 聡一) 不動産証券化に関する法(資産の流動化に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、不動産特定共同事業法、信託法、金融商品取引法等)について研究を行う。
				(14 林田 修) 現代の企業がどのような戦略をどのような意図で選択しているのかを理論的、実証的に研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(17 白 寅秀) 流通ビジネスの革新の変遷を対象として、日本の商業の近代化や流通革命の担い手の変化、デジタルプラットフォーマーの台頭、オムニチャネルの今後の進化について研究を行う。
				(18 本間 利通) 専門職の人材マネジメントと役割コンフリクトに関して研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(19 眞島 宏明) 特許や意匠、著作権などの知的財産法に関して研究を行う。
				(20 矢野 良太) 人的資源管理における企業の社会的責任に関する労働CSRについて研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(21 吉野 忠男) 戦略、イノベーションを基点にベンチャー企業の創造から成長そして再生について研究を行う。
				(22 伊藤 正之) 証券市場における投資家行動に関する実証研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ		(23 稲岡 大志) ヨーロッパ初期近代の哲学、数学の哲学、アニメーションの哲学、スポーツの哲学・倫理学、哲学プラクティスなどに関して研究を行う。
				(24 岡田 華奈) コストマネジメント・管理会計について理論的・経験的研究を行う。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(25 沖野 光二) 英国企業における会計制度を対象として、非財務情報と財務情報との関係性を報告する新たな会計報告制度に関する研究を行う。
				(26 越智 幹仁) 修士論文執筆に向けた基礎的準備として、法学概説および民法・契約法、民事手続法、国際取引法を中心に研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(27 尾身 祐介) 主に日本企業を対象として、取締役会の構成や所有構造などのコーポレート・ガバナンス、CSR、インセンティブスキームに関して、これまでに行われてきた分析の動向と分析手法について研究を行う。
				(29 黒田 尚樹) 民法の基礎理論的な研究、とりわけ契約に関する法理論の研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(32 陳 俊甫) サービスマネジメント、イノベーションマネジメント、経営戦略論に関連する修士論文の作成に向けた研究を行う。
				(34 戸田 信聡) 経営管理論、組織行動論に関連する修士論文作成に向けた研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(36 芳賀 麻誉美) マーケティング・リサーチ手法の特性研究と開発、他者予測と市場予測などについて研究を行う。
				(38 Marutschke David) マーケティング論、消費者行動論またはそれに関連する分野の研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(39 三木 千穂) 民法、特に不法行為法に関する研究テーマについて、判例の分析・学術論文等の文献の読解・ディスカッション等を手段とする研究を行う。
				(40 山本 直毅) 租税法の基礎理論および基本問題を対象として、租税法理論の体系的理解を深め、修士論文へと展開するための基礎となる研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(41 四條 北斗) 現代型犯罪の刑事規制に関して研究を行う。
				(42 中村 信隆) 倫理学、特に人間の尊厳、道徳感情、刑罰、ハラスメントに関して研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(43 福田 圭三) 異文化理解(文化研究、オリエンタリズム、ジェンダー、脱構築)について研究を行う。
				(47 石橋 研一) 中小企業診断に関する研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(52 片山 直子) 租税実体法および租税手続法の重要論点を分析し、税法の論理と体系性に関する研究を行う。
				(59 柴 由花) 租税判例分析を通じて修士論文の礎となる研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導 I		(66 濱田 洋) ケースブックおよび『租税判例百選』の輪読を通じて重要判例を中心に検討し、法的思考力と租税法の基礎的知見を修得するための研究を行う。
				(67 林 幸一) 租税法に関する研究を行う。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容 備考
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅱ		研究指導Ⅱでは、引き続きデータベース検索による文献収集調査を行い、修士論文のテーマ選定や精査を行う。 (1 古賀 敬作) 租税法の諸問題の発見をテーマに研究を行う。 (2 井形 浩治) エクセレント・カンパニーにおけるガバナンス(規律)とマネジメントについて研究を行う。 (3 池島 真策) 会社の開示制度や企業の価値に関する法的問題について研究を行う。 (5 江島 由裕) 中小企業の存続と成長要因、アントレプレナーシップについて研究を行う。 (6 大森 孝造) 効率的な金融商品の設計やその望ましい利用方法に関する理論的・実証的研究を行う。 (8 栗城 利明) 主に日米の独占禁止法による垂直的取引制限に対する規制について研究を行う。 (9 高 瑞紅) 組織間関係の構築とマネジメントに関して明確で適切な問題意識の下で研究テーマを設定し、先行研究を踏まえた上で、独自の視点で論理的な考察のある修士論文を完成できるように研究を行う。 (11 高原 龍二) 産業・組織心理学／組織行動論領域の調査・実験研究(モチベーション、リーダーシップ、ストレス、ヒューマンエラー等)に関する研究を行う。 (12 田中 健吾) 職業性ストレス研究(心理学的職場適応援助、ストレスマネジメントなど)および人的資源管理(メンタルヘルス対策、ワークライフバランス、ダイバーシティなど)、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関する組織的対応等について研究を行う。 (13 橋谷 聡一) 不動産証券化に関する法(資産の流動化に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、不動産特定共同事業法、信託法、金融商品取引法等)について研究を行う。 (14 林田 修) 現代の企業がどのような戦略をどのような意図で選択しているのかを理論的、実証的に研究を行う。 (17 白 寅秀) デジタル技術の進展により変化するビジネス環境を踏まえ、マーケティング分野における分析ツールや最新の分析手法を見直すとともに、起業家精神とマネジメントの諸側面およびその相関関係について研究する。 (18 本間 利通) 専門職の人材マネジメントと役割コンフリクトに関して研究を行う。 (19 眞島 宏明) 特許や意匠、著作権などの知的財産法に関して研究を行う。 (20 矢野 良太) 人的資源管理における企業の社会的責任に関する労働CSRについて研究を行う。 (21 吉野 忠男) 戦略、イノベーションを基点にベンチャー企業の創造から成長そして再生について研究を行う。 (22 伊藤 正之) 証券市場における投資家行動に関する実証研究を行う。 (23 稲岡 大志) ヨーロッパ初期近代の哲学、数学の哲学、アニメーションの哲学、スポーツの哲学・倫理学、哲学プラクティスなどに関して研究を行う。 (24 岡田 華奈) コストマネジメント・管理会計について理論的・経験的研究を行う。 (25 沖野 光二) 英国企業における会計制度を対象として、非財務情報と財務情報との関係性を報告する新たな会計報告制度に関する研究を行う。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅱ		(26 越智 幹仁) 修士論文執筆に必要な法学の基礎知識と法的思考力を深化させるとともに、判例調査・分析や学術文献の調査・読解方法を修得し、国際取引法系分野を中心とした研究を行う。 (27 尾身 祐介) データベース等から得られる企業データの構造や特性を理解するとともに、数量データおよびアンケートや聞き取り調査を含む質的データに対する適切な分析手法について研究を行う。 (29 黒田 尚樹) 民法の基礎理論的な研究、とりわけ契約に関する法理論の研究を行う。 (32 陳 俊甫) 経営学、とりわけサービスマネジメント、イノベーションマネジメント、経営戦略論に関連する修士論文の作成に向けた研究を行う。 (34 戸田 信聡) 経営管理論、組織行動論に関連する修士論文作成に向けた研究を行う。 (36 芳賀 麻誉美) マーケティング・リサーチ手法の特性研究と開発、他者予測と市場予測などについて研究を行う。 (38 Marutschke David) マーケティング論、消費者行動論またはそれに関連する分野の研究を行う。 (39 三木 千穂) 民法、特に不法行為法に関する研究テーマについて、判例の分析・学術論文等の文献の読解・ディスカッション等を手段とする研究を行う。 (40 山本 直毅) 租税法の基礎理論および基本問題を対象として、租税法理論の体系的理解を深め、修士論文へと展開するための基礎となる研究を行う。 (41 四條 北斗) 現代型犯罪の刑事規制に関して研究を行う。 (42 中村 信隆) 倫理学、特に人間の尊厳、道徳感情、刑罰、ハラスメントに関して研究を行う。 (43 福田 圭三) 異文化理解(文化研究、オリエンタリズム、ジェンダー、脱構築)について研究を行う。 (47 石橋 研一) 中小企業診断に関する研究を行う。 (52 片山 直子) 租税実体法および租税手続法の重要論点を分析し、税法の論理と体系性に関する研究を行う。 (59 柴 由花) 所得課税・資産課税・消費課税の理論研究を行う。 (66 濱田 洋) 租税法の基本原則および判例研究を基礎として、先行研究や判決の調査を通じて研究テーマを探索し、研究計画書の作成を行いながら、段階的に研究を行う。 (67 林 幸一) 租税法に関する研究を行う。
		研究指導Ⅲ		研究指導Ⅲでは、調査データ・フィールドワークの整理や、論文構成の理論的つながりを検証し、指導とディスカッションを行う。また、研究成果について学会発表等の外部発表を行い、そこでのフィードバックに基づいて研究をさらに発展させる。 (1 古賀 敬作) 租税法の諸問題に係る理論構築への道筋を立て、発展した研究を行う。 (2 井形 浩治) エクセレント・カンパニーにおけるガバナンス(規律)とマネジメントについて研究を行う。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(3 池島 真策) 会社の開示制度や企業の価値に関する法的問題について研究を行う。
				(5 江島 由裕) 昨年度の文献調査結果、事例調査結果、理論研究の成果を総合的に理解し、全体の論理構成を考え、修士論文あるいは課題研究論文の中間的まとめに向けた研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(6 大森 孝造) 効率的な金融商品の設計やその望ましい利用方法に関する理論的・実証的研究を行う。
				(8 栗城 利明) 主に日米の独占禁止法による垂直的取引制限に対する規制について研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(9 高 瑞紅) 組織間関係の構築とマネジメントに関して明確で適切な問題意識の下で研究テーマを設定し、先行研究を踏まえた上で、独自の視点で論理的な考察のある修士論文を完成できるように研究を行う。
				(11 高原 龍二) アクション・リサーチ(組織における心理学的問題解決のための調査・実験の活用)、リーダーシップ研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(12 田中 健吾) 職業性ストレス研究(心理学的職場適応援助、ストレスマネジメントなど)および人的資源管理(メンタルヘルス対策、ワークライフバランス、ダイバーシティなど)、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関する組織的対応等について研究を行う。
				(13 橋谷 聡一) 不動産証券化に関する法(資産の流動化に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、不動産特定共同事業法、信託法、金融商品取引法等)について研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(14 林田 修) 現代の企業がどのような戦略をどのような意図で選択しているのかを理論的、実証的に研究を行う。
				(17 白 寅秀) 流通企業のデジタル・トランスフォーメーションに関して研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(18 本間 利通) 専門職の人材マネジメントと役割コンフリクトに関して研究を行う。
				(19 眞島 宏明) 特許や意匠、著作権などの知的財産法に関して研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(20 矢野 良太) 人的資源管理における企業の社会的責任に関する労働CSRについて研究を行う。
				(21 吉野 忠男) 戦略、イノベーションを基点にベンチャー企業の創造から成長そして再生について研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(22 伊藤 正之) 証券市場における投資家行動に関する実証研究を行う。
				(23 稲岡 大志) ヨーロッパ初期近代の哲学、数学の哲学、アニメーションの哲学、スポーツの哲学・倫理学、哲学プラクティスなどに関して研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(24 岡田 華奈) コストマネジメント・管理会計について理論的・経験的研究を行う。
				(25 沖野 光二) 英国企業における会計制度を対象として、非財務情報と財務情報との関係性を報告する新たな会計報告制度に関する研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(26 越智 幹仁) 国際商事仲裁・訴訟とレークス・メルカトーリアの形成、フランス法、EU法に関して研究を行う。
				(27 尾身 祐介) 企業統治や企業の社会的責任(CSR)を対象にした計量的実証研究を行う。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(29 黒田 尚樹) 契約法の諸問題について研究を行う。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅲ		(32 陳 俊甫) 経営学、とりわけサービスマネジメント、イノベーションマネジメント、経営戦略論に関連する修士論文の作成に向けた研究を行う。 (34 戸田 信聡) 経営管理論、組織行動論に関連する修士論文作成に向けた研究を行う。 (36 芳賀 麻誉美) マーケティング・リサーチ手法の特性研究と開発、他者予測と市場予測などについて研究を行う。 (38 Marutschke David) マーケティング論、消費者行動論またはそれに関連する分野の研究を行う。 (39 三木 千穂) 民法、特に不法行為法に関する研究テーマについて、判例の分析・学術論文等の文献の読解・ディスカッション等を手段とする研究を行う。 (40 山本 直毅) 先行研究論文や判例の分析を通じて問題意識を深化させ、憲法を基礎とする租税法理論の体系的理解を図り、修士論文の完成に向けた研究を行う。 (41 四條 北斗) 現代型犯罪の刑事規制に関して研究を行う。 (42 中村 信隆) 倫理学、特に人間の尊厳、道徳感情、刑罰、ハラスメントに関して研究を行う。 (43 福田 圭三) 異文化理解(文化研究、オリエンタリズム、ジェンダー、脱構築)について研究を行う。 (47 石橋 研一) 中小企業診断に関する研究を行う。 (52 片山 直子) 租税実体法および租税手続法の重要論点を分析し、税法の論理と体系性に関する研究を行う。 (59 柴 由花) 租税法の研究を深化させるとともに、関連する法分野も含めて検討しながら、修士論文の執筆に向けた研究を行う。 (66 濱田 洋) 履修者の研究関心に基づいて論文テーマを確定し、研究の進捗や成果を発表・討議するとともに、6月に実施する他大学を交えた中間報告に向けて研究を行う。 (67 林 幸一) 修士論文の骨子構築を目的として、問題の所在と結論を明確にした上で、結論に至る論証の組み立てを行う。
		研究指導Ⅳ		研究指導Ⅳでは、論文作成上の形式や文献の整合性を再度、確認し、修士論文の完成を目指す。 (1 古賀 敬作) 論点再整理・議論の整合性を再確認し、修士論文を完成させる。 (2 井形 浩治) エクセレント・カンパニーにおけるガバナンス(規律)とマネジメントについて研究を行い、修士論文を完成させる。 (3 池島 真策) 会社の開示制度や企業の価値に関する法的問題について研究を行い、修士論文を完成させる。 (5 江島 由裕) 修士論文あるいは課題研究の執筆と最終諮問に向けた総合的な研究の理解に関する整理と準備を行い、修士論文を完成させる。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(6 大森 孝造) 効率的な金融商品の設計やその望ましい利用方法に関する理論的・実証的研究を行い、修士論文を完成させる。
				(8 栗城 利明) 主に日米の独占禁止法による垂直的取引制限に対する規制について研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(9 高 瑞紅) 組織間関係の構築とマネジメントに関して明確で適切な問題意識の下で研究テーマを設定し、先行研究を踏まえた上で、独自の視点で論理的な考察のある修士論文を完成させる。
				(11 高原 龍二) アクション・リサーチ(組織における心理学的問題解決のための調査・実験の活用)、リーダーシップ研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(12 田中 健吾) 職業性ストレス研究(心理学的職場適応援助、ストレスマネジメントなど)および人的資源管理(メンタルヘルス対策、ワークライフバランス、ダイバーシティなど)、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関する組織的対応等について研究を行い、修士論文を完成させる。
				(13 橋谷 聡一) 不動産証券化に関する法(資産の流動化に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、不動産特定共同事業法、信託法、金融商品取引法等)について研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(14 林田 修) 現代の企業がどのような戦略をどのような意図で選択しているのかを理論的、実証的に研究を行い、修士論文を完成させる。
				(17 白 寅秀) 流通企業のデジタル・トランスフォーメーションに関して研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(18 本間 利通) 専門職の人材マネジメントと役割コンフリクトに関して研究を行い、修士論文を完成させる。
				(19 眞島 宏明) 特許や意匠、著作権などの知的財産法に関して研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(20 矢野 良太) 人的資源管理における企業の社会的責任に関する労働CSRについて研究を行い、修士論文を完成させる。。
				(21 吉野 忠男) 戦略、イノベーションを基点にベンチャー企業の創造から成長そして再生について研究を行い、修士論文を完成させる。。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(22 伊藤 正之) 証券市場における投資家行動に関する実証研究を行い、修士論文を完成させる。
				(23 稲岡 大志) ヨーロッパ初期近代の哲学、数学の哲学、アニメーションの哲学、スポーツの哲学・倫理学、哲学プラクティスなどに関して研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(24 岡田 華奈) コストマネジメント・管理会計について理論的・経験的研究を行う。
				(25 沖野 光二) 英国企業における会計制度を対象として、非財務情報と財務情報との関係性を報告する新たな会計報告制度に関する研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(26 越智 幹仁) 国際商事仲裁・訴訟とレークス・メルカトリーアの形成、フランス法、EU法に関する研究を行い、修士論文を完成させる。
				(27 尾身 祐介) 企業統治や企業の社会的責任(CSR)を対象にした計量的実証研究を行い、修士論文を完成させる。
研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(29 黒田 尚樹) 契約法の諸問題について研究を行い、修士論文を完成させる。
				(32 陳 俊甫) 経営学、とりわけサービスマネジメント、イノベーションマネジメント、経営戦略論に関連する修士論文の作成に向けた研究を行い、修士論文を完成させる。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
研究科 共通科目	研究指導	研究指導Ⅳ		(34 戸田 信聡) 経営管理論、組織行動論に関連する研究を行い、修士論文を完成させる。 (36 芳賀 麻誉美) マーケティング・リサーチ手法の特性研究と開発、他者予測と市場予測などについて研究を行い、修士論文を完成させる。 (38 Marutschke David) マーケティング論、消費者行動論またはそれに関連する分野の研究を行い、修士論文を完成させる。 (39 三木 千穂) 民法、特に不法行為法に関する研究テーマについて、判例の分析・学術論文等の文献の読解・ディスカッション等を手段とする研究を行い、修士論文を完成させる。 (40 山本 直毅) 先行研究論文や判例の分析を通じて問題意識を深化させ、憲法を基礎とする租税法理論の体系的理解を図り、修士論文を完成させる。 (41 四條 北斗) 現代型犯罪の刑事規制に関する研究を行い、修士論文を完成させる。 (42 中村 信隆) 倫理学、特に人間の尊厳、道徳感情、刑罰、ハラスメントに関する研究を行い、修士論文を完成させる。 (43 福田 圭三) 異文化理解(文化研究、オリエンタリズム、ジェンダー、脱構築)について研究を行い、修士論文を完成させる。 (47 石橋 研一) 中小企業診断に関する研究を行い、修士論文を完成させる。 (52 片山 直子) 論点の再整理や議論の整合性、全体構成の妥当性について検討を行い、アカデミックな修士論文を完成させる。 (59 柴 由花) 租税法の研究を深化させるとともに、関連する法分野も含めて検討しながら、修士論文を完成させる。 (66 濱田 洋) 他大学を交えた中間報告会での指摘を踏まえ、各自の研究テーマ・論点について研究進捗や成果を発表・討議し、論理性を高めながら研究を深化させ、修士論文を完成させる。 (67 林 幸一) 独自の知見(オリジナリティ)を重視して論考を進め、論理の整合性や矛盾の有無を確認しながら研究を行い、修士論文を完成させる。
	リテラシー	リサーチ方法特論		本講義では、研究論文を作成するうえで不可欠となる先行研究サーベイ、研究テーマの独自性確保、仮説検証の方法を体系的に学ぶ。研究プロセスを円滑に進めるための手順と考え方を実践的に習得し、独創的な論文作成に必要な分析力や問題解決能力の向上を目指す。ケース分析やSPSSを用いた回帰分析の基礎も取り上げ、研究に応用できる実践的スキルを養う。
		経営統計特論		本講義では、修士論文や研究レポート作成に必要な統計手法を理論と実践の両面から学ぶ。推測統計では推定と検定、とくに平均の差の検定など基本的推論手法を扱い、回帰分析では重回帰およびその拡張モデルを用いた要因分析や予測方法を学修する。エクセルで実行可能な計算を前提に、回帰分析の使い方、注意点、トラブル発生時の対処方法にも踏み込み、実務的な活用に耐える理解を目指す。需要予測、人事管理、品質管理、マーケティング分析など多様な応用例も紹介する。
		ビジネス英語		本講義では、ビジネス場面で必要とされる英語コミュニケーション能力の基礎を養成する。新聞・雑誌などの英文記事や会議・交渉の実例を教材とし、ビジネス分野で頻繁に用いられる語彙や背景知識を学ぶ。さらに、英文の構成、語法、表現にも注意を向け、将来的に専門分野の英文資料を自力で読み、内容について英語でコメントできる力の習得を目指す。読解力に加え、基礎的なライティング力の向上も図る。

授業科目の概要					
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)					
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
研究科共通科目	リテラシー	専門日本語表現		本講義は、日本語でアカデミックな文章を書けるようになることを目的とし、正確な日本語表現と論文作成の基本ルールを学ぶ。ペアワークやグループワークを通じて文章表現を実践的に練習し、毎回の音読課題を通じて語彙理解と読解力を補強する。日本語非母語話者を主対象としつつ、日本語母語話者にとっても学術的文章力を体系的に身につける機会となる。確認テストも行い、論理的で明瞭な文章表現力の向上を図る。	
		問題発見・問題解決技法		本講義では、経営コンサルティングの実務で用いられる問題発見・解決の方法論を学ぶ。講師のコンサルタントとしての経験をもとに、現場で求められる着眼点や思考プロセスを解説し、実践的に使える問題解決能力の習得を目指す。クリティカルシンキング、ロジカルシンキング、ピラミッドストラクチャー、WBSなどの代表的手法を取り上げ、ケーススタディを通じて具体的な活用方法を学修する。	
		経営情報特論		本講義では、現代の企業活動において不可欠となっている情報の管理と活用を踏まえ、経営情報を支える情報システムやICTに関する基本的理解を深めることを目的とする。企業活動の高度化・複雑化に伴い重要性を増す先端技術を用いた情報システムについて、その役割や仕組みを理論と事例から学ぶとともに、研究活動に必須となる情報処理スキルの習得を重視し、データ活用や分析の基礎力を実践的に身につける。これらを通じて、情報システムの理解と研究遂行に必要な情報リテラシーを総合的に高める。	
	その他	インターンシップ		本講義では、国内外の企業や自治体での職業体験を通じ、大学院で学んだ専門知識を実務の現場で応用し、理解を深めることを目的とする。現場での体験は研究テーマの検討や修士論文執筆にも有益であり、専門性の強化にも寄与する。	
		経営特殊講義		本講義は、経営学の先端的・実務的課題を理論・制度・事例の三層から総合的に学ぶ特別科目である。MOT、中小企業の会計・政策・診断、国際金融戦略、実践経営など多様な領域を扱い、技術革新や制度環境、国際金融情勢など変化の大きい要因を踏まえて企業行動を理解する力を培う。 ケース分析や討議を通じて、現場の課題を理論に基づき構造化し、実践的な解決策へと落とし込む能力を養成する。取り扱うテーマや方法は、最新の経営環境や受講者の関心に応じて柔軟に更新する。	
		ビジネス法特殊講義		本講義は、企業活動を取り巻く多様な法的課題を実務と理論の両面から横断的に学ぶ特別科目である。不動産鑑定評価、国際ビジネス法務(国際地仲裁、中国ビジネス法等)、知的財産マネジメント、消費税・金融課税・租税救済法・米国税法などのトピックを扱い、企業の意思決定に不可欠な法制度の理解と実務対応力を養う。法令・学説・判例を踏まえつつ、事例分析や討議を通じてリスク把握、課題構造化、実務的な解決策の構築能力を高める。取り扱う内容は最新の制度改正や国際的動向に応じて柔軟に更新する。	
経営	経営戦略	経営倫理		本講義では、企業の社会的責任やハラスメント問題、マーケティングをめぐる倫理的課題など、現代企業が直面する多様な倫理問題を取り上げる。経営理念や社訓に関する研究を講読し、企業理念が従業員の働き方に与える影響を理解することから出発し、CSRや組織文化の観点から企業の望ましい行動を考える。明確な「正解」が存在しない倫理問題について、議論を通じて矛盾の除去や一貫した見解形成を目指し、良識あるビジネスパーソンとしての判断力を養う。	
		イノベーション特論		本講義では、企業が顧客のニーズを理解し価値を提供するためのマーケティングと、新しい価値を創造するイノベーションの全体像を学ぶ。企業が継続的に顧客を創造するためには、既存顧客への価値提供だけでなく、新しい価値の創造が不可欠であるとの視点から、イノベーション・マネジメントの歴史、プロセス、パターン、企業間競争、研究開発、事業化活動などを体系的に理解することを目的とする。	
		経営戦略特論Ⅰ		本講義では現代企業の経営戦略を多角的に理解することを目的とする。前半では戦略計画学派、創発戦略学派、ポジショニング・ビュー、リソース・ベースト・ビュー、ゲーム論的アプローチという主要5学派を取り上げ、それぞれの特徴と理論構造を体系的に学ぶ。後半ではマーケティング・ミックス、市場細分化、製品ライフサイクル、市場地位別競争戦略、多角化、全社戦略といった基本概念を標準的教科書に基づき解説する。最新トピックスも適宜紹介し、企業戦略の基礎と応用を総合的に習得する。	

授 業 科 目 の 概 要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
経営	経営戦略	経営戦略特論Ⅱ	本講義では、曖昧なまま使われがちな「経営戦略」という概念を原点に立ち返って厳密に捉え直すことを目標とする。実務社会では曖昧な用語が規範として流通すると議論が深化せず結果も曖昧になるため、大学院教育では用語の厳密な理解が不可欠である。講義では「経営戦略とは何か」を中心課題とし、先行研究の分析を通して論点を展開し、論文構成の習熟を図る。学会誌論文の精読、レポート作成、発表、議論を通じて戦略研究の基礎的素養を身につける。	
		競争戦略特論	本講義では、「企業はなぜ成功・失敗するのか」という問いに対して、競争戦略の理論と分析手法から理解を深める。市場環境が急速に変化する現代では普遍的な解答は容易でないが、競争戦略の基本概念と代表的フレームワークを学ぶことで複雑な環境を体系的に捉える力を養う。講義では理論的解説に加えてケーススタディを豊富に使い、実際の成功・失敗事例を通して分析力と提案力の向上を図る。企業事例に応用できる思考方法を習得し、競争戦略の理解を深化させる。	
		コンサルティング特論	本講義では、企業コンサルティングに必要な知識・経験・分析力を実践的に学ぶ。経営資源であるヒト・モノ・カネの関係性や特性を理解し、それらを総合的に活用して成果を高めるコンサルティングの基本視点を扱う。クライアントとの信頼関係の構築は成果に直結する重要要素であり、講義では受講者の問題意識や関心を重視しながら、実務で成果を上げるための着眼点、留意点、思考方法を身につける。発言や意見形成も求められる能動的な学習形式で進められる。	
		ビジネス・コーチング特論	本講義では、ビジネス・コーチングの理論と実践的スキルを体系的に学ぶ。とくに、コーチおよびクライアントの自我状態を理解するための交流分析(TA)の基礎を取り上げ、職場でのコミュニケーション改善や支援の関係構築に役立つ視点を習得する。講師の実務経験をもとに、ビジネスシーンで活用できるコーチング技術やファシリテーション能力を磨くことを目的とする。ケースや演習を通じて実践的理解を深め、現場で応用できるコーチング力の向上を図る。	
		ソーシャル・ビジネス特論	本講義では、近年注目される社会課題解決型の組織がどのように誕生し、発展し、各国で異なる形で受け止められてきたのかを学ぶ。ソーシャル・アントレプレナーシップやソーシャル・エンタープライズの概念を扱い、社会的価値と経済的価値を両立させる取り組みを理解する。各国の事例を比較しながら、社会課題解決に向けたマネジメントの特徴や、組織運営に求められる視点を習得することを目的とする。	
		サービスマネジメント特論	本講義では、現代の経済発展を支えるサービス産業の役割や、製造業を含む多様な分野へのサービス概念の広がりについて学ぶ。サービスマネジメントに関する包括的な理解を深め、基本概念、分析手法、最新トピックスを体系的に整理する。事例を交えた学習を通じて、サービスの提供価値やサービス設計の考え方を理解し、サービス産業のみならず幅広い業種で応用可能なマネジメント力を養うことを目的とする。	
		経営史特論	本講義では、企業経営が歴史的背景によりどのように形成されてきたのかを学ぶ。企業組織は長い歴史の中で特徴的な形を築いており、その変遷を理解することは現代の経営理解に不可欠である。さらに、企業は社会の一構成要素であるため、経営の変化が働く人々や社会へどのような影響を与えてきたのかも考察する。19世紀から20世紀前半のテキスト輪読を通じて、企業戦略、組織、雇用慣行の歴史的変容を理解し、経営学の基礎的視座を築く。	
	組織 マネジメント	経営学概論	本講義では、現代企業の構造と行動に関する主要理論を体系的に学ぶ。経営管理、組織、戦略、分析、リーダーシップ、イノベーション、ガバナンスなど、多様な領域を横断的に扱い、戦略策定のプロセスに沿って理解を深める。土曜日開講科目として社会人受講者も多いことから、実務との接続を重視し、PPM、製品ライフサイクル、ポーターの戦略論、企業家論などの代表的フレームワークも扱う。実務に有用な視点を獲得し、経営学の体系的理解を目的とする。	
		経営組織特論	本講義では、組織の仕組みや働きを理解するための基礎的視点を学ぶ。ミクロ組織論からマクロ組織論まで幅広く扱い、組織構造、組織文化、モチベーション、リーダーシップなど、組織行動に関わる多様な理論を俯瞰する。古典的議論と新しいトピックスを取り上げ、組織を多面的に分析する力を養う。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
経営	組織マネジメント	経営管理特論	本講義は、専門性の高い実務家の育成を目的として、経営管理論と組織論の主要テーマを体系的に学ぶ。戦略やイノベーションといった経営管理の重要領域を紹介した上で、とくに組織論に焦点を当て、リーダーシップ、キャリア、モチベーションなどの人間行動に関する理論を扱う。また、組織概念、組織構造、その基本形態や新しい組織モデルを学び、さらに組織文化や組織変革のアプローチについて事例を通じて理解を深める。総合的な分析力と実務への応用力の強化を目指す。	
		人的資源管理特論	本講義では、企業が経営資源の中でも最も重要な「人」をどのように管理し活かすのかについて学ぶ。序盤では人的資源管理の基礎原理を扱い、その後、採用・配置・評価・報酬など、人的資源管理の主要機能を体系的に取り上げる。終盤では現代的な課題を扱い、労務管理・HRM・PMといった重要概念を踏まえながら、人材マネジメントの実践的理解を深めることを目的とする。	
		企業分析特論	本講義の目的は、実際の企業データを用いて多様な計量分析を自ら実施できる力を養うことである。分析対象は株主構成、ガバナンス構造、従業員待遇、CSR など多岐にわたり、受講者の関心に合わせて取り扱う領域が調整される。これらの要素が企業行動や業績にどのような影響を与えるかを、先行研究に基づく分析手法を用いて検証する。演習を通じて、修士論文で計量分析を行うための実践的スキルの習得を目指す。	
		組織間関係特論	国際競争が激化する中、企業は同業他社だけでなく異業種とも協力し合い、相互補完的な組織間関係を構築している。本講義では、経営戦略論や組織論の基礎概念をもとに、組織間関係の形成要因、企業間パートナーシップ、企業間取引、連携・調整の仕組み、組織間変動、地域社会との関係などを理解する。企業がどのように資源を補完し合い、競争と協調を両立させるのかを学び、変化する環境下での組織のあり方について考察することを目的とする。	
		中小企業経営特論	本講義では、成長する中小企業と停滞・衰退する中小企業の違いを理解することを目的とし、文献講読、ディスカッション、リサーチなどを通じてマネジメント要因を多面的に学ぶ。また、成長企業にみられる戦略・組織・アントレプレナーシップの特徴を捉え、実践的な視点から中小企業経営の理解を深める。	
		リーダーシップ特論	本講義では、組織運営において重要なリーダーシップ理論を幅広く学ぶ。心理学を中心に発展してきた多様な理論は時に矛盾を含むが、それらを比較検討し基本的知見を整理する。さらに、近年の国際比較研究プロジェクト(GLOBE など)の成果も取り上げ、文化差がリーダーシップの発揮にどう影響するかを議論する。受講者は多様なアプローチを理解し、状況に応じた適切なリーダーシップのあり方を考察する力を身につけることを目指す。	
		組織行動心理学特論	本講義では、組織における人間行動を理解するために、行動心理学、モチベーション理論、メンタルヘルス、健康経営、労働安全衛生、消費者行動などの幅広い領域を扱う。職場でのストレス、従業員の健康と生産性の関係、動機づけの仕組みなど、実務にも直結するテーマを取り上げ、組織行動の基礎的理解を深める。	
		中小企業診断特論	本講義は、中小企業診断士業務や企業経営者・幹部候補生を対象に、中小企業診断の重要ポイントを体系的に学ぶ内容である。企業の実態を踏まえた経営分析、課題把握、改善提案など、実務で求められる視点を解説し、診断に必要な基礎的知識・考え方を身につける。就職活動や企業内での戦略立案にも役立つ応用力を養成することを目的とする。	
		中小企業政策特論	本講義では、中小企業政策の立案・運用を担う行政側と、政策を利用する中小企業側の両視点から実務を理解する。実務において中小企業政策の立案・運用を担当する講師が、政策の実施者(行政)と利用者(中小企業)の両者の視点から解説する。政策が企業行動にどのように影響するのか、また中小企業が直面する経営課題に対してどのような施策が設計されているかを学び、実務的理解の深化を目指す。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
経営	組織マネジメント		本実習では、中小企業1社を対象として実地調査を行い、企業の問題点を診断し、課題を抽出したうえで改善策を提言する。企業の歴史・概要調査、内部環境分析、外部環境分析、SWOT分析を通じて現状を把握し、経営ビジョンや戦略策定へとつなげる実践的プロセスを学ぶ。実務に近い形で分析・提案を行うことで、診断スキルと経営課題発見力の向上を目指す。	
			本実習では、製造業やサービス業などの企業を訪問し、現状分析から経営課題の抽出、改善策の提示までを行う。分析結果は診断報告書としてまとめ、企業に提出することを必須とする。SWOT分析、人事・組織、販売戦略、生産・調達、財務分析、経営戦略など多面的観点から企業を捉え、課題の本質を抽出する力を養う。	
			本実習では、製造業・流通業・サービス業など多様な企業を対象に、企業診断に必要な実務を学ぶ。企業の沿革、内部・外部環境の調査、SWOT分析、経営課題抽出、戦略策定、改善策提案など一連の診断プロセスを実践的に身につける。	
			本実習では、実習に適した企業を選定し、事前準備から企業訪問、問題点分析、改善方向性の検討、報告書原案の作成、意見交換、最終報告書の作成、プレゼンテーションまでの一連のプロセスを実践する。ヒアリングや現地視察を通じて課題を具体的に把握し、改善策を論理的に示す技法を習得する。実務さながらの体験を通じて、診断力・分析力・提案力を総合的に強化することを狙いとする。	
			本実習では、製造業・流通業・サービス業などを対象とした企業診断実習を行い、企業の沿革調査、内部環境・外部環境分析、SWOT分析、経営課題抽出、戦略策定、改善策提案など、診断業務の基本プロセスを学ぶ。実務的観点から、企業訪問による現状把握から改善提案までの流れを体系的に体験し、実践的分析力を養う。	
			本実習では、製造業・サービス業など実習に適した企業を訪問し、ヒアリングや現地視察を通じて現状を把握し、経営課題を抽出したうえで改善策を検討する実践的な学習を行う。分析ではSWOTを用いた現状分析を中心に、人事・組織、マーケティング・販売戦略、生産・調達、財務分析、経営戦略など多面的に検討する。得られた結果は診断報告書としてまとめ先方企業へ提出し、最終訪問でプレゼンテーションを実施する。中小企業の経営診断能力を総合的に養うことを目的とする。	
			本講義では、企業統治を意味するコーポレートガバナンスについて、その基盤となる企業観や企業理論を確認した上で、各国における統治構造の相違を比較しながら理解を深める。近年、多くの企業不祥事や事業不振がガバナンス上の問題に起因するケースが増えており、その背景や問題点、改革の方向性について具体的な事例を交えて検討する点が特徴である。また、急成長するスポーツ産業を題材に、ガバナンスの在り方が産業振興にどのように影響するかも考察する。最終的には、コーポレートガバナンス論を通じて、企業を社会的存在として捉える視点を養い、より健全で持続的な企業運営の理解を深めることを目指す。	
			本講義では、製造業を中心とした工場運営に必要な多様な管理技術について体系的に学ぶ。品質管理、原価管理、利益管理、納期や生産量の管理に加え、環境管理や安全管理、労務管理、設備管理、情報管理など幅広い領域を対象とする。TQCやTQM、QC七つ道具といった基礎的手法に加え、原価差異分析、損益分岐点、PERTやMRPなどの計画手法、流動数曲線や発注方式などの実務的知識も扱う。また、かんばん方式やJIT、ERP、BOM、PLM、APS、MESといった生産システムの理解を深め、第四次産業革命やDXの潮流を踏まえた最新の生産管理の考え方にも触れ、総合的なマネジメント能力の向上を目指す。	
			本講義では、企業の戦略を実現するために不可欠となる「組織デザイン」を中心に学ぶ。組織デザインとは、企業の重要な資源である人材をどのように配置し、どのような役割を与え、個々の働きが最も機能的に発揮されるように調整する仕組みを構築することである。組織論の基礎を踏まえつつ、多様な人材の活用方法や人的資源管理との関係を議論し、組織構造や制度設計が企業の成果にどのように影響するかを多面的に考察する。実践的な事例も取り上げながら、戦略と組織の適合をどのように実現するかについて理解を深めることを目指す。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
経営	マーケティング	商学概論	本講義では、商業論および流通システム論を体系的に理解するための基礎理論を学び、現代の商業や流通分野で生じている多様な現象を理論的に説明できる力を養う。商業の役割や機能が流通の中でどのように位置づけられているかを確認しつつ、インターネットの普及やマーケティングとの関係性など、今日的な課題にも触れる。さらに、事例を取り上げながら理論を応用する演習を行い、受講者自身がテーマを設定して発表や議論を重ねることで、商業の働きに対する理解を深める。商業とマーケティングの対立構造や、デジタル環境下での商業の変化についても考察する。	
		マーケティングリサーチ特論	本講義では、新しいマーケティングリサーチの体系を学び、実務で活用できる分析力の習得を目指す。消費者行動、マーケティングサイエンス、多変量データ解析、自然言語処理といった多様な分析アプローチを取り上げ、マーケティング領域における情報収集・分析・解釈の方法を理解する。実際のデータやケースを通じて、理論と実践を結びつける応用力の強化を図る。	
		マーケティング特論	本講義では、急速に変化するビジネス環境に適応できるマーケティング戦略と実践を学ぶ。前半ではマーケティング戦略・戦術の基礎理論を扱い、企業が環境変化を察知し、顧客価値を創出するための考え方を学修する。後半では受講生が実際の企業事例を分析し、ケーススタディを通じて自ら戦略提案を行う実践的な学習形態を採用する。企業分析、情報収集、環境適応、戦略立案などのスキルを総合的に高めることを目的とする。	
		マーケティング概論	本講義では、初学者を対象にマーケティングの基礎理論を体系的に学ぶ。基礎理論の習得に加え、企業ケースを扱った簡易ディスカッションを通して実践的理解を深める。さらに、アジア圏を中心とした海外の日系企業の現地マーケティングにも触れ、理論を実例と結びつけて学べる構成となっている。企業家やコンサルタントを招く予定もあり、実務視点からの理解促進を図る。	
		流通特論	本講義では、流通ビジネスの変革がどのように進展してきたかを体系的に学ぶ。日本の商業近代化がなぜ円滑に進んだのか、総合量販店から専門量販店へと主導権が移った要因、デジタルプラットフォームが勝者総取りを実現した背景など、多角的に検討する。また、オンラインとオフラインを統合したオムニチャネルの今後の進化についても取り上げる。グループ別にPBL形式の事例研究を実施し、理解の深化と応用力の育成を図る。	
	会計	会計学概論	本講義では、財務会計を中心に、外部報告や減価償却などの基礎的テーマを取り上げ、それらの目的、処理方法、問題点を整理する。さらに歴史的展開と背景を学び、会計制度の成立意義を理解することを目的とする。	
		財務会計特論	本講義では、財務会計の基本概念と、企業活動に伴う取引を財務諸表へ適切に反映するための仕組みを学ぶ。財務会計は、資本提供者や債権者など利害関係者に対し、企業の経営成績(P/L)、財政状態(B/S)、キャッシュフロー(CF)を説明するための重要な手続である。講義では、益金・損金の考え方、会計原則、会社法・金融商品取引法・法人税法との関係なども取り上げ、財務諸表作成者だけでなく利用者にとっても必要となる知識を整理する。実務での意思決定に必要な会計情報の読み解き方を身につけることを目的とする。	
		管理会計特論	本講義では、経営者の意思決定を支える管理会計の仕組みを学ぶ。財務会計と異なり、管理会計は企業内部のマネジメントに資する情報提供が目的である。講義では、管理会計がどのように成立し発展してきたかという歴史的背景を踏まえ、各時代における代表的手法や技法がどのように生まれ普及したのかを理解する。マネジメント・コントロールとの関係も学び、企業経営に必要な会計的思考の基礎を身につける。	
		原価計算特論	本講義では、原価計算の基礎を踏まえたうえで、コストマネジメントの視点から原価情報の活用方法を学ぶ。企業の原価計算は戦略的目的・管理的目的に分けられ、講義ではこれらの観点を踏まえて原価企画、ライフサイクル・コストینگ、品質コスト管理、業績評価、在庫管理などの主要テーマを取り扱う。さらに各概念や手法がどのように構築され、管理活動にどのように関与するかを理解し、批判的思考を通じて実務に応用できる力を養う。	
		国際会計特論	本講義では、近年新設・改正された日本の会計基準を国際的視点から検討する。とくに国際会計基準(IFRS)との関連を踏まえ、日本基準の特色や課題を理解することを目的とする。ヨーロッパの会計基準との比較を行いながら、国際化が進む会計領域に対応する知識を養う。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
経営	会計	内部統制特論		本講義では、内部統制を学術的に理解するのではなく、実務において適切に内部統制を構築するための基礎的スキルの習得を目指す。企業の財務報告に係る内部統制制度や、関連するリスクマネジメント、コーポレートガバナンスとの関係を理解し、ビジネスプロセスに潜むリスクを発見する力を養う。講義では、業務プロセスの可視化を通じてリスクに対応するコントロール設計を学び、最終的には財務報告リスクへの対処方法を体系的に習得する。
		監査特論		本講義では、新設・改正された監査基準を題材に、会計学の集大成としての監査論を体系的に学ぶ。監査基準の背景にある理論的根拠や、監査が果たす社会的役割を理解し、実務で求められる判断基準を身につけることを目的とする。さらに、サステナビリティ報告など近年拡大する監査対象についても取り上げ、監査人の専門性、独立性、判断プロセスについて考察する。
		公会計特論		本講義は、公会計(政府、公営企業、NPO等を含む非営利組織の会計)の基礎理論を学び、各組織が抱える課題の分析を通じて改善策を検討することを目的とする。営利企業とは異なる会計目的・制度設計を理解し、なぜ公会計が独自の会計処理を必要とするのかを探究する。講義では、公会計の制度、課題、改革の方向性を事例とともに学び、公共部門特有の財務情報の読み解き方を習得する。
	ファイナンス	経済学概論		本講義では、初学者を対象としてミクロ経済学(前半)とマクロ経済学(後半)の基礎を体系的に講義する。ミクロ分野では消費者行動、企業行動、市場均衡を扱い、需要・供給の仕組みを理解する。マクロ分野では GDP や財政政策・金融政策の基礎を学び、経済全体の動きを捉える視点を習得する。また、経済学の特徴であるモデル分析に慣れるため、実際に計算や図を描く演習も行う。理論理解と分析スキルの基礎を固めることが目的である。
		金融証券特論		本講義では、企業金融(コーポレートファイナンス)の観点から企業活動を理解し、資本市場と企業価値創造の関係を学ぶ。企業が経営資源を活用して価値を生み出すための金融面の仕組みを理解し、「カネ」の流れを分析する。前半は基礎理論を扱い、後半は実務事例を取り上げて企業経営と資本市場の関係を考察する。金融理論が実務にどのように応用されているかを学び、企業財務の基礎的理解を深める。
		行動ファイナンス特論		本講義では、投資家の心理や行動の偏りが市場にどのような影響を与えるかを扱う行動ファイナンスの基礎を学ぶ。代表的な理論や簡易な実証を踏まえながら、投資家行動・投資家心理の特徴、非合理性が市場に及ぼす影響について議論する。
		事業承継特論		本講義では、後継者不足が深刻化する中小企業の事業承継について、現状・課題・支援策を体系的に理解する。事業承継には親族内承継・親族外承継・M&A など複数の類型があり、それぞれ特有の法的・経営的課題が存在する。本講義では、類型ごとの論点を整理し、実務における支援方法を学ぶとともに、承継後の企業が成長するために必要な支援のあり方も検討する。また、裁判例や実務事例を踏まえ、事業承継を契機としたイノベーションや組織再編の可能性にも触れ、企業成長につながる承継支援の理解を深める。
		資産運用特論		本講義では、「調達」と「運用」という資本市場の二側面から資産運用を理解する。前半ではファイナンス理論および資産運用理論の基礎を取り扱い、企業価値の仕組みや評価方法について学ぶ。後半では、受講者が仮想ポートフォリオを設定し、リスクとリターンの評価、改善方法の検討を行う実践的演習を通じ、投資判断に必要な分析力を身につける。企業価値理論・株価評価・ポートフォリオ理論などを体系的に理解し、理論を実務に応用できる能力の獲得を目指す。
		IPO特論		本講義では、IPO(新規株式公開)の仕組みと実務を学ぶ。証券取引所への上場プロセス、上場審査の基準、上場後の企業に求められる管理体制など、IPO をめぐる制度と実務的視点を体系的に理解する。企業の成長段階に応じた資金調達手段としての IPO の意義についても考察する。
		コーポレートファイナンス特論		本講義では、金融取引の基礎となる分析手法と概念を学び、企業財務の意思決定プロセスを理解する。貨幣の時間価値、裁定取引、社債・株式の価値計算、ポートフォリオ理論、資本資産価格モデル(CAPM)など、ファイナンスの基礎理論を英語・日本語両方の概念で学修する。講義は詳細な理論解説と演習を組み合わせた密度の高い内容で、学生とのやりとりも多く理解促進を図る。さらに、中間テストのフィードバックや時事ニュースの紹介を通じて、理論の応用力育成を重視する。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
法	ビジネス法	ビジネス法		本講義では、ビジネス実務に不可欠な法的知識を、民法(契約法)および国際取引法(国際私法・国際民事訴訟法・国際仲裁)を中心に学ぶ。法律の条文の読み方、基本概念、契約書の解釈・作成など、実務に直結する内容を扱う。さらに、外国法(特に英米法)の考え方を学び、日本法との比較を通じて国際ビジネスに必要な法的視点を養う。英文契約書の読解も扱い、基礎的な英語力を前提に国際契約実務に対応できる力を身につけることを目的とする。
		民法Ⅰ		本講義では、民法典第一編総則(1～169条)を対象とし、意思表示、法律行為、代理、時効、信義誠実の原則など、民法総則の基礎概念を学ぶ。初回はガイダンスと総論の概説、以降は受講者によるレジュメ作成と報告を中心に進行する。民法総則は他の法領域にも深く関わる基本構造を持つため、法学を初めて学ぶ者にも重要な位置づけを持つ。条文の趣旨や理論背景を理解し、民法全体の土台を形成することを目的とする。
		民法Ⅱ		本講義では、物権法を中心に学修する。物権法は民法だけでなく、都市計画法や建築基準法など他法令との関係理解が不可欠であり、講義では教科書講読に加えて、不動産取引の観点から現実の紛争事例を扱う。受講者は判例報告を行い、法的論点を整理しながら実務との接点を理解する。物権変動や公示原則といった重要概念を押さえ、体系的な物権法理解を構築することを目指す。
		民法Ⅲ		本講義は、民法第三編のうち債権総論および契約総論を中心に扱う。契約の成立・効力・債務不履行責任など、私法関係の基礎となる概念を学ぶとともに、必要に応じて契約各論にも触れ、具体的な契約類型との関連づけを行う。現代社会の多様な契約実務に対応できるよう、条文理解と判例分析を通じて理論的枠組みを身につけることを目的とする。
		民法Ⅳ		本講義では、不法行為と債務不履行に基づく損害賠償責任を中心に扱う。私人間の損害賠償に関する多様な論点を検討し、初回のガイダンスでは院生の関心を確認したうえで講義内容を調整する。判例分析を通じて、損害の範囲、因果関係、過失、慰謝料などの論点を理解し、現代的紛争に対する法的思考力を養うことを目的とする。
		民法Ⅴ		本講義では、民法第五編(相続)を対象とし、判例・学説の整理を通じて相続法の全体像と基本的思考方法を学ぶ。法制度の背景にある社会の事情や人々の意識にも目を向け、遺産分割、相続人の範囲、遺留分など主要論点を客観的に理解する。現代相続法における課題を把握し、今後の研究や実務に必要な分析力を身につけることを目的とする。
		会社法		本講義では、現行会社法の基礎を踏まえつつ、「経営戦略としての会社法」を視点として学ぶ。会社法は企業に多くの選択肢を与え、その選択が戦略に直結するため、制度理解は経営上の重要性を増している。また、多様な利害関係者を満足させる現代企業においては、ガバナンスや企業価値を高める観点から会社法を学ぶ必要がある。本講義では、会社法の基本的知識に加え、近年の会社法改正、コーポレートガバナンス・コード、金融商品取引法との関係にも触れ、討議を通じて企業統治の実務理解を深める。
		民事手続法		本講義では、民事訴訟手続きを中心に、裁判所制度や紛争解決手続全般を体系的に理解する。私人間や団体内部、会社間など多様な紛争に対し、仲裁・調停などと比較しながら民事訴訟制度の特色を学ぶ。とくに、公平な第三者の前で当事者が主張を尽くす機会を保障する「手続保障」の理念を重視し、その意義を明らかにする。さらに、判決手続、非訟事件、民事執行、保全、倒産手続、人事訴訟、行政事件、労働審判手続など幅広い領域に触れ、紛争処理の基礎的理解を養う。
		登記法		本講義では、不動産登記法を中心に、民法総則から債権・担保物権までの実体法と登記手続きを横断的に学ぶ。不動産登記法は不動産取引の安全性を支える制度であり、民法・商法など多くの実体法と関連するため、体系的理解が重要である。また、企業実務で必要となる登記法の基礎知識を習得するとともに、商業登記法にも触れ、法人登記の仕組みや意義も扱う。登記制度の全体像を理解し、実務で役立つ法的知識を身につけることを目的とする。
		信託法		本講義では、2007年の大幅改正によって再整備された新信託法を基礎に、信託の仕組みとその民事・商事上の活用を学ぶ。信託は財産管理や承継の手段として多様な場面で利用されており、講義では条文の構造と趣旨を丁寧に確認しながら、関連する民法その他の法制度にも触れる。まず信託の基本概念を理解し、続いて民事信託・商事信託の活用場面や制度上の論点を学び、実務に応じた信託の使い方を身につけることを目的とする。

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
法	税法	所得税法	本講義では、租税法総論および所得税法の基本構造を理解することを目的とする。所得概念、各種所得区分、課税方法などの法構造を学び、条文の解釈・適用の基礎を習得する。さらに、所得税法に関する代表的な裁判例を読み、事実関係整理、論点抽出、既存ロジックの適用といった法的分析力を鍛える。将来、他の租税領域を研究する際にも応用可能な問題解決能力を養うことを目指す。	
		法人税法	本講義では、法人税法における法人所得の意義を入り口として、会社法・企業会計との関係を踏まえながら法人税に関する基本的枠組みを学ぶ。納税義務者、益金・損金の概念、法人税法22条の射程など主要論点を整理し、条文の解釈・適用の方法を身につける。また、リーディングケースを通じて、事実関係の整理、法的論点の抽出、既存ロジックの適用といった分析力を養成することを目的とする。	
		消費税法	本講義では、消費税法の基本構造を理解し、租税法理論との関係を体系的に整理する。租税法律主義、申告納税制度、租税公平主義といった租税法総論の基礎に触れつつ、消費税法がどのような理論に基づいて構築されているかを学ぶ。さらに、判例研究を通じて、学生が今後他の租税分野を学ぶ際にも応用可能な問題解決能力を涵養することを目的とする。	
		相続税法	本講義では、相続税法上の基本概念とともに、課税逃れに関連する裁判例や近年の注目事例を取り上げ、その法的検討を行う。相続税・贈与税の課税体系や租税回避をめぐる論点、財産評価の基準などを理解し、説得的な解釈論を展開する能力を養う。裁判例の分析を通して、法的思考力と応用力の向上を図る。	
		国際租税法	本講義では、国際取引に対して複数国が課税権を有することから生じる二重課税問題や、租税回避問題を中心に学ぶ。関連国がどのように課税権を行使し、租税条約がどのように調整機能を果たすかを理解する。また、企業の国際取引に対する租税回避該当性を事例研究を通じて検討し、国際課税制度の基本理念や実務上の課題を習得する。	
		資産・事業承継税務	本講義では、資産承継・事業承継に関する税制の仕組みと法的問題を学ぶ。高齢化が進む中で事業承継が困難になるケースが増える一方、承継を契機に成長する企業も存在する。相続税の小規模宅地等の特例、非上場株式の納税猶予制度など、事業承継税制の主要論点を取り上げる。さらに、判例分析を通じて法的課題を検討するとともに、EU の事業承継税制との比較にも触れ、今後の制度のあり方を考察する。	
	公共法	刑事法	本講義では、刑法に関する主要判例を素材として刑法解釈学を学ぶ。刑事責任や構成要件該当性、違法性、責任能力など刑法の基本概念を、具体的判例を通じて検討する。大学院科目であるため受講者の主体的参加を前提とし、議論を通じて判例の意義や判断構造を深く理解することを目指す。	
	社会法	独占禁止法・競争政策	本講義では、市場経済の秩序を規定する「競争法(独占禁止法)」を中心に学ぶ。企業が競争のルールを適切に理解し遵守することは、実務において不可欠であり、企業の競争行動や戦略判断にも直結する。経済法の基礎的枠組み、独禁法の規制内容や違反類型、競争政策の意義などを扱い、現実の事例を通じて法の適用と企業行動の関係性を理解する。	
		雇用関係法	本講義では、雇用関係に関わる基本的な法律知識を学ぶ。労働契約、労働条件、労使関係など、企業における人事管理に必要な法的枠組みを理解することを目的とする。	
	新領域法	知的財産法	本講義では、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法を含む知的財産法の総合的理解を目指す。我が国は技術力やコンテンツ創造力に優れており、知財の重要性は高い。各法制度の基礎と保護対象、権利内容、侵害・救済など主要論点を整理し、企業活動における知的財産の活用とリスク管理の視点を習得する。	
		不動産証券化法務	本講義では、不動産証券化の仕組みと法的課題を体系的に学ぶ。不動産証券化とは、特定目的会社(SPC)に不動産を移転し、そのキャッシュフローを裏付けに資金調達を行う手法であり、投資単位の小口化や倒産隔離などの特徴を持つ。講義では、資産流動化法、投信法、信託法など関連法令を取り上げ、不動産証券化スキームがどのように構成され、法的リスクがどこに生じるのかを理解する。法学・税務・不動産の知識を横断的に習得し、証券化実務への応用力を養う。	

授業科目の概要				
経営学研究科経営学専攻(博士前期課程)				
科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容
法	新領域法	不動産鑑定理論		本講義では、不動産の価値がどのように形成されているのかを理論と実践の両面から学ぶ。不動産鑑定士が拠り所とする不動産鑑定評価の基礎理論を取り上げ、土地価格が決定される要因や評価のための理論的枠組みを理解する。また、鑑定の実務において実際にどのようなプロセスで評価が行われるのか、不動産を見る際に重視すべき観点についても具体的に学習する。さらに、不動産の証券化によって市場が金融商品としてどのように形成されてきたのか、証券化市場の現状や今後の展望についても考察する。不動産鑑定評価基準を踏まえながら、不動産の価値判断に必要な視点を身につけることを目的とする。
		不動産開発特論		本講義では、不動産開発に関わる幅広い専門領域を総合的に学ぶ。不動産マーケットの分析方法や建築企画の基礎、不動産鑑定の考え方に加え、投資分析や事案レポート作成といった実務的スキルを身につけることを目的とする。特に、社会経済が大きく変化する現代において、不動産を取り巻く環境がどのように変容しているのかを理解し、その変化に対応した不動産開発のビジョンを考察する点に重点を置く。社会経済、不動産開発、事案分析などのキーワードを踏まえ、今後の実務や研究活動に生かせる視点を養う。

学校法人大阪経済大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
大阪経済大学				大阪経済大学				
経済学部				経済学部				
経済学科	680	-	2,720	経済学科	680	-	2,720	
経営学部第1部				経営学部第1部				
経営学科	430	-	1,720	経営学科	430	-	1,720	
ビジネス法学科	200	-	800	ビジネス法学科	200	-	800	
経営学部第2部				経営学部第2部				
経営学科	50	-	200	経営学科	50	-	200	
情報社会学部				情報社会学部				
情報社会学科	300	-	1,200	情報社会学科	300	-	1,200	
人間科学部				人間科学部				
人間科学科	200	-	800	人間科学科	200	-	800	
国際共創学部				国際共創学部				
国際共創学科	120	-	480	国際共創学科	120	-	480	
計	1,980	-	7,920	計	1,980	-	7,920	
大阪経済大学大学院				大阪経済大学大学院				
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻 (博士前期課程)	10	-	20	経済学専攻 (博士前期課程)	10	-	20	
経済学専攻 (博士後期課程)	5	-	15	経済学専攻 (博士後期課程)	5	-	15	
経営学研究科				経営学研究科				
経営学専攻 (修士課程)	50	-	100	経営学専攻 (博士前期課程)	50	-	100	課程変更(届出)
				経営学専攻 (博士後期課程)	2	-	6	課程変更(届出)
経営情報研究科				経営情報研究科				
経営情報専攻 (修士課程)	20	-	40	経営情報専攻 (修士課程)	20	-	40	
人間科学研究科				人間科学研究科				
臨床心理学専攻 (修士課程)	10	-	20	臨床心理学専攻 (修士課程)	10	-	20	
人間共生専攻 (修士課程)	10	-	20	人間共生専攻 (修士課程)	10	-	20	
計	105	-	215	計	107	-	221	

大阪府内における位置関係



各キャンパスへの交通アクセス

路線図



交通アクセス

大阪シテイバス(約40分)・井高野車庫前行「大阪経大前」・「大阪経大正門」下車すぐ
 阪急京都線(約13分)
 阪急京都線(約40分)
 阪急神戸線(約27分)
 JR京都線(約19分)※「摂津富田」下車
 JRおおさか東線(約5分)
 南海本線(約24分)
 大阪メトロ御堂筋線(約2分)
 大阪メトロ谷町線(約29分)
 大阪メトロ千日前線(約8分)
 大阪メトロ長堀鶴見緑地線(約2分)
 近鉄けいはんな線・地下鉄中央線(約19分)
 京阪本線(約12分)※「関目」下車
 徒歩(約15分)
 大阪シテイバス(約3分)
 ※井高野車庫前行「大阪経大前」下車すぐ
 徒歩(約15分)
 大阪シテイバス(約3分)
 ※布施駅前「大桐二丁目」下車すぐ
 徒歩(約4分)
 徒歩(約6分)
 徒歩(約2分)

最寄駅からの距離および各キャンパスの周辺図

1 大阪経済大学(大隅キャンパス)



- 阪急京都線「上新庄」駅下車 徒歩約15分
- 大阪メトロ今里筋線「瑞光四丁目」駅下車 徒歩約2分

上新庄駅から約 1km、瑞光四丁目駅から約 250m

2 北浜キャンパス



- 大阪メトロ御堂筋線・京阪本線「北浜」駅下車 直結
- 大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅下車 地下道で直結(約500m、徒歩約7分)
- 京阪中之島線「なにわ橋」駅下車 徒歩約1分

北浜駅、淀屋橋駅から直結

3 摂津キャンパス

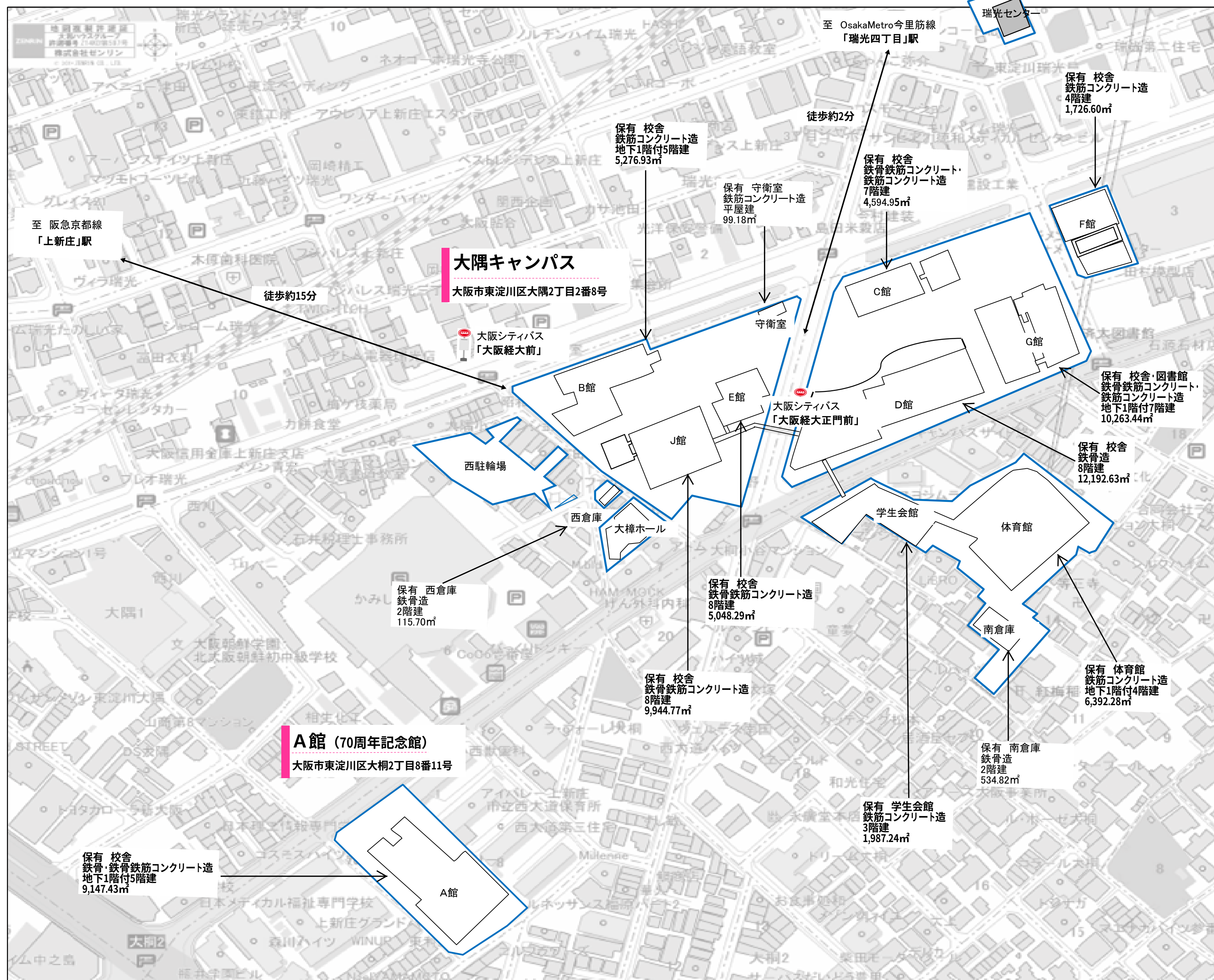


- 大阪メトロ今里筋線「井高野」駅下車 徒歩約5分
- ※ 大隅キャンパス最寄駅「瑞光四丁目」駅から一駅

井高野駅から約 450m、井高野南口（バス停）から約 150m

校舎その他の建物の配置図

大阪経済大学校地 117,575.04㎡
所在地:大阪府大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号

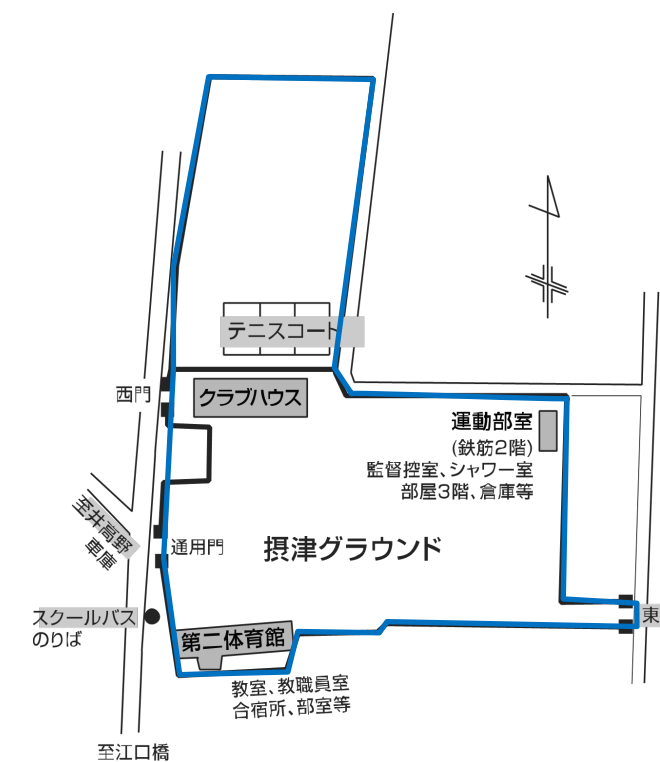


瑞光センター

大阪市東淀川区瑞光4丁目8番12号

摂津キャンパス

摂津市別府3丁目15番26号



茨木グラウンド

茨木市大字福井1500番地の1



北浜キャンパス

大阪市中央区北浜1丁目8番16号 (大阪証券取引所3階)

大阪経済大学学則（案）

大阪経済大学学則

目 次

第 1 章	目 的	2
第 2 章	組 織	2
第 3 章	教 職 員 組 織	2
第 4 章	教 授 会	2
第 5 章	〔教養部会〕削 除	2
第 6 章	〔大学評議会〕削 除	3
第 7 章	授業科目と単位制	3
第 8 章	履修方法、課程修了および学位の授与	18
第 9 章	入学、転学部、転学科、転部、転入学、編入学、学士入学、 留学、休学、復学、退学および再入学	20
第 10 章	学 生 の 定 員	22
第 11 章	委託学生、科目等履修生、聴講生および国際留学生等	23
第 12 章	検定料、入学金、授業料およびその他の納付金	23
第 13 章	賞 罰	24
第 14 章	付 属 施 設	24
第 15 章	厚生保健施設および奨学制度	25
第 16 章	修業年限、学年、学期および休業日	25
第 17 章	改 廃	25
附 則		25
別 表		31

第 1 章 目 的

(目的)

- 第 1 条 本大学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の規定するところにしたがい、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与することを目的とする。
2. 本大学の学部、学科および教育職員養成課程の人材養成の目的と教育目標は別に定める。

第 2 章 組 織

(学部学科)

- 第 2 条 本大学に次の学部と学科を置く。
- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 経済学部 | 経済学科 |
| (2) 経営学部 第 1 部 (昼間学部) | 経営学科 |
| (3) 経営学部 第 1 部 (昼間学部) | ビジネス法学科 |
| (4) 経営学部 第 2 部 (夜間学部) | 経営学科 |
| (5) 情報社会学部 | 情報社会学科 |
| (6) 人間科学部 | 人間科学科 |
| (7) 国際共創学部 | 国際共創学科 |

(大学院)

- 第 3 条 本大学に大学院を置く。大学院については別に学則を定める。

第 3 章 教 職 員 組 織

(教職員)

- 第 4 条 本大学に、教育職員と事務職員を置く。
2. 本大学の教育職員を分けて、学長、学部長、教授、准教授、講師および助教とする。
3. 本大学の事務職員を分けて、事務職員および技術職員とする。
4. 教職員に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 章 教 授 会

(教授会)

- 第 5 条 本大学の各学部教授会を置く。
2. 学部教授会は、専任の教育職員をもって構成する。
3. 学部教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。
4. 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該学部に関する次の事項を審議し意見を述べるものとする。
- | |
|--|
| (1) 学生の入学、卒業および課程の修了 |
| (2) 学位の授与 |
| (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの |
5. 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長または学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
6. 学部教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第 5 章 [教 養 部 会] 削 除

- 第 6 条 削 除

第 6 章 [大学評議会] 削 除

第 7 条 削 除

第 7 章 授 業 科 目 と 単 位 制

(授業科目)

第 8 条 本大学に開設する授業科目は、全学共通科目および学科専攻科目に分ける。

(全学共通科目)

第 9 条 全学共通科目の授業科目は外国語科目、広域科目、オープン科目に分ける。

2. 外国語科目ならびに広域科目の授業科目および単位数は、次のとおり定める。

ただし、外国語科目のうち、日本語は留学生配当科目とする。

配当年次および履修条件は履修規程ならびに教育職員養成課程に関する規程に定める。

分野	授 業 科 目	単位	分野	授 業 科 目	単位
外 国 語 科 目	必修外国語科目		外 国 語 科 目	中 国 語 IV a	1
	英 語 I a [R & W]	1		中 国 語 IV b	1
	英 語 I b [L & S]	1		朝 鮮 語 I a	1
	英 語 II a [R & W]	1		朝 鮮 語 I b	1
	英 語 II b [L & S]	1		朝 鮮 語 II a	1
	英 語 III a [R & W]	1		朝 鮮 語 II b	1
	英 語 III b [L & S]	1		朝 鮮 語 III a	1
	英 語 IV a [R & W]	1		朝 鮮 語 III b	1
	英 語 IV b [L & S]	1		朝 鮮 語 IV a	1
	フランス語 I a [講読]	1		朝 鮮 語 IV b	1
	フランス語 I b [文法]	1		日 本 語 I a	1
	フランス語 II a [講読]	1		日 本 語 I b	1
	フランス語 II b [文法]	1		日 本 語 II a	1
	フランス語 III a [講読]	1		日 本 語 II b	1
	フランス語 III b [文法]	1		日 本 語 III a	1
	フランス語 IV a [講読]	1		日 本 語 III b	1
	フランス語 IV b [文法]	1		日 本 語 IV a	1
	ドイツ語 I a [講読]	1		日 本 語 IV b	1
	ドイツ語 I b [文法]	1		日 本 語 V a	1
	ドイツ語 II a [講読]	1		日 本 語 V b	1
	ドイツ語 II b [文法]	1		日 本 語 VI a	1
	ドイツ語 III a [講読]	1		日 本 語 VI b	1
	ドイツ語 III b [文法]	1	目	選択外国語科目	
	ドイツ語 IV a [講読]	1		T O E I C I	2
	ドイツ語 IV b [文法]	1		T O E I C II	2
	スペイン語 I a [講読]	1		T O E I C III	2
	スペイン語 I b [文法]	1		英語コミュニケーション I	2
	スペイン語 II a [講読]	1		英語コミュニケーション II	2
	スペイン語 II b [文法]	1		ビ ジ ネ ス 英 語 I	2
	スペイン語 III a [講読]	1		ビ ジ ネ ス 英 語 II	2
	スペイン語 III b [文法]	1		フ ラ ン ス 語 演 習	2
	スペイン語 IV a [講読]	1		ド イ ツ 語 演 習	2
	スペイン語 IV b [文法]	1		中 国 語 演 習	2
	中 国 語 I a	1		ス ペ イ ン 語 演 習	2
	中 国 語 I b	1		朝 鮮 語 演 習	2
	中 国 語 II a	1		語 学 研 修	2
	中 国 語 II b	1		外 国 語 特 殊 講 義	2
	中 国 語 III a	1		資 格 英 語 I	2
	中 国 語 III b	1		資 格 英 語 II	2

分野	授 業 科 目	単位
広 域 科 目	思 想 と 文 化	
	哲 学 入 門	2
	現 代 と 哲 学	2
	心 理 学 入 門	2
	現 代 の 心 理 学	2
	倫 理 学 入 門	2
	現 代 の 倫 理	2
	現 代 と 宗 教	2
	人 文 地 理 学	2
	教 育 学 入 門	2
	現 代 と 教 育	2
	芸 術 学 入 門	2
	美 術 史	2
	日 本 文 化 論	2
	日 本 語 表 現	2
	文 学 入 門	2
	日 本 の 文 学	2
	中 国 の 文 学	2
	欧 米 の 文 学	2
	歴 史 と 社 会	
	歴 史 学 入 門	2
	日 本 の 歴 史	2
	ア ジ ア の 歴 史	2
	ヨ ー ロ ッ パ の 歴 史	2
	政 治 学 入 門	2
	現 代 の 政 治	2
	法 学 入 門	2
	現 代 の 法	2
	日 本 の 憲 法	2
	経 済 学 入 門	2
	現 代 の 日 本 経 済	2
	経 営 学 入 門	2
	現 代 の ビ ジ ネ ス	2
	社 会 学 入 門	2
	現 代 社 会 論	2
	考 古 学	2
	民 俗 学	2
	大 阪 の 経 済 と 文 化	2
	大 阪 経 済 大 学 の 歴 史	2

分野	授 業 科 目	単位
広 域 科 目	健康とスポーツ	
	ス ポ ー ツ 方 法 学	2
	レクリエーション方法学	2
	ス ポ ー ツ 実 技 A	1
	ス ポ ー ツ 実 技 B	1
	ス ポ ー ツ の 理 論	2
	レクリエーションの理論	2
	健 康 増 進 の 理 論	2
	自 然 と 生 活	
	地 理 学 入 門	2
	地 誌	2
	自 然 科 学 概 論	2
	科 学 史	2
	数 学 入 門	2
	現 代 の 数 学	2
	物 理 学 入 門	2
	現 代 と 物 理 学	2
	化 学 入 門	2
	現 代 と 化 学	2
	宇 宙 の 科 学	2
	地 球 の 科 学	2
	自 然 地 理 学	2
	生 物 学 入 門	2
	データサイエンスと数理	
	データサイエンス概論	2
	統 計 学 入 門	2
	現 代 と 統 計	2
	キャリア形成科目	
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン	2
	イ ン タ ー ン シ ッ プ	2
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 入 門	2
	論 理 的 思 考 入 門	2
	日 本 語 表 現 演 習 (書き方)	2
	日 本 語 表 現 演 習 (話し方)	2
	社 会 人 基 礎 学 力 I	2
	社 会 人 基 礎 学 力 II	2
	共 通 特 殊 講 義	
	共 通 特 殊 講 義	2

3. オープン科目として経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目、国際共創学部科目、グローバル科目を置く。

(1) [オープン科目]のうち、経済学部科目、経営学部科目、情報社会学部科目、人間科学部科目、国際共創学部科目は、各学部から提供し、履修規程に定める。

(2) [オープン科目]のうち、グローバル科目の授業科目、単位数は次のとおり定める。

配当年次および履修条件は履修規程ならびに教育職員養成課程に関する規程に定める。

区分	授 業 科 目	単位
オープン科目	American Society and Culture	2
	Contemporary Chinese Economy	2
	International Communication	2
	Japan-China Relations	2
	Japanese Politics	2
	Economics & the Global Economy	2
	International Commercial Law	2
	Introduction to Japanese Business	2
	Financial Accounting	2

区分	授 業 科 目	単位
オープン科目	Accounting History	2
	Comparative Civilizations	2
	Global History	2
	Global Issues	2
	Japanese Culture	2
	Urban Geography	2
	Regional Environment and Sustainability	2
	Development and Management	2
	Peace and Coexistence	2

(学科専攻科目)

第 10 条 各学部各学科における学科専攻科目の授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分ける。

2. 経済学部経済学科、経営学部第1部経営学科、ビジネス法学科、情報社会学部情報社会学、人間科学部人間科学科および国際共創学部国際共創学科の教育課程に履修コースを設ける。各学科における学科専攻科目の授業科目は、履修規程により履修コースごとに必修科目、選択科目および自由科目に分ける。

3. 各学部各学科における学科専攻科目の授業科目、単位数は次のとおり定める。

配当年次および履修条件は履修規程ならびに教育職員養成課程に関する規程に定める。

(1) 経済学部 経済学科

区分	授 業 科 目	単位
基礎科目	マクロ経済学基礎	2
	ミクロ経済学基礎	2
	経済理論基礎	2
	経済史基礎	2
	データ処理基礎	2
	日本経済論	2
	金融論	2
	経済政策	2
	社会政策	2
	国際経済論	2
発展科目	開発経済論	2
	地域経済論	2
	地域政策	2
	経済数学基礎	2
	経済数学	2
	マクロ経済学	4
	マクロ経済学特論	2
	マクロ経済動学	2
	マクロ経済動学特論	2
	ミクロ経済学	4
発展科目	ゲーム理論	2
	行動経済学	2

区分	授 業 科 目	単位
発展科目	社会経済学	2
	社会経済学特論	2
	経済理論Ⅰ	4
	経済理論Ⅱ	4
	日本経済史	2
	日本経済史特論	2
	西洋経済史	2
	西洋経済史特論	2
	世界経済史	2
	現代経済史	2
	アジア経済史	2
	社会思想史	2
	社会思想史特論	2
	経済学史	2
	経済学史特論	2
	統計学基礎	2
	統計学のための数学	2
	データ処理発展	2
	プログラミングⅠ	2
	プログラミングⅡ	2
	統計学	2
	経済統計	4

区分		授 業 科 目	単位
発 展 科 目	基 幹 科 目	計 量 経 済 学 I	2
		計 量 経 済 学 II	2
		国 民 経 済 計 算 論	4
		経 済 情 報 処 理 学	2
		実 験 経 済 学	2
	コ ー ス 科 目	日 本 経 済 特 論	2
		ア メ リ カ 経 済 論	2
		ヨ ー ロ ッ パ 経 済 論	2
		ア ジ ア 経 済 論	2
		ア ジ ア 経 済 特 論	2
		中 国 経 済 論	2
		中 国 経 済 特 論	2
		ロ シ ア 経 済 論	2
		ラ テ ン ア メ リ カ 経 済 論	2
		社 会 主 義 経 済 論	2
		金 融 特 論	2
		金 融 政 策 論	2
		金 融 政 策 特 論	2
		金 融 シ ス テ ム 論	2
		金 融 シ ス テ ム 特 論	2
		資 本 市 場 論	2
		企 業 フ ァ イ ナ ンス 論	2
		国 際 金 融 論	4
		地 域 金 融 論	2
		経 済 政 策 特 論	2
		産 業 組 織 論	4
		流 通 経 済 論	2
		流 通 経 済 特 論	2
		労 働 経 済 論	2
		労 働 経 済 特 論	2
		公 共 経 済 学	4
		公 共 政 策	2
		財 政 政 策	2
		財 政 政 策	2
		地 方 財 政 論	2
		福 祉 国 家 論	2
		社 会 保 障 論	2
		社 会 福 祉 論	2
		高 齢 者 福 祉 論	2
		教 育 と 社 会	2
		ジ ェ ン ダ ー 論	2
		環 境 経 済 学	2
		環 境 政 策	2
		環 境 社 会 学	2
		憲 法 学 I	2
		憲 法 学 II	2
		民 法 I	2
民 法 II	2		
労 働 法	4		
行 政 学	2		
行 政 法 総 論	2		
行 政 法 各 論	2		

区分		授 業 科 目	単位
発 展 科 目	コ ー ス 科 目	政 治 学	2
		地 方 自 治 論	2
		地 方 自 治 法	2
		自 治 体 法 務	2
		税 法 総 論	2
		税 法 各 論	2
		国 際 経 済 特 論	2
		開 発 経 済 特 論	2
		国 際 貿 易 論	2
		国 際 政 治 学	2
		国 際 関 係 論	2
		国 際 社 会 論	2
		日 中 交 流 史	2
		日 中 交 流 史 特 論	2
		中 国 近 現 代 史	2
		中 国 近 現 代 史 特 論	2
		経 済 地 理 学	2
		農 業 経 済 論	2
		農 村 政 策	2
		都 市 経 済 論	2
		都 市 政 策	2
		都 市 計 画	2
		地 域 開 発 論	2
		交 通 経 済 論	2
		中 小 企 業 論	2
		中 小 企 業 政 策	2
		地 域 商 業 政 策	2
		関 西 経 済 論	2
		地 域 文 化 論	2
		地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 論	2
		地 域 防 災 論	2
		多 文 化 共 生 論	2
		経 営 学 (基 礎)	2
		非 営 利 組 織 論	2
		海 外 実 習	2
		工 場 見 学	2
		地 域 ・ 社 会 調 査	2
		ボ ラ ン テ ィ ア 論	2
		産 業 ・ 金 融 コース 特殊講義	2
		公 共 政 策 コース 特殊講義	2
		国 際 政 治 経 済 コース 特殊講義	2
		地 域 政 策 コース 特殊講義	2
選 択 科 目		応 用 ミ ク ロ 計 量 経 済 学	2
		デ ー タ 分 析 I	2
		デ ー タ 分 析 II	2
		機 械 学 習 I	2
		機 械 学 習 II	2
		ア メ リ カ ン ・ ス タ デ ィ ー ズ	2
		フ ラ ン ス 語 圏 文 化 論	2
		中 国 の 歴 史 と 文 化	2
		日 本 の 文 化	2
		デ ー タ サ イ エ ン ス 特殊講義	2

区分	授 業 科 目	単位
選 択 科 目	グローバル人材特殊講義	2
	経済学部特殊講義	2
	特別演習	2
	日本史概説	2
	西洋史概説	2
	東洋史概説	2

区分	授 業 科 目	単位
演 習 科 目	基礎演習Ⅰ	2
	基礎演習Ⅱ	2
	演習Ⅰ	2
	演習Ⅱ	2
	演習Ⅲ	2
	卒業研究	4

(2) 経営学部 第1部 経営学科

区分	授 業 科 目	単位
学 部 基 礎 科 目	経営学Ⅰ	2
	経営学Ⅱ	2
	会計学(初級)Ⅰ	2
	会計学(初級)Ⅱ	2
	ビジネス法	2
	アカデミックスキル	2
	情報実習Ⅰ	2
	情報実習Ⅱ	2
	会計学(中級)Ⅰ	2
	会計学(中級)Ⅱ	2
学 科 専 門 科 目	経営管理論Ⅰ	2
	経営管理論Ⅱ	2
	経営組織論Ⅰ	2
	経営組織論Ⅱ	2
	人的資源管理論Ⅰ	2
	人的資源管理論Ⅱ	2
	マーケティング論Ⅰ	2
	マーケティング論Ⅱ	2
	経営戦略論Ⅰ	2
	経営戦略論Ⅱ	2
	競争戦略論Ⅰ	2
	競争戦略論Ⅱ	2
	財務会計論Ⅰ	2
	財務会計論Ⅱ	2
	原価計算論Ⅰ	2
	原価計算論Ⅱ	2
	管理会計論Ⅰ	2
	管理会計論Ⅱ	2
	国際会計論Ⅰ	2
	国際会計論Ⅱ	2
	国際経営論Ⅰ	2
	国際経営論Ⅱ	2
	中小企業論Ⅰ	2
	中小企業論Ⅱ	2
	生産管理論	2
	企業論Ⅰ	2
	企業論Ⅱ	2
	リーダーシップ論	2
	流通論Ⅰ	2
	流通論Ⅱ	2
	起業論	4
	イノベーション論Ⅰ	2
	イノベーション論Ⅱ	2
	ビジネスエシックス	2

区分	授 業 科 目	単位
学 科 専 門 科 目	ビジネスエコノミクスⅠ	2
	ビジネスエコノミクスⅡ	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	2
	組織関係論Ⅰ	2
	組織関係論Ⅱ	2
	企業分析基礎Ⅰ	2
	企業分析基礎Ⅱ	2
	基礎金融論	2
	経営学Ⅰ	2
	経営学Ⅱ	2
	経営統計Ⅰ	2
	経営統計Ⅱ	2
	経済学Ⅰ	2
	経済学Ⅱ	2
	統計学概論	4
	マーケティングリサーチ	4
	産業・組織心理学Ⅰ	2
	産業・組織心理学Ⅱ	2
	国際経営史	2
	投資戦略論(株式編)	2
	投資戦略論(派生商品編)	2
	リスクマネジメント	2
	公益企業論	2
	金融ビジネス論Ⅰ	2
	金融ビジネス論Ⅱ	2
	会計学(上級)Ⅰ	2
	会計学(上級)Ⅱ	2
	簿記アドバンスⅠ	2
	簿記アドバンスⅡ	2
	財務諸表分析	2
	企業分析の事例研究	2
	コンピュータ会計	4
	税務会計論入門	2
	国際税務会計論	2
	内部統制監査論	2
	監査論	4
	連結財務諸表論	4
	社会関連会計論	4
	公会計論	4
	コーチング&メンタリング	2
	実践ヒューマンスキル	2
	実践マーケティングⅠ	2
	実践マーケティングⅡ	2
	ビジネスプランニングⅠ	2

区分	授 業 科 目	単位
学 科 専 門 科 目	ビジネスプランニングⅡ	2
	行 動 科 学 実 験 法	2
	行 動 計 量 学	2
	販 売 管 理 特 論 初 級	2
	販 売 管 理 特 論 中 級 Ⅰ	2
	販 売 管 理 特 論 中 級 Ⅱ	2
	マ ネ ジ メ ン ト ゲ ー ム	4
	企 業 分 析 Ⅰ	2
	企 業 分 析 Ⅱ	2
	ビジネスプレゼンテーションⅠ	2
	ビジネスプレゼンテーションⅡ	2
	経 営 情 報 実 習 Ⅰ	2
	経 営 情 報 実 習 Ⅱ	2
	地 域 企 業 連 携 実 習	2
	グローバルビジネスの最前線	2
	組 織 調 査 演 習	4
	民 法 Ⅰ（ 総 則 ）	2
	民 法 Ⅱ（ 物 権 ）	2
	民 法 Ⅲ（ 担 保 物 権 ）	2
	民 法 Ⅳ（ 債 権 総 論 ）	2
	民 法 Ⅴ（ 契 約 法 ）	2
	企 業 取 引 法	2
	有 価 証 券 法	2
	ビ ジ ネ ス 法 実 務	2

区分	授 業 科 目	単位
学 科 専 門 科 目	会 社 法	4
	中 小 企 業 法	2
	簿記リテラシーⅠ（３級：商業簿記）	2
	簿記リテラシーⅡ（２級：商業簿記）	2
	簿記リテラシーⅢ（２級：工業簿記）	2
	コーポレートガバナンス	2
	金 融 商 品 取 引 法	2
	国 際 取 引 法	2
	憲 法 Ⅰ	2
	憲 法 Ⅱ	2
	租 税 法	4
	経 営 学 特 殊 講 義	2
	法 学 特 殊 講 義	2
	International Commercial Law	2
	Introduction to Japanese Business	2
	外国書講読Ⅰ（経営学）	2
	外国書講読Ⅱ（経営学）	2
	法 学 概 説	2
	職 業 指 導	4
	演 習 Ⅰ	2
	特 別 演 習	2
	演 習 Ⅱ	2
	演 習 Ⅲ	2
	卒 業 研 究	4

(3) 経営学部 第１部 ビジネス法学科

区分	授 業 科 目	単位
学 部 基 礎 科 目	経 営 学 Ⅰ	2
	経 営 学 Ⅱ	2
	会 計 学（ 初 級 ） Ⅰ	2
	会 計 学（ 初 級 ） Ⅱ	2
	ビ ジ ネ ス 法	2
	ア カ デ ミ ッ ク ス キ ル	2
	情 報 実 習 Ⅰ	2
	情 報 実 習 Ⅱ	2
	会 計 学（ 中 級 ） Ⅰ	2
	会 計 学（ 中 級 ） Ⅱ	2
学 科 専 門 科 目	民 法 Ⅰ（ 総 則 ）	2
	民 法 Ⅱ（ 物 権 ）	2
	民 法 Ⅲ（ 担 保 物 権 ）	2
	民 法 Ⅳ（ 債 権 総 論 ）	2
	民 法 Ⅴ（ 契 約 法 ）	2
	民 法 Ⅵ（ 法 定 債 権 ）	2
	民 法 Ⅶ（ 親 族・相 続 ）	2
	企 業 取 引 法	2
	有 価 証 券 法	2
	ビ ジ ネ ス 法 実 務	2
	会 社 法	4
	経 営 管 理 論 Ⅰ	2
	経 営 管 理 論 Ⅱ	2
	経 営 組 織 論	2

区分	授 業 科 目	単位
学 科 専 門 科 目	経 営 組 織 論 Ⅱ	2
	経 営 戦 略 論 Ⅰ	2
	経 営 戦 略 論 Ⅱ	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論 Ⅰ	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論 Ⅱ	2
	競 争 戦 略 論 Ⅰ	2
	競 争 戦 略 論 Ⅱ	2
	人 的 資 源 管 理 論 Ⅰ	2
	人 的 資 源 管 理 論 Ⅱ	2
	金 融 商 品 取 引 法	2
	国 際 取 引 法	2
	International Commercial Law	2
	不 動 産 法 Ⅰ（ 基 礎 ）	2
	不 動 産 法 Ⅱ（ 展 開 ）	2
	憲 法 Ⅰ	2
	憲 法 Ⅱ	2
	刑 法 Ⅰ（ 総 論 ）	2
	刑 法 Ⅱ（ 各 論 ）	2
	労 働 法 Ⅰ	2
	労 働 法 Ⅱ	2
	行 政 法 Ⅰ	2
	行 政 法 Ⅱ	2
	消 費 者 法	2
	中 小 企 業 法	2

区分	授 業 科 目	単位
学 科 専 門 科 目	経 済 法 I	2
	経 済 法 II	2
	知的財産法 I	2
	知的財産法 II	2
	社会保険法	2
	経 済 刑 法	2
	租 税 法	4
	民 事 訴 訟 法	4
	簿記リテラシーⅠ（3級：商業簿記）	2
	簿記リテラシーⅡ（2級：商業簿記）	2
	簿記リテラシーⅢ（2級：工業簿記）	2
	財 務 諸 表 分 析	2
	管 理 会 計 論 I	2
	管 理 会 計 論 II	2
	財 務 会 計 論 I	2
	財 務 会 計 論 II	2
	原 価 計 算 論 I	2
	原 価 計 算 論 II	2
	国 際 会 計 論 I	2
	国 際 会 計 論 II	2
	ビジネスエシックス	2
	コーポレートガバナンス	2
	リーガルリサーチ	2
	リーガルディベート	2
	事例・判例研究	2
	模 擬 裁 判	2
	模 擬 契 約	2
	企業分析基礎Ⅰ	2
	企業分析基礎Ⅱ	2
	企業分析Ⅰ	2
	企業分析Ⅱ	2
	マネジメントゲーム	4
	ビジネスプランニングⅠ	2
	ビジネスプランニングⅡ	2
	基礎金融論	2
	経 営 統 計 I	2
	経 営 統 計 II	2
	企業分析の事例研究	2
	金融ビジネス論Ⅰ	2
	金融ビジネス論Ⅱ	2
	経 済 学 I	2
	経 済 学 II	2
	ビジネスエコノミクスⅠ	2
	ビジネスエコノミクスⅡ	2
	コーチング&メンタリング	2
	実践ヒューマンスキル	2
	実践マーケティングⅠ	2
	実践マーケティングⅡ	2
	ビジネスプレゼンテーションⅠ	2
	ビジネスプレゼンテーションⅡ	2
	販売管理特論初級	2
	販売管理特論中級Ⅰ	2
	販売管理特論中級Ⅱ	2
	投資戦略論（株式編）	2

区分	授 業 科 目	単位
学 科 専 門 科 目	投資戦略論（派生商品編）	2
	統 計 学 概 論	4
	マーケティングリサーチ	4
	コ ン ピ ュ ー タ 会 計	4
	企 業 論 I	2
	企 業 論 II	2
	中 小 企 業 論 I	2
	中 小 企 業 論 II	2
	生 産 管 理 論	2
	起 業 論	4
	国 際 経 営 論 I	2
	国 際 経 営 論 II	2
	リ ー ダ ー シ ッ プ 論	2
	流 通 論 I	2
	流 通 論 II	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅰ	2
	サプライチェーンマネジメント論Ⅱ	2
	監 査 論	4
	組 織 調 査 演 習	4
	外国書講読Ⅰ（経営学）	2
	外国書講読Ⅱ（経営学）	2
	簿 記 ア ド バ ン ス I	2
	簿 記 ア ド バ ン ス II	2
	会 計 学（上 級）Ⅰ	2
	会 計 学（上 級）Ⅱ	2
	連結財務諸表論	4
	税務会計論入門	2
	国際税務会計論	2
	内部統制監査論	2
	社会関連会計論	4
	公 会 計 論	4
	法 学 特 殊 講 義	2
	外国書講読Ⅰ（法学）	2
	外国書講読Ⅱ（法学）	2
	経 営 学 特 殊 講 義	2
	地域企業連携実習	2
	グローバルビジネスの最前線	2
	Introduction to Japanese Business	2
	法 学 概 説	2
	職 業 指 導	4
	演 習 I	2
	特 別 演 習	2
	演 習 II	2
	演 習 III	2
	卒 業 研 究	4

(4) 経営学部 第2部 経営学科

区分	授 業 科 目	単位
学 科 基 礎 科 目	経 営 学 I	2
	経 営 学 II	2
	会 計 学 (初 級) I	2
	会 計 学 (初 級) II	2
	ビ ジ ネ ス 法	2
	ア カ デ ミ ッ ク ス キ ル	2
	言 語 リ テ ラ シ ー (英 語)	2
	言 語 リ テ ラ シ ー (実 用 英 語)	2
	情 報 実 習 I	2
	情 報 実 習 II	2
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン	2
	健 康 と ス ポ ー ツ の 理 論	2
	健 康 と ス ポ ー ツ の 方 法 学	2
	統 計 学	2
学 科 基 幹 科 目	経 営 管 理 論 I	2
	経 営 管 理 論 II	2
	経 営 組 織 論 I	2
	経 営 組 織 論 II	2
	経 営 戦 略 論 I	2
	経 営 戦 略 論 II	2
	人 的 資 源 管 理 論 I	2
	人 的 資 源 管 理 論 II	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論 I	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ 論 II	2
	競 争 戦 略 論 I	2
	競 争 戦 略 論 II	2
	サ ー ビ ス 産 業 論 I	2
	サ ー ビ ス 産 業 論 II	2
	商 業 簿 記 I	2
	商 業 簿 記 II	2
	財 務 会 計 論 I	2
	財 務 会 計 論 II	2
	財 務 管 理 論 I	2
	財 務 管 理 論 II	2
	民 法 総 論	2
	不 動 産 概 論	2
	契 約 法	2
	企 業 取 引 法	2
	国 際 取 引 法	2
	企 業 法 I	2
	企 業 法 II	2
	経 済 学 基 礎	2

区分	授 業 科 目	単位
経 営 コ ー ス 目	企 業 論 I	2
	企 業 論 II	2
	イ ノ ベ ー シ ョ ン 論 I	2
	イ ノ ベ ー シ ョ ン 論 II	2
	ネ ッ ト ビ ジ ネ ス 論 I	2
	ネ ッ ト ビ ジ ネ ス 論 II	2
	ベンチャービジネス論 I	2
	ベンチャービジネス論 II	2
	中 小 企 業 論 I	2
	中 小 企 業 論 II	2
	サプライチェーンマネジメント論 I	2
	サプライチェーンマネジメント論 II	2
	組 織 間 関 係 論 I	2
	組 織 間 関 係 論 II	2
	国 際 経 営 論 I	2
	国 際 経 営 論 II	2
	流 通 論 I	2
	流 通 論 II	2
	金 融 ビ ジ ネ ス 論 I	2
	金 融 ビ ジ ネ ス 論 II	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ リ サ ー チ I	2
	マ ー ケ テ ィ ン グ リ サ ー チ II	2
	経 営 統 計 I	2
	経 営 統 計 II	2
	リ ー ダ ー シ ッ プ 論	2
	サ ー ビ ス マ ネ ジ メ ン ト 論 I	2
	サ ー ビ ス マ ネ ジ メ ン ト 論 II	2
	サ ー ビ ス 業 の ケ ー ス ス タ デ ィ I	2
	サ ー ビ ス 業 の ケ ー ス ス タ デ ィ II	2
	サ ー ビ ス 業 の 経 営 分 析	2
	ホ テ ル マ ネ ジ メ ン ト 論	2
	フ ー ド サ ー ビ ス 論	2
	ツ ー リ ズ ム 論	2
	サ ー ビ ス 産 業 政 策 論	2
	コーチング&メンタリング	2
	サ ー ビ ス の 心 理 学	2
	産 業 ・ 組 織 心 理 学 I	2
	産 業 ・ 組 織 心 理 学 II	2
	ビ ジ ネ ス エ コ ノ ミ ク ス I	2
	ビ ジ ネ ス エ コ ノ ミ ク ス II	2
	原 価 計 算 論 I	2
	原 価 計 算 論 II	2

区分	授 業 科 目	単位
経営 コ ー ス 科 目	管 理 会 計 論 I	2
	管 理 会 計 論 II	2
	国 際 会 計 論 I	2
	国 際 会 計 論 II	2
	財 務 諸 表 特 論 I	2
	財 務 諸 表 特 論 II	2
	簿記リテラシーⅠ（3級：商業簿記）	2
	簿記リテラシーⅡ（2級：商業簿記）	2
	簿記リテラシーⅢ（2級：工業簿記）	2
	簿 記 特 論 I	2
	簿 記 特 論 II	2
	資 格 英 語 I	2
	資 格 英 語 II	2
	販 売 管 理 特 論 初 級	2
	販 売 管 理 特 論 中 級 I	2
	販 売 管 理 特 論 中 級 II	2
	経 営 学 特 殊 講 義	2

区分	授 業 科 目	単位
ビ ジ ネ ス 法 コ ー ス 科 目	知 的 財 産 法 I	2
	知 的 財 産 法 II	2
	労 働 法 I	2
	労 働 法 II	2
	中 小 企 業 法	2
	経 済 法 I	2
	経 済 法 II	2
	行 政 法 I	2
	行 政 法 II	2
	租 税 法 I	2
	租 税 法 II	2
	所 得 税 法 特 論 I	2
	所 得 税 法 特 論 II	2
	法 人 税 法 特 論 I	2
	法 人 税 法 特 論 II	2
	憲 法 基 礎	2
	社 会 保 障 法	2
	刑 事 法	2
	経 済 刑 法	2
	裁 判 法	2
	リ ー ガ ル リ サ ー チ	2
	法 学 特 殊 講 義	2

(5) 情報社会学部 情報社会学科

区分		授 業 科 目	単位
基 幹 科 目		基 礎 社 会 学	2
		企 業 分 析 の 基 礎	2
		現代社会とコンピュータ	2
		情 報 リ テ ラ シ ー	2
コ ー ス 導 入 科 目	社会学・現代ビジネス	社会調査の読み方Ⅰ	2
		社 会 調 査 論 Ⅰ	2
		メ デ ィ ア 論	2
		国 際 社 会 論	2
		基 礎 経 済 学	2
		経 営 学 基 礎	2
		企 業 経 営 論	2
		簿 記 論（初級）Ⅰ	2
	総合情報	データサイエンス基礎	2
		プログラミング思考入門	2
		メディア・コミュニケーション論	2
		デ ザ イン 思 考 入 門	2
		現代社会と人工知能	2
		基本情報システム論	2
		プレゼンテーション技法	2
		コ ー ス 科 目	社会学・現代ビジネス
社 会 調 査 論 Ⅱ	2		
ア ン ケ ー ト 分 析 法	2		
インタビュー分析法	2		
社会的ネットワーク論	2		
家 族 社 会 学	2		
教 育 社 会 学	2		
地 域 社 会 学	2		
都 市 社 会 学	2		
消 費 者 行 動 論	2		
消 費 社 会 論	2		
若 者 論	2		
ポピュラーカルチャー	2		
コミュニケーション論	2		
メ デ ィ ア 社 会 論	2		
マスコミュニケーション論	2		
ソーシャルメディアの社会学	2		
メ デ ィ ア 制 度 論	2		
メディアリテラシー論	2		
グローバルスタディーズ	2		
国 際 文 化 論	2		
ヨ ー ロ ッ パ 研 究	2		
アンケート調査の企画と実践	2		

区分		授 業 科 目	単位
コース科目	社会学・現代ビジネス	社会調査演習（アンケート）Ⅰ	2
		社会調査演習（アンケート）Ⅱ	2
		社会調査演習（インタビュー）Ⅰ	2
		社会調査演習（インタビュー）Ⅱ	2
		英 文 会 計	2
		簿 記 論（初 級）Ⅱ	2
		原 価 計 算 論 入 門	2
		原 価 計 算 論	4
		財 務 会 計 論	4
		簿 記 論（中 級）	4
		金 融 機 関 論	2
		金 融 リ テ ラ シ ー	2
		経 営 戦 略 演 習	2
		経 営 戦 略 論	2
		マ ー ケ テ ィ ン グ 論	2
		国際マーケティング論	2
		コーポレートガバナンス	2
		人 的 資 源 管 理 論	2
		現 代 社 会 と 労 働	2
		組 織 論	2
		中 小 企 業 論	2
		経 済 情 報 分 析	2
		ミ ク ロ 経 済 学 Ⅰ	2
		ミ ク ロ 経 済 学 Ⅱ	2
		国 際 経 済 論	2
		労 働 経 済 学	2
		ゲ ー ミ ン グ 基 礎	2
		社会学・現代ビジネスコース特殊講義	2
	総合情報	人工知能技術基礎	2
		人工知能技術応用	2
		プログラミング基礎	2
		プログラミング応用	2
経済シミュレーション		2	
スマートフォンアプリ開発基礎		2	
スマートフォンアプリ開発応用		2	
データサイエンス統計学基礎		2	
Python プログラミング		2	
Pythonとデータベース		2	
企業情報システム論		2	
インターネット論		2	
データセキュリティ基礎		2	
身体情報処理基礎		2	

区分	授 業 科 目	単位
コ ー ス 科 目	身 体 情 報 処 理 応 用	2
	データサイエンス応用	2
	デ ー タ ベ ー ス 論	2
	サイバー犯罪とセキュリティ	2
	コンピュータ統計学	2
	情報ネットワーク論	2
	情報システム設計	2
	データセキュリティ応用	2
	画 像 処 理 と AI	2
	デ ー タ 処 理 と AI	2
	ス ポ ー ツ 情 報 論	2
	総 合 デ ザ イン 論	2
	メ デ ィ ア 産 業 論	2
	情 報 と 職 業	2
	情報システムの法的保護	2
	情 報 社 会 と 倫 理	2
	インターネットと著作権	2
	認 知 と デ ザ イン	2
	広 告 デ ザ イン 基 礎	2
	広 告 デ ザ イン 応 用	2
	映 像 デ ザ イン 基 礎	2
	映 像 デ ザ イン 応 用	2
	グラフィックデザイン基礎	2
	グラフィックデザイン応用	2
	Web デ ザ イン 基 礎	2
	サウンドデザイン基礎	2
	ゲ ー ム デ ザ イン 基 礎	2
	ゲ ー ム デ ザ イン 応 用	2
	エスノグラフィー基礎	2
	空 間 情 報 処 理 基 礎	2
	広 告 戦 略 論	2
	広告クリエイティブ論	2
	色 彩 論	2
	映 像 メ デ ィ ア 論	2
	メ デ ィ ア ア ー ト 論	2
	インタラクションデザイン論	2
	総合情報コース特殊講義	2
選 択 科 目	社会調査ケーススタディ	2
	文 化 人 類 学	2
	ジ ェ ン ダ ー 論	2
	ボ ラ ン テ ィ ア 論	2
	観 光 サ ー ビ ス 論	2
	社 会 福 祉 論	2

区分	授 業 科 目	単位
選 択 科 目	社 会 保 障 論	2
	地 域 文 化 論	2
	高 齢 者 福 祉 論	2
	農 村 政 策	2
	地 域 政 策	2
	社 会 政 策	2
	時 事 国 際 関 係 論	2
	地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 論	2
	社 会 起 業 論	2
	ファンディング・ビジネス論	2
	財 務 諸 表 分 析 I	2
	財 務 諸 表 分 析 II	2
	会 計 と 歴 史	4
	時 事 金 融 論	2
	Accounting History	2
	Comparative Civilizations	2
	Financial Accounting	2
	Global History	2
	データサイエンス統計学応用	2
	実践データサイエンス	2
	戦 略 的 意 思 決 定 論	2
	ゲ ー ミ ン グ 応 用	2
	情 報 行 動 論	2
	情 報 科 教 育 法 I	2
	情 報 科 教 育 法 II	2
	Web デ ザ イン 応 用	2
	サウンドデザイン応用	2
	エスノグラフィー応用	2
	空 間 情 報 処 理 応 用	2
	デジタルマーケティング論	2
	Python によるファイナンス	4
	情 報 社 会 特 殊 講 義	2
演 習 科 目	情報社会学部基礎演習	2
	演 習 I	2
	演 習 II	2
	演 習 III	2
	卒 業 研 究	4

(6) 人間科学部 人間科学科

区分	授 業 科 目	単位
基礎科目	人間関係の理論と実践	2
	基礎演習Ⅰ	2
	基礎演習Ⅱ	2
	情報リテラシー実習	2
	心理学概論	2
	臨床心理学概論	2
	健康と運動	2
	スポーツ健康科学概論	2
専門科目	社会健康学入門	2
	社会安全学入門	2
	公認心理師の職責	2
	心理学研究法	2
	心理学統計法Ⅰ	2
	心理学統計法Ⅱ	2
	心理学実験Ⅰ	2
	心理学実験Ⅱ	2
	知覚・認知心理学	2
	学習・言語心理学	2
	感情・人格心理学	2
	神経・生理心理学	2
	社会・集団・家族心理学	2
	発達心理学	2
	障害者・障害児心理学	2
	健康・医療心理学	2
	福祉心理学	2
	教育・学校心理学	2
	司法・犯罪心理学	2
	産業・組織心理学	2
	人体の構造と機能及び疾病	2
	精神疾患とその治療	2
	関係行政論	2
	心理演習Ⅰ	2
	心理演習Ⅱ	2
	心理実習Ⅰ	2
	心理実習Ⅱ	2
	ホリスティック心理学	2
	被害者・加害者の心理学	2
	人間性心理学	2
	ジェンダーの心理学	2
	精神分析学入門	2
	芸術療法	2
	遊戯療法	2
	集団精神療法	2
	人として生きる倫理	2
	学校保健	2
	こころとからだの発達	2

区分	授 業 科 目	単位
専門科目	衛生・公衆衛生学	2
	消費者心理学	2
	福祉心理学特殊講義	4
	臨床心理学特殊講義	2
	スポーツ生理学	2
	スポーツ運動学	2
	スポーツ社会学	2
	スポーツ心理学	2
	スポーツ産業論	2
	ヘルスプロモーション	2
	健康とスポーツの理論と実際(陸上)	2
	野外活動の理論と実際(スノースポーツ)	2
	野外活動の理論と実際(野外キャンプ)	2
	健康とスポーツの理論と実際(体操)	2
	健康とスポーツの理論と実際(柔道)	2
	健康とスポーツの理論と実際(剣道)	2
	健康とスポーツの理論と実際(ハンドボール)	2
	健康とスポーツの理論と実際(バスケットボール)	2
	健康とスポーツの理論と実際(バレーボール)	2
	健康とスポーツの理論と実際(サッカー)	2
	健康とスポーツの理論と実際(ダンス)	2
	健康とスポーツの理論と実際(水泳)	2
	エアロビック運動の理論と実際(陸上運動)	2
	フィットネスの理論と実際	2
	スポーツ医学	2
	スポーツバイオメカニクス	2
	学校保健	2
	健康心理学	2
	こころとからだの発達	2
	身体測定とデータ解析	2
	運動処方	2
	生活習慣病と運動	2
	衛生・公衆衛生学	2
	スポーツ栄養学	2
	健康産業実習	2
	トレーニング概論	2
	保健体育科教育法Ⅰ	2
	保健体育科教育法Ⅱ	2
	保健体育科教育法Ⅲ	2
	保健体育科教育法Ⅳ	2
	保健体育科実践Ⅰ	2
	保健体育科実践Ⅱ	2
	コーチング論Ⅰ	2
	コーチング論Ⅱ	2
	スポーツトレーナー実践	2
	トレーニング論	2

区分	授 業 科 目	単位
専 門 科 目	スポーツマーケティング	2
	スポーツマネジメント	2
	地域スポーツ論	2
	スポーツイノベーション	2
	スポーツツーリズム	2
	スポーツファイナンス	2
	スポーツ実務実習 a (企業 PBL 型)	1
	スポーツ実務実習 b (海外視察型)	1
	スポーツ政策論	2
	アダプテッドスポーツ	2
	スポーツ統計情報処理	2
	スポーツボランティア実習	2
	実技対策セミナー	2
	スポーツ科学コース特殊講義	2
	医療社会学	2
	現代社会とエイジング	2
	いのちを守るまちづくり	2
	人間と災害	2
	現代家族論	2
	精神保健概論	2
	地域福祉論	2
	人間関係の心理学	2
	ライフデザイン論	2
	自然災害概論	2
	社会災害概論	2
	L G B T Q 論	2
	コミュニケーションの心理学	2
	S D G s 論	2
	知覚・認知心理学	2
	神経・生理心理学	2
	社会・集団・家族心理学	2
	発達心理学	2
	ジェンダーの心理学	2
	人として生きる倫理	2
	地域医療社会論	2
	いのちの医療社会論	2
	健康経営論	2
	医療政策社会論	2
	現代社会とヘルスケア戦略	2
	暮らしの医療社会論	2
	現代社会と食マネジメント論	2
	現代社会と住まい	2
	福祉デザイン概論	2
	ユニバーサルデザイン論	2
	地域子育て論	2
	コミュニティマネジメント論	2
	生命社会学	2
	対人社会心理学	2

区分	授 業 科 目	単位
専 門 科 目	社会心理学	2
	対人行動論	2
	リスク認知心理学	2
	消費者心理学	2
	産業・組織心理学	2
	競争と逸脱の社会学	2
	脱炭素社会論	2
	健康心理学	2
	こころとからだの発達	2
	運動処方	2
	生活習慣病と運動	2
	衛生・公衆衛生学	2
	学校保健	2
	障害者・障害児心理学	2
	スポーツ栄養学	2
	人体の構造と機能及び疾病	2
	養護概論	2
	健康相談活動の理論と方法	2
	病理学・免疫学	2
	地域・看護実習Ⅰ	2
	地域・看護実習Ⅱ (救急処置)	2
	社会ライフデザインコース特殊講義	2
	選択科目	
	政治学概説	2
	教育心理学概論	2
	子どもの臨床心理学	2
	教育相談の理論と方法	2
演 習 科 目	専門演習Ⅰ	2
	専門演習Ⅱ	2
	卒業研究	4
	臨床心理学実践演習 (心理的アセスメント)	2
	臨床心理学実践演習 (心理学的支援法)	2
	スポーツ健康実践演習Ⅰ	2
	スポーツ健康実践演習Ⅱ	2
	社会ライフデザイン実践演習Ⅰ	2
	社会ライフデザイン実践演習Ⅱ	2

(7) 国際共創学部 国際共創学科

分野		授 業 科 目	単位
基 盤 科 目	入 門 科 目	国 際 共 創 入 門	2
		経 済 学 概 論 I	2
		経 済 学 概 論 II	2
		社 会 学 概 論	2
		情 報 化 社 会 と 技 術	2
		デ ー タ 分 析 と 活 用	2
		社 会 調 査 法 入 門	2
		ロ ジ カ ル シ ン キ ン グ	2
		Development of Multicultural Awareness	2
	基 礎 科 目	B a s i c E n g l i s h A	2
		B a s i c E n g l i s h B	2
		国 際 経 済 論	2
		国 際 社 会 論	2
		国 際 文 化 論	2
		グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス 基 礎	2
		経 済 情 報 分 析	2
専 門 科 目	基 幹 科 目	G l o b a l I s s u e s	2
		J a p a n e s e C u l t u r e	2
		文 化 人 類 学	2
		宗 教 と 社 会	2
		社 会 思 想 史	2
		社 会 心 理 学	2
		社 会 シ ス テ ム 論	2
		国 際 社 会 と 人 権	2
		ジ ェ ン ダ ー と 法	2
		政 治 学	2
		多文化コミュニケーション	2
		国 際 社 会 と 日 本 文 化	2
		世 界 経 済 史	2
		ア ジ ア 経 済 論	2
		日 本 経 済 論	2
	目	グ ロー バ ル 企 業 論	2
		ア カ ウ ン テ ィ ン グ	2
		N G O ・ N P O 論	2
		認 知 科 学	2
		ク リ エ イ テ ィ ブ シ ン キ ン グ	2
		リ ー ダ ー シ ッ プ 論	2
		キ ャ リ ア 開 発 論	2
	領 域 科 目	多 文 化 共 生 論	2
		共 生 社 会 論	2
		平 和 と 紛 争	2
		ア ジ ア 文 化 論	2
		文 化 政 策	2
		生 活 文 化 論	2
		現 代 文 化 論	2

分野		授 業 科 目	単位
専 門 科 目	専 領 域 科 目	地 域 研 究 A	2
		地 域 研 究 B	2
		地 域 研 究 C	2
		福 祉 社 会 論	2
		メ デ ィ ア と 社 会	2
		国 際 関 係 論	2
		国 際 社 会 と 外 交	2
		国 際 開 発 論	2
		国 際 保 健 論	2
		国 際 社 会 と 教 育	2
		国 際 協 力 論	2
		環 境 と 社 会	2
		公 共 政 策	2
		環 境 政 策	2
		ま ち づ く り 論	2
		都 市 デ ザ イ ン 論	2
	目	環 境 デ ザ イ ン 論	2
		ア ー ト マ ネ ジ メ ン ト	2
		地 方 創 生 論	2
		中 小 企 業 政 策	2
		ロ ー カ ル ガ バ ナ ン ス 論	2
		パ ブ リ ッ ク マ ネ ジ メ ン ト	2
		社 会 ネ ッ ト ワ ー ク 論	2
		ボ ラ ン テ ィ ア 論	2
		ソ ー シ ャ ル キ ャ ピ タ ル 論	2
		地 域 イ ノ ベ ー シ ョ ン	2
		地 域 産 業 論	2
		情 報 産 業 論	2
発 展 科 目	共 創 科 目	観 光 産 業 論	2
		ツ ー リ ズ ム 論	2
		事 業 創 造 論	2
		社 会 的 企 業 論	2
		グ ロー バ ル ・ リ サ ー チ A	2
		グ ロー バ ル ・ リ サ ー チ B	2
		ロ ー カ ル ・ リ サ ー チ A	2
		ロ ー カ ル ・ リ サ ー チ B	2
	英 語 ア ド バ ン ス ト 科 目	国 際 共 創 プ ロ グ ラ ム	2
		グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス ・ ス タ デ ィ	2
		ロ ー カ ル ビ ジ ネ ス ・ ス タ デ ィ	2
		Reading and Writing A	2
		Reading and Writing B	2
		Listening and Speaking A	2
		Listening and Speaking B	2
		English Communication A	2
		English Communication B	2

分野	授 業 科 目	単位
発 展 科 目	英語アドバンスト科目	
	Advanced English (Discussion)	2
	Advanced English (Presentation)	2
	Advanced English (Debate)	2
	Urban Geography	2
	Regional Environment and Sustainability	2
	Development and Management	2
	Peace and Coexistence	2
	英語学概論	2
	英語音声学	2
	英文法	2
	英語文学 A	2
	英語文学 B	2

分野	授 業 科 目	単位
演 習 科 目	アカデミックスキル I	2
	アカデミックスキル II	2
	演 習 I	2
	演 習 II	2
	演 習 III	2
	卒業研究 I	2
	卒業研究 II	2

(8) 教育職員養成課程配当の「教科及び教職に関する科目」

〔第9条第2項・第3項第2号の全学共通科目および本項第1号から第7号の学科専攻科目以外に次の科目を置く。〕

区分	授 業 科 目	単位
教科及び教職に関する科目	教 職 概 論	2
	学 校 と 教 育 の 歴 史	2
	特 別 支 援 教 育 概 論	2
	教 育 行 政 学	2
	教 育 課 程 論	2
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2
	商 業 科 教 育 法 Ⅰ	2
	商 業 科 教 育 法 Ⅱ	2
	英 語 科 教 育 法 Ⅰ	2
	英 語 科 教 育 法 Ⅱ	2
	英 語 科 教 育 法 Ⅲ	2
	英 語 科 教 育 法 Ⅳ	2
	道徳教育の理論と実践	2
	特別活動および総合的な学習の時間の指導法	2
	教 育 方 法 論	2
	教育におけるICT活用	1
	生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
	教 育 実 習 Ⅰ	5
	教 育 実 習 Ⅱ	3
	教職実践演習(中・高)	2
	養 護 実 習	5
	教職実践演習(養護)	2

区分	授 業 科 目	単位
教科及び教職に関する科目に 設定する科目に	学 校 イン タ ー ン シ ッ プ	2
	道 徳 教 育 の 理 論 と 実 践	2
	人 権 教 育 論	2

(その他の科目)

第 11 条 第 8 条から第 10 条までに規定する全学共通科目および学科専攻科目の他に、必要に応じて、適当な授業科目を開設することができる。

(他大学等における授業科目の履修等の認定)

第 11 条の 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、本大学の定めるところにより学生が他の大学または短期大学（外国の大学または短期大学を含む）において修得した授業科目の単位を、60 単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修等の認定)

第 11 条の 3 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。
ただし、本条により与えることができる単位数は、第 11 条の 2 により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 11 条の 4 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本大学は教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った、第 11 条の 3 に規定する学修を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

ただし、第 11 条の 4 により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて 30 単位を超えないものとし、かつ、第 11 条の 2 および 3 により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(授業の方法)

第 11 条の 5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 学長は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位計算方法)

第 12 条 各授業科目は、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準によりその単位数を計算する。

(1) 全学共通科目の中の必修外国語科目分野に含まれる授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) (1) 以外の講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習および実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

第 8 章 履修方法、課程修了および学位の授与

(授業科目の履修)

第 13 条 学生は、本学則による他、履修規程その他により教授会が定める教育課程にしたがい、所属する学部学科の授業科目を履修しなければならない。

2. 学生が各年次において、履修し得る授業科目の最高単位数は、履修規程の定めるところによる。

(単位取得条件)

第 14 条 学生は所属の学部学科によって、履修規程の定めにしたがい、124 単位以上を修得しなければならない。

(教職課程)

第 15 条 本大学に教育職員養成課程を置く。社会、地理歴史、公民、保健体育、商業、情報、英語、養護の教育職員免許状授与の資格を得ようとする学生のために、「教科及び教職に関する科目（第 10 条第 3 項第 8 号）を開講することができる。

2. 前項の取り扱いについては、教育職員養成課程に関する規程および履修規程の定めるところによる。
3. 教育職員養成課程を履修する場合は、所属する学部学科以外の学科専攻科目の一部について履修することができる。
4. 本大学における教育職員養成課程の履修者に授与できる免許状の種類および免許教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類および教科
経 済 学 部	経 済 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民・商業）
経 営 学 部	第 1 部 経営学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民・商業）
	第 1 部 ビジネス法学科	高等学校教諭一種免許状（公民・商業）
	第 2 部 経営学	高等学校教諭一種免許状（商業）
情報社会学部	情報社会学科	高等学校教諭一種免許状（情報・商業）
人 間 科 学 部	人 間 科 学 科	中学校教諭一種免許状（社会・保健体育） 高等学校教諭一種免許状（公民・保健体育） 養護教諭一種免許状
国際共創学部	国際共創学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）

5. 削除

6. 削除

(学芸員・社会教育主事)

第 15 条の 2 削除

(履修届)

第 16 条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出なければならない。

2. 履修届については、履修規程の定めるところによる。

(試験)

第 17 条 各授業科目については、原則として、その授業の終了した各学期末に定期の試験を行い、学業成績を判定する。

2. 授業時数にたいする出席時数の割合が別に定める一定比率に達しない者は、当該授業科目についての試験を受けることができない。

3. やむを得ない事由のため、定期の試験を受けることができなかった者については追試験を行うことができる。本項については、履修規程の定めるところによる。
4. 試験については、各学部の教授会で定め、履修規程および学内試験細則によって実施する。

(成績)

第 18 条 学業成績は、優、良、可および不可に分け、可以上を合格と認定する。

2. 合格した授業科目については所定の単位を修得したものと認める。ただし、学期の途中で離籍した者には、その学期の単位修得を認めない。

(卒業)

第 19 条 4 年以上在学し、第 14 条に規定する単位数を修得した者に卒業証書を授与することができる。

2. 前項に定める単位数のうち、第 11 条の 5 第 2 項に基づいて履修した授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

(学位授与)

第 20 条 前条により卒業証書を授与された者には、次の区別にしたがって、学士の学位を授与することができる。

- | | | |
|------------|---------|-----------|
| (1) 経済学部 | 経済学科 | 学士（経済学） |
| (2) 経営学部 | 経営学科 | 学士（経営学） |
| | ビジネス法学科 | 学士（経営学） |
| (3) 情報社会学部 | 情報社会学科 | 学士（情報社会学） |
| (4) 人間科学部 | 人間科学科 | 学士（人間科学） |
| (5) 国際共創学部 | 国際共創学科 | 学士（国際共創） |

第 9 章 入学、転学部、転学科、転部、転入学、編入学、学士入学、 留学、休学、復学、退学および再入学

(入学時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 22 条 本大学の学部に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有するものとする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程によって前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者、もしくは大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学出願)

第 23 条 本大学に入学を志願する者は、本大学所定の手続きによって願い出るものとする。

(入学試験)

第 24 条 入学の可否は、所定の試験・考査の上決定する。

2. いったん収受した納付金は返還しない。

(入学許可)

第 25 条 入学を許可された者は、所定の方式にしたがって宣誓し、かつ、本学の承認する保証人を立てなければならない。これを怠る時は、入学許可を取り消すことがある。

(入学手続)

第 26 条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

(学士入学者の修得単位等の認定)

第 27 条 学校教育法による大学の学士号を有する者、学士の学位を授与された者、もしくはこれと同等以上の学力ありと認められる者が入学を許可された場合、または本学への再入学を許可された者については、すでに修得した授業科目と単位数の一部または全部を認定することができる。

(転部・転学部・転学科)

第 28 条 本大学の学生で、他の学部、学科へ移ろうとする者または第 1 部（昼間学部）と第 2 部（夜間学部）間の異動を希望する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

(転入学・編入学)

第 29 条 本大学の学部転入学または編入学（以下「編入学」という。）することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格を有するものとする。

- (1) 日本の大学を卒業した者、および本学以外の日本の大学に 2 年以上在籍（休学期間を除く）し、当該学部・学科において 60 単位以上修得した者
- (2) 日本の短期大学を卒業した者
- (3) 日本の高等専門学校を卒業した者
- (4) 日本の高等学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であること、その他の文部科学省の基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (5) 日本の専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

（ただし、学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2. 編入学の時期は学年の始めとし、本人がすでに修得した授業科目と単位数については、その一部または全部を認定し、本大学において履修すべき授業科目と単位数および在学年数を決定する。

(海外留学)

第 29 条の 2 本大学は、本大学が協定または認定した外国の大学へ留学を希望する者を留学させることができる。

2. 留学に関する規定は、大阪経済大学学部学生留学規程に定める。

(休学)

第 30 条 病気、その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、願い出ることにより、許可を得て休学することができる。

2. 休学の手続きについては、別に定める休学手続規程による。

(退学)

第 31 条 病気、その他やむを得ない事由によって、退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署で願い出なければならない。願い出により退学を許可する。

2. 退学の手続きについては、別に定める退学手続規程による。

(在学期間)

第 32 条 在学期間は8年を超えることができない。

(再入学)

第 33 条 退学した者および除籍された者が再入学を願い出たときは選考試験の上、許可することがある。

2. 再入学の手続きについては、別に定める再入学手続規程による。

(学籍異動許可)

第 34 条 入学、転学部、転学科、転部、編入学、学士入学、休学、復学、退学および再入学の許可は、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第 10 章 学 生 の 定 員

(入学定員及び収容定員)

第 35 条 各学部各学科の学生の定員は次のとおりとする。

(1) 経済学部

	入学定員	収容定員
経済学部 経済学科	680	2,720
計	680	2,720

(2) 経営学部

	入学定員	収容定員
経営学部 第1部（昼間学部）経営学科	430	1,720
経営学部 第1部（昼間学部）ビジネス法学科	200	800
経営学部 第2部（夜間学部）経営学科	50	200
計	680	2,720

(3) 情報社会学部

	入学定員	収容定員
情報社会学部 情報社会学科	300	1,200
計	300	1,200

(4) 人間科学部

	入学定員	収容定員
人間科学部 人間科学科	200	800
計	200	800

(5) 国際共創学部

	入学定員	収容定員
国際共創学部 国際共創学科	120	480
計	120	480

第 11 章 委託学生、科目等履修生、聴講生および国際留学生等

(委託学生等の入学許可)

第 36 条 委託学生、科目等履修生、聴講生として入学を志願する者があるときは、正規の学生の学修を妨げない限り、特別選考の上、許可することがある。

(委託学生の定義)

第 37 条 委託学生とは官公庁、外国政府その他の委託に基づき、第 21 条および第 22 条の規定によらないで、本大学において学修を許された者をいう。

2. 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。
3. 前項の試験に合格した者には、証明書を交付する。
4. その他委託学生については、別に定める委託学生手続規程による。

(科目等履修生)

第 38 条 各学部各学科において、科目等履修生として、1 科目または複数の授業科目の履修を許すことがある。

2. 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した時は、所定の単位を修得したものと認める。
3. その他科目等履修生については、別に定める科目等履修生手続規程による。

(聴講生)

第 39 条 各学部各学科において、聴講生として、1 科目または数科目の聴講を許すことがある。聴講し得る授業科目については、別に定める聴講生手続規程による。

2. その他聴講生については、別に定める聴講生手続規程による。

(委託学生等の納付金)

第 40 条 委託学生、科目等履修生および聴講生は、所定の学費等納付金を納めなければならない。

(委託学生等への規程準用)

第 41 条 委託学生、科目等履修生および聴講生については、本章規定の他、正規の学生についての規定を準用する。ただし、第 19 条および第 20 条の規定は準用しない。

(国際留学生)

第 42 条 外国人で本大学の学部に入學しようとする者は、選考の上、国際留学生として入学を許可する。

2. 国際留学生に関する規定は、大阪経済大学学部国際留学生入学規程に定める。

(特別の課程)

第 42 条の 2 本大学の学生以外の者を対象とした学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成することができる。

2. 特別の課程に関する規定は、大阪経済大学における特別の課程に関する規程に定める。

第 12 章 検定料、入学金、授業料およびその他の納付金

(入学検定料)

第 43 条 入学志願者は、別表 1 に定める入学検定料を納めなければならない。

(入学金)

第 44 条 入学を許可された者は、別表 1 に定める入学金を納めなければならない。

(転学部等の検定料)

第 45 条 転学部、転学科、転部、編入学、学士入学および再入学の試験を受けようとする者は、所定の検定料を納めなければならない。

(学費等の納付)

第 46 条 学生は、別表 1 に定める学費等納付金を納めなければならない。

2. 休学期間中の学費等納付金はこれを徴収しない。

3. 休学する者は、所定の在籍料を納めなければならない。

(実験費・実習費)

第 47 条 実験、実習を必要とする学生は、所定の実験費、実習費を納めなければならない。

(追試験料)

第 48 条 追試験を受けようとする者は、所定の試験料を納めなければならない。

(授業料等納付金)

第 49 条 授業料その他所定の学費等納付金は、別表 1 に定めるとおりとする。

(学費の延納)

第 50 条 学費の納付が困難な者には、審議の上、延納を許可することがある。

(学費の返還)

第 51 条 いったん収受した学費等納付金は返還しない。

ただし、学費等納付規程第 2 条に定める納付期限までに休学願または退学願を提出し、
学長がこれを許可した者についてはこの限りではない。

(学費除籍)

第 52 条 所定の期日までに学費等納付金を納付しない者は除籍する。

第 13 章 賞 罰

(授賞)

第 53 条 人物、学業ともに優秀な者には、授賞することがある。

(懲戒)

第 54 条 学生が学則に違反し、もしくは本学の秩序を乱し、または学生の本分に反する行為があった
ときは、その状況によって懲戒を行う。

2. 懲戒は、けん責、謹慎、停学および退学の 4 種とする。

3. 懲戒の手続については、別に定める懲戒手続規程による。

(退学処分)

第 55 条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 正当な理由なくして、学業を怠る者

(賞罰)

第 56 条 賞罰は、当該学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第 14 章 付 属 施 設

(付属施設)

第 57 条 本大学に次の付属施設を置く。

(1) 図書館

(2) 日本経済史研究所

(3) 中小企業・経営研究所

2. 付属施設の規程は別に定める。

第 15 章 厚生保健施設および奨学制度

(厚生保健施設・奨学制度)

第 58 条 本大学に、学生の厚生保健施設および奨学制度を置く。

2. 学生の厚生保健施設として次のものを置く。
 - (1) 学生寮
 - (2) 学生会館
 - (3) 山小屋
3. 学生の厚生保健施設および奨学制度の規程は別に定める。

第 16 章 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第 59 条 本大学各学部各学科の修業年限は 4 年とする。

(学年・学期)

第 60 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

2. 学年は、春学期と秋学期の 2 学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。
3. 前項に規定する各学期は、前半および後半に分けることができる。

(休業日)

第 61 条 本大学の休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 本大学記念日 9 月 30 日
 - (3) 夏季休業、冬季休業および春季休業 当該年度の学年暦において定める。
2. 教育上必要があるときは、前項の休業日に授業を行うことがある。
 3. 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第 17 章 改 廃

(改廃)

第 62 条 本学則の改廃は、教授会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

第 1 条 本学則施行に必要な細則は別に定める。

第 2 条 本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本学則は、昭和 39 年度第 1 年次生から適用する。

第 3 条 本学則は、昭和 39 年 9 月 18 日に改正した。

第 4 条 改正学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 条 本学則は、昭和 40 年 9 月 13 日に改正した。

第 6 条 改正学則は、昭和 40 年 4 月 1 日に遡って施行する。ただし、改正学則は、昭和 39 年 4 月入学の第 2 年次生にも適用される。

第 7 条 本学則は、昭和 42 年 3 月 4 日に改正した。

第 8 条 改正学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 9 条 本学則は、昭和 47 年 1 月 22 日に改正した。
- 第 10 条 改正学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正学則は、昭和 48 年入学の第 2 年次生、昭和 45 年入学の第 3 年次生にもそれぞれ一部適用される。
- 第 11 条 本学則は、昭和 48 年 2 月 9 日に改正した。
- 第 12 条 改正学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 13 条 本学則は、昭和 58 年 11 月 11 日に改正した。
- 第 14 条 改正学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 15 条 本学則は、昭和 61 年 5 月 23 日に改正した。
- 第 16 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 17 条 本学則は、昭和 61 年 9 月 12 日に改正した。
- 第 18 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 35 条の規定にかかわらず、昭和 62 年度から昭和 67 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
経済学部経済学科 第 1 部（昼間学部）	5 5 0
第 2 部（夜間学部）	1 0 0
経営学部経営学科 第 1 部（昼間学部）	5 5 0
第 2 部（夜間学部）	1 0 0

- 第 19 条 本学則は、昭和 62 年 3 月 24 日に改正した。
- 第 20 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 21 条 本学則は、昭和 63 年 1 月 18 日に改正した。
- 第 22 条 改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 23 条 本学則は、昭和 63 年 7 月 18 日に改正し、同日から施行する。
- 第 24 条 本学則は、平成元年 3 月 6 日に改正し、同日から施行する。
- 第 25 条 本学則は、平成 2 年 2 月 19 日に改正した。
- 第 26 条 改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正学則の内、第 10 条第 4 号および第 15 条は、平成 2 年入学の第 2 年次生から適用される。
- 第 27 条 本学則は、平成 2 年 4 月 26 日に改正した。
- 第 28 条 本学則は、平成 2 年 10 月 1 日に改正した。
- 第 29 条 本学則は、平成 3 年 3 月 22 日に改正した。
- 第 30 条 改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員	
	平成 3 ～ 4 年度	平成 5 ～ 11 年度
経済学部 経 済 学 科 第 1 部（昼間学部）	6 5 0	6 0 0
第 2 部（夜間学部）	1 0 0	1 0 0
経営学部 経 営 学 科 第 1 部（昼間学部）	3 5 0	3 0 0
経営情報学科 第 1 部（昼間学部）	3 0 0	3 0 0
経 営 学 科 第 2 部（夜間学部）	1 0 0	1 0 0

第 31 条 本学則は、平成 3 年 7 月 22 日に改正した。

第 32 条 改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 33 条 本学則は、平成 3 年 9 月 24 日に改正した。

2. 改正学則の内、第 20 条および第 35 条は同日から施行する。

第 34 条 改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 4 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
経済学部 経 済 学 科 第 1 部（昼間学部）	7 0 0
第 2 部（夜間学部）	1 0 0
経営学部 経 営 学 科 第 1 部（昼間学部）	4 5 0
経営情報学科 第 1 部（昼間学部）	3 0 0
経 営 学 科 第 2 部（夜間学部）	1 0 0

第 35 条 本学則は、平成 4 年 3 月 16 日に改正した。

第 36 条 改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正学則の内、第 8 章の章名および第 27 条は、改正日から施行する。

第 37 条 本学則は、平成 5 年 3 月 23 日に改正した。

第 38 条 改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 39 条 本学則は、平成 6 年 3 月 18 日に改正した。

第 40 条 改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 41 条 本学則は、平成 7 年 3 月 23 日に改正した。

第 42 条 改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 43 条 本学則は、平成 8 年 3 月 13 日に改正した。

第 44 条 改正学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 45 条 本学則は、平成 8 年 4 月 22 日に改正した。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、経営学部第 1 部（昼間部）経営情報学科は、在籍学生の卒業まで存続する。

第 46 条 改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 47 条 本学則は、平成 8 年 6 月 13 日に改正した。

第 48 条 改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 49 条 本学則は、平成 9 年 3 月 18 日に改正した。

第 50 条 改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

第 51 条 本学則は、平成 10 年 3 月 18 日に改正した。

第 52 条 改正学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

第 53 条 本学則は、平成 10 年 9 月 16 日に改正した。

第 54 条 改正学則は、平成 10 年 9 月 16 日から施行する。

第 55 条 本学則は、平成 11 年 3 月 19 日に改正した。

第 56 条 改正学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正学則は平成 9 年度入学生から適用される。

第 57 条 本学則は、平成 11 年 7 月 23 日に改正した。

第 58 条 改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員				
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
経済学部 第 1 部（昼間学部） 経 済 学 科	6 5 5	6 1 0	6 0 0	6 0 0	6 0 0
経済学部 第 2 部（夜間学部） 経 済 学 科	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
経営学部 第 1 部（昼間学部） 経 営 学 科	4 5 0	4 5 0	4 2 5	3 9 0	3 5 0
経営学部 第 2 部（夜間学部） 経 営 学 科	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
経営情報学部 経営情報学科	3 0 0	3 0 0	2 9 0	2 8 0	2 7 5

第 59 条 本学則は、平成 12 年 3 月 14 日に改正した。

第 60 条 改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

第 61 条 本学則は、平成 12 年 12 月 5 日に改正した。

第 62 条 改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正学則の内、第 11 条の 4 については平成 12 年 4 月入学生から適用される。

第 63 条 本学則は、平成 13 年 3 月 13 日に改正した。

第 64 条 改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

第 65 条 本学則は、平成 13 年 5 月 15 日に改正した。

2. 第 9 条第 2 項第 1 号および第 10 条第 3 項第 1 号・第 4 号・第 6 号の規定については、平成 14 年 3 月 31 日に在学している者の履修についての経過措置を別に定める。

第 66 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 14 年度から平成 16 年度までの入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入 学 定 員		
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
経済学部 第 1 部（昼間学部） 経 済 学 科	3 5 0	3 5 0	3 5 0
経済学部 第 1 部（昼間学部） 地域政策学科	1 5 0	1 5 0	1 5 0
経済学部 第 2 部（夜間学部） 経 済 学 科	1 0 0	1 0 0	1 0 0
経営学部 第 1 部（昼間学部） 経 営 学 科	3 7 5	3 4 0	3 0 0
経営学部 第 2 部（夜間学部） 経 営 学 科	1 0 0	1 0 0	1 0 0
経営情報学部 経営情報学科	2 6 5	2 5 5	2 5 0
人間科学部 人間科学科	1 7 5	1 7 5	1 7 5

第 67 条 本学則は、平成 13 年 12 月 18 日に改正した。

第 68 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

第 69 条 本学則は、平成 14 年 3 月 19 日に改正した。

第 70 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

第 71 条 本学則は、平成 14 年 3 月 19 日に改正した。

第 72 条 改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、当第 2 部改正学則は平成 13 年度以前の学生にも適用される。

第 73 条 本学則は、平成 15 年 3 月 18 日に改正した。

第 74 条 改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 75 条 本学則は、平成 15 年 7 月 22 日に改正した。
- 第 76 条 改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条の規定にかかわらず、平成 16 年度の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
	平成 16 年度
経済学部 第 1 部（昼間学部）経 済 学 科	3 5 0
経済学部 第 1 部（昼間学部）地域政策学科	1 5 0
経済学部 第 2 部（夜間学部）経 済 学 科	1 0 0
経営学部 第 1 部（昼間学部）経 営 学 科	2 0 0
経営学部 第 1 部（昼間学部）ビジネス法学科	1 0 0
経営学部 第 2 部（夜間学部）経 営 学 科	1 0 0
経営情報学部 経営情報学科	2 5 0
人間科学部 人間科学科	1 7 5

- 第 77 条 本学則は、平成 15 年 11 月 27 日に改正した。
- 第 78 条 改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 79 条 本学則は、平成 15 年 12 月 2 日に改正した。
- 第 80 条 改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 81 条 本学則は、平成 16 年 7 月 20 日に改正した。ただし、第 2 条の規程に関わらず、経営情報学部 経営情報学科は、在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 82 条 改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 33 条については、平成 16 年 7 月 20 日より施行する。
- 第 83 条 本学則は、平成 17 年 3 月 15 日に改正した。
- 第 84 条 改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、配当年次を変更した授業科目については、平成 17 年度以前の入学生にも適用される。
- 第 85 条 本学則は平成 17 年 6 月 7 日に改正した。ただし、第 2 条の規定に関わらず、経済学部 第 2 部経済学科は在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 86 条 改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、配当年次を変更した授業科目については平成 18 年度以前の入学生にも適用する。
- 第 87 条 本学則は平成 18 年 2 月 28 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 88 条 本学則は平成 18 年 3 月 14 日に改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 89 条 本学則は平成 18 年 7 月 18 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 90 条 本学則は平成 18 年 11 月 21 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 91 条 本学則は平成 18 年 12 月 12 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 92 条 本学則は平成 19 年 3 月 13 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 93 条 本学則は平成 19 年 12 月 11 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 94 条 本学則は平成 20 年 3 月 18 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 95 条 本学則は、平成 20 年 5 月 27 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正第 46 条は、全学部生に適用する。
- 第 96 条 本学則は平成 20 年 12 月 9 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 97 条 本学則は平成 21 年 3 月 17 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 35 条の規定に関わらず、経済学部経済学科（夜間主）は在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 98 条 本学則は平成 21 年 3 月 17 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 99 条 本学則は平成 22 年 3 月 16 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 100 条 本学則は平成 22 年 6 月 23 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 101 条 本学則は平成 23 年 3 月 22 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 102 条 本学則は平成 23 年 5 月 24 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 103 条 本学則は平成 23 年 6 月 21 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 104 条 本学則は平成 24 年 3 月 21 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 2 条の規程に関わらず、経営情報学部ビジネス情報学科、及び経営情報学部
ファイナンス学科は、在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 105 条 本学則は平成 25 年 3 月 19 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 106 条 本学則は平成 26 年 3 月 18 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 107 条 本学則は平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 108 条 本学則は平成 27 年 5 月 26 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 109 条 本学則は平成 28 年 3 月 22 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 110 条 本学則は平成 29 年 3 月 21 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 111 条 本学則は平成 30 年 3 月 20 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 112 条 本学則は平成 31 年 3 月 19 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 113 条 本学則は令和 2 年 3 月 17 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 114 条 本学則は令和 2 年 6 月 23 日に改正し、同日から施行する。
- 第 115 条 本学則は令和 3 年 3 月 16 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 116 条 本学則は令和 3 年 12 月 21 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 117 条 本学則は令和 4 年 2 月 1 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 2 条の規定に関わらず、経済学部地域政策学科は在籍学生の卒業まで存続する。
- 第 118 条 本学則は令和 5 年 1 月 31 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 119 条 本学則は令和 5 年 3 月 14 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 120 条 本学則は令和 7 年 3 月 18 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 49 条関係)

単位:円

入学検定料	経済学部	経済学科	35,000
	経営学部 第1部	経営学科	
	経営学部 第1部	ビジネス法学科	
	経営学部 第2部	経営学科	
	情報社会学部	情報社会学科	
	人間科学部	人間科学科	
	国際共創学部	国際共創学科	

学費等 納付金額	内 訳	経済学部 経済学科 経営学部 第1部 経営学科 経営学部 第1部 ビジネス法学科 情報社会学部 情報社会学科
	入 学 金	190,000
	授 業 料	710,000
	施設設備資金	160,000
	情報機器利用料	40,000
	入 学 年 度 年 額	1,100,000
	内 訳	人間科学部 人間科学科
	入 学 金	190,000
	授 業 料	710,000
	施設設備資金	160,000
	情報機器利用料	40,000
	教育充実費	15,000
	入 学 年 度 年 額	1,115,000
	内 訳	国際共創学部 国際共創学科
	入 学 金	190,000
	授 業 料	710,000
	施設設備資金	160,000
	情報機器利用料	40,000
	教育充実費(入学年度)	100,000
	教育充実費(翌年度以降)	300,000
	入 学 年 度 年 額	1,200,000
	内 訳	経営学部 第2部 経営学科
	入 学 金	150,000
	授 業 料	350,000
	施設設備資金	80,000
	情報機器利用料	20,000
	入 学 年 度 年 額	600,000
(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。		

別表 2 削除

別表 3 削除

大阪経済大学大学院学則(案)

大阪経済大学大学院学則(案)

目 次

第1章	総 則	2
第2章	教 員 組 織	3
第3章	運 営 組 織	3
第4章	授業科目と単位制	3
第5章	課程修了及び称号	4
第6章	入学・編入学・休学・退学・再入学・復学	5
第7章	委託学生・科目等履修生・研修生・ポストドクター研究員・ 研修員・研究生・聴講生及び外国人学生等	5
第8章	検定料・入学金・授業料及びその他の納付金	6
第9章	学 生 研 究 室	7
第10章	賞 罰	7
第11章	教育職員養成課程	7
第12章	付 属 施 設	7
第13章	改 廃	7
附 則		8
別 表		11

第 1 章 総 則

- 第 1 条 大阪経済大学大学院(以下、「本学大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
2. 研究科または専攻ごとの人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的については別に定める。
- 第 2 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。
2. 博士課程は、これを前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
3. 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
4. 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
5. 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。
- ① 経済学研究科 経済学専攻
 - ② 経営学研究科 経営学専攻
 - ③ 経営情報研究科 経営情報専攻
 - ④ 人間科学研究科 臨床心理学専攻
人間共生専攻
6. 修士課程及び博士前期課程の最長在学年限は 4 年、博士後期課程の最長在学年限は 6 年とする。
- 第 3 条 本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専 攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	—	—	10 名	20 名	5 名	15 名
経営学研究科	経営学専攻	—	—	50 名	100 名	2 名	6 名
経営情報研究科	経営情報専攻	20 名	40 名	—	—	—	—
人間科学研究科	臨床心理学専攻	10 名	20 名	—	—	—	—
	人間共生専攻	10 名	20 名	—	—	—	—

- 第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
2. 1 学年を次の 2 期に分ける。
- ① 春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - ② 秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
3. 学長は、前項の秋学期開始日を変更することができる。なお、秋学期開始日を変更した場合は、その前日をもって春学期の終了とする。
4. 第 2 項に規定する各学期は、前半および後半に分けることができる。
5. 次に掲げる日を休日並びに休業日とし、授業を行わない。
- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ② 本大学記念日 9 月 30 日
 - ③ 夏期休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - ④ 冬期休業 12 月 24 日から翌年 1 月 5 日まで
 - ⑤ 春期休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで
6. 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、または休業日を定めることができる。

第 2 章 教 員 組 織

第 5 条 本学大学院における授業及び必要な研究指導は、若干名の本学の教授、准教授、講師および助教がこれを担当する。ただし、必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

第 3 章 運 営 組 織

第 6 条 本学大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2. 各研究科委員会は、当該研究科に所属する専任の教員をもって組織する。
3. 各研究科委員会は、当該研究科長がこれを招集してその議長となる。
4. 各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該研究科に関する次の事項を審議し意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、各研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
5. 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長または研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
6. 各研究科委員会の学務は、当該研究科長がこれを統括する。
7. 各研究科委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第 6 条の 2 削除

第 4 章 授業科目と単位制

第 7 条 授業科目の単位数は、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮するものとする。

ただし、講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。また実験および実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2. 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法については、別表(1)においてこれを定める。
3. 各研究科委員会は教育上有益と認めるときは、当該学生が入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院において修得したものとして認定することができる。
4. 各研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本学研究生として受講した科目を本学大学院において修得したものとして認定することができる。ただし、2 単位を超えないものとする。
5. 第 3 項および第 4 項の単位は、修士課程または博士前期課程において、合わせて 15 単位を超えないものとする。
6. 指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、各研究科における選択科目として、他の研究科または他の大学院の授業科目を履修することができる。
7. 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、各研究科履修規程の定めにより、各研究科の授業科目の履修によって修得したものとする。ただし、修士課程または博士前期課程において、第 3 項および第 4 項により修得した単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 5 章 課程修了及び称号

第 8 条 各研究科において授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対し学期末又は学年末に授業科目の試験を行う。

授業科目の試験の成績は、優(100 点～ 80 点)、良(79 点～ 70 点)、可(69 点～ 60 点)、不可(59 点以下)に分け、可以上を合格とする。

2. 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第 9 条 修士課程または博士前期課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、当該修士課程または博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第 10 条 博士課程に 5 年(修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間をふくむ。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、大学院に 3 年(修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間をふくむ。)以上在学すれば足りるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程または博士前期課程を修了した者及び優れた業績を上げて 1 年以上の在学期間で修士課程または博士前期課程を修了した者については、修士課程または博士前期課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3 年(標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該 1 年以上 2 年未満の期間を、他大学院の修士課程または博士前期課程を優れた業績を上げて 1 年以上の在学期間で修了した者にあつては、当該課程における在学期間(2 年を限度とする。)をふくむ。)以上在学すれば足りるものとする。

3. 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第 156 条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本学が認めた者又は専門職学位課程を修了した者については、大学院に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

第 11 条 修士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。

第 12 条 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に授与する。

第 13 条 本学大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と研究能力を有する者と確認された時は、請求された研究科委員会の意見を聴いて博士の学位を学長が授与することができる。

第 14 条 学位及びその授与については本章のほか、大阪経済大学学位規程においてこれを定める。

第 6 章 入学・編入学・休学・退学・再入学・復学

- 第 15 条 入学の時期は、学年始め 4 月とする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。
- 第 16 条 修士課程または博士前期課程に入学することができる者は、学校教育法第 102 条第 1 項および第 2 項の定めに従い、本学大学院各研究科の意見を聴いて学長が決定する。
- 第 17 条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当しなければならない。
- ① 修士の学位を有する者
 - ② 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の手続によって願い出るものとする。
- 第 19 条 入学志願者に対しての入学試験は学力・人物について考査する。
2. 学力考査は、各大学院研究科が定める方法によって行う。
- 第 20 条 他の大学院の学生が所属大学の学長の承認書を添えて本学大学院に編入学を願い出たときは、欠員のがある場合に限り選考の上、これを許可することがある。
- 第 21 条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。
2. 入学を許可された者は、所定の方式に従って宣誓し、かつ、本学の承認する保証人を立てなければならない。
- これを怠るときは、入学許可を取消すことがある。
- 第 22 条 病気その他やむを得ない事由によって長期にわたり欠席しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、休学を願い出ることにより許可を得て、休学することができる。
2. 休学は 1 年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には引続き 1 年に限り許可することがある。
 3. 休学期間は、修士課程または博士前期課程においては通算 2 年、博士後期課程においては通算 3 年を超えることができない。
 4. 休学者は各学期始めでなければ復学することができない。
 5. 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 第 23 条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署で願い出なければならない。願い出により退学を許可する。
- 第 24 条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、学期始めに限り各研究科委員会の意見を聴いて学長が許可することがある。
- 第 25 条 博士後期課程に 3 年以上在学し所定の単位を修得した学生は、在学願(研究指導計画書)を提出し、承認を得なければ引き続き在学することはできない。ただし、長期履修制度適用者(長期履修生)は除く。
2. 長期履修制度適用者(長期履修生)で許可された修業年限を満了し所定の単位を修得した学生は、在学願(研究指導計画書)を提出し、承認を得なければ引き続き在学することはできない。

第 7 章 委託学生・科目等履修生・研修生・ポストドクター研究員・ 研修員・研究生・聴講生及び外国人学生等

- 第 26 条 官公庁、外国政府その他の機関から本学大学院の特定科目について、学修を委託された者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、各研究科委員会において選考の上、委託学生としてこれを許可することがある。
2. 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。試験に合格した者には、証明書を

交付する。

第 26 条の 2 各研究科において正規の学生の学修を妨げない限り、科目等履修生として、1 科目または複数の授業科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した時は、所定の単位を修得したものと認める。

3. その他科目等履修生に関することについては、別に定める科目等履修生手続規程による。

第 27 条 博士後期課程における所定の単位を修得して退学した者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の学修の妨げのない限り、選考の上、研修生としてこれを許可する。

2. 研修生を志願する者は、学年の始めに研究計画書を付して願い出なければならない。

第 27 条の 2 博士後期課程において学位を取得した者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の学修の妨げのない限り、選考の上、ポストドクター研究員としてこれを採用する。

2. ポストドクター研究員に関する規程は、別に定める。

第 28 条 研修生は、研究上、各研究科委員会によって定められた教員の研究指導のもとに研究施設を利用し、特定科目を聴講することができる。

第 29 条 研修生の研究期間は 1 年とする。

ただし、必要ありと認められたときは、3 年を限度として、1 年毎に更新することができる。

第 30 条 研修生は、所定の研修料を納めなければならない。

研修料は別に定める。

第 31 条 各研究科における授業科目中、特定科目の研究を志望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、選考の上、研究生としてこれを許可することがある。

2. 研究生に関する規程は、別に定める。

第 31 条の 2 人間科学研究科臨床心理学専攻を修了した者が、心理臨床センターにおける研修の継続を希望するときは、選考の上、研修員としてこれを許可する。

2. 研修員に関する規程は、別に定める。

第 32 条 各研究科における授業科目中、一科目又は数科目の聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、各研究科委員会によって選考の上、聴講を許可することがある。

2. 聴講生に関する規程は、別に定める。

第 33 条 外国人で本学大学院に入学しようとする者は、各研究科委員会によって選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 33 条の 2 本学大学院の学生以外の者を対象とした学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成することができる。

2. 特別の課程に関する規程は、別に定める。

第 8 章 検定料・入学金・授業料及びその他の納付金

第 34 条 入学(編入学・再入学を含む)志願者は、入学検定料を納付し、入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

2. 入学検定料及び入学金は、別表(2)に定めるとおりとする。

3. いったん納付された入学検定料、入学金は返還しない。

第 35 条 学生は、学費等納付金を納付しなければならない。

2. 授業料その他の学費等納付金は、別表(2)に定めるとおりとする。

3. 休学する者は、学費等納付規程および学費等納付金額に関する規程に定める在籍料を納めなければならない。

4. 学費の納付が困難な者には、審議の上、延納を許可することがある。
5. いったん納入された学費等納付金は返還しない。
ただし、学費等納付規程第2条に定める納付期限までに休学願または退学願を提出し、学長がこれを許可した者についてはこの限りではない。
6. 所定の期日までに学費等納付金を納付しない者は除籍とする。

第 9 章 学 生 研 究 室

- 第 36 条 本学大学院に学生研究室を設ける。
2. 学部及び研究所の施設は、必要に応じ、大学院学生の授業、研究指導及び研究のために用いることができる。

第 10 章 賞 罰

- 第 37 条 人物、学業ともに優秀な者には、授賞することがある。
- 第 38 条 学生が本学大学院の学則に違反し、若しくは本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その状況によって懲戒を行う。
2. 懲戒は、けん責、謹慎、停学及び退学の 4 種とする。
 3. 懲戒の手続については、別に定める懲戒手続規程による。
- 第 39 条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。
- ① 成業の見込がないと認められる者
 - ② 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - ③ 正当な理由なくして学業を怠る者
- 第 40 条 賞罰は、各研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第 11 章 教 育 職 員 養 成 課 程

- 第 41 条 中学校・高等学校教諭専修免許状授与の所要の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。
2. 本学大学院において取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

研 究 科	免 許 状 の 種 類	
経 済 学 研 究 科	中学校教諭専修免許状	社 会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	高等学校教諭専修免許状	公 民
	高等学校教諭専修免許状	商 業
経 営 学 研 究 科	高等学校教諭専修免許状	商 業
経 営 情 報 研 究 科	高等学校教諭専修免許状	商 業
	高等学校教諭専修免許状	情 報

3. 教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第 12 章 付 属 施 設

- 第 42 条 本学大学院人間科学研究科に次の付属施設を置く。
- (1) 心理臨床センター

2. 前項の付属施設の規程は別に定める。

第 13 章 改 廃

第 43 条 本学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて理事会が行う。

(附 則)

- 第 1 条 本学大学院学則に必要な手続規程は、別にこれを定める。
- 第 2 条 本学大学院学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条 本学大学院学則は、昭和 42 年 8 月に改正した。(博士課程新設のため)
- 第 4 条 本学大学院学則は、昭和 43 年 3 月 8 日に改正した。
- 第 5 条 改正学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 6 条 本学大学院学則は、昭和 44 年 3 月 1 日に改正した。
- 第 7 条 改正学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 8 条 本学大学院学則は、昭和 45 年 2 月 1 日に改正した。
- 第 9 条 改正学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 10 条 本学大学院学則は、昭和 46 年 1 月 30 日に改正した。
- 第 11 条 改正学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 12 条 本学大学院学則は、昭和 47 年 6 月 23 日に改正した。
- 第 13 条 改正学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 14 条 本学大学院学則は、昭和 61 年 2 月 14 日に改正した。
- 第 15 条 改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 16 条 本学大学院学則は、昭和 62 年 3 月 24 日に改正した。
- 第 17 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 18 条 本学大学院学則は、昭和 63 年 7 月 18 日に改正し、同日から施行する。
- 第 19 条 本学大学院学則は、平成 2 年 2 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 20 条 本学大学院学則は、平成 2 年 4 月 26 日に改正し、改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 21 条 本学大学院学則は、平成 2 年 11 月 20 日に改正し、改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 22 条 本学大学院学則は、平成 4 年 3 月 16 日に改正し、改正学則は、同日から施行する。
- 第 23 条 本学大学院学則は、平成 5 年 3 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 24 条 本学大学院学則は、平成 6 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 25 条 本学大学院学則は、平成 7 年 3 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 26 条 本学大学院学則は、平成 8 年 7 月 16 日に改正し、改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 27 条 本学大学院学則は、平成 9 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 第 28 条 本学大学院学則は、平成 12 年 3 月 14 日に改正し、改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 29 条 本学大学院学則は、平成 13 年 3 月 13 日に改正し、改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 30 条 本学大学院学則は、平成 14 年 3 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 31 条 本学大学院学則は、平成 14 年 12 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 32 条 本学大学院学則は、平成 15 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 33 条 本学大学院学則は、平成 16 年 3 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 34 条 本学大学院学則は、平成 16 年 7 月 20 日に改正し、改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 35 条 本学大学院学則は、平成 17 年 3 月 15 日に改正し、改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 36 条 本学大学院学則は、平成 17 年 5 月 16 日に改正し、改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 37 条 本学大学院学則は、平成 18 年 3 月 14 日に改正し、改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 38 条 本学大学院学則は、平成 18 年 12 月 12 日に改正し、改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 39 条 本学大学院学則は、平成 19 年 3 月 13 日に改正し、改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 40 条 本学大学院学則は、平成 19 年 10 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 41 条 本学大学院学則は、平成 19 年 12 月 11 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 42 条 本学大学院学則は、平成 20 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 43 条 本学大学院学則は、平成 20 年 5 月 27 日に改正し、改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。改正学則第 35 条は全学生に適用する。
- 第 44 条 本学大学院学則は、平成 20 年 12 月 9 日に改正し、改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
ただし第 6 条および第 6 条の 2 については平成 20 年 12 月 9 日から施行する。
- 第 45 条 本学大学院学則は、平成 20 年 12 月 9 日に改正し、改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 46 条 本学大学院学則は、平成 22 年 3 月 16 日に改正し、改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 47 条 本学大学院学則は、平成 22 年 6 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 48 条 本学大学院学則は、平成 23 年 3 月 22 日に改正し、改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 49 条 本学大学院学則は、平成 24 年 3 月 21 日に改正し、改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 50 条 本学大学院学則は、平成 25 年 3 月 19 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 51 条 本学大学院学則は、平成 26 年 3 月 18 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 52 条 本学大学院学則は、平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 3 条の規定に関わらず、平成 27 年度の入学定員は次の通りとする。

研究科名	専 攻	修士課程	博士前期課程	博士後期課程
		入学定員	入学定員	入学定員
経済学研究科	経済学専攻	—	20 名	10 名
経営学研究科	経営学専攻	30 名	—	—
経営情報研究科	経営情報専攻	20 名	—	—
人間科学研究科	臨床心理学専攻	10 名	—	—
	人間共生専攻	10 名	—	—

第 53 条 本学大学院学則は、平成 28 年 3 月 22 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 54 条 本学大学院学則は、平成 29 年 3 月 21 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 55 条 本学大学院学則は、平成 30 年 3 月 20 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 56 条 本学大学院学則は、平成 30 年 5 月 29 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 57 条 本学大学院学則は、平成 31 年 3 月 19 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 58 条 本学大学院学則は、令和 2 年 3 月 17 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 59 条 本学大学院学則は、令和 2 年 6 月 23 日に改正し、同日から施行する。

第 60 条 本学大学院学則は、令和 3 年 3 月 16 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 61 条 本学大学院学則は、令和 4 年 3 月 15 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 10 条第 2 項及び第 3 項のただし書きについては、令和 5 年 4 月 1 日入学生から適用する。

第 62 条 本学大学院学則は、令和 5 年 3 月 1 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 63 条 本学大学院学則は、令和 6 年 3 月 12 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 64 条 本学大学院学則は、令和 7 年 3 月 18 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 65 条 本学大学院学則は、令和 8 年 3 月 17 日に改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 66 条 本学大学院学則は、令和 8 年 5 月 26 日に改正し、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表(1)

各研究科における授業科目と単位数は次のとおりである。

1. 経済学研究科 博士前期課程

(1) 授業科目と単位数

経済学研究科経済学専攻博士前期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	部 門	授 業 科 目	単位数	備 考
経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程	基礎科目	ベーシック A	2	
		ベーシック B	4	
	理 論	経済理論Ⅰ	2	
		経済理論Ⅱ	2	
		経済理論Ⅲ	2	
		経済理論Ⅳ	2	
		経済理論Ⅴ	2	
		経済理論Ⅵ	2	
		ミクロ経済学Ⅰ	2	
		ミクロ経済学Ⅱ	2	
		マクロ経済学Ⅰ	2	
		マクロ経済学Ⅱ	2	
		経済学史Ⅰ	2	
		経済学史Ⅱ	2	
		マクロ経済動学Ⅰ	2	
		マクロ経済動学Ⅱ	2	
		経済学のための数学Ⅰ	2	
		経済学のための数学Ⅱ	2	
		ゲーム理論Ⅰ	2	
		ゲーム理論Ⅱ	2	
		現代経済理論Ⅰ	2	
		現代経済理論Ⅱ	2	
	歴 史	日本史Ⅰ	2	
		日本史Ⅱ	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		アジア経済史Ⅰ	2	
		アジア経済史Ⅱ	2	
		西洋史Ⅰ	2	
		西洋史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		日中交流史Ⅰ	2	
		日中交流史Ⅱ	2	
		社会思想史Ⅰ	2	
		社会思想史Ⅱ	2	
	政 策	財政学Ⅰ	2	
		財政学Ⅱ	2	
		財政学Ⅲ	2	
		財政学Ⅳ	2	
		公共経済学Ⅰ	2	
		公共経済学Ⅱ	2	
		環境経済学Ⅰ	2	
		環境経済学Ⅱ	2	
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		金融政策論Ⅰ	2	
		金融政策論Ⅱ	2	
		金融システム論Ⅰ	2	
		金融システム論Ⅱ	2	

経済学研究科
経済学専攻

博士前期課程

政 策	経済政策Ⅰ	2
	経済政策Ⅱ	2
	日本経済論Ⅰ	2
	日本経済論Ⅱ	2
	産業組織論Ⅰ	2
	産業組織論Ⅱ	2
	農業経済論Ⅰ	2
	農業経済論Ⅱ	2
	社会政策論Ⅰ	2
	社会政策論Ⅱ	2
	社会保障論Ⅰ	2
	社会保障論Ⅱ	2
	労働経済論Ⅰ	2
	労働経済論Ⅱ	2
	流通経済論Ⅰ	2
	流通経済論Ⅱ	2
地 域	経済地理学Ⅰ	2
	経済地理学Ⅱ	2
	都市政策論Ⅰ	2
	都市政策論Ⅱ	2
	都市経済論Ⅰ	2
	都市経済論Ⅱ	2
	地方自治論Ⅰ	2
	地方自治論Ⅱ	2
	多文化共生特論Ⅰ	2
	多文化共生特論Ⅱ	2
統計・計量・ 情報	統計学Ⅰ	2
	統計学Ⅱ	2
	計量経済学Ⅰ	2
	計量経済学Ⅱ	2
	行動経済学	2
	実験経済学	2
	数学特論Ⅰ	2
	数学特論Ⅱ	2
	機械学習Ⅰ	2
	機械学習Ⅱ	2
	社会調査法Ⅰ	2
	社会調査法Ⅱ	2
国際経済	国際経済論Ⅰ	2
	国際経済論Ⅱ	2
	アメリカ経済論Ⅰ	2
	アメリカ経済論Ⅱ	2
	ヨーロッパ経済論Ⅰ	2
	ヨーロッパ経済論Ⅱ	2
	中国経済論Ⅰ	2
	中国経済論Ⅱ	2
	アジア経済論Ⅰ	2
	アジア経済論Ⅱ	2
	国際金融論Ⅰ	2
	国際金融論Ⅱ	2
	開発経済論Ⅰ	2
	開発経済論Ⅱ	2
	国際関係論Ⅰ	2
	国際関係論Ⅱ	2
	国際教育開発論Ⅰ	2
	国際教育開発論Ⅱ	2

経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程	法 律	税法Ⅰ	2
		税法Ⅱ	2
		税法Ⅲ	2
		税法Ⅳ	2
		行政法Ⅰ	2
		行政法Ⅱ	2
		労働法Ⅰ	2
		労働法Ⅱ	2
	調査・実習	経済調査実習	2
		地域調査実習	2
		インターンシップ	2
	語学・文献研究	日本語教育Ⅰ	2
		日本語教育Ⅱ	2
		外国文献研究Ⅰ	2
		外国文献研究Ⅱ	2
		ビジネス中国語Ⅰ	2
		ビジネス中国語Ⅱ	2
	特殊講義	経済学特殊講義Ⅰ	2
		経済学特殊講義Ⅱ	2
	演 習	演習Ⅰ	2
		演習Ⅱ	2
		演習Ⅲ	2
		演習Ⅳ	2
		演習Ⅴ	2
		演習Ⅵ	2
		演習Ⅶ	2
		演習Ⅷ	2
		特別演習Ⅰ	2
		特別演習Ⅱ	2
		特別演習Ⅲ	2
		特別演習Ⅳ	2
		特別演習Ⅴ	2
		特別演習Ⅵ	2
		特別演習Ⅶ	2
		特別演習Ⅷ	2
		論文指導	2

(2) 履修方法

- ① 修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、前掲の授業科目について演習8単位以上、演習を除く授業科目 24 単位 以上、合計 32 単位以上を修得しなければならない。また、演習科目のうち、演習Ⅰ～Ⅳは必修科目とする。
- ② 演習を担当する教授を指導教授とする。学生は、授業科目の選択、論文の作成、研究一般について指導教授の研究指導に従うものとする。なお、長期履修制度適用者(長期履修生)は指導教授の指示に従い、修業年限に応じて演習Ⅴ～Ⅷを履修することとする。

2. 経済学研究科 博士後期課程

(1) 授業科目と単位数

経済学研究科経済学専攻博士後期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	部 門	授 業 科 目	単位数	備 考
経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程	理 論	経済理論	4	
		ミクロ経済学	4	
		マクロ経済学	4	
		経済学史	4	
		マクロ経済動学	4	
		ゲーム理論	4	
		現代経済理論	4	
	歴 史	日本史	4	
		日本経済史	4	
		西洋史	4	
		西洋経済史	4	
		東洋経済史	4	
		日中交流史	4	
	政 策	財政学Ⅰ	4	
		財政学Ⅱ	4	
		公共経済学	4	
		金融論	4	
		金融政策論	4	
		金融システム論	4	
		経済政策	4	
		日本経済論	4	
		産業組織論	4	
		農業経済論	4	
		社会政策論	4	
		社会保障論	4	
		労働経済論	4	
	地 域	経済地理学	4	
		都市政策論	4	
		都市経済論	4	
	統 計	統計学	4	
	国際経済	ヨーロッパ経済論	4	
		国際経済論	4	
		中国経済論	4	
		アジア経済論	4	
		開発経済論	4	
		国際関係論	4	
		国際金融論	4	
	法 律	行政法	4	
		労働法	4	
	文献研究	外国文献研究	4	
	演 習	演習Ⅰ	4	
		演習Ⅱ	4	
		演習Ⅲ	4	
		演習Ⅳ	4	
		演習Ⅴ	4	
		演習Ⅵ	4	
		特別演習Ⅰ	4	
		特別演習Ⅱ	4	
		特別演習Ⅲ	4	
		特別演習Ⅳ	4	
		特別演習Ⅴ	4	
		特別演習Ⅵ	4	
		論文指導	2	

(2) 履修方法

- ① 博士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、前掲の授業科目について、演習 12 単位以上、演習を除く講義8単位以上、合計 20 単位以上を修得しなければならない。また、演習Ⅰ～Ⅲは必修科目とする。
- ② 演習を担当する教授を指導教授とし、指導教授の担当する講義4単位を修得しなければならない。この演習 12 単位及び講義4単位をその学生の専修科目とする。学生は専修科目以外の授業科目4単位の選択履修、論文の作成、研究一般について指導教授の研究指導に従うものとする。なお、長期履修制度適用者(長期履修生)は指導教授の指示に従い、修業年限に応じて演習Ⅳ～Ⅵを履修することとする。

3. 経営学研究科 博士前期課程

(1) 授業科目と単位数

経営学研究科経営学専攻博士前期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	分野	科目群	授 業 科 目	単位数	備 考
経営学研究科 経営学専攻 博士前期課程	研究科 共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ	2	
			研究指導Ⅱ	2	
			研究指導Ⅲ	2	
			研究指導Ⅳ	2	
			論文指導	2	
		リテラシー	リサーチ方法特論	2	
			経営統計特論	2	
			ビジネス英語	2	
			専門日本語表現	2	
			問題発見・問題解決技法	2	
			経営情報特論	2	
		その他	インターンシップ	2	
			経営特殊講義	2	
			ビジネス法特殊講義	2	
	経 営	経営戦略	経営倫理	2	
			イノベーション特論	2	
			経営戦略特論Ⅰ	2	
			経営戦略特論Ⅱ	2	
			競争戦略特論	2	
			コンサルティング特論	2	
			ビジネス・コーチング特論	2	
			ソーシャル・ビジネス特論	2	
			サービスマネジメント特論	2	
			経営史特論	2	
		組織 マネジメント	経営学概論	2	
			経営組織特論	2	
			経営管理特論	2	
			人的資源管理特論	2	
			企業分析特論	2	
			組織間関係特論	2	
			中小企業経営特論	2	
			リーダーシップ特論	2	
			組織行動心理学特論	2	
			中小企業診断特論	2	
			中小企業政策特論	2	

経営学研究科 経営学専攻 博士前期課程	経
-------------------------------	---

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2 年以上在学し、前掲の授業科目について研究指導 8 単位を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。

4. 経営学研究科 博士後期課程

(1) 授業科目と単位数

経営学研究科経営学専攻博士後期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および 専攻課程	科目群	授 業 科 目	単位数	備 考
経営学研究科 経営学専攻 博士後期課程	基盤科目	研究方法後期特論	2	
		論文英語	2	
		研究倫理	2	
	専門科目	流通・マーケティング後期特論	2	
		組織行動心理学後期特論	2	
		会計・ファイナンス後期特論	2	
		ベンチャービジネス後期特論	2	
		コーポレートガバナンス後期特論	2	
		組織再編・事業承継税務後期特論	2	
	研究指導科目	後期研究指導Ⅰ	2	
		後期研究指導Ⅱ	2	
		後期研究指導Ⅲ	2	
		後期研究指導Ⅳ	2	
		後期研究指導Ⅴ	2	
		後期研究指導Ⅵ	2	

5. 経営情報研究科 修士課程

(1) 授業科目と単位数

経営情報研究科経営情報専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および 専攻課程	科目群	授 業 科 目	単位数	備 考
経営情報研究科 経営情報専攻 修士課程	基礎科目	会計基礎特論	2	
		会計研究方法論	2	
		経営基礎特論	2	
		マクロ経済分析	2	
		ミクロ経済分析	2	
		情報処理特論	2	
		データ分析特論	2	
		ソーシャルネットワーク特論	2	
		日欧比較文化特論	2	
		プレゼンテーション・ディベート	2	
	専門科目	アカウンティング・ファイナンス系 財務会計論	2	
		管理会計論	2	
		コーポレートファイナンス	2	
		中小企業経営論	2	
		中小企業金融論	2	
		財務管理特論	2	
		企業経営と会計	2	
		国際会計論	2	
		会計制度特論	2	
		マーケティング戦略論	2	
		中小企業戦略論	2	
		経済シミュレーション特論	2	
		労働経済学特論	2	
	情報社会系	アルゴリズム特論	2	
		情報システム利用特論	2	
		情報システム設計特論	2	
		情報ネットワーク特論	2	
		企業情報システム特論	2	
		ビッグデータ解析特論	2	
		空間情報処理特論	2	

経営情報研究科 経営情報専攻 修士課程	専 門 科 目	情 報 社 会 系	マルチメディア特論	2
			身体情報処理特論	2
			広告ブランディング戦略特論	2
			映像メディア特論	2
			地域社会学特論	2
			コミュニケーション特論	2
			メディア社会学	2
			公共圏の社会学	2
			消費者行動特論	2
			文化社会学特論	2
			家族社会学特論	2
			教育社会学特論	2
			計量社会学特論	2
			産業・労働社会学特論	2
			政治心理学特論	2
			教育方法学特論	2
		特 別 講 義	経営情報特別講義	2
			インターンシップ	2
		自 主 選 択	日本語アカデミックライティング I	2
			日本語アカデミックライティング II	2
	指 導 科 目		研究指導 I	2
			研究指導 II	2
			研究指導 III	2
			研究指導 IV	2
			論文指導	2
	北浜共通 科目	別表(1)－7. に定める科目		

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2 年以上在学し、前掲の授業科目について研究指導群から 8 単位を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

6. 人間科学研究科臨床心理学専攻 修士課程

(1) 授業科目と単位数

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および 専攻課程	科目群	授業科目	単位数	備考
人間科学研究科 臨床心理学専攻 修士課程	基礎科目	心理学統計法特論Ⅰ	2	
		心理学統計法特論Ⅱ	2	
		臨床心理学研究法特論	2	
	専門科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	
		臨床心理学特論Ⅱ	2	
		臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	
		臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	
		臨床心理査定演習Ⅱ	2	
		家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	
		精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	
		神経生理心理学特論	2	
		投影法特論	2	
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
		心理療法特論	2	
		学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2	
		地域発達相談実習Ⅰ(心理実践実習)	2	
		地域発達相談実習Ⅱ(心理実践実習)	2	
		集団精神療法特論	2	
		臨床心理基礎実習	2	
		臨床心理実習Ⅰa(心理実践実習)	10	
		臨床心理実習Ⅰb(心理実践実習)	10	
		臨床心理実習Ⅱ	2	
		発達心理検査演習Ⅰ	2	
		発達心理検査演習Ⅱ	2	
		心の健康教育に関する理論と実践	2	
		福祉分野に関する理論と支援の展開	2	
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
		臨床心理実践特論	2	
	研究指導科目	研究指導Ⅰ	2	
		研究指導Ⅱ	2	
		研究指導Ⅲ	2	
		研究指導Ⅳ	2	
		論文指導	2	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について基礎科目および専門科目から22単位以上且つ演習・指導科目8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

7. 人間科学研究科人間共生専攻 修士課程

(1) 授業科目と単位数

人間科学研究科人間共生専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および 専 攻 課 程	科目群		授 業 科 目	単位数	備考
人間科学研究科 人間共生専攻 修士課程	基礎科目		インターンシップ	2	
			ベーシックいのちを守るまちづくり	2	
			ベーシック人間と災害	2	
			ベーシック現代社会と食マネジメント論	2	
			ベーシック現代社会と住まい	2	
	専 門 科 目	スポーツ健康コース	スポーツ運動学特論	2	
			スポーツクラブマネジメント特論	2	
			身体測定評価学特論	2	
			身体情報処理特論	2	
			スポーツ心理学特論	2	
			スポーツマネジメント特論	2	
			コーチング科学特論	2	
			スポーツハイパフォーマンス特論	2	
			スポーツバイオメカニクス特論	2	
			スポーツビジネス特論	2	
			健康医学特論	2	
			栄養学特論	2	
		社会ライフコース	高齢者・障がい者ケア特論	2	
			現代家族特論	2	
			看護学特論	2	
			衛生・公衆衛生学特論	2	
			生活環境学特論	2	
			ライフスタイル社会学特論	2	
			組織リーダーシップ特論	2	
			社会心理学特論	2	
	演習・指導科目		専門演習Ⅰ	2	
			専門演習Ⅱ	2	
			研究指導Ⅰ	2	
			研究指導Ⅱ	2	
			研究指導Ⅲ	2	
			研究指導Ⅳ	2	
			論文指導	2	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について基礎科目および専門科目から18単位以上且つ演習・指導科目12単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

8. 共通科目(経営学研究科・経営情報研究科)

科目群	授業科目	単位数	備考
基礎科目	プレゼンテーション・ディベート	2	
	ビジネス法	2	
	経営学概論	2	
	商学概論	2	

別表(2)

1. 経済学研究科・経営学研究科

(単位:円)

入学検定料	博士前期課程 博士後期課程	35,000
-------	------------------	--------

経済学研究科・経営学研究科 博士前期課程

(単位:円)

	セメスター	合計	入学金	学費	
				授業料	施設設備 資金
標準修了年限2年	第1セメスター	535,000	200,000	265,000	70,000
	第2～4セメスター	335,000		265,000	70,000
修了年限3年	第1セメスター	435,000	200,000	180,000	55,000
	第2～6セメスター	221,000		176,000	45,000
修了年限4年	第1セメスター	371,000	200,000	136,000	35,000
	第2～8セメスター	167,000		132,000	35,000

経済学研究科・経営学研究科 博士後期課程

(単位:円)

	セメスター	合計	入学金	学費	
				授業料	施設設備 資金
標準修了年限3年	第1セメスター	535,000	200,000	265,000	70,000
	第2～6セメスター	335,000		265,000	70,000
修了年限4年	第1セメスター	460,000	200,000	204,000	56,000
	第2～8セメスター	250,000		198,000	52,000
修了年限5年	第1セメスター	401,000	200,000	159,000	42,000
	第2～10セメスター	201,000		159,000	42,000
修了年限6年	第1セメスター	373,000	200,000	138,000	35,000
	第2～12セメスター	167,000		132,000	35,000

注: 本学卒業生、本学大学院修了生および飛び級入試合格者で本学3年次在籍者が入学する場合は、入学金を免除する。

長期履修期間の短縮が認められた場合、「学費等納付金額に関する規程」により再計算した授業料等を納めなければならない。

2. 経営情報研究科・人間科学研究科

(単位:円)

入学検定料	修士課程	35,000
-------	------	--------

(単位:円)

	修 士 課 程	
学 費 等 納 付 金	入 学 金	200,000
	授 業 料	530,000
	施設設備費	140,000
	入学年度額	870,000

(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。

変更事項を記載した書類

○変更時期

令和 9 年 4 月 1 日

○新課程に関する改正

・令和 9 年度に経営学研究科経営学専攻博士後期課程の設置ならびに経営学研究科経営学専攻の修士課程から博士前期課程への課程の変更に伴い、学則の条文および別表を変更した。

○変更点

- ・第 3 条の、大学院における学生定員を変更
(入学定員および収容定員を新たな課程区分に対応して記載内容を変更)
- ・第 13 条の、博士の学位授与に係る審議機関の規定を変更
(論文提出による博士の学位授与に際し、意見を聴く研究科委員会の変更)
- ・別表(1)の、経営学研究科経営学専攻の課程名称を変更
(「経営学研究科経営学専攻修士課程」を「経営学研究科経営学専攻博士前期課程」に変更)
- ・別表(1)の、経営学研究科経営学専攻博士後期課程の授業科目および単位数を追加
(「経営学研究科経営学専攻博士後期課程」の科目群、授業科目、単位数を追加)
- ・別表(1)の、条文番号を変更
(「経営学研究科博士後期課程」を追加し、条文番号を繰り下げる)
- ・別表(2)の、学費等納付金の適用対象研究科を変更
(学費区分を「経済学研究科・経営学研究科」、「経営情報研究科・人間科学研究科」に整理)
- ・附則の、改正日および施行日を追加
(令和 8 年 5 月 26 日改正、令和 9 年 4 月 1 日施行)

以上

大阪経済大学 大学院 2027年度学則改正(案) 新旧対照表

改正

現行

第1章総則

第1条～第2条(略)

第3条
本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	－	－	10名	20名	5名	15名
経営学研究科	経営学専攻	－	－	50名	100名	2名	6名
経営情報研究科	経営情報専攻	20名	40名	－	－	－	－
人間科学研究科	臨床心理学専攻	10名	20名	－	－	－	－
	人間共生専攻	10名	20名	－	－	－	－

第4条～第12(略)

第13条
本学大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と研究能力を有する者と確認された時は、請求された研究科委員会の意見を聴いて博士の学位を学長が授与することができる。

第14条～第12章第42条(略)

第13章改廃

第43条
本学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて理事会が行う。

(附則)
第1条～第65条(略)
第66条
本学大学院学則は、令和8年5月26日に改正し、令和9年4月1日から施行する。

別表(1)
各研究科における授業科目と単位数は次のとおりである。

1. 経済学研究科 博士前期課程(略)

2. 経済学研究科 博士後期課程(略)

3. 経営学研究科 博士前期課程(1) 授業科目と単位数
経営学研究科経営学専攻博士前期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	分野	科目群	授業科目	単位数	備考
経営学研究科 経営学専攻 博士前期課程	研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ	2	
			研究指導Ⅱ	2	
			研究指導Ⅲ	2	
			研究指導Ⅳ	2	
			論文指導	2	
		リテラシー	リサーチ方法特論	2	
			経営統計特論	2	
			ビジネス英語	2	
			専門日本語表現	2	
			問題発見・問題解決技法	2	
		その他	経営情報特論	2	
			インターンシップ	2	
			経営特殊講義	2	
			ビジネス法特殊講義	2	
			経営倫理	2	
	経営	経営戦略	イノベーション特論	2	
			経営戦略特論Ⅰ	2	
			経営戦略特論Ⅱ	2	
			競争戦略特論	2	
			コンサルティング特論	2	
			ビジネス・コーチング特論	2	
			ソーシャル・ビジネス特論	2	
			サービスマネジメント特論	2	
			経営史特論	2	
		組織マネジメント	経営学概論	2	
			経営組織特論	2	
			経営管理特論	2	
			人的資源管理特論	2	
			企業分析特論	2	
			組織間関係特論	2	
			中小企業経営特論	2	
			リーダーシップ特論	2	
			組織行動心理学特論	2	
			中小企業診断特論	2	
			中小企業政策特論	2	
			企業診断実習Ⅰ	1	
			企業診断実習Ⅱ	1	
			企業診断実習Ⅲ	1	
			企業診断実習Ⅳ	1	
			企業診断実習Ⅴ	1	
			企業診断実習Ⅵ	1	
			コーポレートガバナンス	2	
		マーケティング	生産管理特論	2	
			組織デザイン特論	2	
			商学概論	2	
			マーケティングリサーチ特論	2	
			マーケティング特論	2	
		会計	マーケティング概論	2	
			流通特論	2	
			会計学概論	2	
			財務会計特論	2	
			管理会計特論	2	
		ファイナンス	原価計算特論	2	
			国際会計特論	2	
			内部統制特論	2	
			監査特論	2	
			公会計特論	2	
	法	ビジネス法	経済学概論	2	
			金融証券特論	2	
			行動ファイナンス特論	2	
			事業承継特論	2	
			資産運用特論	2	
		税法	IPO特論	2	
			コーポレートファイナンス特論	2	
			ビジネス法	2	
			民法Ⅰ	2	
			民法Ⅱ	2	
			民法Ⅲ	2	
			民法Ⅳ	2	
			民法Ⅴ	2	
			会社法	2	
			民事手続法	2	
			登記法	2	
			信託法	2	
		公共法	所得税法	2	
			法人税法	2	
			消費税法	2	
			相続税法	2	
			国際租税法	2	
		社会法	資産・事業承継税務	2	
			刑事法	2	
			独占禁止法・競争政策	2	
			雇用関係法	2	

第1章総則

第1条～第2条(略)

第3条
本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	－	－	10名	20名	5名	15名
経営学研究科	経営学専攻	50名	100名	－	－	－	－
経営情報研究科	経営情報専攻	20名	40名	－	－	－	－
人間科学研究科	臨床心理学専攻	10名	20名	－	－	－	－
	人間共生専攻	10名	20名	－	－	－	－

第4条～第12(略)

第13条
本学大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と研究能力を有する者と確認された時は、経済学研究科委員会の意見を聴いて博士の学位を学長が授与することができる。

第14条～第12章第42条(略)

第13章改廃

第43条
本学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて理事会が行う。

(附則)
第1条～第65条(略)

別表(1)
各研究科における授業科目と単位数は次のとおりである。

1. 経済学研究科 博士前期課程(略)

2. 経済学研究科 博士後期課程(略)

3. 経営学研究科 修士課程(1) 授業科目と単位数
経営学研究科経営学専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	分野	科目群	授業科目	単位数	備考
経営学研究科 経営学専攻 修士課程	研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ	2	
			研究指導Ⅱ	2	
			研究指導Ⅲ	2	
			研究指導Ⅳ	2	
			論文指導	2	
		リテラシー	リサーチ方法特論	2	
			経営統計特論	2	
			ビジネス英語	2	
			専門日本語表現	2	
			問題発見・問題解決技法	2	
		その他	経営情報特論	2	
			インターンシップ	2	
			経営特殊講義	2	
			ビジネス法特殊講義	2	
			経営倫理	2	
	経営	経営戦略	イノベーション特論	2	
			経営戦略特論Ⅰ	2	
			経営戦略特論Ⅱ	2	
			競争戦略特論	2	
			コンサルティング特論	2	
			ビジネス・コーチング特論	2	
			ソーシャル・ビジネス特論	2	
			サービスマネジメント特論	2	
			経営史特論	2	
		組織マネジメント	経営学概論	2	
			経営組織特論	2	
			経営管理特論	2	
			人的資源管理特論	2	
			企業分析特論	2	
			組織間関係特論	2	
			中小企業経営特論	2	
			リーダーシップ特論	2	
			組織行動心理学特論	2	
			中小企業診断特論	2	
			中小企業政策特論	2	
			企業診断実習Ⅰ	1	
			企業診断実習Ⅱ	1	
			企業診断実習Ⅲ	1	
			企業診断実習Ⅳ	1	
			企業診断実習Ⅴ	1	
			企業診断実習Ⅵ	1	
			コーポレートガバナンス	2	
		マーケティング	生産管理特論	2	
			組織デザイン特論	2	
			商学概論	2	
			マーケティングリサーチ特論	2	
			マーケティング特論	2	
		会計	マーケティング概論	2	
			流通特論	2	
			会計学概論	2	
			財務会計特論	2	
			管理会計特論	2	
		ファイナンス	原価計算特論	2	
			国際会計特論	2	
			内部統制特論	2	
			監査特論	2	
			公会計特論	2	
	法	ビジネス法	経済学概論	2	
			金融証券特論	2	
			行動ファイナンス特論	2	
			事業承継特論	2	
			資産運用特論	2	
		税法	IPO特論	2	
			コーポレートファイナンス特論	2	
			ビジネス法	2	
			民法Ⅰ	2	
			民法Ⅱ	2	
			民法Ⅲ	2	
			民法Ⅳ	2	
			民法Ⅴ	2	
			会社法	2	
			民事手続法	2	
			登記法	2	
			信託法	2	
		公共法	所得税法	2	
			法人税法	2	
			消費税法	2	
			相続税法	2	
			国際租税法	2	
		社会法	資産・事業承継税務	2	
			刑事法	2	
			独占禁止法・競争政策	2	
			雇用関係法	2	

	新領域法	知的財産法	2
		不動産証券化法務	2
		不動産鑑定理論	2
		不動産開発特論	2
	北浜共通科目	別表（1）～7.に定める科目	

4. 経営学研究科 博士後期課程

（1）授業科目と単位数

経営学研究科経営学専攻博士後期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	科目群	授業科目	単位数	備考
経営学研究科 経営学専攻 博士後期課程	基盤科目	研究方法後期特論	2	
		論文英語	2	
		研究倫理	2	
	専門科目	流通・マーケティング後期特論	2	
		組織行動心理学後期特論	2	
		会計・ファイナンス後期特論	2	
		ベンチャービジネス後期特論	2	
		コーポレートガバナンス後期特	2	
		組織再編・事業承継税務後期特	2	
		後期研究指導Ⅰ	2	
	研究指導科目	後期研究指導Ⅱ	2	
		後期研究指導Ⅲ	2	
		後期研究指導Ⅳ	2	
		後期研究指導Ⅴ	2	
		後期研究指導Ⅵ	2	

5. 経営情報研究科 修士課程

（略）

6. 人間科学研究科臨床心理学専攻 修士課程

（略）

7. 人間科学研究科人間共生専攻 修士課程

（略）

8. 共通科目（経営学研究科・経営情報研究科）

（略）

別表（2）

1. 経済学研究科・経営学研究科

（単位：円）		
入学検定料	博士前期課程 博士後期課程	35,000

経済学研究科・経営学研究科 博士前期課程（単位：円）					
	セメスター	合計	入学金	学費	
				授業料	施設設備資金
標準修業年限2年	第1セメスター	535,000	200,000	265,000	70,000
	第2～4セメスター	335,000		265,000	70,000
修了年限3年	第1セメスター	435,000	200,000	180,000	55,000
	第2～6セメスター	221,000		176,000	45,000
修了年限4年	第1セメスター	371,000	200,000	136,000	35,000
	第2～8セメスター	167,000		132,000	35,000

経済学研究科・経営学研究科 博士後期課程（単位：円）					
	セメスター	合計	入学金	学費	
				授業料	施設設備資金
標準修業年限3年	第1セメスター	535,000	200,000	265,000	70,000
	第2～6セメスター	335,000		265,000	70,000
修了年限4年	第1セメスター	460,000	200,000	204,000	56,000
	第2～8セメスター	250,000		198,000	52,000
修了年限5年	第1セメスター	401,000	200,000	159,000	42,000
	第2～10セメスター	201,000		159,000	42,000
修了年限6年	第2セメスター	373,000	200,000	138,000	35,000
	第2～12セメスター	167,000		132,000	35,000

注：本学学生、本学大学院修了生および飛び級入試合格者で本学3年次在籍者が入学する場合は、入学金を免除する。
長期履修期間の短縮が認められた場合、「学費等納付金額に関する規程」により際研鑽した授業料等を納めなければならない。

2. 経営情報研究科・人間科学研究科

（単位：円）		
入学検定料	修士課程	35,000

（単位：円）			
学納費付等金	修士課程		
	入	学	金
	授	業	料
	施	設	備
	設	備	資
	金		
	入	学	年
	度	年	額
			870,000

（注） 1．入学金は入学年度のみ徴収する。

	新領域法	知的財産法	2
		不動産証券化法務	2
		不動産鑑定理論	2
		不動産開発特論	2
	北浜共通科目	別表（1）～7.に定める科目	

4. 経営情報研究科 修士課程

（略）

5. 人間科学研究科臨床心理学専攻 修士課程

（略）

6. 人間科学研究科人間共生専攻 修士課程

（略）

7. 共通科目（経営学研究科・経営情報研究科）

（略）

別表（2）

1. 経済学研究科

（単位：円）		
入学検定料	博士前期課程 博士後期課程	35,000

経済学研究科 博士前期課程（単位：円）					
	セメスター	合計	入学金	学費	
				授業料	施設設備資金
標準修業年限2年	第1セメスター	535,000	200,000	265,000	70,000
	第2～4セメスター	335,000		265,000	70,000
修了年限3年	第1セメスター	435,000	200,000	180,000	55,000
	第2～6セメスター	221,000		176,000	45,000
修了年限4年	第1セメスター	371,000	200,000	136,000	35,000
	第2～8セメスター	167,000		132,000	35,000

経済学研究科 博士後期課程（単位：円）					
	セメスター	合計	入学金	学費	
				授業料	施設設備資金
標準修業年限3年	第1セメスター	535,000	200,000	265,000	70,000
	第2～6セメスター	335,000		265,000	70,000
修了年限4年	第1セメスター	460,000	200,000	204,000	56,000
	第2～8セメスター	250,000		198,000	52,000
修了年限5年	第1セメスター	401,000	200,000	159,000	42,000
	第2～10セメスター	201,000		159,000	42,000
修了年限6年	第2セメスター	373,000	200,000	138,000	35,000
	第2～12セメスター	167,000		132,000	35,000

注：本学学生、本学大学院修了生および飛び級入試合格者で本学3年次在籍者が入学する場合は、入学金を免除する。
長期履修期間の短縮が認められた場合、「学費等納付金額に関する規程」により際研鑽した授業料等を納めなければならない。

2. 経営学研究科・経営情報研究科・人間科学研究科

（単位：円）		
入学検定料	修士課程	35,000

（単位：円）			
学納費付等金	修士課程		
	入	学	金
	授	業	料
	施	設	備
	設	備	資
	金		
	入	学	年
	度	年	額
			870,000

（注） 1．入学金は入学年度のみ徴収する。

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院学則第6条に基づき、各研究科に置く研究科委員会の運営および大学院に関する校務について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究科委員会は、研究科に所属する専任の教員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、および学長または研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 研究科の機構、組織ならびに制度に関する事項
- (2) 大学院学則ならびに研究科に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 研究科長の候補者の選任に関する事項
- (4) 研究科長補佐その他研究科教員の人事に関する事項
- (5) 授業および研究指導に関する事項
- (6) 試験および学位論文の審査（学位の授与）に関する事項
- (7) 授業科目の変更に関する事項
- (8) 学生の身分に関する事項
- (9) 奨学金その他学生生活に関する事項
- (10) 学生の賞罰に関する事項
- (11) その他教育研究に関する事項で学長または研究科長等から諮問された事項

3 学長が自らの校務に関して研究科委員会の意見を本条1項（3）号 によって聴く場合、本条2項各号の事項と重なることがある。

(招集)

第4条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 やむを得ない事情のため、研究科長が欠席する場合は、研究科長補佐がこれを代行する。

第5条 研究科長は、委員の3分の1以上の者から、研究科委員会に付すべき議題を示して研究科委員会の招集を請求された場合は、すみやかに研究科委員会を招集しなければならない。

第6条 研究科委員会事項は、原則として会日の3日前までにこれを公示しなければならない。

(教員・職員等の出席)

第7条 研究科長は、必要があると認めたときは、委員以外の教員あるいは職員等を研究科委員会に出席させ報告または意見を求めることができる。ただし、表決には加えない。

(定足数)

第8条 研究科委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、学位授与に関しては、学位規程に従う。

2 留学および事故のため、引き続き3ヶ月以上研究科委員会に出席できない者があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間その者を委員の員数から除外することができる。

(合意)

第9条 研究科委員会の審議事項について議決を必要とする場合には、出席委員の過半数の同意によることを原則とする。

(大学院校務協議会)

第10条 大学院各研究科に関わる校務を協議するため、大学院校務協議会(以下「協議会」という)を置く。

- 2 協議会は学長、研究科長および研究科長補佐をもって構成する。
- 3 協議会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長は代行者を指名できる。
- 4 協議会の運営に必要な事項は別に定める。

(議事録)

第11条 研究科委員会の議事は、研究科長の責任のもとこれを記録し、保存するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項で、研究科委員会の運営上必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて研究科長が決める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2015年3月17日に制定し、同年4月1日から施行する。この規程の施行により、「大阪経済大学経済学研究科委員会規程」、「大阪経済大学経営学研究科委員会規程」、「大阪経済大学経営情報研究科委員会規程」および「大阪経済大学人間科学研究科委員会規程」は廃止する。

大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程の 設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 経営学研究科経営学専攻博士後期課程の趣旨および必要性	3
1.1 経営学研究科の沿革	
1.2 経営学専攻博士後期課程設置の背景と必要性	
1.3 経営学専攻博士後期課程で育成する人材像	
1.4 経営学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー	
2. 経営学専攻博士後期課程の名称および学位の名称	10
3. 教育課程の編成の考え方および特色	11
3.1 経営学専攻博士後期課程における科目の編成の考え方と特色	
3.2 経営学専攻博士後期課程の科目の編成の考え方とカリキュラム・ポリシー	
3.3 経営学専攻博士後期課程の科目の編成	
3.4 経営学専攻博士後期課程に接続する修士課程の科目の編成	
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件	16
4.1 教育方法、履修指導方法、研究指導の方法	
4.2 経営学専攻博士後期課程の修了要件	
4.3 学位論文審査体制	
4.4 学位論文に係る評価	
4.5 学位論文審査体制、学位論文および学位論文に係る評価の基準の公表方法等について	
4.6 研究の倫理審査体制	
5. 基礎となる博士前期課程との関係	21
6. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	22
6.1 必要とされる分野であること	
6.2 標準修業年限	
6.3 履修指導および研究指導の方法	
6.4 授業の実施方法	
6.5 教員の負担の程度	
6.6 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
7. 入学者選抜の概要	24
7.1 経営学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシー	
7.2 出願資格	
7.3 入学試験・審査形態および入学試験科目	
8. 教育研究実施組織の編制の考え方および特色	26

8.1 教育研究実施組織の編制の考え方	
8.2 教員の年齢構成	
8.3 博士前期課程の教育研究実施組織について	
9. 研究の実施についての考え方、体制、取り組み	28
9.1 研究の実施についての考え方	
9.2 研究活動の支援体制	
9.3 研究費の適切な支給	
9.4 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等	
9.5 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み	
9.6 教員および学生における研究倫理確立のための機会等の提供	
10. 施設・設備等の整備計画	31
10.1 校地について	
10.2 学生の休息、その他の利用のための適当な空地の整備状況	
10.3 校舎等施設の整備計画	
10.4 図書館の整備計画	
11. 管理運営	33
11.1 研究科委員会の管理運営体制について	
11.2 経営学研究科の管理運営方法	
12. 自己点検・評価	34
12.1 自己点検・評価の実施体制	
12.2 実施方法及び結果の活用	
13. 認証評価	35
14. 情報の公表	35
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	39
15.1 全学的なファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施	
15.2 経営学研究科におけるFDの取り組み	
15.3 教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るための職員研修等(SD体制)	

設置の趣旨等を記載した書類

1. 経営学研究科経営学専攻博士後期課程の趣旨および必要性

1.1 経営学研究科の沿革

大阪経済大学は 1932(昭和 7)年に「商都大阪に実業人を養成する学校を」という、経済界の肝煎りで設置された浪華高等商業学校の開設から始まり、1949(昭和 24)年に、学制改革により現在の名称である大阪経済大学となった。

1950 年代以降、経済学部に加え、1964(昭和 39)年に経営学部、1966(昭和 41)年に大学院経済学研究科修士課程、1968(昭和 43)年に同研究科博士課程を設置し、日本経済史研究所、中小企業・経営研究所とも相俟って広く学界に寄与し、経済・経営系大学として活発な活動を展開していった。教学の充実を図る中、学部再編や情報化の進展に伴い、2003(平成 15)年に経営情報研究科修士課程を設置し、2005 年(平成 17 年)に経営学研究科修士課程が設置されると同時に、社会人教育や地域連携、実業界との連携、研究活動の場、実業界との連携で生まれた社会人向け実践教育の場として北浜キャンパスを開設した。2006 年(平成 18 年)には、人間科学研究科修士課程を設置した。

本研究科修士課程は設置後も、社会的要請に対応する新しい教育方法を恒常的に模索し、継続的に教育課程を見直すことで、おおむね定員充足率を満たしており【資料 01】、これは、本研究科が産業界の人材需要に応え続けてきたことの表れである。ビジネス社会の変容に伴い、求められる人材も変容する。当然、人材育成に適した教育環境もまた発展させる必要がある。既設の本研究科修士課程は、①2 フィールド、11 ユニットの科目群と 17 の履修モデルで体系的な学修の促進、②「理論と実践」の両面に精通した高度職業人として成長、③「コンサル型税理士」の育成による差別化、④大学院生間の交流による研究環境のダイバーシティ推進を特色としてかかげ、研究科の教育の質保証・質向上を図り、ビジネス社会の変容に対応している。

このたび、本学は、既設の本研究科修士課程が教育を担ってきた経営学分野を取り巻くビジネス社会の環境の劇的な変化への対応が急務であることから、より高度な教育と人材育成を行うために、これまで修士課程のみであった経営学研究科経営学専攻を課程変更し、経営学専攻博士後期課程を設置し、あわせて修士課程を博士前期課程とする。

ビジネス社会の環境の劇的な変化とは、Society 5.0(「超スマート社会」)を基盤とするビジネス社会においては、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望に応えるとともに、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められ、このような価値創造のニーズや社会構造の変化に伴い、市場経済・ビジネス環境も多様化していることを指す。このような変化に対応し新しいビジネスの仕組みを構想・構築できる人材を育成する。これらによって、本研究科全体として社会的要請に応える教育・研究体制を整え、社会の持続的発展に貢献する。

1.2 経営学専攻博士後期課程設置の背景と必要性

① 経営学の教育研究の高度化の必要性

既設の本研究科修士課程は、企業の社会的責任を根底にした革新的経営を追求する企業家精神の涵養と学術理論を修得し、新しいマネジメント体系を具現化できる「専門性の高い実践的能力を有する人材」の育成を目指すため、ケーススタディやグループワークなどを通じての実務の理論的体系化やビジネスパーソンのキャリアアップ・リスクリングといった理論と実践の有機的な融合を図る教育課程を編成してきた。

現在、営利・非営利のあらゆる継続的事業体は、その規模に応じて各種の職能を分化させ、経営企画、総務、組織、人事労務、生産管理、研究開発、マーケティング、会計、財務、知財など、多様な専門職種を形成している（日本学術会議経営学委員会「わが国の経営学大学院教育のあり方について-高度専門職業人教育を中心にして-（平成 29 年（2017 年））」【資料 02】）。急激な科学技術の高度化、社会経済のグローバル化の進展にともなって、研究開発や製品開発が加速化し、製品ライフサイクルは短期化し、また、競争の規模とスピードが加速している。その結果、終身雇用・年功序列の雇用制度の中で人材を自社組織の中で育て持続的な発展を目指していくようないわゆる日本型の成功モデルでは通用しなくなっているなど、ビジネス環境がめまぐるしく変化する中、産業の新たな価値の創出や労働生産性を向上させることが喫緊の課題である。そうした中、イノベーション力やクリエイティビティの強化に根ざす研究力の向上・高度専門職業人養成の一層の充実や強化が必要となる。すなわち、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材が求められる。本研究科修士課程では、このような時代の要請に応えることを趣旨とした教育を実践してきたが、今まで以上に、社会、特に企業が必要とするイノベーション人材・経営人材の育成に取り組む必要がある。

② 経営学専攻博士後期課程設置の背景

②-1 経営学を取り巻く市場経済・ビジネス環境の変化

本研究科に、新たに経営学専攻博士後期課程を設置しようとする背景には、これまで、経営学専攻博士後期課程の基礎となる本研究科修士課程が教育を担ってきた経営学を取り巻く市場経済・ビジネス環境の、以下で述べるような変化がある。

②-1-1 付加価値の多様化

第一に、既存の枠組みにとらわれない市場・ビジネス等の登場による付加価値の多様化が挙げられる。Society 5.0 実現を描く政府の「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）」【資料 03】では、科学技術の大きな進展、これに加えて、近年、情報通信技術（ICT）の急激な進化により、グローバルな環境において、情報、人、組織、物流、金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付き、相互に影響を及ぼし合う新たな状況が生まれてきていると指摘し、既存の産業構造や技術分野の枠にとらわれることなく、これまでにはない付加価値が生み出されるようになってきていると述べられている。人々の関心が「もの」から「コト」へと変化するなど価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望や共感に応える新しい価値やサービスを創出することが求められる。

②-1-2 進む働き方改革に伴う DX の実現

第二に、人々の働き方の変化があげられる。政府の「平成 29 年度 年次経済財政報告(平成 29 年 7 月)」【資料 04】では、進展する ICT の活用により働き方もスマート化し、Society 5.0 が実現すると、時間や空間に縛られない働き方が増加し得ると指摘している。こうした働き方改革は、長時間労働の是正によって、肉体的・精神的な負担が軽減されることが業務の効率性を高めるとともに、能力開発のために割く時間的な余裕をもたらすと考えられる。そうした中、企業においては、デジタル・トランスフォーメーション(DX)が業務効率化等の観点から推進され、加速されている。経済産業省の「デジタルスキル標準 ver.1.0(2022 年 12 月)」【資料 05】では、データ活用やデジタル技術の進化により、我が国や諸外国において、データ・デジタル技術を活用した産業構造の変化が起きつつあり、このような変化の中で企業が競争上の優位性を確立するためには、常に変化する社会や顧客の課題を捉え、DX を実現することが重要と謳っている。

②-1-3 イノベーション・価値創造の要求の高まり

第三に、グローバルな競争が激化する中でのイノベーション創出力への要求の増大が挙げられる。上記の「第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)」【資料 03】では、世界的にオープンイノベーションの取組みが進む中で、国内外の人材、知、資金を活用し、新しい価値の創出とその社会実装を迅速に進めていくことが、今後の我が国の競争力を左右すると指摘している。文部科学省の「平成 29 年版科学技術白書」【資料 06】では、このようなオープンイノベーションに取り組む上では、高度な知の創出と社会実装を推進するために、専門性と多様性を持った研究者はもちろんのこと、イノベーション全体を見通し戦略を策定する経営人材や、迅速かつ小回りの利くベンチャー創出を推進する起業家人材や、研究開発プロジェクトの企画・管理を担うプログラム・マネージャー(PM)と研究活動全体のマネジメントを主務とするリサーチ・アドミニストレーター(URA: University Research Administrator)といった技術移転を担うコーディネーター人材が必要であることを指摘している。つまり、オープンイノベーションを成功させるには、外部との連携を円滑に進め、組織全体をリードするためのリーダーシップとマネジメント力が不可欠である。

以上のような、経済・ビジネス環境の変化について、政府の「第 6 期 科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)」【資料 07】では、新たな社会を設計し、その社会で新たな価値創造を進めていくためには、多様な「知」が必要であるとし、Society 5.0 への移行においては、自然科学のみならず、人文・社会科学も含めた「総合知」を活用できる仕組みの構築が求められている。

②-2 政府や経済界の動向

これらの変化に対応するための、政府や経済界の動向について述べる。一般社団法人日本経済団体連合会の「Society 5.0-ともに創造する未来-(2018 年 11 月 13 日)」【資料 08】では Society 5.0 時代には人の役割が大きく変化し、新しいことに挑戦し、価値を創造できるような人材の育成が急務であるとし、多様な背景と価値観を持つ人々からなるコミュニティやビジネス上のチームに

において、リーダーシップを発揮できる人材が重要であると指摘している。「第6期 科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」【資料07】では、Society 5.0を普遍的でグローバルな未来社会像と掲げ、そこにおいては「自然科学のみならず人文・社会科学も含めた多様な『知』の創造と、『総合知』による現存の社会全体の再設計、さらには、これらを担う人材育成が避けては通れない。」と指摘されている。また、一般社団法人日本経済団体連合会による「Society 5.0の実現に向けた『戦略』と『創発』への転換(2019年)」【資料09】では、「Society 5.0は『創造社会』であり、『デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会』である」としたうえで、「多様な個々人や異分野・異業種の融合を促進して、新たなアイデアを創出することが重要である」と指摘している。

こうした、Society 5.0を基盤とするビジネス社会においては、たとえば、経済産業省の「Society5.0時代のデジタル人材育成に関する検討会報告書:スキルベースの人材育成を目指して 令和7年5月」【資料10】では、「DX推進人材として、創造性の高い役割としてリーダーシップや批判的思考などのパーソナルスキルやビジネス・デザインスキル、『問いを立てる力』や『仮説を立てる・検証する力』、さらには成果物を『評価する・選択する力』」などがスキルとして求められると指摘される。

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の「博士人材のキャリア(趣旨・概要)2023年1月19日」【資料11】においては、「日本の博士取得者のキャリアの多様化は、産業構造(スタートアップの育成、新市場開拓への取組など)や、雇用慣行(ジョブ型雇用への転換など)、経営戦略(人的資本の経営など)の変革とも密接に関連する。」とされる。日本経済団体連合会「中央教育審議会大学分科会大学院部会(第124回)博士人材に関する産学協議会合報告書博士人材が活躍する社会の実現に向けてー目指すべき姿と具体的な取り組みー(2026年3月23日)」は、「今後は、博士人材を高度なイノベーション創出や未知の探究であるインベンションを担う人材として位置づけ、大学院教育改革を一層推進するとともに、博士課程を通じて培われる高度な専門性と幅広いトランスファラブルスキル(汎用的能力)を適切に評価し、多様な場で活かすための仕組みを整備することが重要である」【資料12】とし、また、内閣府がPEAKS(Forum on Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society)のもとに令和7年1月に新たに設立した「博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム」【資料13】では、「我が国が継続的にイノベーションを創出していくためには、社会課題の解決や新たな価値創造を先導する能力を持った多様な人材を育成し、産業界とアカデミアを行き来しながら活躍することが不可欠である。博士人材は、①特定の分野について高度な専門的知見を有するとともに、②汎用的能力を身につけ、自ら課題を発見し、その解決策までを描くことができると認められた人材であり、社会が複雑化し、産業構造の転換や分野横断的なグローバル課題の解決が求められる中、博士人材を活用してイノベーションの創出につなげていくことは世界的な潮流となっている。」と述べられている。

②-3 経営学分野の研究者、高度専門職業人養成の必要性

このような背景から、Society 5.0の実現やイノベーションの創出の理論と実践に関連性を有する経営学分野を専門とする研究者、高度専門職業人が必要であり、そのような人材育成の必要性は

【資料 07】から【資料 13】に加え、中央教育審議会による「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)平成 30 年 11 月 26 日」【資料 14】においても、大学院は「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という四つの人材養成機能を担っており、高等教育の中でもとりわけ大学院は知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する高度な人材を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在であると指摘している。また、文部科学省と経済産業省が作成した「博士人材の民間企業における活躍促進にむけたガイドブック」【資料 15】では、「イノベーションの源泉は、『人材』です。最先端の科学技術を理解し、社会実装をリードできる人材が必要です。それは、博士人材にほかなりません。」と指摘されている。内閣府の「地域における産業界人材育成ニーズの分析 2020 年9月 25 日」【資料 16】では、「事務系職種における専門知識分野のニーズは、会計・簿記、マーケティング、経営組織・戦略等の経営学や法律、経済の分野において特に高い傾向が見られる。なお、この傾向は、業種の違いや地域の違いに左右されずに維持されることが確認された」との報告がなされており、文部科学省中央教育審議会大学分科会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)概要令和 5 年 12 月 22 日」【資料 17】に指摘されている通り、価値発見・価値創造的な視座を提供する社会科学系の人材育成については、その期待が非常に高まってくると予測される。

大阪府においては、大阪府商工労働部の「大阪府内の企業の人材育成・リスクリング ―製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心に― 令和 7 年 3 月」【資料 18】では、大阪府の生産年齢人口(15 歳～64 歳)が 2020 年からみて 2035 年に 8 割台の水準に減少することが推計され、企業の人材不足が懸念される。また、働き方の変化から、経営環境や経営課題等に対して、人的資本経営の取組みの一つに位置付けられるリスクリングの必要性や取組みの促進可能性が指摘されている。また、大阪府の「第 11 次大阪府職業能力開発計画(大阪産業人材育成計画)令和 4 年 3 月」【資料 19】では、近年、AI・IoTやビッグデータ等の進化による「第 4 次産業革命」の急速な進展、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、人生 100 年時代に伴う職業人生の長期化等、雇用環境を取り巻く社会・経済環境が大きく変化している中で、労働者に求められるスキルが高度化複雑化しており、DXを推進するためのデジタル技術をはじめ、課題発見力・解決力や情報収集力、企画提案力等の能力の必要性が指摘されている。

③ 経営学専攻博士後期課程設置の必要性

i) 経営を取り巻くビジネス環境の変化に対応できる人材像

②-1-1で述べた第一の変化に対応するためには、多様な個々人や異分野・異業種の融合を促進して、新たなアイデアを創出できる能力をもった人材が必要である。そのためには、市場経済・ビジネス環境に関わる主な学問分野のイノベーション理論、マーケティング・リサーチ、ファイナンス、組織行動等の高度な理論と実践的な方法論を修得させ、フィールドワークやアンケート調査等の手法をもって、実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析を行い、その分析に基づいた課題

を発見し、自立した研究能力と課題解決能力をもった人材を育成することが必要である。第二の変化に対応するためには、問いを立てる力や仮説を立てる・検証する力、さらには成果物を評価する・選択する力といった、ビジネスのデザインを行える人材が必要である。そのためには、高度な専門知識と先進的な見識を併せ持ち、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材を育成することが必要である。そして、第三の変化に対応するためには、リーダーシップを発揮できる人材が必要である。特に、イノベーションの創出に伴う企業の多国籍化の展開、つまり、多様性を持った組織集団の展開においては、多様な背景と価値観を持つ人々からなるコミュニティやビジネス上のチームにおいて、リーダーシップを発揮できる能力が必要である。すなわち、経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる人材を育成することが必要である。

ii) 経営学分野の教育・人材育成に関する社会的必要性

②-1で述べた通り、経営を取り巻く市場経済・ビジネス環境には著しい変化が起きている。まず、既存の枠組みにとらわれない市場・ビジネス等の登場による付加価値の多様化である。次に、人々の働き方の変化である。最後に、グローバルな競争が激化する中でのイノベーション創出力への要求の増大である。このような背景のもと、学术界や大阪府内の企業に対して、経営学分野において i)で述べた能力を備えた人材を供給することは、日本の研究水準の向上や産業発展に貢献するとともに、大阪府内においては我が国の研究開発能力の強化という社会的要請に十分に応えるものである。すなわち、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望や共感に応える新しい価値やサービスを創出することが求められる市場経済・ビジネス環境の変化、社会における時間や空間に縛られない働き方の増加にみられる DX 実現の推進、企業におけるオープンイノベーションによる競争力強化、といった変化に伴い、社会課題の解決や新たな価値創造を先導する高度な人材が求められる。これに対応して、本研究科経営学専攻博士後期課程では、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材の育成を目的とする。本研究科経営学専攻博士後期課程の設置は、課題・問題の所在を明らかにし、その解決策を策定するためにイノベーション理論、マーケティング・リサーチ、ファイナンス、組織行動等の高度な理論と実践的な方法論を修得させ、フィールドワークやアンケート調査等の手法をもって、実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析を行い、その分析に基づいた課題を発見し、自立した研究能力と課題解決能力をもった人材を養成することで、社会に貢献する。

【資料 01】 経営学研究科(修士課程)定員充足率(2023 年～2025 年)

【資料 02】 わが国の経営学大学院教育のあり方について-高度専門職業人教育を中心にして-(平成 29 年(2017年))

【資料 03】 第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年1月 22 日閣議決定)

【資料 04】 平成 29 年度 年次経済財政報告(平成 29 年 7 月)

【資料 05】 デジタルスキル標準 ver.1.0(2022 年 12 月)

- 【資料 06】平成 29 年版科学技術白書
- 【資料 07】第 6 期 科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)
- 【資料 08】Society 5.0-ともに創造する未来-(2018 年 11 月 13 日)
- 【資料 09】Society 5.0 の実現に向けた『戦略』と『創発』への転換(2019 年)
- 【資料 10】Society5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会報告書:スキルベースの人材育成を目指して 令和 7 年 5 月
- 【資料 11】博士人材のキャリア(趣旨・概要)2023 年 1 月 19 日
- 【資料 12】日本経済団体連合会「中央教育審議会大学分科会大学院部会(第 124 回)博士人材に関する産学協議会合報告書博士人材が活躍する社会の実現に向けてー目指すべき姿と具体的な取り組みー(2026 年 3 月 23 日)」
- 【資料 13】博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム
- 【資料 14】2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)平成 30 年 11 月 26 日
- 【資料 15】博士人材の民間企業における活躍促進にむけたガイドブック
- 【資料 16】地域における産業界人材育成ニーズの分析 2020 年9月 25 日
- 【資料 17】人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)概要令和 5 年 12 月 22 日
- 【資料 18】大阪府内の企業の人材育成・リスキリング ー製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心にー 令和 7 年 3 月
- 【資料 19】第11次大阪府職業能力開発計画(大阪産業人材育成計画)令和 4 年 3 月

1.3 経営学専攻博士後期課程で育成する人材像

経営学分野の研究者、高度専門職業人に対する社会的要請を踏まえ、また、本研究科修士課程が「グローバル思考で新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材の育成を目標としている」ことを踏まえて、本研究科経営学専攻博士後期課程で育成する人材像を次の通り定める。

経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる研究者、高度専門職業人を育成する。

また、本研究科経営学専攻博士前期課程で育成する人材像は、次の通り定めている。

経営学研究科博士前期課程では、『経営と法の融合』を学際的に教授することによって、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材の育成を目的としている。企業の社会的責任を根底にした革新的経営を追求する企業家精神を涵養し、学術理論の教授とともにケーススタディやグループワークなどを通じて、経営と法の両面に精通し、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力を育成する。

なお、課程変更の前後で、本研究科経営学専攻博士前期課程の養成する人材像の変更はない。

1.4 経営学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシー

以上の特色を踏まえて、本研究科経営学専攻博士後期課程のディプロマ・ポリシーを次のように定める。

経営学研究科経営学専攻博士後期課程では、Society 5.0 を基盤とするビジネス社会において、価値創造のニーズや社会構造の変化に伴い、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材を育成し、社会の持続的発展に貢献することを目指し、以下の能力を身につけた者に博士（経営学）の学位を授与します。

- ① ケーススタディやグループワークなどを通じて、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力。
- ② 経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる能力。
- ③ 実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析を行い、その分析に基づいた課題設定と課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力。

本研究科経営学専攻博士後期課程では、経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を踏まえて、Society 5.0 を基盤とするビジネス社会において新しいビジネスを構想できる人材を養成する。生成 AI など、ICT 分野の進化プロセスは高速化・高度化にある中、それに対応できる能力とそうした状況を正確に把握し解決できる能力が求められている。そこには経営学分野の基礎的能力は不可欠であり、それをブラッシュアップできるフィールドワークやアンケート調査等は研究活動の場であり、能力向上の機会として欠かすことができない。本研究科経営学専攻博士後期課程では、基礎的な能力の習熟状況を踏まえ、フィールドワークを重視し、実践の場で能力のさらなる向上を目指す。これは企業や自治体の成長発展に資する人材の養成に他ならない。同時に、企業と自治体における DX 推進人材として、創造性の高い役割を果たすリーダーシップや批判的思考などのパーソナルスキルやビジネス・デザインスキル、「問いを立てる力」や「仮説を立てる・検証する力」、さらには成果物を「評価する・選択する力」の実務能力を収斂することで、大学等の研究、教育機関で研究の深耕を図ることができる研究者と高度専門職業人の養成に資する。

2. 経営学専攻博士後期課程の名称および学位の名称

(1) 研究科の名称

経営学研究科

(英訳名称) Graduate School of Business Administration

(2) 専攻・課程の名称

経営学専攻(博士後期課程)

(英訳名称) Doctoral Degree Program in Business Administration

なお、博士前期課程については、以下のとおりとする。

経営学専攻(博士前期課程)

(英訳名称) Master's Degree Program in Business Administration

(3) 学位の名称

博士(経営学)

(英訳名称) Doctor of Business Administration

なお、博士前期課程については、以下のとおりとする。

修士(経営学)

(英訳名称) Master of Business Administration

研究科および専攻の名称は、既存の修士課程と同様のものとし、課程および学位の名称は、博士後期課程に合わせて新たに設定した。

また、博士後期課程の開設に併せて、既存の修士課程を博士前期課程とし、前期 2 年、後期 3 年に区分した博士課程とする。

3. 教育課程の編成の考え方および特色

3.1 経営学専攻博士後期課程における科目の編成の考え方と特色

本研究科経営学専攻博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに示す能力を養成するために、基盤科目、専門科目、研究指導科目からなる教育課程を編成する。基盤科目では、経営学の研究を進めるにあたって、必修科目である「研究倫理」に則って、高度で多様な研究方法を身につけさせる。専門科目では、実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析も踏まえつつ、各分野の高度専門的な知識と理論ならびに実践的な方法論を身につけさせる。研究指導科目では、基盤科目や専門科目で得た高度な専門知識や理論、そして実践的な方法論をふまえて、社会の課題・問題の所在を明らかにし、課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力を身につけさせる。

ディプロマ・ポリシーに示す能力を醸成しているかとの観点から、経営学の高度専門的な知識と理論ならびに高度で多様な研究方法を併せ持ち、これらを活用して経営学に関する分野の課題を自立して設定し解決する能力と、課題やその解決法を論理的に表現でき、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力と社会の要請を踏まえた新しいビジネスの仕組みを構想できる能力を中心に評価する。このような評価は、現在の本研究科修士課程の以下の 3 つのディプロマ・ポリシーの延長上にある。

■DP1(知識・技能)

経営学と法学の思考基盤を持ち、企業人としてのビジネス実践に求められる必要な専門的知識を修得している。

■DP2(思考力・判断力・表現力等の能力)

経営学・法学の両面からの専門的知識に基づいて、新しいビジネスの仕組みを構想・実現するための課題を検討し、論理的に思考することができる。またその思考を社会に向けて情報発信できる。

■DP3(主体的な態度)

企業社会に利する目標に動機づけられた自らの目標を設定し、その解決に向けて、自らが獲得した経営学・法学の専門知識・技能・思考・態度等を総合的に活用することで、主体的に社会や他者とつながることができる。

3.2 経営学専攻博士後期課程の科目の編成の考え方とカリキュラム・ポリシー

前節で説明した本研究科経営学専攻博士後期課程の考え方および特色と、現在の本研究科修士課程のカリキュラム・ポリシーである、「経営環境のグローバル化や情報化が進展しさらに組織のコンプライアンスやコーポレートガバナンスなどの社会的責任が増大する状況下で、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材の育成」を踏まえ、経営学に特化した本研究科経営学専攻博士後期課程のカリキュラム・ポリシーを次のように定める。

経営学専攻博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を養成するために、基盤科目、専門科目、研究指導科目からなる科目を配置し、以下の考えに基づく教育課程を編成します。

- ① 基盤科目では、必修科目である研究倫理に則って、経営学の研究を進めるにあたっての高度で多様な研究方法と研究実践を教育します。
- ② 専門科目では、経営学の各分野の高度専門的な知識と理論ならびに実践的な方法論を学際的に教育します。
- ③ 研究指導科目では、社会の課題・問題の所在を明らかにし、課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力を育てます。また、課題やその解決法を論理的に表現でき、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力と社会の要請を踏まえた新しいビジネスの仕組みを構想できる能力を育てます。
- ④ 学修成果の評価は、授業科目ごとに定める到達目標および評価基準に応じ、試験やレポートなどを通して達成度に基づき行います。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと、後ほど示すアドミッション・ポリシーとの関係図およびカリキュラムマップを【資料 20】【資料 21】に示す。

【資料 20】経営学研究科経営学専攻博士後期課程の設置の趣旨や教育上の目的、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関係図

【資料 21】大阪経済大学大学院 経営学研究科経営学専攻(博士後期課程) カリキュラムマップ

3.3 経営学専攻博士後期課程の科目の編成

① 科目編成

このカリキュラム・ポリシーに基づいて、具体的には、以下の科目編成を行う。

本研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに挙げる 3 つの能力を養成するための教育課程を編成する。括弧内の数字は単位数と開講学年および開講学期である。

・基盤科目

研究方法後期特論(2)<1 年・前>

論文英語(2)<1 年・前>

研究倫理(2)<1 年・前>

・専門科目

流通・マーケティング後期特論(2)<1 年・後>

組織行動心理学後期特論(2)<1 年・後>

会計・ファイナンス後期特論(2)<1 年・後>

ベンチャービジネス後期特論(2)<1 年・後>

コーポレートガバナンス後期特論(2)<1 年・後>

組織再編・事業承継税務後期特論(2)<1 年・後>

・研究指導科目

後期研究指導Ⅰ(2)<1 年・前>

後期研究指導Ⅱ(2)<1 年・後>

後期研究指導Ⅲ(2)<2 年・前>

後期研究指導Ⅳ(2)<2 年・後>

後期研究指導Ⅴ(2)<3 年・前>

後期研究指導Ⅵ(2)<3 年・後>

② 基盤科目

基盤科目では、博士後期課程での経営学に関する研究を進めるにあたって必要な基盤として、「研究倫理」を必修として講義し、高度で多様な研究方法も学ばせることで、経営学における高度で先進的な知識・理論と研究実践を併せ活用できる能力を身につけさせる。

「研究方法後期特論」では、博士後期課程の研究を進めるにあたっての高度な研究方法を学ぶ。具体的には量的研究、質的研究、高度な文献検索や AI を用いた情報収集、プレゼンテーションなどについての方法を修得する。

「論文英語」では、国際的な研究知見を収集し、国際的に情報発信するために、英語論文を正

しく読み書きできる技術を学ぶ。講義では、英語の論理的な面と慣用的な面に着目しながら、英語論文の基本構造や特徴的な表現を学ぶ。同時に、それらの知識を駆使し、研究成果を適切な英語で論文化することを目指す。

必修科目である「研究倫理」では、経営学研究における研究倫理の意義とその実践的課題を理解することを目的とする。特に、研究不正の防止、研究対象への配慮、データ管理のあり方などを中心に、実際の事例を通して議論することで、倫理的に健全な研究を遂行するための基本的な知識と判断力を養う。

基盤科目は、ディプロマ・ポリシーのうち特に①の能力を醸成する。

③ 専門科目

専門科目では、経営学の各分野の高度専門的な知識と理論ならびに実践的な方法論を学際的に講義することで、これらの分野における課題を自立して設定し解決できる能力を身につけさせる。

「流通・マーケティング後期特論」(オムニバス方式)では、流通論とマーケティング・リサーチの近年の展望について教授する。流通論では小売イノベーションが進化してきたプロセスを定性的な観点から考察し、マーケティング・リサーチではソーシャルリスニングによる定量的把握、ネットノグラフィによる定性的把握、センサーデータの活用まで幅広く取り上げ教授する。

「組織行動心理学後期特論」(オムニバス方式)では、組織行動論の近年の展望について教授する。特に、グループ・ダイナミクス、モチベーション理論、職業性ストレス理論、リーダーシップ理論等の産業・組織心理学分野における最新の研究知見について、組織行動のマネジメントへの応用可能性に視座を置いて考察する。

「会計・ファイナンス後期特論」(オムニバス方式)では、会計分野では特に、財務会計、管理会計の主要論点と概念の体系の理解に視座を置いて考察する。また、ファイナンスでは財務的課題に関する合理的な意思決定の枠組みとその展開を示す。

「ベンチャービジネス後期特論」では、企業運営における基本要素となる経営理念、顧客、商品・サービス、経営資源の4要素とその関係性を考察し、新たなイノベーションを創造するベンチャービジネスの実践的な課題を検討する。そのために実際の企業事例の調査、分析を通じて成長要因、失敗要因を析出し、ベンチャービジネスに不可欠な要因を教授する。

「コーポレートガバナンス後期特論」では、古典的経営学(企業論)説から最新の経営学(コーポレートガバナンス論)説までの概要を基本的に網羅する。「働く・働かせる」という普遍的で社会的な要請を観点として踏まえつつ、現実として不祥事の絶えない「企業・社会」の今後の動向も展望する。ガバナンスは、「統治」と同時に「規律」を意味する。「CSR・倫理・正当性」といった基準の下で、「ラグジュアリー」といった新たな理念・価値観を培いつつある欧米のエクセレントカンパニーの諸事例も併せて教授する。

「組織再編・事業承継税務後期特論」では、ビジネスのボーダレス化・高度化における企業の組織再編に係るタックスプランニングや深化する高齢化社会における事業・財産の承継に焦点を当て、ケース事例の分析を通じて、租税コスト・課税リスクを中心に課税関係や制度適用について教

授する。

専門科目は、ディプロマ・ポリシーのうち特に①と②の能力を醸成する。

④ 研究指導科目

研究指導科目では、「後期研究指導Ⅰ」から「後期研究指導Ⅵ」までの演習の中で、指導教員の指導の下、経営学各分野の課題を自ら設定し、問題解決のための研究の手法や研究へのアプローチの仕方の開発に取り組み、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果をあげ、学会や論文で公開することで、学术界および社会に貢献することを目指す。その過程では、まず、各自の研究を進めるうえで必要な理論と実践手法の整理と共に研究分野に関する既存研究や課題の調査を行う。また、研究者、教育者及び高度専門職業人としての研究倫理について学ぶ。続いて、指導教員による指導の下、博士論文として取り組む課題を自ら設定する。設定した課題の解決のために必要な手法および学際的研究調査について考察するとともに、博士論文作成に向けた研究計画の立案を行う。実践における課題やその解決策を考察したのちに研究調査の手法を評価、検証を行う。並行して、指導教員に対して、自身の研究の目的や現状の学的・実践的課題の説明およびそれらに関する議論を随時行うことで、他の研究者と相互理解し、協働を可能にするコミュニケーション能力を醸成する。

研究指導科目は、ディプロマ・ポリシーの①～③すべての能力を醸成する。

3.4 経営学専攻博士後期課程に接続する修士課程の科目の編成

本研究科修士課程では、「経営と法の融合」を学際的に教授することによって、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材の育成を目標としている。経営環境のグローバル化や情報化が進展し、さらに組織のコンプライアンスやコーポレートガバナンスなどの社会的責任が増大する状況下で、経営と法の両面に精通し、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い研究者・職業人そして企業人が求められる。時代の要請に応えるために、本研究科修士課程では、企業の社会的責任を根底にした革新的経営を追求する企業家精神を涵養し、学術理論の教授とともにケーススタディやグループワークなどを通じて、人材養成の目的に即した実践的能力を育成している。

実社会に通じる専門性を追求するために、経営と法の 2 フィールドに分かれた 11 の科目ユニットを編成し、研究ならびに論文作成に係る「MBA 型教育」を展開している。「経営と法律」を核とした MBA 型教育で、時代を切り拓く人材を育成するため、開講科目を「経営」と「法」の 2 フィールドと、さらに細分化された 11 のユニットに整理し、興味ある分野を履修しやすくするだけでなく、履修モデルによって分野横断的な学修を促進している。

「経営科目」は、＜経営戦略＞、＜組織マネジメント＞、＜マーケティング＞、＜会計＞、＜ファイナンス＞から構成され、＜経営戦略＞については 10 科目、＜組織マネジメント＞については実習科目(企業診断実習)を含む 20 科目、＜マーケティング＞については 5 科目、＜会計＞については 8 科目、そして＜ファイナンス＞については 7 科目、計 50 科目開講し、理論と実践に根ざし

た豊富な科目を開講し展開することで、理論面だけでなく事例研究や時事演習などによって実践的に教授している。

一方、「法科目」については、＜ビジネス法＞、＜税法＞、＜公共法＞、＜社会法＞、＜新領域法＞から構成され、＜ビジネス法＞ については 10 科目、＜税法＞については 6 科目、＜公共法＞について 1 科目、＜社会法＞については 2 科目、そして＜新領域法＞については 4 科目、計 23 科目開講し、主にビジネス社会を基礎づけるビジネスパーソンのコンプライアンスや企業や個人の企業経営の在り方を学ぶことを通じて、高度専門的な知識と理論も基づく実践的能力と題解決能力を育てている。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件

4.1 教育方法、履修指導方法、研究指導の方法

本研究科経営学専攻博士後期課程は、「(3)教育課程の編成の考え方及び特色」でも述べたように、ディプロマ・ポリシーに定めた学修成果を達成するために、カリキュラム・ポリシーに基づく学位プログラムを編成し、講義・演習を適切に組み合わせた授業を展開する。

具体的には、基盤科目・専門科目を講義形式で、研究指導科目を演習形式で実施する。本研究科経営学専攻博士後期課程は入学定員が 2 名(収容定員 6 名)であることから、必然的に少人数科目となるため、質の高い教育機会を提供することができる。講義形式をとりながらも、一方的な知識伝達型ではなく、双方向型で授業を展開する。

また、研究活動に入るにあたり、研究不正行為や不誠実な研究活動の防止のために 1 年前期で配置する「研究倫理」は、養成する人材像に示す研究者や高度専門職業人としてだけでなく、教育者としても強く求められることから必修科目として設定している。また自身の研究計画に基づき、関連する専門科目を履修することで、最終的に博士論文の執筆につなげる教育課程として構成している。

① 入学から修了までの指導プロセス

本研究科経営学専攻博士後期課程では、専攻の教育課程の編成の考え方に従い、基盤科目、専門科目、研究指導科目によって専攻の専門的な内容を教育する。基盤科目では、研究方法として量的研究、質的研究、文献検索や AI を用いた情報収集、プレゼンテーション、研究倫理などについて実践を交えながら専門知識を活用できる能力を身につけさせる。また、論文英語では国際的な研究知見を収集し、国際的に情報発信するために、英語論文を正しく読み書きできる能力を修得させる。専門科目では、経営学における専門知識を講義することで、これらの分野における課題を自立して設定し解決できる能力を身につけさせる。また、高度専門職として研究と実践を両立させるための幅広い視野を涵養する。

基盤科目、そして専門科目は主として 1 年生から 2 年生までに受講することが推奨される。研究指導科目では、1 年次前半では各自の研究を進めるうえで必要な理論と手法の整理と共に研究分野に関する課題の調査を行う。また、自立して研究を進めることが可能な人材となる基本リテラシー

として、研究方法を含む研究者の基本について学ぶ。1 年次後半には、指導教員による指導の下、博士論文として取り組む課題を自ら設定する。2 年次には、設定した課題の解決のために必要な手法について考察する。さらに、博士論文作成に向けた研究計画も立案し、その課題・解決法を自らの言葉で説明する。3 年次には、設定した課題解決のための手法の開発に取り組む。実践における課題やその解決策を考察したのちに開発した手法の評価、検証を行う。

以上のプロセスにより、経営学分野全般の専門知識と先進的な研究手法を併せ持ち、これらを活用して各専門分野の課題を自立して設定し解決する能力と、課題やその解決法を論理的に表現でき、他の研究者との相互理解や協働を可能にするコミュニケーション能力を養成し、博士論文として成果をまとめることで、ディプロマ・ポリシーに示す能力を備えた人材を育成する。

② 履修指導の方法と研究指導の方法

経営学研究科委員会は、出願時の学生の希望に基づいて、入学後すみやかに指導教員を決定する。指導教員は、学生が研究を行おうとする研究テーマを踏まえて、適切な科目を選択するよう指導し、研究の基盤となる専門的知識や深い学識を身につけさせる。研究指導では、審査基準【資料 22】を基に博士論文執筆に向けて、学生の研究の進捗状況に対応して、随時個別に助言を与えながら、先行研究および関連する研究の適切な理解、新たな手法・技術の開発の方法論、論文構成法、研究発表の方法等を含めて指導する。

また、投稿する学術論文の執筆や各学会の研究発表などについても適切な助言を与える。

【資料 22】 経営学研究科博士学位論文審査基準に関する内規

③ 指導体制

研究指導科目においては、学生が決定した研究テーマをもとに博士論文の作成を目指して、指導教員が研究指導を行う一方で、その他の科目においては、各科目の担当教員が、博士論文の作成に資するべく、講義を行う。

④ 履修指導・研究指導の具体的な手順・方法(修了までのスケジュール)

指導教員の指導の下、博士論文を作成するための研究を行う。経営学領域における課題について、実践的な示唆をもたらすことと同時に高度な研究成果を産出し、学会発表や論文公開をすることで、学術界および社会に研究成果を通じて貢献することを目指す【資料 23】。

<1 年次>

■後期研究指導 I

後期研究指導 I では、主に本学または他大学の博士前期課程までの取り組みに基づいて研究指導計画書を作成し、修了までの計画を作成する。

- ・ 1 年生全員を対象としたオリエンテーションの開催。

- ・ 学生に対し、履修すべき科目を指導する。
- ・ 3 年間の研究指導計画を作成し、博士論文執筆に向けて研究指導を開始する。

各自の研究を進めるうえで必要な理論と手法の整理と共に研究分野に関する既存研究や課題の調査、研究倫理を含む研究者倫理について指導を行う。主に博士前期課程までの取り組みに基づいて研究指導計画書を作成し、修了までの計画を作成する。

■後期研究指導Ⅱ

後期研究指導Ⅱでは、後期研究指導Ⅰの成果をもとに研究課題に関する先行研究収集、整理、分析、研究テーマによってはフィールドワーク、アンケート調査等、研究活動を推進する。

<2 年次>

■後期研究指導Ⅲ

後期研究指導Ⅲでは、これまでの研究活動を整理し、1 年次に作成した研究指導計画書を見直し、修了までの計画を作成しつつ、研究課題に関する先行研究収集、整理、分析、研究テーマによってはフィールドワーク、アンケート調査等の研究活動を通じて研究課題や計画を発展させる。

- ・ 設定した課題の解決のために必要な手法および論点統合について指導を行う。

■後期研究指導Ⅳ

後期研究指導Ⅳでは、後期研究指導Ⅲに引き続き成果をまとめ、論文の作成や投稿、学会発表等の取り組みを推進する。

- ・ 研究課題に沿って新たな手法・論点を統合する方法について指導を行う。博士論文作成に向けた研究計画も立案し、その課題・解決法を自らの言葉で説明できるよう指導する。

<3 年次>

■後期研究指導Ⅴ

後期研究指導Ⅴでは、2 年次に作成した研究計画書を見直しつつ、論文の作成や投稿、学会発表等の取り組みを推進する。

- ・ 研究課題に沿った問題解決のための論点の整理や実践における課題、その解決策について指導する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告会に向けて指導を行う。
- ・ 学位論文計画書の執筆を指導する。
- ・ 指導教員の承認を得て学位論文計画書等(論文の主題とその研究計画書)を提出させる。学位論文計画書等は研究科委員会の承認を受けなければならない。
- ・ 研究科委員会は、博士学位論文の審査および最終試験の審査委員を選出する。
- ・ 中間報告会を実施し、主査から学生の研究経過を研究科委員会に報告する。

■研究指導VI

後期研究指導VIでは、中間報告会を経て、博士学位論文を完成させ、最終試問試験に申請し学位を取得する。

- ・ 開発した課題解決の手法や論点の評価、検証について指導を行う。また、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。
- ・ 博士学位論文提出資格審査願ひ等の執筆を指導する。
- ・ 博士学位論文提出資格審査願ひを提出させる。
- ・ 博士論文を提出させる。
- ・ 審査委員は、博士学位論文の審査結果ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

【資料 23】 博士後期課程における修了までのスケジュール表

4.2 経営学専攻博士後期課程の修了要件

修了要件は、博士後期課程に原則として3年以上在学し、授業科目については、基盤科目のうち「研究倫理」を必修として2単位、専門科目からいずれかの科目を選択必修として2単位、研究指導科目は全科目必修として12単位、合計16単位以上の単位を修得するとともに、博士論文の最終審査に合格することとする。

4.3 学位論文審査体制

研究科委員会は、修了年度の第2クォーターに博士学位論文の審査および最終試験の審査委員を選出する。審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上を加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を加えることができる【資料 24】。所定の単位を修得したあるいは習得する見込みがある3年次以上の在学学生は、後期課程在学中に、博士論文の内容に関連のある論文報告会(中間報告会)を1回行うことを義務がある【資料 25】。

最終試験は、学位論文を中心として試問の方法によって行う。審査委員は、博士学位論文の審査結果並びに最終試験の結果を、研究科委員会に報告しなければならない。研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて博士の学位授与の可否を審議、判定し、学位授与を決定する。判定は、研究科委員会の委員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。研究科長は、博士学位論文審査の要旨および最終試験結果の要旨を速やかに学長に報告するものとする【資料 24】。

【資料 24】 大阪経済大学学位規程

【資料 25】 大阪経済大学大学院経営学研究科課程修了による博士学位授与申請に関する内規

4.4 学位論文に係る評価

博士学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。

① 博士論文に要求される内容と水準

博士論文に要求される内容と水準は以下のとおりである【資料 22】。

- (ア) 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること(研究テーマの適切性)。
- (イ) 当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なテーマや資・史料の収集が適切に行われていること(情報収集の適切性)。
- (ウ) 研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資・史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること(研究方法の適切性)。
- (エ) 全体の構成を含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した明確かつオリジナルな結論が提示されていること(論旨の妥当性)。
- (オ) 文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関して体裁が整っていること(論文作成能力)。
- (カ) 上記の基準を満たした上で、当該学問分野における研究を発展させるに足る知見(学術的価値)が見出せること。また、その点に基づいて申請者が近い将来、自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること。

② 博士論文に要求されるその他の要件

以下の条件を満たす大学院生は、指導教員の承認を得て博士学位論文を提出できる【資料 25】。

- (ア) 後期課程在学中に、博士論文の内容に関連のある論文報告会(中間報告会)を1回行うことを義務とする。さらに(イ)～(エ)のいずれかの条件を満たさなければならない。
- (イ) 前期課程および後期課程在学中に、博士論文の内容に関連し、申請者を主な著者とする査読論文を1本以上公刊すること。
- (ウ) 前期課程および後期課程在学中に、博士論文の内容に関連する学会報告を1回以上行うこと。
- (エ) 博士論文の内容に関連する公刊論文、Working Paper または Discussion Paper の1本以上の発表およびその論文の報告会(研究報告会)を1回以上行うこと。

4.5 学位論文審査体制、学位論文および学位論文に係る評価の基準の公表方法等について

学位論文審査体制は、大阪経済大学学位規程【資料 24】として公表している。博士の学位を授与したときは、授与した日から3カ月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットや図書館リポジトリの利用により公表するものとする。博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に既

に公表したときはこの限りではない。また、博士の学位を授与された者は、やむをえない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表できる。この場合は、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。博士学位論文は、本学図書館に保管する。博士学位論文は大学のホームページや図書館リポジトリに公開される。上記 4.4 で示した学位論文に係る評価の基準【資料 22】ほか、申請基準【資料 25】は経営学研究科委員会にて審議承認されており、本学のホームページおよび履修要項にて公表する。

4.6 研究の倫理審査体制

学生は入学時にコンプライアンス教育として基盤科目に分類されている必修科目「研究倫理」を受講する【資料 26】【資料 27】【資料 28】。

そのうえで、博士論文の倫理的な審査は、本学に設置されている研究倫理審査委員会で行う。提出されるすべての学位論文は、論文計画書作成段階で全学的組織である研究倫理審査委員会において、社会通念上の規範に基づき科学的合理性および倫理的妥当性を判定している。研究倫理審査委員会（人を対象とする研究）の倫理に関する規程第 5 条）は学生が提出した学位論文計画書に基づき研究倫理審査の可否を判断する。「人を対象とする研究」の場合には倫理審査が必要となる【資料 29】。倫理審査が必要と判断された場合には、学生は指導教員を通じて倫理審査申請書を提出する。研究倫理審査委員会はこれに基づいて審査を実施し、研究倫理審査委員会での承認後、研究調査を実施する。研究倫理審査委員会は、必要に応じて開催している。

【資料 26】 大阪経済大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程

【資料 27】 研究データの保存等に関するガイドライン

【資料 28】 大阪経済大学研究活動に関する行動規範

【資料 29】 大阪経済大学「人を対象とする研究」の倫理に関する規程

5. 基礎となる博士前期課程との関係

本研究科経営学専攻博士後期課程は、本研究科経営学専攻博士前期課程の「経営フィールド」（経営戦略、組織マネジメント、マーケティング、会計、ファイナンス）と「法フィールド」（ビジネス法、税法、公法、会社法、新領域法）を基盤としながらも、主に「経営フィールド」をさらに発展させた上位に位置している【資料 30】。本研究科経営学専攻博士前期課程では、両フィールドで開講する科目を学習することに加え、専門分野の研究に専念する研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳと年次、各期にわたり学習および指導を受けることで、研究の習熟度、問題意識を発展させる教育を行い、連続性、発展性を重視した関係性を有している【資料 30】。

これらを踏まえて、本研究科経営学専攻博士後期課程は、経営学分野の新たな研究方法を創造する能力と研究成果を組み合わせることで実問題に広く展開できる問題解決力を涵養する教育を行う。本研究科は、政府による「Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～「公正に個別最適化された学び」（文部科学省 2018 年）【資料 31】を実現する多様な学習の機会と場の

提供を実現するための取り組みとして具体化している。

【資料 30】 経営学研究科博士前期課程と経営学研究科博士後期課程との関係図

【資料 31】 Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～「公正に個別最適化された学び」（文部科学省 2018 年）

6. 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

6.1 必要とされる分野であること

Society 5.0 を基盤とするビジネス社会においては、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望に応えるとともに、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められている。学术界や大阪府内の企業に対して、経営学分野において多様な個人や異分野・異業種の融合を促進して、新たなアイデアを創出できる能力を備えた人材を供給することは、日本の研究水準の向上や産業発展に貢献するとともに、大阪府内においては我が国の研究開発能力の強化という社会的要請に十分に応えるものである。

本研究科経営学専攻博士後期課程では、これまでの既設の本研究科修士課程での社会人教育を続け、時間や空間に縛られない多様な働き方が進む中で社会人に就学の機会を引き続き与えることで、学术界や産業界の要請に応える。特に、本研究科経営学専攻博士後期課程が重視する経営学の各分野の高度専門的な知識と理論ならびに実践的な方法論を学際的に学ばせることで、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる能力や分析に基づいた課題設定と課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力を涵養し、新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材を育成し、社会の持続的発展に貢献する。

先に述べたように、大阪府においては、大阪府商工労働部の「大阪府内の企業の人材育成・リスキリングー製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心に一令和 7 年 3 月」【資料 18】において、大阪府の生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 2020 年からみて 2035 年に 8 割台の水準に減少することが推計され、企業の人材不足が懸念される。また、働き方の変化から、経営環境や経営課題等に対して、人的資本経営の取り組みの一つに位置付けられるリスキリングの必要性や取り組みの促進可能性が指摘されていることから、社会人学生にとって必要とされる分野であると言える。

以上の通り、産業界からの要請に応え、職業を有する社会人学生の履修上の便宜を図るため大学院設置基準第 14 条に規定する教育方法の特例の規程を適用する。

6.2 標準修業年限

本研究科経営学専攻博士後期課程の標準修業年限は 3 年以上を原則とするが、社会人など定職を有する等の理由から、または、家事、育児、長期介護等の理由から年間に取得できる単位数や研究活動、学修活動の時間が限られる学生については、長期履修制度を適用する【資料 32】。

また、博士論文の内容に関連し、申請者を主な著者とする査読付学術論文（全国レベルの査読付学会誌ないし査読付国際学術雑誌に掲載済みまたは掲載を認められた論文を 1 本以上有する

者など特に優れた業績を上げた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする)【資料 33】。

【資料 32】大阪経済大学大学院経営学研究科長期履修制度に関する規程

【資料 33】大阪経済大学大学院経営学研究科博士後期課程早期修了に関する規則

6.3 履修指導および研究指導の方法

経営学の専門知識と先進的な研究手法を併せ持ち、これらを活用して経営学に関する分野の課題を自立して設定し解決する能力を涵養するために、きめ細かい科目履修ガイダンスおよび研究指導を 1 年次から所属する研究室の指導教員を中心に実施する。また、社会人学生の就業状況に応じて Microsoft Teams を使用した、リアルタイムでの対面授業とオンライン授業を組み合わせる遠隔授業のためのインターネットシステムを補完的に活用し、社会人学生とのコミュニケーションを密にし、学生からの履修上の相談にきめ細かく対応する。

6.4 授業の実施方法

社会人を含む多様な学生に対応して授業を実施する。社会人学生の場合、就業状況によっては日中に授業を受講することが困難な者がいることも予想されることから、既設の本研究科修士課程と同様に、主に平日夜間(18:30～21:30)と土曜日(9:00～12:00、13:00～16:00)に授業を一部開講し、引き続き社会人学生が受講する授業の一部を必要に応じて夜間や週末に履修できるようにする。また、Microsoft Teams やハイブリッド講義のような遠隔授業(双方向型リアルタイム授業)を行う場合がある。

年度ごとに学生の履修要望に対応できるようカリキュラムを柔軟に設定するとともに、研究指導の開講時間については、学生と調整を図って決定する。なお、必要に応じて夏季、冬季、春季の休業中に集中講義を行うこともある。

6.5 教員の負担の程度

社会人学生の場合、授業科目の開講は平日の 6・7 時限目と土曜日である。入学定員が 2 名と少人数であるため、基盤科目は学生の希望を調整して昼間または夜間のどちらかの時間帯に開講するため、大きな負担増はない。また、研究指導は平日の昼間、夜間または土曜日に個別に設定する等の調整も十分に可能であるため、過度の負担にはならない。また、学生と教員間で相互に日程調整を図ることで、教員の研究時間確保も可能である。

6.6 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館・窓口事務については、月曜日～土曜日は午前 8 時 45 分～午後 9 時 30 分まで開館し、貸出・返却手続き等含め事務取次ぎを行っているため、社会人学生も十分に利用することができ、また、第 2・第 4 日曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで開館し、社会人学生の教育研究に支障

がないよう配慮している。また、院生研究室でも大学院生がパソコンを利用することができることから時間帯に関係なく、図書館の蔵書検索、本学で利用可能なデータベースや電子ジャーナルの閲覧が可能となっており、社会人学生の教育研究活動に支障はない。

情報システムの利用申請は Web 申請が可能で、カウンター窓口は、平日は午前 9 時～午後 5 時に加え、講義期間中は土曜日も対応している。情報機器の利用は BYOD を方針としており、学内全域で学内無線 LAN を利用でき、また、一部の教室ではネットワークプリント等の利用環境を整え、パソコンの貸出も行い、利用者サービスの向上を図っている。また、図書館に併設されているラーニング・コモンズは、図書館と同じく、月曜日～土曜日は午前 8 時 45 分～午後 9 時 30 分、第 2・第 4 日曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで利用が可能で、社会人学生も利用することができる。

7. 入学者選抜の概要

7.1 経営学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシー

<経営学専攻博士後期課程のアドミッション・ポリシー>

経営学専攻では、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を修めるための十分な学力を有し、専攻の目的達成に強い意欲を持つ人を受け入れます。また、入学後にディプロマ・ポリシーで示す能力を身につけることができる人を求めます。

- ①修士課程程度の経営学分野の知識・理解と基礎的研究能力を備えている人。
- ②自らの専門性を深め、現代社会や企業等の組織内の課題・問題を認識し解決する意欲と、創造的な探究心を持つ人。
- ③本課程を通して、研究者、教育者及び高度専門職業人として、多様な価値観を尊重しつつ社会に貢献する姿勢を有している人。

7.2 出願資格

(1) 一般入試

次の各項のいずれかに該当する者。

- ①修士の学位や専門職学位を授与された者、または入学前年度 3 月までに授与される見込みの者
- ②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度 3 月までに授与される見込みの者
- ③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度 3 月までに授与される見込みの者
- ④我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度 3 月までに授与される見込みの者
- ⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度 3 月までに授与される見込みの者
- ⑥大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者
- ⑦本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者

(2) 社会人入試

一般入試出願資格を有し、大学院入学時点で社会人(有職者)としての実務経験が2年以上ある者であり、次の各項のいずれかに該当する者【資料34】。

- ①修士の学位や専門職学位を授与された者、または入学前年度3月までに授与される見込みの者
- ②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度3月までに授与される見込みの者
- ③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度3月までに授与される見込みの者
- ④我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度3月までに授与される見込みの者
- ⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度3月までに授与される見込みの者
- ⑥大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者
- ⑦本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者

【資料34】2027年度4月入学 大学院入学試験 経営学研究科経営学専攻 博士後期課程
募集要項(案)

(3) 外国人留学生入試

「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を取得または更新でき、次の各項のいずれかに該当する者。

- ①外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または入学前年度3月までに授与される見込みの者
- ②外国人留学生として日本の大学院において、修士の学位や専門職学位を授与された者、または入学前年度3月までに授与される見込みの者
- ③本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者

7.3 入学試験・審査形態および入学試験科目

入学者の選抜においては、経営学分野の高度な知識と研究能力を有し、専門性を深めつつ課題解決と地域・社会への貢献を志向する意欲のある学生を受け入れる。そのために以下のような入学者選抜を、年間を通じて秋季1回(9月)と春季1回(2月)の計2回実施する。

入試種別一覧

種別	試験の内容	募集人員
一般入試	外国語、口頭試問	2名
社会人入試	口頭試問	
外国人留学生入試	口頭試問	

本研究科経営学専攻博士後期課程の各入試種別では、以下のように測定し、評価する。

■一般入試

・外国語(英語)

志望する指導教員の研究指導可能なテーマや分野を記載した「入試ガイドライン」に基づく内容を出題する。修士課程程度の各専門科目の分野(流通・マーケティング分野、組織行動心理学分野、会計・ファイナンス分野、ベンチャービジネス分野、コーポレートガバナンス分野、税務分野)の知識・理解と基礎的研究能力を備えているかを確認する。

・口頭試問

専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づき口頭試問を行う。経営学分野の高度な知識と研究能力を有し、専門性を深めつつ課題解決と地域・社会への貢献を志向する意欲を総合的に判断する。外国語では、アドミッション・ポリシーの①を確認し、口頭試問では①、②、③の全てを確認する。

■社会人入試

・口頭試問

専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づき口頭試問を行う。経営学分野の高度な知識と研究能力を有し、専門性を深めつつ課題解決と地域・社会への貢献を志向する意欲を総合的に判断する。口頭試問ではアドミッション・ポリシーの①、②、③の全てを確認する。

■外国人留学生入試

・口頭試問

専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づき口頭試問を行う。経営学分野の高度な知識と研究能力を有し、専門性を深めつつ課題解決と地域・社会への貢献を志向する意欲を総合的に判断する。口頭試問ではアドミッション・ポリシーの①、②、③の全てを確認する。

8. 教育研究実施組織の編制の考え方および特色

8.1 教育研究実施組織の編制の考え方

本研究科経営学専攻博士後期課程の教育研究上の目的を実現するため、本研究科経営学専攻博士後期課程の教育研究の基本となる経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租

税等を専門とする専任教員が中心となり、研究指導を含む授業を担当する。また、基盤科目や一部の専門科目も、すべて本研究科に所属する専任教員が担当するため、オフィスアワーなどの時間も活用しながら、常に身近に相談できる体制を敷いており、学生に対して充実した研究指導の環境を整備している。また、教務・国際部内に大学院事務を担当する専任職員を配置しており、教員と職員とが一体となって学生を支援できる体制を構築している。

なお、本研究科経営学専攻博士後期課程では、入学定員 2 名(収容定員6名)に対して、専任教員は 13 名(うち教授 8 名)で構成する。そのうち研究指導教員は9名おり、学生の研究領域に応じて指導する体制を整えている。

8.2 教員の年齢構成

本研究科経営学専攻博士後期課程の完成年度末の専任教員の年齢構成は、次のとおりとなっている。

区分	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合計
教授	1	2	5	8
准教授	2	1	1	4
講師	－	－	1	1
合計	3	3	7	13

本学の専任教員の定年は、「学校法人大阪経済大学就業規則」【資料 35】に基づき満 67 歳となっている。なお、「特任教員任用規程」【資料 36】に基づき、定年退職した専任教員を、「教育、研究水準の向上のために特に必要があると認められるとき」に、任期 3 年(満 70 歳まで)の特任教員として任用することができるようになっている。

本研究科経営学専攻博士後期課程では、完成年度までに定年である満 67 歳を超える専任教員は 2 名おり、特任教員となることで完成年度までは教育研究実施組織の継続性は担保される。また、当該教員らの特任教員の任期満了に伴う退職後については、退職する教員と同系統の専門分野の専任教員を遅滞なく補充するよう、採用計画を早期に立てていく。

【資料 35】 学校法人大阪経済大学就業規則

【資料 36】 特任教員任用規程

8.3 博士前期課程の教育研究実施組織について

本研究科経営学専攻博士前期課程では、入学定員 50 名(収容定員 100 名)に対して、専任教員は 45 名(うち教授 21 名)で構成する。そのうち研究指導教員は 16 名おり、学生の研究領域に応じて指導する体制を整えている。

なお、課程変更の前後で、本研究科経営学専攻博士前期課程の教育研究実施組織の編制に

変更はない。

9. 研究の実施についての考え方、体制、取り組み

9.1 研究の実施についての考え方

本学大学院は、建学の精神である「自由と融和」に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的として掲げている。また、日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成 18 年 10 月 3 日制定、平成 25 年 1 月 25 日改訂)に準拠し、本学において研究活動を行うすべての者、およびこれを支援するすべての者が遵守すべき行動規範を『大阪経済大学研究活動に関する行動規範』に定めている【資料 28】。

とりわけ、本学の 100 周年ビジョンである「DAIKEI 2032」に掲げる「研究ビジョン」においては、「知の“結接点”となる」ことを目標としたうえで、「分野や産学官民を問わず、国内外の多彩な知を集積し、それぞれをつなげる場を形成することで、新たな価値を創出」していくことを明示している。この「研究ビジョン」を実現するため、「多彩な研究者が集い、交わる場の形成」および「研究成果・資料の積極的な発信」に取り組むこととし、これらに基づく具体的な施策を 5 ヶ年の「中期計画」に掲げ、毎年度の事業に取り組んでいる。

9.2 研究活動の支援体制

研究活動をサポートする体制としては、学内に URA に相当する職は置いていないものの、過去に複数の大学で、外部の研究資金の調達・管理等のマネジメント、特に科学研究費の執行手続きから獲得支援まで幅広い知識と業務経験をもつ専任職員を、令和 3 年度より教育・研究支援・社会連携部研究支援課に配置している(令和 7 年度の事務組織改編により教学・研究推進部研究推進課となった。以下「研究推進課」とする)。業務として、科学研究費の適正な使用に関する説明会の開催、科学研究費獲得を目的とした勉強会の企画・運営および「研究計画調書」の添削を含む個別相談などを実施しており、科学研究費のほか、学外助成金等の募集に関して教員へ周知し、外部研究費の獲得を働きかけるなど、本学の研究活動支援の充実を図っている。

また、研究推進課では、専任職員のこれまでのキャリアを生かし、他大学との情報交換、人物交流においても令和 4 年度研究倫理研修講師の依頼につなげるなど、その後も現在に至るまで研究活動支援のみならず、研究倫理・研究コンプライアンス教育を含め、本学の研究関連業務全般に支援している。

その他、研究推進課では、学内研究費の管理・執行、海外出張者・国内留学者の学内手続き事務、学内での学会・研究会の開催補助、研究成果発表の媒体である紀要(『大阪経大論集』)の発行等を行っている。

科学研究費申請支援については、平成 30 年度より専任教員を対象に「科研費 研究計画調書作成勉強会」を開催している。そこでは、書き方の注意点等の説明、複数回採択経験のある教員による作成のポイントを含む経験談等、研究計画調書の作成において、有益な情報を共有できる場を用意している。当日に参加ができなかった教員のために、後日、録画を e-Learning に掲載し、

視聴できるように配慮している。このほか、関連図書の貸し出し、個別の相談、過去に採択された研究計画調書の閲覧を可とする等の支援に取り組んでいる。

なお、科学研究費応募者は、採択結果に基づき後述する学内研究費の交付対象となる。これらの学内研究費は、次回以降の科学研究費の獲得支援を目的として、外部資金獲得へのさらなる動機付けを狙いにしている。

企業および自治体等との受託研究および産官学共同研究については、「受託研究取扱規程」および「産官学連携共同研究費規程」に基づき、当該研究費の受入、執行を中心に活動を支援している。また、令和4年3月11日には、産官学連携活動の推進を目的として「大阪経済大学 産官学連携活動における利益相反マネジメント・ポリシー」および「大阪経済大学 産官学連携活動における利益相反マネジメント規程」を制定し、各教員の研究活動において産官学共同研究への支援体制を強化した。

9.3 研究費の適切な支給

専任教員は、「普通研究費等の支給に関する規程」に基づき、一律、普通研究費が1人につき年間 570,000 円支給されている。

このほか、科学研究費の獲得支援を目的とし、科学研究費不採択評価に基づき、交付対象となる「特別研究費」および「共同研究費」、科学研究費獲得者の研究活動を支援するために交付される「研究奨励費」、本学の教育の改革を進めることを目的とする「教育改革支援研究費」の研究費支給制度がある。また、「共同研究費」制度および、「教育改革支援研究費」制度では、学部を超えた教員同士の共同研究を認めており、学内共同研究の推進を図っている。こうした研究費は、「普通研究費支出に関する内規」に定められたルールに則り執行されている。

これらの学内研究費の令和6年度の採択件数は以下のとおりとなっている。

	申請件数	採択件数	支給総額(円)
特別研究費	8*	4	920,000
共同研究費	2	1	282,000
研究奨励費	41	41	5,033,072
教育改革支援研究費	5**	5	3,702,800

* 特別研究費の申請のうち、2件は科学研究費において採択されたため除外。

** 教育改革支援研究費の申請の内訳は、新規は3件、継続は2件。

また、専任教員と学生から構成される「大阪経大学会」からの出版助成制度や、学会、研究会を本学で開催した場合の開催補助制度を設けている。

大学院生への研究補助については、「大阪経済大学大学院ゼミナール学外研修の付添いおよび援助金支給に関する申し合わせ」に基づき、1人につき年間 5,000 円の援助費を設けるとともに、「大阪経済大学大学院ゼミナール(演習・研究指導)教材補助費支給に関する申し合わせ」に基づき、博士前期・修士課程在籍者には1人につき各学期 5,000 円、博士後期課程在籍者には1人

につき年間 20,000 円の教材補助費を設けている。さらに、「大阪経済大学大学院学生学会参加援助費規程」に基づき、博士後期課程在籍者等に対する学会援助費として、1 人につき年間 30,000 円を設けている。

9.4 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、専任教員 1 名につき 1 つの個人研究室を設けていることに加えて、共同研究スペースとして、共同研究室を複数設置しており、教員が自由に利用できるようにしている。なお、大学院生についても、大学院学則 36 条に基づき、共同の研究室を設けている。なお、本研究科経営学専攻博士後期課程に在籍する大学院生については、その学生たちのみが使用できる専用の研究室を 1 部屋設置している【資料 37】。

また、教員の研究時間を確保するため、「専任教員の担当コマ数についての申し合わせ」において、「標準担当コマ数は大学院開講科目を含め 5～8 コマとする」ことを定めているほか、「海外出張規程」および「国内留学規程」に基づく、在外研究制度を設けている。本学に着任後 2 年が経過した専任教員は、同制度への申請が可能となり、長期は申請から 3 年後に 6 ヶ月以上 1 年以内、短期は申請の翌年に 6 ヶ月未満の期間、国内外において、専門とする研究分野での研究活動を行うことができる。さらに、給与とは別に当該期間中の旅費、滞在費、研究費が支給され、研究に専念できる環境が整えられている。

【資料 37】 経営学研究科 経営学専攻 博士後期課程 専用研究室

9.5 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

ア. 規程の整備

研究倫理を遵守するとともに、研究活動の不正を防止するための措置として、「大阪経済大学研究活動に関する行動規範」、「大阪経済大学公的研究費の取扱いに関する規程」および「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を整備しており、令和 3 年 11 月 19 日には同規程第 19 条第 2 項にある「研究データの内容、保存期間」について定めた「研究データの保存等に関するガイドライン」を制定した。このほか、研究費を適正に執行するため、「研究費による購入物品の検収等ガイドライン」、「科学研究費支出に関する内規」および「普通研究費支出に関する内規」を定め、研究費の不正使用防止に努めている。あわせて、3 年度ごとに各研究室内で前年度に研究費により購入した図書、物品の現物調査を実施し、それ以外の年度は教員自身による所在調査を行い適切に管理されていることを確認している。

また、令和 3 年 2 月 1 日付で改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(文部科学省)に基づき、「研究活動に係る基本方針」および「研究活動に係る不正防止計画」を見直した。その後、新たに作成した「コンプライアンス教育および啓発活動実施計画」のとおりに、コンプライアンス教育および 4 半期ごとの啓発活動を実施している。

9.6 教員および学生における研究倫理確立のための機会等の提供

ア. コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等／研究倫理に関する学内審査機関の整備

コンプライアンス教育および研究倫理教育については、毎年、全教員、大学院生および研究活動に関わる職員を対象に、文部科学省からの 2 つのガイドライン「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動の不正行為への対応等のガイドライン」に基づき、外部講師による「研究倫理研修」を実施している。専任教員には 5 年ごとの受講を義務付けており、受講率は 100%である。学部对学生に対しては、学内電子掲示板において、同研修の受講を案内するほか、科学技術振興機構(JST)のホームページに公開されているパンフレット「研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～」および本学が独自に作成した教材「はじめての研究倫理」を掲示し通読を呼びかけており、同教材は入学時のオリエンテーションでも配布している。

また、科学研究費採択者に対しては、「科研費事務手続き要領説明会」を実施し、科学研究費の適正な執行手続きの周知および理解を深め、研究倫理に関しては、日本学術振興会の冊子教材『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』を配付し、同振興会による研究倫理の e-Learning 教材「eLCoRE」の受講・修了を求めている。

研究倫理に関する学内審査機関の整備としては、平成 30 年 6 月 8 日に制定した『「人を対象とする研究」の倫理に関する規程』に基づき、研究コンプライアンス推進委員会のもと、学部ごとに審査委員会を設置し、適切に運営している。なお、令和 7 年度審査件数は 35 件であった(令和 6 年度件数:28 件)。

10. 施設・設備等の整備計画

10.1 校地について

本研究科は、大阪市東淀川区大隅にある大隅キャンパスに設置する。大隅キャンパスは、本学の中心キャンパスであり、全学部・研究科により構成され、教室棟に加え、事務・研究棟、図書館および体育館等が設置されており、対象校地面積は 40,048.75 m²である。また、阪急京都線の新庄駅から徒歩 15 分、大阪メトロ今里筋線瑞光四丁目駅より徒歩 3 分の距離にあり、通学面でも非常に便利な場所に立地している。

10.2 学生の休息、その他の利用のための適当な空地の整備状況

大隅キャンパスは大阪市内に立地することから校地面積が十分に確保されているとはいえないものの、学生の自習・休息等のための空間や空地を拡張している。

学生が自習や談話、飲食等を行うことができるフリースペースは、学内各所に 1,175 席分(屋内 760 席分、屋外 415 席分。食堂・カフェを除く)設けている。また、障がい学生とその保護者をサポートするための専用控室を設置している。

学生の遊戯場として、これまでは卓球場程度しかなかったが、令和 4 年度にバスケットボール等ができる多目的広場を整備した他、D館2階デッキにシェードを設置、C館増築棟にフォレストルー

フ(ウッドデッキ)を設置するなど学生のための居場所づくりに取り組むとともに、学生所有のノートパソコンを充電できるスポットを設けるなど、長時間大学にいても学習環境に困らないような取り組みも行っている。

10.3 校舎等施設の整備計画

全学部・研究科の授業は大隅キャンパスで実施しており、本研究科経営学専攻博士後期課程の教育研究も同様に実施する。授業を行う教室については、本研究科経営学専攻博士後期課程の設置によって新たに整備する必要はなく、既設の教室を利用することとしている。また、9.4 のとおり、教員の研究室については全員分が既に確保されている。そして、本研究科経営学専攻博士後期課程に在籍する大学院生についても専用の研究室が利用できるように、教育研究環境を整備する。なお、その専用の研究室は他の大学院生が共同で利用するフロアに配置しており、静穏な環境で研究に専念できるようになっている。

以上により、本研究科を設置した後も、学生の利便性を維持しつつ、教育研究に必要な教室、施設設備等の整備については継続的に取り組む【資料 37】。

10.4 図書館の整備計画

図書については、現在、大学全体で電子書籍を含めて約 60 万冊所蔵している(日本図書館協会令和 7 年調査票)。そのうち法律、経済、企業、経営管理などの社会科学、商業の図書は、約 26 万冊である。

雑誌に関しては、現在和雑誌 281 タイトル、洋雑誌 106 タイトルを購読、電子ジャーナル 148 タイトルを契約している。また Wiley、Taylor&Francis、Springer といった大手学術雑誌出版社の電子ジャーナルを契約購読しており、学術雑誌最大手の Elsevier については全ての論文の全文を利用できるサブスクリプション契約をしている。その他、雑誌論文・新聞記事データベース 20 種類、法律系データベース 5 種類、経済・企業情報データベース 2 種類を契約しており、買い切りのアーカイブデータベースを 6 種類所蔵している。

本学に関する図書等の資料については、図書館でかねてより所蔵している経済学の代表的学術雑誌 American Economic Review、Econometrica 等を創刊号より所蔵している他、Academy of Management Review、Academy of Management Journal、Strategic Management Journal といった経営学分野の主要雑誌も創刊号もしくはかなり古い号より所蔵している。

今後、本研究科の教育・研究の対象分野である経営学を中心に、図書、雑誌、電子ジャーナルを更に充実させる予定である。洋書に関しては電子書籍で所蔵する予定にしているが、和書に関しても電子書籍を中心に選択する予定である。

図書館は月曜日から土曜日は朝 8 時 45 分から夜 9 時 30 分まで開館しており、授業の前後に利用できる体制を整えている。閲覧席は 1 階から 3 階まで 879 席を備え、2 階、3 階にデスクトップパソコン合計 6 台を設置しているほか、貸出用ノートパソコン合計 30 台、貸出用プロジェクター 2 台を準備し、Wi-Fi も完備している。契約データベースには、学内であればどこからでもアクセスでき、

一部を除いて VPN 接続が可能であるため、自宅からもアクセス可能である。また一部のデータベース、電子ジャーナルに関しては学認認証システムも導入しており、場所を問わずに利用することがより簡便になっている。

また、図書館 1 階の一部をラーニング・コモンズとし、プレゼンテーションエリアやグループ学習室は学生への貸出もしており、ディスカッション、プレゼンテーション、ディベート等の練習にも利用されている。

11. 管理運営

11.1 研究科委員会の管理運営体制について

本学大学院は、大阪経済大学大学院学則及び大阪経済大学大学院研究科委員会規程【資料 38】に則って運営が行われる。大学院学則第6条に規定する研究科委員会は、本研究科に所属している専任教員をもって構成し、毎年度設定される研究科委員会日程(8 月は除く)に従って開催する。研究科委員会の議長は、研究科長があたる。

なお、本学大学院の教育研究全般に関する諸課題の協議の場としては、学長が招集する大学院校務協議会が設置され、大学院校務協議会規程【資料 39】に則って運営が行われている。

本学大学院の管理運営を支援する事務局は、教学・研究推進部教学推進課が担当する。同課は、本研究科の他に、経済学研究科・経営情報研究科・人間科学研究科の管理運営支援についても担当している。具体的には、大学院校務協議会ならびに研究科委員会に係る事務全般を指している。また、授業運営管理は教務・国際部教務課が担当し、学生の福利厚生、奨学金等については学生・キャリア支援部学生課が担当している。

【資料 38】大阪経済大学大学院研究科委員会規程

【資料 39】大学院校務協議会規程

11.2 経営学研究科の管理運営方法

ア. 大学院校務協議会

構成員は、学長、研究科長、研究科長補佐によって構成され、次の事項の協議、連絡調整を行う。

- (1) 各研究科に共通する議題および審議内容に関する事項。
- (2) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。
- (3) 学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長または研究科長等が求める事項。
- (4) 研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして理事会が求める事項。
- (5) 研究科委員会の意見を聴いて、学長または、理事会が決定した事項のうち、研究科委員会に報告する事項。

(6) その他教育研究に関する事項。

イ. 研究科委員会

研究科委員会の構成員は、研究科に所属する専任の教員により構成される。

研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

また、上記以外に、学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、および学長または研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 研究科の機構、組織ならびに制度に関する事項
- (2) 大学院学則ならびに研究科に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 研究科長の候補者の選任に関する事項
- (4) 研究科長補佐その他研究科教員の人事に関する事項
- (5) 授業および研究指導に関する事項
- (6) 試験および学位論文の審査(学位の授与)に関する事項
- (7) 授業科目の変更に関する事項
- (8) 学生の身分に関する事項
- (9) 奨学金その他学生生活に関する事項
- (10) 学生の賞罰に関する事項
- (11) その他教育研究に関する事項で学長または研究科長等から諮問された事項

ウ. 経営学研究科の運営体制

本研究科の教学面の企画・立案を行う組織として、既存研究科と同様に、研究科長の他に研究科長補佐(1名)により構成される研究科執行部を置く。執行部構成員は、本学の教学面での中心的な議題を取り扱い、研究科委員会に提出する議題の検討や各種会議との連絡・調整を行い、研究科運営の中核となる。

12. 自己点検・評価

12.1 自己点検・評価の実施体制

本学は、建学の精神「自由と融和」、教学理念「人間の実学」および目的の実現に向け、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、恒常的・継続的に教育等の質の保証および向上に取り組むことを目的として、「大阪経済大学内部質保証システムに関する規程」を定めており、同規程に

に基づき、全学的に自己点検・評価を行っている。

実施体制としては、学長を委員長とし、全学の教育活動等の改善・向上に関する審議等を行い、内部質保証を推進する「全学内部質保証推進会議」（以下、「推進会議」という。）を置くとともに、学長が指名する委員を委員長とし、全学の教育活動等についての全学的な自己点検・評価等を行う「全学自己点検・自己評価委員会」（以下、「自己点検委員会」という。）を置いている。この体制のもとで、学部、研究科、センターおよび事務組織等の各組織は、教育活動等の自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検委員会に報告している。また客観的な評価からの質向上を目的に、外部評価委員会による外部評価も実施している。

12.2 実施方法及び結果の活用

本学の 100 周年ビジョンである「DAIKEI 2032」に基づき、平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月までを「第一次中期計画」、令和 6 年 4 月から令和 11 年 3 月までを「第二次中期計画」として、それぞれ 5 ヶ年の計画を立て、4 つのビジョンを具体化していくための様々な施策を定めており、教学分野の各施策には学長・副学長・学長補佐の中から推進の責任者を割り当てている。さらに、中期計画を踏まえて単年度ごとに事業計画を定めており、これに沿って、各組織は教育活動等に取り組んでいる。

そして、推進会議のもと、各組織は自らが行う取り組みの進捗状況を年度末に自己点検・評価しており、学長・副学長・学長補佐がその内容を取りまとめ、自己点検委員会に報告している。これを踏まえ、自己点検委員会は全学的な観点から自己点検・評価しており、推進会議はその内容に関して報告を受け、事業計画の見直し等について審議している。また、中期計画に定めた各施策の進捗状況については、毎年度の事業報告書に掲載し、本学のホームページで公表している。

13. 認証評価

本学では、公益財団法人大学基準協会が定める大学基準に照らした取り組みの適切性について、各組織が自己点検・評価を行い、自己点検委員会に報告しており、これを踏まえ、自己点検委員会が全学的な観点から自己点検・評価し、課題等の抽出を行っている。推進会議はその内容に関して報告を受け、改善・向上に向けた取り組みを審議しており、関連する組織において、課題の改善に取り組んでいる。

前回令和 5 年度の認証評価受審時に公益財団法人大学基準協会から付された 1 つの改善課題については、「推進会議」から、その改善に取り組むことを関連する組織に指示し、毎年対応している。

14. 情報の公表

本学では学校教育法施行規則第 172 条の2に則り、大学を取り巻く様々なステークホルダーへの積極的な情報発信と説明責任を果たすため、本学のホームページの情報公開のページ(<https://www.osaka-ue.ac.jp/profile/information/>)にて、以下に示す各種情報を公表している。

・大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること

【教育研究上の基本組織と目的】

アドミッション・ポリシー
カリキュラム・ポリシー
ディプロマ・ポリシー
アセスメント・プラン
(大学院)アドミッション・ポリシー/カリキュラム・ポリシー/ディプロマ・ポリシー 経済学研究科 経営学研究科 経営情報研究科 人間科学研究科
人材養成の目的に関する規程
大学院の人材養成の目的に関する規程

・教育研究上の基本組織に関すること

【教育研究上の基本組織と目的】

組織図
学部紹介
大学院紹介

・教育研究実施組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

【教員に関する情報とデータ】

求める教員像・教員組織の編制方針
全学の教員組織(学部等)
教員プロフィール(各教員が有する学位等)
専任教員一覧 経済学部 経営学部 情報社会学部 人間科学部 国際共創学部
役職者委員長等(教員)

・入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

【学生に関する情報とデータ】

入試関連	学科別募集人員
	入試結果
在学生関連	学部学科大学院研究科の学生定員及び在籍学生数
	学部の卒業者数と卒業判定(過去3年間)
	大学院における学位授与状況
	社会人学生数

	退学除籍者数一覧(学部学科別/大学院研究科別)
	離学(退学・除籍)状況および留年者数の推移
	学修行動・学習時間について(学部)
就職関連	就職・進学状況(過去3年間)
	卒業後の進路先の状況(前年度実績)
	就職データ・主な就職先

・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

【授業科目や単位、卒業の要件に関する情報】

シラバス(科目ごとの内容や到達目標等記載)
専攻科目一覧 経済学部 経営学部 情報社会学部 人間科学部 国際共創学部
各学部履修規程
履修系統図 経済学部 経営学部第1部・第2部 情報社会学部 人間科学部 国際共創学部

・学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

【授業科目や単位、卒業の要件に関する情報】

成績評価基準
年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)【学部】
年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)(大学院学則より抜粋)

・校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

【教育研究環境に関する情報】

教育研究等環境の整備に関する方針
施設案内
情報環境

・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

【給付金および学生支援に関する情報】

学費について

・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

【給付金および学生支援に関する情報】

学生支援に関する方針
奨学金制度
教育システム
キャリアサポートシステム
大経大のサポートシステム

・その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果 等)

【教育研究上の基本組織と目的】

大阪経済大学学則
大阪経済大学大学院学則

【認証評価・外部評価・自己点検】

認証評価結果および自己点検・評価
アセスメントレポート(機関レベル)

その他、上記以外にも授業評価アンケートや卒業時アンケートなど、教学の改善のためのデータ公開についても積極的に行っている。

<https://www.osaka-ue.ac.jp/education/sctl/disclosure/index.html>

また、本学は大学院を設置していることから、学位論文に係る評価に当たっての基準については、各研究科を紹介するページからリンクを貼り、確認することができるようになっている。

経済学研究科	https://www.osaka-ue.ac.jp/education/graduate/keizai/policy.html
経営学研究科	https://www.osaka-ue.ac.jp/education/graduate/business/policy.html
経営情報研究科	https://www.osaka-ue.ac.jp/education/graduate/jyoho/policy.html
人間科学研究科	https://www.osaka-ue.ac.jp/education/graduate/human/policy.html

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

15.1 全学的なファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施

ア. 事業内容

本学では、教育理念に基づく教員に求められる諸活動の資質向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という)の推進を目的として、全学FD委員会を組織し、全学FD委員会規程【資料 40】に基づき下記の事業を展開している。

- 1) 教育活動を改善するための、全学および学部、研究科における施策の検討と実施
- 2) 研究活動の活性化および社会貢献等の資質向上を図るための、全学および学部、研究科における施策の検討と実施
- 3) FD に関わる資料、情報の収集と学内広報
- 4) その他 FD に関係する事項

イ. 実施体制

全学FD委員会は、①副学長が担当する教育・学習支援センターのセンター長、②学長補佐が担当する教育・学習支援センターの副センター長、③各学部から選出された教員1名、④学長が指名する教員1名、⑤教学・国際部長、⑥教学・研究推進部長の委員をもって構成する。事務局は、教務・国際部学習支援課が行っており、本学では事務部長は職員が担っていることから、教職協働の体制を敷いている。

ウ. 実施内容

授業の内容、方法等の見直しのための研修会を、講義形式だけでなくグループワークを交えた形式や、事務職員も参加するフォーラム形式で実施している。

フォーラムおよびグループワークの内容や運営方法は全学 FD 委員会において、議論・審議を経て決定し、実施要領を定めて教授会・研究科委員会やメール等を通じて専任教職員に周知して参加を促している。

【資料 40】 全学FD委員会規程

近年の実施内容としては以下のとおりとなっている。(令和 7 年 12 月 31 日現在)

実施日	テーマ	参加者数
令和 6 年 9 月 6 日	Teams や KVC 等の意外に使われていない！？便利な機能について	92
令和 6 年 9 月 11 日～ 9 月 19 日	授業評価アンケート活用による授業改善策の検討	83
令和 6 年 10 月 4 日	高等教育機関における学習支援の現状と課題	62
令和 6 年 12 月 13 日	生成系 AI の活用と留意点	90

令和 7 年 9 月 5 日	Teams や KVC など教育システムの活用について	91
令和 7 年 9 月 10 日 ～9 月 25 日	授業評価アンケート活用による授業改善策の検討	89

15.2 経営学研究科における FD の取り組み

本研究科の FD としては、上述の全学的な FD にも参画し、現行の本研究科修士課程で既に実施している FD を定期的に企画・実施する。近年では、「ハイレックス型講義の現状と課題」や「大学院での授業の事例と課題：社会人と留学生の混合クラスでの取り組み」、「企業にみるリカレント教育への取り組み」など、そのテーマは多岐に渡っている。今後も教員の意識・能力の向上を目指していく。

15.3 教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を図るための職員研修等 (SD 体制)

事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等については、狭義のスタッフ・ディベロップメント (SD) として、企画・総務部人事課が主管課となり企画・実施している。

本法人では、体系的・段階的・継続的な SD 実施のため、平成 30 年度に「専任職員人材育成ビジョン」を策定し、令和元年度より施行している。「専任職員人材育成ビジョン」では、「目指すべき人材像」を定め、本法人を支える有為な人材を育成するための「人材育成基本方針」や「行動指針」を示している。なお、事務職員を対象とした SD としては、以前より以下の研修メニューを用意しており、必要に応じてこれらを継続的に実施している（「学校法人大阪経済大学職員研修規程」にて規定）。

- (1) 部署内研修
 - ① OJT
 - ② 法人外で行われる研修で、所属長が認めるもの
 - ③ その他
- (2) 部署外研修
 - ① 全体研修
 - ② 役職別研修
 - ③ 職能資格別研修
 - ④ 新採用職員研修
 - ⑤ 法人外で行われる研修で、企画・総務部長が認めるもの
 - ⑥ その他
- (3) 特別研修
 - ① 派遣研修
 - ② 海外研修
- (4) 自己啓発研修

特に「(2)②役職別研修」については、近年これに加えて「考課者研修」も実施しており、人事考課を通じた人材育成を部署の所属長も適切に行えるよう、その能力・資質の向上に努めているところである。また、「(4)自己啓発研修」としては、e-Learning 型の研修契約を外部企業と締結しており、本法人負担で、自らが必要とする知識・能力を個人ごとに学習できる環境を整えている。今後もさらなる活用を目指し、事務職員に働きかけを行っていく。「(2)③職能資格別研修」については、本学が定める資格基準に照らして事務職員を 6 つの職能資格のいずれかに割り当てを行い、当該職能資格において定義付けされた能力の維持・向上を図るために、概ね 1 年に 1 回程度、研修を実施している。開催頻度として、「部署外研修」は現在それぞれのプログラムを年 1 回実施しており、今後もそれを継続する。「自己啓発研修」は現在上記の e-Learning 型研修を随時実施しており、今後もそれを継続する。「部署内研修」と「特別研修」は、必要性に則して不定期開催とする。

なお、「専任職員人材育成ビジョン」や実施した研修については、本学のホームページ上に掲載し、情報公開に努めている。

※大阪経済大学「SD (Staff Development) の取り組み」

https://www.osaka-ue.ac.jp/profile/staff_development.html

設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

- 資料 01 経営学研究科(修士課程)定員充足率(2023 年～2025 年)
- 資料 02 わが国の経営学大学院教育のあり方について
～高度専門職業人教育を中心にして～
- 資料 03 第 5 期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)
- 資料 04 平成 29 年度年次経済財政報告(経済財政政策担当大臣報告)
－技術革新と働き方改革がもたらす新たな成長－
- 資料 05 <概要編>デジタルスキル標準 ver.1.0
- 資料 06 平成 29 年版科学技術白書
- 資料 07 第 6 期 科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)
- 資料 08 Society 5.0ーともに創造する未来ー(2018 年 11 月 13 日)
- 資料 09 Society 5.0 の実現に向けた「戦略」と「創発」への転換
- 資料 10 Society 5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会報告書
- 資料 11 博士人材のキャリア(趣旨・概要)
- 資料 12 中央教育審議会大学分科会大学院部会(第 124 回)
博士人材に関する産学協議会合報告書
- 資料 13 大学支援フォーラム PEAKS
博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム
- 資料 14 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)
- 資料 15 博士人材の民間企業における活躍促進に向けたガイドブック
- 資料 16 地域における産業界人材育成ニーズの分析
- 資料 17 人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)
- 資料 18 大阪府内の企業の人材育成・リスキリング
- 資料 19 第11次大阪府職業能力開発計画(大阪産業人材育成計画)

- 資料 20 経営学研究科経営学専攻博士後期課程の設置の趣旨や教育上の目的、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関係図
- 資料 21 大阪経済大学大学院 経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)カリキュラムマップ
- 資料 22 経営学研究科博士学位論文審査基準に関する内規
- 資料 23 博士後期課程における修了までのスケジュール表
- 資料 24 大阪経済大学学位規程
- 資料 25 大阪経済大学大学院経営学研究科課程修了による博士学位授与申請に関する内規
- 資料 26 大阪経済大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- 資料 27 研究データの保存等に関するガイドライン
- 資料 28 大阪経済大学研究活動に関する行動規範
- 資料 29 大阪経済大学「人を対象とする研究」の倫理に関する規程
- 資料 30 経営学研究科博士前期課程と経営学研究科博士後期課程との関係図
- 資料 31 Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～「公正に個別最適化された学び」(文部科学省 2018 年)
- 資料 32 大阪経済大学大学院経営学研究科長期履修制度に関する規程
- 資料 33 大阪経済大学大学院経営学研究科博士後期課程早期修了に関する規則
- 資料 34 2027 年度 4 月入学 大学院入学試験 経営学研究科経営学専攻 博士後期課程 募集要項(案)
- 資料 35 学校法人大阪経済大学就業規則
- 資料 36 特任教員任用規程
- 資料 37 経営学研究科 経営学専攻 博士後期課程 専用研究室
- 資料 38 大阪経済大学大学院研究科委員会規程
- 資料 39 大学院校務協議会規程
- 資料 40 全学FD委員会規程



経営学研究科（修士課程）定員充足率（2023 年～2025 年）

	2025 年	2024 年	2023 年
在籍者数（人）	114	105	88
収容定員（人）	100	100	100
定員充足率（%）	1.14	1.05	0.88

報告

わが国の経営学大学院教育の
あり方について
～高度専門職業人教育を中心にして～



平成29年（2017年）5月9日

日本学術会議

経営学委員会

経営学大学院教育のあり方検討分科会

3 経営学大学院教育の使命

(1) 経営学大学院修了生が修得すべき能力

付録2にあるように、国内の経営学大学院はそれぞれの大学院ごとに様々な努力を重ねている。しかしながら、産業界を中心とした継続的事業体からは、依然として「国内の経営学大学院は社会のニーズに応えていない」といった声が聞かれる。分科会では、まず経営学大学院が涵養している修了生の能力を社会に明示することが第一の責務と考え、経営学大学院に対するニーズ調査、志願者・修了生の意識調査など様々な分析レポート[4][16][17][18][19]を参考に、経営学大学院の大学院生が修了までに修得すべき能力を、以下の五つに整理した。

① 経営における職能担当者としての高度な専門知識とその活用能力

営利・非営利のあらゆる継続的事業体は、その規模に応じて各種の職能を分化させ、経営企画、総務、組織、人事労務、生産管理、研究開発、マーケティング、会計、財務、知財など、多様な専門職種を形成している。組織が拡大し、経営活動がグローバル化すると、一つの専門職能においても、広くかつ深い知識が求められる。今日の経営活動は、学士課程で得た知識だけでは有効に職務を遂行し得ないほど複雑なレベルに達している。経営学大学院では、世界最先端で競争し得る専門的知識の付与と同時に、必要に応じて知識を自ら紡ぎ出し、それを活用し現実の経営に役立て、将来の経営リスクを低減させる実践的な問題解決能力の涵養を目指している。

そのために、教員自身も、単に理論のみならず実務を理解し、個々の継続的事業体の具体的な諸条件を十分に考慮した上で、実践で役立つ解決策を見つけ出す必要がある。実務課題を科学的な知識や深い洞察力を用いて解決し、リスクを低減しつつ経営成果を出すことに重点を置いた教育研究を行うことが、経営学大学院の現代的課題である。各職能における理論的知識や最先端の知識を紡ぎ出し応用する力を身に付けさせる点が、学士課程の経営学教育と異なる。

② 継続的事業体全体に配慮した問題解決能力

各専門職能における知識や問題解決方法はそれぞれの専門領域で深く研究され、学会や学術専門誌を通じて公表されている。しかし、それらの知識や解決手法をそのまま他の組織に平行移動的に適応しても、現場の問題が解決されることはほとんどない。むしろ各事業体には固有の文化や歴史があり、異なる環境に応じた解決方法を見つけ出す必要がある。そのためには、事業体全体の動向と個々の専門職能の関係を見極め、事業体全体の視点から個々の職能の貢献を評価し、再調整する必要がある。

経営学大学院においては、単に個々の専門職能の最適な解決法を見出すのみならず、その専門職能を包摂する組織全体の観点からも同時に自己点検できる能力を身に付けさせることが、学士課程の経営学教育と根本的に異なる点である。

科学技術基本計画

平成28年1月22日

閣議決定

第1章 基本的考え方

(1) 現状認識

我が国を取り巻く経済・社会は、大きな変革期にある。

21世紀に入り、科学技術は大きな進展を遂げてきた。これに加えて、近年、情報通信技術（ICT）の急激な進化により、グローバルな環境において、情報、人、組織、物流、金融など、あらゆる「もの」が瞬時に結び付き、相互に影響を及ぼし合う新たな状況が生まれてきている。それにより、既存の産業構造や技術分野の枠にとらわれることなく、これまでにない付加価値が生み出されるようになってきており、新しいビジネスや市場が生まれ、人々の働き方やライフスタイルにも変化が起り始めている。

また、経済・社会の成熟化に伴い、人々の関心が「もの」から「コト」へと変化するなど価値観が多様化してきている。従来のように技術革新の追求にとどまるのではなく、ユーザーの多様な要望や共感に応える新しい価値やサービスを創出することが求められている。

グローバル化はますます進み、社会の様々な活動が国境を越えて展開している。企業は、グローバル市場を見据え世界で積極的に活動を展開する一方で、厳しい国際競争にさらされている。このような中、世界に広がる様々な知識・技術や優れた人材の能力をいかに活用するかが、競争力を大きく左右するようになってきている。

さらに、知のフロンティアの拡大に伴い、知識や技術の全てを個人や一つの組織で生み出すことが困難となっている。このため、新たな知識や価値の創出に多様な専門性を持つ人材が結集しチームとして活動することの重要性がますます高まっている。また、イノベーションを巡るグローバルな競争が激化する中で、企業において、組織外の知識や技術を積極的に取り込むオープンイノベーションの取組が重要視されるようになっている。それに呼応して、科学研究の進め方もオープンサイエンスが世界的な潮流となりつつある。分野・国境を越えて研究成果の共有・相互利用を促進することにより、従来の枠を超えた知識や価値が創出される可能性が高まっている。

他方、世界的な規模で急速に広がるネットワーク化は、これまでの社会のルールや人々の価値観を覆す可能性を有しており、派生するセキュリティ問題への対応、個人情報の保護等の新たなルール、行動規範作りが不可欠となっている。また、Internet of Things（IoT）、ロボット、人工知能（AI）、再生医療、脳科学といった、人間の生活のみならず人間の在り方そのものにも大きな影響を与える新たな科学技術の進展に伴い、科学技術と社会との関係を再考することが求められている。

このような様々な変化は、相互に関連し合い、加速しながら進展している。知識や価値の創造プロセスは大きく変貌し、それにより、経済・社会の構造が日々大きく変化する「大変革時代」とも言うべき時代を迎えている。

また、我が国そして世界が抱える課題は増大し、複雑化している。

我が国は、エネルギー、資源、食料等の制約、少子高齢化や地域経済社会の疲弊といった課題を抱えている。特に、我が国の経済・社会の基盤を支える上で、エネルギーや資源の安定的かつ安価な供給が重要であることについては、東日本大震災を契機として

平成 29 年 度

年 次 経 済 財 政 報 告

(経済財政政策担当大臣報告)

— 技術革新と働き方改革がもたらす新たな成長 —

平成 29 年 7 月

内 閣 府

(超スマート社会)の実現を目指した取組を打ち出している。Society 5.0⁵⁷とは、「サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会」とされている。少子高齢化が進む我が国において、個人が生き生きと暮らせる豊かな社会を実現するためには、IoTの普及などにみられるシステム化やネットワーク化の取組を、ものづくり分野だけでなく、様々な分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成等につなげることが重要である。

● Society 5.0では、進展するICTの活用により働き方もスマートに

Society 5.0が実現すると、時間や空間に縛られない働き方が増加し得る。人々はAI、ロボット等の機械との協調により、それぞれの能力を伸ばし、自分自身にあった働き方を実現するほか、仮想現実や拡張現実等のICTを活用した高度なテレワーク⁵⁸による「働き方のスマート化」が実現し得る⁵⁹。

具体的には、決められた就業時間に会社に来て働くワークスタイルが見直され、自宅やカフェ等の好きな場所で自分の好きな時間に働くことや、ICTの活用によって、遠隔地にいる同僚があたかも同じ会議室にいるように働くことができるようになる中、移動を伴わず会合に参加したり、人とコミュニケーションを取ることが可能となる。

ただし、こうした変化は、人々が時間や空間を問わず「働かされる」ことではない。働いた時間による評価から、成果による評価に力点が移ることで、不必要な長時間労働はなくなるほか、長時間労働の是正に向けた施策が取られるようになると考えられる。

今後、Society 5.0の実現によって、個人が自分の意思で働く場所と時間を選択する、すなわち、自分のライフスタイルを自分で選べるような社会になることが期待される。

● テレワーク導入企業は13%と低いが、今後の活用により生産性向上に期待

それでは、こうした働き方のスマート化に向けて、我が国企業の取組はどの程度進展しているのでしょうか。以下では、テレワークに焦点を当ててみましょう。

- 注** (57) 政府は、第4次産業革命の技術革新を産業や社会生活に取り入れることで、Society 5.0が実現できるとしている（「未来投資戦略2017」を参照）。なお、Society 5.0には、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、との意味合いがある。なお、Society 5.0と産業革命との対応については次の通り。農耕社会が第1次産業革命（蒸気機関などの動力の活用）を経て工業社会となり、第2次産業革命（電力・モーターといった動力の革新）と共に工業社会が発展した後、第3次産業革命（コンピュータによる自動化の進展）によって情報社会に移行した。そして現在、第4次産業革命（ビッグデータを基にAIが自ら考え最適な行動をとるといった自律的な最適化の実現）が進展することで、Society 5.0の実現が期待されている。詳細は産業構造審議会（2017）などを参照。
- (58) テレワークの定義について、日本テレワーク学会は「テレワークとは、情報・通信技術の利用により時間・空間的束縛から解放された多様な就労・作業形態」と定義しているほか、日本テレワーク協会は「テレワークとは情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」と定義している。ここでは、総務省「通信利用動向調査」の定義である「貴社建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも貴社建物内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のこと。具体的には、社員の作業場所等により、在宅勤務、サテライトオフィス勤務（本来の勤務地とは別の場所にあるオフィス等で作業する場合）やモバイルワーク（営業活動などで外出中に作業する場合）と呼ばれるものがこれに当たる。」に従う。
- (59) 厚生労働省（2016）や一般社団法人日本経済団体連合会（2016）などを参照。

＜概要編＞

デジタルスキル標準
ver.1.0

2022年12月

IPA 独立行政法人
情報処理推進機構



デジタルスキル標準策定の背景・ねらい

日本企業におけるDX推進の重要性の高まり

- データ活用やデジタル技術の進化により、我が国や諸外国において、データ・デジタル技術を活用した産業構造の変化が起きつつある。このような変化の中で企業が競争上の優位性を確立するためには、常に変化する社会や顧客の課題を捉え、デジタルトランスフォーメーション（DX^{脚注}）を実現することが重要。
- 一方で、多くの日本企業は、DXの取組みにおくれをとっていると考えられる。その大きな要因のひとつとして、DXの素養や専門性を持った人材が不足していることが挙げられる。

DX推進における人材の重要性

- 企業がDXを実現するには、企業全体として変革への受容性を高める必要がある。そのためには、経営層を含め企業に所属する一人ひとりがDXの素養を持っている状態、すなわちDXに理解・関心を持ち自分事としてとらえている状態を実現する必要がある。また、変革への受容性を高めたうえで、実際に企業がDX戦略を推進するには、関連する専門性をもった人材が活躍することが重要である。
- このため、全員がDX推進を自分事ととらえ、企業全体として変革への受容性を高めるために、全てのビジネスパーソンにDXに関するリテラシーを身につける必要がある。また、DXを具体的に推進するために、専門性を持った人材の確保・育成が必要である。

デジタルスキル標準の策定

- 上記のようなDX推進における人材の重要性を踏まえ、個人の学習や企業の人材確保・育成の指針であるデジタルスキル標準を策定する。
- デジタルスキル標準は、ビジネスパーソン全体がDXに関する基礎的な知識やスキル・マインドを身につけるための指針である「DXリテラシー標準」及び企業がDXを推進する専門性を持った人材を確保・育成するための指針である「DX推進スキル標準」の2種類で構成されている。
 - ✓ DXリテラシー標準：全てのビジネスパーソンが身につけるべき能力・スキルの標準
 - ✓ DX推進スキル標準：DXを推進する人材の役割や習得すべきスキルの標準
- デジタルスキル標準で扱う知識やスキルは、共通的な指標として転用がしやすく、かつ内容理解において特定の産業や職種に関する知識を問わないことを狙い、可能な限り汎用性を持たせた表現としている。そのため、個々の企業・組織への適用にあたっては、各企業・組織の属する産業や自らの事業の方向性に合わせた具体化が求められることに留意する必要がある。
- なお、デジタルスキル標準は、関係省庁との連携の下で、様々な民間プレイヤーの関与を得ながら普及・活用に向けて取り組むとともに、ユーザーのフィードバックを得ながら、継続的な見直しを行っていく。

脚注 DXの定義：企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省「デジタルガバナンス・コード2.0」（2022年9月改訂））

平成
29
年版

科学技術白書

オープンイノベーションの加速
～産学官共創によるイノベーションの持続的な創出に向け～



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

基盤を強化させていくことが求められる。政府としても産学官連携体制を強化し2025年（平成37年）までに大学・研究開発法人等への民間投資を3倍にする方針を示しているが¹、民間投資のうち例えば共同研究費は、増加傾向にあるものの1件当たりの平均額は相変わらず小規模である（本節2.（2）①に後述）。

大学・研究開発法人ともに組織を挙げて民間投資の増加を図るなど、財務基盤を強化するとともに、学術研究・基礎研究を主に担う機関として成果創出を維持・強化していくことが必要である。

③ イノベーションを創出する人材を育成する役割

オープンイノベーションに取り組む上では、高度な知の創出と社会実装を推進するために、専門性と多様性を持った研究者はもちろんのこと、イノベーション全体を見通し戦略を策定する経営人材や、迅速かつ小回りの利くベンチャー創出を推進する起業家人材や、研究開発プロジェクトの企画・管理を担うプログラスマネージャー（PM）と研究活動全体のマネジメントを主務とするリサーチ・アドミニストレーター（URA²）といった技術移転を担うコーディネーター人材が必要である。大学・研究開発法人においては、こうしたイノベーションを担う多様な人材のキャリアパスと地位の明確化を進めながら人材育成に取り組み、各人が適材適所で能力を発揮できる環境を創り出す役割を担っている。

これまで、文部科学省と経済産業省では、産業界で活躍する理工系人材の質的充実・量的確保に向け、産学協働人材育成円卓会議（平成23～24年度）、理工系人材育成に関する産学官円卓会議（平成27～28年度）を共同で開催し、産学官の対話の場として産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進方策等について議論してきている。

また、イノベーションを興すのは人であり、人が組織やセクターを越えて交流することで多様な知識等が刺激し合い、融合し、そこから新たな価値が創り出される。大学・研究開発法人においては、イノベーションを迅速かつ効果的に実現するため、同一機関に人材をとどめるだけでなく、大企業、中小・ベンチャー企業といったセクターや組織、分野を超えて人材交流を行い、社会全体として適材適所の配置による人材の好循環を誘導する役割も担っている。

文部科学省では、科学技術・学術審議会人材委員会において、知のプロフェッショナルである博士人材を育成する場である大学院博士課程の動向を念頭に置きつつ、広く活躍する場に焦点を当て人材の流動化促進に向けた方向性について検討を進めてきている。

研究開発法人としては、産業技術総合研究所が平成20年度からイノベーションスクールを開講し、若手研究者を研究所の特別研究員として受け入れ、企業の現場における実践的研修を行い、企業をはじめ社会の様々な重要な場で即戦力として活躍できる人材を輩出する取組を行っている。また、科学技術振興機構は、橋渡し機能強化のため、平成27年度より自ら企画を提案し実現する過程を通してPMの能力を育成する実践的なプログラムを実施している。

大学・研究開発法人はこれまでも、成果の社会還元で大きな役割を果たし、イノベーションも実現させてきた。しかしながら、今後の大変革時代、スピード重視の時代において、イノベーションにつなぐ成果を出すためには、確実な基盤強化と同時に従来の受け身のリニアモデル（優れた成果であれば産業界が実用化する）にとどまらず、社会とビジョンを共有し、基礎から社会実装

1 日本再興戦略2016において「2025年までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを旨とする」としている。

2 University Research Administrator

科学技術・イノベーション基本計画

令和3年3月26日
閣 議 決 定

はじめに

我々は大きな時代の岐路に立っている。科学技術・イノベーション政策は、今後しばらくはどの国においても、二つの大きな方向を常に見据えながら策定されていくことになるだろう。すなわち、科学技術には、20世紀後半から爆発的に拡大した人間活動に由来する地球規模の危機を克服するための知恵が求められている。その一方で、それぞれの国は、グローバルな協調と調和をうたう様々な国際提言やコンセプトを競い合いながら、自国の競争力強化のための国内改革と科学技術への未来投資の拡大を加速していく。

人口の指数関数的な増加、巨大化する都市環境、大量生産と大量消費に支えられたGDP¹の成長神話、国の制約を凌駕しようとするグローバリゼーションの進展など、「グレートアクセラレーション²」とも呼ばれるこれら20世紀の遺産が、大気中のCO₂やメタンガスの増加、更にプラスチック流出等による海洋汚染を生み出し、異常気象や気候変動、海洋生態系への影響といった地球の危機を作り出している。これこそ「人新世」の現出³という仮説が示す世界的な課題の認識でもある。また、今や世界は、米中対立の先鋭化など混迷の度を深め、我が国の安全保障をめぐる環境も一層厳しさを増している。第6期科学技術・イノベーション基本計画（以下「第6期基本計画」という。）で掲げる我が国の科学技術・イノベーション政策は、こうしたグローバル課題解決への政策的貢献を企図するものでなければならない。翻って、科学技術・イノベーション政策には、国民の一人ひとりにいかなる恩恵をもたらすのかという国内向けの視座も欠かすことはできない。我が国は、これまでも少子高齢化や過疎化の進展といった課題を抱えてきたが、更に近年、深刻化する自然災害、科学技術の国際競争力低下など新たな社会的課題に直面している。また、若者世代の自己肯定感の低さなど次代を担う人材に関する課題も浮き彫りになっている。それらを解決するためには、自然科学のみならず人文・社会科学も含めた多様な「知」の創造と、「総合知」による現存の社会全体の再設計、さらには、これらを担う人材育成が避けては通れない。

グローバル課題への貢献と国内の構造改革という両軸を、どのような政策で調和させることができるのか。第6期基本計画に求められているのは、そのための政策的創案である。

その時に我々が目指すべきは、第5期科学技術基本計画（以下「第5期基本計画」という。）で掲げた「サイバー空間⁴とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」であるSociety 5.0を現実のものとするのであろう。2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs⁵）の提案に強く共感しながら、そこに「信頼」や「分かち合い」を重ねる我が国独特の価値観を重ね、20世紀の負の遺産を超えた我が国の未来社会像としてSociety 5.0を再提示する。社会や自然との共生のための循環型社会の実現、信頼に基づく市民感覚、三方よしの社会通念、分かち合いの共感性、こうした「ソフトパワー」の価値を、信頼性の高い科学研究や技術力、更には極めて質の高い社会データの存在と結びつけ、我が国の未来社会像としてSociety 5.0を世界に問いかける。加えて、このコンセプトの提言によって、我が国が、この価値観を共有できる国・地域・国際機関等との連携を強め、国際社会にお

¹ 国内総生産（Gross Domestic Product）

² Steffen, W., Broadgate, W., Deutsch, L., Gaffney, O. & Ludwig, C. The trajectory of the Anthropocene: The Great Acceleration. The Anthropocene Review 2: 81-98, doi:10.1177/2053019614564785 (2015)

³ 2000年、ノーベル化学賞受賞者である大気化学者のバウル・クルツツェンが、人類が地球環境に及ぼした影響により、地質年代が1万1700年前から現在に至る「完新世」から新たな地質年代である「人新世」に入っていると提唱。2021年2月現在においては、国際的な学術団体による正式な承認には至っていない。

⁴ 多様なサービスのサプライチェーンやコミュニティなどが形成される新たな社会領域

⁵ SDGs : Sustainable Development Goals

② 新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる「知」の創造

新たな社会を設計し、その社会で新たな価値創造を進めていくためには、多様な「知」が必要である。特に Society 5.0 への移行において、新たな技術を社会で活用するにあたり生じる E L S I²⁴に対応するためには、俯瞰的な視野で物事を捉える必要があり、自然科学のみならず、人文・社会科学も含めた「総合知」を活用できる仕組みの構築が求められている。

また、「知」は、非連続な変化に対応し、社会課題を解決するイノベーションの創出の源泉である。研究者の内在的な動機に基づき、新しい現象の発見や解明、新概念や価値観の提示を行うことで、フロンティアを切り拓いていく必要がある。基礎研究・学術研究をはじめとした多様な研究の蓄積があり、その積み重ねの結果として、時に独創的な成果が創出され、世界を変えるような新技術や新しい知見が生まれる。

③ 新たな社会を支える人材の育成

Society 5.0 時代には、自ら課題を発見し解決手法を模索する、探究的な活動を通じて身につく能力・資質が重要となる。世界に新たな価値を生み出す人材の輩出と、それを実現する教育・人材育成システムの実現が求められる。

急速に社会構造が変化する中、既存の枠組みや従来の延長では対応できない課題に取り組む能力が求められており、初等中等教育の段階から、好奇心に基づいた学びを実現し、課題に立ち向かう探究力を強化する必要がある。

また、人生 100 年時代が到来しており、かつてない長さの人生において、人それぞれが興味・関心に応じた多様な幸せの形を追求するためには、社会人になっても多様な学び直しの機会があり、新しい時代に応じたライフスタイルを追求できる環境が必要である。

あわせて、社会としても「知」の循環を促進し、新たな価値の創造につなげ、人生のどの段階においても、個人の能力が最大限発揮されることや、複線型のキャリアパスが構築できること、新たなチャレンジができることが可能な環境を構築することが求められる。

加えて、あらゆる情報がオンラインで届けられ、コミュニケーションも SNS など非対面かつ匿名で行われるようになると、触れる情報に偏りが生じ、従来のような対面を前提とする人と人のつながりが変化していく可能性がある。このような社会の変化に適切に対応する情報リテラシーが求められる。

また、直接本物に触れる経験が減少していく中、A を含む S T E A M 教育²⁵等を通して、直接本物に触れる経験を積み重ね、感性や感覚を磨いていくことが一層重要になる。

(3) Society 5.0 の国内外への発信・共有・連携

今後のポストコロナ時代の世界秩序模索の期間において、我が国が国際社会をリードするために、新たな社会モデルと価値、そして、それを実現するための戦略を言語化し、“Society 5.0”として国内外に具体的に問いかけていく。

国民に向けては、様々なメディアや共創の場等の活用により、多様なセクター間の対話と協働を促すなど、科学技術・イノベーションへの関心を不断に高めるための情報発信をはじめとする努力を継続し、市民参画に

²⁴ E L S I : Ethical, Legal and Social Implications/Issues。倫理的・法的・社会的な課題。

²⁵ Science、Technology、Engineering、Art(s)、Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。また、A の範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。

Keidanren
Policy & Action

Society 5.0

—ともに創造する未来—

2018 年 11 月 13 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

低コスト化・環境負荷低減を実現すれば、膨大な需要が見込める。

日本は、これらの産業を統合した、持続可能な生活を実現するモデルを設計し、そのプラットフォーム化と標準化を迅速に行うことが重要である。また、その実現に必要な関連システム²²を率先して開発・産業化し、国際標準化を先導すべきである。

このような SDGs の達成に直結する産業を創ることで、世界の社会課題を解決し、各国の課題解決のパートナーとしての地位を確立する。これは、「Society 5.0 for SDGs 経済圏」とも言えるエコシステム形成につながり、産業競争力のみならず、日本の存在価値そのものを持続的に高めることができる。

・一人ひとりが創造・享受する価値の増大

Society 5.0 では、多様な人々の想像・創造力によって価値が増大し、その価値が社会で循環する。一人ひとりが創造し、享受する価値を増大することが欠かせない。

とりわけ日本は人口が減少していくため、社会全体で持続的に価値を生み出し続けるには、生産性の向上(産出／投入＝1 人が時間あたりで生み出す価値、を増大させること)が急務である。日本では、生産性向上というときに投入を減らす「効率化」の文脈で語られることが多かったが、単に生産効率のみを向上させるだけでは限界があり、付加価値の総量を増大させることが重要である。

Society 5.0 では、効率化から価値創造への移行が鍵となるため、今後この観点がさらに重要になる。

価値の源泉はあくまで人の想像・創造力であり、生み出した付加価値を人に分配し、社会に還元することが重要である。その観点から、賃金や所得等のあり方を見直し、人への還元を高めることが欠かせない。また、多様化した社会において、何に価値があるかは、多様である。多様な背景や価値観を持った人々

²² AI を中心としたデジタル技術の活用により「能力の流通」が起きることで、サービスの普及と持続的向上が可能となる。このようなダイナミックかつ複雑なサービスを可能とするには、能力の流通を実現する AI 流通システム、AI 間の自律的連動を可能とするスマートコントラクト、安全で効率的かつ追跡可能な取引・決済システムなどが必要となる。

（２）人が変わる

Society 5.0 時代には人の役割が大きく変化する。新しいことに挑戦し、価値を創造できるような人材の育成が急務である。

① 求められる人材

- 定型業務の多くはAIやロボットに代替可能になるため、求められる人材像は大きく変わる。
- 自ら課題を見つけ、AIなどを活用してそれを解決できる人材が必要となる。
- 多様性をもった集団において、リーダーシップを発揮できることも重要となる。

Society 5.0 時代に必要とされる人材像はこれまでとは大きく変化する。定型業務の多くは AI やロボットに代替可能となるため、中には消滅する職業も出てくる。しかし、人がやるべきことがなくなることはない。人々は、誰もが人ならではの想像力や創造力を発揮しながら、AI やデータを駆使して夢を実現し、より大きな価値を生む業務を行うようになる。先が見通せない時代には、自分の頭で考え、自ら課題を見つけ、解決策を設計し、AIなどを活用してそれを現実のものとする力が欠かせない。各分野において領域知識を持つ人材が AI を応用できる力を身につけることが求められる。また、従来必要とされていた、ルールや手順を正確に守る人材だけでなく、果敢に新しいことに挑戦し、社会の仕組みを一から創り直して、設計できるような人材が求められる。AI が普及し、それを活用していく上では、適切な倫理観も問われる。

もう一つの重要な資質は、多様性を持った集団におけるリーダーシップである。日本社会が多様性を増し、SDGs の達成に貢献するためには、多様な背景と価値観を持つ人々からなるコミュニティやビジネス上のチームにおいて、リーダーシップを発揮できる人材が重要である。そのような人材は、異なる文化に対する深い理解と敬意、新しい価値を想像し創造する力など高いリベラルア

Society 5.0の実現に向けた 「戦略」と「創発」への転換 ～政府研究開発投資に関する提言～

2019 年 4 月 16 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

I. はじめに

研究開発をめぐるのは、諸外国が躍進する一方、日本は停滞し、相対的な地位が低下しつつある。とりわけ、AI (Artificial Intelligence : 人工知能)、IoT (Internet of things)、ロボット等のデジタル技術や、バイオテクノロジーをはじめとする最先端技術に関する研究については、米国だけでなく、中国の存在感が急速に増している。

研究開発をおろそかにすれば、わが国の経済・社会の持続可能性が危ぶまれる。研究開発によって生み出される技術は、わが国の産業競争力の基盤であり、これなくしてグローバル競争を戦うことはできない。また、人口減少・少子高齢化やエネルギー問題など、わが国が抱える諸課題を解決するためにも、研究開発によって新たな技術を生み出し、それらを社会実装していくことが不可欠である。国を挙げて研究開発を強化することで、イノベーションを生み出し、産業競争力を高め、社会課題を解決し、さらに新たに生み出された果実を研究開発に再投資していく、という好循環を回していく必要がある。

経団連は、これまでも政府研究開発投資のあり方について提言を行ってきた。さらに、2018年11月公表の提言「Society 5.0 -ともに創造する未来-」¹の中で、Society 5.0のコンセプトを改めて打ち出すとともに、日本がとるべきアクションプランのひとつとして、研究開発についても今後の方向性を示した。同提言では以下のように説明している。

Society 5.0は「創造社会」であり、「デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」である。そして、Society 5.0が目指すのは、さまざまな制約から解放され、誰もが、いつでもどこでも、安心して、自然と共生しながら、価値を生み出す、持続可能な発展を遂げる社会である。そのため、Society 5.0は、国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にも貢献できる概念である。

¹ 経団連「Society 5.0 -ともに創造する未来-」(2018年11月) <http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/095.html>

V. 創発的研究

1. 創発的研究を促進するうえで重要な要素

創発的研究は、破壊的イノベーションをもたらすシーズの創出を目指す研究であるが、このようなシーズを生み出すことを当初から狙い、計画的に研究を行うことはきわめて困難である。むしろ想定外のところから破壊的イノベーションの種が生まれてくることのほうが多い。このように、創発的研究の成果の予見性を高めることは困難であるが、破壊的イノベーションのシーズが生まれてくる確率を高めるうえで、重要な要素が大きく3つある。

(1) 多様性の向上

もっとも重要なことは、あらゆる観点から見た多様性を高めることである。人材の多様性という観点からは、外国人をはじめ、女性や若手といった、日本の研究現場で主流とされてこなかった人々を呼び込むことがあげられる。また、学問領域の多様性も重要である。わが国は、さまざまな学問分野において、相当な蓄積があることから、これが途切れないように維持していくことが求めら得る。

(2) 融合の促進

2点目は、多様な個々人や学問領域を、有機的に連携し融合へと向かわせることである。それぞれが交わることなく孤立しては、多様性を高めても、イノベーションは生まれない。そこで、多様な個々人や異分野・異業種の融合を促進して、新たなアイデアを創出することが重要である。その一環として、文理の分断も当然取り除いていく必要がある。大学における部門やプログラムに関しても、講座制の下、教授、学生が特定の分野を専攻する分野分断の現行システムから、分野横断型の学位プログラムの編成に変えることが重要である。また、融合には、異なる人々や組織をオーガナイズする人材が求められることから、そういった人材の育成や評価が求められる。

また、アカデミア内での異分野間の融合だけでなく、産学の連携も予期せぬ

Society 5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会 報告書

－ 「スキルベースの人材育成」を目指して －

令和7年5月

Society 5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会
デジタル人材のスキル・学習の在り方ワーキンググループ

● 生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024（2024 年 6 月）

- 「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方」を公表した後も生成 AI が急速に進展し、ソフトウェア開発工程の効率化など導入効果が現実のものとなってきていることから、引き続き企業や専門家のヒアリングを重ね、ビジネスアーキテクト、デザイナー、データサイエンティスト、ソフトウェアエンジニア、サイバーセキュリティといった DX 推進人材の生成 AI 時代のスキルなどの在り方を示した「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024」を取りまとめた²¹。
- この考え方では、生成 AI の業務での活用により、専門領域における知識や技術を補填するようになる中で、専門人材である DX 推進人材として、創造性の高い役割としてリーダーシップや批判的思考などのパーソナルスキルやビジネス・デザインスキル、「問いを立てる力」や「仮説を立てる・検証する力」、さらには成果物を「評価する・選択する力」、また、使いこなすための非構造化データ処理や各種生成 AI モデルの基本的な知識が求められることを提起するとともに、DX 推進人材の 5 つの人材像ごとに、生成 AI の活用の可能性や今後、求められるスキルなどを整理した。

生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024（令和 6 年 6 月）＜概要＞ ～変革のための生成 AI への向き合い方～

● 生成AI技術は急速に進展し、国内企業の導入が加速も、本格的な利活用には課題 ● 生成AIの利活用を妨げる課題と解決に向けた示唆、生成AI時代のDX推進人材のスキル、政策対応を取りまとめ	
（１）生成AIの利活用の現在地 ➢ 開発者の貢献や企業の前向きな生成AI導入（国内企業の生成AIの社内利活用・推進は 1 年前から大きく進展） ➢ 一方、組織として生成AIの日常業務への組み込み、新サービス創出、これを後押しする経営層の関与が停滞（世界平均より低い）	
（２）生成AI利活用の課題、解決策と今後 ➢ 組織として生成AIを日常業務に組み込んで利用する取組や、新たなサービス創出につながる活用、また、これを後押しするような経営層の関与において停滞 ➢ 利活用を妨げる課題解決に向けた示唆 ・生成AIへの理解不足と向き合い方 - 目的志向のアプローチ、環境整備と実験、答えでなく問いを深める ・経営層の姿勢、関与 - 経営層自身がビジョン・方針を定め、変革推進人材の役割を定義 ・推進人材とスキル - スキルトレンドをデータドリブンに捉え、人材定義・教育・活躍の場作り ・データの整備 - 全社的なデータマネジメントとデータ「目利き」人材の育成・確保 ➢ 経験機会の喪失と実践的な教育・人材育成 ➢ 開発生産性の革新で、新たなベンダー・ユーザーの契機	（３）生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキル ➢ 生成AIの業務での活用により知識や技術が補填されるため、DX 推進人材はより創造性の高い役割としてリーダーシップや批判的思考などパーソナルスキルやビジネス・デザインスキルが重要となる ➢ DX推進人材には「問いを立てる力」や「仮説を立て・検証する力」、に加えて「評価する・選択する力」が求められる 求められるスキル ・ビジネスアーキテクト：選択肢から適切なものを判断する選択・評価する力 ・デザイナー：独自視点の問題解決能力、顧客体験を追求する姿勢 ・データサイエンティスト：利活用スキル（使う、作る、企画）、背景理解・対応スキル（技術的理解、技術・倫理・推進の各課題対応） ・ソフトウェアエンジニア：AIスキル（AIツールを使いこなす）、上流スキル（設計・技術面でビジネス側を牽引）、対人スキル ・サイバーセキュリティ：AI活用の利益とリスク評価、社内管理スキル、コミュニケーションスキル
（４）生成AIを利活用するための人材・スキルのあり方に関する対応 ＜経済産業省における政策対応＞ ➢ 「デジタルスキル標準」（DSS）の見直し ➢ 「デジタルガバナンス・コード」の見直し ➢ AI学習機会の裾野の拡大 ➢ 生成AI時代に求められる継続的な学びの実現に向けた環境整備	

- その後、2024 年 7 月には、「DX 推進スキル標準」における補記の追加、共通スキル追加などの改訂を実施した。

²¹ 経済産業省「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024～変革のための生成 AI への向き合い方～」（2024 年 6 月）

(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_jinzai/pdf/20240628_2.pdf)

博士人材のキャリア (趣旨・概要)



2023年1月19日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

本日で議論いただきたい論点

【現状と課題】

- 日本の博士取得者のキャリアの多様化は、**産業構造**（スタートアップの育成、新市場開拓への取組など）や、**雇用慣行**（ジョブ型雇用への転換など）、**経営戦略**（人的資本の経営など）の变革とも密接に関連する。
- 大学院における人材育成においても、専門能力だけでなく産業界との連携による**プログラム開発**や**能力の仮視化**が求められている。
- 産業界のニーズとアカデミアにおける人材育成のシーズとの間の**マッチングが課題**であり、関係府省において**産業界における博士課程学生の活用促進**、**博士学生の支援等**の取組が進んでいる。

【本日で議論いただきたい論点】

- 博士人材の活躍に向けて、産学官の各セクターにおける意識の違いを埋めるにはどのようにすべきか、各セクターにどのように**行動変容を促していくか**。
- 関係府省の取組を踏まえ、**今後の施策の実施**、**将来的な政策の展開**に向け、考慮すべき点は何か。
- 統合イノベーション戦略、次期基本計画等の**国レベル戦略**の検討に向けた政策課題は何か。

中央教育審議会大学分科会大学院部会（第124回）

博士人材に関する産学協議会合 報告書 博士人材が活躍する社会の実現に向けて －目指すべき姿と具体的な取り組み－

2026年3月23日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 高度な専門性、トランスファブルスキルが複雑な課題解決のキー

我が国は今、社会・経済環境の急速な変化と課題の複雑化に直面しており、社会全体で取り組むテーマは、単一の専門性だけでは解決できない領域へと広がっている。加えて、グローバルな人材獲得・技術開発競争が激化する中、諸外国では博士人材を中核とした研究開発・イノベーション創出が加速する一方、我が国では博士人材の活用が十分に進んでおらず、国際競争力の相対的な低下に直面している。こうした状況の下、人口減少の進む日本が、成長の源泉となる『科学技術立国』を実現し、AI時代の到来の中でもグローバルに価値創造し国際社会で評価され続けるためには、初等中等段階から育まれた好奇心や探究心を基盤とし、高等教育において培われる高度な専門性に加え、課題の構造を深く理解し、自ら解決策を設計できる人材の重要性が一段と高まっている。

博士課程で培われる、深い専門知識とそれを俯瞰・統合する力、自律的な探究力、仮説検証に基づく創造力、未知の課題に挑戦し解決へと導く力は、生成AI・AIエージェント、さらにはフィジカルAIの進展を含む技術革新が進む中で、価値創造の中核を担う能力として、ますます重要性を増している。

2. イノベーションの担い手たる博士人材の育成と活躍促進

これまで、博士人材は学士・修士人材と比較して多くがアカデミアに進む傾向にあり、日本企業への就職者数は相対的に少なかった。その結果、企業においては、博士人材の採用・処遇や育成に関する議論や実践が十分に蓄積されてきたとは言い難く、アカデミアにおいても、博士人材が企業や社会の多様な場で活躍することを見据えた教育が、必ずしも体系的に行われてきたとは言えない。

今後は、博士人材を高度なイノベーション創出や未知の探究であるインベンションを担う人材として位置づけ、大学院教育改革を一層推進するとともに、博士課程を通じて培われる高度な専門性と幅広いトランスファブルスキル（汎用的能力）を適切に評価し、多様な場で活かすための仕組みを整備することが重要である。

3. 大学と企業が協働して、学びと実践を行き来できる環境をつくる

人材育成は、大学だけでも、企業だけでも完結しない。大学と企業が協働し、学びと実践を行き来できる環境をつくることが、社会全体の知の基盤を強化し、産業や地域の持続的な成長につながる。

本議論を、企業と大学が、これからの時代に必要とされる人材像と育成環境をともに再設計していくための第一歩と位置付ける。本取りまとめについては、産学協議会合のメンバーが目標に強く賛同し、実現に向けて毎年フォローアップを進めていく。その際、社会情勢や事業環境の変化にも対応できるよう、柔軟かつ可変的に運用していける形で取り組みを推進する。

また、産学協議会合のメンバーに限らず、可能な限り多くの経団連会員企業・大学関係者と力を合わせて進めていきたい。

PEAKS

Leaders' Forum on
Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society

大学支援フォーラムPEAKS

博士人材の活躍に向けた
産学官連携プラットフォーム

第1回会合進行資料

2025年1月22日10:00～12:00

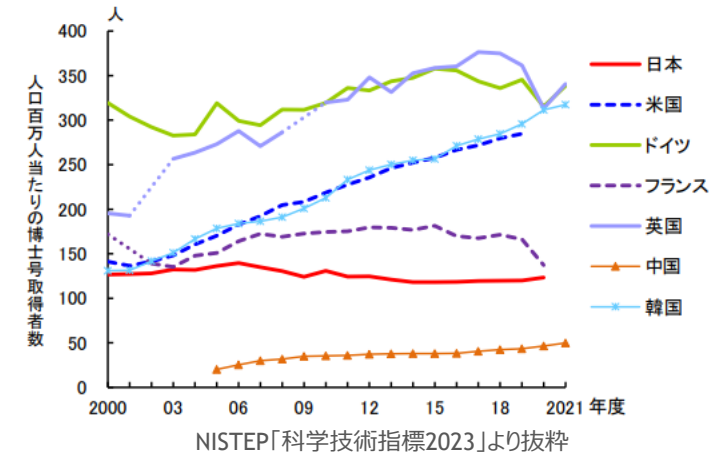
※本資料の内容の一部および全てについて、無断での複製・転載等などの二次利用を固く禁じます。

- 世界の先進国の状況に照らして、日本では、さらに博士人材の育成と活用を推進し、イノベーションの創出につなげていくことが求められている。

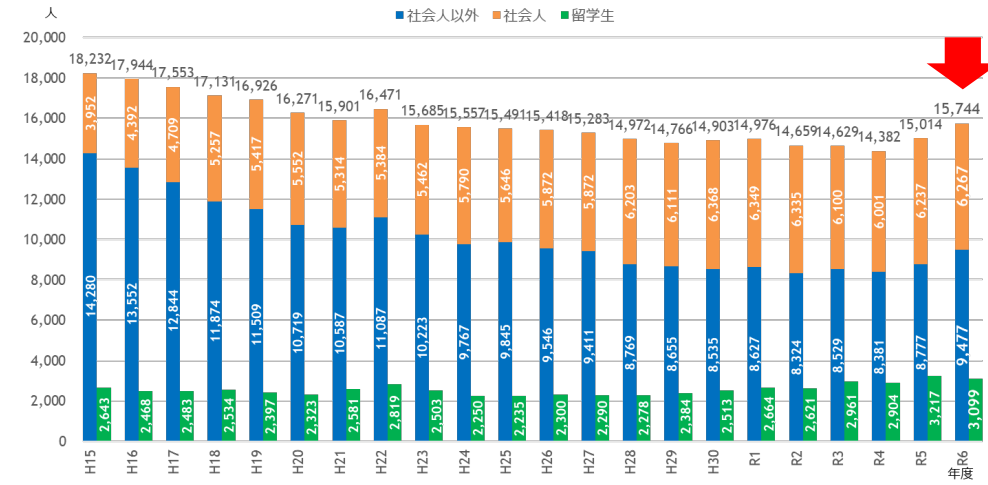
- 我が国が継続的にイノベーションを創出していくためには、**社会課題の解決や新たな価値創造を先導する能力を持った多様な人材を育成し、産業界とアカデミアを行き来しながら活躍することが不可欠**である。博士人材は、①**特定の分野について高度な専門的知見を有するとともに、②汎用的能力を身につけ、自ら課題を発見し、その解決策までを描くことができる**と認められた人材であり、社会が複雑化し、産業構造の転換や分野横断的なグローバル課題の解決が求められる中、**博士人材を活用してイノベーションの創出につなげていくことは世界的な潮流**となっている。

- 我が国では、人口当たりの博士号取得者の割合では、**他の先進国と比較して相対的に博士号取得者が少ない状況**が続いてきた（表1）。
- そのような中、政府においても、例えば、**次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）**（2021～）や、大学と企業との協働による**ジョブ型研究インターシップ**（2021～）など、様々な取組が行われてきたところであり、2024年度には、博士課程入学者数は15,744人となり、2年連続で増加している（表2）。
- 一方で、博士人材の育成を強化し、それをイノベーション創出までにつなげていくためには、**個別の企業や大学が、互いにコミュニケーションをとりつつ、自らを変革させるための具体的なアクションを起こしていくことが不可欠**である。

（表1）人口 100 万人当たり博士号取得者



（表2）博士課程入学者の推移



出典：学校基本調査

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン
(答申)

平成 30 年 11 月 26 日

中央教育審議会

（高等専門学校）

高等専門学校は、中学校卒業後の 15 歳の学生を受け入れ、5 年一貫の実践的な技術者教育を行う高等教育機関として、実践的・創造的な技術者の養成に大きく貢献してきた。

今後は、新たな産業を牽引する人材育成の強化、大学との連携など高専教育の高度化、日本型高等専門学校制度の海外展開と一体的に我が国の高専教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要である。

（専門学校）

専門学校は、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施している。高等教育機関全体の中では、大学に次ぐ学生数を受け入れており、地域密着型の高等教育機関として、地方の道県でも高い進学率となっている。留学生や社会人の受入れも多く、また、平成 26（2014）年度からは、企業等と連携してより実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程⁴⁰」の認定制度が開始され、約 3 割の学校が取組を進めている。「職業実践専門課程」では、学校関係者評価や、情報公表等が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である。

今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、リカレント教育にも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくことが重要である。

2. 大学院における特有の検討課題

大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という四つの人材養成機能⁴¹を担っている。高等教育の中でもとりわけ大学院は知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する高度な人材を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在である。

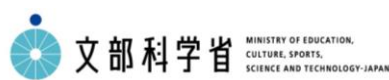
一方で、現状においては、各大学院が自らの「強み」や「特色」を踏まえて四つの機能を各々選択し、比重を置いた上で、教育研究を展開しているとは必ずしも言えないという指摘がある。特に、博士課程（後期）については、大学院のカリキュラムと企業をはじめとする社会のニーズとの間にギャップが生じているとの指摘もある。

⁴⁰ 専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定したもの。認定要件は、①修業年限が 2 年以上、②企業等と連携して教育課程を編成し、演習・実習等を実施、③総授業時間数が 1,700 時間以上又は総単位数が 62 単位以上、④企業等と連携して教員に対し実務に関する研修を実施、⑤企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施。

⁴¹ 「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（中央教育審議会答申 平成 17 年 9 月 5 日）



博士人材の 民間企業における 活躍促進に向けたガイドブック



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

はじめに	1p
1. 企業への手引き	5p
2. 大学への手引き	23p
3. 学生の皆さんへ	37p
4. 企業と大学の事例集	41p

経 済産業省から

我が国がこれからも持続的な成長を続けるためには、イノベーションを起こし、新しい製品・サービスを生み出し、国際市場で競争していくことが必要です。そのため経済産業省では、「イノベーション・環境局」を2024年7月に設置し、日本全国でイノベーションの推進を進めています。

イノベーションの源泉は、「人材」です。最先端の科学技術を理解し、社会実装をリードできる人材が必要です。それは、博士人材にほかなりません。世界各国の企業が、イノベーションを求めて、博士人材の育成と採用を進めています。人材の採用や育成が企業価値に直結する時代となっているという認識のもと、世界の潮流に遅れることなく、日本企業も博士人材の採用と活躍を進めていかなければなりません。

本ガイドブックを参考に、博士人材の採用と活躍を進めていただきますよう、お願いいたします。

文 部科学省から

博士人材は、新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる重要な存在です。文部科学省では、2024年3月に「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を取りまとめ、2040年における人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベル(2020年度比約3倍)に引き上げることを目標に、博士人材の多様なフィールドでの活躍促進に向けた各種取組を進めています。

博士人材の活躍の場を広げていくことは社会の発展にとって極めて重要であり、大学における学生支援の充実や産学連携による教育研究の高度化、企業における採用拡大・処遇改善や従業員の博士号取得支援など、関係者の皆様のご協力は欠かせません。

本ガイドブックを参考に、博士人材の育成・活躍促進に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

地域における産業界人材育成ニーズの分析

－ CSTIの活用を通じた分析 －

2020年9月25日

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション）付
参事官（エビデンス担当）



- **技術系職種**における専門知識分野のニーズの傾向を見たところ、**情報、機械、電気分野における学びニーズ、研究ニーズが高い**ことがわかる。また、**特に情報分野**においては、**基礎的な学問分野における学びニーズが高い一方、人工知能等の先端分野における研究ニーズが高い**傾向がみられる。
- **事務系職種**における専門知識分野のニーズは、**会計・簿記、マーケティング、経営組織・戦略等の経営学や法律、経済**の分野において特に高い傾向が見られる。なお、この傾向は、**業種の違いや地域の違いに左右されずに維持される**ことが確認されたため、以降の分析においては技術系職種に係る分析結果を示すこととする。

人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について
(審議まとめ)

令和5年(2023年)12月22日

中央教育審議会大学分科会

- このような中、人文科学・社会科学系大学院においても、高度人材を社会に送り出す役割を果たしていく必要があるが、前章で示したとおり、
 - ・ 大学院での教育研究の魅力や有用性が十分に学部生に伝わっておらず、人文科学・社会科学系大学院は、主に研究者や大学教員志望者のための進路と考えられている傾向がいまだに見られる
 - ・ 学位取得までの期間が長く、学生の多様なキャリアパスを支える体系的・組織的な教育研究の取組が十分とは言えない
 - ・ 修了者のキャリアパスが見えにくく、その能力を生かす社会での多様な活躍の場と機会が可視化・定着していない
 といった現状があり、これらの現状を変えていく改革に早急に取り組まなければならない。
- このような課題意識の下、今後の人文科学・社会科学系における大学院教育の改善に向けて、以下に掲げる方策を積極的に講じていくことが必要である。

2. 改革の方向性

- 我が国が持続的な成長・発展を実現し、国際的な競争力を高めていくためには、知の生産や価値発見・価値創造を先導する人文科学・社会科学系高度人材の活躍の機会を増やしていくことが不可欠であり、社会の要請も踏まえつつ¹⁸高い付加価値を生み出す人材の育成・活躍に向けて、大学院への進学者の増加を目指す必要がある。この際、大学院への進学者として、学部卒業後すぐに大学院に進学するいわゆるストレートマスターのみを想定するのではなく、理工系学生や社会人、留学生を含めた多様な人材を積極的に受け入れることが求められ、多様なニーズを持った学生に教育研究指導を行うことができる体制の構築が重要となる。
- 今後は、このように優秀で多様性に富む学生が大学院に進学し、質の高い教育研究による人材育成が行われ、修了者の能力や活躍が社会から理解と評価を受け、それにより更に魅力的な学修環境が整えられ優秀な学生が集まる、という好循環を作り出さなければならない。
- そのためには、
 - ① 人文科学・社会科学系高度人材の能力や活躍の可能性が、産業界等を含む社会と大学及び学生自身との間で十分に理解・共有されていないという、社会的評価や認知の不足に関する課題を改善するための取組を進め、大学院修了者のキャリアパスを開拓・拡充していくこと
 - ② 大学院における人材養成モデルが学生の幅広いキャリアパスを支えるものになっていない、小規模専攻が多く学生の希望テーマに合致する研究指導が十分に行われていないなど、大学院教育体制の持つ課題への改革を進め、学生及び社会により魅力的で開かれた教育研究環境を作っていくことが必要である。

¹⁸ 例えば、採用と大学教育に関する産学協議会（経団連と大学のトップが直接対話する枠組みとして、平成31（2019）年1月に設置）の報告書において、人文科学・社会科学系の「知」の必要性についても述べられている（2020年度報告書「ポスト・コロナを見据えた新たな大学教育と産学連携の推進」）。また、分野を問わず多くの優秀な学生の大学院進学への促進に向けて議論を深めていく必要性について述べられている（2022年度報告書「産学協働で取り組む人材育成としての『人への投資』」）。



大阪府

資料 No. 204

令和7年3月

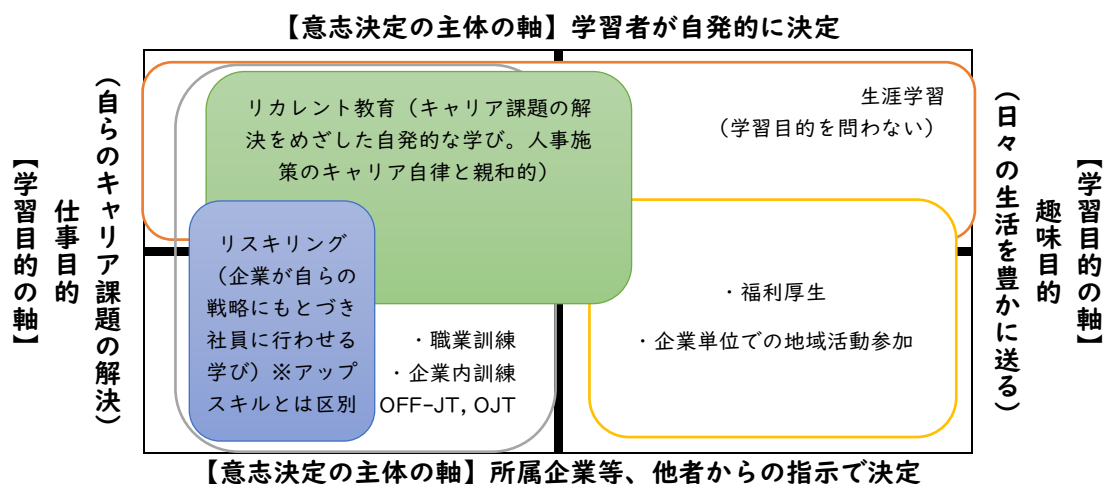
大阪府内の企業の人材育成・リスキリング ー製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心にー

大阪府商工労働部

orcie 大阪産業経済リサーチセンター
Osaka Research Center for Industry and the Economy

ルの変化への対応やD X・G Xなどにかかわるもので、企業のこれらに関する戦略が前提のうえで、個人の自主性に委ねられるよりもむしろ組織が主導して行われる学びである。

図表 1－1 リスキリングの位置づけ



出所：リクルート進学総研主任研究員（社会人領域）乾喜一郎氏による整理をもとに一部加筆更改。

大阪府でもリスキリングの必要性が高まると考えられる。府の生産年齢人口（15～64歳）は、2020年からみて2035年に8割台に減少し、同年の府内総人口に占める割合は5割台に低下すると推計されている。府内企業の近年の人材不足割合は、建設業や運輸業では特に高いが、全産業で40%前後の高止まりで推移しているのに対し、雇用人員を増加する割合は全産業で10%前後と低く（大阪府景気観測調査各四半期）、その背景は、求める人材とのマッチングの難しさや経営不透明感に伴う採用控えなどが考えられる。人材不足の解消では、求人・採用に加え、在職者の人材育成を効果的に進め、効率性、生産性、競争力を向上させることもポイントになる。企業は、賃上げや生産性向上などの課題に直面しているが、経営者と従業員が活発にコミュニケーションし、個人と集団の自律性と主体性を引き出して活かしていくことも課題になる。そうした方向性に寄与するのが、人材育成、特にリスキリングである。人材投資や企業内労働市場の活性化を進め内部人材の高度化を図ることで、企業の主体的な変革と生産性向上の循環を誘発することが求められる。

図表 1－2 大阪府の生産年齢人口（15～64歳）の将来推計

	総数	人口（15～64歳）	構成比	2020年＝100
2020年（国勢調査実績値）	8,837,685	5,363,326	60.7%	100.0
2025年	8,676,202	5,301,418	61.1%	98.8
2030年	8,437,625	5,113,920	60.6%	95.3
2035年	8,167,191	4,803,291	58.8%	89.6
2040年	7,874,440	4,386,551	55.7%	81.8

出所：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』。

第11次大阪府職業能力開発計画 (大阪産業人材育成計画)

令和4年3月

大阪府

【計画の策定にあたって】

1 第11次大阪府職業能力開発計画の策定

（１）趣旨

大阪府では職業能力開発計画に基づき、職業能力開発施策を推進していますが、近年、AI・IoTやビッグデータ等の進化による「第4次産業革命」の急速な進展、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、人生100年時代に伴う職業人生の長期化等、雇用環境を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しており、労働者に求められるスキルも高度化・複雑化しています。

また、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、性別や年齢、障がいの有無、キャリアや経験等、異なる多様な人材の能力を引き出し、活かしていくことが求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、私たちの日常生活や世界経済に甚大な影響を及ぼしています。厳しい雇用状況が続く中、新たな働き方やデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の加速化など、社会システムも大きく変容しています。

こうした環境の変化に適切に対応し、今後の職業能力開発施策を推進していくため、大阪府職業能力開発計画アドバイザー会議からの意見をいただきながら、新たな職業能力開発計画である「第11次大阪府職業能力開発計画（以下、「計画」という。）」をとりまとめました。

コロナを乗り越えた先の大阪の未来を見据えつつ、様々な分野・ポジションで活躍する多様な人材の育成を目指します。

（２）位置づけ

計画は、職業能力開発促進法第7条に基づき、国の「第11次職業能力開発基本計画」を踏まえ、都道府県ごとに定める「職業能力開発計画」として位置づけ、広く府民にお示しするものです。

（３）期間

令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

なお、社会経済環境の変化により、計画期間中に新たな取組みが必要となる場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) D X人材の育成

新型コロナウイルス感染症の影響等により、デジタル技術が急速に進展しており、企業においては、規模や業種を問わず、デジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するD Xの取組みが喫緊の課題となっています。

D Xの推進にあたっては、それを支える人材の確保が不可欠となりますが、デジタルに関する知識やスキルを習得した人材は不足しています。

このような状況を踏まえ、公共職業訓練において、将来のD Xを担う人材の育成に取組むほか、大学・企業と連携して実践的キャリア教育に取組み、離職者や求職者の安定就職、D X人材の供給につなげていきます。

D X人材の育成については、現在、民間教育訓練機関に委託している求職者向けの職業訓練において、A Iプログラマーやデータサイエンティストの養成コース等を実施しています。

技専校においては、ものづくり分野を中心に、求職者向けとして、ネットワークエンジニアやI C Tプログラマー等の養成訓練を実施しているほか、在職者向けとして、プログラミング入門からサーバ構築に至る多様な訓練を実施しています。

今後、これらの取組みを拡充するとともに、デジタル技術をはじめ、課題発見力・解決力や情報収集力、企画提案力等の能力を習得できる訓練を開発していきます。

また、より多くの方々が、ものづくり分野のデジタルスキルを習得できるようにするため、手軽に参加できるオンライン研修等を検討していきます。

さらに、大学・企業と連携しながら、就職活動前や就職活動期の学生に対し、企業におけるD Xの重要性やD X人材として活躍することの意義を理解してもらうため、実践的キャリア教育（P B L（課題解決型授業）や出前講座、インターンシップ）を一層推進します。

大阪府のP B L（課題解決型授業）・インターンシップ事業

○課題解決型授業（P B L）

…Project Based Learning（プロジェクト・ベースド・ラーニング）

企業・大学・行政が連携し、それぞれが抱える実践的な課題に対し、学生ならではの主体的な分析やアイデアの展開によって解決を図る試み。学生自身がその成果のプレゼンテーションを行う。

○大阪府インターンシップ事業

就業体験型…学生が希望する企業において1～5日間程度の実習を行う一般的なインターンシップ

業界研究型…学生10名程度のグループ単位で、大阪府が指定する複数の業種・企業で実習を行い、企業の魅力や課題を研究し、学生が主体的に企業・業界の課題解決策を提案

設置の趣旨や教育上の目的、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの関係図

【本研究科の教育研究上の目的】

経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)では、Society 5.0を基盤とするビジネス社会において、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望に応えるとともに、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められる中、新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材を育成し、社会の持続的発展に貢献することを目的とする。

【研究科の設置・人材育成に取り組む必要性】

- (1) 経営を取り巻くビジネス環境の変化に伴い、多様な個人や異分野・異業種の融合を促進して、新たなアイデアを創出できる人材養成の必要性
- (2) 働き方改革が進む中、問いを立てる力や仮説を立てる・検証する力、さらには成果物を評価する・選択する力といった、ビジネスのデザインを行えることのできる人材養成の必要性
- (3) グローバルな競争が激化する中、オープンイノベーションを成功させるために、組織全体をリードするためのリーダーシップとマネジメント力を有する人材養成の必要性



【養成する人材像】

経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる研究者、高度専門職業人

【ディプロマ・ポリシー】

① ケーススタディやグループワークなどを通じて、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力を身につけていること。

② 経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる能力が身につけていること。

③ 実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析を行い、その分析に基づいた課題設定と課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力を身につけていること。

【カリキュラム・ポリシー】

基盤科目では、経営学の研究を進めるにあたって、必修科目である研究倫理に則って、高度で多様な研究方法と研究実践を教育する。

専門科目では、経営学の各分野の高度専門的な知識と理論ならびに実践的な方法論を学際的に教育する。

研究指導科目では、社会の課題・問題の所在を明らかにし、課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力を育てます。また、課題やその解決法を論理的に表現でき、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力と社会の要請を踏まえた新しいビジネスの仕組みを構想できる能力を教育する。

学修成果の評価は、授業科目ごとに定める到達目標および評価基準に応じ、試験やレポートなどを通して達成度に基づき行う。

【アドミッション・ポリシー】

修士課程程度の経営学分野の知識・理解と基礎的研究能力を備えている人。

自らの専門性を深め、現代社会や企業等の組織内の課題・問題を認識し解決する意欲と、創造的な探究心を持つ人。

本課程を通して、研究者、教育者及び高度専門職業人として、多様な価値観を尊重しつつ社会に貢献する姿勢を有している人。

大阪経済大学大学院 経営学研究科経営学専攻（博士後期課程） カリキュラムマップ

人材養成の目標	【目標】 本研究科では、 Society 5.0を基盤とするビジネス社会において、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望に応えとともに、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められる中、新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材を育成し、社会の持続的発展に貢献することを目的とする。							
	【養成する人材像】 経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる研究者、高度専門職業人							
科目区分	授業科目の名称	必修/選択	配当年次	修了要件	DP①	DP2②	DP③	ディプロマポリシー
基盤科目	研究方法後期特論	選択	1 前	基盤科目のうち「研究倫理」を必修として2単位	◎	○	○	DP① ケーススタディやグループワークなどを通じて、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い実践的能力。 DP② 経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる能力。 DP③ 実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析を行い、その分析に基づいた課題設定と課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力。
	論文英語	選択	1 前		◎	○	○	
	研究倫理	必修	1 前		◎	○	○	
専門科目	流通・マーケティング後期特論	選択	1 後	専門科目からいずれかの科目を選択必修として2単位	◎	○	○	
	組織行動心理学後期特論	選択	1 後		◎	◎	○	
	会計・ファイナンス後期特論	選択	1 後		◎	◎	○	
	ベンチャービジネス後期特論	選択	1 後		◎	◎	○	
	コーポレートガバナンス後期特論	選択	1 後		◎	◎	○	
	組織再編・事業承継税務後期特論	選択	1 後		◎	◎	○	
研究指導科目	後期研究指導Ⅰ	必修	1 前	研究指導科目は全科目必修として12単位	◎	◎	◎	
	後期研究指導Ⅱ	必修	1 後		◎	◎	◎	
	後期研究指導Ⅲ	必修	2 前		◎	◎	◎	
	後期研究指導Ⅳ	必修	2 後		◎	◎	◎	
	後期研究指導Ⅴ	必修	3 前		◎	◎	◎	
	後期研究指導Ⅵ	必修	3 後		◎	◎	◎	
◎：DPに関する能力に特に関与○：DPに関する能力形成に関与								

経営学研究科博士学位論文審査基準に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、経営学研究科における博士学位論文に関する提出要件と審査基準を定めることを目的とする。

(博士論文甲の審査基準)

第2条 大学院学則第10条に定める博士論文は、大学院学則および学位規程に定めるもののほか、以下の提出要件と審査基準を満たさなければならない。

(1) 提出要件

- ①「大学院経営学研究科課程修了による博士学位授与申請に関する内規」に定める申請要件を満たしていること。

(2) 審査基準

- ①研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること（研究テーマの適切性）。
- ②当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや資・史料の収集が適切に行われていること（情報収集の適切性）。
- ③研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資・史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること（研究方法の適切性）。
- ④全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した明確かつオリジナルな結論が提示されていること（論旨の妥当性）。
- ⑤文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関しての体裁が整っていること（論文作成能力）。
- ⑥上記の基準を満たした上で、当該学問分野における研究を発展させるに足る知見（学術的価値）が見出せること。また、その点に基づいて申請者が近い将来、自立した研究者または高度専門職業人として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること。

(博士論文乙の審査基準)

第3条 大学院学則第13条に定める博士論文は、大学院学則および学位規程に定めるもののほか、以下の提出要件と審査基準を満たさなければならない。

(1) 提出要件

- ①「大学院経営学研究科論文博士の学位授与申請に関する内規」に定める必要事項を満たしていること。
- ②提出論文を公刊しているか、1年以内に公刊される予定であること。

(2) 審査基準

- ①研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること（研究テーマの適切性）。
- ②当該テーマに関する先行研究についての十分な知見を有し、立論に必要なデータや

資・史料の収集が適切に行われていること（情報収集の適切性）。

- ③研究の目的を達成するためにとられた方法が、データ、資・史料などの処理・分析・解釈の仕方も含めて、適切に行われていること。先行研究に対峙し得る発想や着眼点があり、それらが一定の説得力を有していること（研究方法の適切性）。
- ④全体の構成も含めて論旨の進め方が一貫しており、当初設定した課題に対応した明確かつオリジナルな結論が提示されていること（論旨の妥当性）。
- ⑤文章全体が確かな表現力によって支えられており、要旨・目次・章立て・引用・注・図版等に関しての体裁が整っていること（論文作成能力）。
- ⑥上記の基準を満たした上で、当該学問分野における研究を発展させるに足る知見（学術的価値）が見出せること。また、その点に基づいて申請者が自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること。

（改廃）

第4条 この内規の改廃は、経営学研究科委員会の意見を聴いて経営学研究科長が行う。

（附則）

- 1 この内規は、2026年4月24日に制定し、2027年4月1日から施行する。

博士後期課程における修了までのスケジュール表

		学生	指導教員	研究科委員会
1 年 次	4 月	<u>専門分野の基礎固めと準備</u>		経営学研究科委員会は、学生の入学後すみやかに指導教員を決定する。指導教員は、出願時の学生の希望にもとづいて決定する。 オリエンテーションを開催し、研究科の概念、カリキュラム、履修方法を説明する。
		指導教員と授業や研究の方針について相談する。	博士論文執筆に向けて、研究指導を行う。 3年間の研究指導計画を作成する。	
		専攻科目の履修	各自の研究を進めるうえで必要な理論と手法の整理とともに研究分野に関する既存研究や課題を調査、研究倫理について指導する。	
	9 月	指導教員とともに博士論文の課題を設定し、研究課題についての調査と解決策の考察を行う。	指導教員は、博士論文の課題設定に向けて指導を行うとともに、研究課題に関する調査と解決策の考察について指導する。	
		専攻科目の履修	博士論文として取り組む研究分野の手法と技術、設定した課題について指導する。	
2 年 次	4 月	<u>研究の継続・博士論文作成</u>		
		専攻科目の履修	設定した課題の解決のために必要な手法および研究統合について指導を行う。	
	9 月	専攻科目の履修	新たな手法を研究課題に沿って博士論文作成に向けた研究計画の立案について指導する。	

3 年 次	4 月	研究の継続・博士論文作成 専攻科目の履修	研究課題に沿った問題解決のための新たな手法の開発や実践における課題、その解決策について指導する。また、論文全体の構成を検討し、中間報告会に向けて指導を行う。	
	6 月	指導教員の承認を得て学位論文計画書等（論文の主題とその計画書）を提出する。	学位論文計画書の執筆を指導する。	博士学位論文の審査および最終試験の審査委員を選出する。審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上を加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を加えることができる。
	10 月	論文提出期限の3か月前までに中間審査を受ける。	研究指導V、VIの中で、発見した課題の手法や評価、検証について指導を行う。また、博士論文の完成、最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。	
	12 月	指導教員の承認を得て、博士学位論文提出資格審査願（論文題目、目次、要旨等）を、博士学論文の内容が公表済みであること（または予定であること）を示す資料、履歴書および履修・修得科目一覧とともに提出する。	博士学位論文提出資格審査願等々の執筆を指導する。	博士学位論文提出資格審査願等々の内容を確認し、承認の可否を決定する。
	1 月	博士論文提出 論文審査と最終試験を受ける。		研究科委員会を経て、学長に提出する。 （論文審査と最終試験） 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会によって選出された審査委員が行う。最終試験は、論文審査の終了後、口頭で行う。ただし、筆頭試問を併せて行うことがある。

	3 月	博士課程の修了および学位 授与		審査委員は博士論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告する。 研究科委員会は、審査委員からの審査結果報告ならびに当該学生の単位取得状況により、博士の学位の授与について可否を判定し、その結果を学長に報告する。 学長は学位記を交付して学位を授与する。
--	-----	--------------------	--	---

大阪経済大学学位規程

(趣旨)

第1条 学校教育法および学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、本学において授与する学位については、本学学則、本学大学院学則によるほか本規程の定めるところによる。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士および博士とする。

2 学位を授与する際には、別表Ⅰにより専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する事ができる。

(教授会の審議、決定および報告)

第4条 学部教授会は、本学に4年以上在学し所定の単位を修得した者に対して、学部卒業の可否を審議、判定し、卒業を決定する。

2 前項の判定は、教授会員の2分の1以上が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 学部長は、学部卒業の可否を、速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第5条 学長は、前条の報告に基づいて学士の学位を授与する。

第6条 学士の卒業証書・学位記は別表Ⅱによる。

(修士の学位授与の申請)

第7条 修士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書に修士学位論文3部を添えて研究科委員会に申請するものとする。

2 修士学位論文の提出期日は、毎年1月31日または7月31日とする。ただし、当該期日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合、直前の平日をもってその期日とみなす。

3 修士学位論文とは、修士論文または特定の課題についての研究の成果を指し、詳細は研究科委員会で定める。

第8条 修士の学位授与を申請し得る者は、修士課程または博士前期課程の在学者で既に所定の単位を修得した者、または論文審査終了までに所定の単位を修得し得ると認められた者に限る。

第9条 修士学位論文を提出しようとするときは、論文の題目とその研究計画についてあらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。

(修士学位論文の審査および最終試験)

第10条 研究科委員会は、修士学位論文の審査および最終試験の審査委員を選出する。

2 審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上を副査として加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を副査に加えることができる。

3 前項にかかわらず、臨床心理学専攻において当該研究科委員会が認める場合は、副査2名の内1名を、当該論文に関連ある分野の見識を有する学外者から選定することができる。

4 第2項にかかわらず、研究科委員会の承認があれば、特定の課題についての研究の成果の審査を主査のみで行うことができる。

第11条 修士学位論文の審査および最終試験は、前条の審査委員が行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として試問の方法によって行う。

第12条 審査委員は、修士学位論文の審査結果並びに最終試験の結果を、研究科委員会に報告しなければならない。

第13条 修士学位論文の審査および最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。
(修士学位論文の審議、決定および報告)

第14条 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて修士の学位授与の可否を審議、判定し、学位授与を決定する。

2 前項の判定は、委員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 研究科長は、修士学位論文の審査結果並びに最終試験の結果を、速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第15条 学長は、前条の報告に基づいて修士の学位を授与する。

第16条 修士の学位記は別表Ⅲによる。

(博士の学位授与の申請)

第17条 第3条第3項により博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書に学位論文3部を添えて研究科委員会に申請するものとする。

2 博士学位論文を提出しようとするときは、別途定める所定の条件を満たしたうえで、あらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。

(博士学位論文の審査および最終試験)

第18条 研究科委員会は、博士学位論文の審査および最終試験の審査委員を選出する。

2 審査委員は指導教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上を加えるものとする。ただし、必要があれば他の教員を加えることができる。

第19条 博士学位論文の審査および最終試験は、前条の審査委員が行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として試問の方法によって行う。

第20条 審査委員は、博士学位論文の審査結果並びに最終試験の結果を、研究科委員会に報告しなければならない。

(博士学位論文の審議、決定および報告)

第 21 条 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて博士の学位授与の可否を審議、判定し、学位授与を決定する。

2 前項の判定は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 研究科長は、博士学位論文審査の要旨および最終試験結果の要旨を速やかに学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第 22 条 学長は、前条の報告に基づいて博士の学位を授与する。

第 23 条 第 3 条第 3 項による博士の学位記は別表Ⅳによる。

(論文提出による博士の学位授与の申請)

第 24 条 第 3 条第 4 項により博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書に学位論文 3 部、住民票記載事項証明書、履歴書 2 部、写真 1 枚および別に定める学位審査手数料を添えて、学長に申請するものとする。

2 前項の学位授与の申請があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを受理し、研究科委員会に審査を委嘱する。

(学位審査手数料の免除)

第 25 条 本学大学院博士課程に 5 年（修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学後 3 年以内に博士学位論文を提出するときは、学位審査手数料を免除する。

2 前項の学位審査は、第 3 条 3 項による学位審査とする。

(学力の確認)

第 26 条 第 24 条により博士学位論文を受理したときは、研究科委員会は、当該申請者について学力の確認を行う。学力の確認は、学位授与申請者が本学大学院博士後期課程を経た者と同等以上の学力を有するか否かについて口頭試問または筆答試験によって行い、外国語については 2 種類を課すことを原則とする。

(学力の確認の免除)

第 27 条 研究科委員会が業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めたときは、試問の全部または一部を免除することができる。

2 本学大学院博士後期課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で退学したものが、再入学しないで第 3 条第 4 項による博士の学位授与を申請したときは、退学後 3 年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

(論文審査並びに学位授与)

第 28 条 第 24 条の定める論文の審査並びに学位の授与については、第 18 条から第 22 条までの規定を準用する。

第 29 条 第 3 条第 4 項による学位申請者の博士の学位記は別表Ⅴによる。

(審査の期間)

第 30 条 博士学位論文の審査および試験または学力の確認は、原則として申請書を受理した日から 1 年以内に終了するものとする。

(学位の名称)

第 31 条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(修士論文、博士論文の保存)

第 32 条 修士学位論文および博士学位論文は、本学図書館に保管する。

(記録の保存)

第 33 条 修士および博士の学位を授与したときは、論文審査および試験または学力の確認の結果の要旨、その他必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、保存するものとする。

(学位の取消)

第 34 条 本学において学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は、学士については学部教授会、修士および博士については研究科委員会の議を経て、学位を取消し、学位記を返付せしめ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚辱する行為があったとき。

2 研究科委員会において前項の議決をする場合、構成員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(博士論文要旨等の公表)

第 35 条 本学は博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 カ月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第 36 条 博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内にその論文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむをえない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表できる。この場合は、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第 37 条 本学は博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 カ月以内に別表 VI の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(改廃)

第 38 条 この規程の改廃は、以下のとおりとする。

1. 学士の学位に関する条項については、教務会議および教授会の意見を聴いて、学長が行う。

2. 修士および博士の学位に関する条項については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

3. すべての学位に共通する条項については、教務会議、教授会、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

第1条 本規程は、昭和43年4月1日から施行する。

第2条 本規程は、昭和61年2月14日に改正した。

第3条 改正規程は、昭和61年4月1日から施行する。

第4条 本規程は、平成4年3月16日に改正し、同日から施行する。

第5条 本規程は、1997年3月11日に改正し、同年4月1日から施行する。

第6条 本規程は、2003年11月14日に改正し、2004年4月1日から施行する。

第7条 本規程は、2007年1月12日に改正し、同日から施行する。

第8条 本規程は、2009年9月25日に改正し、同日から施行する。ただし、別表I. 1. ビジネス情報学科、ファイナンス学科の改正は、2009年3月21日に遡及して適用する。また、別表I. 1. の変更に関わらず、経済学部第2部経済学科および経営情報学部経営情報学科の卒業生に授与する学位は、同学部・学科に在籍する学生の卒業まで存続する。

第9条 本規程は、2011年10月7日に改正し、同日から施行する。

第10条 本規程は、2014年3月10日に改正し、同日から施行する。

第11条 本規程は、2016年2月12日に改正し、同日から施行する。また、別表I. 1. の変更に関わらず、経営情報学部ビジネス情報学科およびファイナンス学科の卒業生に授与する学位は、同学部・学科に在籍する学生の卒業まで存続する。

第12条 本規程は、2017年12月15日に改正し、2018年4月1日から施行する。

第13条 本規程は、2018年6月26日に改正し、2018年5月1日に遡って施行する。

第14条 本規程は、2023年9月8日に改正し、2024年4月1日から施行する。

また、別表I. 1. の変更に関わらず、経済学部地域政策学科の卒業生に授与する学位は、同学部・学科に在籍する学生の卒業まで存続する。

第15条 本規程は、2026年4月24日に改正し、2027年4月1日から施行する。

別表Ⅰ

1 学士学位

学部	1・2部別	学科	専攻分野の名称
経済学部	経済学科		経済学
経営学部	第1部	経営学科	経営学
		ビジネス法学科	経営学
	第2部	経営学科	経営学
情報社会学部	情報社会学科		情報社会学
人間科学部	人間科学科		人間科学
国際共創学部	国際共創学科		国際共創

2 修士学位

研究科	専攻	専攻分野の名称
経済学研究科	経済学専攻	経済学
経営情報研究科	経営情報専攻	経営情報
経営学研究科	経営学専攻	経営学
人間科学研究科	臨床心理学専攻	臨床心理
	人間共生専攻	人間共生

3 博士学位

研究科	専攻	専攻分野の名称
経済学研究科	経済学専攻	経済学
経営学研究科	経営学専攻	経営学

別表Ⅱ

第 号	卒業証書・学位記	氏名	年 月 日生	本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を 修めて本学を卒業したことを認め	学 士 (〇 〇) の学位を授与する	年 月 日	大阪経済大学 〇〇学部長 氏	大阪経済大学 学 長 氏	名 ④	名 ④
--------	----------	----	--------------	-------------------------------------	--	-------------	----------------------	-----------------------	--------	--------

別表Ⅲ

修第	号	学	位	記
大学印				
氏	名	年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻○○課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士(○○)の学位を授与する				
年	月	日		
大阪経済大学	学	長	氏	名
①				

別表Ⅳ

[illegible]

別表V

博士
第
号

大学
印

学
位

氏
記
名
年
月
日生

本
学
に
学
位
論
文
を
提
出
し
所
定
の
審
査
及
び
試
験
に
合
格
し
た
の
で
博
士
（
〇
〇
）
の
学
位
を
授
与
す
る

年
月
日

大
阪
経
済
大
学

学
長
氏

名
印

別表VI（用紙の大きさは、日本工業規格B 4）

学 位（博 士）授 与 報 告 書											大学大学院	
報 告 番 号	博士の専攻 分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授 与 年 月 日	博士論文 受 理 日 年 月 日	論文審査 了 日 年 月 日
		(ふりがな) 氏 名	性 別	生年月日	本 籍	大学院名	研 究 科 (専攻)名	修 了(中 退)年月日				
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							
甲 第 号 乙	博士()				都道府県							

備考
1 報告番号は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第号」、同条第2項によるものについては「乙第号」とすること。
2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を（ ）を付して記入すること。
4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

大阪経済大学大学院経営学研究科課程修了による博士学位授与申請に関する内規

(目的)

第1条 大阪経済大学学位規程第17条に基づく課程修了による博士の学位授与申請について、必要な事項を定める。

(申請時期)

第2条 前条の博士学位授与申請は、毎年7月末日または1月末日とする。

(申請の要件)

第3条 所定の単位を修得したあるいは習得する見込みがある3年次以上の在學生で、以下の条件を満たす大学院生は、指導教員の承認を得て博士学位論文を提出できる。

- ① 後期課程在学中に、博士論文の内容に関連のある論文報告会(中間報告会)を1回行うことを義務とする。さらに②～④のいずれかの条件を満たさなければならない。
- ② 前期課程および後期課程在学中に、博士論文の内容に関連し、申請者を主な著者とする査読論文を1本以上公刊すること。
- ③ 前期課程および後期課程在学中に、博士論文の内容に関連する学会報告を1回以上行うこと。
- ④ 博士論文の内容に関連する公刊論文、Working Paper または Discussion Paper の1本以上の発表およびその論文の報告会(研究報告会)を1回以上行うこと。研究報告会については第4条に定める。

2 前項において、同一内容の報告は原則として1回とみなす。

3 第3条1項②の査読論文とは、査読者付き論文であることを確認でき、その審査を経て掲載を許可された論文のことである。

4 第3条1項②および③の前期課程には他大学院の博士前期課程あるいは修士課程を含む。

第4条 第3条1項④の研究報告会は、指導教員の承認を経て研究科長が随時開催する。研究報告会は本学の専任教員および大学院生に対して公開する。

(改 廃)

第5条 この内規の改廃は、経営学研究科委員会の意見を聴いて経営学研究科長が行う。

附 則

1 この内規は、2026年4月24日に制定し、2027年4月1日から施行する。

2016年3月8日制定

2016年7月5日改正

2017年2月7日改正

2018年8月7日改正

2021年7月13日改正

2023年2月28日改正

2024年3月26日改正

2024年7月9日改正

2025年5月20日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「大阪経済大学研究活動に関する行動規範」（以下、「研究活動に関する行動規範」という。）に基づき、大阪経済大学（以下、「本学」という。）の研究活動における不正行為に対する事項について定める。なお、研究費の不正行為への対応については、別に定める。

(不正行為に対する基本姿勢)

第2条 本学は、研究活動の不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨み、その対応は自律的な自浄作用としてなされなければならない。

(行動規範)

第3条 本学において、研究活動に携わるすべての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、別に定める「研究活動に関する行動規範」等の本学諸規程および法令等に基づき、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。

(定義)

第4条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- (2) 研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。
- (3) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (4) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、研究成果の発表より以前に当該研究者の了解を得ず、もしくは適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 二重投稿とは、他の学術雑誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- (7) 不適切なオーサーシップとは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。
- (8) 研究費の不正使用とは、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与または謝金の請求等、虚偽の書類による研究費の使用をいう。
- (9) 各部署とは、各学部・研究科（附置機関を含む）、研究所、事務局（摂津キャンパス、北浜キャンパス含む）をいう。

(10) 所属長とは、「学校法人大阪経済大学就業規則」（以下、「就業規則」という。）第4条に定める者という。

（対象となる研究活動の不正行為）

第5条 この規程において、研究活動における不正行為（以下、「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより発生した行為をいう。

(1) 捏造

(2) 改ざん

(3) 盗用

(4) 二重投稿

(5) 不適切なオーサーシップ

(6) 前5号以外の行為でその他、科学者の行動規範および研究に関し社会通念上、研究者倫理から逸脱し、不適切と判断される行為

（不正行為に該当しない行為）

第6条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

(1) 悪意のない誤り（科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む）

(2) 見解の相違

（対象となる研究資金）

第7条 この規程において不正行為の対象となる研究資金は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消したすべての研究資金とする。

（対象となる研究者）

第8条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わるすべての者（教員、大学院生、研究員、研究生、学部学生、研究を支援する職員）をいい、常勤、非常勤の別、学校法人大阪経済大学（以下、「本法人」という。）からの給与支給の有無を問わない。

第2章 運営および管理体制

（最高管理責任者）

第9条 最高管理責任者は、「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」第3条第1項に定める最高管理責任者とする。

2 最高管理責任者は、本学全体の「研究活動に関する行動規範」の遵守、不正行為の防止および不正行為への対応に関する業務を統括しなければならない。

3 最高管理責任者は、この規程に定める最高管理責任者の職務の一部を統括管理責任者に委任することができる。

（統括管理責任者）

第10条 統括管理責任者は、「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」第4条第1項に定める統括管理責任者とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、「研究活動に関する行動規範」に基づき、不正防止計画をはじめとする具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、第3項に基づき、最高管理責任者から委任を受けた職務を執行した場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

（研究コンプライアンス推進責任者）

第11条 研究コンプライアンス推進責任者は、「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」第5条第1項に定める研究コンプライアンス推進責任者とする。

2 研究コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、「研究活動に関する行動規範」の遵守、不正行為の防止および不正行為への対応に関する業務を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(所属長)

第12条 所属長は、当該部署の「研究活動に関する行動規範」の遵守、不正行為の防止および不正行為への対応に関する業務を行わなければならない。

(研究コンプライアンス推進委員会)

第13条 不正行為防止に関する対策・環境づくり等を行うための組織として、研究コンプライアンス推進委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 研究コンプライアンス推進責任者
- (2) 研究コンプライアンス推進副責任者
- (3) 研究コンプライアンス推進責任者が指名する学長補佐(1名)
- (4) 教学・研究推進部長

3 委員会に委員長を置き、前項第1号がこれにあたる。

4 研究コンプライアンス推進責任者は、以下のうち、いずれかの者を研究コンプライアンス推進副責任者(以下、「副責任者」という。)に任命することができる。

- (1) 研究コンプライアンス推進責任者が指名する学長補佐(1名)
- (2) その他最高管理責任者が指名する者

5 委員会は、不正行為防止のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究倫理についての研修および教育の企画および実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集および周知に関する事項
- (3) その他研究倫理に関する事項

6 委員会の事務局は、教学・研究推進部とする。

第3章 不正行為の事前防止のための取組み

(法令等の遵守)

第14条 研究者は、適正な研究活動を行うため、この規程の他、法令および本学諸規程を遵守しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第15条 研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育(以下、「研究倫理教育」という。)について責任を持って実施するため、研究倫理教育責任者を置き、研究コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

(研究倫理教育)

第16条 研究倫理教育責任者は、研究者の研究倫理の向上を図るため、委員会が定める指針に基づき、定期的に研究倫理教育を実施し、履修状況を把握しなければならない。

2 研究者(本学を本務とするもの)は、前項の研究倫理教育を委員会が定める期間(少なくとも5年ごと)ごとに履修しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、研究者(本学を本務としないもの)の研究倫理の向上を図るため、研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

(若手研究者への支援)

第17条 所属長および指導的立場に立つ研究者は、若手研究者および学生等が適切な研究倫理観を持って自立した研究活動を遂行できるよう、支援または助言がなされる環境整備と研究倫理教育に努める。

(共同研究)

第18条 研究者は、共同研究における個々の研究者等の役割分担および責任を明確にして共同研究を実施しなければならない。

- 2 共同研究を代表する研究者は、当該共同研究の研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認しなければならない。

(研究データ等の保存)

第19条 研究者は、実験・観察ノート等の研究データを一定期間（原則10年）保存し、最高管理責任者、研究コンプライアンス推進責任者または所属長の求めに応じ、開示しなければならない。

- 2 前項における研究データの内容、保存期間については、「研究データの保存等に関するガイドライン」に定める。

第4章 研究活動における特定不正行為への対応

(告発)

第20条 第5条第1号から第3号に定める不正行為（以下、「特定不正行為」という。）の疑いが存在すると思料する者は、原則として書面、電話、FAX、電子メールおよび面談による告発を、次条に定める通報窓口において行うことができる。

- 2 次条に定める通報窓口の責任者は、告発や情報提供（以下、「告発等」という。）があった場合には、統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかに報告しなければならない

(通報窓口および相談窓口の設置)

第21条 通報の窓口は「学校法人大阪経済大学公益通報に関する規程」で定める通報窓口とし、相談窓口は教学・研究推進部に設置し、公開する。

- 2 告発等の受け付けに当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

(特定不正行為以外の不正行為への対応)

第22条 第5条第1項第4号から第6号に定める不正行為に関する告発があった場合は、特定不正行為に準じて対応する。

(告発等の取扱い)

第23条 統括管理責任者は、次の各号に掲げる要件に従い、前条による告発の受理または不受理を決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

- (1) 告発は、原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されていると判断されるものを受理する。
- (2) 匿名による告発があった場合、その内容が前号と同様のものであると判断されるときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の規定により、統括管理責任者から、告発の受理または不受理を決定した旨の報告を受けた場合には、告発者へその旨を通知する。
- 3 告発があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発があったが、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。
- 4 学会等の研究者コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- 5 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

- 6 文部科学省等資金配分機関による調査の求めがあった場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、統括管理責任者はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。これに対して告発の意思表示がなされない場合においても、統括管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。その場合、統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。
- 8 特定不正行為が行われようとしている、あるいは特定不正行為を求められているという告発・相談については、統括管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者に報告するとともに被告発者に警告を行う。

(事案を取り扱う機関)

第24条 本学に所属する(どの研究機関等にも所属していないが、専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として本学が告発された事案を取り扱う。

- 2 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で取り扱う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 被告発者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案を取り扱う。
- 4 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に本学に所属しており、既に本学を退職している場合、現に所属している研究機関が本学と合同で、告発された事案を取り扱う。被告発者が本学を退職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案を取り扱う。
- 5 本学が、前項の規定により事案を取り扱うこととなった場合は、被告発者が現に本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 6 本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る資金配分機関が特に認めた場合、本学は当該資金配分機関に調査を委託することができる。この場合において、当該資金配分機関から協力を求められたときは、本学は誠実に協力する。
- 7 本学は、他の研究機関または学会等に対し、調査を委託することまたは調査に関する協力を依頼することができる。
- 8 前項の規定により対応ができない場合は、別の取扱いをすることができる。

(予備調査)

第25条 統括管理責任者は、委員会の意見を聞いて予備調査の要否を判断する。

- 2 前項において、予備調査が必要と認めたときは、委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 3 委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、または関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 委員会は、第27条に定める調査委員会による調査(以下、「本調査」という。)の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを検討し、判断する。
- 7 委員会は予備調査の結果を統括管理責任者に報告する。

(本調査の決定)

- 第26条 統括管理責任者は、前条第7項による調査結果の報告を受け、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、本調査の要否を決定する。
- 2 統括管理責任者は、本調査の要否を最高管理責任者に報告するとともに、当該資金配分機関等および文部科学省に報告する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行う場合、その旨を告発者および被告発者に通知し、本調査への協力を求める。被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生を含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行わない場合、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関等や告発者の求めに応じ開示する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行う場合、当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に本調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法について報告、協議する。
- 6 最高管理責任者は、本調査にあたって、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。

（本調査）

- 第27条 前条により本調査を行うことが決定した場合には、統括管理責任者は、本調査を行うため、速やかに調査委員会を設置しなければならない。
- 2 調査委員会の組織、委員の任期、その他調査委員会に必要な事項については、統括管理責任者が定める。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
- （1） 研究コンプライアンス推進責任者。
- ただし、この者が告発者および被告発者と直接の利害関係を有する場合は、統括管理責任者が指名する教職員をもって充てる。
- （2） 統括管理責任者が指名する教職員1名。
- （3） 研究について専門知識を有する外部有識者1名以上。
- （4） 法律の知識を有する外部有識者1名以上。
- 4 前項第2号から第4号に規定する委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 委員会に委員長を置き、第3項第1号がこれにあたる。
- 6 調査委員会は、本調査を行うことが決定されてから30日以内に本調査を開始する。
- 7 本調査は、次の各号に掲げる方法により行う。
- （1） 告発された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請など
- （2） 被告発者の弁明の聴取
- 8 調査委員会は、被告発者に対し再実験等により再現性を示すことを要請した場合、あるいは被告発者の自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めない。
- 9 調査の対象となる研究には、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。
- 10 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとる。
- （1） 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究

機関に依頼する。

(2) 調査委員会は、前号の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

11 調査委員会は、次に掲げる事項について、調査を行う。

(1) 特定不正行為が行われたか否か

(2) 特定不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等、当該研究活動における役割および特定不正行為の発生要因

(3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

12 調査委員会は、前項第3号の調査を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

13 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、すみやかに認定し、その事案を統括管理責任者を通じて、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は認定された結果を当該事案に係る研究活動の資金配分機関等に報告する。

14 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を提出する。

15 調査委員会は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該資金配分機関等の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

16 調査委員会の事務局は、教学・研究推進部とする。

(告発者等への通知)

第28条 最高管理責任者は、前条第2項に基づく決定を受け、告発者および被告発者に、調査委員会委員の氏名および所属を通知する。被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生を含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

2 告発者および被告発者は、前項により通知を受けた調査委員会委員について、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に最高管理責任者に対し異議申立てを行うことができる。

3 最高管理責任者は、前項による異議申立てがあつた場合、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させる。

4 最高管理責任者は、前項により委員を交代させたときは、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(特定不正行為に関する認定)

第29条 調査委員会は、第27条による調査の結果、本調査の開始後、150日以内に、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して、次に掲げる事項について認定を行う。

(1) 特定不正行為が行われたか否か

(2) 特定不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究活動における役割

(3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものか否か

2 調査委員会は、被告発者が本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、特定不正行為と認定する。

3 調査委員会は、第1項に定める認定の結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。

4 調査委員会は、第1項に定める期間内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由および報告の予定日を明らかにし、最高管理責任者の承認を得る。

(関係各所への通知)

第30条 最高管理責任者は、前条に基づき特定不正行為に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。

(1) 関係所属長

(2) 告発者および被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）。ただし、被告発者が本学の教職員または大学院生（研究生、学部学生含む）でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関

2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、前項に加え告発者が所属する機関に通知する。

3 最高管理責任者は、特定不正行為の認否に関わらず、その結果を理事会に報告する。

（最終報告書の提出）

第31条 統括管理責任者は、第29条による認定結果を受け、研究コンプライアンス推進責任者に当該特定不正行為の再発防止策等の検討を依頼する。

2 研究コンプライアンス推進責任者は、委員会を招集し、当該特定不正行為の再発防止策等の検討を行い、調査結果、不正発生要因および、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、統括管理責任者に提出する。

3 統括管理責任者は前項の最終報告書を確認の上、最高管理責任者に提出する。

4 最高管理責任者は最終報告書を当該資金配分機関等および文部科学省に提出する。

（不服申立て）

第32条 第29条の規定により特定不正行為が行われたと認定された被告発者または告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 最高管理責任者は、特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、告発者に通知する。また、告発が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申し立てがあった場合、被告発者に通知する。加えて当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に報告する。

3 不服申立てに係る審査は、第27条の定めに準じて当該本調査と同じ調査委員会が行う。

4 調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の却下あるいは再調査の開始を決定する。

5 調査委員会は、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に報告する。

6 調査委員会は、不服申し立てに係る再調査を開始した場合は、60日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。

7 最高管理責任者は再調査結果を告発者、告発者が所属する機関および被告発者に報告する。加えて当該事案に係る資金配分機関等および文部科学省に報告する。

（研究資金の返還・執行停止等）

第33条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性および特定不正行為の関与の度合いに応じて全額または一部を返還させる。

2 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の執行停止を命ずる。

3 最高管理責任者は、研究資金の交付中に特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性および特定不正行為の関与の度合いに応じて執行停止を命ずる。

4 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定された論文等の取り下げを勧告する。

（研究資金への応募資格の停止等の措置）

第34条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

(懲戒)

第35条 特定不正行為が行われたと認定された被告発者または告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対して、「就業規則」等の関係規則の定めるところにより手続きを行う。

(調査結果の公表)

第36条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の規定に基づく調査結果の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、合理的な理由がある場合は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(1) 特定不正行為に関与した者の氏名・所属

(2) 特定不正行為の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名・所属

(5) 調査の方法・手順

(6) その他必要と判断した事項

3 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったとの認定を行った場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、学会、報道、インターネット等の外部からの指摘による調査事案等の場合、特定不正行為を行わなかったと認定された者の利益を守るために必要な場合には、調査結果を公表することができる。

4 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったと認められた場合において、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、速やかに告発者の氏名・所属および悪意に基づく告発と認定した理由に関する調査結果を公表する。

(遵守事項)

第37条 この規程に定める告発等および調査に携わる者は、公正不偏な態度を保持するとともに、調査および審議により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(告発者等の保護)

第38条 最高管理責任者は、告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、配置転換や懲戒処分等の措置を講じてはならない。

2 最高管理責任者は、被告発者に対して、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動の禁止、配置転換や懲戒処分等の措置を講じてはならない。

第5章 雑則

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、理事長が定める。

(改廃)

第40条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、2016年3月8日に制定し、同日より施行する。なお、この規程の施行前に告発があった事案への対応については、従前の例による。

2 この規程は、2016年7月5日に改正し、同日より施行する。

3 この規程は、2017年2月7日に改正し、同日より施行する。

4 この規程は、2018年8月7日に改正し、2018年5月1日に遡って施行する。

5 この規程は、2021年7月13日に改正し、2021年9月1日より施行する。

6 この規程は、2023年2月28日に改正し、同日より施行する。

- 7 この規定は、2024年3月26日に改正し、同日より施行する。
- 8 この規程は、2024年7月9日に改正し、2024年4月1日より施行する。
- 8 この規程は、2025年5月20日に改正し、同日から施行する。

研究データの保存等に関するガイドライン

2021年11月19日制定

1. 目的

本ガイドラインは、「大阪経済大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」（以下、「規程」という。）第19条に基づき、規程第8条に定める研究者（以下、「研究者」という。）が保存または開示する研究データの内容、保存期間、保存方法および開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

2. 研究活動の記録・保存

(1) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった調査資料（文書、史料、インタビューの音声データ 等）、実験ノート、数値データ等、画像、試料および装置等（以下、「研究データ等」という。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

(2) 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようなメタデータ（研究データ等の付帯情報を記述したデータ）の整理や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。

(3) 研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本ガイドラインで定める期間は適切に管理しなければならない。

(4) 研究倫理教育責任者は、研究者に対し、研究倫理教育の一環として本ガイドライン等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

(5) 学生・大学院生、研究員等（以下、「学生等」という。）が卒業もしくは修了または転出した場合は、当該学生等が保有する研究データ等については、各指導教員の判断と責任のもとにおいて、必要に応じて適切に管理しなければならない。

3. 保存期間

(1) 研究データ等のうち、論文執筆のもととなった調査資料（文書、史料、インタビューの音声データ等）、実験ノート、数値データ等、画像等の「資料」の保存期間は、原則として当該論文等の発表後10年間とする。電子化されたデータについては、メタデータの整理・管理とともに、適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存しなければならない。

なお、その他紙媒体の資料等についても、少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。

(2) 研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

(3) 本ガイドラインは、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合等については、本ガイドラインに定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長しなければならない。

(4) 論文等研究成果の発表の根拠とはならなかったデータ、もしくは使用する予定のない研究データ等については、研究者が必要に応じ、保存期間を判断しなければならない。

(5) 本ガイドラインに定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

4. 退職等の取扱い

規程第4条第1項第11号に定める所属長は、研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データ等の保存場所および後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておかななければならない。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講じなければならない。

5. 開示等

研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負わなければならない。

6. その他

研究データ等に関して、その取扱いおよび保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、当該研究データ等についてはその法令等の定めに従わなければならない。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物について、配分機関との取り決め等がある場合にはそれに従わなければならない。

7. ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、研究コンプライアンス推進委員会の意見を聞いて、研究コンプライアンス推進委員長が行う。

8. 実施

本ガイドラインは、2021年11月19日から実施する。

なお、研究者は、実施日現在保有しているデータの保存に関し、「3. 保存期間」に定める期間を尊重して取り扱うものとする。

大阪経済大学研究活動に関する行動規範

2010年3月4日大学評議会決定

2015年3月3日改正・施行

大阪経済大学（以下「本学」という。）は、建学精神である「自由と融和」に則り、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与する使命を持つ。

本学は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改訂）に準拠し、本学において研究活動を行うすべての者、およびこれを支援するすべての者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき行動規範を以下のとおり定める。

1. 研究者等は、本学で管理する研究費が、学生納付金、公的資金、その他外部資金によって支えられていることを認識し、その使用および管理にあたり、研究費ごとに定められた条件、ルール等を遵守しなければならない。
2. 研究者等は、研究活動において、個人の尊厳および人権を尊重しなければならない。また、学生や共同研究者に対し、不利益を与えてはならない。
3. 研究者等は、研究活動において知り得た情報等について守秘義務を厳守し、消滅・改ざん・漏洩等を防ぐための措置を講じ、適切な期間保存するように努めなければならない。
4. 研究者等は、研究成果の発表において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行わないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。
5. 研究者等は、利益相反に十分注意を払い、適切に対応する。
6. 研究者等は、不正行為が行われようとしている、あるいは、行われたことを知った場合には、それを放置してはならない。
7. この行動規範の改廃は、研究コンプライアンス推進委員会の意見を聴いて、理事長が行う。

大阪経済大学 「人を対象とする研究」の倫理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学（以下「本学」という）において、人を対象とし、個人からその行動、心身もしくは環境等に関する情報等を収集・採取して行われる研究が倫理的配慮のもとに行われることを審査するために定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、臨床・臨地的、人文社会科学的な調査および実験をいい、個人からその行動、心身もしくは環境等に関する情報等を収集・採取する研究を指す。
- (2) 「個人の情報等」とは、個人の特性としての思想、心情、身体、行動および環境等に関する情報やデータのことをいう。
- (3) 「研究者」とは、本学の教員のほか、本学で研究活動に従事する学部生、大学院生および研究員等を含む。
- (4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報等を提供し、研究の対象となる者をいう。

(委員会の設置)

第3条 本学に、「人を対象とする研究」が倫理的配慮のもとに計画され、適正に研究されているかどうかを審査するため、研究コンプライアンス推進委員会の下に研究倫理審査委員会（Human Ethics Committee, Osaka University of Economics, 以下「審査委員会」という）を各学部置く。

(任務)

第4条 審査委員会は、「人を対象とする研究」に関して、本学の研究者から申請された研究計画の内容を、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 研究対象者のプライバシーの保護をはじめとする人権の擁護
- (2) 研究によって生ずる研究対象者への不利益および危険性に対する配慮
- (3) 研究対象者（必要のある場合にはその家族等を含む）に理解を求め同意を得る方法

(組織)

第5条 審査委員会は、3名以上の教員をもって構成する。

- (1) 委員は、各学部所属教員から選出する。
- (2) 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 審査委員会の事務局は、研究推進課が行う。

(委員長)

第6条 審査委員会の委員長は、委員のうちから互選する。

- (1) 委員長は審査委員会を招集し、その議長となる。
- (2) あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審査委員会が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 審査委員会は必要に応じて、審査を申請した研究者（以下「申請者」という）に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。

(定足数および議決数)

第8条 審査委員会は委員の過半数の出席によって成立し、審査の判定は出席者の過半数の合意をもって決する。

2 委員は自己の研究計画に関わる審査に参加することはできない。この場合は、委員を臨時に追加することができる。

(申請の手続き)

第9条 申請者は、その計画書を事務局に提出しなければならない。なお様式は別に定める。

(審査の判定)

第10条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。承認、条件付き承認の場合は研究を実施することができる。ただし、条件付き承認の場合は審査委員会の指示した条件に従わなければならない。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(再審査)

第11条 申請者は、審査の結果に対し異議のある場合は、審査結果通知を得た日の翌日から起算して2週間以内に再審査を請求することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究コンプライアンス推進委員会および教授会の意見を聴いて学長が行う。

附則

- 1 この規程は、2018年（平成30年）6月8日に制定し、同日から施行する。
この規程の施行に伴い、「大阪経済大学人間科学部における人を直接の対象とする研究に関する申し合わせ」は廃止する。
- 2 この規程は、2022年3月15日に改正し、2022年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2025年5月20日に改正し、同日から施行する。

経営学研究科博士前期課程と経営学研究科博士後期課程との関係図



Society 5.0に向けた人材育成 ～ 社会が変わる、学びが変わる ～

平成 30 年 6 月 5 日

Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会
新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース

のではなく、あくまでも人間を中心として、一人一人が他者との関わりの中で「幸せ」や「豊かさ」を追求できる社会であるべきであろう。

人間の強みとは何か。それは、現実世界を理解し、その状況に応じた意味付けができることであろう。AI が人間の能力をはるかに超えていくのではないかという意見もあるが、AI の本質はアルゴリズムであり、少なくとも現在の AI は情報の「意味」（背景にある現実世界）を理解しているわけではない。AI に目的や倫理観を与えるのは人間である。アルゴリズムで表現し難い仕事や、高度な判断や発想を要する仕事などは、AI による代替可能性が低いと考えられている。

また、様々な人やモノ、情報が複雑に関係し合っていく中において、板挟みと向き合って調整することや、想定外の事態に対処すること、自らの行動を考え責任を持って対応することは、人間の仕事の中でますますその重要性を増すだろう。接客や介護のような他者との対話の中で行われる仕事は、AI やロボットによってある程度代替されながらも、人間が担うことで、それとは異なる付加価値が生まれると考えられる。

AI と人間との関係を対立的にとらえたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、むしろ AI を、人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具ととらえるべきであろう。人間は、AI の価値を十分に認識して生活に生かしていくと同時に、AI がもたらす潜在的な危険性や限界を未然に見いだし、適切に対処していくことが可能であるし、そうしていくことが不可欠である。

AI やデータの力を活用することで、自らの強みを更に伸ばし、あるいは弱点を補いながら新たな地平を切り拓いていくことがあらゆる分野で可能になる。

2. Society 5.0 において求められる人材像、学びの在り方

（1）新たな社会を牽引する人材

Society 5.0 を牽引するための鍵は、技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材と、それらの成果と社会課題をつなげ、プラットフォームをはじめとした新たなビジネスを創造する人材であると考えられる。

異分野をつなげることでエコシステムを創造するプラットフォーム・ビジネスの形態は、巨大な規模を持たなくとも、発想次第で新たな価値を創造することができる。このようなプラットフォームを創造できる人材には、異分野をつなげる力と新たな物事にチャレンジするアントレプレナーシップが欠かせない。また、課題解決を指向するエンジニアリング、デザインの発想に加えて、真理や美の追究を指向するサイエンス、アートの発想の両方を併せ持つ必要がある。これらの資質・能力に加えて、多くの人を巻き込み引っ張っていくための社会的スキルとリーダーシップが不可欠となろう。新たな価値を創造するリーダーであればこそ、他者を思いやり、多様性を尊重し、持続可能な社会を志向する倫理観、価値観が一層重要となる。

Society 5.0において、我が国の強みを十分に活かすには、一握りのスーパースターがいるだけでは不十分である。各分野においてもものづくりやサービスを担ってきた人材が、AI やデータの力を最大限活用しながら様々な分野に展開していくことが不可欠となる。他方で、こうした人材は、Society 5.0における社会の変化に最も影響を受けると考えられる。産業構造の目まぐるしい変化により、必要な能力・スキルが刻々と変わり続ける中で、企業に雇われない自営的就労を行う労働者には、常にスキルをアップデートし、また新たな分野のスキルを身に付けられるよう自ら学び続ける力が決定的に重要となる。

文化、芸術、スポーツ等の人間の創造力により生み出し、人々の共感を生み発展し続けてきた分野は、ますます社会に求められるものとなるだろう。人間が根源的にもつ力を発揮して新たな価値を創造し、ドラマや感動を生むこれら職業は、AI やロボティクスによっては決して代替できないものである。むしろ、先端技術を取り入れ使いこなすことで、新たな地平が切り拓かれていく。

（２）共通して求められる力

Society 5.0において我々が経験する変化は、これまでの延長線上にない劇的な変化であろうが、その中で人間らしく豊かに生きていくために必要な力は、これまで誰も見たことのない特殊な能力では決してない。むしろ、どのような時代の変化を迎えるとしても、知識・技能、思考力・判断力・表現力をベースとして、言葉や文化、時間や場所を超えながらも自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や人間性が問われることになる。

特に、共通して求められる力として、①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力が必要であると整理した。

まず、知識・技能としての語彙や数的感覚などの学力の基礎に加え、人間の強みを発揮するための基盤として、文章や情報を正確に理解し、論理的思考を行うための読解力や、他者と協働して思考・判断・表現を深める対話力等の社会的スキルなど、読み解き対話する力が決定的に重要である。

また、人と機械が複雑かつ高度に関係し合う社会となっていく中、科学的に思考・吟味し活用する力が不可欠となる。機械を理解し使いこなすためのリテラシーや、その基盤となるサイエンスや数学、分析的・クリティカルに思考する力、全体をシステムとしてデザインする力がこれまで以上に必要な力となる。

加えて、現実世界を意味あるものとして理解し、それを基に新たなものを生み出していくことは、AI によって代替できない人間ならではの営みであり、AI の活用分野が爆発的に広がっていく新たな時代においてますます重要となる。自然体験やホンモノに触れる実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作り上げる力、新しいものや変わっていくものに対する好奇心や探求力、実践から学び自信につなげていく力などが重

要である。

(3) Society 5.0における学校

Society 5.0における変化は、我々が受動的に対応するものだけではない。AI等が本格的に普及していく中で、教育や学びの在り方に変革をもたらすだろう。

例えば、教育用AIが発達し普及していくことにより、AIが個人のスタディ・ログ（学習履歴、学習評価・学習到達度など）や健康状況等の情報を把握・分析し、一人一人に対応した学習計画や学習コンテンツを提示することや、スタディ・ログを蓄積していくことで、個人の特性や発達段階に応じた支援や、学習者と学習の場のマッチングをより高い精度で行うことなどが可能となるだろう。

ただし、子供たちはデータから必ずしも読み取れない多様な可能性を秘めている。データに過度に依存することで、一人一人の成長や変化が正当に評価されない等の危険性も指摘されている。一人一人の個性やプライバシー等を大切に、ビッグデータの限界や倫理的課題と常に向き合いながら、その活用を図っていくことが重要であろう。

このような技術の発達を背景として、Society 5.0における学校は、一斉一律の授業スタイルの限界から抜け出し、読解力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進捗や能力、関心に応じた学びの場となることが可能となる。また、同一学年での学習に加えて、学習履歴や学習到達度、学習課題に応じた異年齢・異学年集団での協働学習も広がっていくことができるだろう。

さらに、学校の教室での学習のみならず、大学（アドバンスト・プレイスメント¹¹など）、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設、農山村の豊かな自然環境などの地域の様々な教育資源や社会関係資本を活用して、いつでも、どこでも学ぶことができるようになると予想される。

こうした多様な学びが関連し合うことで更なる学びの発展にもつながるだろう。AIやビッグデータ等の先端技術が、学びの質を加速度的に充実するものになる世界：Society 5.0における学校（「学び」の時代）が間もなく到来する。

¹¹ ここでは、我が国において高校生が高校在学中に大学の正規科目を受講し、大学進学後に大学の単位として認定する取組等を指す（以下同じ。）。

大阪経済大学大学院経営学研究科長期履修制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第2条第2項の規定に定める年限(以下「標準修業年限」という。)を越えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修制度に申請することができる者は、本学大学院経営学研究科の入学選考結果に基づき合格となった者(在学生を除く。)で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営、正規、臨時の雇用形態は問わない）で、著しく学習時間の制約を受ける者
- (2) 家事、育児、長期介護等により著しく学習時間の制約を受ける者
- (3) 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由その他の障がいを持っている者で、標準修業年限で修了することが困難である者

2 大阪経済大学大学院の飛び級入試で入学する者は、長期履修制度の対象外とする。

3 入院、療養、出産、長期出張、留学等の事由により、一定期間履修できない者は対象としない。

4 以下留学生については、長期履修制度の対象外とする。

国費外国人留学生

私費外国人留学生

(長期履修期間及び在学年限)

第3条 長期履修を申請し、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、長期履修期間は、大学院学則第2条6項に定める在学年限を超えることはできない。長期履修を許可された者は、これを取り消すことができない。また、許可された期間を延長することはできない。

- (1) 博士前期課程にあつては3・4年とする。
- (2) 博士後期課程にあつては4・5・6年とする。

2 休学期間は、長期履修期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を申請する者は、次に掲げる書類を出願時に出願書類とともに別に定める期日までに研究科長に提出しなければならない。

長期履修申請書（様式第1号）

長期履修計画書

(審査および申請の許可)

第5条 前条で指定された提出書類に基づき、申請者が所属する予定の研究科が審査し研究科委員会の議を経て、研究科長が許可する。

2 研究科においては、前項の許可に当たり、各年次の修得単位の上限を設けることができる。

(授業料その他の学費)

第6条 長期履修を許可された学生(以下「長期履修学生」という。)の授業料その他の学費(以下「授業料等」という。)は、「学費等納付金額に関する規程」に定める。ただし、在学中に授業料等の改定がある場合は、授業料等を再計算するものとする。

2 長期履修学生については、授業料の減免または徴収猶予は行わない。ただし、学外の奨学金についてはこの限りではない。

(長期履修期間の短縮)

第7条 長期履修期間の短縮を希望する学生は、別に定める期日までに長期履修期間短縮申請書(様式第2号)を研究科長に提出しなければならない。

2 申請書提出時期は、短縮後の 修了予定年次の学期開始前の学期とする。また、短縮を希望する者は当該申請学期の学費納付後、申請書を提出しなければならない。

3 研究科長は、前項の規定による長期履修期間短縮申請書の提出があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、長期履修期間の短縮を許可する。

4 長期履修期間の短縮は在学中一回限りとする。

5 長期履修期間の短縮が認められた場合、「学費等納付金額に関する規程」により再計算した授業料等を納めなければならない。

6 短縮は短縮後に1年以上の修業期間がない場合は申請できない。

(その他)

第8条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修制度に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第9条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

附 則

この規程は、2026年4月24日に制定し、2027年4月1日から施行する。なお、この規程は2027年度入学生から適用する。

大阪経済大学大学院経営学研究科博士後期課程早期修了に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪経済大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第10条の規定に基づき経営学研究科博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)における早期修了の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(早期修了の要件)

第2条 博士後期課程に1年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者であって、優れた研究業績を上げた者は、博士後期課程の在学期間を短縮し早期修了をすることができる。

2 大学院学則第10条および前項に規定する「優れた研究業績を上げた者」とは、博士論文の内容に関連し、申請者を主な著者とする査読付学術論文(全国レベルの査読付学会誌ないし査読付国際学術雑誌に掲載済みまたは掲載を認められた論文(次条申請の概ね5年以内に公刊されたものとする))を1本以上有する者とする。

(申請手続)

第3条 早期修了を希望する者は、3月修了希望者は当該年度の11月末日までに、9月修了希望者は当該年度の5月末日までに、博士論文の内容に関連のある論文報告会(中間報告会)を終え、主指導教員の承認を得て、経営学研究科長宛てに以下の書類を添えて申請しなければならない。

(1) 早期修了申請書

(2) 前条に規定する査読付学術論文各3部

2 前項の申請を受理した経営学研究科長は、「早期修了判定委員会」を設置する。
3 委員会は3月修了の場合は当該年度の12月末日までに、9月修了の場合は当該年度の6月末日までに、2条2項に規定する「優れた研究業績」に該当するかの適格性を判断し、その結果を当該申請者に通知する。

4 早期修了判定委員会は以下のとおりとする。

① 指導教員

② 当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上

5 前項にて早期修了を認められた学生が、早期修了予定学期内に修了要件を満たさなかった場合、当該早期修了の適格認定は効力を失うものとする。

(早期修了の判定)

第4条 研究科委員会は、前条で早期修了の適格認定を受けた学生に対し、3月又は9月修了の判定時期に、第2条に定める要件の充足の有無を確認し、大阪経済大学学位規程第17条から第21条に基づき、早期修了の可否について審議する。

- 2 前項の場合、早期修了の適格性を認める学生に対しては、経営学研究科委員会の判断により、早期修了時期以降の配当授業科目の演習科目について、第 3 条の論文等の成果をもって修得単位に換算認定することができる。

(修了の時期)

第 5 条 博士後期課程早期修了者の修了時期は、当該研究科在学 1 年、1.5 年、2 年又は 2.5 年後とする。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、早期修了の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 7 条 本規則の改廃は、経営学研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

附則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 24 日に制定し、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2027 年度 4 月入学

大学院入学試験

経営学研究科

経営学専攻博士後期課程

募集要項（案）

一般入試

■出願資格

次の各項のいずれかに該当する者。

- (1)修士の学位や専門職学位を授与された者、または 2027 年 3 月までに授与される見込みの者
- (2)外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または 2027 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3)外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または 2027 年 3 月までに授与される見込みの者
- (4)我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院 相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または 2027 年 3 月までに授与される見込みの者
- (5)国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、または 2027 年 3 月までに授与される見込みの者
- (6)大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者
- (7)本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者

■試験科目

試験科目	内容
外国語	志望する指導教員の「入試ガイドライン」に基づく 必要な科目を志願票に記入すること 英和辞典使用不可
口頭試問	専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づき行います

社会人入試

■出願資格

次の各項のいずれかに該当し、社会人（有職者）としての実務経験が、大学院入学時において 2 年以上の者。

- (1)修士の学位や専門職学位を授与された者、または 2027 年 3 月までに授与される見込みの者
- (2)外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または 2027 年 3 月

までに授与される見込みの者

- (3)外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2027年3月までに授与される見込みの者
- (4)我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2027年3月までに授与される見込みの者
- (5)国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、または2027年3月までに授与される見込みの者
- (6)大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者
- (7)本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者

■試験科目

試験科目	内容
口頭試問	専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づき行います

外国人留学生入試

本学大学院外国人留学生入試の出願に際しては、「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を取得または更新できることが条件です。

■出願資格

次の各項のいずれかに該当する者。

- (1)外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2027年3月までに授与される見込みの者
- (2)外国人留学生として日本の大学院において、修士の学位や専門職学位を授与された者、または2027年3月までに授与される見込みの者
- (3)本学大学院において、個別入学資格審査により認めた者

■試験科目

試験科目	内容
口頭試問	専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づき行います

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大阪経済大学（以下「法人」という。）の教職員の就業に関する事項を定める。

2 この規則に定めるもののほか、教職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、法人に専任として勤務する教職員に適用する。

2 任期付専任教員、特任教員、客員教授、非常勤教員、嘱託職員、カウンセラー（専任事務職員）、準職員、パートタイム職員、学校医、非常勤看護師および非常勤カウンセラーは、別に定める。

3 前項の各職種において無期労働契約へ転換した者は、別に定める。

(教職員の定義)

第3条 専任教職員とは教員ならびに職員をいい、職員は事務職員および技術職員をいう。

(所属長の定義)

第4条 この規則にいう所属長とは、各教職員が所属する部門ごとの統括管理者をいう。

第2章 人事

(通則)

第5条 法人は、教職員の採用、昇任、昇格、解任、異動、休職、復職、表彰、懲戒、退職および解雇などの人事に関し、本人の知識、技能、経験および健康などを考慮して公正に行う。

2 教員の人事については、教授会の意見を聴いて行う。

(人事の手続き)

第6条 教職員の人事に関しては、原則として辞令を交付して行う。

2 辞令交付に関する事項は、別に定める「発令業務処理要項」による。

(採用)

第7条 教職員は、所定の手続きを経て採用する。

2 教職員は採用にあたり、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 卒業または卒業見込証明書
- (3) 学業成績証明書
- (4) 職務経歴書
- (5) その他、法人が必要とする書類

第8条 教職員に採用された者は、採用日から2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 誓約書
- (3) その他、法人が必要とする書類

(試用期間)

第9条 職員に採用された者は、採用日から3ヵ月間を試用期間とする。

2 職員が試用期間中に、職員としての適格性を欠くと認める事実があるときは解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に算入する。

(届出義務)

第10条 教職員は各種書類を提出後、その記載事項に異動が生じた場合はその都度遅滞なく届け出なければならない。

(異動)

第11条 法人は、業務上の都合により教職員の異動を行う。なお、教職員は、正当な理由がなければ異動の命令を拒否することはできない。

2 前項にいう異動とは、所属、勤務場所、職種の変更ならびに昇任、昇格および役職の任免をいう。

(休職)

第12条 教職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職させることがある。

(1) 業務外の理由による傷病、その他精神または身体の故障による欠勤が1ヵ月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないとき

(2) 刑事事件に関し起訴または勾留されて勤務に支障ありと認められるとき

(3) 公職に就任し、職務遂行上支障が生じるとき

(4) 労働基準監督署が認定した業務上の理由による傷病のとき

2 前項第1号において欠勤中の者が勤務を開始し、再び同一または類似の事由により欠勤した場合、その勤務が1ヵ月に達しないときは、勤務前の欠勤期間と通算する。

3 第1項第1号および第4号の理由により教職員が休職を必要とするに至った場合は、休職願に休職理由を証する医師の診断書等を添付し提出しなければならない。

4 第1項第2号および第3号に該当する理由により休職する場合は無給とする。

(休職期間)

第13条 休職期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の場合

イ 勤続5年未満 在職期間を通じて通算1年以内

ロ 勤続5年以上 在職期間を通じて通算2年以内

(2) 刑事事件に関する場合 判決確定までの期間内

(3) 前条第1項第3号の場合 公職就任期間

(4) 前条第1項第4号の場合 療養を必要とする期間

2 前項第1号の休職者が復職後6ヵ月以内に同一理由によって再び休職する場合は、復職前の休職期間と通算する。

(復職)

第14条 休職理由が消滅した場合は、復職させる。

2 前第12条第1項第2号の事由で、休職期間満了による退職者が復職を希望する場合は、判決確定後において状況勘案のうえ復職させることができる。

3 復職を許可された者は、原則として休職直前の職務に復するものとする。

4 復職を希望する場合は、1ヵ月前までに復職願に次の書類を添付し提出しなければならない。

(1) 心身の故障による休職の場合は、法人が指定する医師による元の職務に復帰させても支障がない旨の診断書

(2) 前号以外の理由による休職の場合は、休職理由が消滅したことを証する書類

(退職)

第15条 教職員が次の各号の一に該当したときは退職とする。

(1) 死亡したとき

(2) 定年に達したとき

(3) 自己都合による退職の申し出が承認されたとき

(4) 休職期間が満了しても復職できないとき

(退職手続)

第16条 前条第3号により退職しようとする教職員は、退職希望日の30日前までに理由を記載した退職願を提出しなければならない。

(定年)

第17条 定年は、次のとおりとする。

(1) 教員 満67歳

(2) 職員 満62歳

2 定年に達したときは、当該年度の末日を退職日とする。

(解雇)

第18条 教職員が次の各号の一に該当したときは解雇する。

(1) 懲戒解雇の処分を受けたとき

(2) 精神または身体の故障により職務に耐えられないと法人が認めたとき

(3) やむを得ない事情による法人の事業または制度の改廃のため剰員を生じたとき

(解雇制限)

第19条 法人は、次の期間は解雇しない。

(1) 教職員が業務上の傷病による療養のために休職する期間およびその後30日間

(2) 出産休暇の期間およびその後30日間

(3) 育児休業または介護休業の期間

(離職者の手続)

第20条 教職員は離職時に、直ちに、教職員証、私立学校教職員共済加入者証および法人から貸与された物品を返還しなければならない。

2 離職に際しては、あらかじめ業務の引き継ぎを完了しなければならない。

第3章 勤務

(通則)

第21条 教職員は、勤務時間中自己の業務から離れてはならない。ただし、やむを得ない理由により自己の業務から離れる場合には、所属長の許可を得なければならない。

2 勤務時間中に私用で外出する場合は、所属長の許可を得なければならない。

3 職員は、早退する場合は、事前に理由を付記した早退届を所属長に提出し許可を得なければならない。

第22条 職員は、欠勤する場合は、事前に理由を付記した欠勤届を所属長に提出し許可を得なければならない。

ただし、その余裕が無いときは、事後において遅滞なくその手続きをとることとする。

2 教員が休講する場合は、事前に理由を付記した休講届を提出しなければならない。ただし、その余裕が無いときは、事後において遅滞なくその手続きをとることとする。

3 教職員は、傷病による欠勤が引き続き5日以上に及ぶ場合、医師の診断書を提出しなければならない。

4 教職員は、欠勤が引き続き1ヵ月以上に及ぶ場合は、長期欠勤届に医師の診断書を添付し、所属長を経て理事長に届け出なければならない。なお、長期欠勤の期間は在職期間を通じて通算1年以内とする。

第23条 職員は、遅刻した場合はその理由を付記した遅刻届を所属長に提出しなければならない。

第24条 教員は、次に掲げる義務を有する。

(1) 講義、演習、実習及び試験等の授業を行うこと

(2) 教授会に出席し、審議に参加すること

(3) 各種の委員会委員その他大阪経済大学および法人が任命又は委嘱した職務を行うこと

2 教員は正課以外にも、学生の教育および指導などに当たらなければならない。

(勤務時間)

第25条 勤務時間は、次のとおりとする。

- 2 教員の責任担当コマ数は、授業時間割表に従い原則として1週につき4コマとする。
- 3 前項にかかわらず、理事、副学長、学長補佐、学部長、研究科長の責任担当コマ数は、1週につき2コマとする。
- 4 前2項にかかわらず、学長の責任担当コマ数はないものとする。
- 5 職員の勤務時間は、1日7時間（休憩時間を除く。）1週40時間以内とし、原則、始業時刻は9時、終業時刻は17時とする。ただし、業務の都合、または小学校就学前の子の養育の事由等によりこれらの時刻を5分単位で繰り上げ、または繰り下げることがある。

（勤務時間の短縮）

第26条 以下の理由により労働時間の短縮を希望する場合は、1ヵ月前までに所定の申請書を提出しなければならない。

- (1) 小学校就学前の子を養育するため
 - (2) 家族の介護をするため
 - (3) 長期欠勤または休職から復職するため
- 2 労働時間の短縮は30分単位とし、1日につき2時間までとする。ただし、前項第3号に該当する者については、1日につき2時間を超えて労働時間を短縮することができる。なお、短縮した労働時間は無給とする。
 - 3 教員が労働時間の短縮を申し出たときは、職種の特殊性にもとづき学長と当該学部長がその取り扱いを協議する。
 - 4 小学校就学前の子の養育のための労働時間の短縮期間は、本人が申請した期間とする。
 - 5 家族の介護のための労働時間の短縮期間は、対象家族につき通算1年以内の間で、本人が申請した期間とする。
 - 6 長期欠勤または休職から復職するための労働時間の短縮期間は、通算3年以内の間で、本人が申請した期間・時間とする。ただし、復職から1年を超える期間については申請できない。
 - 7 労働時間の短縮期間を途中で解除または変更するときは、1ヵ月前までに所定の申請書を提出しなければならない。

（休憩時間）

第27条 休憩時間は第2項の場合を除き12時30分から13時30分までとする。ただし、勤務時間および業務の都合によりその時間を変更する場合がある。

- 2 教員は、授業担当のない時間に随時休憩をとるものとする。
- 3 休憩時間は、自由に利用することができる。ただし、所在を明らかにしておかなければならない。
- 4 生後満1年に達しない乳児を育てる女性教職員には、勤務中、午前および午後にそれぞれ一回30分の育児時間を与えるものとする。

（学外の勤務）

第28条 教職員が出張その他の事由により、担当職場外において勤務する場合は特別の指示がある場合を除いて、所定の時間を勤務したものとみなす。

（時間外および休日勤務）

第29条 業務の都合により必要があるときは、労働基準法に定める手続きを経て所定の労働時間を超えて、または休日に勤務させることがある。

- 2 小学校就学前の子を養育する教職員が申請した場合、超過勤務をさせることはない。
- 3 要介護状態の家族を介護する教職員が申請した場合、業務の正常な運営に支障を来たす場合を除き、1ヵ月について24時間、1年について150時間を超える超過勤務、および深夜勤務をさせることはない。
- 4 休日に通常の勤務をした場合は、振替休日を与えることがある。

（就業免除）

第30条 教職員が公民権行使のために要する時間が、所定の勤務時間内に及ぶ場合は、その要する時間に限り就業を免除する。ただし、事前に所属長に申し出なければならない。

2 前項の就業免除については無給とする。

第4章 休日および休暇

(休日)

第31条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日（法定休日）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 土曜日（8月のみ）
- (4) 夏期一斉休業日（8日間）
- (5) 年末年始休業日（11日間）
- (6) 法人が定めた休業日

(慶弔休暇)

第32条 教職員が次の各号の一に該当する理由で休暇を申請した場合は、それぞれ次の日数の慶弔休暇を与える。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 本人の結婚 | 5日以内 |
| (2) 妻の出産 | 3日以内 |
| (3) 子の結婚 | 1日 |
| (4) 父母、配偶者、子の死亡 | 7日以内 |
| (5) 祖父母、配偶者の父母、孫、兄弟姉妹の死亡 | 3日以内 |
| (6) 三親等内の親族、二親等内の姻族の死亡 | 2日以内 |

(年次有給休暇)

第33条 教職員には、年次有給休暇（以下「年休」という。）を次のとおり与える。

- (1) 採用の日（職員にあっては試用開始日）から起算して6ヵ月間継続勤務し、全労働日の8割以上を勤務した者………10日
- (2) 全労働日の8割以上を勤務した場合、勤務年数に応じて加算した年休を次のとおり与える。

勤務年数	年休付与日数	勤務年数	年休付与日数
1年6ヵ月	11日	4年6ヵ月	16日
2年6ヵ月	12日	5年6ヵ月	18日
3年6ヵ月	14日	6年6ヵ月以上	20日

2 年休は、教職員の請求する時季に与える。ただし、請求した時季に年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることがある。

3 取得できなかった年休は、次年度に限り繰り越すことができる。

4 本人の申し出によって、欠勤を年休に振り替えることができる。この場合は30日以内に届け出なければならない。

5 年休付与の出勤率の計算において、育児休業および介護休業の期間は、勤務したものとみなす。

6 年休の取得単位は1日単位、半日単位または1時間単位とする。

7 半日単位の年休は、2回で1日の年休とみなす。

8 始業時刻9時、終業時刻17時の者の半日年休の適用時間は9時から12時30分まで、または13時30分から17時までとする。ただし、業務の都合等により始業および終業の時刻を5分単位で繰り上げまたは繰り下げた場合は、同様に適用時間を5分単位で繰り上げまたは繰り下げる。

9 時間を単位とする年休は、所定労働時間をもって1日の年休とみなす。

- 10 1年のうち時間を単位とする年休日数の上限は、前年度からの繰り越しを含めて5日とする。
- 11 時間を単位とする年休の取得は、始業時刻から連続し、または終業の時刻まで連続するものとする。

(指定休暇)

第34条 業務に差し支えない範囲で、職員に指定休暇を与えることがある。

- 2 職員の指定休暇に関する事項は、「指定休暇制度に関する内規」による。

(妊産婦通院)

第35条 妊娠中の女性教職員が検診のため、あらかじめ申し出があった場合は、次に掲げる就業を免除する。ただし、医師等の指示がある場合は、その指示による。

- (1) 妊娠23週までは、4週間に1回
- (2) 妊娠24週から35週までは、2週間に1回
- (3) 妊娠36週以後出産までは、1週間に1回

- 2 妊娠中および出産後の勤務は、医師等の指示を考慮する。

(産前産後休業)

第36条 8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産予定の女性教職員からの休業の請求があった場合は、産前産後を通じて16週間(多胎妊娠の場合は24週間)の産前産後休業を認める。

- 2 産前産後の休業配分は本人の自由とするが、産後においては8週間以上の配分としなければならない。

(生理休暇)

第37条 生理日の就業が著しく困難な場合は、申し出た日数の生理休暇を与える。ただし、無給とする。

(育児休業)

第38条 子の養育に関する事項は、「育児休業規程」による。

(介護休業)

第39条 家族の介護に関する事項は、「介護休業規程」による。

(特別有給休暇)

第40条 次の各号の一に該当するときは、特別休暇を与える。

- (1) 満35歳以上の教職員が学校法人大阪経済大学教職員健康管理規程第2条第3項または第3条における健康診断を受ける場合は、1年度について1日。
- (2) 天災、事変その他教職員の責に帰することのできない理由によって災害を受け、または交通が遮断されて出勤することができない場合は、法人が必要と認めた期間。

(子の看護等休暇)

第41条 小学校3年生修了までの子を養育する教職員が、以下の各号に定める事由により年休とは別に、当該子が1人の場合は1年度につき5日以内、2人以上の場合は1年度につき10日以内を限度として子の看護等休暇を取得することができる。

- (1) 病気・けが
- (2) 予防接種・健康診断
- (3) 感染症に伴う学級閉鎖等
- (4) 入園(入学)式、卒園式

- 2 子の看護等休暇は、1日単位または1時間単位で取得することができる。また、時間単位での取得をする場合は、所定労働時間をもって1日の休暇とみなす。

- 3 子の看護等休暇を時間単位で取得する場合は、始業時刻から連続し、または終業時刻まで連続するものとする。

(介護休暇)

第42条 家族を介護する教職員が、要介護状態の家族を介護するために、年休とは別に、対象家族が1人の場合は1年度につき5日以内、2人以上の場合は1年度につき10日以内を限度として介護休暇を取得することがで

きる。

- 2 介護休暇は、1日単位または1時間単位で取得することができる。また、時間単位での取得をする場合は、所定労働時間をもって1日の休暇とみなす。
- 3 介護休暇を時間単位で取得する場合は、始業時刻から連続し、または終業時刻まで連続するものとする。

第5章 服務

(遵守義務)

第43条 教職員は、法人の定める諸規程および法令等を遵守し、職場の秩序を保持して本学の発展に寄与しなければならない。

- 2 教職員は、勤務時間中担当の業務に専念し、能率の発揮に努めなければならない。
- 3 教員は、その職務を遂行するため絶えず研究に努めるとともに、教育の向上に努めなければならない。
- 4 教員は、各学期について授業持時間を含めて1週について概ね3日出勤しなければならない。
- 5 教職員は、職場においてハラスメントがないよう努めなければならない。
- 6 教員は、出勤日について出勤時刻及び退勤時刻を記録しなければならない。
- 7 職員は、出勤時刻及び退勤時刻を打刻しなければならない。

第6章 研修

(研修の実施)

第44条 職員の研修に関する事項は、「学校法人大阪経済大学職員研修規程」による。

- 2 職員は命ぜられた研修を受けなければならない。
- 3 研修を受けた職員は、研修に関する報告書を理事長に提出しなければならない。
- 4 職員が所属長の許可を得た研修に要する時間は、所定の時間を勤務したものとみなす。

第7章 給与

(給与)

第45条 給与に関する事項は、「給与規程」および「学校法人大阪経済大学教職員退職給与規程」による。

第8章 安全および衛生

(災害および事故の防止)

第46条 教職員は、職場の安全を保持し、常に災害および事故の防止に努めなければならない。

- 2 教職員は、火災その他災害の発生または危険発生の原因となり得る異常な兆候を認めたときは、直ちに臨機の措置をとるとともに関係者に報告しなければならない。
- 3 教職員は、災害あるいは事故が発生したときは、協力して被害を最小限に抑えるよう努めなければならない。

(保健および衛生)

第47条 教職員は、保健および衛生に留意し、健康の保持に努めなければならない。

第48条 法人は、次の各号の一に該当する教職員に、就業の禁止、業務の転換その他必要な措置をとる。

- (1) 心身に故障ある者および開放性結核患者
- (2) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症で他の者に感染するおそれのある者およびその疑似患者
- (3) 就業することにより病勢昂進のおそれがある者
- (4) 医師が就業することを不適當と認めた者

第9章 災害補償

(災害補償)

第49条 法人は、教職員が業務上または通勤途上において負傷し、疾病もしくは死亡した場合は、労働者災害補償保険法の定めにより補償する。

2 業務上または通勤途上における負傷、疾病により欠勤し、または休職を命じた場合で労働者災害補償保険法による補償を受ける期間は、給与を支給しない。

第10章 表彰および懲戒

(表彰)

第50条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、表彰する。

- (1) 法人の発展に特に功労があった場合
- (2) 学術上顕著な業績または教育上特に功労があった場合
- (3) 永年誠実に勤務した場合
- (4) その他表彰に値する行為があった場合

2 表彰は、賞状のほか賞品または賞金の授与をもって行う。

(懲戒)

第51条 教職員に次の各号に掲げる行為があった場合は、事の軽重に応じ、情状を勘案して、次条に定める懲戒処分を行う。

- (1) 学校法人大阪経済大学就業規則その他の諸規程又は業務上の指示及び命令に違反したとき
- (2) 重要な経歴を偽りその他不正な方法で採用されたとき
- (3) 勤務時間中に許可なく業務外の行為を行い、又は職務を放棄する行為があったとき
- (4) 勤務時間中に許可なく業務外の目的で集会又は会合をしたとき
- (5) 職務上の地位権限を超えた専断的行為があったとき
- (6) 業務上の重要な秘密を漏洩し、又はみだりに本学の文書、書類を他に閲覧させる行為があったとき
- (7) 本学に届出を行わずに他の職業につき又は事業を営んだとき
- (8) 職務に関し、不当に金品その他の利益を受け又は贈与する行為があったとき
- (9) 許可なしに本学の物品を持ち出し、又は売却もしくは私用に供したとき
- (10) 他の教職員の業務を妨害し、又はこれに対し侮辱、脅迫もしくは暴行を加えたとき
- (11) 無届け欠勤が引き続き20日に及んだとき
- (12) 出勤常ならず又は遅刻を重ね、しばしば注意を受けても改めないとき
- (13) 故意又は重過失によって本学に重大な損害を与えたとき
- (14) 刑事上の犯罪を犯すなど、その他著しく本学の名誉及び信用を傷つけ、又は大学教・職員としての体面を汚す言動があったとき
- (15) しばしば懲戒処分を受け、改悛の見込みがないとき

第52条 懲戒の種類は、次の6種とし、これを併科しない。

- (1) けん責 始末書を提出させ将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させ、かつ1回の額が平均給与日額の2分の1を減ずる。ただし、総額において給与月額額の10分の1を限度とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させ、かつ30日間を限度として出勤を停止し、その間の給与は支給しない。
- (4) 降職 始末書を提出させ、かつ職制上の地位を免じ、又は下位等級へ降格する。
- (5) 諭旨免職 諭旨により退職願を提出させる。これに応じないときは懲戒免職とする。
- (6) 懲戒免職 予告期間を設けず即時解雇し、退職給与の支給はしない。

第53条 教職員に懲戒処分に該当する行為があった場合は、当該所属長も懲戒することがある。

(副業・兼業)

第54条 副業・兼業に関する事項は、別に定める「学校法人大阪経済大学副業・兼業届出要領」による。

(在宅勤務)

第55条 在宅勤務については、「学校法人大阪経済大学在宅勤務規程」による。

(改廃)

第56条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この就業規則は、昭和61年10月11日制定し、昭和61年12月11日から施行する。
- 2 この就業規則の解釈上又は適用上、疑義を生じた場合は、理事会が決定する。
- 3 この就業規則に改訂の必要が生じた場合は、本学の労働者の過半数を代表する者の意見を聴いて理事会が決定する。
- 4 この就業規則は、平成3年4月1日に改正し、同日から施行する。
- 5 この就業規則は、平成4年3月16日に改正し、平成4年4月1日から施行する。
- 6 この就業規則は、平成4年10月27日に改正し、平成4年4月1日から適用する。
- 7 この就業規則は、平成6年2月18日に改正し、平成6年4月1日から施行する。
- 8 この就業規則は、平成6年9月22日に改正し、平成6年4月1日から適用する。
- 9 この就業規則は、平成8年4月22日に改正し、平成8年4月1日から適用する。
- 10 この就業規則は、平成9年3月18日に改正し、平成9年4月1日から施行する。
- 11 この就業規則は、平成10年12月8日に改正し、平成10年4月1日から適用する。
- 12 この就業規則は、平成11年3月17日に改正し、平成11年4月1日から施行する。
- 13 この就業規則は、平成12年3月14日に改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 14 この就業規則は、平成14年3月19日に改正し、平成14年4月1日から施行する。
- 15 この就業規則は、平成15年5月20日に改正し、平成15年4月1日から適用する。
- 16 この就業規則は、平成17年3月15日に改正し、平成17年4月1日から施行する。
- 17 この就業規則は、2010年3月16日に改正し、同年4月1日から施行する。

なお、この改正規則の施行に伴い、「育児休業規程に定める労働時間短縮についての取り扱い要項」「看護・介護休業規程に定める労働時間短縮についての取り扱い要項」「休職及び復職に関する手続（内規）」「休日勤務の取扱等について（内規）」「当直勤務規程」「当直勤務心得」および「半日有給休暇制度の実施について（内規）」は廃止する。

- 18 この就業規則は、2010年7月27日に改正し、同年6月30日から適用する。
- 19 この就業規則は、2013年12月10日に改正し、同日から施行する。
- 20 この就業規則は、2018年1月23日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 21 この就業規則は、2019年3月19日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 22 この就業規則は、2024年1月30日に改正し、2021年10月1日から適用する。
- 23 この就業規則は、2024年3月12日に改正し、同日から施行する。
- 24 この就業規則は、2025年3月18日に改正し、同年4月1日から施行する。
- 25 この就業規則は、2025年11月25日に改正し、同日から施行する。

特任教員任用規程

平成21年11月27日制定

平成30年4月24日改正

(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学（以下「本学」という。）の特任教員の任用に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本学の教育、研究水準の向上のために特に必要があると認められるときは、次に掲げる者のうち一定の基準をみたした者（以下、「対象者」という。）を特任教員として任用することができる。

(1) 本学に6年以上勤務し、定年退職した専任教員（「特任教員A」という。）。ただし、定年退職となる年度の4月1日時点において教授である者に限る。

(2) 大学または研究機関等を定年退職または中途退職した者（「特任教員B」という。）」

(任期)

第3条 任期は次の各号の定めによる。

(1) 「特任教員A」の任期は3年とする。

(2) 「特任教員B」の任期は、60歳以上本学専任教員の定年までの期間とする。

(任用基準)

第4条 特任教員となる者は、以下の基準をみたしていなければならない。なお、本条および第9条における「過去5年間」には、定年退職となる年度を含まない。

(1) 「特任教員A」

① 過去5年間において専門分野における研究論文を2点以上、あるいは著書1点以上を公表し、研究が継続して行われていること。

② 過去5年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと。

③ 任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと。

④ 本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること。

(2) 「特任教員B」

本学の教員としてふさわしい研究業績および教育能力をもつこと。

(任用)

第5条 任用は、以下の組織において行う。

(1) 「特任教員A」の任用は、次条に定める特任教員推薦委員会（以下、「委員会という。」）の推薦により、各学部教授会において合意を行い、理事会にて決定する。

(2) 「特任教員B」の任用は、各学部教授会において合意を行い、理事会にて決定する。

(特任教員推薦委員会)

第6条 委員会は、学長、各学部長および各研究科長によって構成する。学長は委員長となる。

(職務)

第7条 職務は、専任教員に準じる。

(労働条件等)

第8条 労働条件に関する事項は、「特任教員就業規則」による。

2 給与に関する事項は、「特任教員給与規程」による。

(任用手続き)

第9条 「特任教員A」の任用は、以下の手続きによる。

① 学長は、毎年度4月の理事会において、特任教員任用手続を開始することの宣言を行い、委員会を組織し、学部長に対して対象者の所属する教授会（以下、「当該教授会」という。）で手続を行うよう指示

する。

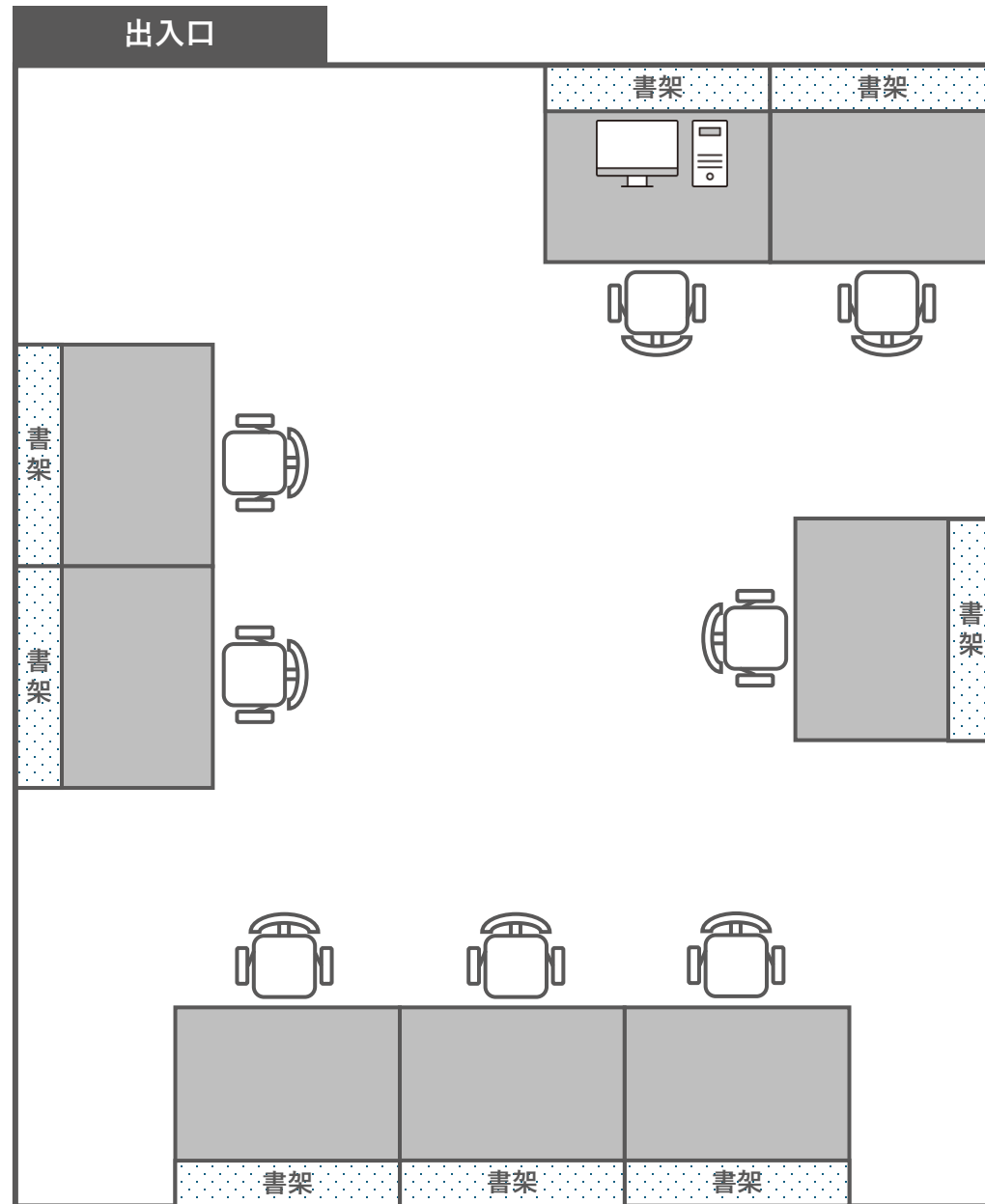
- ② 当該教授会において、学部長は任用手続を開始する旨を報告する。
 - ③ 学部長は、対象者に「過去5年間の研究業績」および「本学における役職歴」の提出を求める。
 - ④ 学部長は、対象者に「今後の授業担当計画」の提出を求める。
 - ⑤ 学部長は、担当部署に過去5年間の授業実績および成績評価の提出を求める。
 - ⑥ 学部長は、前2号に定める書類（以下、「申請書類」という。）を揃えて委員長へ提出する。
 - ⑦ 前号において申請書類に不備がある場合、委員長は、学部長を通じ期限を定めて補正を命じることができる。
 - ⑧ 委員会は、第3号および第4号に定める書類の他に審査に必要な書類の提出を担当部署へ求めることができる。
 - ⑨ 委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
 - ⑩ 当該教授会は、候補者の特任教員としての採用について審査し、合意する。
 - ⑪ 学部長は、前号の合意内容を学長に報告する。なお、否決意見で合意された場合は、速やかに候補者へ通達する。
 - ⑫ 学長は、教授会での合意された候補者についてその可否にかかわらず速やかに理事会に提案する。
 - ⑬ 教授会において否決意見で合意された候補者は、理事会での審議に先立ち、学長へ意見書を提出することができる。
 - ⑭ 前号において意見書の提出があった場合、学長は当該意見書を付して、理事会へ提案しなければならない。
- 2 「特任教員B」の任用は、専任教員の任用手続きに準じて行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、教授会および学長の意見を聴いて理事会が行う。

附則

- 1 この規程は2009年11月27日に制定し、2010年4月1日から施行する。
なお、この規程の施行に伴い、「特任教員の任用に関する規程」を廃止する。
- 2 この規程は、2018年4月24日に改正し、同日から施行する。



(目的)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院学則第6条に基づき、各研究科に置く研究科委員会の運営および大学院に関する校務について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究科委員会は、研究科に所属する専任の教員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、および学長または研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 研究科の機構、組織ならびに制度に関する事項
- (2) 大学院学則ならびに研究科に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 研究科長の候補者の選任に関する事項
- (4) 研究科長補佐その他研究科教員の人事に関する事項
- (5) 授業および研究指導に関する事項
- (6) 試験および学位論文の審査（学位の授与）に関する事項
- (7) 授業科目の変更に関する事項
- (8) 学生の身分に関する事項
- (9) 奨学金その他学生生活に関する事項
- (10) 学生の賞罰に関する事項
- (11) その他教育研究に関する事項で学長または研究科長等から諮問された事項

3 学長が自らの校務に関して研究科委員会の意見を本条1項（3）号 によって聴く場合、本条2項各号の事項と重なることがある。

(招集)

第4条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 やむを得ない事情のため、研究科長が欠席する場合は、研究科長補佐がこれを代行する。

第5条 研究科長は、委員の3分の1以上の者から、研究科委員会に付すべき議題を示して研究科委員会の招集を請求された場合は、すみやかに研究科委員会を招集しなければならない。

第6条 研究科委員会事項は、原則として会日の3日前までにこれを公示しなければならない。

(教員・職員等の出席)

第7条 研究科長は、必要があると認めたときは、委員以外の教員あるいは職員等を研究科委員会に出席させ報告または意見を求めることができる。ただし、表決には加えない。

(定足数)

第8条 研究科委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、学位授与に関しては、学位規程に従う。

2 留学および事故のため、引き続き3ヶ月以上研究科委員会に出席できない者があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間その者を委員の員数から除外することができる。

(合意)

第9条 研究科委員会の審議事項について議決を必要とする場合には、出席委員の過半数の同意によることを原則とする。

(大学院校務協議会)

第10条 大学院各研究科に関わる校務を協議するため、大学院校務協議会(以下「協議会」という)を置く。

- 2 協議会は学長、研究科長および研究科長補佐をもって構成する。
- 3 協議会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長は代行者を指名できる。
- 4 協議会の運営に必要な事項は別に定める。

(議事録)

第11条 研究科委員会の議事は、研究科長の責任のもとこれを記録し、保存するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項で、研究科委員会の運営上必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて研究科長が決める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2015年3月17日に制定し、同年4月1日から施行する。この規程の施行により、「大阪経済大学経済学研究科委員会規程」、「大阪経済大学経営学研究科委員会規程」、「大阪経済大学経営情報研究科委員会規程」および「大阪経済大学人間科学研究科委員会規程」は廃止する。

大学院校務協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪経済大学大学院研究科委員会規程第10条第4項に基づき、大学院校務協議会の運営について必要な事項を定める。

(協議、連絡調整事項)

第2条 大学院校務協議会は、研究科に関わる校務および教育研究に関する次の事項の協議、連絡調整を行う。

(1) 各研究科に共通する議題および審議内容に関する事項。

(2) 教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

(3) 学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長または研究科長等が求める事項。

(4) 研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして理事会が求める事項。

(5) 研究科委員会の意見を聴いて、学長または、理事会が決定した事項のうち、研究科委員会に報告する事項。

(6) その他教育研究に関する事項。

(構成員)

第3条 大学院校務協議会の構成員は、大阪経済大学大学院研究科委員会規程第10条第2項に定める者をもって構成する。

2 学長は、必要があると認めたときは、大学院校務協議会構成員以外の者を大学院校務協議会に出席させ、報告または意見を求めることができる。

3 構成員の任期はその役職在任期間とする。

(招集)

第4条 大学院校務協議会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長は代行者を指名できる。

(議事録)

第5条 大学院校務協議会の議事は、議長の責任においてこれを記録し、保存するものとする。

(事務)

第6条 大学院校務協議会の事務は、教学・研究推進部教学推進課において行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学院校務協議会が発議し、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 本規程は、2016年4月22日に制定し、同日から施行する。

2 本規程は、2019年10月25日に改正し、同日から施行する。

3 本規程は、2025年5月20日に改正し、同日から施行する。

(目的)

第1条 本学の教育理念に基づく教員に求められる諸活動について、その資質向上を図るファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）の推進を目的に全学FD委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、本委員会は以下の事業を行う。

- (1) 教育活動を改善するための、全学および学部、研究科における施策の検討と実施
- (2) 研究活動の活性化および社会貢献等の資質向上を図るための、全学および学部、研究科における施策の検討と実施
- (3) FDに関わる資料、情報の収集と学内広報
- (4) その他FDに関係する事項

(構成)

第3条 本委員会は次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 教育・学習支援センター センター長
- (2) 教育・学習支援センター 副センター長
- (3) 各学部から選出された教員1名（ただし、研究科がある場合は研究科にも所属する教員に限る）
- (4) 学長が指名する教員1名
- (5) 教務・国際部長
- (6) 教学・研究推進部長

2 本委員会の委員長は、教育・学習支援センター センター長がこれにあたる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中に交代した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は委員長が招集し、議事を進行する。

2 委員会は構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 本委員会に係る事務は学習支援課が主管する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は全学FD委員会および教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、2008年7月25日から施行する。
- 2 この規程は、2011年3月4日に改正し、同日より施行する。
- 3 この規程は、2016年1月15日に改正し、2015年4月1日に遡って適用する。
- 4 この規程は、2018年8月7日に改正し、同年5月1日に遡って施行する。
- 5 この規程は、2019年6月14日に改正し、同日から施行する。
- 6 この規程は、2024年2月15日に改正し、2024年4月1日から施行する。

- 7 この規程は、2024 年6月21日に改正し、同日より施行する。
- 8 この規程は、2025年5月20日に改正し、同日から施行する。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1)新設組織の概要	2
①新設組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地)	
②新設組織の特色	
(2)人材需要の社会的な動向等	2
①新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	
②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	
③新設組織の主な学生募集地域	
(3)学生確保の見通し	6
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	
ア 既設組織における取組とその目標	
イ 新設組織における取組とその目標	
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数	
②競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)	
ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性	
イ 競合校の入学志願動向等	
ウ 新設組織において定員を充足できる根拠等(競合校定員未充足の場合のみ)	
エ 学生納付金等の金額設定の理由	
③先行事例分析	
④学生確保に関するアンケート調査	
⑤人材需要に関するアンケート調査等	
(4)新設組織の定員設定の理由	15

(1) 新設組織の概要

①新設組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地)

新設組織	入学 定員	収容 定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
大阪経済大学大学院経営学研究科 経営学専攻博士後期課程	2	6	大阪府大阪市東淀川区大隅2丁目2-8

経営学専攻を課程変更し、博士後期課程の設置と併せて、修士課程を博士前期課程とする。

②新設組織の特色

本研究科修士課程では、経営環境のグローバル化や情報化が進展し、さらに組織のコンプライアンスやコーポレートガバナンスなどの社会的責任が増大する状況下で、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材の育成を目標としてきた。Society 5.0(「超スマート社会」)を基盤とするビジネス社会環境の劇的な変化においては、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望に応えるとともに、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められる。このような変化に対応し新しいビジネスの仕組みを構想・構築できる人材を育成するために経営学専攻博士後期課程を設置し、併せて、修士課程を博士前期課程に変更する。

新たに設置する本研究科経営学専攻博士後期課程では、経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる研究者、高度専門職業人を養成する。そこにおいては、課題・問題の所在を明らかにし、その解決策を策定するためにイノベーション理論、マーケティング・リサーチ、ファイナンス、組織行動等の高度な理論と実践的な方法論を修得させ、フィールドワークやアンケート調査等の手法をもって、実際の行政、企業組織等を対象とした事例分析を行い、その分析に基づいた課題設定と課題解決ができる自立した研究能力と問題解決能力を修得させることを目的とする。修了後の進路としては、大学等の高等教育機関や、その他の研究機関等での研究者・教育者ほか、企業、官公庁等の経営(総合)計画、企画部門での業務改善、組織改革担当、人事部門での人材育成担当等を想定している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

①新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

■経営学を取り巻く市場経済・ビジネス環境の変化に求められている人材

ビジネス社会では、Society 5.0(「超スマート社会」)に向けた技術革新やグローバル化の進展に対応するために、多様な人材の活躍の促進により、新しいアイデアの創出やイノベーションにつなげていくことが期待され、また、一方で、時間や場所などの柔軟性、ワーク・ライフ・バランスの重視といった働き方のニーズや価値観の多様化が進んでいる。

政府の「科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」【資料 01】では、Society 5.0 を普遍的でグローバルな未来社会像と掲げ、そこにおいては「自然科学のみならず人

文・社会科学も含めた多様な『知』の創造と、『総合知』による現存の社会全体の再設計、さらには、これらを担う人材育成が避けては通れない。」と指摘されている。また、一般社団法人日本経済団体連合会による「Society 5.0 の実現に向けた『戦略』と『創発』への転換」(2019 年)【資料 02】では、「Society 5.0 は『創造社会』であり、『デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会』である」としたうえで、「多様な個々人や異分野・異業種の融合を促進して、新たなアイデアを創出することが重要である」と指摘している。

こうした、Society 5.0 を基盤とするビジネス社会においては、たとえば、経済産業省の『Society5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会』報告書:スキルベースの人材育成を目指して 令和 7 年 5 月【資料 03】では、「DX 推進人材として、創造性の高い役割としてリーダーシップや批判的思考などのパーソナルスキルやビジネス・デザインスキル、『問いを立てる力』や『仮説を立てる・検証する力』、さらには成果物を『評価する・選択する力』」などがスキルとして求められると指摘される。

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の「博士人材のキャリア(趣旨・概要)2023 年 1 月 19 日」【資料 04】においては、「日本の博士取得者のキャリアの多様化は、産業構造(スタートアップの育成、新市場開拓への取組など)や、雇用慣行(ジョブ型雇用への転換など)、経営戦略(人的資本の経営など)の変革とも密接に関連する。日本経済団体連合会「中央教育審議会大学分科会大学院部会(第 124 回)博士人材に関する産学協議会合報告書博士人材が活躍する社会の実現に向けてー目指すべき姿と具体的な取り組みー(2026 年 3 月 23 日)」は、「今後は、博士人材を高度なイノベーション創出や未知の探究であるインベンションを担う人材として位置づけ、大学院教育改革を一層推進するとともに、博士課程を通じて培われる高度な専門性と幅広いトランスファラブルスキル(汎用的能力)を適切に評価し、多様な場で活かすための仕組みを整備することが重要である」【資料 05】とし、また、内閣府が PEAKS (Forum on Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society)のもとに令和 7 年 1 月に新たに設立した「博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム」【資料 06】では、「我が国が継続的にイノベーションを創出していくためには、社会課題の解決や新たな価値創造を先導する能力を持った多様な人材を育成し、産業界とアカデミアを行き来しながら活躍することが不可欠である。博士人材は、①特定の分野について高度な専門的知見を有するとともに、②汎用的能力を身につけ、自ら課題を発見し、その解決策までを描くことができると認められた人材であり、社会が複雑化し、産業構造の転換や分野横断的なグローバル課題の解決が求められる中、博士人材を活用してイノベーションの創出につなげていくことは世界的な潮流となっている。」と述べられている。

このような背景から、Society 5.0 の実現やイノベーションの創出の理論と実践に関連性を有する経営学分野を専門とする研究者、高度専門職業人が必要である。そのような人材育成の必要性は【資料 01】から【資料 06】に加え、中央教育審議会による「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)平成 30 年 11 月 26 日」【資料 07】でも指摘されており、文部科学省と経済産業省が作成した「博士人材の民間企業における活躍促進にむけたガイドブック」【資料 08】では、科学技術が進歩の速度がますます高速化し、複雑化していく中、博士人材の活躍が不可欠であると指摘

されている。内閣府の「地域における産業界人材育成ニーズの分析 2020 年9月 25 日」【資料 09】では、「事務系職種における専門知識分野のニーズは、会計・簿記、マーケティング、経営組織・戦略等の経営学や法律、経済の分野において特に高い傾向が見られる。なお、この傾向は、業種の違いや地域の違いに左右されずに維持されることが確認された」との報告がなされており、文部科学省中央教育審議会大学分科会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)概要令和 5 年 12 月 22 日」【資料 10】に指摘されている通り、価値発見・価値創造的な視座を提供する社会科学系の人材育成については、その期待が非常に高まってくると予測される。そのため、価値観が多様化し、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められる Society 5.0 を基盤とするビジネス社会においては、市場経済・ビジネス環境の多様化に応じた経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識、解決し、新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材の育成が求められる。

■大阪府の人材需要

大阪府商工労働部の「大阪府内の企業の人材育成・リスクリング ―製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心に― 令和 7 年 3 月」【資料 11】では、大阪府の生産年齢人口(15 歳～64 歳)が 2020 年からみて 2035 年に 8 割台の水準に減少することが推計され、企業の人材不足が懸念される働き方の変化から、経営環境や経営課題等に対して、人的資本経営の取り組みの一つに位置付けられるリスクリングの必要性や取り組みの促進可能性が指摘されている。また、大阪府の「第 1 次大阪府職業能力開発計画(大阪産業人材育成計画)令和 4 年 3 月」【資料 12】では、近年、AI・IoTやビッグデータ等の進化による「第 4 次産業革命」の急速な進展、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、人生 100 年時代に伴う職業人生の長期化等、雇用環境を取り巻く社会・経済環境が大きく変化している中で、労働者に求められるスキルとして、課題発見力・解決力や情報収集力、企画提案力等の能力の必要性が指摘されている。

【資料 01】「科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)」

【資料 02】一般社団法人日本経済団体連合会「Society 5.0 の実現に向けた『戦略』と『創発』への転換」(2019 年)

【資料 03】経済産業省「『Society5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会』報告書:スキルベースの人材育成を目指して 令和 7 年 5 月」

【資料 04】内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「博士人材のキャリア(趣旨・概要)2023 年 1 月 19 日」

【資料 05】日本経済団体連合会「中央教育審議会大学分科会大学院部会(第 124 回)博士人材に関する産学協議会合報告書博士人材が活躍する社会の実現に向けて―目指すべき姿と具体的な取り組み―(2026 年 3 月 23 日)」

【資料 06】「博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム」

【資料 07】中央教育審議会「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)平成 30 年 11 月 26 日」

【資料 08】文部科学省=経済産業省「博士人材の民間企業における活躍促進にむけたガイドブック」

【資料 09】「地域における産業界人材育成ニーズの分析 2020 年9月 25 日」

【資料 10】文部科学省中央教育審議会大学分科会「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)概要令和 5 年 12 月 22 日」

【資料 11】大阪府商工労働部「大阪府内の企業の人材育成・リスクリングー製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心にー 令和 7 年 3 月」

【資料 12】大阪府「第11次大阪府職業能力開発計画(大阪産業人材育成計画)令和 4 年 3 月」

②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

本研究科修士課程の在籍者が 22～29 歳の学生や社会人ほか、学び直しの社会人(30 歳～50 歳)であることから【資料 13】、本研究科経営学専攻博士後期課程の入学者は、修士課程を修了した 25～29 歳の学生や社会人ほか、学び直しの社会人(30 歳～50 歳)が大半を占めると予想される。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」【資料 14】によれば、大阪府の将来の男女 5 階級別推計人口では、25～29 歳人口は 2025 年が 503,906 人、2030 年が 465,995 人、2035 年が 434,323 人、30～34 歳人口は 2025 年が 480,017 人、2030 年が 494,274 人、2035 年が 459,480 人、35～39 歳人口は 2025 年が 478,479 人、2030 年が 472,817 人、2035 年が 487,234 人、40～44 歳人口は 2025 年が 510,661 人、2030 年が 474,517 人、2035 年が 468,644 人、45～49 歳人口は 2025 年が 582,015 人、2030 年が 504,964 人、2035 年が 469,071 人、50～54 歳人口は 2025 年が 724,329 人、2030 年が 574,122 人、2035 年が 497,441 人に推移すると予測されている。大阪府は他の都道府県と比べれば減少の程度はゆるやかであるが、上記(2)①で述べたとおり、大阪府においては生産年齢人口の減少や企業の人材不足が懸念されている中、大阪府の産業の維持・発展および企業人材育成に不可欠である、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材に対する需要は維持されと考えられる。

以上のことから、本研究科経営学専攻博士後期課程は十分に定員が充足できることが見込まれる。

【資料 13】2025 年度大学院経営学研究科修士課程年齢別在籍者数

【資料 14】都道府県・市町村別の男女・年齢(5 歳)階級別将来推計人口-「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」(2023 年 12 月 23 日 国立社会保障・人口問題研究所)

③新設組織の主な学生募集地域

本研究科経営学専攻博士後期課程の主な学生募集地域は、大阪府、兵庫県、京都府(近畿地

域)である。既設の本研究科修士課程の在籍者の大半は、大阪府から通学しており、若干、近郊の兵庫県や京都府から通学している学生も見受けられる。したがって、主な学生募集地域は大阪府・兵庫県・京都府とした【資料 15】。

別紙 1【資料 16】より、大阪府内の私立大学全体の大学院の定員充足率は令和 5 年度 92.14%、令和 6 年度 95.04%であり、おおよそ 9 割程度である。この割合は、「学校基本調査(都道府県別大学院生数)」の大阪府における私立大学大学院生数を、「文部科学省全国大学一覧」の大阪府に所在する私立大学大学院の収容定員の合計で除したものである。令和 7 年度は「文部科学省全国大学一覧」が公開されていないため、データなしとした。本研究科経営学専攻博士後期課程の所属する社会科学系分野の私立大学大学院博士後期課程の定員充足率は、令和 5 年度 31.41%、令和 6 年度 30.73%、令和 7 年度 31.36%であり、3 割程度である。この割合は、日本「私立学校振興・共済事業団『私立大学・短期大学等入学志願動向』」の主な研究科別の志願者・入学者動向(大学院)から、博士課程および博士後期課程における社会科学系の入学定員充足率を引用している。

【資料 15】 2025 年度大学院経営学研究科修士課程在住別在籍者数(留学生を除く)

【資料 16】 新設組織が置かれる都道府県への入学状況(別紙 1)

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

■ 大学院案内・募集要項の配付

本学大学院では、社会人および大学生、留学生等に対して、研究科の認知度向上を図るべく、各種広報活動を展開し、学生確保に努めている。具体的な活動としては、研究科の特色、養成する人材、授業等について記載した冊子と、募集人員、試験日程、出願資格、アドミッション・ポリシー等を記載した募集要項を作成し、大学院入試説明会における配付および各種学校や進学支援業者等に送付している【資料 17】。さらに大学院案内および募集要項は、大学ホームページに掲載し、自由にダウンロードできるようにしている。

これらの取り組みの目標は、本学大学院の教育理念や教育目標を広く社会に広報することにより、入学定員を充足する学生数を確保することである。

■ 大学院入試説明会の実施

本学大学院では、秋季・春季・9 月入学入試それぞれの入試実施時期に合わせて、年 3 回の大学院入試説明会を開催している【資料 18】。なお、2025 年はオンラインと対面との併用での説明会を開催した。対象は、一般、社会人、留学生、校内生など多岐に亘り、大学院全体の紹介や入試制度の説明、各研究科の特色、授業、研究内容等について説明している。特に本研究科では、現役院生と修了生を迎えての座談会を行い、毎回参加者から好評を博している。直近 3 年の大学院

入試説明会参加者は、2023 年度合計で 162 名、うち既設の本研究科修士課程への参加者は 90 名で、この 90 名のうち受験者数は 44 名、入学者数は 25 名であった。2024 年度合計では 205 名、うち既設の本研究科修士課程が 104 名で、この 104 名のうち受験者数は 53 名、入学者数は 27 名であった。2025 年度合計では 215 名、うち既設の本研究科(修士課程)が 108 名で、この 108 名のうち受験者数は 43 名、入学者数は 25 名であった【資料 18】【資料 19】。

■資料請求の受付

本学大学院では、大学ホームページおよび進学情報サイトや情報誌などから、大学院案内・募集要項の資料請求を受け付け、学生確保に努めている【資料 19】。直近 3 年では、2023 年度は、既設の経営学研究科修士課程には 353 件の請求があり、うち 57 名が出願し、24 名が入学した。2024 年度は、393 件の請求があり、うち 63 名が出願、26 名が入学した。2025 年度は、323 件の請求があり、うち 64 名が出願、34 名が入学した。

■社会人向けの産学連携セミナーの実施

本研究科が主催する産学連携セミナーを年 5 回開催している【資料 20】。近隣企業の幹部や本学と関連のある事業者を対象に、身近な経営課題から大学院での学び、本研究科が標榜する「経営と法の融合」についてなど、幅広くテーマを定め、学生・キャリア支援部社会連携課のメーリングリストでの案内や本学ホームページでの周知により、社会人大学院への募集活動に繋げている。

■外部機関との連携による大学院入試説明会やブース出展

本研究科では、毎年、年 2 回(3 月、8 月)、河合塾 KALS 新大阪校と連携して大学院入試説明会を開催している。また、毎年、11 月に開催される大阪府中小企業診断協会主催の「診断士の日」のイベントにてブース出展している。

イ 新設組織における取組とその目標

■学生募集のための PR 活動の方針および戦略、実施計画・目標

本研究科では、毎年の継続的な入学定員の充足を目標として、本研究科経営学専攻博士後期課程の学生募集広報のために引き続き専攻の特色、養成する人材像、授業等について記載した募集要項を作成し、大学院入試説明会における配付および各種学校や進学支援業者等に送付する計画である。また、これまでと同様に秋季・春季・9 月入学入試それぞれの入試実施時期に合わせて、年 3 回の大学院入試説明会を実施し、引き続き大学院案内および募集要項も大学ホームページに掲載し、自由にダウンロードできるようにする。併せて、PV 動画【資料 21】を大学ホームページで発信していく。

【資料 19】に示される既設組織(本研究科修士課程)におけるこれらの取り組みの実績からみた場合には、受験については 3 割から 4 割程度、入学については 2 割から 3 割程度がこれらの取り組みに直結している。このことにかんがみ、大学院入試説明会の参加者数として 2 名、資料請求者

数として3名を目標とする。

目標を達成するための取り組みとして、内部外部の進学希望者に対して、入試説明会、産学連携セミナーの中で、本研究科経営学専攻博士後期課程についての情報提供や修了後のキャリアの紹介などを行う。また、研究室単位で折に触れて本研究科経営学専攻博士後期課程について説明し、大学院入試説明会や各種ガイダンスへの参加も促す。併せて、これまで同様、夏季・冬季の年2回の産学連携セミナーや実施や中小企業診断士フェスタ大阪でのブース展示を行っていく計画である。

なお、本研究科経営学専攻博士後期課程に係る各種広報活動に関しては、「2027年度設置予定」である旨明示していく予定である。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

アとイで述べた取り組みと計画により、イに挙げた各取り組みに対する目標人数、【資料19】に示す既設組織(本研究科修士課程)における2年間の各取り組みの参加者に占める入学者の割合を分析して、大学院入試説明会の実施により1名、資料請求の受付により1名、合計2名の入学が見込まれるため、本研究科経営学専攻博士後期課程の入学定員である2名は継続的に充足されることが見込まれる。

【資料17】大阪経済大学大学院案内および募集要項

【資料18】大学院入試説明会 参加者数(2023年度、2024年度、2025年度)

【資料19】既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績(別紙3)

【資料20】大学院産学連携セミナー実績

【資料21】大阪経済大学 大学院 経営学研究科ホームページ掲載PV動画

②競合校の状況分析(立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

経営学専攻博士後期課程の競合校として以下を示す。

所在地	区分	大学院名	研究科名	専攻・課程名	入学定員
大阪府	私立	追手門学院大学大学院	経営・経済研究科	経営・経済専攻博士後期課程	3名
大阪府	私立	関西大学大学院	商学研究科	商学専攻博士課程後期課程	5名
大阪府	私立	近畿大学大学院	商学研究科	商学専攻博士後期課程	5名

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

本研究科経営学専攻博士後期課程の基礎となる本研究科修士課程の在籍者の約8割以上が大阪府内出身であること【資料15】、また、社会人在学者においては大阪府内のほか、兵庫県、京都府などの近隣の居住地から大阪市内で勤務する社会人も一部見受けられることから、本研究科

経営学専攻博士後期課程の学生募集地域を、本学がある大隅キャンパスを中心とする大阪府内に設定している。

所在地の類似性の観点から、定員規模の類似性を勘案し大阪府内に所在する大学院をそれぞれ選定した。学問分野の類似性の観点から、商学あるいは経済学関係を中心に教育・研究を行っている大学院を選定した。

競合校と比較したときの優位性として以下の点があげられる。競合校では、流通・国際ビジネス・ファイナンス・会計・経営を別々に開講している。一方、本研究科経営学専攻博士後期課程では、授業科目において《流通・マーケティング》、《会計・ファイナンス》というように、関連する学問領域を複合させることで質の高い学問横断的な教育ができ、併せて、ベンチャービジネス、コーポレートガバナンス、組織再編・事業承継といった現代のビジネス社会の課題や潮流に対応した授業科目を個別に設置することで、幅広い知識と複眼的な思考を涵養し、Society 5.0 時代に対応可能な研究者、高度専門職業人を養成できる。また、商学あるいは経済学関係の大学院においては専門領域科目に編成していないリーダーシップ理論等の産業・組織心理学分野の科目を設置していることから、DX 推進人材として、創造性の高い役割を果たすリーダーシップを養成できる。さらには、本研究科経営学専攻博士前期課程の基礎となる本研究科修士課程においては、下表の通り、競合校の修士課程（博士前期課程）と比べて、入学定員（50 名）が 1.4 倍～4.5 倍と多く、過去 3 年間、定員充足率をほぼ充たしている。

競合校博士課程前期課程（修士課程）定員数

競合校	入学定員
追手門学院大学大学院経営・経済研究科経営・経済専攻 博士前期課程	15 名
関西大学大学院商学研究科商学専攻 博士課程前期課程	35 名
近畿大学大学院商学研究科商学専攻 博士前期課程	11 名
大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻 修士課程	50 名

本研究科経営学専攻博士後期課程の 3 年間の学生納付金等は、競合校 3 校全体の平均額程度であり、多額とはいえない【資料 22】。

【資料 22】 大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程と競合する近隣大学院研究科の学納金等一覧

イ 競合校の入学志願動向等

競合校となる大学院の専攻を 3 つ選定した。これら 3 つの専攻の過去 3 年間の入学志願状況データの定員充足率はおおよそ 44%～93%の間であり、平均は 70%程度である【資料 23】。選定した競合校の入学定員は 3 名、5 名であるが、競合校の中には入試年度によっては定員充足率が 100%を上回る年度もあり、また、継続的に入学志願者がいることから、商学あるいは経営・経済学

分野の博士後期課程の需要は高いと考えられる。新設する本研究科経営学専攻博士後期課程は入学定員を2名としており、入学定員を充足することは十分に見込まれる。

【資料 23】大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程と競合する近隣大学院研究科の3年間の入試動向

ウ 新設組織において定員を充足できる根拠等(競合校定員未充足の場合のみ)

本研究科経営学専攻博士後期課程は、大阪府においては、生産年齢人口(15歳～64歳)が2020年からみて2035年に8割台の水準に減少することが推計され、企業の人材不足が懸念され、また、Society 5.0時代においては人の役割が大きく変化し、新しいことに挑戦し、価値を創造できるような人材の育成が急務であることから設置するものである。経営に求められる既存の枠組みにとらわれない市場・ビジネス等の登場による付加価値の多様化やイノベーション創出力への社会的要求の増大に伴う、高度な専門知識と先進的な諸見識を併せ持ち、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材を育成するため、《流通・マーケティング》、《会計・ファイナンス》、さらにはリーダーシップ理論等の産業・組織心理学分野というように、関連する学問領域を複合させることで質の高い学問の横断的な教育を行い、併せて、ベンチャービジネス、コーポレートガバナンス、組織再編・事業承継といった現代のビジネス社会の課題や潮流に対応した授業科目を個別に設置することで、幅広い知識と複眼的な思考を涵養し、Society 5.0時代に対応可能な教育をするという本専攻の目的は、近隣の競合校にはない特色であり、十分に定員充足できると考えられる。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

既設の本学経済学研究科経済学専攻博士後期課程の学生納付金等とバランスを図るため、2025年度経済学研究科経済学専攻博士後期課程の学生納付金と同額に設定した。

2027年度経営学研究科経営学専攻博士後期課程1年次生の学生納付金は、入学金200,000円(本学大学院修了生が入学する場合は、入学金は免除)、授業料530,000円(年額)、施設設備資金140,000円(年額)、諸会費1,000円(年額)とする。初年度学生納付金合計金額は871,000円、3年間合計で2,213,000円となる【資料 22】。

その他、大学院生への経済面から研究奨励への配慮としては、合格者を対象とし年間授業料相当額の半額の給付、サテライト社会人に対する年間200,000円給付、そして私費外国人留学生に対する減免制度(年間授業料1/2減免)がある。なお、既設の修士課程の初年度学生納付金合計金額は870,000円(入学金200,000円を含む)で、2年間合計で1,540,000円となり、これは課程変更し博士前期課程となっても変更はない。

③先行事例分析

該当なし。

④学生確保に関するアンケート調査

本研究科経営学専攻博士後期課程の入学定員を 2 名とする。定員の設定にあたり、第三者機関を通じて入学意向の確認のためのアンケート調査を実施した。この結果、定員確保の見通しは十分にあると言える。以下にその概要と結果を示す。

(1) 調査目的

令和 9 年 4 月に予定している大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の開設に向けて、設置年度の進学対象層に対する大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)への入学意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象者

① 企業の従業員等の社会人

24 都府県に所在する企業等に勤務する従業員

② 大阪経済大学大学院の在学生

経営学研究科 経営学専攻 修士課程 1 年生・2 年生以上

(3) 調査方法

① 24 都府県に所在する企業等 500 社の採用担当者に採用意向アンケート調査を郵送にて実施した際に同企業等に勤務する従業員 1 名に対し、入学意向アンケート調査の回答を依頼した。アンケート用紙及び大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の概要を郵送し、アンケートを実施。回答用紙は一般財団法人日本開発構想研究へ回答者から直接郵送。

② 大阪経済大学大学院の在学生に対し、アンケート用紙及び大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の概要を配布し、教室等で直接アンケート用紙に記入する方法等により実施。回答用紙は大学が取りまとめ、一般財団法人日本開発構想研究所へ大学から郵送。

この結果、122 人から有効回答を得た。

集計結果より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)への入学意向を分析した。

(4) 調査実施期間

令和 7 年 11 月～令和 7 年 12 月

(5) 有効回収率等

調査対象者数:595 人

有効回答者数:122 人

有効回収率:約 20.5%(有効回答 122 人 ÷ 調査対象 595 人)

※大阪経済大学大学院にて設置を構想している経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)は仮称であるが、その旨の表示を本文中では省略した。

(6) 調査結果のまとめ

「(8)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)への入学意向について」より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)へ「入学する」と回答した者は 28 人いることがわかる。これによって、大阪経済大学大学院 経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)の入学定員 2 人に対して 14 倍の入学意向を確保しているといえる。また、「入学する」、「志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する」と回答した者が、合計で 34 人いることから、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)の入学定員 2 人に対して 17 倍の入学意向を示したといえる。

さらに、下表より、「(7)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)への受験意向について」と「(8)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)への入学意向について」の調査結果をクロス集計したところ、「第一志望として受験する」と回答した上で、「入学する」と回答した者が 24 人となり、これは大阪経済大学大学院経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)の入学定員 2 人に対して 12 倍の入学意向を確保しているといえる。

受験意向 × 入学意向

上段:度数 下段:%		受験意向			
		合計	第一志望として 受験する	第二志望として 受験する	第三志望以降として 受験する
入学意向	全体	35 100.0	26 74.3	8 22.9	1 2.9
	入学する	28 100.0	24 85.7	4 14.3	0 -
	志望順位が上位の他の志望校が 不合格の場合に入学する	6 100.0	1 16.7	4 66.7	1 16.7
	入学しない	1 100.0	1 100.0	0 -	0 -
	無回答	0 -	- -	- -	0 -

「(7)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)への受験意向について」にて「第一志望として受験する」と回答した 26 人を母数として、「(8)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)への入学意向について」と「(9)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)への入学時期について」の調査結果をクロス集計したところ、「開設時(2027 年 4 月)の入学を希望する」と回答した者が 14 人となり、これは大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)の入学定員 2 人に対して 7 倍の大学院開設時の入学意向を確保しているといえる。

受験意向(第一志望)×入学意向×入学時期

上段:度数 下段:%		入学意向			
		合計	入学する	志望順位が上位の 他の志望校が不合格 の場合に入学する	入学しない
入学時期	全体	26 100.0	24 92.3	1 3.8	1 3.8
	開設時(2027年4月)の入学を 希望する	14 100.0	14 100.0	0 -	0 -
	開設されてから2～5年後の入学を 希望する	3 100.0	3 100.0	0 -	0 -
	将来的に入学を希望する	9 100.0	7 77.8	1 11.1	1 11.1

また、「開設時(2027年4月)の入学を希望する」と回答した14人について、「(4)対象者(専攻等)について」の回答状況を踏まえて属性を確認したところ、

- ・社会人(大阪経済大学大学院 修了生、他大学の経営学系修士課程 在学中または修了生を含む)が2人
 - ・大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(修士課程)1年生が5人
 - ・大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(修士課程)2年生以上が7人
- との結果となり、学内外での入学意向が確認できた。

以上の調査結果と、調査対象以外からの入学も考えられることから、大阪経済大学大学院経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)の入学定員を満たす学生は十分に確保できるものと考えられる。なお、アンケート集計結果の詳細は【資料24】にまとめられている。

【資料24】大阪経済大学大学院 経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)(仮称)への入学意向に関するアンケート調査報告(令和7年12月 一般財団法人日本開発構想研究所)

⑤人材需要に関するアンケート調査等

(1) 調査目的

令和9年4月に予定している大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の開設に向けて、大阪経済大学大学院修了生の採用実績のある企業等、修了生の就職が見込まれる企業等の採用担当者にアンケートを実施し、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の修了生に対する企業等の採用意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象者

大阪経済大学大学院修了生の採用実績のある企業等、修了生の就職が見込まれる24都府県

(宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県)に所在する企業等 500 社の採用担当者にアンケートへの協力を依頼した。

(3) 調査方法

大阪経済大学大学院修了生の採用実績のある企業等、修了生の就職が見込まれる企業等 500 社の採用担当者にアンケート用紙及び大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の概要を示したリーフレットを郵送し、アンケート調査を実施した。回答は企業等から一般財団法人日本開発構想研究所へ直接郵送し、69 件の有効回答を得た。

集計結果より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の修了生に対する採用意向を分析した。

(4) 調査実施期間

令和 7 年 11 月～12 月

(5) 有効回収率等

調査対象数:500 件

有効回答数:69 件

有効回収率:約 13.8%(有効回答 69 件÷調査対象 500 件)

※大阪経済大学大学院において設置を構想している経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)は仮称であるが、本文中ではその旨の表示を省略した。

(6) 調査結果のまとめ

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)の修了生に対する将来的な採用意向人数の集計にあたっては、「(7)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)修了生の採用意向について」の肯定的な回答数と、「(8)大阪経済大学大学院経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)修了生の採用人数について」の将来的な採用人数の各選択肢(「1 人」、「2 人」、「3 人以上」、「人数は未確定」※)を乗じ、これを合計し、算出した。

※「3 人以上」は最低数である「3 人」として計算した。

「人数は未確定」とは、「(7)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)修了生の採用意向について」において、「採用したい」、「採用を検討したい」と回答し将来的な採用意向は示すが、アンケートの時点では将来的な採用人数について確定していないものである。したがって、本調査では「人数は未確定」の将来的な採用人数を最低数である「1 人」として計算した。

「(7)大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)修了生の採用意向について」において、「採用したい」22件、「採用を検討したい」32件の回答を得ている。また、下表より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)の修了生に対する採用意向人数は「採用したい」のみで合計した場合、28人分となる。入学定員は2人であるため、14倍の採用意向を確保できている。

「採用したい」、「採用を検討したい」を合計した場合、採用意向人数は60人分となり、これは入学定員2人に対して30倍の採用意向を確保できている。

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程) <採用意向×採用人数>

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」 のみ		合計
1人(A)	6	(a)	(A)×(a) 6
2人(B)	-	(b)	(B)×(b) -
3人(C)	3	(c)	(C)×(c) 9
人数は未確定(D)	13	(d)	(D)×(d) 13
無回答	1		

合計採用意向 28人

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」 「採用を検討した い」の合計		合計
1人(A)	11	(a)	(A)×(a) 11
2人(B)	1	(b)	(B)×(b) 2
3人(C)	3	(c)	(C)×(c) 9
人数は未確定(D)	38	(d)	(D)×(d) 38
無回答	1		

合計採用意向 60人

※採用人数が無回答であった場合は、計算から除外した

以上の調査結果と、今回の調査対象以外への進路も考えられることから、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)の修了生の進路は十分に確保できるものとする。なお、アンケート集計結果の詳細は【資料 25】にまとめられている。

【資料 25】大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の修了生に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査報告(令和7年12月 一般財団法人日本開発構想研究所)

(4)新設組織の定員設定の理由

本研究科経営学専攻博士後期課程の「研究指導科目」担当教員数が9名であることを踏まえ、学部教育と大学院博士前期課程での教育状況と、教育研究の質を担保できる規模を考慮したこと。また、競合校で年度によっては定員未充足の年度もあること等から、安定的に学生を確保するため、新設組織の本研究科経営学専攻博士後期課程においては、入学定員を2名と設定することとした。

【資料 26】の通り、修士課程については、概ね学生募集が堅調であることから、課程変更し博士前期課程となっても現在の定員を維持し、今後も学生確保に努めていく。

【資料 26】経営学研究科(修士課程)定員充足率(2023年～2025年)

学生の確保の見通し等を記載した書類 資料目次

- 資料 01 科学技術・イノベーション基本計画
- 資料 02 Society 5.0 の実現に向けた「戦略」と「創発」への転換
～政府研究開発投資に関する提言～
- 資料 03 Society 5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会報告書
－「スキルベースの人材育成」を目指して－
- 資料 04 博士人材のキャリア(趣旨・概要)
- 資料 05 中央教育審議会大学分科会大学院部会(第 124 回)博士人材に関する産学協議会合
報告書
- 資料 06 大学支援フォーラム PEAKS 博士人材の活躍に向けた産学官連携プラットフォーム
- 資料 07 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)
- 資料 08 博士人材の民間企業における活躍促進に向けたガイドブック
- 資料 09 地域における産業界人材育成ニーズの分析 －e-CSTI の活用を通じた分析－
- 資料 10 人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について(審議まとめ)
- 資料 11 大阪府内の企業の人材育成 ・リスクリリング
－製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心に－
- 資料 12 第11次大阪府職業能力開発計画(大阪産業人材育成計画)
- 資料 13 2025 年度大学院経営学研究科修士課程年齢別在籍者数
- 資料 14 都道府県・市町村別の男女・年齢(5 歳)階級別将来推計人口
- 資料 15 2025 年度大学院経営学研究科修士課程在住別在籍者数(留学生を除く)
- 資料 16 新設組織が置かれる都道府県への入学状況(別紙 1)
- 資料 17 大阪経済大学大学院案内および募集要項
- 資料 18 大阪経済大学大学院入試説明会 参加者数
- 資料 19 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績(別紙 3)

資料 20 大阪経済大学大学院産学連携セミナー実績

資料 21 大阪経済大学大学院経営学研究科ホームページ掲載 PV 動画

資料 22 大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程と競合する近隣大学院研究科の学納金等一覧

資料 23 大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程と競合する近隣大学院研究科の 3 年間の入試動向

資料 24 大阪経済大学大学院経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)への入学意向に関するアンケート調査報告

資料 25 大阪経済大学大学院 経営学研究科経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の修了生に対する企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

資料 26 経営学研究科(修士課程)定員充足率(2023 年～2025 年)

科学技術・イノベーション基本計画

令和3年3月26日
閣 議 決 定

はじめに

我々は大きな時代の岐路に立っている。科学技術・イノベーション政策は、今後しばらくはどの国においても、二つの大きな方向を常に見据えながら策定されていくことになるだろう。すなわち、科学技術には、20世紀後半から爆発的に拡大した人間活動に由来する地球規模の危機を克服するための知恵が求められている。その一方で、それぞれの国は、グローバルな協調と調和をうたう様々な国際提言やコンセプトを競い合いながら、自国の競争力強化のための国内改革と科学技術への未来投資の拡大を加速していく。

人口の指数関数的な増加、巨大化する都市環境、大量生産と大量消費に支えられたGDP¹の成長神話、国の制約を凌駕しようとするグローバリゼーションの進展など、「グレートアクセラレーション²」とも呼ばれるこれら20世紀の遺産が、大気中のCO₂やメタンガスの増加、更にプラスチック流出等による海洋汚染を生み出し、異常気象や気候変動、海洋生態系への影響といった地球の危機を作り出している。これこそ「人新世」の現出³という仮説が示す世界的な課題の認識でもある。また、今や世界は、米中対立の先鋭化など混迷の度を深め、我が国の安全保障をめぐる環境も一層厳しさを増している。第6期科学技術・イノベーション基本計画（以下「第6期基本計画」という。）で掲げる我が国の科学技術・イノベーション政策は、こうしたグローバル課題解決への政策的貢献を企図するものでなければならない。翻って、科学技術・イノベーション政策には、国民の一人ひとりにいかなる恩恵をもたらすのかという国内向けの視座も欠かすことはできない。我が国は、これまでも少子高齢化や過疎化の進展といった課題を抱えてきたが、更に近年、深刻化する自然災害、科学技術の国際競争力低下など新たな社会的課題に直面している。また、若者世代の自己肯定感の低さなど次代を担う人材に関する課題も浮き彫りになっている。それらを解決するためには、自然科学のみならず人文・社会科学も含めた多様な「知」の創造と、「総合知」による現存の社会全体の再設計、さらには、これらを担う人材育成が避けては通れない。

グローバル課題への貢献と国内の構造改革という両軸を、どのような政策で調和させることができるのか。第6期基本計画に求められているのは、そのための政策的創案である。

その時に我々が目指すべきは、第5期科学技術基本計画（以下「第5期基本計画」という。）で掲げた「サイバー空間⁴とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」であるSociety 5.0を現実のものとするのであろう。2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs⁵）の提案に強く共感しながら、そこに「信頼」や「分かち合い」を重ねる我が国独特の価値観を重ね、20世紀の負の遺産を超えた我が国の未来社会像としてSociety 5.0を再提示する。社会や自然との共生のための循環型社会の実現、信頼に基づく市民感覚、三方よしの社会通念、分かち合いの共感性、こうした「ソフトパワー」の価値を、信頼性の高い科学研究や技術力、更には極めて質の高い社会データの存在と結びつけ、我が国の未来社会像としてSociety 5.0を世界に問いかける。加えて、このコンセプトの提言によって、我が国が、この価値観を共有できる国・地域・国際機関等との連携を強め、国際社会にお

¹ 国内総生産（Gross Domestic Product）

² Steffen, W., Broadgate, W., Deutsch, L., Gaffney, O. & Ludwig, C. The trajectory of the Anthropocene: The Great Acceleration. The Anthropocene Review 2: 81-98, doi:10.1177/2053019614564785 (2015)

³ 2000年、ノーベル化学賞受賞者である大気化学者のバウル・クルツツェンが、人類が地球環境に及ぼした影響により、地質年代が1万1700年前から現在に至る「完新世」から新たな地質年代である「人新世」に入ったと提唱。2021年2月現在においては、国際的な学術団体による正式な承認には至っていない。

⁴ 多様なサービスのサプライチェーンやコミュニティなどが形成される新たな社会領域

⁵ SDGs : Sustainable Development Goals

**Society 5.0の実現に向けた
「戦略」と「創発」への転換
～政府研究開発投資に関する提言～**

2019 年 4 月 16 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

I. はじめに

研究開発をめぐるのは、諸外国が躍進する一方、日本は停滞し、相対的な地位が低下しつつある。とりわけ、AI (Artificial Intelligence : 人工知能)、IoT (Internet of things)、ロボット等のデジタル技術や、バイオテクノロジーをはじめとする最先端技術に関する研究については、米国だけでなく、中国の存在感が急速に増している。

研究開発をおろそかにすれば、わが国の経済・社会の持続可能性が危ぶまれる。研究開発によって生み出される技術は、わが国の産業競争力の基盤であり、これなくしてグローバル競争を戦うことはできない。また、人口減少・少子高齢化やエネルギー問題など、わが国が抱える諸課題を解決するためにも、研究開発によって新たな技術を生み出し、それらを社会実装していくことが不可欠である。国を挙げて研究開発を強化することで、イノベーションを生み出し、産業競争力を高め、社会課題を解決し、さらに新たに生み出された果実を研究開発に再投資していく、という好循環を回していく必要がある。

経団連は、これまでも政府研究開発投資のあり方について提言を行ってきた。さらに、2018年11月公表の提言「Society 5.0 -ともに創造する未来-」¹の中で、Society 5.0 のコンセプトを改めて打ち出すとともに、日本がとるべきアクションプランのひとつとして、研究開発についても今後の方向性を示した。同提言では以下のように説明している。

Society 5.0 は「創造社会」であり、「デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」である。そして、Society 5.0 が目指すのは、さまざまな制約から解放され、誰もが、いつでもどこでも、安心して、自然と共生しながら、価値を生み出す、持続可能な発展を遂げる社会である。そのため、Society 5.0 は、国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にも貢献できる概念である。

¹ 経団連「Society 5.0 -ともに創造する未来-」(2018年11月) <http://www.keidanren.or.jp/policy/2018/095.html>

V. 創発的研究

1. 創発的研究を促進するうえで重要な要素

創発的研究は、破壊的イノベーションをもたらすシーズの創出を目指す研究であるが、このようなシーズを生み出すことを当初から狙い、計画的に研究を行うことはきわめて困難である。むしろ想定外のところから破壊的イノベーションの種が生まれてくることのほうが多い。このように、創発的研究の成果の予見性を高めることは困難であるが、破壊的イノベーションのシーズが生まれてくる確率を高めるうえで、重要な要素が大きく3つある。

(1) 多様性の向上

もっとも重要なことは、あらゆる観点から見た多様性を高めることである。人材の多様性という観点からは、外国人をはじめ、女性や若手といった、日本の研究現場で主流とされてこなかった人々を呼び込むことがあげられる。また、学問領域の多様性も重要である。わが国は、さまざまな学問分野において、相当な蓄積があることから、これが途切れないように維持していくことが求めら得る。

(2) 融合の促進

2点目は、多様な個々人や学問領域を、有機的に連携し融合へと向かわせることである。それぞれが交わることなく孤立しては、多様性を高めても、イノベーションは生まれない。そこで、多様な個々人や異分野・異業種の融合を促進して、新たなアイデアを創出することが重要である。その一環として、文理の分断も当然取り除いていく必要がある。大学における部門やプログラムに関しても、講座制の下、教授、学生が特定の分野を専攻する分野分断の現行システムから、分野横断型の学位プログラムの編成に変えることが重要である。また、融合には、異なる人々や組織をオーガナイズする人材が求められることから、そういった人材の育成や評価が求められる。

また、アカデミア内での異分野間の融合だけでなく、産学の連携も予期せぬ

Society 5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会 報告書

－ 「スキルベースの人材育成」を目指して －

令和 7 年 5 月

Society 5.0 時代のデジタル人材育成に関する検討会
デジタル人材のスキル・学習の在り方ワーキンググループ

● 生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024（2024 年 6 月）

- 「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方」を公表した後も生成 AI が急速に進展し、ソフトウェア開発工程の効率化など導入効果が現実のものとなってきていることから、引き続き企業や専門家のヒアリングを重ね、ビジネスアーキテクト、デザイナー、データサイエンティスト、ソフトウェアエンジニア、サイバーセキュリティといった DX 推進人材の生成 AI 時代のスキルなどの在り方を示した「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024」を取りまとめた²¹。
- この考え方では、生成 AI の業務での活用により、専門領域における知識や技術を補填するようになる中で、専門人材である DX 推進人材として、創造性の高い役割としてリーダーシップや批判的思考などのパーソナルスキルやビジネス・デザインスキル、「問いを立てる力」や「仮説を立てる・検証する力」、さらには成果物を「評価する・選択する力」、また、使いこなすための非構造化データ処理や各種生成 AI モデルの基本的な知識が求められることを提起するとともに、DX 推進人材の 5 つの人材像ごとに、生成 AI の活用の可能性や今後、求められるスキルなどを整理した。

生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024（令和 6 年 6 月）＜概要＞ ～変革のための生成 AI への向き合い方～

● 生成AI技術は急速に進展し、国内企業の導入が加速も、本格的な利活用には課題 ● 生成AIの利活用を妨げる課題と解決に向けた示唆、生成AI時代のDX推進人材のスキル、政策対応を取りまとめ	
（1）生成AIの利活用の現在地 ➢ 開発者の貢献や企業の前向きな生成AI導入（国内企業の生成AIの社内利活用・推進は 1 年前から大きく進展） ➢ 一方、組織として生成AIの日常業務への組み込み、新サービス創出、これを後押しする経営層の関与が停滞（世界平均より低い）	
（2）生成AI利活用の課題、解決策と今後 ➢ 組織として生成AIを日常業務に組み込んで利用する取組や、新たなサービス創出につながる活用、また、これを後押しするような経営層の関与において停滞 ➢ 利活用を妨げる課題解決に向けた示唆 ・生成AIへの理解不足と向き合い方 - 目的志向のアプローチ、環境整備と実験、答えでなく問いを深める ・経営層の姿勢、関与 - 経営層自身がビジョン・方針を定め、変革推進人材の役割を定義 ・推進人材とスキル - スキルトレンドをデータドリブンに捉え、人材定義・教育・活躍の場作り ・データの整備 - 全社的なデータマネジメントとデータ「目利き」人材の育成・確保 ➢ 経験機会の喪失と実践的な教育・人材育成 ➢ 開発生産性の革新で、新たなベンダー・ユーザーの契機	（3）生成AI時代のDX推進に必要な人材・スキル ➢ 生成AIの業務での活用により知識や技術が補填されるため、DX 推進人材はより創造性の高い役割としてリーダーシップや批判的思考などパーソナルスキルやビジネス・デザインスキルが重要となる ➢ DX推進人材には「問いを立てる力」や「仮説を立て・検証する力」、に加えて「評価する・選択する力」が求められる 求められるスキル ・ビジネスアーキテクト：選択肢から適切なものを判断する選択・評価する力 ・デザイナー：独自視点の問題解決能力、顧客体験を追求する姿勢 ・データサイエンティスト：利活用スキル（使う、作る、企画）、背景理解・対応スキル（技術的理解、技術・倫理・推進の各課題対応） ・ソフトウェアエンジニア：AIスキル（AIツールを使いこなす）、上流スキル（設計・技術面でビジネス側を牽引）、対人スキル ・サイバーセキュリティ：AI活用の利益とリスク評価、社内管理スキル、コミュニケーションスキル
（4）生成AIを利活用するための人材・スキルのあり方に関する対応 ＜経済産業省における政策対応＞ ➢ 「デジタルスキル標準」（DSS）の見直し ➢ 「デジタルガバナンス・コード」の見直し ➢ AI学習機会の裾野の拡大 ➢ 生成AI時代に求められる継続的な学びの実現に向けた環境整備	

- その後、2024 年 7 月には、「DX 推進スキル標準」における補記の追加、共通スキル追加などの改訂を実施した。

²¹ 経済産業省「生成 AI 時代の DX 推進に必要な人材・スキルの考え方 2024～変革のための生成 AI への向き合い方～」（2024 年 6 月）

(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_jinzai/pdf/20240628_2.pdf)

博士人材のキャリア (趣旨・概要)



2023年1月19日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

本日で議論いただきたい論点

【現状と課題】

- 日本の博士取得者のキャリアの多様化は、**産業構造**（スタートアップの育成、新市場開拓への取組など）や、**雇用慣行**（ジョブ型雇用への転換など）、**経営戦略**（人的資本の経営など）の变革とも密接に関連する。
- 大学院における人材育成においても、専門能力だけでなく産業界との連携による**プログラム開発**や**能力の仮視化**が求められている。
- 産業界のニーズとアカデミアにおける人材育成のシーズとの間の**マッチングが課題**であり、関係府省において**産業界における博士課程学生の活用促進**、**博士学生の支援等**の取組が進んでいる。

【本日で議論いただきたい論点】

- 博士人材の活躍に向けて、産学官の各セクターにおける意識の違いを埋めるにはどのようにすべきか、各セクターにどのように**行動変容を促していくか**。
- 関係府省の取組を踏まえ、**今後の施策の実施**、**将来的な政策の展開**に向け、考慮すべき点は何か。
- 統合イノベーション戦略、次期基本計画等の**国レベル戦略**の検討に向けた政策課題は何か。

中央教育審議会大学分科会大学院部会（第124回）

博士人材に関する産学協議会合 報告書 博士人材が活躍する社会の実現に向けて －目指すべき姿と具体的な取り組み－

2026年3月23日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 高度な専門性、トランスファブルスキルが複雑な課題解決のキー

我が国は今、社会・経済環境の急速な変化と課題の複雑化に直面しており、社会全体で取り組むテーマは、単一の専門性だけでは解決できない領域へと広がっている。加えて、グローバルな人材獲得・技術開発競争が激化する中、諸外国では博士人材を中核とした研究開発・イノベーション創出が加速する一方、我が国では博士人材の活用が十分に進んでおらず、国際競争力の相対的な低下に直面している。こうした状況の下、人口減少の進む日本が、成長の源泉となる『科学技術立国』を実現し、AI時代の到来の中でもグローバルに価値創造し国際社会で評価され続けるためには、初等中等段階から育まれた好奇心や探究心を基盤とし、高等教育において培われる高度な専門性に加え、課題の構造を深く理解し、自ら解決策を設計できる人材の重要性が一段と高まっている。

博士課程で培われる、深い専門知識とそれを俯瞰・統合する力、自律的な探究力、仮説検証に基づく創造力、未知の課題に挑戦し解決へと導く力は、生成AI・AIエージェント、さらにはフィジカルAIの進展を含む技術革新が進む中で、価値創造の中核を担う能力として、ますます重要性を増している。

2. イノベーションの担い手たる博士人材の育成と活躍促進

これまで、博士人材は学士・修士人材と比較して多くがアカデミアに進む傾向にあり、日本企業への就職者数は相対的に少なかった。その結果、企業においては、博士人材の採用・処遇や育成に関する議論や実践が十分に蓄積されてきたとは言い難く、アカデミアにおいても、博士人材が企業や社会の多様な場で活躍することを見据えた教育が、必ずしも体系的に行われてきたとは言えない。

今後は、博士人材を高度なイノベーション創出や未知の探究であるインベンションを担う人材として位置づけ、大学院教育改革を一層推進するとともに、博士課程を通じて培われる高度な専門性と幅広いトランスファブルスキル（汎用的能力）を適切に評価し、多様な場で活かすための仕組みを整備することが重要である。

3. 大学と企業が協働して、学びと実践を行き来できる環境をつくる

人材育成は、大学だけでも、企業だけでも完結しない。大学と企業が協働し、学びと実践を行き来できる環境をつくることが、社会全体の知の基盤を強化し、産業や地域の持続的な成長につながる。

本議論を、企業と大学が、これからの時代に必要とされる人材像と育成環境をともに再設計していくための第一歩と位置付ける。本取りまとめについては、産学協議会合のメンバーが目標に強く賛同し、実現に向けて毎年フォローアップを進めていく。その際、社会情勢や事業環境の変化にも対応できるよう、柔軟かつ可変的に運用していける形で取り組みを推進する。

また、産学協議会合のメンバーに限らず、可能な限り多くの経団連会員企業・大学関係者と力を合わせて進めていきたい。

PEAKS

Leaders' Forum on
Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society

大学支援フォーラムPEAKS

博士人材の活躍に向けた
産学官連携プラットフォーム

第1回会合進行資料

2025年1月22日10:00～12:00

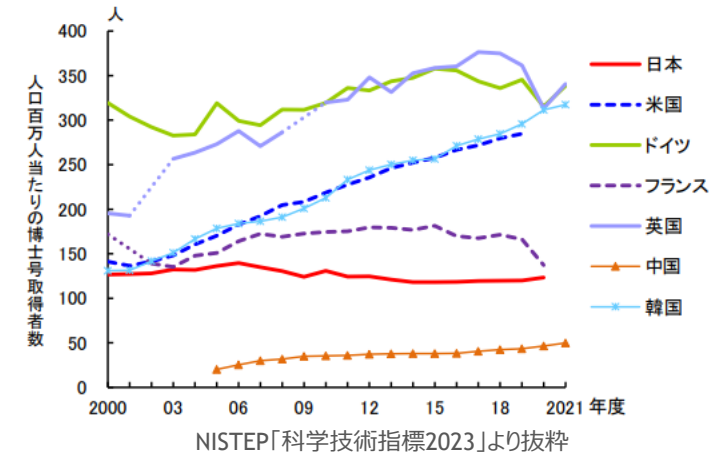
※本資料の内容の一部および全てについて、無断での複製・転載等などの二次利用を固く禁じます。

- 世界の先進国の状況に照らして、日本では、さらに博士人材の育成と活用を推進し、イノベーションの創出につなげていくことが求められている。

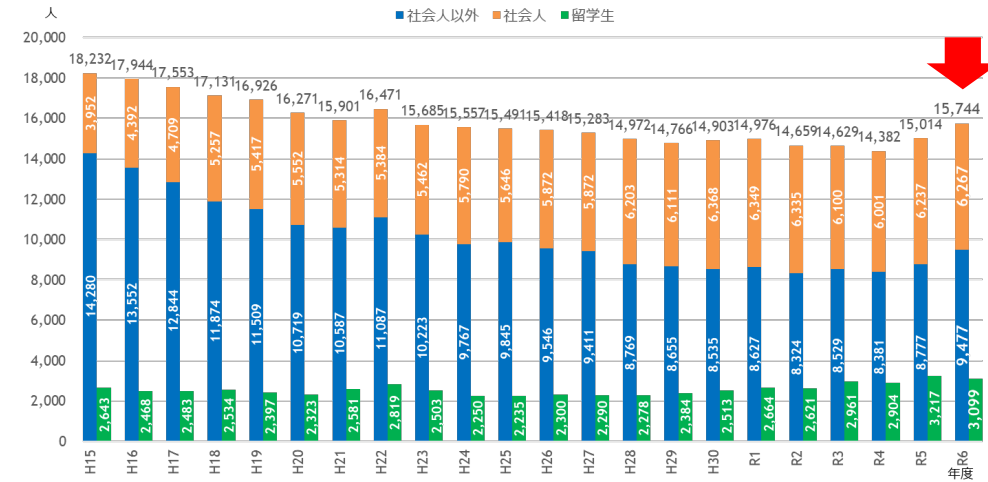
- 我が国が継続的にイノベーションを創出していくためには、**社会課題の解決や新たな価値創造を先導する能力を持った多様な人材を育成し、産業界とアカデミアを行き来しながら活躍することが不可欠**である。博士人材は、①**特定の分野について高度な専門的知見を有するとともに、②汎用的能力を身につけ、自ら課題を発見し、その解決策までを描くことができる**と認められた人材であり、社会が複雑化し、産業構造の転換や分野横断的なグローバル課題の解決が求められる中、**博士人材を活用してイノベーションの創出につなげていくことは世界的な潮流**となっている。

- 我が国では、人口当たりの博士号取得者の割合では、**他の先進国と比較して相対的に博士号取得者が少ない状況**が続いてきた（表1）。
- そのような中、政府においても、例えば、**次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）**（2021～）や、大学と企業との協働による**ジョブ型研究インターシップ**（2021～）など、様々な取組が行われてきたところであり、2024年度には、博士課程入学者数は15,744人となり、2年連続で増加している（表2）。
- 一方で、博士人材の育成を強化し、それをイノベーション創出までにつなげていくためには、**個別の企業や大学が、互いにコミュニケーションをとりつつ、自らを変革させるための具体的なアクションを起こしていくことが不可欠**である。

（表1）人口 100 万人当たり博士号取得者



（表2）博士課程入学者の推移



出典：学校基本調査

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン
(答申)

平 成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

中 央 教 育 審 議 会

（大学をはじめとした高等教育と社会との関係）

大学は、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っており、そのための組織が整備され、ガバナンスが機能し、資源配分が行われることで、「知識の共通基盤」として社会を支えている。その活動が、現在の社会を支え、また未来の社会を創出するために貢献していくことは重要であり、そのためには、教育と研究を通じた活動を社会に発信し、透明性確保と説明責任を果たしていくことが必要である。

「学問の自由（Academic Freedom）」及び「大学の自治」とは、大学における学問の研究とその結果の発表及び教授が自由かつ民主的に行われることを保障するため、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行であり、国際的にも高等教育の根幹を支える概念となっている。つまり、憲法で保障されている「学問の自由」は大学と教員・研究者に蓄積された知識に基づいた研究と、その結果の発表と教授の自由であり、「大学の自治」は、これらの自由を保障するためのものである。教育研究の自由が保障されていることが、新しい「知」を生み出し、国力の源泉となる根幹を支えていることを再確認しておく必要がある。実際、我が国の研究論文の約7割を大学が占めており、また、例えばノーベル賞等の世界的な研究に関する賞の受賞者は大学の研究者が圧倒的な割合を占めている。これらは、学生と教員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っているという仕組みに負うところが大きい。

その上で、高等教育は、我が国のみならず世界が抱える課題に教育と研究を通じて真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案をしていくこと、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知識の共通基盤」から更に進んで「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくことが重要である。その際、知識集約型社会への転換によって、知や情報が経済的な価値の源泉となることで、知の拠点である大学そのものが産業を支える基盤になることが期待される。

そのためにも、高等教育システムそのもの、そして、高等教育機関の「建学の精神」や「ミッション」は時代の変化の中で、変わるべきものと変わらないものがあることを高等教育機関とその構成員が改めて意識し、高等教育機関自らが、「建学の精神」や「ミッション」、教育研究についての説明責任を果たしていくこと、さらにはその「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していくことが重要である。

（研究力の強化と社会との関係）

多様で卓越した新しい「知」は、未知のものへ挑戦する全ての学術研究の中で生み出され、第5期科学技術基本計画等で目指しているイノベーションの創出や科学技術の発展に大きく資するものであり、学術研究の成果を社会的・経済的価値の創造に結び付け、社会からのニ

一ズに応えていくことは高等教育の役割の一つである。他方、新興国が成長し先進諸国間でも国際競争が激しくなる中で、論文数や論文の引用状況から見た日本の地位は相対的に低下傾向にあり、日本の存在感が薄れてきている。大学の研究力を引き上げるとともに、先端的な研究を推進することにより、イノベーションを創出していくことが重要である。

また、高等教育機関における学術研究は、専門化・細分化された分野の中だけで収まらない学際的・学融合的な研究が進められるようになってきている。知識や技術の全てを個人や一つの組織で生み出すことが困難な時代になっており、新たな知識や価値の創出に多様な専門性を持つ人材が結集し、チームとして活動することの重要性がますます高まっている。学術研究の成果もまた、社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成していくことが必要である。

なお、一概に研究といっても、その成果は多方面にわたる。科学技術との関連や、政策形成への貢献といった直接的な関係性の強いものだけではなく、例えば、社会発展や世界平和への貢献の基礎となる知見の集積や、個人の生活や内省につながる知的探求等は、本来、大学が担うべき重要な社会的な機能である。

（産業界との協力・連携）

新卒一括採用や年功序列などのこれまでの雇用慣行を見直す動きが見え始めている中、これらの動きは、高等教育の変化の大きな後押しになる。通年採用導入による、ポテンシャル採用からジョブ型採用への転換や、大学教育の質と学修成果を活用した採用活動の拡大などは、産業界が取り組んでいくべき課題である。労働集約型経済から知識集約型経済への転換を真剣に考えていく際に、高等教育と産業界等との協力関係は欠かせない。経済・社会の発展をもたらす高等教育の在り方について、人材を育成する側と人材を活用する側で議論と理解を深めていく必要がある。

その際、今後更に重要性の増すリカレント教育については、知識の最新化や新たな知識を学ぶことのみならず、多様な学生が相互に学び合うことを実現するために、産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチングが必要不可欠である。また、大学内外の資源を有効活用していくことは重要であり、ガバナンスにおいても、教育研究を充実する際にも、学外の協力を得ていくための産業界等との協力関係、連携関係を充実していく必要がある。

さらに、大学と社会の接続を考える際には、学修者が自らを社会の一員として自覚し、自らの学びの社会的意味を理解し、学修の質を向上させる機会としての「インターンシップ」の充実等が求められる。また、学修者が複数の大学間や企業間、大学と企業の間などを行き来しながら、時間をかけて複線型にキャリアを形成していくことが可能となるためには、大



博士人材の 民間企業における 活躍促進に向けたガイドブック



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

はじめに	1p
1. 企業への手引き	5p
2. 大学への手引き	23p
3. 学生の皆さんへ	37p
4. 企業と大学の事例集	41p

グローバル競争の激化

21世紀になり、AI・量子・半導体・バイオテクノロジーなど新しい科学技術の社会実装やSDGsなどの社会課題解決への貢献の要請、グローバル化の進展など、企業等を取り巻く環境が劇的に変化しています。また我が国は、少子化が進み、国内市場が縮小するとともに、高度人材も含めた労働力人口の減少はさらに深刻になります。

そのような中、我が国が国際社会の中で成長を続けるためには、各企業において、先端科学技術・学術を取り入れ、長期的に生産性を向上させるとともに、国際市場で競争でき、受け入れられる製品・サービスを生み出していくことが重要です。更には、根幹となる科学技術・学術を産学協働等を通して発展させることが求められます。

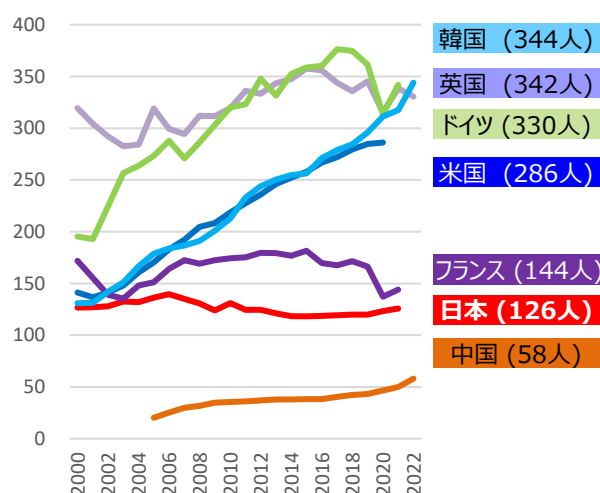
博士人材の活躍が不可欠に

科学技術は、進歩の速度がますます高速化し、複雑化しています。そのため、一企業で技術力・研究力の強化を進めることは、多大なコストが必要です。そこで、自社の技術力・研究力を強化するだけでなく、外部からも知識を取り込み、内製化していくことが効果的です。

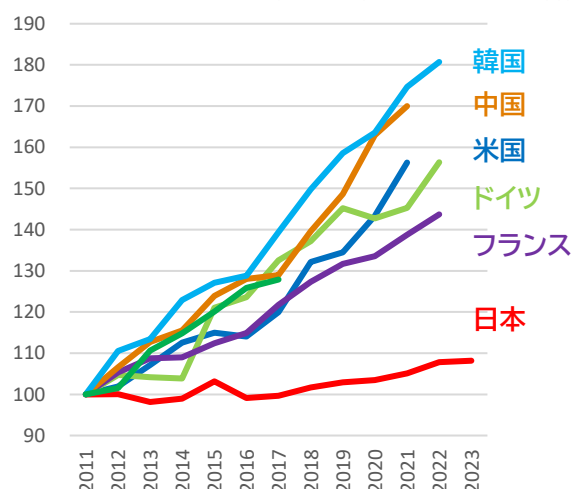
博士人材は、自ら課題を発見・設定し、課題を取り巻く全体像を把握し、解決まで導く力を大学院教育の中で身に付けています。必要に応じて、世界中のアカデミアとつながる力を持っています。最新の学術を理解し、知識を内製化し、事業化を推進することができます。

海外では、博士号取得者数が増加し、企業でも活躍しています。特に研究開発系企業人では、博士号がキャリア形成と活躍に必要なパスポートとなっています。

【人口100万人当たりの博士号取得者数】



【各国の企業における研究者数の伸び】
(2011年を100とした場合)



(出典)文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」(令和6年8月)をもとに作成

地域における産業界人材育成ニーズの分析

－ CSTIの活用を通じた分析 －

2020年9月25日

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション）付
参事官（エビデンス担当）



- **技術系職種**における専門知識分野のニーズの傾向を見たところ、**情報、機械、電気分野における学びニーズ、研究ニーズが高い**ことがわかる。また、**特に情報分野**においては、**基礎的な学問分野における学びニーズが高い一方、人工知能等の先端分野における研究ニーズが高い**傾向がみられる。
- **事務系職種**における専門知識分野のニーズは、**会計・簿記、マーケティング、経営組織・戦略等の経営学や法律、経済**の分野において特に高い傾向が見られる。なお、この傾向は、**業種の違いや地域の違いに左右されずに維持される**ことが確認されたため、以降の分析においては技術系職種に係る分析結果を示すこととする。

人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について
(審議まとめ)

令和5年(2023年)12月22日

中央教育審議会大学分科会

Ⅲ. 今後の人文科学・社会科学系大学院の在り方

1. 人文科学・社会科学系における大学院教育の振興の意義

- 気候変動や地政学リスク、社会・思想の分断の顕在化など複雑性を増す国際情勢の中で、今後急速に総人口の減少と少子高齢化を迎える我が国において、広い視野と異質なものの理解、多面的な思考力や判断力などを併せ持ち、新たな社会的知と価値の創造を担い得る人文科学・社会科学系高度人材の重要性は極めて高い。
- 人文科学・社会科学には、自然科学の研究成果が生み出すイノベーションを社会の変革につなげる役割も期待されている。例えば、生成 AI など新たなテクノロジーが加速度的に進展する中、これらの技術がもたらす倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI: Ethical, Legal and Social Implications）への対応や責任ある研究・イノベーション（RRI: Responsible Research and Innovation）が期待されているように、新たな科学技術を社会実装する上で直面する諸課題の解決に、人文科学・社会科学の知見はますます重要となっている¹⁶。
- さらに、グローバルな市場で戦っている企業や技術革新や DX の荒波にさらされている企業では、このような背景の下、人材獲得に関する考え方が大きく変化してきており、人文科学・社会科学系を含め、特にジョブ型採用への転換が確かな流れとなりつつある。
しかし他方で、企業の人文科学・社会科学系の人材採用は、まだ全体としては学部卒の新卒一括採用が中心であり、大学院を修了したことを評価した形での採用は進んでいない現状がある。学部を卒業して企業に入り、一から様々な経験を積み重ね、能力を蓄えていくこれまでの我が国のやり方がかつての日本の強さにつながっていたことも事実ではあるが、これからもその方法だけで通用するのか、その方法で世界と戦っていけるのか改めて問い直す必要がある¹⁷。
- 特に、今後、企業経営者など、グローバル経済の中で解決が容易でない複合的な課題に対してリーダーシップを取っていく人材には、自らが属する立場の直接利害に加えて多様な観点からの知識や理解が求められ、異文化を理解し多様な背景を持つ他者と対話する能力を醸成する人文科学・社会科学の必要性は、一層高まっていると言える。

¹⁶ 令和2年の科学技術基本法改正により、「人文科学のみに係るものを除く」という規定が削除され、人文・社会科学が科学技術・イノベーション政策の中に明確に位置付けられることになった。科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）において、人文科学・社会科学の振興が法の対象に加えられた背景として、
・科学技術・イノベーション政策が、研究開発だけでなく、社会的価値を生み出す政策へと変化してきた中で、これからの政策には、一人ひとりの価値、地球規模の価値を問うことが求められているという点が挙げられる。
・今後は人文・社会科学の厚みある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する「総合知」の創出・活用がますます重要となる。科学技術・イノベーション政策自体も、人文・社会科学の真価である価値発見的な視座を取り込むことによって、社会へのソリューションを提供するものへと進化することが必要である。
とされている。

¹⁷ 大学院部会でのヒアリングにおいても以下の事例が示された。
・社会や人間をこれまで以上に深く理解するとともに、目指したい未来を創造し、ビジョンを示して共感を得ていく力が重要であるとして、人文科学・社会科学系の専門人材が活躍する機会が増えてくるとの考えから、人文科学・社会科学系の大学院修了者の人材獲得に注力する方向性を示している企業の事例
（令和4年5月11日大学院部会（第106回）における富士通株式会社の御発表より）
・博士人材は最先端の「知」を理解し、自ら課題を設定・解決する独自の構想力を持つことができるよう研さんを積んでいる人材として、人文科学・社会科学系も含め社員の博士課程への進学を後押しする企業の事例
（令和5年8月22日大学院部会（第111回）における株式会社メルカリ mercari R4Dの御発表より）



大阪府

資料 No. 204

令和7年3月

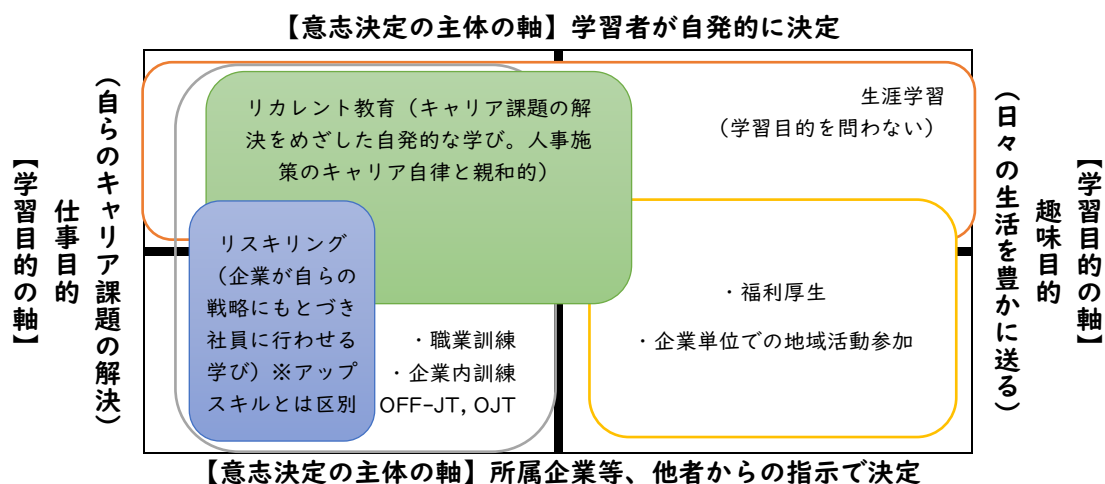
大阪府内の企業の人材育成・リスキリング ー製造、建設、運輸、宿泊・飲食の業種を中心にー

大阪府商工労働部

orcie 大阪産業経済リサーチセンター
Osaka Research Center for Industry and the Economy

ルの変化への対応やD X・G Xなどにかかわるもので、企業のこれらに関する戦略が前提のうえで、個人の自主性に委ねられるよりもむしろ組織が主導して行われる学びである。

図表 1－1 リスキリングの位置づけ



出所：リクルート進学総研主任研究員（社会人領域）乾喜一郎氏による整理をもとに一部加筆更改。

大阪府でもリスキリングの必要性が高まると考えられる。府の生産年齢人口（15～64 歳）は、2020 年からみて 2035 年に 8 割台に減少し、同年の府内総人口に占める割合は 5 割台に低下すると推計されている。府内企業の近年の人材不足割合は、建設業や運輸業では特に高いが、全産業で 40%前後の高止まりで推移しているのに対し、雇用人員を増加する割合は全産業で 10%前後と低く（大阪府景気観測調査各四半期）、その背景は、求める人材とのマッチングの難しさや経営不透明感に伴う採用控えなどが考えられる。人材不足の解消では、求人・採用に加え、在職者の人材育成を効果的に進め、効率性、生産性、競争力を向上させることもポイントになる。企業は、賃上げや生産性向上などの課題に直面しているが、経営者と従業員が活発にコミュニケーションし、個人と集団の自律性と主体性を引き出して活かしていくことも課題になる。そうした方向性に寄与するのが、人材育成、特にリスキリングである。人材投資や企業内労働市場の活性化を進め内部人材の高度化を図ることで、企業の主体的な変革と生産性向上の循環を誘発することが求められる。

図表 1－2 大阪府の生産年齢人口（15～64 歳）の将来推計

	総数	人口（15～64 歳）	構成比	2020 年＝100
2020 年（国勢調査実績値）	8, 837, 685	5, 363, 326	60. 7%	100. 0
2025 年	8, 676, 202	5, 301, 418	61. 1%	98. 8
2030 年	8, 437, 625	5, 113, 920	60. 6%	95. 3
2035 年	8, 167, 191	4, 803, 291	58. 8%	89. 6
2040 年	7, 874, 440	4, 386, 551	55. 7%	81. 8

出所：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）』。

第11次大阪府職業能力開発計画 (大阪産業人材育成計画)

令和4年3月

大阪府

(3) D X人材の育成

新型コロナウイルス感染症の影響等により、デジタル技術が急速に進展しており、企業においては、規模や業種を問わず、デジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するD Xの取組みが喫緊の課題となっています。

D Xの推進にあたっては、それを支える人材の確保が不可欠となりますが、デジタルに関する知識やスキルを習得した人材は不足しています。

このような状況を踏まえ、公共職業訓練において、将来のD Xを担う人材の育成に取り組むほか、大学・企業と連携して実践的キャリア教育に取り組み、離職者や求職者の安定就職、D X人材の供給につなげていきます。

D X人材の育成については、現在、民間教育訓練機関に委託している求職者向けの職業訓練において、A Iプログラマーやデータサイエンティストの養成コース等を実施しています。

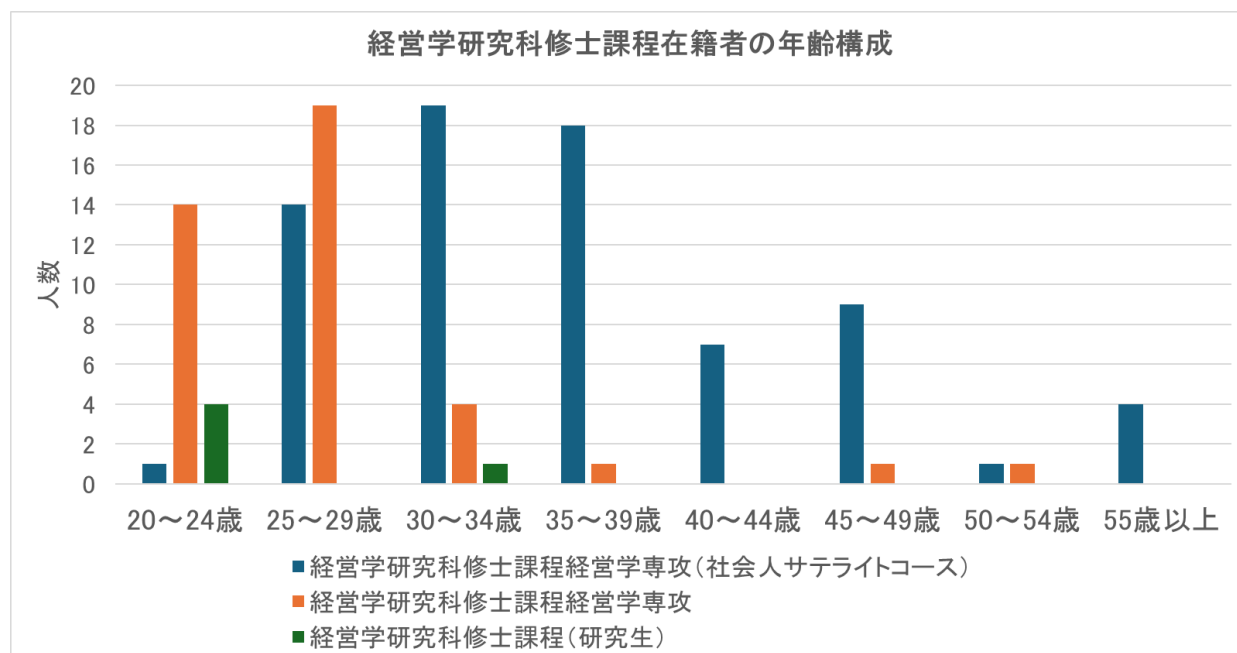
技専校においては、ものづくり分野を中心に、求職者向けとして、ネットワークエンジニアやI C Tプログラマー等の養成訓練を実施しているほか、在職者向けとして、プログラミング入門からサーバ構築に至る多様な訓練を実施しています。

今後、これらの取組みを拡充するとともに、デジタル技術をはじめ、課題発見力・解決力や情報収集力、企画提案力等の能力を習得できる訓練を開発していきます。

また、より多くの方々が、ものづくり分野のデジタルスキルを習得できるようにするため、手軽に参加できるオンライン研修等を検討していきます。

さらに、大学・企業と連携しながら、就職活動前や就職活動期の学生に対し、企業におけるD Xの重要性やD X人材として活躍することの意義を理解してもらうため、実践的キャリア教育（P B L（課題解決型授業）や出前講座、インターンシップ）を一層推進します。

2025年度大学院経営学研究科修士課程年齢別在籍者数



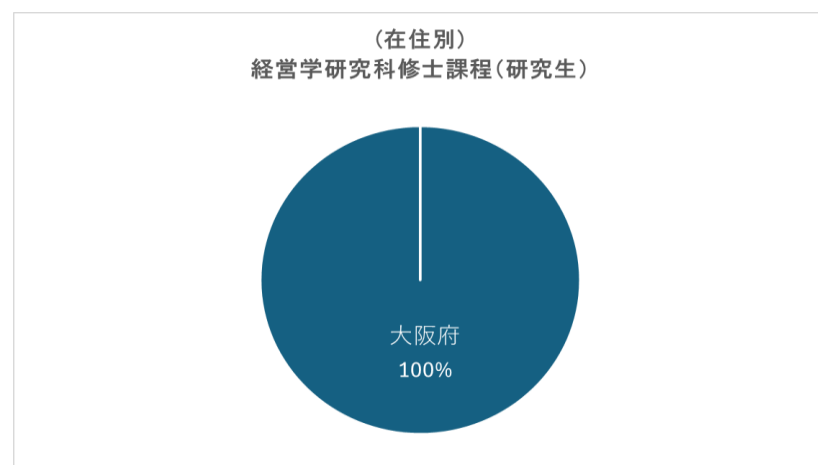
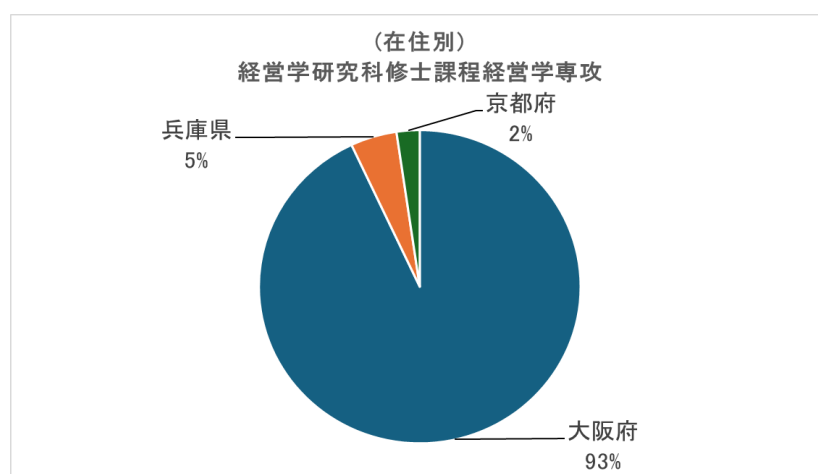
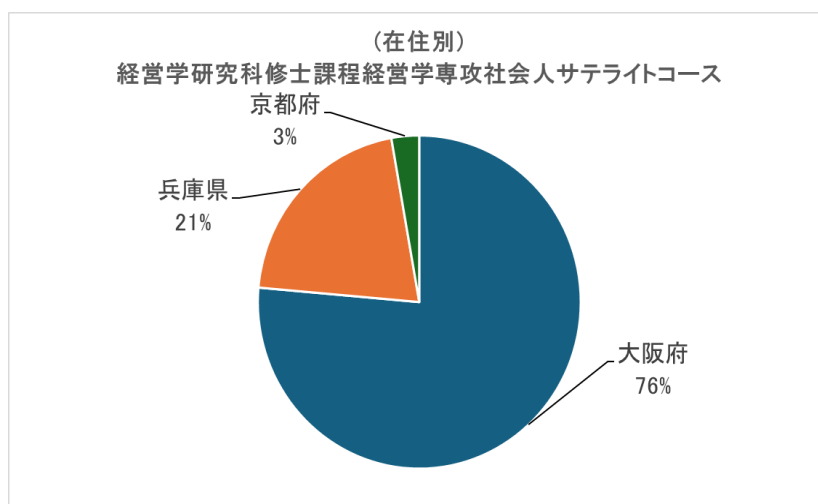
将来の男女5歳階級別推計人口（2020年は国勢調査による実績値）

27000 大阪府

男女計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	8837685	8676202	8437625	8167191	7874440	7570136	7263182
0～4歳	318339	278644	274681	271268	257351	237800	216622
5～9歳	346865	314286	274425	270570	267259	253551	234155
10～14歳	367171	347855	314399	274442	270523	267157	253399
15～19歳	405313	380263	359441	324552	283197	278669	274796
20～24歳	491271	455759	424349	399415	361003	314626	308341
25～29歳	483868	503906	465995	434323	408434	368897	321367
30～34歳	483984	480017	494274	459480	428680	401984	362540
35～39歳	514853	478479	472817	487234	454340	424015	396777
40～44歳	585978	510661	474517	468644	483316	451225	420924
45～49歳	729564	582015	504964	469071	463222	478143	446480
50～54歳	651380	724329	574122	497441	462325	456775	471968
55～59歳	554335	644027	713550	564809	489050	454944	449986
60～64歳	462780	541962	629891	698322	552984	478873	445774
65～69歳	515374	445190	522413	608506	675433	535425	464042
70～74歳	638544	484181	419437	494593	578081	642865	510228
75～79歳	529218	581044	440463	383536	454944	534258	595561
80～84歳	388358	450728	500709	380400	334165	400009	473196
85～89歳	239170	289562	341561	389492	297140	265188	321818
90～94歳	101357	138936	172491	208837	248292	190650	174699
95歳～	29963	44358	63126	82256	104701	135082	120509
（再掲）0～14歳	1032375	940785	863505	816280	795133	758508	704176
（再掲）15～64歳	5363326	5301418	5113920	4803291	4386551	4108151	3898953
（再掲）65歳以上	2441984	2433999	2460200	2547620	2692756	2703477	2660053
（再掲）65～74歳	1153918	929371	941850	1103099	1253514	1178290	974270
（再掲）75歳以上	1288066	1504628	1518350	1444521	1439242	1525187	1685783
年齢別割合（0～14歳：％）	11.7	10.8	10.2	10.0	10.1	10.0	9.7
年齢別割合（15～64歳：％）	60.7	61.1	60.6	58.8	55.7	54.3	53.7
年齢別割合（65歳以上：％）	27.6	28.1	29.2	31.2	34.2	35.7	36.6
年齢別割合（65～74歳：％）	13.1	10.7	11.2	13.5	15.9	15.6	13.4
年齢別割合（75歳以上：％）	14.6	17.3	18.0	17.7	18.3	20.1	23.2
総人口指数（2020年＝100）	100.0	98.2	95.5	92.4	89.1	85.7	82.2

（出典：「（大阪府）都道府県・市町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口 - 「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（2023年12月23日 国立社会保障・人口問題研究所）」

2025年度大学院経営学研究科修士課程在住別
在籍者数（留学生を除く）



新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県等)	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	大阪府	92.14%	95.04%	データなし

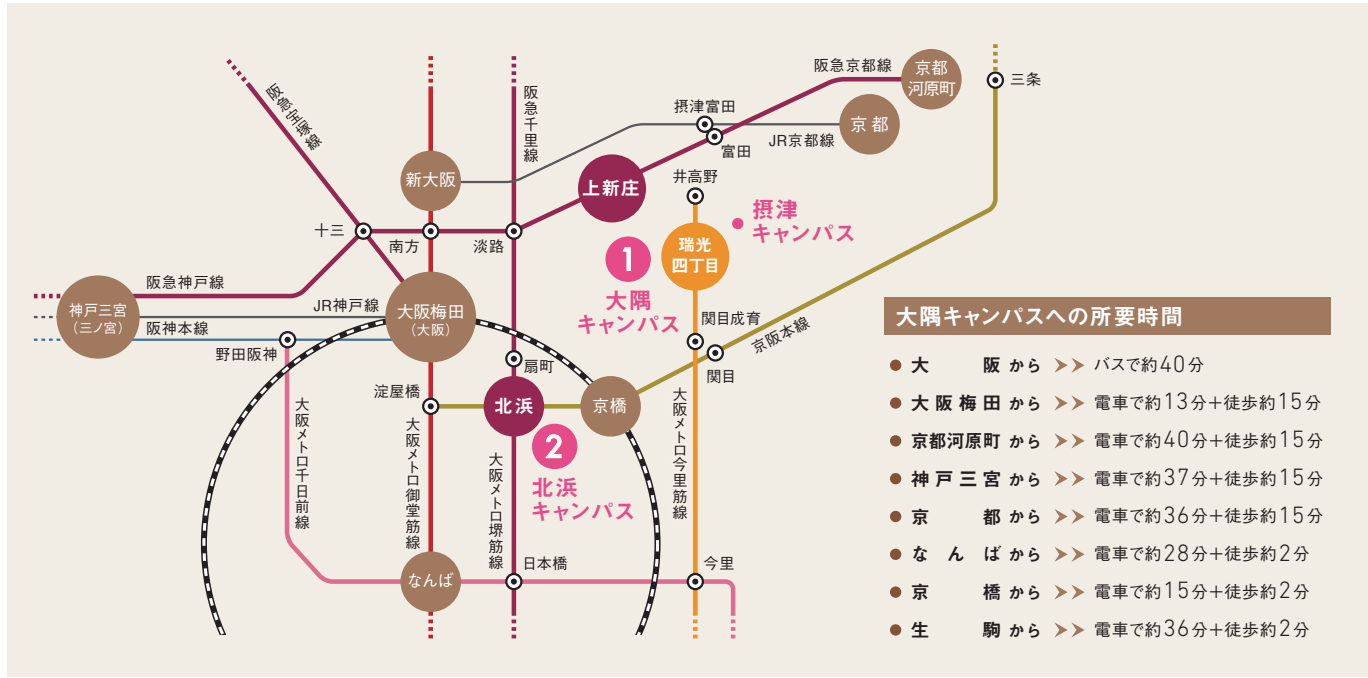
※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	社会科学系	31.41%	30.73%	31.36%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

交通アクセス



1 大隅キャンパス 周辺図



- 阪急京都線「上新庄」駅下車 徒歩約15分
- 大阪メトロ今里筋線「瑞光四丁目」駅下車 徒歩約2分

2 北浜キャンパス 周辺図



- 大阪メトロ御堂筋線・京阪本線「北浜」駅下車 直結
- 大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅下車 地下道で直結(約500m、徒歩約7分)
- 京阪中之島線「なにわ橋」駅下車 徒歩約1分



大阪経済大学
大学院案内 2026

OSAKA
UNIVERSITY OF
ECONOMICS

GRADUATE SCHOOL GUIDE 2026



 大阪経済大学 大学院
OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8
TEL.06-6328-2431(代表)
<https://www.osaka-ue.ac.jp/education/graduate/>



経済学 研究科



アドミッション・ポリシー

教育目標

経済学研究科は、経済学の理論と応用を研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する人材の育成を目標としています。

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、経済学における研究能力あるいは高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目標としています。研究コース、税理士養成コース、ベーシックコースを設け、理論的・応用的研鑽を積みます。

博士後期課程は、経済学について、研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目標としています。

求める大学院生像

〈博士前期課程〉

① 研究コース

経済学の理論と応用に関する研究を行い、博士後期課程へ進学して自立した研究者となることに強い意欲を持った人を求めています。

② 税理士養成コース

経済学を基礎としながら、財政学や税法の理論と応用を研究し、広い視野と深い洞察力を身につけた税理士となることに強い意欲を持った人を求めています。

③ ベーシックコース

経済学の理論と応用あるいは国内外の地域政策の理論と応用を研究・調査し、専門知識を活かした高度専門職業人志望者や生涯学習に強い意欲を持った人を求めています。

〈博士後期課程〉

前期課程での研究を土台として、経済学の理論と応用に関するさらに深い研究を通じて独自の研究成果を生み出し、博士学位を取得することに強い意欲を持った人を求めています。

経済学研究科の特色

税理士試験科目免除（税法）対応

関西でも屈指の歴史と伝統を有する 経済学研究科

1966年に開設された経済学研究科は、50年余にわたり経済学・会計学の分野で多くの優れた研究者や高度専門職業人を輩出してきました。修了生のうち、税理士登録者数が97名（2024年4月）を数えることもその実績を証明しています。

税理士をはじめ公務員や教員など 専門職業人として成長

経済のスペシャリストとして、大学教員をはじめとする研究職に就く修了生、さらに税理士や公認会計士を目指す者も多数います。また、留学生の中には、出身国と日本経済の比較分析を深め、両国の架け橋となるべく研究に励む者も少なくありません。

理論を実証する多岐にわたる教員陣

高度な経済理論をはじめ、歴史・思想、政策など、多岐にわたり経済学のエキスパートを揃えています。さらに、国際関係やICT、法律などの教員陣が専門のさらなる深化を支援。学生の目的や希望に即した指導が特長的です。

社会人の専門性向上を支援する 博士後期課程を設置

一般学生や留学生にとどまらず、職業人の修学ニーズや研究意欲に応える博士後期課程を設置しています。経済学はもちろん、経営学や社会学などの基礎を身につけた上で、現実社会に即した課題解決策について研究を進めることができます。

博士前期課程

専門性の高い研究環境が選べる3つのコースを設定。

目指す職業や研究の目的に即して効率的に学べるようにコース制を採用しており、「研究コース」「税理士養成コース」「ベーシックコース」を設けています。全コースで、経済学の基礎をしっかりと固めるとともに、常に、経済環境の変化に敏感であり、現代社会の経済的諸問題を理論的、実証的に研究していきます。

研究コース

博士後期課程を視野に入れ、自立した研究者を育成。指導教員を中心に、研究科全体の指導体制を準備しています。

税理士 養成コース

税法はもちろんのこと、経済学や財政学の知識に長けた、高度な実務能力を有する税理士の養成を目指します。

ベーシック コース

地域政策立案をはじめとした高度専門職業人志望者や生涯学習に強い意欲を持った人に応えるコースです。

長期履修制度

標準修業年限を超えて、計画的に教育課程を履修することにより学位取得を目指します。対象者は、①職業を有している者、②家事、育児、長期介護などの事情を有する者、③障がい有している者で、標準修業年限で修了することが困難である者です。

カリキュラム

経済学の基礎をしっかりと固めるとともに、多彩な学問領域で理論・実証を学びます。

経済学の諸領域をカバーする広範なカリキュラムを整備し、明確な課題意識や専門性を育て、修士論文や課題研究の作成に進めるよう構成しています。また、修了後の進路選択や難関専門資格の取得に役立つ科目も充実しています。博士後期課程への進学に対応した、学識・能力の獲得にも応えます。

2025年度カリキュラム —博士前期課程—

基礎科目

ベーシックA、ベーシックB

理論

経済理論Ⅰ・Ⅱ、経済理論Ⅲ・Ⅳ、経済理論Ⅴ・Ⅵ、ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ、経済学史Ⅰ・Ⅱ、マクロ経済動学Ⅰ・Ⅱ、経済学のための数学Ⅰ・Ⅱ、ゲーム理論Ⅰ・Ⅱ、現代経済理論Ⅰ・Ⅱ

歴史

日本史Ⅰ・Ⅱ、日本経済史Ⅰ・Ⅱ、アジア経済史Ⅰ・Ⅱ、西洋史Ⅰ・Ⅱ、西洋経済史Ⅰ・Ⅱ、日中交流史Ⅰ・Ⅱ、社会思想史Ⅰ・Ⅱ

政策

財政学Ⅰ・Ⅱ、財政学Ⅲ・Ⅳ、公共経済学Ⅰ・Ⅱ、環境経済学Ⅰ・Ⅱ、金融論Ⅰ・Ⅱ、金融政策論Ⅰ・Ⅱ、金融システム論Ⅰ・Ⅱ、経済政策Ⅰ・Ⅱ、日本経済論Ⅰ・Ⅱ、産業組織論Ⅰ・Ⅱ、農業経済論Ⅰ・Ⅱ、社会政策論Ⅰ・Ⅱ、社会保障論Ⅰ・Ⅱ、労働経済論Ⅰ・Ⅱ、流通経済論Ⅰ・Ⅱ

地域

経済地理学Ⅰ・Ⅱ、都市政策論Ⅰ・Ⅱ、都市経済論Ⅰ・Ⅱ、地方自治論Ⅰ・Ⅱ、多文化共生特論Ⅰ・Ⅱ

統計・計量・情報

統計学Ⅰ・Ⅱ、計量経済学Ⅰ・Ⅱ、行動経済学、実験経済学、国民経済計算論Ⅰ・Ⅱ、数学特論Ⅰ・Ⅱ、機械学習Ⅰ・Ⅱ、社会調査法Ⅰ・Ⅱ

国際経済

国際経済論Ⅰ・Ⅱ、ヨーロッパ経済論Ⅰ・Ⅱ、中国経済論Ⅰ・Ⅱ、アジア経済論Ⅰ・Ⅱ、国際金融論Ⅰ・Ⅱ、開発経済論Ⅰ・Ⅱ、国際関係論Ⅰ・Ⅱ、国際教育開発論Ⅰ・Ⅱ、アメリカ経済論Ⅰ・Ⅱ

法律

税法Ⅰ・Ⅱ、税法Ⅲ・Ⅳ、行政法Ⅰ・Ⅱ、労働法Ⅰ・Ⅱ

調査実習

経済調査実習、地域調査実習、インターンシップ

語学・文献研究

日本語教育Ⅰ・Ⅱ、外国文献研究Ⅰ・Ⅱ（日本語）、外国文献研究Ⅰ・Ⅱ（仏書）、外国文献研究Ⅰ・Ⅱ（英書）、ビジネス中国語Ⅰ・Ⅱ

特殊講義

経済学特殊講義Ⅰ・Ⅱ

演習

演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

博士後期課程

専門性を更に究め、研究者、教育者として社会へ。

研究者としての能力はもちろん、優れた教育者としての能力開発に取り組むのも本課程の特長です。先端の学術研究を基盤に、個々の研究の多様化や学際化、深化に対応。学内外を通じて研究会の開催や論文発表、著作刊行を積極的に推進しています。修了生の多くは、研究者を目指して大学や研究機関に就職し、経済学の各分野で研究・教育活動を行っています。

ダブルディグリープログラム(大学院共同学位プログラム)

海外協定校に在籍する大学院生を、本学経済学研究科の正規学生として受け入れ、双方の大学院で二つの学位を取得するプログラムです。2025年からは、上海対外経貿大学国際商務外国語学院の大学院生を受け入れます。

経営学 研究科



アドミッション・ポリシー

新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる研究者並びに高度職業人を育成するために、次のような意欲と資質を備えた学生を求めています。すなわち、高い基礎学力を備え、経営およびビジネス法分野の学術研究および実務への関心が高く、本研究科がカリキュラム・ポリシーに定める『経営と法の融合』を志す者です。経営・ビジネス法分野に関する学士相当程度の基礎知識を有するとともに、研究および論文作成について主体的に真摯に取り組む意欲が求められます。ビジネスを主導する人材育成を目指して、多様性のある教育・研究環境を構築するために、社会人入試や留学生入試、入試回数の複数化などの入試制度を通じて、多様な学生を広く国内外・学内外から受け入れる公正かつ適正な選抜を実施します。

求める大学院生像

本研究科が求める大学院生は、上記の方針を理解し、経営と法の両面に精通し新しいマネジメント体系を構想・実現したいという強い意欲を持った人々です。年齢や職業などは問いません。実際、企業経営者や管理職などの企業人、税理士や中小企業診断士などの専門職業人、研究者志望などの留学生や一般学生たちを受け入れています。また、税理士や不動産鑑定士、中小企業診断士の資格取得を目指す人たちも対象となります。（一定の審査要件がありますが、大卒以外の人にも個別資格審査による受験を認めています。）

経営学研究科の特色

教育訓練給付制度（一般教育訓練給付制度）指定講座

税理士試験科目免除（税法または会計学）に対応

2フィールド、11ユニットの科目群と 17の履修モデルで体系的な学修を促進

開講科目を「経営」と「法」の2フィールドと、さらに細分化された11のユニットに整理し、興味ある分野を履修しやすくするだけでなく、履修モデルによって分野横断的な学修も促進しています。

「経営と法」「理論と実践」の両面に精通した 高度職業人として成長

一級の研究者、実務経験豊かな教員陣など各方面の専門家を擁し、「経営と法の融合」の理念に基づいて新しい経営戦略を提案できる高度職業人の育成を目指します。講義では、教員の研究活動や社会貢献活動による経験や学識を、理論面だけでなく事例研究や時事演習などによって実践的に教授します。

「コンサル型税理士」の育成による差別化を図る

企業経営や個人のライフスタイルの在り方を学ぶことを通じて、理論を経営実践の現場で活用できる「コンサル型税理士」の育成を目指します。講義では、基礎理論の教授ほか、より高度で難解な租税事案を用いて、ディスカッションやグループワークでより実践的な力を養います。

大学院生間の交流による研究環境の ダイバーシティを推進

社会人、留学生、学部新卒者など背景や年齢の異なる多様な大学院生間での交流や議論によって、講義や研究活動が活発に推進されています。修了後にも研究科の同窓会組織によって関係性は維持され、研究科主催の講演会や研究会に継続参加できます。

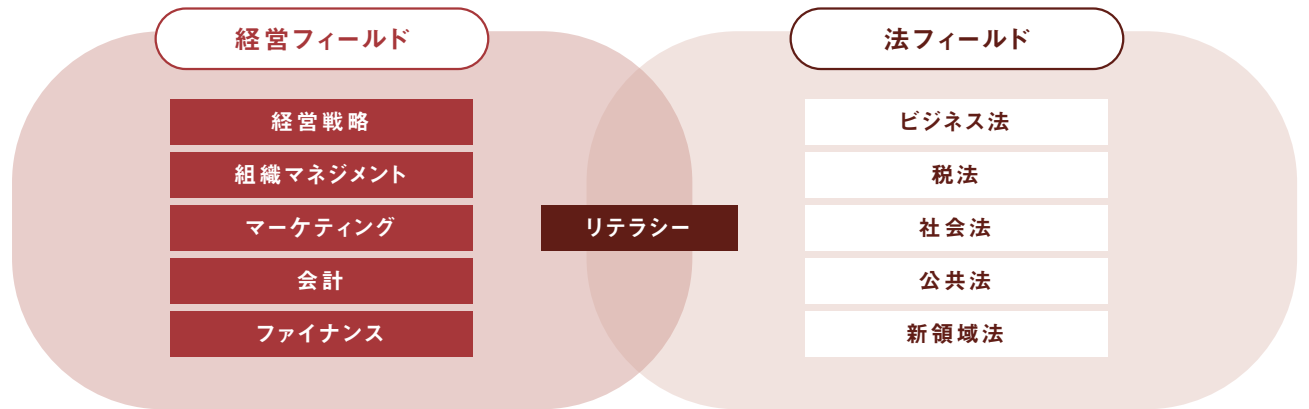
修士課程

経営と法の融合を図る、フィールド・ユニット制

経営学研究科の科目群は、経営分野と法分野の2フィールドを基盤に、11ユニットが整備されています。

経営学が専門でありながら法分野も充実している点は、本研究科の特長のひとつ。

一人ひとりの学ぶ目的に応じて、専門的かつ効率的に履修ができます。また、社会人が多く学ぶ北浜キャンパスの講義も履修可能です。



目指すキャリア像に応じた履修モデルを用意

経営と法を基盤としたバラエティ豊かな科目群の中から、学ぶ目的や目指すキャリア像に応じて履修科目を選べるように、17の履修モデルを用意しています。「実務の理論的体系化・学び直し」「ビジネスパーソンのキャリアアップ・リスキリング」「日本で働きたい留学生」「税理士志望」などの履修モデルごとに、優先科目と推奨科目を設定。これらを参考に科目履修することで、経営と法の基礎を固めつつ自身の研究分野に特化した学びを実現できます。

▶履修モデル

「実務の理論的体系化・学び直し」モデル

優先科目

- 競争戦略特論
- 人的資源管理特論
- マーケティング特論
- 管理会計特論
- 会社法 など

推奨科目

- 経営倫理
- コンサルティング特論
- 流通特論
- コーポレートガバナンス
- ビジネス法 など

2025年度カリキュラム

経営フィールド	経営戦略	経営倫理、イノベーション特論、経営戦略特論Ⅰ・Ⅱ、競争戦略特論、コンサルティング特論、ビジネス・コーチング特論、ソーシャル・ビジネス特論、サービスマネジメント特論、経営史特論
	組織マネジメント	経営学概論、経営組織特論、経営管理特論、人的資源管理特論、企業分析特論、組織間関係特論、中小企業経営特論、リーダーシップ特論、組織行動心理学特論、中小企業診断特論、中小企業政策特論、企業診断実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、コーポレートガバナンス、生産管理特論、組織デザイン特論
	マーケティング	商学概論、マーケティングリサーチ特論、マーケティング特論、マーケティング概論、流通特論
	会計	会計学概論、財務会計特論、管理会計特論、原価計算特論、国際会計特論、内部統制特論、監査特論、公会計特論
	ファイナンス	経済学概論、金融証券特論、行動ファイナンス特論、事業承継特論、資産運用特論（調達と運用のメカニズム）、IPO特論、コーポレートファイナンス特論
法フィールド	ビジネス法	ビジネス法、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅱ（物権法）、民法Ⅲ（契約法）、民法Ⅳ（損害賠償法）、会社法、民法Ⅴ（相続法）、民事手続法、登記法、信託法
	税法	所得税法、法人税法、消費税法、相続税法、国際租税法、資産・事業承継税務
	公共法	刑事法
	社会法	独占禁止法・競争政策、雇用関係法
	新領域法	知的財産法、不動産証券化法務、不動産鑑定理論、不動産開発特論
リテラシー		リサーチ方法特論、経営統計特論、ビジネス英語、専門日本語表現、問題発見・問題解決技法、経営情報特論
その他		インターンシップ、経営特殊講義、ビジネス法特殊講義
研究指導		研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

※ 一部の科目は北浜キャンパスで開講します。

北浜 キャンパス



北浜キャンパス

ビジネスのエキスパートによる実践型教育で 社会人の学ぶ意欲に応えます

北浜キャンパスは、本学と実業界の連携により生まれた社会人向けの実践教育の場です。北浜・大阪証券取引所ビル内という好立地を生かし、「社会人大学院」を教育の柱に据え、さらに一般向けの各種講座を定期的に関講。本学専任教員による学術教育と、実務家講師による実践理論の融合により、高度な専門知識とノウハウを備えたビジネスリーダーとして活躍できる人材の育成に取り組んでいます。



北浜キャンパスの特色

独自の奨励金制度を設け、 ビジネスパーソンを支援

向学心のあるビジネスパーソンを支援するため「ビジネスパーソン学業奨励金」を設けています。経営学研究科、経営情報研究科サテライトコース（北浜社会人入試）で合格した入学者が対象。1年次は資格審査および入学試験成績、2年次は学業成績の上位者より選考します。

受給資格	下記の条件をすべて満たす者		
	1.現在の勤務先または職種に5年以上継続して勤務している 2.現在の勤務・職種の経験をもとに北浜社会人大学院での修学により現在の職業に関わる能力の向上が見込める		
給付額	年額20万円を2年間	採用実績	15名(2024年度)

※制度が改定される場合がありますのでご了承ください。

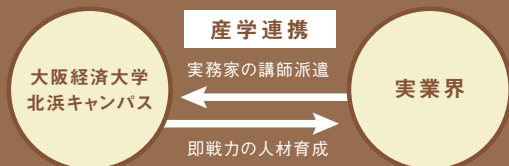
仕事のリズムを崩さず、平日夜間と土曜日に開講

講義は、社会人が通いやすい時間帯に設定しています。平日夜間（18:30～21:30）、土曜日は2コマ（9:00～16:00）を開講。平日夜間と土曜日のみの受講で、学位取得が可能です。

	開講時間
平日	18:30～21:30
土曜日	9:00～16:00

実務家を教員に招き、実践的理論を修得

各業界のリーダーや公認会計士など、第一線で活躍する実務家が講義を展開。他の大学院では学ぶことができない、現場の経験に基づいた独自の実践スキルを教授します。



社会人大学院（経営学研究科、経営情報研究科）

平日夜間、週末を利用した授業設計で多忙な社会人に対応

社会人学生に配慮し、平日夜間と土曜日に開講。2年間ででの修了を目指します。異業種間の交流も魅力の一つであり、新たなビジネスに発展するケースもあります。

■ 実践的なカリキュラム

第一線で活躍する企業人や専門家を実務家講師として招聘。最新のテーマを取り上げるとともに、事例研究やグループワーク、ディスカッションを交えた実務的、実践的なカリキュラム群が特色です。カリキュラムについては、各研究科（P.8,12）をご覧ください。

■ 履修計画例（1年次に授業科目をすべて履修する場合）

修了に必要な単位数／経営学研究科：32単位（研究指導8単位、授業科目24単位）
経営情報研究科：30単位（研究指導8単位、授業科目22単位）

〈1年次〉

	春I	春II	秋I	秋II
月	授業	授業		
火			授業	授業
水	授業	授業		
木	研究指導			
金				
土1	授業	授業	授業	授業
土2	授業	授業		

〈2年次〉

	春I	春II	秋I	秋II
月				
火				
水				
木	研究指導			
金				
土1				
土2				

〈月曜～金曜〉18:30～21:30 〈土1〉9:00～12:00 〈土2〉13:00～16:00

1年間を4つの期間に分けて開講（クォーター制）

春I（4月～5月）・春II（6月～7月）・秋I（10月～11月）・秋II（12月～1月）

※夏期集中、冬期集中講義もあり。詳細は大学院Web 大学院時間割をご覧ください。

※1科目2単位

※授業科目は2年間に分けて受講可能。研究指導の時間割は指導教員によって異なります。

中小企業経営をテーマにした 多彩な授業を実施しています

多くの大学院では、大企業を題材に教育を行っている場合が多いですが、大企業と中小企業では抱える課題も異なるため、大企業での理論がそのまま中小企業の課題解決につながるとは限りません。その点、北浜キャンパスの社会人大学院では、中小企業をテーマにした授業を数多く開講しています。中小企業の悩みとしてよく挙がる事業承継をテーマにした授業や、中小企業会計に特化した授業など、中小企業の実態に即した授業は、どれも実際の業務に活かせる知識が数多く詰まっています。

北浜・実践経営塾

2024年度開講テーマ一覧

実力派経営者の生の声から、経営哲学・理論を学ぶ

経済評論家である岡田晃氏（本学特命教授）をコーディネーターに迎え、各界から実力派経営者を招聘し、オムニバス形式で展開します。経営者自身の経験に裏打ちされた経営哲学・理論を学ぶチャンスです。

1 2024/10/22(火)

日本発の技術でダイヤモンドの世界を変える

講師：藤森 直治氏（株式会社イーディービー 代表取締役 社長）

2 2024/11/12(火)

衰退する産業を生き抜くための「ひろげる」事業開拓

講師：大西 里枝氏（株式会社大西常商店 代表取締役）

3 2024/12/10(火)

世界シェアNo.1 日本の強みをいかす ～中小企業三代目の挫折と挑戦～

講師：福井 洋氏（株式会社福井製作所 代表取締役）

4 2025/1/21(火)

成長をうむ「非合理的」な組織開発について ～どうやって多様性を強みに変えるか～

講師：竹内 香予子氏（平安仲鋼工業株式会社 代表取締役）

※ 講師の所属などは開講時のものです。

2025年度4月入学
大学院入学試験
経済学研究科

募集要項

※本要項の内容に変更が生じた場合、本学入試情報サイトでお知らせしますので、併せてご確認ください。



CONTENTS

目 次

募集人員・試験日程		出願手続	11-12
試験時間・配点	2	出願時の注意事項	12
個別入学資格審査について	3	検定料	
選考方法		受験および就学上の配慮について	13
博士前期課程		出願書類記入上の注意 (志願票等記入見本)	14
一般入試 (研究コース・税理士養成コース・ ベーシックコース)	4	試験当日の注意	
学内特別入試 (研究コース・税理士養成コース)	5	受験上の注意	15
飛び級入試(春季のみ) (研究コース・税理士養成コース)	6	合格発表	
社会人入試 (研究コース・ベーシックコース)	7	入学手続	16
外国人留学生入試 (研究コース・ベーシックコース)	8	入学時納付金納付後の 入学辞退について 入学金、学費および諸会費 (委託徴収金)	
博士後期課程		奨学金制度	17
一般入試		入試情報開示について	
社会人入試	9	志願者の個人情報保護について	18
外国人留学生入試		経済学研究科 経済学専攻 3つのポリシー	19
博士後期課程 早期修了について	10	本学への道順	

募集人員・試験日程

研究科	専攻・課程	募集人員*	試験日	試験場
経済学研究科	経済学専攻 博士前期課程	10名	【秋季】 2024年9月21日(土)	本学 大隅キャンパス (試験会場は当日掲示します)
	経済学専攻 博士後期課程	5名	【春季】 2025年2月15日(土)	

※募集人員は、2025年度入学の全入試制度を合計したもの

試験時間・配点

- ・科目免除対象の場合を除き、実施する試験科目のうちいずれか1つでも受験しなかった場合は、合否判定の対象となりません。
- ・受験科目数に応じ、総点を調整して判定します。

博士前期課程

入試種別	試験科目	試験時間	配点
一般入試 飛び級入試(春季のみ) (1次試験)*	【研究】専門科目 【税理士養成、ベーシック】小論文	9:30～10:30(60分)	100点
	【研究】外国語 【税理士養成】専門科目	11:00～12:00(60分)	100点
	口頭試問	【ベーシック】11:30～ 【研究、税理士養成】13:30～	100点
学内特別入試	【税理士養成】小論文	9:30～10:30(60分)	100点
	口頭試問	【研究】9:30～ 【税理士養成】13:30～	100点
外国人留学生入試	【研究】専門科目 【ベーシック】小論文	9:30～10:30(60分)	100点
	口頭試問	11:30～	100点
社会人入試	口頭試問	9:30～	100点

※飛び級入試の第1次試験合格者に対し書類審査を行います。

博士後期課程

入試種別	試験科目	試験時間	配点
一般入試	外国語	9:30～11:30(120分)	100点
	口頭試問	口頭試問のみ 9:30～ 筆記試験受験者 13:30～	100点
社会人入試 外国人留学生入試	口頭試問	9:30～	100点



個別入学資格審査について

制度の概要

大学院における「個別入学資格審査」とは、本学大学院において、**日本の大学を卒業した者**（博士後期課程を希望する場合は、**修士の学位または専門職学位を有する者**）と同等以上の学力があるかどうかを認定する審査です。認定された者は本学大学院に出願することができます。

対象者

〈博士前期課程〉一般入試、社会人入試における出願資格(1)～(8)または、外国人留学生入試における出願資格(1)・(2)に記載された要件に該当しない者で、2025年4月1日までに22歳に達する者
〈博士後期課程〉一般入試、社会人入試における出願資格(1)～(5)または、外国人留学生入試における出願資格(1)・(2)に記載された要件に該当しない者で、2025年4月1日までに24歳（社会人入試希望の場合は30歳）に達する者

申請期間

【秋季】2024年 6月24日(月)～ 7月 4日(木) [締切日必着]

【春季】2024年11月11日(月)～11月21日(木) [締切日必着]

必要に応じ面接を課す場合があります。

提出書類

①～④は、所定の用紙を下記の本学入試情報サイトの「入試情報・学費▶大学院入試」からダウンロードしてください。

<https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/admissions/graduate/>



①個別入学資格審査 申請書

②個別入学資格審査 自己推薦書

③個別入学資格審査 志望理由書

④個別入学資格審査 研究計画書

⑤最終学校成績証明書および卒業証明書【**原本**】（申請時の情報が正しく記載されたものに限りします。）

- ・日本語・英語・中国語以外の言語で記載されている場合は、各々の日本語訳もしくは英語訳を添付してください。
- ・申請時に本学大学院研究生として在籍している者は、提出を免除します。
- ・提出書類で原本が1部しかなく、再取得が不可能な場合は、原本から正しく複製されたもの（certified copy）であることの証明を受けた後、提出してください。
- ・中国の大学を卒業した場合、「卒業証明書」および「成績証明書」を提出する代わりに、中国教育部のホームページ（<https://www.chsi.com.cn/>）または、CHSI中国学歴・学籍認証センター日本代理機構が発行する「学歴認証報告書」「成績認証報告書」による提出も認めます。発行には一定時間を要しますので、十分な時間の余裕を持って申し込んでください。

⑥返信用封筒（市販の長形3号封筒の宛先に返信先住所を記入し、344円分の切手*を貼ってください。）

※郵便料金が改定された場合は【封書定形料金（25g以内）+速達料金】

申請方法

市販の封筒を使用し、提出書類一式をすべて揃え、「速達 簡易書留」で郵送してください。

【送付先】〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学 入試部 宛

結果通知

秋季は2024年7月下旬、春季は2024年12月上旬に、提出された返信用封筒を使って通知します。

学内特別入試

■出願資格

次の(1)～(4)の条件をすべて満たしている者。

- (1) 本学4年次(7セメスター以上)に在籍し、2025年3月までに卒業見込みの者
- (2) 3年次(6セメスター)修了までに、卒業必要単位100単位以上(外国語については卒業に必要な単位すべて)を修得済みの者^{※1}
- (3) 演習担当教員またはそれに準ずる教員から推薦された者
- (4) 下記(a)(b)いずれか一つを満たしている者
 - (a) (2)の卒業必要単位のうち、高得点の科目順に100単位を選び、その平均点が80点以上であること^{※2}
 - (b) 下記のア～ケのうち、いずれか一つに該当する者(キ・ク・ケはいずれも2022年4月以降に受験したもの)
 - ア. 税理士試験の1科目以上合格者
 - イ. 日本商工会議所簿記検定1級合格者
 - ウ. 法学検定2級以上合格者
 - エ. ビジネス実務法務検定2級以上合格者
 - オ. 実用英語技能検定準1級以上合格者
 - カ. 国際連合公用語英語検定試験B級以上合格者
 - キ. TOEIC (Test of English for International Communication) のスコアが600点以上の者
 - ク. TOEFL (Test of English as a Foreign Language) のスコアがiBT 61点(PBT 500点、CBT 173点)以上の者
 - ケ. 経済学検定試験「ERE」または「EREミクロ・マクロ」の成績がB⁺以上の者

※1 「卒業必要単位100 単位」には、編入学等のため含めないと到達できない場合に限り、単位認定科目を含めることができます。

※2 平均点算出の際は単位認定科目を除きます。

■試験科目

〈研究コース〉

試験科目	内 容
口 頭 試 問	志望する指導教員の専門・関連分野に関する口頭試問を研究計画書に基づき行います

〈税理士養成コース〉

試験科目	内 容
小 論 文	志望する指導教員の「入試ガイドライン」に基づく ・ 必要な科目を志願票に記入すること
口 頭 試 問	志望する指導教員の専門・関連分野に関する口頭試問を研究計画書に基づき行います

飛び級入試(春季のみ)

■出願資格

次の(1)(2)の条件をすべて満たしている者。

(1) 学部3年次(本学学部生は6セメスター)に在籍している者。ただし、休学期間は在学期間に含まれません。また、在学留学制度により他大学に在学した期間は在学期間とみなします。

(2) 2年次(本学学部生は4セメスター)修了時に、所属する大学の学部における「卒業に必要な最低修得単位数」の6割以上※を修得し、かつその平均点が85点以上またはその85%以上が「優」の評価を得ていること

※編入学等のため修得単位数が「卒業に必要な最低修得単位数」の6割に満たない場合に限り、単位認定科目を含めることができます。その場合、平均点および割合は、その科目を除いて算出します。

■試験科目

【第1次試験】

〈研究コース〉

試験科目	内 容
専 門 科 目	志望する指導教員の「入試ガイドライン」に基づく ・ 必要な科目を志願票に記入すること
外 国 語	・ 英語受験者には、英和辞典を試験当日に貸与します
口 頭 試 問	志望する指導教員の専門・関連分野に関する口頭試問を研究計画書に基づき行います

〈税理士養成コース〉

試験科目	内 容
小 論 文	志望する指導教員の「入試ガイドライン」に基づく ・ 必要な科目を志願票に記入すること
専 門 科 目	志望する指導教員の「入試ガイドライン」に基づく ・ 必要な科目を志願票に記入すること ・ 税理士試験科目1科目以上合格の場合は免除する 免除を希望する場合は、合格証明書の写しを出願時に提出すること
口 頭 試 問	志望する指導教員の専門・関連分野に関する口頭試問を研究計画書に基づき行います

第1次試験合格発表 P.16参照

【第2次試験】

第1次試験合格者に対し書類審査を行います。

3年次(本学学部生は6セメスター)修了時に、在学する大学の所属学部における「卒業に必要な最低修得単位数」の9割以上(外国語については卒業に必要な単位すべて)を修得し、かつ成績が優秀である者を最終合格者とします。

最終(第2次試験)合格発表 P.16参照

注意事項

合格者は、2025年3月31日までに所属する大学の退学手続きを執ってください。また、大学は「中途退学」となりますので、大学卒業を要件としている資格試験等を受験できない場合があります。

社会人入試

■出願資格

次の各項のいずれかに該当し、社会人（有職者）としての実務経験が大学院入学時において2年以上の者。ただし、専修免許状取得志望者については、以下の条件のほか、中学校「社会」、高等学校「地理歴史、公民、商業」いずれか的一种免許状を所持していることが必要です。

- (1) 日本の大学を卒業した者、または2025年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程^{※1}を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号）、または2025年3月までに修了見込みの者
- (9) 本学大学院において、個別入学資格審査^{※2}により認めた者

※1 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。個別入学資格審査で認定を受けてください。

※2 P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■試験科目

〈研究コース〉〈ベーシックコース〉

試験科目	内 容
口 頭 試 問	志望する指導教員の専門・関連分野に関する口頭試問を研究計画書および職務経歴書に基づき行います

ベーシックコースは、入学後指導教員による演習を受講し課題研究レポートを提出する必要があります。（原則として本コースから博士後期課程への進学はできません。博士後期課程への進学を希望する場合は、入学後1年以上経過したのちに指導教員の承諾を得て研究コースにコースを変更すると共に修士論文を執筆する必要があります）

外国人留学生入試

本学大学院外国人留学生入試の出願に際しては、「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を取得または更新できることが条件です。

■出願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ(4)の(a)(b)(c)のいずれかを提出できる者。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程^{*1}を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (2) 外国人留学生として日本の大学を卒業した者、または2025年3月までに卒業見込みの者
- (3) 本学大学院において、個別入学資格審査^{*2}により認めた者
- (4) (a) 日本の4年制大学の卒業証明書または卒業見込証明書
(b) 2022年4月以降に受験した日本語能力試験、日本留学試験(日本語)、日本語検定、実用日本語検定のいずれかの成績通知書(証明書)または認定書のコピー
(c) 本学所定の日本語能力認定書に日本語学校等の機関で志願者の日本語能力に関する証明を受けたもの

※1 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。個別入学資格審査で認定を受けてください。

※2 P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■海外からの受験

- (1) 海外在住者の受験は4月入学入試(秋季)のみとします。
- (2) 本学では志願者に対し発行できるものは受験票のみとなります。受験票以外の書面は発行できません。
- (3) 本学が発行する受験票や合否通知等の送付先は、日本国内の住所のみとします。
- (4) 出願手続後、受験のための短期査証が取得できなかった場合でも、検定料はお返ししません。事前に査証取得に関する要件を充分確認してください。
- (5) 出願書類「住民票の写し」「在留カードの両面コピー」を「パスポートのコピー(氏名、番号、査証内容の記載および写真の貼ってあるすべてのページのコピー)」に代えて提出することができます。
- (6) 出願書類に不備があり、出願期間中に提出が間に合わない場合は受理できません。
- (7) 出願書類に虚偽の記載がある場合には、入学を取り消すことがあります。

■試験科目 試験は原則日本語で行いますが、英語での受験を認める場合があります。

〈研究コース〉

試験科目	内 容
専 門 科 目	志望する指導教員の「入試ガイドライン」に基づく ・必要な科目を志願票に記入すること
口 頭 試 問	志望する指導教員の専門・関連分野に関する口頭試問を研究計画書に基づき行います

〈ベーシックコース〉

試験科目	内 容
小 論 文	時事問題を出題します
口 頭 試 問	志望する指導教員の専門・関連分野に関する口頭試問を研究計画書に基づき行います

ベーシックコースは、入学後指導教員による演習を受講し課題研究レポートを提出する必要があります。(原則として本コースから博士後期課程への進学はできません。博士後期課程への進学を希望する場合は、入学後1年以上経過したのちに指導教員の承諾を得て研究コースにコースを変更すると共に修士論文を執筆する必要があります)

一般入試

■出願資格

次の各項のいずれかに該当する者。

- (1) 修士の学位や専門職学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、個別入学資格審査*により認めた者
- (7) 本学大学院において、個別入学資格審査*により認めた者

※P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■試験科目

試験科目	内 容
外 国 語	志望する指導教員の「入試ガイドライン」に基づく ・必要な科目を志願票に記入すること ・英和辞典使用不可
口 頭 試 問	専攻分野に関する論文（修士論文を含む）に基づき行います

社会人入試

■出願資格

入学時満30歳以上であり、以下の各項のいずれかに該当する者。

- (1) 修士の学位や専門職学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学大学院において、個別入学資格審査*により認めた者
- (7) 本学大学院において、個別入学資格審査*により認めた者

※P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■試験科目

試験科目	内 容
口 頭 試 問	専攻分野に関する論文（修士論文を含む）に基づき行います

外国人留学生入試

本学大学院外国人留学生入試の出願に際しては、「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を取得または更新できることが条件です。

■出願資格

次の各項のいずれかに該当する者。

- (1) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (2) 外国人留学生として日本の大学院において、修士の学位や専門職学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みの者
- (3) 本学大学院において、個別入学資格審査*により認めた者

※P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■海外からの受験

- (1) 海外在住者の受験は4月入学入試(秋季)のみとします。
- (2) 本学では志願者に対し発行できるものは受験票のみとなります。受験票以外の書面は発行できません。
- (3) 本学が発行する受験票や可否通知等の送付先は、日本国内の住所のみとします。
- (4) 出願手続後、受験のための短期査証が取得できなかった場合でも、検定料はお返ししません。事前に査証取得に関する要件を充分確認してください。
- (5) 出願書類「住民票の写し」「在留カードの両面コピー」を「パスポートのコピー(氏名、番号、査証内容の記載および写真の貼ってあるすべてのページのコピー)」に代えて提出することができます。
- (6) 出願書類に不備があり、出願期間中に提出が間に合わない場合は受理できません。
- (7) 出願書類に虚偽の記載がある場合には、入学を取り消すことがあります。

■試験科目

試験科目	内 容
□ 頭 試 問	専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づき行います

博士後期課程 早期修了について

博士後期課程の標準修業年限は3年ですが、特に優れた研究業績を既に有する場合は、在学期間を最短1年で博士号(課程博士)を取得できる場合があります。(ただし、博士前期課程もしくは修士課程を2年未満で修了した場合など、最短が1年ではない場合があります)

この制度の利用を前提に受験を希望する志願者は、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試とも出願する前に、指導を希望する教員に必ず連絡を取った上で相談してください。

出願手続

出願期間	【秋季】2024年8月19日(月)～8月29日(木) 締切日必着 【春季】2025年1月 6日(月)～1月16日(木) 締切日必着
出願方法	郵送に限ります。同封の出願用封筒にて速達 簡易書留で送付してください。
出願宛先	〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学 入試部

出願書類

◎：提出必須 ○該当者のみ提出要

提出書類	注意事項	博士前期				博士後期		
		一般 飛び級	学内 特別	社会人	留学生	一般	社会人	留学生
1 志願票	本学所定の用紙を使用してください。 必要に応じ、裏面も忘れずに記入すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2 写真票	1枚 入学が許可された場合、この写真を 学生証や教務情報等に使用します。 ●出願前3カ月以内に撮影 (白黒・カラーいずれでもOK) ●正面・上半身脱帽で、背景は無地で撮影 ●裏面に氏名を記入して、写真票に貼り付け 【使用不可のもの】 ・個人を特定しづらいもの(目に髪がかかっている、顔が小さい等) ・不鮮明なもの ・プリントアウトした写真を撮影したもの	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3 成績・単位修得 証明書(学部)	出身大学が作成したもの【原本】 出願時の情報が正しく記載されたものに限りします。	◎	◎	◎	◎			
卒業(見込) 証明書(学部)	出身大学が作成したもの【原本】 出願時の情報が正しく記載されたものに限りします。 (飛び級入試志願者は、3年次在学証明書)	◎	◎	◎	◎			
4 成績・単位修得 証明書(修士課程)	出身大学院が作成したもの【原本】 出願時の情報が正しく記載されたものに限りします。					◎	◎	◎
修士学位取得 (見込) 証明書	出身大学院が作成したもの【原本】 出願時の情報が正しく記載されたものに限りします。					◎	◎	◎
5 研究計画書	本学所定の用紙(手書不可、日本語で作成すること) 外国人留学生入試出願者のみ英語も可とする	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6 資格証明書の コピー	試験科目の免除がある場合または学内特別入試の出願資格 (4) (b) で出願する場合に提出すること	○	○		○	○		
7 日本語能力を 証明する証明書	下記のいずれかを提出すること (日本の4年制大学卒業(見込)生は不要) ①日本語能力試験、日本留学試験(日本語)、日本語検定、実用 日本語検定のいずれかの成績通知書(証明書)または認定 書のコピー(2022年4月以降に受験したもの) ②本学所定の日本語能力認定書(日本語学校等の機関におい て日本語能力に関する証明を受けたもの)				○			
8 推薦書	本学所定の用紙(学内特別入試に出願する場合)		◎					
9 職務経歴書	本学所定の用紙(手書不可、日本語で作成すること)			◎			◎	
10 教員免許状(一種)	専修免許状取得希望者のみ 専修免許の取得を希望する科目の一種免許状のコピーもしくは は取得見込証明書を提出してください。	○	○	○	○			
11 住民票の写し (コピー不可)	日本に在住している外国人は提出してください。在留資格、在留期 間、在留カードの番号の記載のあるもの。出願前1年以内に発行さ れたもので、出願時の情報が正しく記載されたものに限りします。	○	○	○	◎	○	○	◎
12 在留カードの 両面コピー	日本に在住している外国人は提出してください。裏面に記載が ない場合も、必ず両面のコピーを提出してください。	○	○	○	◎	○	○	◎
13 個別入学資格審査 認定通知書のコピー	個別入学資格審査により出願を許可された場合は、本学から 送付した通知書のコピーを提出してください。	○		○	○	○	○	○
14 論文および要旨	専門分野に関する論文(修士論文を含む)またはその写しおよび 日本語による同論文の要旨(4,000字程度)を提出してくださ い。論文および要旨の返却を希望する場合は、その旨を記入し たメモを同封してください。合格発表後、郵送にて返却します。					◎	◎	◎

■ 提出書類1・5について

出願時に指導教員を選択する際は、下記の本学入試情報サイトの「入試情報・学費▶大学院入試」から各研究科の「入試ガイドライン」で最新の情報を確認した上で記入してください。

本学入試情報サイト <https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/admissions/graduate/>



■ 提出書類3・4について

- ・ 日本語・英語・中国語以外の言語で記載されている場合は、各々の日本語訳もしくは英語訳を添付してください。
- ・ 出願時に本学大学院研究生として在籍している者は、提出を免除します。
- ・ 提出書類で原本が1部しかなく、再取得が不可能な場合は、原本から正しく複製されたもの (certified copy) であることの証明を受けた後、提出してください。
- ・ 中国の大学を卒業した場合、「卒業証明書」および「成績証明書」を提出する代わりに、中国教育部のホームページ (<https://www.chsi.com.cn/>) または、CHSI中国学歴・学籍認証センター日本代理機構が発行する「学歴認証報告書」「成績認証報告書」による提出も認めます。発行には一定時間を要しますので、十分な時間の余裕を持って申し込んでください。
- ・ 本学卒業・修了(見込)生は入学金が免除されますので、本学卒業・修了(見込)証明書を出願時に提出してください。

■ 提出書類5・7-②・8・9について

本学入試情報サイトの「入試情報・学費▶大学院入試」からダウンロードしてください。

出願時の注意事項

- (1) 本学が指定する出願書類以外の書類を提出された場合、本学で処分します。予めご了承ください。
- (2) 記載内容に虚偽の内容がある場合は、入学を取り消すことがあります。
- (3) 受験票は、志願者数が確定し、準備が整い次第、本学から志願票に記載されている書類送付先住所に発送いたします。試験日の前日までに受験票が届かない場合は入試部までお問い合わせください。
- (4) 試験終了後の受験票未着に対するお問い合わせには一切応じません。
- (5) 旧姓で発行された証明書がある場合は、志願票の旧姓欄にも記入してください。
- (6) 国内外を問わず他大学院等に在籍し同時に本学研究科に在籍する、いわゆる二重学籍はできません。

検定料

検 定 料	35,000円(いったん納付された検定料は、返還いたしません。)												
納 付 期 間	【秋季】 2024年8月19日(月)～8月29日(木) (期間内本学口座必着) 【春季】 2025年1月 6日(月)～1月16日(木) (期間内本学口座必着)												
納 付 方 法	納付方法 ①検定料の納入は、本学所定の振込依頼書(志願票用紙と一連)を使用し、金融機関窓口で手続きしてください(ATMおよびインターネットによる振込みならびに郵便局(ゆうちょ銀行)からの振込みはできません。また、農協等で一部取り扱いえない所もあります)。 ※三井住友銀行(本・支店)窓口で振込む場合は振込手数料が無料となります。 ②検定料振込後、志願票・領収書を受取り、所定の欄に取扱銀行収納印が押印されているか確認してください。 ③領収書は切り離して各自が保管してください。 ④やむを得ずATMで振込む場合は、次の4点を承諾の上、手続きしてください。 ●振込手数料は振込者の負担となります。 ●振込依頼人名欄には「整理番号(志願票に記載)」に続けて「志願者本人名」を入力してください。 ●「利用明細書のコピー」を、出願書類に同封してください(原本は本人保管)。 ●納付期間内に本学口座必着のこと。 ※海外からの送金について(期間内本学口座必着) 海外から送金する場合は、日本における銀行の手数料を加算して、下記の口座に日本円で35,000 円(検定料)が入金されるように送金してください。 金額に不足があれば受理できません。送金小切手は取り扱いできません。 <table border="1"> <tr> <td>Bank</td><td>SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION</td></tr> <tr> <td>Branch</td><td>TENROKU BRANCH</td></tr> <tr> <td>Branch Address</td><td>6-4-20, Tenjimbashi, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka, 530-0041, Japan</td></tr> <tr> <td>Account Name</td><td>OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS</td></tr> <tr> <td>Account Number</td><td>286800</td></tr> <tr> <td>Swift Code</td><td>SMBC JP JT</td></tr> </table> 受取人宛通知事項には、志願者氏名を必ず記入してください。 Please make sure to write the applicant's name in the Message to Payee field.	Bank	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION	Branch	TENROKU BRANCH	Branch Address	6-4-20, Tenjimbashi, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka, 530-0041, Japan	Account Name	OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS	Account Number	286800	Swift Code	SMBC JP JT
Bank	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION												
Branch	TENROKU BRANCH												
Branch Address	6-4-20, Tenjimbashi, Kita-ku, Osaka-shi, Osaka, 530-0041, Japan												
Account Name	OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS												
Account Number	286800												
Swift Code	SMBC JP JT												

受験および就学上の配慮について

■疾病・負傷や身体機能等の障がいのため、受験時および入学後の就学に配慮を必要とされる場合

原則として**出願する1カ月前までに**
入試部へご相談ください。



申請書(本学所定様式)と診断書等を提出いただき、記載内容と障がい等の程度に応じて配慮内容を決定し通知いたします。

※事前に施設や配慮内容等の確認が必要な場合、本学にお越しいただくことがありますので、ご承知おきください。
※出願後の不慮の事故等による負傷・急な疾病等で受験時に配慮を希望する場合は至急入試部に申し出てください。



出願書類記入上の注意(志願票等記入見本)

黒色ボールペンではっきりと記入してください(消せるボールペンの使用は不可)。

●出願する課程等

出願する課程・入試区分・コースを○で囲んでください。

(留学生のみ)

合格発表までに在留期間満了日を迎える予定で、現在、在留期間更新中の場合は、✓(チェック)を入れてください。

●在留資格(留学生のみ)

「留学」の在留資格を取得または更新できることが条件です。

●在留期間満了日(留学生のみ)

在留カードおよび住民票の写しに記載されている在留期間満了日を記入してください。

●書類送付先住所(日本国内)

受験票や合否通知等を郵送する際の宛先を記入してください。

●受験する試験科目

募集要項の指示にしたがって受験する試験科目を記入してください。

●志望する指導教員名

募集要項の指示にしたがって志望する指導教員名を記入してください。

●写真

写真裏面に氏名を記入し、写真貼付欄に貼り付けてください。

〈写真裏面〉

氏名

表面

2025年度4月入学 大阪経済大学大学院 経済学研究科入学試験 志願票 [大学提出]

出願する課程 (○で囲む) 博士前期課程	出願する入試区分 (○で囲む) 一般入試	学内特別入試 飛び級入試(春季のみ)	社会人入試 外国人留学生入試	受験番号 [大学提出] [大学提出] [大学提出]
出願するコース (○で囲む) 博士前期課程のみ	研究コース Ⅱ 税理士養成コース	Ⅲ ベンチャーコース		生年月日(西暦) 2002年5月23日生
氏名 (日本語の読み方) フリガナ (日本語の読み方) 氏名 (英語/ローマ字) パスポート記載の アルファベット表記 (留学生のみ)	ワン 王 WANG	ジン 静 JING		性別 男・②
国籍(留学生のみ) 中国	在留資格 (留学生のみ)	在留期間満了日 (留学生のみ) 年 月 日	在留期間更新中の 場合は右に記す	
書類送付先住所 (日本国内) 〒533-8533 大阪市東淀川区大森2-2-8-A-301 大森マンション	出願資格 西暦 年 月 月 大学・学校 学部 学科・科 大学・大学院 大学・大学院 研究科 修了見込	受験する試験科目 (①) 第1志望 (②) 第2志望(ベンチャーコースのみ) (③) 第3志望(ベンチャーコースのみ)	免除	3年次卒業 卒業見込 卒業 修了見込 修了
志望する指導教員名 (注1) 志望する指導教員の名前を記入してください。注2) 志望する指導教員の名前を記入してください。注3) ベンチャーコース志願者は第3志望まで記入できます。	志望する指導教員名 (注1) 志望する指導教員の名前を記入してください。注2) 志望する指導教員の名前を記入してください。注3) ベンチャーコース志願者は第3志望まで記入できます。	志望する指導教員名 (注1) 志望する指導教員の名前を記入してください。注2) 志望する指導教員の名前を記入してください。注3) ベンチャーコース志願者は第3志望まで記入できます。	志望する指導教員名 (注1) 志望する指導教員の名前を記入してください。注2) 志望する指導教員の名前を記入してください。注3) ベンチャーコース志願者は第3志望まで記入できます。	

裏面に続く。

2025年度4月入学 大学院 経済学研究科入学試験 写真票

受験番号 [大学提出]	氏名 ワン ジン 王 静 WANG JING 性別 男・②
写真貼付欄 出願前3か月以内に撮影した正面半身写真(縦向き)のものを4cm×3cmの大きさに切って貼付してください。写真裏面に氏名を記入してください。入学が許可された場合、この写真を学生証や教務情報等を使用します。	写真貼付欄 出願前3か月以内に撮影した正面半身写真(縦向き)のものを4cm×3cmの大きさに切って貼付してください。写真裏面に氏名を記入してください。入学が許可された場合、この写真を学生証や教務情報等を使用します。

2025年度4月入学 大阪経済大学 大学院 入学検定料 領収書

¥35,000

振込後、領収書は切り離して各自が保管してください。

2025年度入学検定料 振込依頼書

大阪経済大学 電信振込 振込依頼書

取扱期間 秋学期 2024年8月19日～2024年8月29日
春学期 2025年1月6日～2025年1月16日

振込日 年 8月19日 電信振込 手数料 ¥35000

振込先 三井住友銀行 大阪支店 口座 2868000

受取人 オオサカケイザイダイガク

振込金額 ¥35000

振込手数料 ¥35000

振込後、領収書は切り離して各自が保管してください。

2025年度入学検定料 振込依頼書

大阪経済大学 電信振込 振込依頼書

取扱期間 秋学期 2024年8月19日～2024年8月29日
春学期 2025年1月6日～2025年1月16日

振込日 年 8月19日 電信振込 手数料 ¥35000

振込先 三井住友銀行 大阪支店 口座 2868000

受取人 オオサカケイザイダイガク

振込金額 ¥35000

振込手数料 ¥35000

裏面 表面 注1に該当する場合は必ず記入してください。

博士前期課程 表面 注1に該当する場合は、以下に記入してください。

学 歴 (小学校から最終出身学校まで時系列に詳しく記入してください)	学 校 名	所 在 地	標準修業年限	入 学 年 月	卒 業 (修了) 年 月
小 学 校	〇〇〇小学校	中国・北京	6 年	2008 年 4 月	2014 年 3 月
中 学 校	〇〇〇初級中学	中国・北京	3 年	2014 年 4 月	2017 年 3 月
高 等 学 校	〇〇〇高級中学	中国・北京	3 年	2017 年 4 月	2020 年 3 月
大 学	学校名 〇〇大学 (英文: 〇〇University)	中国・北京	4 年	2020 年 4 月	卒業 2024 年 3 月 学位取得 2024 年 3 月
大 学 院	学校名 (英文:) 研究科 (英文:) 専攻 (英文:)		16 年		修了 年月 学位取得 年月
その 他 (日本語学校等)	学校名 (英文:) 専攻 (英文:)		年	年 月	年 月

小学校から最終出身学校までの学歴を時系列に詳しく記入してください。

16年に満たない場合、個別入学資格審査で認定を受けてください。

試験当日の注意

天候不良等による交通機関への影響に留意し、余裕を持って試験場にお越しください。

大規模な遅延、運休等が発生した場合	試験時間を繰り下げて実施することがあります。 この場合、遅刻限度を超えた時間であっても受験を認める場合があります。速やかに試験場へ向かい、監督者の指示に従ってください。 なお、受験されなかった場合の特別な措置や入学検定料の返還および追試験・再試験は行いません。
試験場への交通手段	公共交通機関を利用してください。 試験場に駐車場はありませんので、自家用車での送迎はご遠慮願います。 また、渋滞、事故等による遅刻は一切配慮いたしません。
自然災害（大雪、地震、台風、洪水等）、火災、停電、その他本学の責によらない不可抗力による事故等が発生した場合	本学の判断により試験時間を繰り下げて実施することがあります。 ただし、その際発生した受験者の負担費用、その他個人的損害について、本学はその責任を一切負いません。
試験時間の繰り下げ等変更が生じる際の本学から受験者への連絡	本学入試情報サイトでを行います。 https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/ 
試験時間中の生活騒音に対する対応	特別な対応はいたしません。 （生活騒音の例） 雨・風・雷の音、交通騒音、緊急車両のサイレン、工事の音、試験室内の空調・照明の発する音、動物の鳴き声、監督者による試験実施に必要な指示・説明・巡回・打合せ等の際生じる音、他の受験者・監督者の発する音（くしゃみ、咳、鼻をすする音）等

受験上の注意

試験室では監督者の指示に従ってください。

受験票	必ず持参してください。
試験室への入室	試験当日は試験開始の20分前までに試験室へ入室してください。
遅刻限度	試験開始時刻より30分以上遅刻した場合は受験できません。
試験座席	試験室では机上に受験番号札を置いています。 指定された席に着き、受験票は受験番号札の手前に提示してください。
試験時間中に机上に置けるもの	受験票、黒鉛筆（シャープペンシル可）、プラスチック製の消しゴム、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類を除く）、時計（計時機能だけのもの）、その他本学が認めたもの。 これら以外の所持品はかばんに入れて足元に置いてください。
携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末等の通信機器、音の出る機器の使用	禁止します。 これらを時計として使用することはできません。 試験室に入る前に必ずアラーム等の設定を解除し電源を切ってかばんに入れておいてください。
時計の使用	計時機能のみのものに限りです。 時報、アラーム等音の出る設定は解除しておいてください。 計時以外の機能のついたものや機能の有無が判別しづらいもの、また音の出るものやストップウォッチ、キッチンタイマー等の場合は、試験終了まで入試本部で保管することがあります。
不正行為に該当する行為	監督者の指示に違反、または以下のような行為が認められた場合は直ちに試験の中止を命じ、全試験を無効とします。また、警察に被害届を提出する場合があります。 （1）替玉受験 （2）机上に置けるもの以外（カンニングペーパー、教科書、辞書、参考書、電卓・電子辞書等の電子機器類、携帯電話・スマートフォン等の通信機器）の使用 （3）答案の交換、他人の答案ののぞき見やそれを補助する機器の使用等 （4）試験を妨害する、他の受験者に迷惑をかける行為をすること等

（注意）大学周辺の路上および上新庄駅、瑞光四丁目駅付近等で合否連絡を取扱う者や下宿案内のパンフレットおよびピラ等を配布している者は、大学とは一切関係ありませんので注意してください。また最寄り駅から大学入り口付近までの間のトラブルには十分注意してください。

合格発表

合格発表日時	【秋季】2024年10月9日(水) 10:00 【春季】2025年 3月5日(水) 10:00 【飛び級入試(春季のみ)】1次試験2025年3月5日(水) 10:00 2次試験2025年3月7日(金) 郵送のみ
通知書の発送	通知書は合格・不合格いずれの場合も 合格発表当日に、志願票に記載されている書類送付先住所へ速達便で発送します。 地域によって到着が異なることがありますので、ご了承ください。
本学入試情報サイトによる合格者の受験番号発表	本学入試情報サイトに合格者の受験番号を発表します(合格発表日時より2日間)。 https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/ 特に発表日当日はサイトにつながりにくい場合があります。 その際はしばらく時間を置いてアクセスしてください。 大学内での掲示は行いません。 
合否に関する電話での問い合わせ	一切応じません。

入学手続

合格者は次の入学手続を行ってください。入学手続を完了した者に入学を許可します。

入学金、学費および諸会費(委託徴収金)の納付期間	【秋季】2024年10月9日(水)～11月 5日(火) [本学口座必着] 【春季】2025年 3月5日(水)～ 3月19日(水) [本学口座必着] 【飛び級入試(春季のみ)】2025年3月7日(金)～3月19日(水) [本学口座必着]
入学に必要な書類	・合格者には、合格通知書および入学に必要な書類を送付します。記載事項に従って指定された期日(2025年3月19日)までに提出してください。 ・合格者で入学手続をしていたとしても、2025年3月31日までに卒業(修了)できない者は、入学を取り消します。 ・受験時に卒業(修了)見込の条件で入学を許可された者は、卒業(修了)証明書の提出が必要です。 ・外国人留学生入試合格者は、入学に際しては身元保証書(※)が必要になります。 ※身元保証書 ・出願時に身元保証人は必要ありませんが、入学手続時には必要となります。 ・身元保証人は、原則として独立して生計を営む者で、優先順位は次のとおりです。 ① 日本に在住する親またはその他の親族 ② 日本に在住しない親またはその他の親族 ③ ①、②ともにいない場合に限り、日本に在住する知人等 *身元保証人は、入学手続時に身元保証書及び住民票の提出が必要です。身元保証人が日本国内に在住していない場合は、保証人の住所、氏名が記載された公的機関が発行する証明書が必要です(例:中国の場合…居民戸口簿)。 *日本在住の身元保証人を得られず、本国在住の父母を保証人にする場合は、緊急時の連絡先として、本国の父母に連絡することができる日本在住の連絡人が必要です。 [日本在住の連絡人について] ・出願時に連絡人は必要ありませんが、入学手続時には必要となります。 (1) 連絡人は、在学中、留学生本人に諸問題が発生した場合は、大学と連絡を取り合うこと。 (2) 連絡人は、大学から要請がある場合には、留学生本人への連絡等適切に対応すること。 *連絡人は、日本に在住する兄弟姉妹、配偶者又はその他の親族、友人、知人等で、日本語能力が十分あり、社会人として独立して生計を営む者。 *留学生および学生は、保証人、連絡人になれません。

重要 入学時納付金納付後の入学辞退について

下記本学所定の手続きを行った者に限り、**入学金を除く納付金**を返還します。

対 象	本学所定の「入学辞退届」を提出した者。 「入学辞退届」は、『入学に必要な書類』(冊子)に綴り込んであります。
入学辞退届の提出期限	2025年3月31日(消印有効)

入学金、学費および諸会費(委託徴収金)

2025年度入学金、学費および諸会費(委託徴収金)は下表の通りです。

(単位:円)

		年 額	春学期	秋学期
入 学 金		200,000	200,000	——
学 費	授 業 料	530,000	265,000	265,000
	施設設備資金	140,000	70,000	70,000
	計	670,000	335,000	335,000
諸会費 (委託徴収金)	大阪経大会費	1,000	1,000	——
合 計		871,000	536,000	335,000

- (1) 本学卒業生、本学大学院修了生および飛び級入試合格者で本学3年次在籍者が入学する場合は、入学金が免除されます。
- (2) 私費外国人留学生には授業料減免を願い出ることができる制度があります(認定基準があります)。詳細は、国際部へお問い合わせください。

奨学金制度

大学院経済学研究科奨学金

対 象 者	社会人入試での入学者を除く全学生
採 用 人 数	各学年最大2名
給 付 額	1学期授業料相当額(秋学期に給付)
採 用 選 考	奨学金統一試験の成績に基づき選考(3月下旬に実施)
担 当	学生部 奨学金係 TEL 06-6328-2431(代表)



入試情報開示について

本学では受験者本人(代理人不可)から請求があれば、当入学試験の成績を開示します。
ただし、過年度(2024年度以前)の開示は行いません。

申請資格	受験者本人に限ります(代理人による申請は受け付けません)
開示内容	①科目別の得点、および総点 ②合格最低点
開示方法	開示請求があったものについて、2週間以内に郵送で成績開示書を交付します
申請期間	2025年4月2日(水)～4月25日(金)
申請方法	入試部窓口へ持参または郵送【締切日消印有効】 窓口受付は、原則として平日9:00～17:00(窓口休業日を除く)
申請に必要な書類	①入学試験成績開示申請書 (本学所定様式 本学入試情報サイトよりダウンロードしてください) ②本学入学試験の受験票<コピーは不可> 受験票を紛失した場合は、受け付けることができません お預かりした受験票は成績開示書を送付する際に同封します ③460円分切手 返信用として【封書定形料金(25g以内)+簡易書留料金】分の切手を用意してください ④受験者本人であることを証明する公的書類のコピー (学生証・健康保険証・免許証・住民票の写し等)
書類送付先・問合せ先	〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学 入試部 TEL 06-6328-2431(代表)



志願者の個人情報保護について

出願における同意事項について

●大阪経済大学では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、出願に際し志願者から提供された個人情報を以下のように利用し、適切に管理いたします。

- (1) 入学試験実施に係わる連絡
- (2) 該当者への合否通知並びに入学手続きのための資料発送
- (3) 学生生活を開始するにあたり大学が必要と判断した事項に関する情報提供
- (4) 教育改善のための調査・研究、および個人を特定しない入試統計データ

ただし、上記の一部について、大学の指定した業者に委託することがあります。この場合も、大阪経済大学と同様、個人情報保護に十分な体制を整えた委託会社を選定し、上記以外の目的には利用いたしません。

◆以下は、志願票氏名欄への記入をもって「同意した」とし、個人情報保護法を遵守し利用いたします。

- (1) 志願票提出に際し、記入不備または本学では判断できない状況があり、著しく本人が不利益を被ると予想され、本人に連絡がつかない時に、本人に通知することなく出身学校等に連絡をとること
- (2) 今後の入試制度の展開のため、志願者が本学に提供した情報を、個人を特定できない形にして、事前に通知することなく、本学の判断により利用すること



博士前期課程

I ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

研究コース、税理士養成コース、ベーシックコースからなり、修了に必要な要件*を満たし、修士論文あるいは課題研究レポートの審査および最終試験に合格し、以下の要件を満たした者に、修士(経済学)の学位を授与します。

- 研究コースにあつては、経済学あるいは地域政策の専門知識を備え(DP1)、研究に必要な分析能力を身につけている(DP2)。
- 税理士養成コースにあつては、財政学や税法の専門知識を活かし(DP1)、税理士として社会に貢献できる(DP2)。
- ベーシックコースにあつては、経済学あるいは地域政策の専門知識を活かし(DP1)、高度専門職業人として社会に貢献できる(DP2)。

*修了に必要な要件: 32単位以上(内、演習8単位)の単位修得、かつ一定の研究成果(修士論文または課題研究レポート)の提出が必要。

II カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)

[教育課程編成の方針]

研究、税理士養成、ベーシックのいずれのコースにおいても、学生が目指す職業や研究の目的に即して、専門知識を効率的に学べるように、経済学基礎、理論、歴史、政策、統計・計量・情報、国際経済、法律、語学・文献調査、経済調査実習、地域調査実習の諸領域をカバーするカリキュラムを提供します。また、それら専門知識を基礎とし、指導教員による、入学から修了までの一貫した論文指導を通じて、質の高い修士論文等に結実するよう教育課程を編成しています。

[教育課程実施の方針]

授業科目は少人数で履修できる体制を整えます。演習科目では、基本的な研究方法から個々の学生の研究テーマの設定ならびに論文執筆まで、マンツーマンのきめ細かな指導を行います。2年次生は、それまでの研究成果を秋学期に開催される「中間報告会」において発表する機会をもち、研究指導教員以外の教員からも助言を受けます。

[教育評価の方針]

修得すべき知識、技能、能力に関しては、修士論文また課題研究レポートの研究成果の審査により評価します。

III アドミッション・ポリシー (入学受け入れ方針)

[求める大学院生像]

- 研究コースにあつては、経済学の理論と応用に関する研究を行い、博士後期課程へ進学して自立した研究者となることに強い意欲を持った人を求めています。
- 税理士養成コースにあつては、経済学を基礎としながら、財政学や税法の理論と応用を研究し、広い視野と深い洞察力を身につけた税理士となることに強い意欲をもった人を求めています。
- ベーシックコースにあつては、経済学の理論と応用あるいは国内外の地域政策の理論と応用を研究・調査し、専門知識を活かした高度専門職業人志望者や生涯学習に強い意欲をもった人を求めています。

[求める能力・知識と判定方法]

経済分野における課題に対して論理的に考察し、自身の考えを口頭と文章によつて的確に表現する思考力と表現力を求めています。

以上の思考力と表現力に加え、研究コースにあつては、志望する指導教員が求める専門知識と外国語能力が求められます。税理士養成コースにおいては、財政学や税法の専門知識が求められます。

入学希望者が持つそれら能力や知識の水準の判定は、専門科目、外国語、小論文などの筆記試験と、研究計画書に基づく口頭試験により行います。

博士後期課程

I ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

修了に必要な要件*を満たし、博士論文の審査および最終試験に合格し、経済学あるいは地域政策の最高度の専門知識を備え(DP1)、研究者として自立して活動できる研究能力を体得し(DP2)、自らが有する学識を教授する能力を有した者に(DP3)、博士(経済学)の学位を授与します。

*修了に必要な要件:

課程博士(甲)の場合、20単位以上(内、演習12単位)の単位修得、かつ博士論文の提出が必要。

論文博士(乙)の場合、博士論文の提出に加え、提出論文が公開されていること(または1年以内に公開予定であること)が必要。

II カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)

[教育課程編成の方針]

博士後期課程(博士課程)では、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識とその学識を教授する能力を養うことを目指し、理論、歴史、政策、地域、統計、国際経済、法律、文献研究の諸領域をカバーするカリキュラムを提供します。また、それら専門知識を基礎とし、指導教員による、入学から修了までの一貫した論文指導を通じて、質の高い博士論文等に結実するよう教育課程を編成しています。

[教育課程実施の方針]

授業科目は少人数で履修できる体制を整えます。演習科目では、基本的な研究方法から個々の学生の研究テーマの設定ならびに論文執筆まで、マンツーマンのきめ細かな指導を行います。また、博士論文の内容に関連のある論文報告会を、適宜行い研究指導教員以外の教員からも助言を受けます。

[教育評価の方針]

修得すべき知識、技能、能力に関しては、博士論文の審査、および、公開論文やWorking Paper (Discussion Paper)の刊行、学会報告等による研究成果の公表により評価します。

III アドミッション・ポリシー (入学受け入れ方針)

[求める大学院生像]

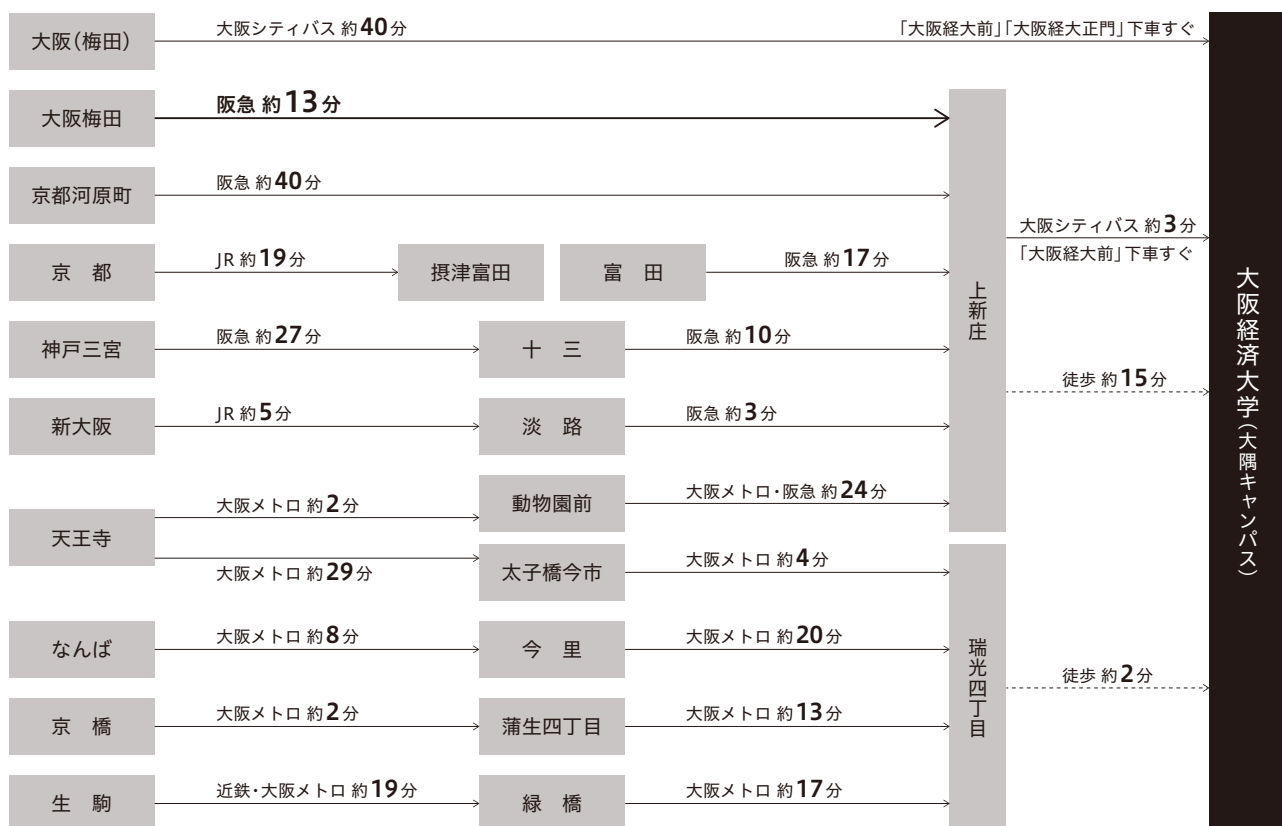
前期課程での研究を土台として、経済学の理論と応用に関するさらに深い研究を通じて独自の研究成果を生み出し、博士学位を取得することに強い意欲をもった人を求めています。

[求める能力・知識と判定方法]

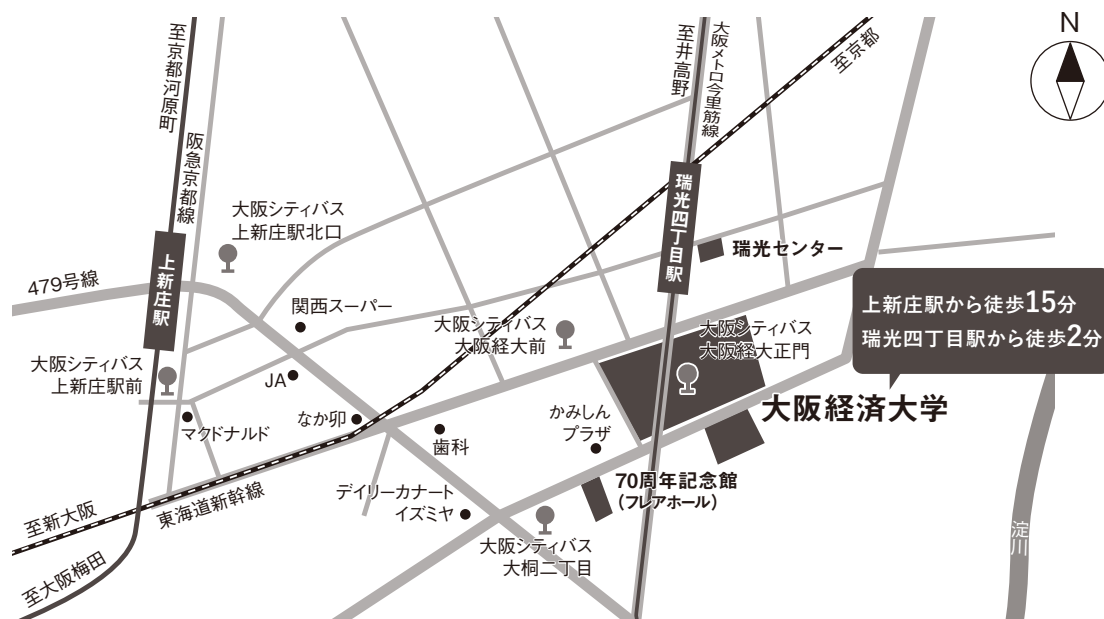
経済学に関する総合的かつ高度な知識と、専門分野における優れた問題発見、分析などの研究能力および論文作成能力を求めています。

入学希望者が持つそれら能力や知識の水準の判定は、専攻分野に関する論文(修士論文を含む)に基づく口

ACCESS アクセス(本学への道順)



*乗り換えの時間は含んでいません。
 *実際にお越しになる際は、事前にご自身でもお調べください。
 *本学に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

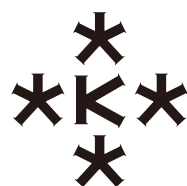


〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8
 TEL.06-6328-2431 (代) TEL.06-6328-2003 (入試部直通)
<https://www.osaka-ue.ac.jp/>

2025年度4月入学
大学院入学試験
経営学研究科

募集要項

※本要項の内容に変更が生じた場合、本学入試情報サイトでお知らせしますので、併せてご確認ください。



つながる力。

大阪経済大学

OSAKA UNIVERSITY OF ECONOMICS

CONTENTS

目 次

募集人員・試験日程 試験時間・配点	2
個別入学資格審査について	3
選考方法 一般入試	4
学内特別入試	5
学内飛び級入試(春季のみ)	6
社会人入試	7
サテライトコース(北浜社会人入試)	8
外国人留学生入試	9
出願手続	10-11
出願時の注意事項	11
検定料 受験および就学上の配慮について	12
出願書類記入上の注意(志願票等記入見本)	13
試験当日の注意 受験上の注意	14
合格発表 入学手続	15
入学時納付金納付後の入学辞退について 入学金、学費および諸会費(委託徴収金) 奨学金制度	16
入試情報開示について 志願者の個人情報保護について	17
経営学研究科 経営学専攻 3つのポリシー	18
本学への道順	

募集人員・試験日程

研究科	専攻・課程	募集人員 ^{※1}	時 期	試 験 日	試験場
経営学研究科	経営学専攻 修士課程	50名	秋 季	【税法ゼミ以外】 2024年9月21日(土) 【税法ゼミ】 ^{※2} 2024年9月21日(土)・22日(日)	本学 大隅キャンパス (試験会場は当日 掲示します)
			春 季	【税法ゼミ以外】 2025年2月15日(土) 【税法ゼミ】 ^{※2} 2025年2月15日(土)・16日(日)	

※1 募集人員は、2025年度入学の全入試制度を合計したもの

※2 税法ゼミ志望者は2日間受験すること

試験時間・配点

試験科目のうちいずれか1つでも受験しなかった場合は、合否判定の対象となりません。

税法ゼミ以外を志望する者

入試種別	試験科目	試験時間	配点
一般入試	専門科目(2科目)	9:20～10:50(90分)	各50点
	口頭試問	13:30～	100点
学内飛び級入試(春季のみ) (1次試験) [※]	専門科目(1科目)	9:20～10:05(45分)	100点
	口頭試問	11:30～	100点
学内特別入試、社会人入試 サテライトコース (北浜社会人入試)	口頭試問	9:30～	100点
外国人留学生入試	専門科目(1科目)	9:20～10:50(90分)	100点
	外国語	11:20～12:50(90分)	100点
	口頭試問	13:30～	100点

※学内飛び級入試の第1次試験合格者に対し書類審査を行います。

税法ゼミを志望する者

入試種別	試験科目	試験時間	配点
1日目	一般入試	専門科目(2科目)	各50点
	学内飛び級入試(春季のみ) (1次試験) [※]	専門科目(1科目)	100点
	学内特別入試 サテライトコース (北浜社会人入試)	小論文	100点
	外国人留学生入試	専門科目(1科目)	100点
		外国語	100点
2日目	1日目のすべての 入試種別	口頭試問	100点

※学内飛び級入試の第1次試験合格者に対し書類審査を行います。

○税法ゼミの指導教員は入学ガイダンス前に決定します。入試における基礎的な法的思考能力(考察力、文章表現力、論理的思考力など)をみて、税法以外の法律系担当教員の研究指導を受けていただく場合があります。



個別入学資格審査について

制度の概要

大学院における「個別入学資格審査」とは、本学大学院において、**日本の大学を卒業した者**と同等以上の学力があるかどうかを認定する審査です。認定された者は本学大学院に出願することができます。

対象者

一般入試、社会人入試、サテライトコース（北浜社会人入試）における出願資格（1）～（8）、または外国人留学生入試における出願資格（1）（2）に記載された要件に該当しない者で、2025年4月1日までに22歳に達する者。ただし、サテライトコース（北浜社会人入試）の受験を希望する者は、大学院入学時において社会人（有職者）としての実務経験が4年以上かつ2025年4月1日までに24歳に達する者。

申請期間

【秋季】2024年 6月24日(月)～ 7月 4日(木) [締切日必着]

【春季】2024年11月11日(月)～11月21日(木) [締切日必着]

必要に応じ面接を課す場合があります。

提出書類

①～④は、所定の用紙を下記の本学入試情報サイトの「入試情報・学費 ▶ 大学院入試」からダウンロードしてください。

<https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/admissions/graduate/>



①個別入学資格審査 申請書

②個別入学資格審査 自己推薦書

大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が判断するために必要な事実を記述してください。枚数に制限はありません。必要な事実には、実務経験で培った技術や過去の業績、研究歴やその業績、取得資格等を含みます。なお、参考となる資料があれば併せて提出してください。ただし、提出された資料は返却できません。

③個別入学資格審査 志望理由書

④個別入学資格審査 研究計画書

⑤最終学校成績証明書および卒業証明書【**原本**】（申請時の情報が正しく記載されたものに限りです。）

- ・ 日本語・英語・中国語以外の言語で記載されている場合は、各々の日本語訳もしくは英語訳を添付してください。
- ・ 申請時に本学大学院研究生として在籍している者は、提出を免除します。
- ・ 提出書類で原本が1部しかなく、再取得が不可能な場合は、原本から正しく複製されたもの（certified copy）であることの証明を受けた後、提出してください。
- ・ 中国の大学を卒業した場合、「卒業証明書」および「成績証明書」を提出する代わりに、中国教育部のホームページ（<https://www.chsi.com.cn/>）または、CHSI中国学歴・学籍認証センター日本代理機構が発行する「学歴認証報告書」「成績認証報告書」による提出も認めます。発行には一定時間を要しますので、十分な時間の余裕を持って申し込んでください。

⑥返信用封筒（市販の長形3号封筒の宛先に返信先住所を記入し、344円分の切手*を貼ってください。）

※郵便料金が改定された場合は【封書定形料金（25g以内）+速達料金】

申請方法

市販の封筒を使用し、提出書類一式をすべて揃え、「**速達 簡易書留**」で郵送してください。

【送付先】〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学 入試部 宛

結果通知

秋季は2024年7月下旬、春季は2024年12月上旬に、提出された返信用封筒を使って通知します。



選考方法

一般入試

■出願資格

次の各項のいずれかに該当する者。

- (1) 日本の大学を卒業した者、または2025年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程^{※1}を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号）、または2025年3月までに修了見込みの者
- (9) 本学大学院において、個別入学資格審査^{※2}により認めた者

※1 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。個別入学資格審査で認定を受けてください。

※2 P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■試験科目

試験科目	内 容
専 門 科 目	経営学、会計学、商学、民法、商法・会社法、税法 [*] 、英語から2科目選択 ・選択した科目を志願票に記入すること ・英語受験者には、英和辞典を試験当日貸与します
口 頭 試 問	研究計画書に基づき行います

※税法ゼミを志望する者は、専門科目「税法」を必ず受験すること。

学内特別入試

■出願資格

次の(1)(2)の条件をすべて満たしている者。

(1) 本学4年次(7セメスター以上)に在籍し、2025年3月までに卒業見込みの者

(2) 3年次修了(6セメスター修了)までに、卒業必要単位90単位以上を修得し、下記(a)(b)(c)のいずれかを満たしている者^{※1}

(a) 上記の卒業必要単位のうち、高得点の科目順に90単位を選び、その平均点が75点以上であること^{※2}

(b) 下記のうち、いずれか1つに該当する者

ア. 中小企業診断士1次試験合格者

イ. リテールマーケティング(販売士)検定1級の4科目以上の合格者

ウ. 税理士試験の1科目以上の合格者

エ. 日本商工会議所簿記検定1級合格者

オ. 実用英語技能検定準1級以上合格者

カ. 国際連合公用語英語検定B級以上合格者

キ. TOEIC(Test of English for International Communication)のスコアが730点以上の者

ク. TOEFL(Test of English as a Foreign Language)のスコアがiBT79点(PBT550点、CBT213点)以上の者

ケ. 法学検定2級以上合格者

コ. ビジネス実務法務検定2級以上合格者

サ. 宅地建物取引主任者試験合格者

(c) 演習担当教員または学部長から推薦された者

※1 「卒業必要単位90単位」には、編入学等のため含めないと到達できない場合に限り、単位認定科目を含めることができます。

※2 平均点算出の際は単位認定科目を除きます。

■試験科目

税法ゼミ以外を志望する者

試験科目	内 容
□ 頭 試 問	研究計画書に基づき行います

税法ゼミを志望する者

試験科目	内 容
小 論 文	専門分野に関する問題を出題
□ 頭 試 問	研究計画書に基づき行います

学内飛び級入試(春季のみ)

■出願資格

次の(1)(2)の条件をすべて満たしている者。

- (1) 本学3年次(6セメスター)に在籍している者。ただし、休学期間は在学期間に含まれません。また、在学留学制度により他大学に在学した期間は在学期間とみなします。
- (2) 3年次春学期(5セメスター)修了時に、所属学部における卒業に必要な修得単位100単位以上*を修得し、かつその平均点が80点以上の者(ただし、修得単位数が100単位をこえる場合には高得点の科目の順に100単位を選び、その平均点をとる。)

※編入学等のため修得単位が「卒業に必要な修得単位100単位」に到達できない場合に限り、単位認定科目を含めることができます。その場合平均点は、その科目を除いて算出します。

■試験科目

【第1次試験】

試験科目	内 容
専 門 科 目	経営学、会計学、商学、民法、商法・会社法、税法*から1科目選択 ・選択した科目を志願票に記入すること
口 頭 試 問	研究計画書に基づき行います

※税法ゼミを志望する者は、専門科目「税法」を必ず受験すること。

第1次試験合格発表 P.15参照

【第2次試験】

第1次試験合格者に対し書類審査を行います。

3年次(6セメスター)修了時に、所属学部における「卒業に必要な修得単位数」が112単位以上であり、かつ成績が優秀である者を最終合格者とします。

最終(第2次試験)合格発表 P.15参照

注意事項

合格者は、2025年3月31日までに本学(学部)の退学手続きを執ってください。また、大学は「中途退学」となりますので、大学卒業を要件としている資格試験等を受験できない場合があります。

社会人入試

税法ゼミを志望する者は、社会人入試には出願できません。

税法ゼミを志望する場合は、「一般入試」・「学内特別入試」・「学内飛び級入試」・「サテライトコース（北浜社会人入試）」・「外国人留学生入試」のいずれかに出願してください。

■出願資格

次の各項のいずれかに該当し、社会人（有職者）としての実務経験が大学院入学時において2年以上の者。

- (1) 日本の大学を卒業した者、または2025年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程^{※1}を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号）
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号）、または2025年3月までに修了見込みの者
- (9) 本学大学院において、個別入学資格審査^{※2}により認めた者

※1 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。個別入学資格審査で認定を受けてください。

※2 P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■試験科目

試験科目	内 容
□ 頭 試 問	研究計画書・職務経歴書に基づき行います

サテライトコース(北浜社会人入試)

- ・サテライトコース(北浜社会人入試)は企業経営者や管理職などの企業人、税理士や中小企業診断士などの専門職業人など、働きながら学ぶことを目的としたコースです。
- ・講義は主に北浜キャンパスで開講されます。
- ・サテライトコース(北浜社会人入試)は、一般社会人入試と指定企業推薦入試(春季のみ)に分かれます。

■出願資格

次の各項のいずれかに該当し、社会人(有職者)としての実務経験が大学院入学時において2年以上の者。

- (1) 日本の大学を卒業した者、または2025年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程^{*1}を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、文部科学大臣が外国の大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (7) 旧制学校等を修了した者(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号)
- (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者(昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号)、または2025年3月までに修了見込みの者
- (9) 本学大学院において、個別入学資格審査^{*2}により認めた者

※1 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。個別入学資格審査で認定を受けてください。

※2 P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■試験科目

税法ゼミ以外を志望する者

試験科目	内 容
□ 頭 試 問	研究計画書・職務経歴書に基づき行います

税法ゼミを志望する者

試験科目	内 容
小 論 文	専門分野に関する問題を出題
□ 頭 試 問	研究計画書・職務経歴書に基づき行います

外国人留学生入試

本学大学院外国人留学生入試の出願に際しては、「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を取得または更新できることが条件です。

■出願資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程^{*1}を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者
- (2) 外国人留学生として日本の大学を卒業した者、または2025年3月までに卒業見込みの者
- (3) 本学大学院において、個別入学資格審査^{*2}により認めた者

※1 本学では高等教育自学考试は16年の課程に含めません。個別入学資格審査で認定を受けてください。

※2 P.3「個別入学資格審査について」をご覧ください。

■海外からの受験

- (1) 海外在住者の受験は4月入学入試(秋季)のみとします。
- (2) 本学では志願者に対し発行できるものは受験票のみとなります。受験票以外の書面は発行できません。
- (3) 本学が発行する受験票や可否通知等の送付先は、日本国内の住所のみとします。
- (4) 出願手続後、受験のための短期査証が取得できなかった場合でも、検定料はお返ししません。事前に査証取得に関する要件を充分確認してください。
- (5) 出願書類「住民票の写し」「在留カードの両面コピー」を「パスポートのコピー(氏名、番号、査証内容の記載および写真の貼ってあるすべてのページのコピー)」に代えて提出することができます。
- (6) 出願書類に不備があり、出願期間中に提出が間に合わない場合は受理できません。
- (7) 出願書類に虚偽の記載がある場合には、入学を取り消すことがあります。

■試験科目 試験はすべて日本語で行います。

試験科目	内 容
専 門 科 目	経営学、会計学、商学、民法、商法・会社法、税法*から1科目選択 ・選択した科目を志願票に記入すること
外 国 語	日本語 ・試験当日、国語辞典を貸与します
口 頭 試 問	研究計画書に基づき行います

※税法ゼミを志望する者は専門科目「税法」を必ず受験すること。

出願手続

出 願 期 間	【秋季】2024年8月19日(月)～8月29日(木) 締切日必着 【春季】2025年1月 6日(月)～1月16日(木) 締切日必着
出 願 方 法	郵送に限ります。同封の出願用封筒にて速達 簡易書留で送付してください。
出 願 宛 先	〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学 入試部

出 願 書 類

◎：提出必須 ○該当者のみ提出要

提 出 書 類		注 意 事 項	一般 飛び級	学内 特別	社会人	留学生	サテライト 社会人 (一般) 指定 企業	
1	志願票	本学所定の用紙を使用してください。 必要に応じ、裏面も忘れずに記入すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	写真票	1枚 入学が許可された場合、この写真を 学生証や教務情報等に使用します。 ●出願前3カ月以内に撮影 (白黒・カラーいずれでもOK) ●正面・上半身脱帽で、背景は無地で撮影 ●裏面に氏名を記入して、写真票に貼り付け 【使用不可のもの】 ・個人を特定しづらいもの(目に髪がかかっている、顔が小さい等) ・不鮮明なもの ・プリントアウトした写真を撮影したもの 	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	成績・単位修得 証明書(学部)	出身大学が作成したもの【原本】 出願時の情報が正しく記載されたものに限りします。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	卒業(見込) 証明書(学部)	出身大学が作成したもの【原本】 出願時の情報が正しく記載されたものに限りします。 (学内飛び級入試志願者は、3年次在学証明書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	研究計画書	本学所定の用紙(手書不可、日本語で作成すること) 外国人留学生入試出願者のみ英語も可とする	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	資格証明書の コピー	学内特別入試の出願資格(2)(b)で出願する場合に提出 すること		○				
6	推薦書	学内特別入試の出願資格(2)(c)、または指定企業推薦 入試で出願する場合、本学所定の用紙で提出すること		○				◎
7	職務経歴書	本学所定の用紙(手書不可、日本語で作成すること)			◎		◎	◎
8	教員免許状(一種)	専修免許状取得希望者のみ 専修免許の取得を希望する科目の一種免許状のコピーもしくは は取得見込証明書を提出してください。	○	○	○	○	○	○
9	住民票の写し (コピー不可)	日本に在住している外国人は提出してください。在留資格、在 留期間、在留カードの番号の記載のあるもの。出願前1年以内 に発行されたもので、出願時の情報が正しく記載されたものに 限りします。	○	○	○	◎	○	○
10	在留カードの 両面コピー	日本に在住している外国人は提出してください。裏面に記載が ない場合も、必ず両面のコピーを提出してください。	○	○	○	◎	○	○
11	個別入学資格審査 認定通知書のコピー	個別入学資格審査により出願を許可された場合は、本学から 送付した通知書のコピーを提出してください。	○		○	○	○	○

次のページへ➡

■ 提出書類1・4について

出願時に指導教員を選択する際は、下記の本学入試情報サイトの「入試情報・学費▶大学院入試」から各研究科の「入試ガイドライン」で最新の情報を確認した上で記入してください。

本学入試情報サイト <https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/admissions/graduate/>



■ 提出書類3について

- ・ 日本語・英語・中国語以外の言語で記載されている場合は、各々の日本語訳もしくは英語訳を添付してください。
- ・ 出願時に本学大学院研究生として在籍している者は、提出を免除します。
- ・ 提出書類で原本が1部しかなく、再取得が不可能な場合は、原本から正しく複製されたもの (certified copy) であることの証明を受けた後、提出してください。
- ・ 中国の大学を卒業した場合、「卒業証明書」および「成績証明書」を提出する代わりに、中国教育部のホームページ (<https://www.chsi.com.cn/>) または、CHSI中国学歴・学籍認証センター日本代理機構が発行する「学歴認証報告書」「成績認証報告書」による提出も認めます。発行には一定時間を要しますので、十分な時間の余裕を持って申し込んでください。
- ・ 本学卒業・修了（見込）生は入学金が免除されますので、本学卒業・修了（見込）証明書を出願時に提出してください。

■ 提出書類4・6・7について

本学入試情報サイトの「入試情報・学費▶大学院入試」からダウンロードしてください。

出願時の注意事項

- (1) 本学が指定する出願書類以外の書類を提出された場合、本学で処分します。予めご了承ください。
- (2) 記載内容に虚偽の内容がある場合は、入学を取り消すことがあります。
- (3) 受験票は、志願者数が確定し、準備が整い次第、本学から志願票に記載されている書類送付先住所に発送いたします。試験日の前日までに受験票が届かない場合は入試部までお問い合わせください。
- (4) 試験終了後の受験票未着に対するお問い合わせには一切応じません。
- (5) 旧姓で発行された証明書がある場合は、志願票の旧姓欄にも記入してください。
- (6) 国内外を問わず他大学院等に在籍し同時に本学研究科に在籍する、いわゆる二重学籍はできません。



出願 受験 合格後 入試概要 その他

出願 受験 合格後 入試概要 その他

出願 受験 合格後 入試概要 その他

出願 受験 合格後 入試概要 その他

出願 受験 合格後 入試概要 その他



出願書類記入上の注意(志願票等記入見本)

黒色ボールペンではっきりと記入してください(消せるボールペンの使用は不可)。

●出願する入学試験区分

出願する入試区分を○で囲んでください。

(留学生のみ)

合格発表までに在留期間満了日を迎える予定で、現在、在留期間更新中の場合は、✓(チェック)を入れてください。

●在留資格(留学生のみ)

「留学」の在留資格を取得または更新できることが条件です。

●在留期間満了日(留学生のみ)

在留カードおよび住民票の写しに記載されている在留期間満了日を記入してください。

●書類送付先住所(日本国内)

受験票や合否通知等を郵送する際の宛先を記入してください。

●受験する専門科目

募集要項の指示にしたがって受験する専門科目を記入してください。

●志望する指導教員名

募集要項の指示にしたがって志望する指導教員名を記入してください。

●写真

写真裏面に氏名を記入し、写真貼付欄に貼り付けてください。

〈写真裏面〉

氏名

表面

2025年度4月入学 大阪経済大学大学院 経営学研究科入学試験 志願票 [大学提出]

出願する入学試験区分(○で囲む) 一般入試 学内特別入試 学内併設入試(春季のみ) 社会人入試 留所番号

サテライト・一般社会人 サテライト・部定企業(春季のみ) 外国人留学生入試

氏名 フリガナ ワン ジン 姓 名

氏名(留学生は姓順で記入) 王 静

パスポート記載のアルファベット表記(留学生のみに) WANG JING

性別(○で囲む) 男 女

国籍(留学生のみに) 中国

在留資格(留学生のみに) 在留期間満了日(留学生のみに) 年 月 日 在留期間更新中の場合は右に印

電話(06)6328-2431 携帯()

書類送付先住所(日本国内) 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8-A-301 大隅マンション

出願資格 上記以外の出願資格(○で囲む)・学位授与機構による学位(年 月)・留入学資格審査・その他(学校)

受験する専門科目 ① ② ③

志望する指導教員名 第1志望 第2志望 第3志望

志望の指導教員名 志望の指導教員名を記入してください。 ※欄は記入しなくても構いません。 黒色ボールペン(消せるボールペンの使用は不可)を使用し、志願者本人が記入してください。 留所名で発行された証明書の有無は、証明欄に記入してください。 注1)一般入試・社会人入試・サテライトコース(北摂社会人入試)の出願資格(1)または外国人留学生入試の出願資格(1)で出願する場合、裏面の学歴も併せて記入してください。 注2)一般入試を受験する者は受験する専門科目(2科目)を、学内併設入試および外国人留学生入試を受験する者は、受験する専門科目(1科目)を記入してください。 注3)指導教員名は第2志望まで記入してください。第2志望がない場合は、「なし」と記入してください。(希望者は第3志望まで記入可)

(検定料郵送料は別添付はしてください)

2025年度4月入学 大阪経済大学 大学院 経営学研究科入学試験 写真票

氏名 フリガナ ワン ジン 姓 名

氏名(留学生は姓順で記入) 王 静

パスポート記載のアルファベット表記(留学生のみに) WANG JING

性別(○で囲む) 男 女

写真貼付欄 出願前3か月以内に撮影した正面・上半身・脱帽のみの写真を4枚、大きさを切って貼付してください。写真裏面に氏名を記入してください。 入学が許可された場合、この写真を学生証や就職履歴等に使用します。

2025年度4月入学 大阪経済大学 大学院 入学検定料 領収書

整理番号 本人保管

¥35,000

氏名(漢字・英字) WANG JING (氏/姓順で記入)

(銀行で切りはなしてください)

2025年度入学検定料 大阪経済大学 電信振込 振込依頼書

取扱期間厳守 秋季 2024年8月19日～2024年8月29日 春季 2025年1月 6日～2025年1月16日

振込先 三井住友銀行 大阪支店 普通 286800 金額 ¥35000

受取人 オオサカケイザイダイガク

振込手数料 銀行へお願い

氏名(漢字・英字) ワン ジン WANG JING

住所 〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8-A-301 大隅マンション TEL 06-6328-2431

振込後、領収書は切り離して各自が保管してください。

裏面 表面 注1に該当する場合は必ず記入してください。

表面 注1に該当する場合は、以下に記入してください。

学 歴 (小学校から最終学校まで時系列に詳しく記入してください)	学 校 名	所 在 地	標準修業年限	入 学 年 月	卒業(修了)年月
小 学 校	〇〇〇小学校	中国・北京	6 年	2008年4月	2014年3月
中 学 校	〇〇〇初級中学	中国・北京	3 年	2014年4月	2017年3月
高 等 学 校	〇〇〇高級中学	中国・北京	3 年	2017年4月	2020年3月
大 学	学校名 〇〇大学 (英文: 〇〇University)	中国・北京	4 年	2020年4月	卒業 2024年3月 学位取得 2024年3月
小学校から大学までを通算した学校教育修学年数			16 年	16年に満たない場合は個別入学資格審査で認定を受けてください。	
大 学 院	学校名 (英文:)			年 月	修了 年 月
	研究科 (英文:)			年 月	学位取得 年 月
	専攻 (英文:)			年 月	
そ の 他 (日本語学校等)	学校名 (英文:)			年 月	年 月
	専攻 (英文:)			年 月	

小学校から最終出身学校までの学歴を時系列に詳しく記入してください。

16年に満たない場合、個別入学資格審査で認定を受けてください。

試験当日の注意

天候不良等による交通機関への影響に留意し、余裕を持って試験場にお越しください。

大規模な遅延、運休等が発生した場合	試験時間を繰り下げて実施することがあります。 この場合、遅刻限度を超えた時間であっても受験を認める場合があります。速やかに試験場へ向かい、監督者の指示に従ってください。 なお、受験されなかった場合の特別な措置や入学検定料の返還および追試験・再試験は行いません。
試験場への交通手段	公共交通機関を利用してください。 試験場に駐車場はありませんので、自家用車での送迎はご遠慮願います。 また、渋滞、事故等による遅刻は一切配慮いたしません。
自然災害(大雪、地震、台風、洪水等)、火災、停電、その他本学の責によらない不可抗力による事故等が発生した場合	本学の判断により試験時間を繰り下げて実施することがあります。 ただし、その際発生した受験者の負担費用、その他個人的損害について、本学はその責任を一切負いません。
試験時間の繰り下げ等変更が生じる際の本学から受験者への連絡	本学入試情報サイトで行います。 https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/ 
試験時間中の生活騒音に対する対応	特別な対応はいたしません。 (生活騒音の例) 雨・風・雷の音、交通騒音、緊急車両のサイレン、工事の音、試験室内の空調・照明の発する音、動物の鳴き声、監督者による試験実施に必要な指示・説明・巡回・打合せ等の際生じる音、他の受験者・監督者の発する音(くしゃみ、咳、鼻をすする音)等

受験上の注意

試験室では監督者の指示に従ってください。

受験票	必ず持参してください。
試験室への入室	試験当日は試験開始の20分前までに試験室へ入室してください。
遅刻限度	試験開始時刻より30分以上遅刻した場合は受験できません。
試験座席	試験室では机の上に受験番号札を置いています。 指定された席に着き、受験票は受験番号札の手前に提示してください。
試験時間中に机の上に置けるもの	受験票、黒鉛筆(シャープペンシル可)、プラスチック製の消しゴム、鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類を除く)、時計(計時機能だけのもの)、その他本学が認めたもの。 これら以外の所持品はかばんに入れて足元に置いてください。
携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末等の通信機器、音の出る機器の使用	禁止します。 これらを時計として使用することはできません。 試験室に入る前に必ずアラーム等の設定を解除し電源を切ってかばんに入れておいてください。
時計の使用	計時機能のみのものに限ります。 時報、アラーム等音の出る設定は解除しておいてください。 計時以外の機能のついたものや機能の有無が判別しづらいもの、また音の出るものやストップウォッチ、キッチンタイマー等の場合は、試験終了まで入試本部で保管することがあります。
不正行為に該当する行為	監督者の指示に違反、または以下のような行為が認められた場合は直ちに試験の中止を命じ、全試験を無効とします。また、警察に被害届を提出する場合があります。 (1) 替玉受験 (2) 机の上に置けるもの以外(カンニングペーパー、教科書、辞書、参考書、電卓・電子辞書等の電子機器類、携帯電話・スマートフォン等の通信機器)の使用 (3) 答案の交換、他人の答案ののぞき見やそれを補助する機器の使用等 (4) 試験を妨害する、他の受験者に迷惑をかける行為をすること等

(注意) 大学周辺の路上および上新庄駅、瑞光四丁目駅付近等で合否連絡を取扱う者や下宿案内のパンフレットおよびピラ等を配布している者は、大学とは一切関係ありませんので注意してください。また最寄り駅から大学入り口付近までの間のトラブルには十分注意してください。

合格発表

合格発表日時	【秋季】 2024年10月9日(水) 10:00 【春季】 2025年 3月5日(水) 10:00 【飛び級入試(春季のみ)】 1次試験2025年3月5日(水) 10:00 2次試験2025年3月7日(金) 郵送のみ
通知書の発送	通知書は合格・不合格いずれの場合も 合格発表当日に、志願票に記載されている書類送付先住所へ速達便で発送します。 地域によって到着が異なることがありますので、ご了承ください。
本学入試情報サイトによる合格者の受験番号発表	本学入試情報サイトに合格者の受験番号を発表します(合格発表日時より2日間)。 https://www.osaka-ue.ac.jp/entrance/ 特に発表日当日はサイトにつながりにくい場合があります。 その際はしばらく時間をおいてアクセスしてください。 大学内での掲示は行いません。 
合否に関する電話での問い合わせ	一切応じません。

入学手続

合格者は次の入学手続を行ってください。入学手続を完了した者に入学を許可します。

入学金、学費および諸会費(委託徴収金)の納付期間	【秋季】 2024年10月9日(水)～11月 5日(火) [本学口座必着] 【春季】 2025年 3月5日(水)～ 3月19日(水) [本学口座必着] 【飛び級入試(春季のみ)】 2025年3月7日(金)～3月19日(水) [本学口座必着]
入学に必要な書類	- 合格者には、合格通知書および入学に必要な書類を送付します。記載事項に従って指定された期日(2025年3月19日)までに提出してください。 - 合格者で入学手続をしていたとしても、2025年3月31日までに卒業(修了)できない者は、入学を取り消します。 - 受験時に卒業(修了)見込の条件で入学を許可された者は、卒業(修了)証明書の提出が必要です。 - 外国人留学生入試合格者は、入学に際しては身元保証書(※)が必要になります。 ※身元保証書 - 出願時に身元保証人は必要ありませんが、入学手続時には必要となります。 - 身元保証人は、原則として独立して生計を営む者で、優先順位は次のとおりです。 ① 日本に在住する親またはその他の親族 ② 日本に在住しない親またはその他の親族 ③ ①、②ともにいない場合に限り、日本に在住する知人等 *身元保証人は、入学手続時に身元保証書及び住民票の提出が必要です。身元保証人が日本国内に在住していない場合は、保証人の住所、氏名が記載された公的機関が発行する証明書が必要です(例:中国の場合…居民戸口簿)。 *日本在住の身元保証人を得られず、本国在住の父母を保証人にする場合は、緊急時の連絡先として、本国の父母に連絡することができる日本在住の連絡人が必要です。 [日本在住の連絡人について] - 出願時に連絡人は必要ありませんが、入学手続時には必要となります。 (1) 連絡人は、在学中、留学生本人に諸問題が発生した場合は、大学と連絡を取り合うこと。 (2) 連絡人は、大学から要請がある場合には、留学生本人への連絡等適切に対応すること。 *連絡人は、日本に在住する兄弟姉妹、配偶者又はその他の親族、友人、知人等で、日本語能力が十分あり、社会人として独立して生計を営む者。 *留学生および学生は、保証人、連絡人になれません。

重要 入学時納付金納付後の入学辞退について

下記本学所定の手続きを行った者に限り、**入学金を除く納付金**を返還します。

対 象	本学所定の「入学辞退届」を提出した者。 「入学辞退届」は、『入学に必要な書類』(冊子)に綴り込んであります。
入学辞退届の提出期限	2025年3月31日(消印有効)

入学金、学費および諸会費(委託徴収金)

2025年度入学金、学費および諸会費(委託徴収金)は下表の通りです。

(単位:円)

		年 額	春学期	秋学期
入 学 金		200,000	200,000	—
学 費	授 業 料	530,000	265,000	265,000
	施設設備資金	140,000	70,000	70,000
	計	670,000	335,000	335,000
諸会費 (委託徴収金)	大阪経大会費	1,000	1,000	—
合 計		871,000	536,000	335,000

- (1) 本学卒業生、本学大学院修了生および学内飛び級入試合格者が入学する場合は、入学金が免除されます。
- (2) 私費外国人留学生には授業料減免を願い出ることができる制度があります(認定基準があります)。
詳細は、国際部へお問い合わせください。

奨学金制度

大学院経営学研究科奨学金

対 象 者	標準修了年限内に在学している者 ・ サテライトコース(北浜社会人入試)は除く
採 用 人 数	各学年最大2名
給 付 額	1学期授業料相当額(秋学期に給付)
採 用 選 考	入学成績および学業成績上位者より選考

ビジネスパーソン学業奨励金

対 象 者	サテライトコース(北浜社会人入試)での入学者 ・ 現職または同じ職種を申請時点で5年間継続している者
採 用 人 数	各学年最大20名
給 付 額	年額20万円(秋学期に給付)
採 用 選 考	入学後に申請した者のうち、入試成績および学業成績上位者より選考

担当：学生部 奨学金係 TEL:06-6328-2431(代表)



入試情報開示について

本学では受験者本人(代理人不可)から請求があれば、当入学試験の成績を開示します。
ただし、過年度(2024年度以前)の開示は行いません。

申請資格	受験者本人に限ります(代理人による申請は受け付けません)
開示内容	①科目別の得点、および総点 ②合格最低点
開示方法	開示請求があったものについて、2週間以内に郵送で成績開示書を交付します
申請期間	2025年4月2日(水)～4月25日(金)
申請方法	入試部窓口へ持参または郵送【締切日消印有効】 窓口受付は、原則として平日9:00～17:00(窓口休業日を除く)
申請に必要な書類	①入学試験成績開示申請書 (本学所定様式 本学入試情報サイトよりダウンロードしてください) ②本学入学試験の受験票<コピーは不可> 受験票を紛失した場合は、受け付けることができません お預かりした受験票は成績開示書を送付する際に同封します ③460円分切手 返信用として【封書定形料金(25g以内)+簡易書留料金】分の切手を用意してください ④受験者本人であることを証明する公的書類のコピー (学生証・健康保険証・免許証・住民票の写し等)
書類送付先・問合せ先	〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学 入試部 TEL 06-6328-2431(代表)



志願者の個人情報保護について

出願における同意事項について

●大阪経済大学では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、出願に際し志願者から提供された個人情報を以下のように利用し、適切に管理いたします。

- (1) 入学試験実施に係わる連絡
- (2) 該当者への可否通知並びに入学手続きのための資料発送
- (3) 学生生活を開始するにあたり大学が必要と判断した事項に関する情報提供
- (4) 教育改善のための調査・研究、および個人を特定しない入試統計データ

ただし、上記の一部について、大学の指定した業者に委託することがあります。この場合も、大阪経済大学と同様、個人情報保護に十分な体制を整えた委託会社を選定し、上記以外の目的には利用いたしません。

◆以下は、志願票氏名欄への記入をもって「同意した」とし、個人情報保護法を遵守し利用いたします。

- (1) 志願票提出に際し、記入不備または本学では判断できない状況があり、著しく本人が不利益を被ると予想され、本人に連絡がつかない時に、本人に通知することなく出身学校等に連絡をとること
- (2) 今後の入試制度の展開のため、志願者が本学に提供した情報を、個人を特定できない形にして、事前に通知することなく、本学の判断により利用すること



I ディプロマ・ポリシー

(学位授与の方針)

本研究科では、『経営と法の融合』を中心に、グローバル思考で新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材の育成を目標としています。この目標を踏まえ、修了に必要な要件を満たした者に修士(経営学)の学位を授与します。

学術的および実務的成果を探究することを目指すことから、学術的な研究成果を要求する修士論文に代えて実務的成果を求める特定課題研究による学位授与申請も認めています。特定課題研究とは、主に高度専門職業人を目指す学生が、実務的な特定の課題についての研究成果をまとめたものです。また、審査の客観性・透明性の確保や研究水準の向上を図る観点から、本学教員や院生が参加可能な「中間報告会」および「最終試問試験」での報告と討論を義務づけています。

※修了に必要な要件:32単位以上(内、研究指導8単位)の単位修得、かつ一定の研究成果(修士論文または課題研究レポート)の提出が必要。

II カリキュラム・ポリシー

(教育課程編成・実施の方針)

経営学研究科修士課程では、『経営と法の融合』を学際的に教授することによって、新しいビジネスの仕組みを構想し実現できる人材の育成を目標としています。経営環境のグローバル化や情報化が進展しさらに組織のコンプライアンスやコーポレートガバナンスなどの社会的責任が増大する状況下で、経営と法の両面に精通し、新しいマネジメント体系を具現化できる専門性の高い研究者・職業人そして企業人が求められています。時代の要請に応えるために、本研究科では、企業の社会的責任を根底にした革新的経営を追求する企業家精神を涵養し、学術理論の教授とともにケーススタディやグループワークなどを通じて、人材養成の目的に即した実践的能力を育成します。実社会に通じる専門性を追求するために、経営と法の2つのフィールドに分かれた11の科目ユニットを編成し、研究ならびに論文作成に係る「MBA型教育」を展開しています。

(学習成果の評価について)

- (1) 知識・技能の修得に関しては、修士学位論文の審査、各講義科目の成績評価、研究指導教員による個別評価を組み合わせる。
- (2) 思考力・判断力・表現力等の能力の評価に関しては、研究指導教員による指導と評価によって把握する。
- (3) 主体的に学びに取り組む態度に関しては、研究指導教員および履修科目担当教員による指導と評価によって把握する。

III アドミッション・ポリシー

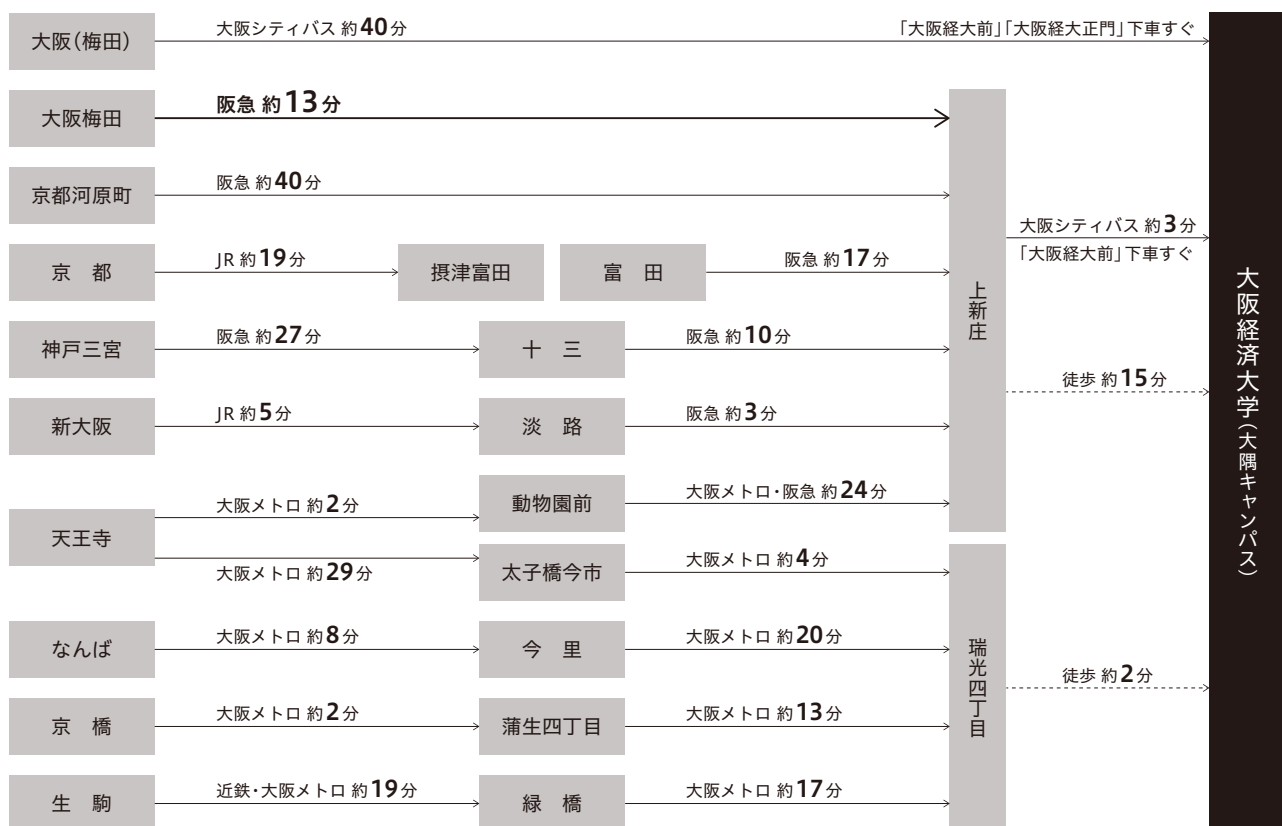
(入学受け入れ方針)

新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる研究者並びに高度職業人を育成するために、次のような意欲と資質を備えた学生を求めています。すなわち、高い基礎学力を備え、経営およびビジネス法分野の学術研究および実務への関心が高く、本研究科がカリキュラム・ポリシーに定める『経営と法の融合』を志す者です。経営・ビジネス法分野に関する学士相当程度の基礎知識を有するとともに、研究および論文作成について主体的に真摯に取り組む意欲が求められます。ビジネスを主導する人材育成を目指して、多様性のある教育・研究環境を構築するために、社会人入試や留学生入試、入試回数の複数化などの入試制度を通じて、多様な学生を広く国内外・学内外から受け入れる公正かつ適正な選抜を実施します。

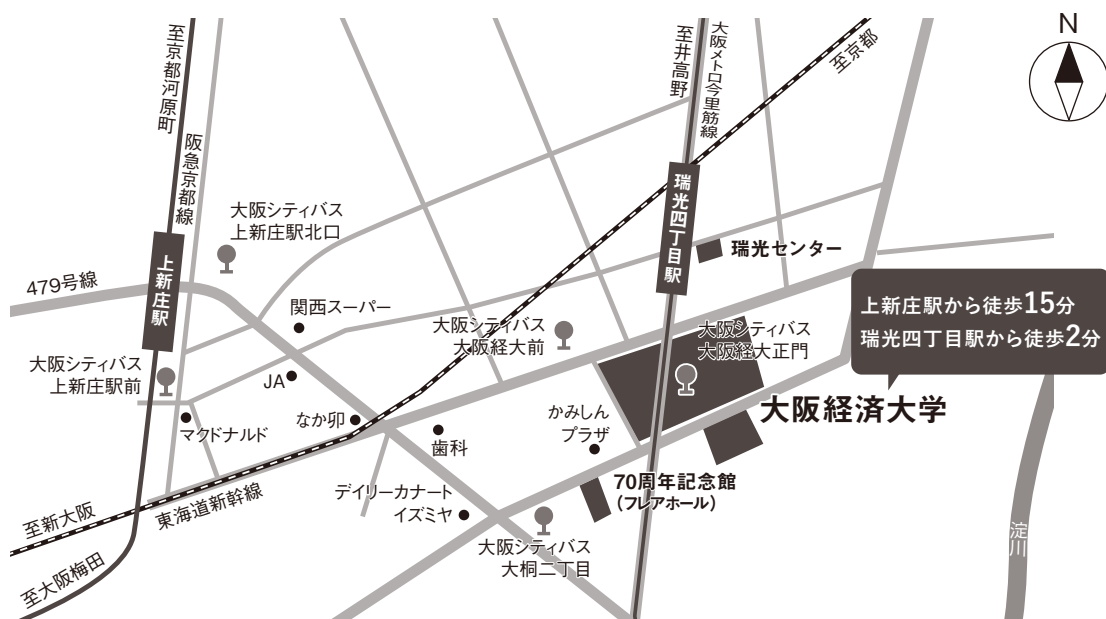
[求める大学院生像]

本研究科が求める大学院生は、上記の方針を理解し、経営と法の両面に精通し新しいマネジメント体系を構想・実現したいという強い意欲を持った人々です。年齢や職業などは問いません。実際、企業経営者や管理職などの企業人、税理士や中小企業診断士などの専門職業人、研究者志望などの留学生や一般学生たちを受け入れています。また、税理士や不動産鑑定士、中小企業診断士の資格取得を目指す人たちも対象となります。(一定の審査要件がありますが、大卒以外の人にも個別資格審査による受験を認めています。)

ACCESS アクセス(本学への道順)



*乗り換えの時間は含んでいません。
 *実際にお越しになる際は、事前にご自身でもお調べください。
 *本学に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。



〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8
 TEL.06-6328-2431 (代) TEL.06-6328-2003 (入試部直通)
<https://www.osaka-ue.ac.jp/>

大阪経済大学 大学院入試説明会 参加者数

実施年月日	全体参加者数	経営学研究科
2025年12月6日(土)	113名	69名
2025年7月12日(土)	90名	33名
2025年5月24日(土)	12名	6名
2025年度合計	215名	108名

実施年月日	全体参加者数	経営学研究科
2024年12月7日(土)	83名	50名
2024年7月13日(土)	114名	47名
2024年5月2日(木)	8名	7名
2024年度合計	205名	104名

実施年月日	全体参加者数	経営学研究科
2023年12月9日(土)	79名	56名
2023年7月8日(土)	77名	32名
2023年4月27日(木)	6名	2名
2023年度合計	162名	90名

※2023年度経営学研究科(修士課程)受験者数:44名、入学者数:25名

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

①募集を行った学科等名称及び取組の名称： 大阪経済大学大学院経営学専攻（修士課程） 大学院入試説明会

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	104人	108人	①取組概要 受験希望者を対象として入試日程、出願資格、試験科目などを説明、研究科の特色や求める人材の紹介、在学生や修了生との座談会を実施。 R6年度入試対象（R5開催）：計3回開催（5/2. 7/13. 12/7） R7年度入試対象（R6開催）：計3回開催（5/24. 7/12. 12/6）
うち受験対象者数(b)	83人	87人	
うち受験者数(c)	53人	43人	
うち入学者数(d)	27人	25人	②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 参加者へのアンケートによると、当該年度への出願を検討しているのは8割程度であるため、説明会の参加者数に応じた出願が見込まれる。
（受験率 c/b）	63. 9%	49. 4%	
（入学率 d/b）	32. 5%	28. 7%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称： 大阪経済大学大学院経営学専攻（修士課程） 資料請求

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	393人	323人	①取組概要 大学公式WEBサイトに資料請求フォームから希望する研究科の募集要項を入手できる。また、閲覧の利便性を高めるため、同WEBサイトに募集要項のPDFファイルを掲載している。
うち受験対象者数(b)	314人	258人	
うち受験者数(c)	63人	64人	
うち入学者数(d)	26人	34人	②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 博士後期課程は経済学研究科にて開設しているが、年間1～2名の出願実績があるため、経営学研究科においても同様と見込まれる。
（受験率 c/b）	20. 1%	24. 8%	
（入学率 d/b）	8. 3%	13. 2%	

◇入試渉外活動

【説明会等】

入 試 説 明 会 (学内会場)	3 回	【大学院入試説明会】 ■9 月入学入試 (外国人留学生対象) 5 月 2 日 (木) 13:00～15:30 (E52、E54) ■4 月入学入試【秋季】(全入試種別対象) 7 月 13 日 (土) 10:00～14:30 (D33・D 館 6 階教室、A33 教室) ■4 月入学入試【春季】(全入試種別対象) 12 月 7 日 (土) 10:00～15:00 (E 館 4・5 階教室、A21 教室)
セミナー (学 内会場)	5 回	【経営学研究科】 ■北浜夏季セミナー 8 月 5 日 (土) 13:30～16:00 (北浜キャンパス) テーマ: 社会人の学び直しへのご招待～経営と法の融合の理論と実践～ [第 1 部] 会社経営における会社法などの最前線を知る 講師: 池島 真策 (経営学研究科 教授) [第 2 部] 韓国のユニコン企業の最前線 ～ファッション EC の MUSINSA の事例を中心に～ 講師: 白 寅秀 (経営学研究科 教授) ■第 1 回中小企業経営産学連携学術セミナー ～大学院での「学び」・「学 び直し」の道標～ 12 月 17 日 (日) 14:00～16:00 (北浜キャンパス) テーマ: 大阪経済大学OBと語る起業家への道と成功の条件 [第 1 部] 私が 25 歳で起業に至った理由 講師: 齋藤 千明氏 (ティヨル株式会社 代表取締役社長、 本学経営学部卒業生) [第 2 部] 独立 1 年目が大学院で学ぶ意義 講師: 三宅 真司氏 (株式会社 3plus 代表取締役、中小企業 診断士、本学経営学研究科修了生) [第 3 部] 質疑応答・デスカッション ■第 2 回中小企業経営産学連携学術セミナー ～大学院での「学び」・「学 び直し」の道標～ 1 月 27 日 (土) 13:30～15:40 (北浜キャンパス) テーマ: 企業経営支援を語り合う 中小企業診断士×事業者様 [第 1 部] 今日からできる目標達成の技術 講師: 数本 優氏 (中小企業診断士) [第 2 部] 中小企業が考えるこれからのコンサルタント像 講師: 高山 太一氏 (有限会社 高建 専務) [第 3 部] 質疑応答・デスカッション ■第 1 回北浜冬季セミナー 「社会人や留学生の大学院での学びへの道し るべ ～経営と法の融合の理論と実践～」 12 月 9 日 (土) 14:30～15:40 (北浜キャンパス) テーマ: シニア起業家の挑戦 -リタイアからの起業- 講師: 吉野 忠男 (経営学研究科 教授) ■第 2 回北浜冬季セミナー 「社会人や留学生の大学院での学びへの道し るべ ～経営と法の融合の理論と実践～」 12 月 23 日 (土) 13:30～16:00 (北浜キャンパス) テーマ: 使用者責任の概要 -雇用主が従業員の行為の責任を負うワケ- 講師: 三木 千穂 (経営学研究科 准教授)

説明会（学外 会場）	8 回	■【心理系大学院進学フェア in 大阪】（有限会社ジーベック） 7 月 6 日（土）（内容）ブース参加 ■【河合塾 KALS、経営学研究科コラボイベント】（河合塾 KALS 新大阪校） 8 月 25 日（日）（内容）税法務プログラムプレゼン、個別相談 3 月 22 日（土）（内容）税法務プログラムプレゼン、個別相談 ■【甲南大学 公認心理師養成大学院説明会】 3 月 26 日（水）オンライン参加（内容）研究科紹介、質疑応答 ■学部合同留学生イベント ①5 月 28 日（火）梅田スカイビル（アクセスネクステージ） ②5 月 30 日（木）KITENA 新大阪（ライセンスアカデミー） ③5 月 31 日（金）グランキューブ大阪（さんぽう） ④6 月 12 日（水）天王寺区民センター（ライセンスアカデミー）
---------------	-----	---

「2025 年度大学院入試の総括」より抜粋

大阪経済大学大学院 経営学研究科 ホームページ掲載 PV

＊経営学研究科TOP

経営と法律を核としたMBA型教育で、時代を切り拓く人材を育成



大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程と
競合する近隣大学院研究科の学納金等一覧

所在地	区分	大学名	研究科	専攻	入学 定員	入学金	授業料	施設設 備費等	諸会費	初年度 合計
大阪府	私立	追手門学院大学大学院	経営・経済研究科	経営・経済専攻 博士後期課程	3	100,000	500,000	100,000	20,000	720,000
大阪府	私立	関西大学大学院	商学研究科	商学専攻 博士課程後期課程	5	130,000	729,000		10,000	869,000
大阪府	私立	近畿大学大学院	商学研究科	商学専攻 博士後期課程	5	200,000	700,000			900,000
大阪府	私立	大阪経済大学大学院	経営学研究科	経営学専攻 博士後期課程（仮称）	2 (予定)	200,000	530,000	140,000	1,000	871,000

大阪経済大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程と
競合する近隣大学院研究科の3年間の入試動向

競合校	2023年度 入学者数	2024年度 入学者数	2025年度 入学者数	3年間の入学定員 充足率の平均
追手門学院大学大学院 経営・経済研究科 経営・経済専攻 博士後期課程(入学定員:3名)	1名 (入学定員充足率 33.3%)	2名 (入学定員充足 率66.6%)	1名 (入学定員充足率 33.3%)	44.4%
関西大学大学院 商学研究科商学専攻 博士課程後期課程(入学定員:5名)	5名 (入学定員充足 率100%)	1名 (入学定員充足 率20%)	5名 (入学定員充足率 100%)	73.3%
近畿大学大学院 商学研究科商学専攻 博士後期課程(入学定員:5名)	6名 (入学定員充足 率120%)	4名 (入学定員充足 率80%)	4名 (入学定員充足率 80%)	93.3%

近隣大学院研究科の3年間の入学定員充足率の平均: 70.3%

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）（仮称）への
入学意向に関するアンケート調査報告

令和7年12月

一般財団法人 日本開発構想研究所

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）への 入学意向に関するアンケート調査報告

1. 調査概要

(1) 調査目的

令和9年4月に予定している大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の開設に向けて、設置年度の進学対象層に対する大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）への入学意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象者

① 企業の従業員等の社会人

24 都府県に所在する企業等に勤務する従業員

② 大阪経済大学大学院の在学生

経営学研究科 経営学専攻 修士課程 1 年生・2 年生以上

(3) 調査方法

① 24 都府県に所在する企業等 500 社の採用担当者に採用意向アンケート調査を郵送にて実施した際に同企業等に勤務する従業員 1 名に対し、入学意向アンケート調査の回答を依頼した。アンケート用紙及び大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の概要を郵送し、アンケートを実施。回答用紙は一般財団法人日本開発構想研究所へ回答者から直接郵送。

② 大阪経済大学大学院の在学生に対し、アンケート用紙及び大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の概要を配布し、教室等で直接アンケート用紙に記入する方法等により実施。回答用紙は大学が取りまとめ、一般財団法人日本開発構想研究所へ大学から郵送。

この結果、122 人から有効回答を得た。

集計結果より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）への入学意向を分析した。

(4) 調査実施期間

令和7年11月～令和7年12月

(5) 有効回収率等

調査対象者数：595 人

有効回答者数：122 人

有効回収率：約 20.5%（有効回答者 122 人 ÷ 調査対象者 595 人）

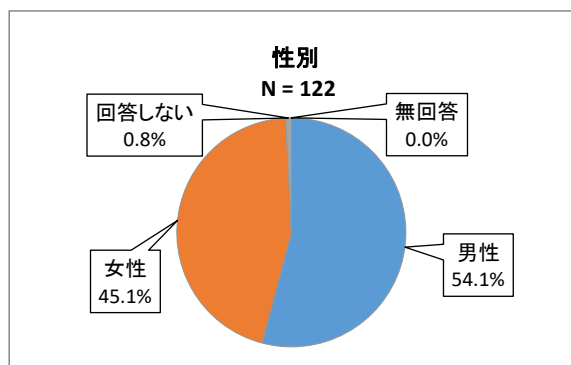
※大阪経済大学大学院にて設置を構想している経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）は仮称であるが、その旨の表示を本文中では省略した。

2. 調査結果

(1) 性別について

性別について調査した結果、回答者 122 人のうち、「男性」が 66 人（54.1%）、「女性」が 55 人（45.1%）、「回答しない」が 1 人（0.8%）の順になっている。

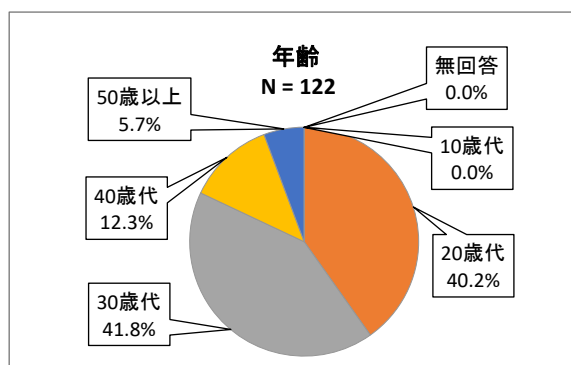
性別			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	男性	66	54.1
2	女性	55	45.1
3	回答しない	1	0.8
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	122	100



(2) 年齢について

年齢について調査した結果、回答者 122 人のうち、「30 歳代」が 51 人（41.8%）と最も多く、次いで「20 歳代」49 人（40.2%）、「40 歳代」15 人（12.3%）、「50 歳以上」7 人（5.7%）の順になっている。

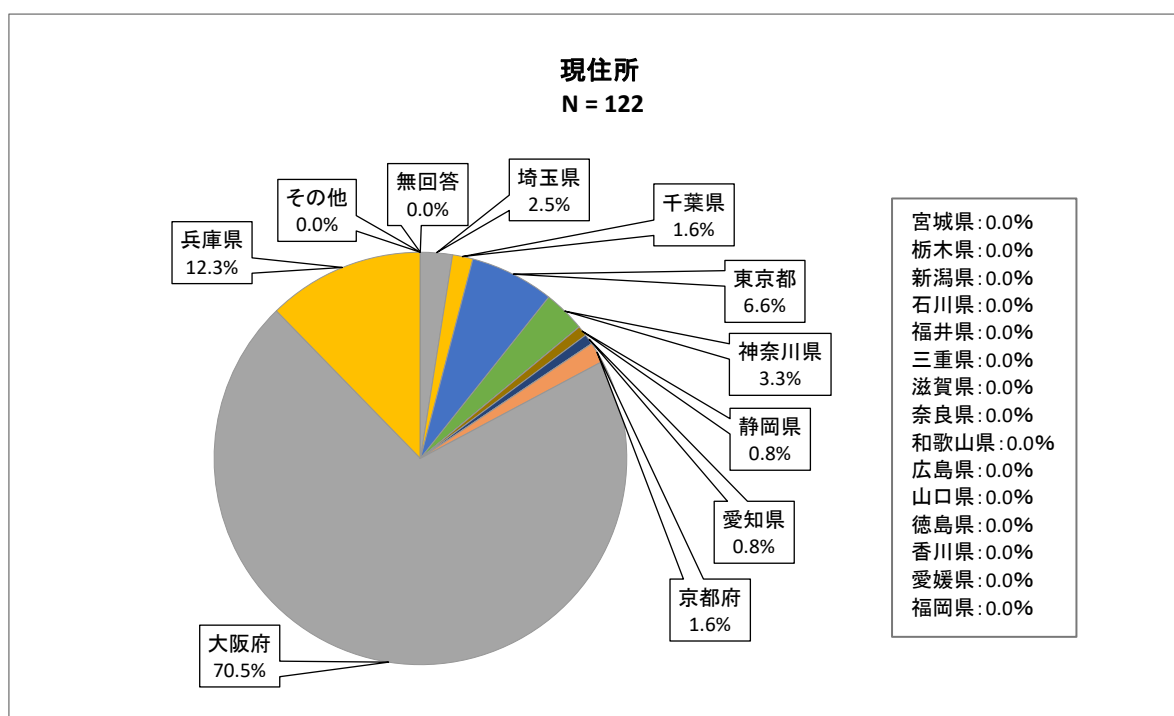
年齢			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	10歳代	0	0.0
2	20歳代	49	40.2
3	30歳代	51	41.8
4	40歳代	15	12.3
5	50歳以上	7	5.7
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	122	100



(3) 現住所について

現住所について調査した結果、回答者 122 人のうち、1.0%以上の割合を占めたものを挙げると、「大阪府」が 86 人（70.5%）と最も多く、次いで「兵庫県」15 人（12.3%）、「東京都」8 人（6.6%）、「神奈川県」4 人（3.3%）、「埼玉県」3 人（2.5%）、「千葉県」2 人（1.6%）、「京都府」2 人（1.6%）の順になっている。

現住所							
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	宮城県	0	0.0	15	大阪府	86	70.5
2	栃木県	0	0.0	16	兵庫県	15	12.3
3	埼玉県	3	2.5	17	奈良県	0	0.0
4	千葉県	2	1.6	18	和歌山県	0	0.0
5	東京都	8	6.6	19	広島県	0	0.0
6	神奈川県	4	3.3	20	山口県	0	0.0
7	新潟県	0	0.0	21	徳島県	0	0.0
8	石川県	0	0.0	22	香川県	0	0.0
9	福井県	0	0.0	23	愛媛県	0	0.0
10	静岡県	1	0.8	24	福岡県	0	0.0
11	愛知県	1	0.8	25	その他	0	0.0
12	三重県	0	0.0		無回答	0	0.0
13	滋賀県	0	0.0		N (%へ-ス)	122	100
14	京都府	2	1.6				

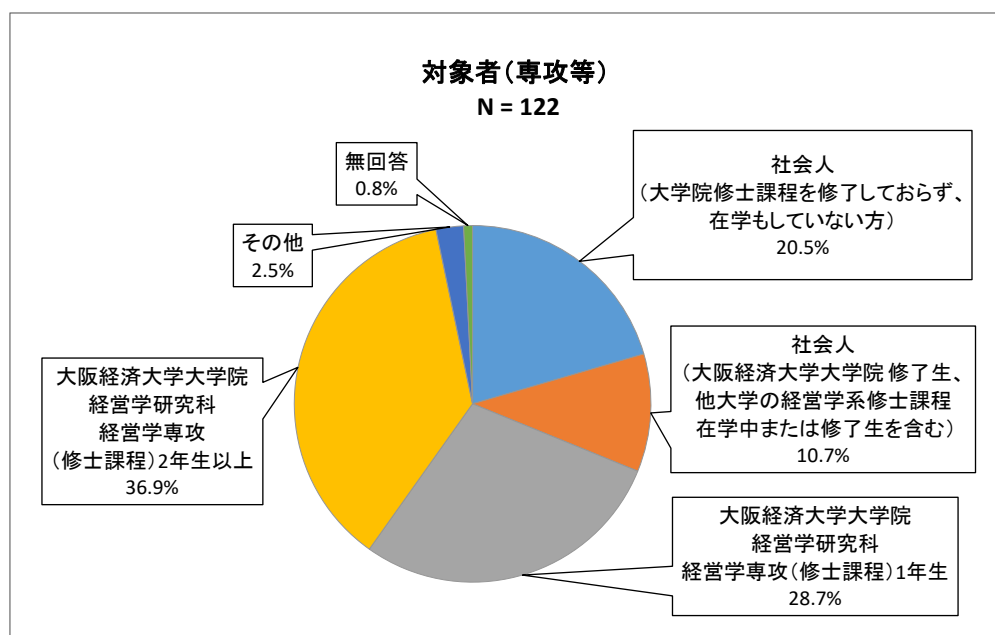


(4) 対象者（専攻等）について

対象者について調査した結果、回答者 122 人のうち、「大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）2 年生以上」が 45 人（36.9%）と最も多く、次いで「大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）1 年生」35 人（28.7%）、「社会人（大学院修士課程を修了しておらず、在学もしていない方）」25 人（20.5%）、「社会人（大阪経済大学大学院 修了生、他大学の経営学系修士課程 在学中または修了生を含む）」13 人（10.7%）、「その他」3 人（2.5%）の順になっている。 ※「無回答」1 人（0.8%）

対象者（専攻等）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会人（大学院修士課程を修了しておらず、在学もしていない方）	25	20.5
2	社会人（大阪経済大学大学院 修了生、他大学の経営学系修士課程 在学中または修了生を含む）	13	10.7
3	大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）1 年生	35	28.7
4	大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）2 年生以上	45	36.9
5	その他	3	2.5
	無回答	1	0.8
	N（％ベース）	122	100

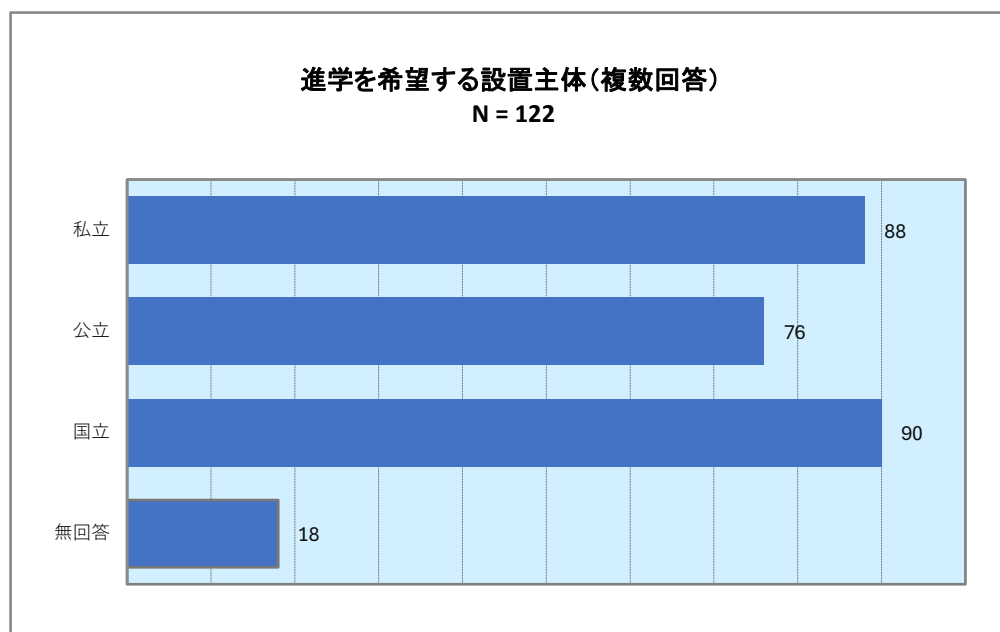


(5) 進学を希望する設置主体について（複数回答）

進学を希望する設置主体について調査した結果、回答者 122 人のうち、「国立」が 90 人（73.8%）と最も多く、次いで「私立」88 人（72.1%）、「公立」76 人（62.3%）の順になっている。 ※「無回答」18 人（14.8%）

進学を希望する設置主体（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	私立	88	72.1
2	公立	76	62.3
3	国立	90	73.8
	無回答	18	14.8
	N（%ベース）	122	100



(6) 興味のある学問系統について（複数回答）

「(5) 進学を希望する設置主体について（複数回答）」において「私立」と回答した 88 人に、興味のある学問系統について調査した。

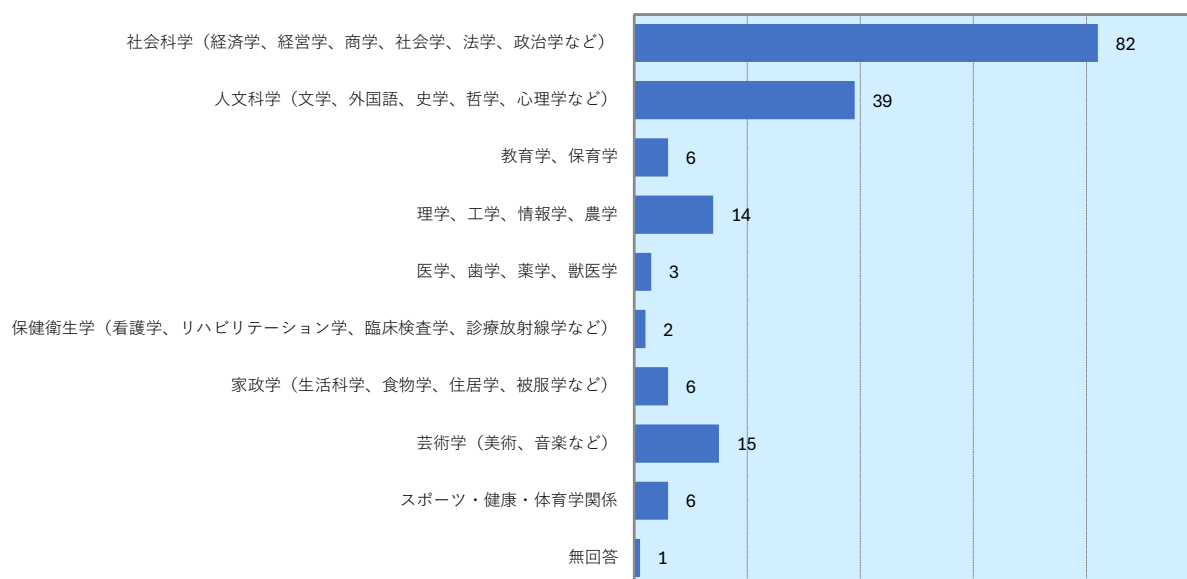
その結果、「社会科学（経済学、経営学、商学、社会学、法学、政治学など）」が 82 人（93.2%）と最も多く、次いで「人文科学（文学、外国語、史学、哲学、心理学など）」39 人（44.3%）、「芸術学（美術、音楽など）」15 人（17.0%）、「理学、工学、情報学、農学」14 人（15.9%）、「教育学、保育学」6 人（6.8%）、「家政学（生活科学、食物学、住居学、被服学など）」6 人（6.8%）、「スポーツ・健康・体育学関係」6 人（6.8%）、「医学、歯学、薬学、獣医学」3 人（3.4%）、「保健衛生学（看護学、リハビリテーション学、臨床検査学、診療放射線学など）」2 人（2.3%）の順になっている。 ※「無回答」1 人（1.1%）

興味のある学問系統（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会科学（経済学、経営学、商学、社会学、法学、政治学など）	82	93.2
2	人文科学（文学、外国語、史学、哲学、心理学など）	39	44.3
3	教育学、保育学	6	6.8
4	理学、工学、情報学、農学	14	15.9
5	医学、歯学、薬学、獣医学	3	3.4
6	保健衛生学（看護学、リハビリテーション学、臨床検査学、診療放射線学など）	2	2.3
7	家政学（生活科学、食物学、住居学、被服学など）	6	6.8
8	芸術学（美術、音楽など）	15	17.0
9	スポーツ・健康・体育学関係	6	6.8
	無回答	1	1.1
	N（%ベース）	88	100

興味のある学問系統（複数回答）

N = 88



(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への受験意向について

「(6) 興味のある学問系統について（複数回答）」において「社会科学（経済学、経営学、商学、社会学、法学、政治学など）」と回答した 82 人に、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への受験意向について調査した。

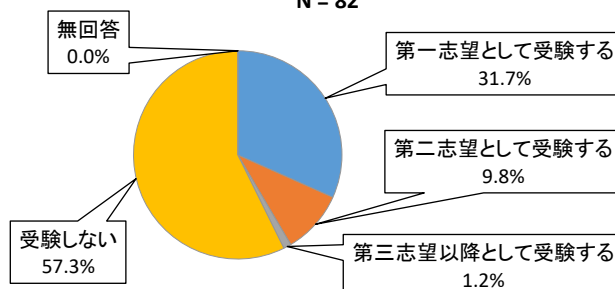
その結果、「受験しない」が 47 人（57.3%）と最も多く、次いで「第一志望として受験する」26 人（31.7%）、「第二志望として受験する」8 人（9.8%）、「第三志望以降として受験する」1 人（1.2%）の順になっている。

なお、「第一志望として受験する」、「第二志望として受験する」、「第三志望以降として受験する」の肯定的な回答を合計すると、35 人（42.7%）となっている。

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への受験意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	第一志望として受験する	26	31.7
2	第二志望として受験する	8	9.8
3	第三志望以降として受験する	1	1.2
4	受験しない	47	57.3
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	82	100

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への受験意向
N = 82



(8) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学意向について

「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への受験意向について」において、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への受験意向を示した 35 人に、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）を受験し、合格した場合の入学意向について調査した。

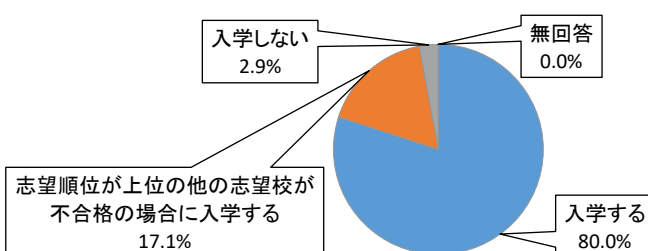
その結果、「入学する」が 28 人（80.0%）と最も多く、「志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する」6 人（17.1%）、「入学しない」1 人（2.9%）の順になっている。

なお、「入学する」、「志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する」の肯定的な回答を合計すると、34 人（97.1%）となっている。

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への入学意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	入学する	28	80.0
2	志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	6	17.1
3	入学しない	1	2.9
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	35	100

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への入学意向
N = 35



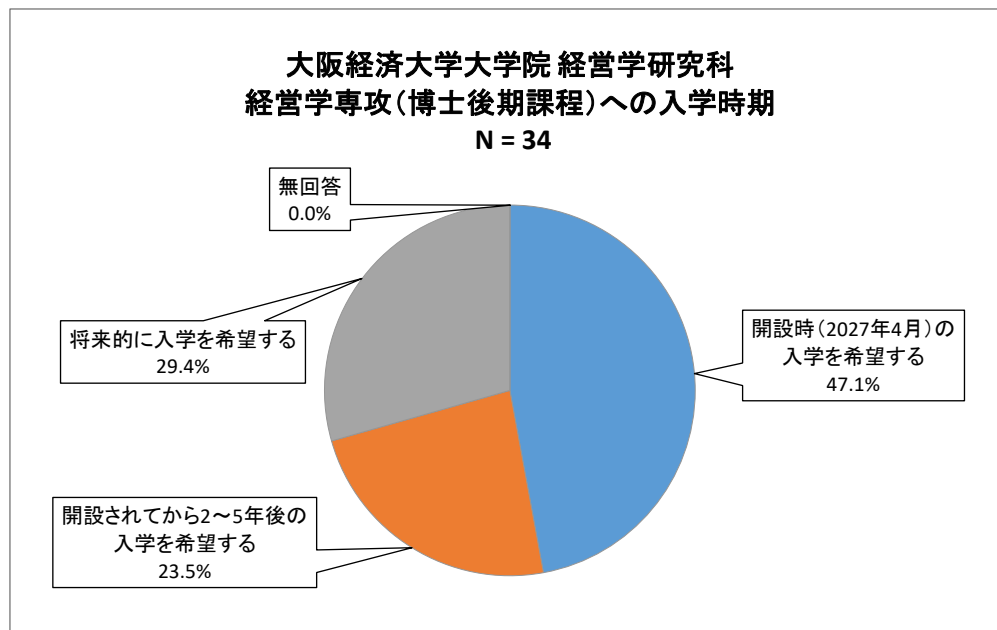
(9) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学時期について

「(8) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学意向について」において、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学意向を示した 34 人に、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学する時期について調査した。

その結果、「開設時（2027 年 4 月）の入学を希望する」が 16 人（47.1%）と最も多く、「将来的に入学を希望する」10 人（29.4%）、「開設されてから 2～5 年後の入学を希望する」8 人（23.5%）、の順になっている。

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学時期

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	開設時（2027年4月）の入学を希望する	16	47.1
2	開設されてから2～5年後の入学を希望する	8	23.5
3	将来的に入学を希望する	10	29.4
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	34	100



3. 調査結果のまとめ

「(8) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学意向について」より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）へ「入学する」と回答した者は 28 人いることがわかる。これによって、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の入学定員 2 人に対して 14 倍の入学意向を確保しているといえる。

また、「入学する」、「志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する」と回答した者が、合計で 34 人いることから、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の入学定員 2 人に対して 17 倍の入学意向を示したといえる。

さらに、下表より、「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への受験意向について」と「(8) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学意向について」の調査結果をクロス集計したところ、「第一志望として受験する」と回答した上で、「入学する」と回答した者が 24 人となり、これは大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の入学定員 2 人に対して 12 倍の入学意向を確保しているといえる。

受験意向 × 入学意向

上段:度数 下段:%		受験意向			
		合計	第一志望として 受験する	第二志望として 受験する	第三志望以降として 受験する
入学意向	全体	35 100.0	26 74.3	8 22.9	1 2.9
	入学する	28 100.0	24 85.7	4 14.3	0 -
	志望順位が上位の他の志望校が 不合格の場合に入学する	6 100.0	1 16.7	4 66.7	1 16.7
	入学しない	1 100.0	1 100.0	0 -	0 -
	無回答	0 -	- -	- -	0 -

「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への受験意向について」にて「第一志望として受験する」と回答した 26 人を母数として、「(8) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学意向について」と「(9) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学時期について」の調査結果をクロス集計したところ、「開設時（2027 年 4 月）の入学を希望する」と回答した者が 14 人となり、これは大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の入学定員 2 人に対して 7 倍の大学院開設時の入学意向を確保しているといえる。

受験意向（第一志望）×入学意向 ×入学時期

上段:度数 下段:%		入学意向			
		合計	入学する	志望順位が上位の 他の志望校が不合格 の場合に入学する	入学しない
入学時期	全体	26 100.0	24 92.3	1 3.8	1 3.8
	開設時(2027年4月)の入学を希望する	14 100.0	14 100.0	0 -	0 -
	開設されてから2～5年後の入学を希望する	3 100.0	3 100.0	0 -	0 -
	将来的に入学を希望する	9 100.0	7 77.8	1 11.1	1 11.1

また、「開設時（2027 年 4 月）の入学を希望する」と回答した 14 人について、「(4) 対象者（専攻等）について」の回答状況を踏まえて属性を確認したところ、

- ・社会人（大阪経済大学大学院 修了生、他大学の経営学系修士課程 在学中または修了生を含む）が 2 人
- ・大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）1 年生が 5 人
- ・大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）2 年生以上が 7 人

との結果となり、学内外での入学意向が確認できた。

以上の調査結果と、調査対象以外からの入学も考えられることから、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の入学定員を満たす学生は十分に確保できるものと考ええる。

計画概要



大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）

2027年4月開設予定 入学定員2名（予定）

※設置構想中のため、掲載内容は予定であり、変更する場合があります。

設置の理念

Society 5.0を基盤とするビジネス社会においては、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望に応えるとともに、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められています。このような価値創造のニーズや社会構造の変化に伴い、市場経済・ビジネス環境も多様化しており、社会課題の解決を担う高度な人材の育成が重要となっています。大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）では、こうした社会的要請に応えるべく、新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材を育成し、社会の持続的発展に貢献することを理念としています。

養成する人材像

経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる研究者、高度専門職業人を養成します。

アドミッション・ポリシー

1. 修士課程程度の経営学分野の知識・理解と基礎的研究能力を備えている人。
2. 自らの専門性を深め、現代社会や企業等の組織内の課題・問題を認識し解決する意欲と、創造的な探究心を持つ人。
3. 本課程を通して、研究者、教育者及び高度専門職業人として、多様な価値観を尊重しつつ地域・社会に貢献する姿勢を有している人。

01. 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）構想概要

- ◎開設研究科 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）
- ◎設置場所 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学大隅キャンパス
- ◎開設時期 2027年4月（予定）
- ◎入学定員 2名（予定）
- ◎取得学位 博士（経営学）

02. カリキュラム

基盤科目

- ・研究方法後期特論
- ・論文英語
- ・研究倫理

専門科目

- ・流通・マーケティング後期特論
- ・組織行動心理学後期特論
- ・会計・ファイナンス後期特論
- ・ベンチャービジネス後期特論
- ・コーポレートガバナンス後期特論
- ・組織再編・事業承継税務後期特論

研究指導科目

- ・後期研究指導Ⅰ
- ・後期研究指導Ⅱ
- ・後期研究指導Ⅲ
- ・後期研究指導Ⅳ
- ・後期研究指導Ⅴ
- ・後期研究指導Ⅵ

03. 想定される修了後の進路

- ・企業、官公庁等の経営（総合）計画、企画部門での業務改善、組織改革担当、人事部門での人材育成担当等
- ・大学等の高等教育機関や、その他の研究機関等での研究者・教育者

04. 類似する近隣大学院（博士後期課程）一覧

所在地	区分	大学名	研究科	専攻	入学定員	入学金	授業料	施設設備費等	諸会費	初年度合計
大阪府	私立	追手門学院大学大学院	経営・経済研究科	経営・経済専攻 博士後期課程	3	100,000	500,000	100,000	20,000	720,000
大阪府	私立	関西大学大学院	商学研究科	商学専攻 博士課程後期課程	5	130,000	729,000		10,000	869,000
大阪府	私立	近畿大学大学院	商学研究科	商学専攻 博士後期課程	5	200,000	700,000			900,000
大阪府	私立	大阪経済大学大学院	経営学研究科	経営学専攻 博士後期課程（仮称）	2 （予定）	200,000	530,000	140,000	1,000	871,000

注1) 各大学情報については、大学ホームページより転載。

注2) 各大学の学費については、諸会費などを含んでいない場合があるため、概算として参考にしてください。

注3) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の学費は予定であり、変更する場合があります。

05. アクセス

1 大隅キャンパス



主要駅からの通学時間		
大阪梅田	約13分	大阪シティバス
神戸三宮	約37分	上新庄
京都	約36分	約15分 徒歩
天王寺	約33分	瑞光寺
奈良	約51分	約2分 徒歩
和歌山	約103分	

2 北浜キャンパス※¹



※¹科目によっては、サテライトキャンパスである北浜キャンパス（大阪市中央区北浜1-8-16（大阪証券取引所ビル3F））での開講となる場合があります。



調查票

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の 設置に係るアンケート調査

大阪経済大学大学院では、令和9年(2027年)4月に、経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の設置を構想しております。このアンケート調査は、皆様の今後の大学院への進学意向等についてお伺いし、設置計画の基礎資料とするものです。大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

※このアンケート結果は、統計資料としてのみ用い、目的以外の利用はいたしません。

※既に同一アンケート調査にご回答いただいている場合、こちらのご回答はお控えください。

※回答は、該当する番号を回答欄の□の中へ直接ご記入ください。(問5と問6はあてはまる番号すべてをお選びください[いくつでも選択可])

※本調査は、現時点のあなたの進学のご意向についてお伺いするものです。こちらでいかなる回答をしていただいたとしても、これからのあなたの実際の進学を拘束するものではありません。

★調査回答締め切りのお願い★

令和7年11月28日(金)までに、同封の返信用封筒にてご投函頂きますようお願いいたします。

【あなた本人について】

【回答欄】

問1 あなたの性別についてお聞きします。次の中から1つお選びください。

1. 男性 2. 女性 3. 回答しない

問2 あなたの年齢についてお聞きします。次の中から1つお選びください。

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳以上

問3 あなたのお住まいはどちらですか。現住所でお答えください。

- | | | | | |
|--------|---------|---------|----------|----------------------------------|
| 1. 宮城県 | 6. 神奈川県 | 11. 愛知県 | 16. 兵庫県 | 21. 徳島県 |
| 2. 栃木県 | 7. 新潟県 | 12. 三重県 | 17. 奈良県 | 22. 香川県 |
| 3. 埼玉県 | 8. 石川県 | 13. 滋賀県 | 18. 和歌山県 | 23. 愛媛県 |
| 4. 千葉県 | 9. 福井県 | 14. 京都府 | 19. 広島県 | 24. 福岡県 |
| 5. 東京都 | 10. 静岡県 | 15. 大阪府 | 20. 山口県 | 25. その他 () |

問4 あなたに当てはまるものを次の中から1つお答えください。

1. 社会人(大学院修士課程を修了しておらず、在学もしていない方)
2. 社会人(大阪経済大学大学院 修了生、他大学の経営学系修士課程 在学中または修了生を含む)
3. 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(修士課程)1年生
4. 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(修士課程)2年生以上
5. その他(具体的に:)

1を選ばれた方は問10へお進み下さい。
2～5を選ばれた方は問5へお進み下さい。

【大学院(博士後期課程)への入学について】

問5 あなたが大学院(博士後期課程)進学を希望する場合、どの設置主体を希望しますか。

【回答欄】

次の中から希望する設置主体をすべてお選びください。(いくつでも選択可)

1. 私立 2. 公立 3. 国立

(複数回答の記入例)

1
2
3

裏面へお進みください ➡

問6 あなたはどのような学問に興味がありますか。

次の中から興味のある学問系統をすべてお選びください。(いくつでも選択可)

【回答欄】

1. 社会科学（経済学、経営学、商学、社会学、法学、政治学など）
2. 人文科学（文学、外国語、史学、哲学、心理学など）
3. 教育学、保育学
4. 理学、工学、情報学、農学
5. 医学、歯学、薬学、獣医学
6. 保健衛生学（看護学、リハビリテーション学、臨床検査学、診療放射線学など）
7. 家政学（生活科学、食物学、住居学、被服学など）
8. 芸術学（美術、音楽など）
9. スポーツ・健康・体育学関係

(複数回答の記入例)

1
2
3
4

ここからは、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の概要(リーフレット)をご覧くださいの上でお答えください

【大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)への入学について】

問7 あなたは大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)が開設された場合、受験を希望しますか。次の中から 1 つお選びください。

1. 第一志望として受験する
2. 第二志望として受験する
3. 第三志望以降として受験する
4. 受験しない

1～3 を選ばれた方は問 8 へお進み下さい。
4 を選ばれた方は問 10 へお進み下さい。

問8 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)を受験し合格した場合、入学を希望しますか。次の中から 1 つお選びください。

1. 入学する
2. 志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する
3. 入学しない

1、2 を選ばれた方は問 9 へお進み下さい。
3 を選ばれた方は問 10 へお進み下さい。

問9 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)へ入学する時期を次の中から 1 つお選びください。

1. 開設時（2027 年 4 月）の入学を希望する
2. 開設されてから 2～5 年後の入学を希望する
3. 将来的に入学を希望する

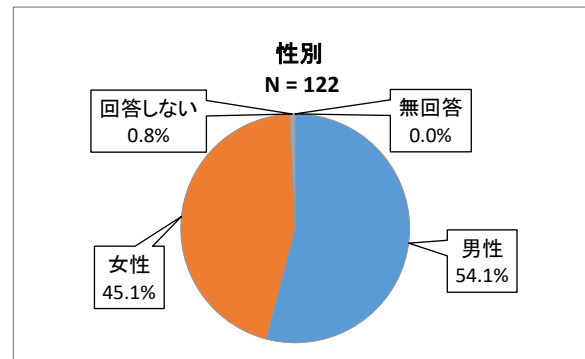
問10 本学が構想している経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の設置計画にあたり、ご意見、ご要望がございましたらお聞かせください。

その他、大学の教育内容・活動等についてご意見等ございましたら、あわせてご記入ください。

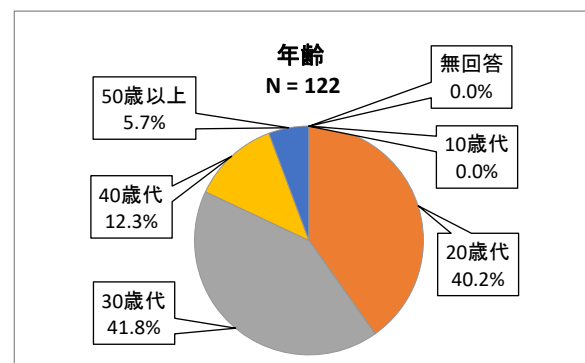
◆◆ 最後までご協力いただき、ありがとうございました ◆◆

單純集計表

性別			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	男性	66	54.1
2	女性	55	45.1
3	回答しない	1	0.8
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	122	100



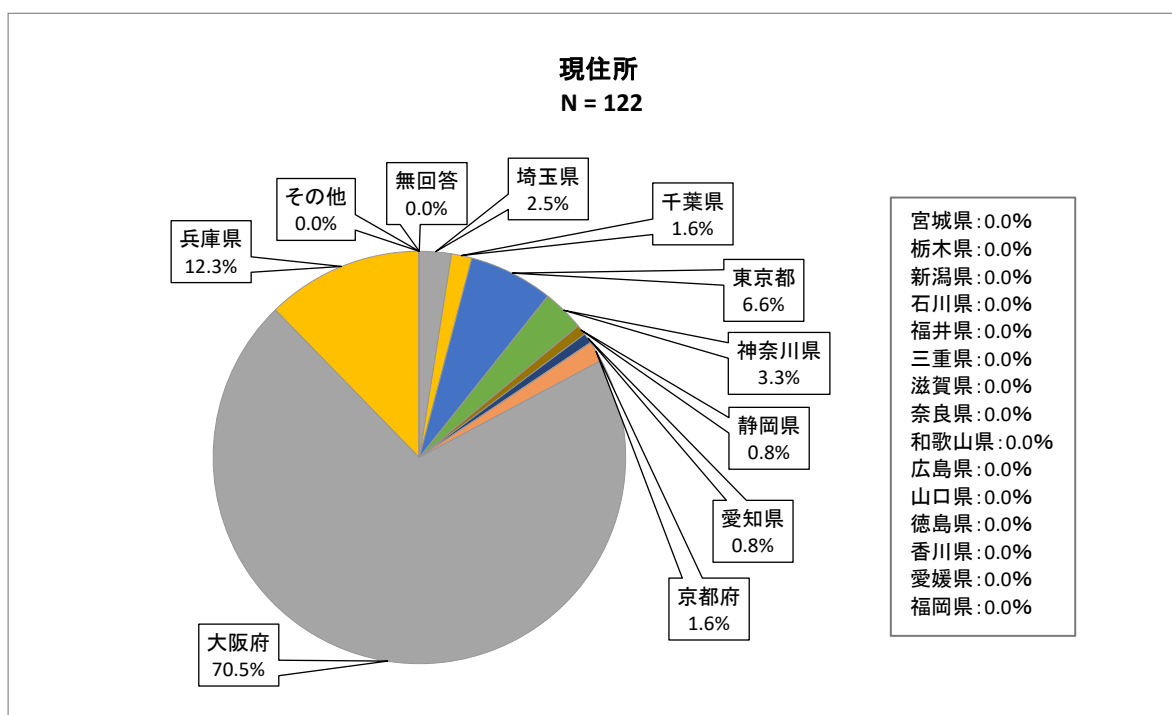
年齢			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	10歳代	0	0.0
2	20歳代	49	40.2
3	30歳代	51	41.8
4	40歳代	15	12.3
5	50歳以上	7	5.7
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	122	100



現住所

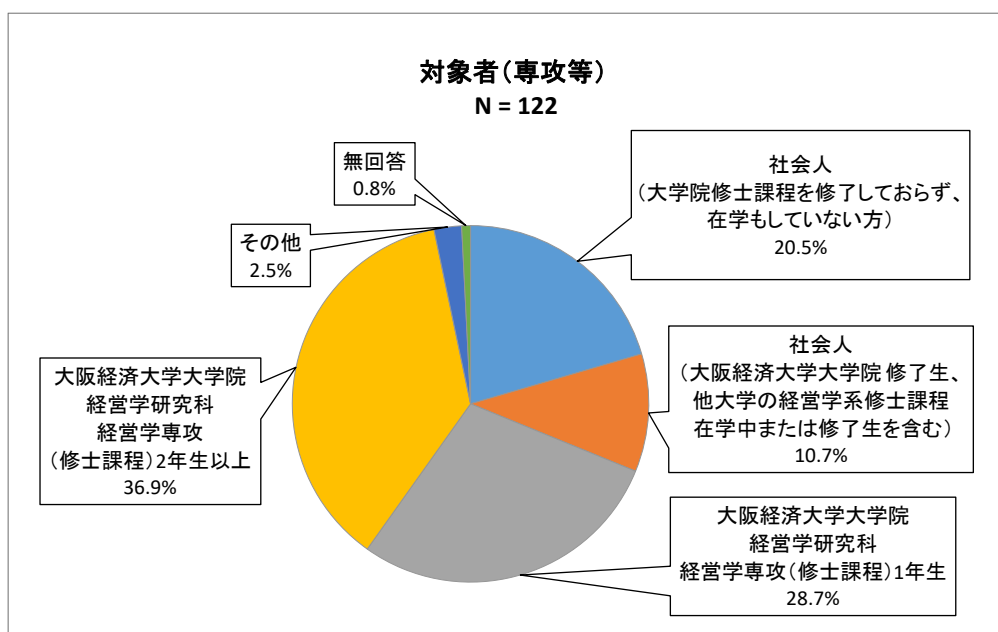
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	宮城県	0	0.0
2	栃木県	0	0.0
3	埼玉県	3	2.5
4	千葉県	2	1.6
5	東京都	8	6.6
6	神奈川県	4	3.3
7	新潟県	0	0.0
8	石川県	0	0.0
9	福井県	0	0.0
10	静岡県	1	0.8
11	愛知県	1	0.8
12	三重県	0	0.0
13	滋賀県	0	0.0
14	京都府	2	1.6

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
15	大阪府	86	70.5
16	兵庫県	15	12.3
17	奈良県	0	0.0
18	和歌山県	0	0.0
19	広島県	0	0.0
20	山口県	0	0.0
21	徳島県	0	0.0
22	香川県	0	0.0
23	愛媛県	0	0.0
24	福岡県	0	0.0
25	その他	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N (%^-ス)	122	100



対象者（専攻等）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会人（大学院修士課程を修了しておらず、在学もしていない方）	25	20.5
2	社会人（大阪経済大学大学院 修了生、他大学の経営学系修士課程 在学中または修了生を含む）	13	10.7
3	大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）1年生	35	28.7
4	大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（修士課程）2年生以上	45	36.9
5	その他	3	2.5
	無回答	1	0.8
	N（％ベース）	122	100

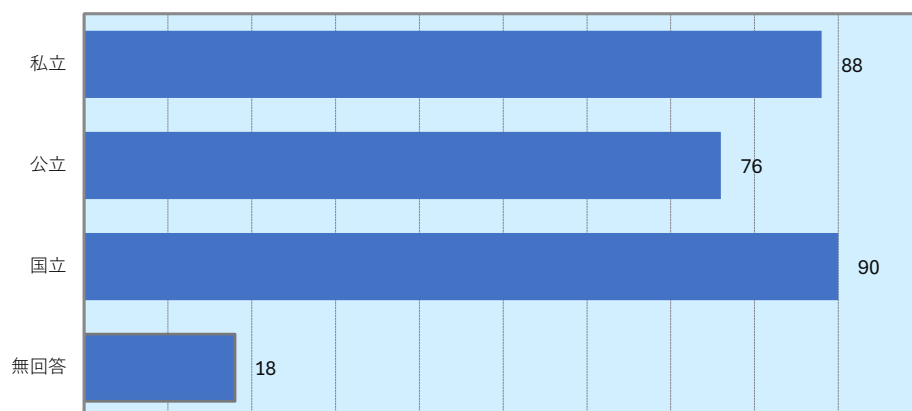


進学を希望する設置主体（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	私立	88	72.1
2	公立	76	62.3
3	国立	90	73.8
	無回答	18	14.8
	N（％ベース）	122	100

進学を希望する設置主体（複数回答）

N = 122

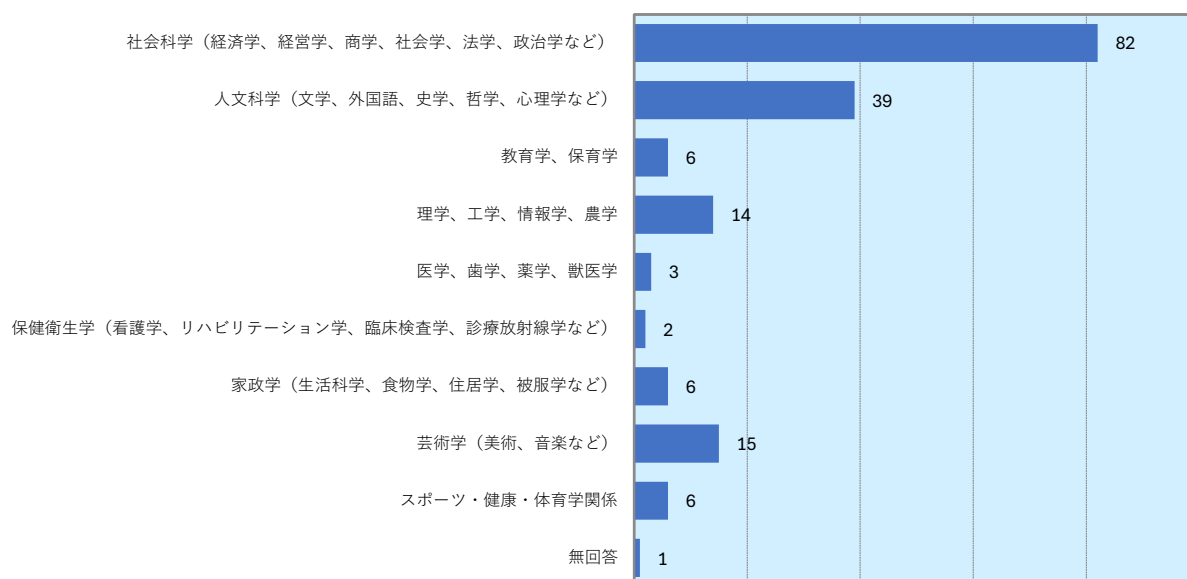


興味のある学問系統（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会科学（経済学、経営学、商学、社会学、法学、政治学など）	82	93.2
2	人文科学（文学、外国語、史学、哲学、心理学など）	39	44.3
3	教育学、保育学	6	6.8
4	理学、工学、情報学、農学	14	15.9
5	医学、歯学、薬学、獣医学	3	3.4
6	保健衛生学（看護学、リハビリテーション学、臨床検査学、診療放射線学など）	2	2.3
7	家政学（生活科学、食物学、住居学、被服学など）	6	6.8
8	芸術学（美術、音楽など）	15	17.0
9	スポーツ・健康・体育学関係	6	6.8
	無回答	1	1.1
	N（％ベース）	88	100

興味のある学問系統（複数回答）

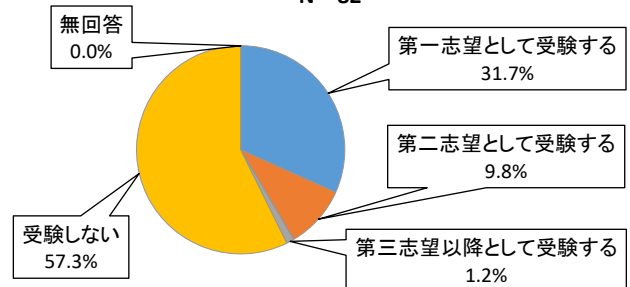
N = 88



大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への受験意向

No.	カテゴリー	件数	(全体)%
1	第一志望として受験する	26	31.7
2	第二志望として受験する	8	9.8
3	第三志望以降として受験する	1	1.2
4	受験しない	47	57.3
	無回答	0	0.0
	N (% [^] -s)	82	100

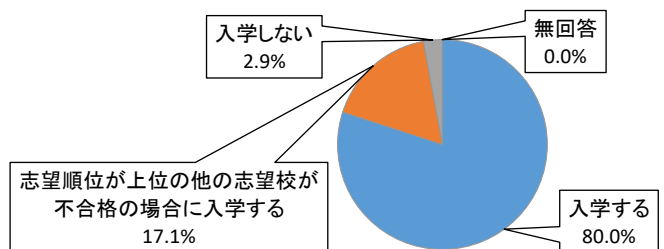
大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻(博士後期課程)への受験意向
N = 82



大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への入学意向

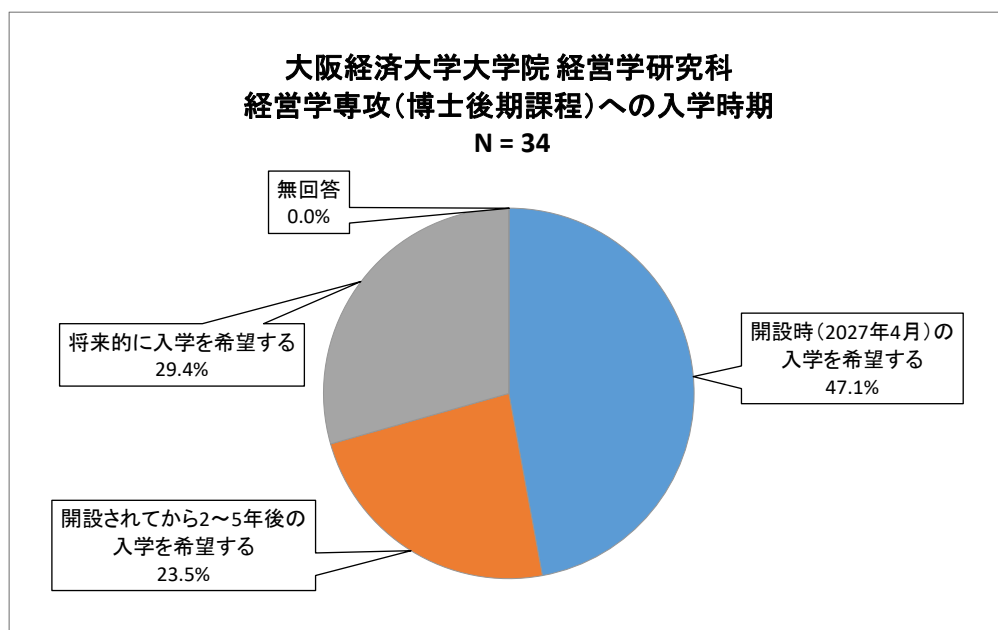
No.	カテゴリー	件数	(全体)%
1	入学する	28	80.0
2	志望順位が上位の他の志望校が不合格の場合に入学する	6	17.1
3	入学しない	1	2.9
	無回答	0	0.0
	N (% [^] -s)	35	100

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻(博士後期課程)への入学意向
N = 35



大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への入学時期

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	開設時（2027年4月）の入学を希望する	16	47.1
2	開設されてから2～5年後の入学を希望する	8	23.5
3	将来的に入学を希望する	10	29.4
	無回答	0	0.0
N	(％へ-ス)	34	100



大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了生に対する
企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

令和7年12月

一般財団法人 日本開発構想研究所

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了生に対する
企業等の採用意向に関するアンケート調査報告

1. 調査概要

(1) 調査目的

令和 9 年 4 月に予定している大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の開設に向けて、大阪経済大学大学院修了生の採用実績のある企業等、修了生の就職が見込まれる企業等の採用担当者にアンケートを実施し、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了生に対する企業等の採用意向を把握することを目的とする。

(2) 調査対象

大阪経済大学大学院修了生の採用実績のある企業等、修了生の就職が見込まれる 24 都府県（宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県）に所在する企業等 500 社の採用担当者にアンケートへの協力を依頼した。

(3) 調査方法

大阪経済大学大学院修了生の採用実績のある企業等、修了生の就職が見込まれる企業等 500 社の採用担当者にアンケート用紙及び大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の概要を示したリーフレットを郵送し、アンケート調査を実施した。回答は企業等から一般財団法人日本開発構想研究所へ直接郵送し、69 件の有効回答を得た。

集計結果より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の修了生に対する採用意向を分析した。

(4) 調査実施期間

令和 7 年 11 月～12 月

(5) 有効回収率等

調査対象数：500 件

有効回答数：69 件

有効回収率：約 13.8%（有効回答者 69 件÷調査対象者 500 件）

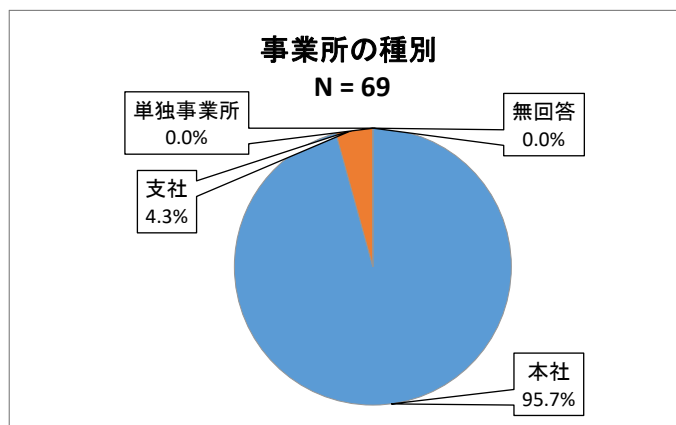
※大阪経済大学大学院において設置を構想している経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）は仮称であるが、本文中ではその旨の表示を省略した。

2. 調査結果

(1) 事業所の種別について

事業所の種別について調査した結果、回答のあった企業等 69 件のうち、「本社」が 66 件 (95.7%) と最も多く、次いで「支社」3 件 (4.3%) の順になっている。

事業所の種別			
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	本社	66	95.7
2	支社	3	4.3
3	単独事業所	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	69	100



(2) 事業所の所在地について

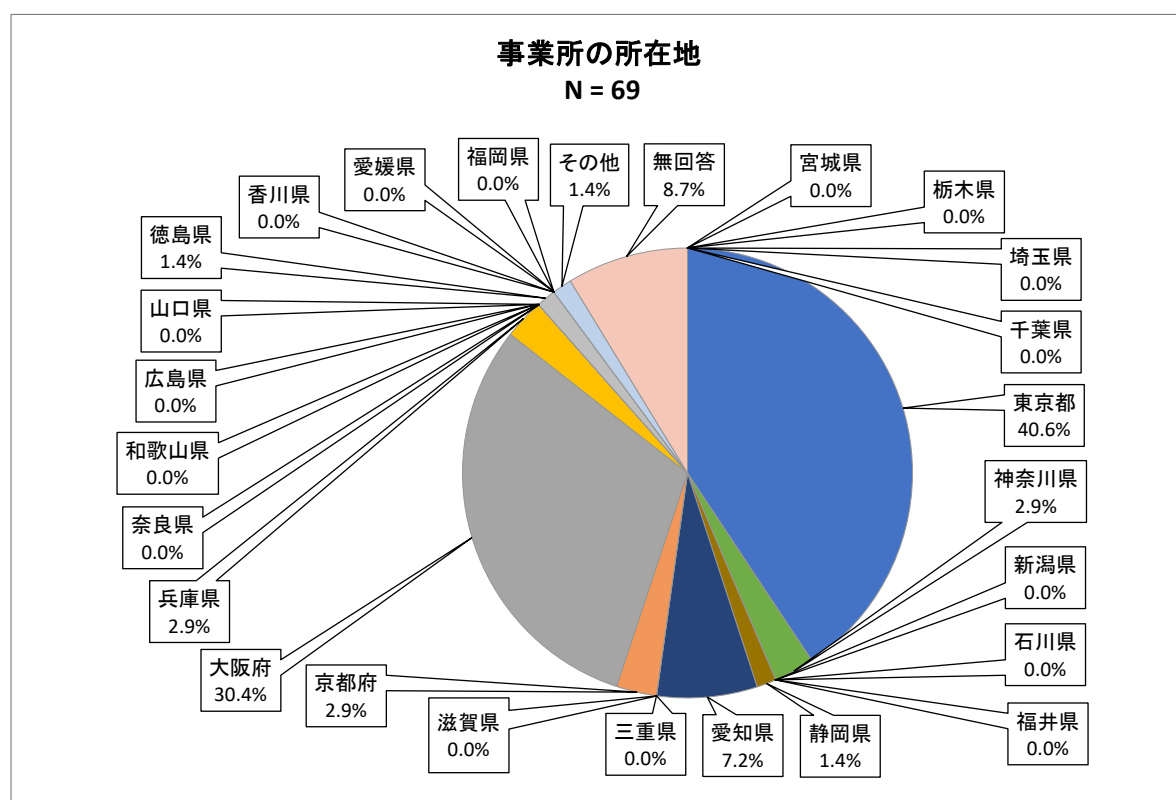
事業所の所在地について調査した結果、回答のあった企業等 69 件のうち、「東京都」が 28 件（40.6%）と最も多く、次いで「大阪府」21 件（30.4%）、「愛知県」5 件（7.2%）、「神奈川県」2 件（2.9%）、「京都府」2 件（2.9%）、「兵庫県」2 件（2.9%）、「静岡県」1 件（1.4%）、「徳島県」1 件（1.4%）、「その他」1 件（1.4%）の順になっている。

※「無回答」6 件（8.7%）

事業所の所在地

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	宮城県	0	0.0
2	栃木県	0	0.0
3	埼玉県	0	0.0
4	千葉県	0	0.0
5	東京都	28	40.6
6	神奈川県	2	2.9
7	新潟県	0	0.0
8	石川県	0	0.0
9	福井県	0	0.0
10	静岡県	1	1.4
11	愛知県	5	7.2
12	三重県	0	0.0
13	滋賀県	0	0.0
14	京都府	2	2.9

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
15	大阪府	21	30.4
16	兵庫県	2	2.9
17	奈良県	0	0.0
18	和歌山県	0	0.0
19	広島県	0	0.0
20	山口県	0	0.0
21	徳島県	1	1.4
22	香川県	0	0.0
23	愛媛県	0	0.0
24	福岡県	0	0.0
25	その他	1	1.4
	無回答	6	8.7
	N（%ベース）	69	100

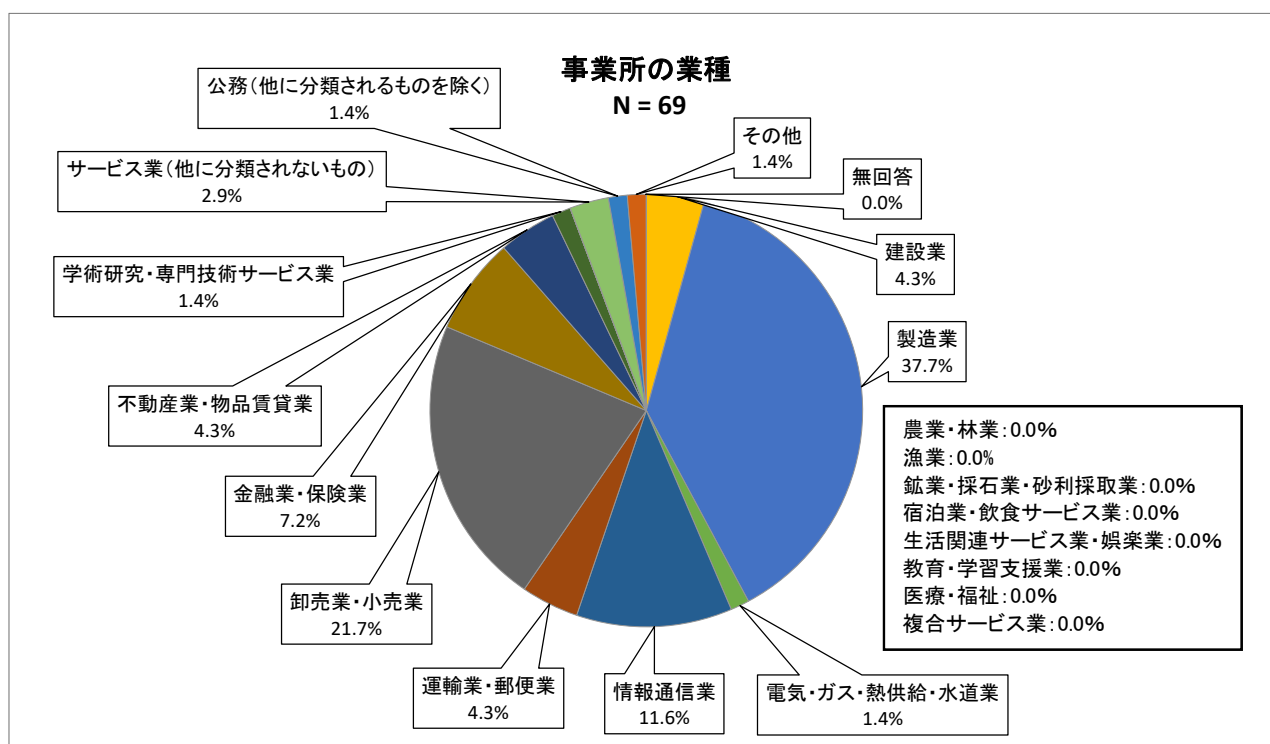


(3) 事業所の業種について

事業所の業種について調査した結果、回答のあった企業等 69 件のうち、「製造業」が 26 件（37.7%）と最も多く、次いで「卸売業・小売業」15 件（21.7%）、「情報通信業」8 件（11.6%）、「金融業・保険業」5 件（7.2%）、「建設業」3 件（4.3%）、「運輸業・郵便業」3 件（4.3%）、「不動産業・物品賃貸業」3 件（4.3%）、「サービス業（他に分類されないもの）」2 件（2.9%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」1 件（1.4%）、「学術研究・専門技術サービス業」1 件（1.4%）、「公務（他に分類されるものを除く）」1 件（1.4%）、「その他」1 件（1.4%）の順になっている。

事業所の業種

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	農業・林業	0	0.0	12	学術研究・専門技術サービス業	1	1.4
2	漁業	0	0.0	13	宿泊業・飲食サービス業	0	0.0
3	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0	14	生活関連サービス業・娯楽業	0	0.0
4	建設業	3	4.3	15	教育・学習支援業	0	0.0
5	製造業	26	37.7	16	医療・福祉	0	0.0
6	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.4	17	複合サービス業	0	0.0
7	情報通信業	8	11.6	18	サービス業（他に分類されないもの）	2	2.9
8	運輸業・郵便業	3	4.3	19	公務（他に分類されるものを除く）	1	1.4
9	卸売業・小売業	15	21.7	20	その他	1	1.4
10	金融業・保険業	5	7.2		無回答	0	0.0
11	不動産業・物品賃貸業	3	4.3		N（%ベース）	69	100

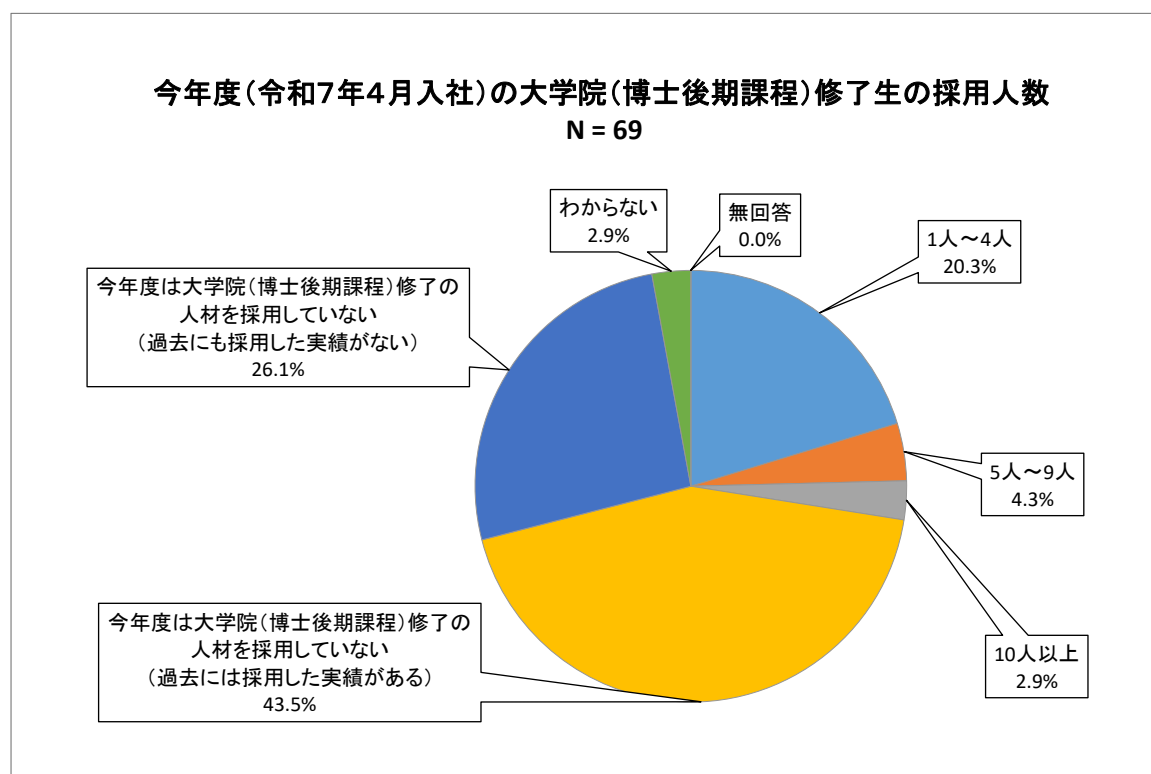


(4) 今年度（令和 7 年 4 月入社）の大学院（博士後期課程）修了生の採用人数について

今年度（令和 7 年 4 月入社）の大学院（博士後期課程）修了生の採用人数について調査した結果、回答のあった企業等 69 件のうち、「今年度は大学院（博士後期課程）修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がある）」が 30 件（43.5%）と最も多く、次いで「今年度は大学院（博士後期課程）修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がない）」18 件（26.1%）、「1 人～4 人」14 件（20.3%）、「5 人～9 人」3 件（4.3%）、「10 人以上」2 件（2.9%）、「わからない」2 件（2.9%）の順になっている。

今年度（令和 7 年 4 月入社）の大学院（博士後期課程）修了生の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人～4人	14	20.3
2	5人～9人	3	4.3
3	10人以上	2	2.9
4	今年度は大学院（博士後期課程）修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がある）	30	43.5
5	今年度は大学院（博士後期課程）修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない）	18	26.1
6	わからない	2	2.9
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	69	100



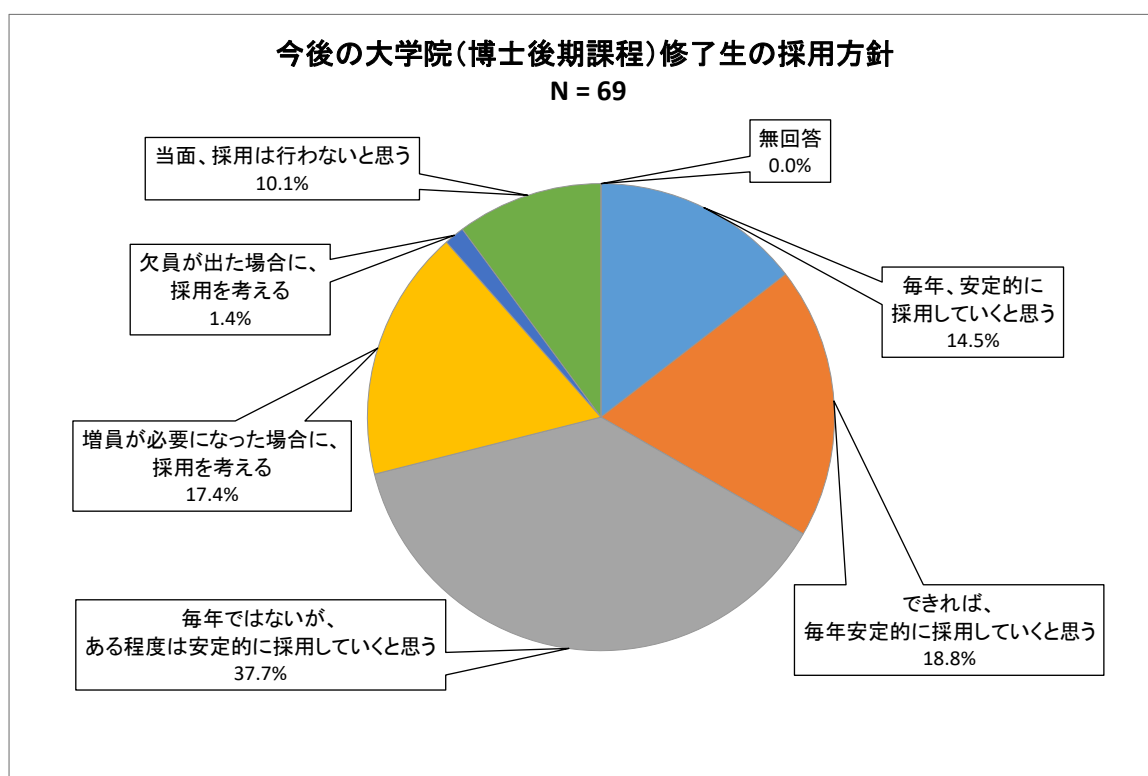
(5) 今後の大学院（博士後期課程）修了生の採用方針について

今後の大学院（博士後期課程）修了生の採用方針について調査した結果、回答のあった企業等 69 件のうち、「毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していくと思う」が 26 件（37.7 %）と最も多く、次いで「できれば、毎年安定的に採用していくと思う」13 件（18.8%）、「増員が必要になった場合に、採用を考える」12 件（17.4%）、「毎年、安定的に採用していくと思う」10 件（14.5%）、「当面、採用は行わないと思う」7 件（10.1%）、「欠員が出た場合に、採用を考える」1 件（1.4%）の順になっている。

なお、「当面、採用は行わないと思う」（7 件）を除いた肯定的な回答を合計すると、62 件（89.9%）となっている。

今後の大学院（博士後期課程）修了生の採用方針

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	毎年、安定的に採用していくと思う	10	14.5
2	できれば、毎年安定的に採用していくと思う	13	18.8
3	毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していくと思う	26	37.7
4	増員が必要になった場合に、採用を考える	12	17.4
5	欠員が出た場合に、採用を考える	1	1.4
6	当面、採用は行わないと思う	7	10.1
	無回答	0	0.0
	N（％ベース）	69	100



(6) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の社会的必要性について

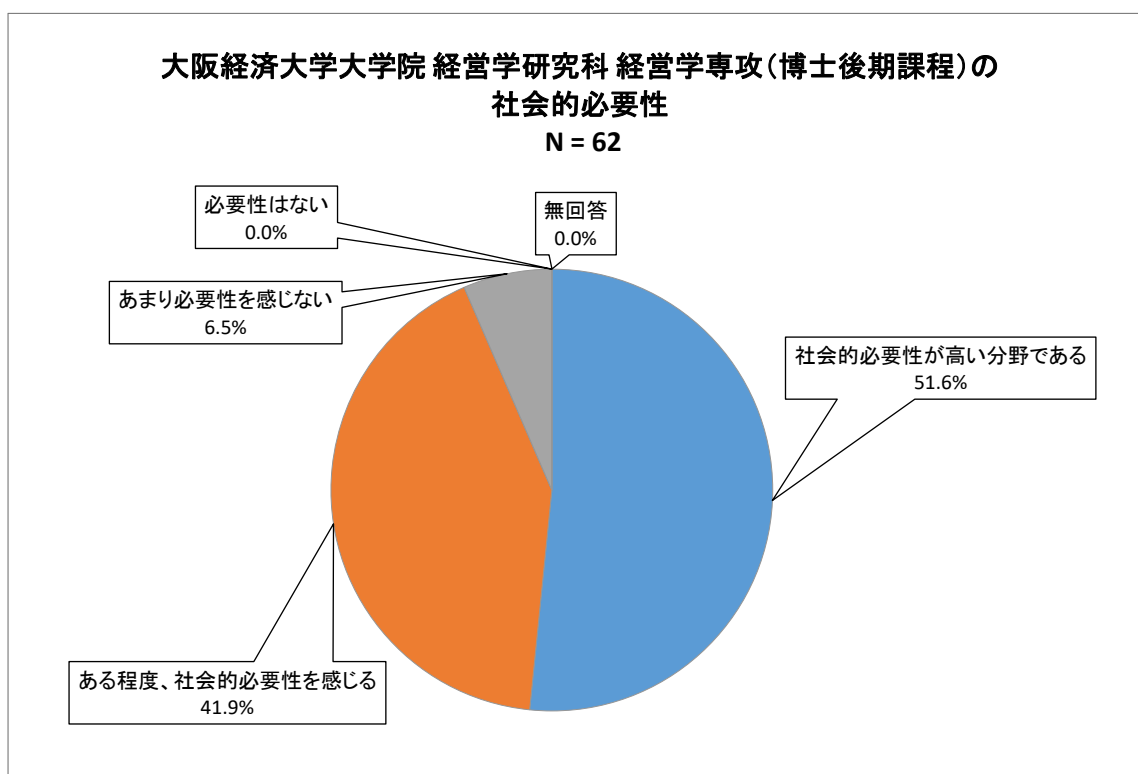
「(5) 今後の大学院（博士後期課程）修了生の採用方針について」において肯定的な採用意向を示した企業等 62 件に対して、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の社会的必要性について調査した。

その結果、「社会的必要性が高い分野である」が 32 件（51.6%）と最も多く、次いで「ある程度、社会的必要性を感じる」26 件（41.9%）、「あまり必要性を感じない」4 件（6.5%）の順になっている。

なお、「社会的必要性が高い分野である」、「ある程度、社会的必要性を感じる」の肯定的な回答を合計すると、58 件（93.5%）となっている。

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の社会的必要性

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会的必要性が高い分野である	32	51.6
2	ある程度、社会的必要性を感じる	26	41.9
3	あまり必要性を感じない	4	6.5
4	必要性はない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	62	100



(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向について

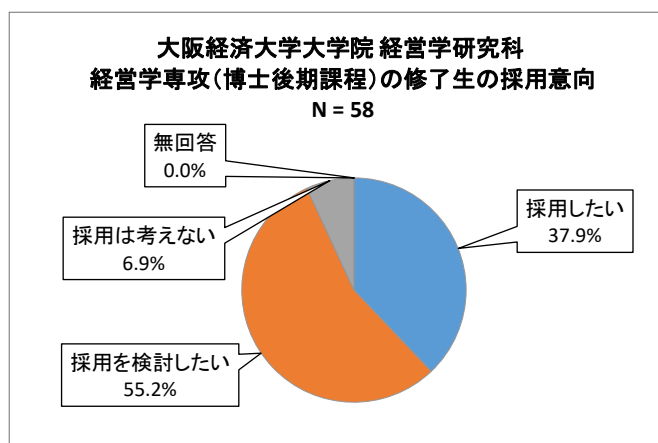
「(6) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の社会的必要性について」において肯定的な回答をした企業等 58 件に対して、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向について調査した。

その結果、「採用を検討したい」が 32 件（55.2%）と最も多く、次いで「採用したい」22 件（37.9%）、「採用は考えない」4 件（6.9%）の順になっている。

なお、「採用したい」、「採用を検討したい」の肯定的な回答を合計すると、54 件（93.1%）となっている。

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	22	37.9
2	採用を検討したい	32	55.2
3	採用は考えない	4	6.9
	無回答	0	0.0
N	(%へ-ス)	58	100



(8) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用人数について

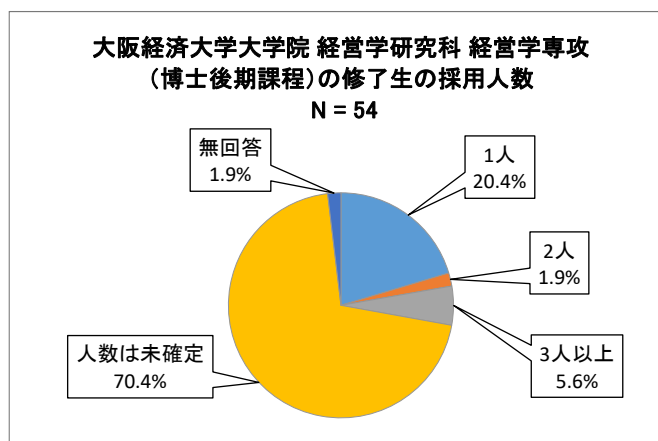
「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向について」において肯定的な採用意向を示した企業等 54 件に対して、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の将来的な採用人数について調査した。

その結果、「人数は未確定」が 38 件（70.4%）と最も多く、次いで「1人」11 件（20.4%）、「3人以上」3 件（5.6%）、「2人」1 件（1.9%）の順になっている。

※「無回答」1 件（1.9%）

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	11	20.4
2	2人	1	1.9
3	3人以上	3	5.6
4	人数は未確定	38	70.4
	無回答	1	1.9
N	(%へ-ス)	54	100



(9) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への従業員の入学奨励について

「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向について」において肯定的な採用意向を示した企業等 54 件に対して、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）への従業員の入学奨励について調査した。

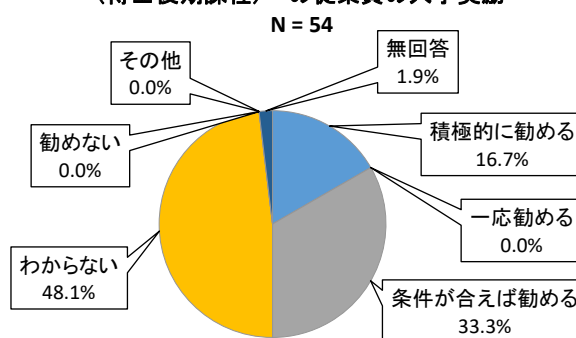
その結果、「わからない」が 26 件（48.1%）と最も多く、次いで「条件が合えば勧める」18 件（33.3%）、「積極的に勧める」9 件（16.7%）の順になっている。

※「無回答」1 件（1.9%）

大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への従業員の入学奨励

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	積極的に勧める	9	16.7
2	一応勧める	0	0.0
3	条件が合えば勧める	18	33.3
4	わからない	26	48.1
5	勧めない	0	0.0
6	その他	0	0.0
	無回答	1	1.9
	N（％ベース）	54	100

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻
（博士後期課程）への従業員の入学奨励



3. 調査結果のまとめ

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生に対する将来的な採用意向人数の集計にあたっては、「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向について」の肯定的な回答数と、「(8) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用人数について」の将来的な採用人数の各選択肢（「1人」、「2人」、「3人以上」、「人数は未確定」※）を乗じ、これを合計し、算出した。

※「3人以上」は最低数である「3人」として計算した。

「人数は未確定」とは、「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向について」において、「採用したい」、「採用を検討したい」と回答し将来的な採用意向は示すが、アンケートの時点では将来的な採用人数について確定していないものである。したがって、本調査では「人数は未確定」の将来的な採用人数を最低数である「1人」として計算した。

「(7) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向について」において、「採用したい」22件、「採用を検討したい」32件の回答を得ている。

また、下表より、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生に対する採用意向人数は「採用したい」のみで合計した場合、28人分となる。入学定員は2人であるため、14倍の採用意向を確保できている。

「採用したい」、「採用を検討したい」を合計した場合、採用意向人数は60人分となり、これは入学定員2人に対して30倍の採用意向を確保できている。

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）＜採用意向×採用人数＞

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」 のみ		合計	
1人(A)	6	(a)	$(A) \times (a)$	6
2人(B)	–	(b)	$(B) \times (b)$	–
3人(C)	3	(c)	$(C) \times (c)$	9
人数は未確定(D)	13	(d)	$(D) \times (d)$	13
無回答	1			

合計採用意向 28 人

回答数(件) 人数(人)	「採用したい」 「採用を検討した い」の合計		合計	
1人(A)	11	(a)	$(A) \times (a)$	11
2人(B)	1	(b)	$(B) \times (b)$	2
3人(C)	3	(c)	$(C) \times (c)$	9
人数は未確定(D)	38	(d)	$(D) \times (d)$	38
無回答	1			

合計採用意向 60 人

※採用人数が無回答であった場合は、計算から除外した

以上の調査結果と、今回の調査対象以外への進路も考えられることから、大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の修了生の進路は十分に確保できるものと考えられる。

計画概要



大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）

2027年4月開設予定 入学定員2名（予定）

※設置構想中のため、掲載内容は予定であり、変更する場合があります。

設置の理念

Society 5.0を基盤とするビジネス社会においては、価値観が多様化し、ユーザーの多様な要望に応えるとともに、価値観に寄り添った新しい価値やサービスの創出が求められています。このような価値創造のニーズや社会構造の変化に伴い、市場経済・ビジネス環境も多様化しており、社会課題の解決を担う高度な人材の育成が重要となっています。大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）では、こうした社会的要請に応えるべく、新しいビジネスの仕組みを構想・実現できる人材を育成し、社会の持続的発展に貢献することを理念としています。

養成する人材像

経営学分野の戦略、組織、人的資源、流通、心理、租税等の学識を備えて、自らの専門性を深め、現代社会の社会的課題・問題や、企業等の組織内の課題・問題を認識し解決できる研究者、高度専門職業人を養成します。

アドミッション・ポリシー

1. 修士課程程度の経営学分野の知識・理解と基礎的研究能力を備えている人。
2. 自らの専門性を深め、現代社会や企業等の組織内の課題・問題を認識し解決する意欲と、創造的な探究心を持つ人。
3. 本課程を通して、研究者、教育者及び高度専門職業人として、多様な価値観を尊重しつつ地域・社会に貢献する姿勢を有している人。

01. 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）構想概要

- ◎開設研究科 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）
- ◎設置場所 大阪市東淀川区大隅2-2-8 大阪経済大学大隅キャンパス
- ◎開設時期 2027年4月（予定）
- ◎入学定員 2名（予定）
- ◎取得学位 博士（経営学）

02. カリキュラム

基盤科目

- ・研究方法後期特論
- ・論文英語
- ・研究倫理

専門科目

- ・流通・マーケティング後期特論
- ・組織行動心理学後期特論
- ・会計・ファイナンス後期特論
- ・ベンチャービジネス後期特論
- ・コーポレートガバナンス後期特論
- ・組織再編・事業承継税務後期特論

研究指導科目

- ・後期研究指導Ⅰ
- ・後期研究指導Ⅱ
- ・後期研究指導Ⅲ
- ・後期研究指導Ⅳ
- ・後期研究指導Ⅴ
- ・後期研究指導Ⅵ

03. 想定される修了後の進路

- ・企業、官公庁等の経営（総合）計画、企画部門での業務改善、組織改革担当、人事部門での人材育成担当等
- ・大学等の高等教育機関や、その他の研究機関等での研究者・教育者

04. 類似する近隣大学院（博士後期課程）一覧

所在地	区分	大学名	研究科	専攻	入学定員	入学金	授業料	施設設備費等	諸会費	初年度合計
大阪府	私立	追手門学院大学大学院	経営・経済研究科	経営・経済専攻 博士後期課程	3	100,000	500,000	100,000	20,000	720,000
大阪府	私立	関西大学大学院	商学研究科	商学専攻 博士課程後期課程	5	130,000	729,000		10,000	869,000
大阪府	私立	近畿大学大学院	商学研究科	商学専攻 博士後期課程	5	200,000	700,000			900,000
大阪府	私立	大阪経済大学大学院	経営学研究科	経営学専攻 博士後期課程（仮称）	2 （予定）	200,000	530,000	140,000	1,000	871,000

注1) 各大学情報については、大学ホームページより転載。

注2) 各大学の学費については、諸会費などを含んでいない場合があるため、概算として参考にしてください。

注3) 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）（仮称）の学費は予定であり、変更する場合があります。

05. アクセス

1 大隅キャンパス



主要駅からの通学時間		
大阪梅田	約13分	大阪経済大学（大隅キャンパス）
神戸三宮	約37分	上新庄
京都	約36分	瑞光センター
天王寺	約33分	大阪経済大学（大隅キャンパス）
奈良	約51分	瑞光四丁目
和歌山	約103分	大阪経済大学（大隅キャンパス）

2 北浜キャンパス※¹



※¹科目によっては、サテライトキャンパスである北浜キャンパス（大阪市中央区北浜1-8-16（大阪証券取引所ビル3F））での開講となる場合があります。



調查票

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の 設置に係るアンケート調査

本調査は、令和9年(2027年)4月に開設を予定している大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)について、設置の基礎資料とするため、貴社の採用状況・意向等についてお聞きするものです。

※このアンケート結果は、統計資料としてのみ用い、目的以外の利用はいたしません。

※いかなるご回答を頂いた場合でも、貴社の実際の採用活動を拘束するものではありません。

※既に同一アンケート調査にご回答いただいている場合、こちらのご回答はお控えください。

※回答は、該当する番号を回答欄の ☐ の中へ直接ご記入下さい。

★調査回答締め切りのお願い★

令和7年11月28日(金)までに、同封の返信用封筒にてご投函頂きますようお願いいたします。

【 貴社についてお聞きします 】

Q1. 本社・支社・事業所等についてお聞きします。次の中から該当する番号を1つお選びください。

【回答欄】

1. 本社 2. 支社 3. 単独事業所

☐

Q2. 事業所等の所在地についてお聞きします。次の中から該当する番号を1つお選びください。

※(Q1で「本社」以外を選択された場合は、その所在地をお答えください)

- | | | | | |
|--------|---------|---------|----------|----------------------------------|
| 1. 宮城県 | 6. 神奈川県 | 11. 愛知県 | 16. 兵庫県 | 21. 徳島県 |
| 2. 栃木県 | 7. 新潟県 | 12. 三重県 | 17. 奈良県 | 22. 香川県 |
| 3. 埼玉県 | 8. 石川県 | 13. 滋賀県 | 18. 和歌山県 | 23. 愛媛県 |
| 4. 千葉県 | 9. 福井県 | 14. 京都府 | 19. 広島県 | 24. 福岡県 |
| 5. 東京都 | 10. 静岡県 | 15. 大阪府 | 20. 山口県 | 25. その他 () |

☐

Q3. 貴社の業種についてお聞きします。次の中から最も当てはまる番号を1つお選びください。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| 1. 農業・林業 | 11. 不動産業・物品賃貸業 |
| 2. 漁業 | 12. 学術研究・専門技術サービス業 |
| 3. 鉱業・採石業・砂利採取業 | 13. 宿泊業・飲食サービス業 |
| 4. 建設業 | 14. 生活関連サービス業・娯楽業 |
| 5. 製造業 | 15. 教育・学習支援業 |
| 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 16. 医療・福祉 |
| 7. 情報通信業 | 17. 複合サービス業 |
| 8. 運輸業・郵便業 | 18. サービス業（他に分類されないもの） |
| 9. 卸売業・小売業 | 19. 公務（他に分類されるものを除く） |
| 10. 金融業・保険業 | 20. その他（具体的に:) |

☐

Q4. 今年度(令和7年4月入社)に、大学院(博士後期課程)修了の人材を何人採用されましたか。

その人数について該当する番号を1つお選びください。

※(Q1で「支社」または「単独事業所」と回答された場合は、そちらでの採用人数をご回答ください)

1. 1人～4人
2. 5人～9人
3. 10人以上
4. 今年度は大学院(博士後期課程)修了の人材を採用していない(過去には採用した実績がある)
5. 今年度は大学院(博士後期課程)修了の人材を採用していない(過去にも採用した実績がない)
6. わからない

番号でご回答
ください

☐

Q5. 今後の大学院(博士後期課程)修了生の人材採用について、どのようにお考えですか。
お考えに近い番号を1つお選びください。

1. 毎年、安定的に採用していくと思う
2. できれば、毎年安定的に採用していくと思う
3. 毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していくと思う
4. 増員が必要になった場合に、採用を考える
5. 欠員が出た場合に、採用を考える
6. 当面、採用は行わないと思う

☐

1～5を選ばれた方はQ6へお進みください。
6を選ばれた方はQ10へお進みください。



裏面へお進みください



【 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)について 】

Q6. 本学が設置を計画している経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の社会的必要性について、どのようにお考えになりますか。次の中から該当する番号を 1 つお選びください。

1. 社会的必要性が高い分野である
2. ある程度、社会的必要性を感じる
3. あまり必要性を感じない
4. 必要性はない

1、2 を選ばれた方は Q7 へお進みください。
3、4 を選ばれた方は Q10 へお進みください。

☐

Q7. 本学が設置を計画している経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の修了生の採用についておたずねします。
次の中から該当する番号を 1 つお選びください。

1. 採用したい
2. 採用を検討したい
3. 採用は考えない

1、2 を選ばれた方は Q8 へお進みください。
3 を選ばれた方は Q10 へお進みください。

☐

Q8. Q7 で「採用したい」「採用を検討したい」を選択された企業様におたずねします。将来的に、本学が設置を計画している
経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)の修了生を、毎年何人程度採用したいとお考えですか。
次の中から該当する番号を 1 つお選びください。

1. 1 人
2. 2 人
3. 3 人以上
4. 人数は未確定

番号でご回答
ください

☐

【 大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)への従業員の入学について 】

Q9. 貴社では、仮に従業員の方から本学が設置を計画している経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)で学びたい
[学費は従業員の自己負担として]と申し入れがあった場合、入学を勧めますか。
次の中から該当する番号を 1 つお選びください。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 積極的に勧める | 4. わからない |
| 2. 一応勧める | 5. 勧めない |
| 3. 条件が合えば勧める | 6. その他 (具体的に: |

)

☐

Q10. 本学が設置を計画している経営学研究科 経営学専攻(博士後期課程)(仮称)について、ご意見・ご要望がございましたら、
ご自由にお書きください。
その他、大学の教育内容・活動等について、ご意見等ございましたら、あわせてご記入ください。

◆◆ 最後までご協力いただき、ありがとうございました ◆◆

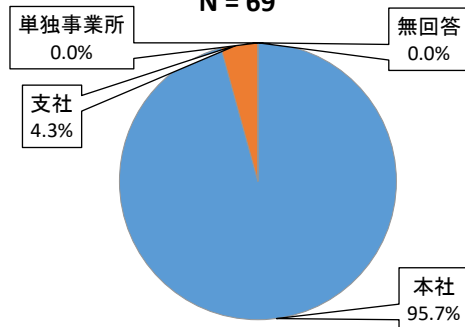
單純集計表

事業所の種別

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	本社	66	95.7
2	支社	3	4.3
3	単独事業所	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N (%ベース)	69	100

事業所の種別

N = 69



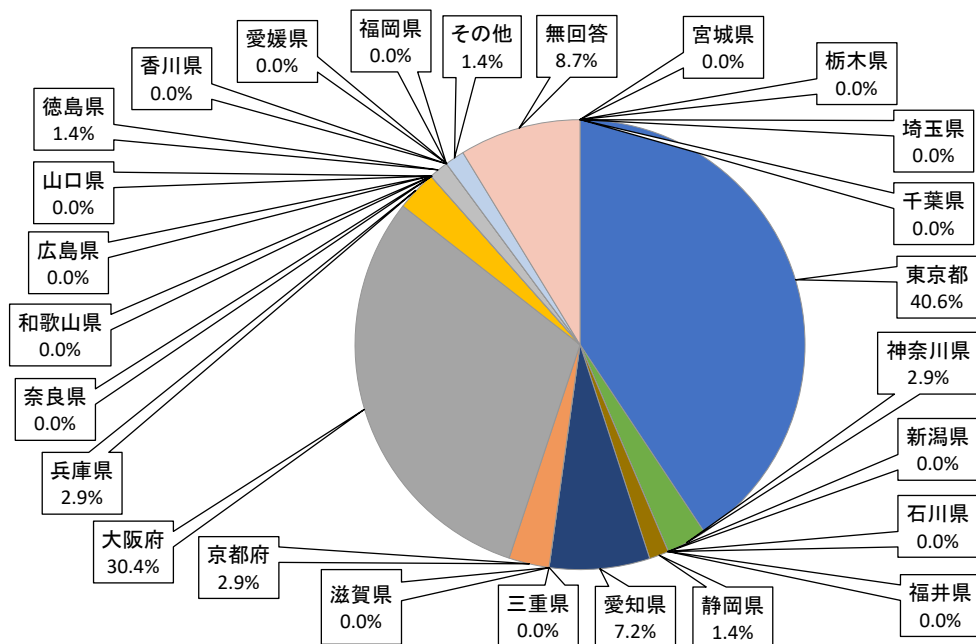
事業所の所在地

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	宮城県	0	0.0
2	栃木県	0	0.0
3	埼玉県	0	0.0
4	千葉県	0	0.0
5	東京都	28	40.6
6	神奈川県	2	2.9
7	新潟県	0	0.0
8	石川県	0	0.0
9	福井県	0	0.0
10	静岡県	1	1.4
11	愛知県	5	7.2
12	三重県	0	0.0
13	滋賀県	0	0.0
14	京都府	2	2.9

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
15	大阪府	21	30.4
16	兵庫県	2	2.9
17	奈良県	0	0.0
18	和歌山県	0	0.0
19	広島県	0	0.0
20	山口県	0	0.0
21	徳島県	1	1.4
22	香川県	0	0.0
23	愛媛県	0	0.0
24	福岡県	0	0.0
25	その他	1	1.4
	無回答	6	8.7
	N (%ベース)	69	100

事業所の所在地

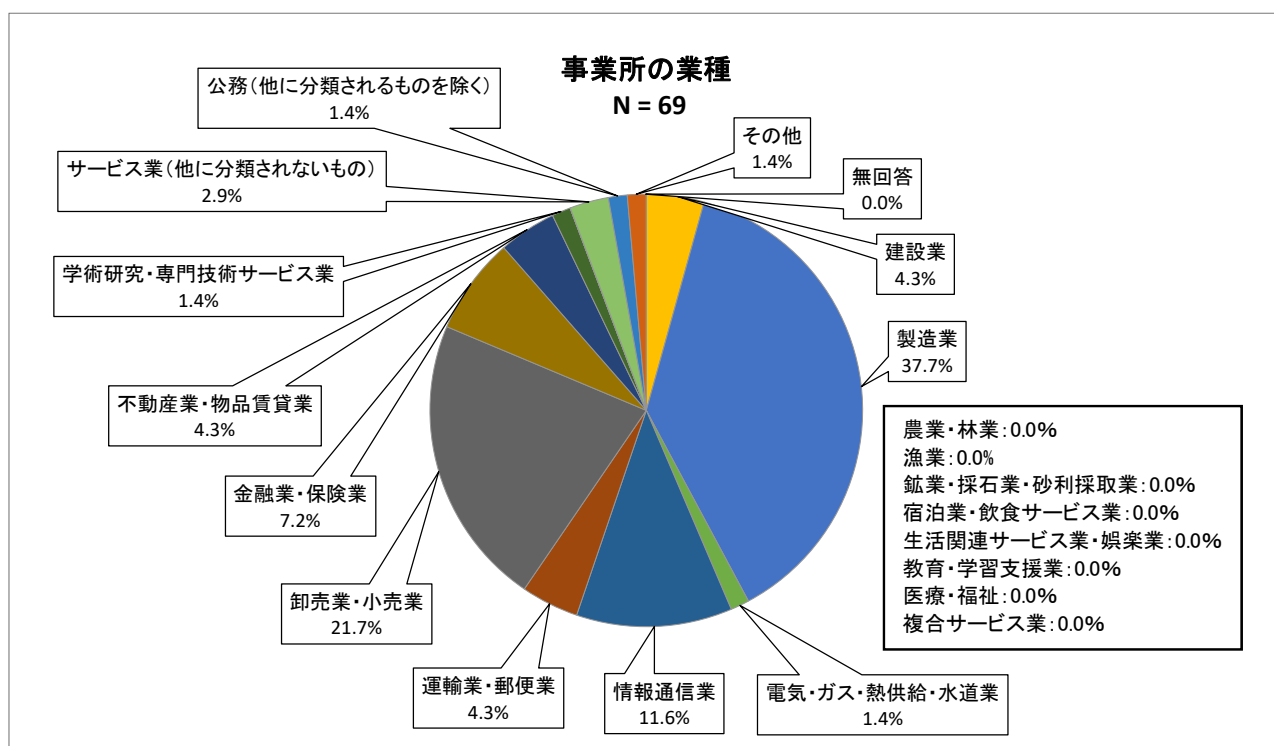
N = 69



事業所の業種

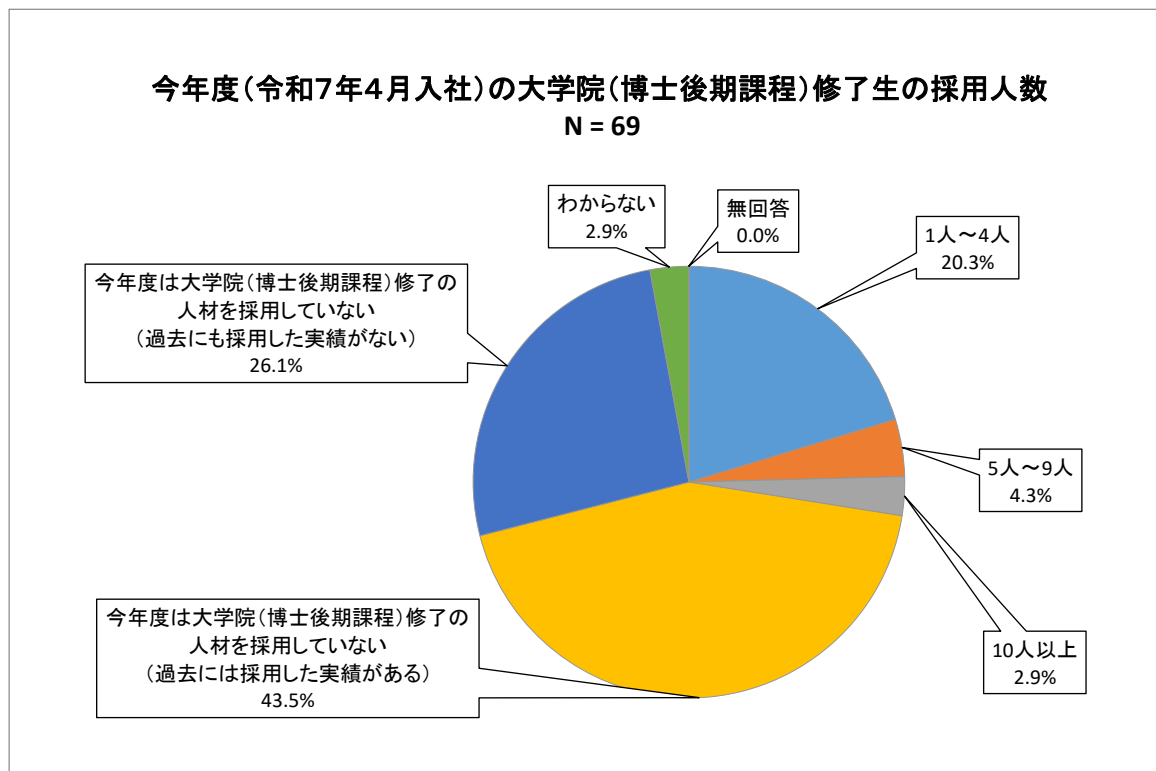
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	農業・林業	0	0.0
2	漁業	0	0.0
3	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0
4	建設業	3	4.3
5	製造業	26	37.7
6	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1.4
7	情報通信業	8	11.6
8	運輸業・郵便業	3	4.3
9	卸売業・小売業	15	21.7
10	金融業・保険業	5	7.2
11	不動産業・物品賃貸業	3	4.3

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
12	学術研究・専門技術サービス業	1	1.4
13	宿泊業・飲食サービス業	0	0.0
14	生活関連サービス業・娯楽業	0	0.0
15	教育・学習支援業	0	0.0
16	医療・福祉	0	0.0
17	複合サービス業	0	0.0
18	サービス業（他に分類されないもの）	2	2.9
19	公務（他に分類されるものを除く）	1	1.4
20	その他	1	1.4
	無回答	0	0.0
	N（％ベース）	69	100



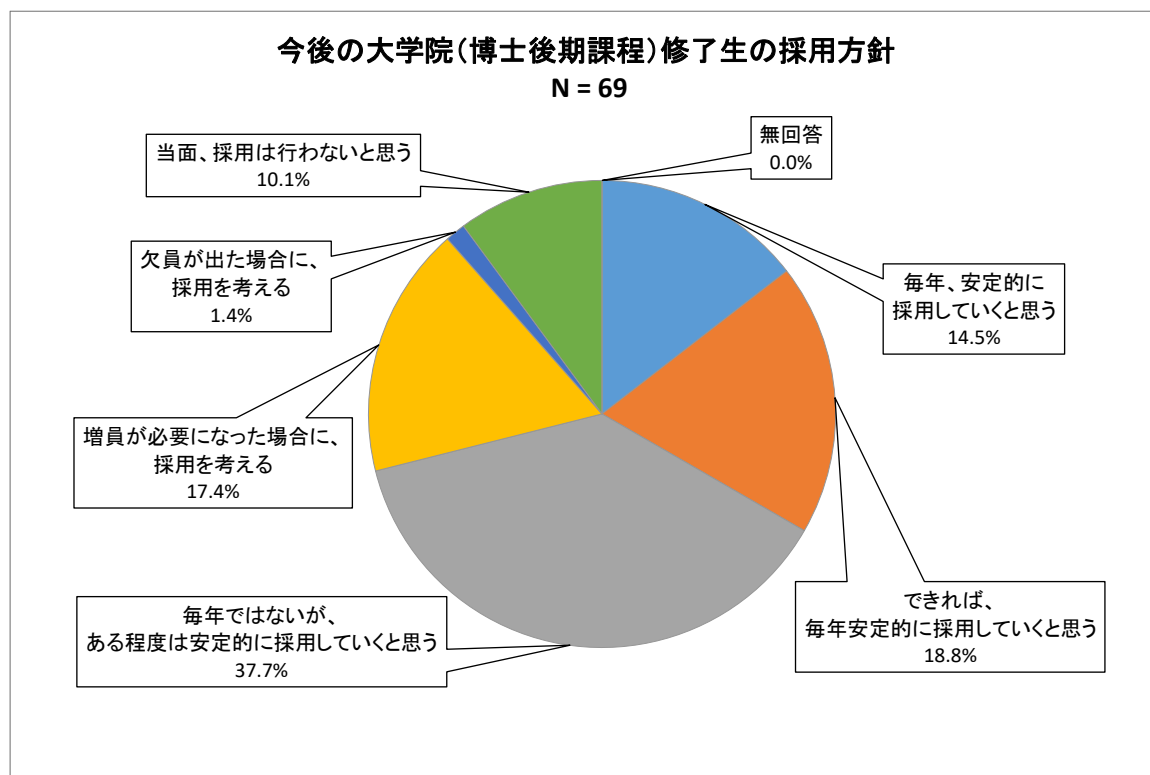
今年度（令和7年4月入社）の大学院（博士後期課程）修了生の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人～4人	14	20.3
2	5人～9人	3	4.3
3	10人以上	2	2.9
4	今年度は大学院（博士後期課程）修了の人材を採用していない（過去には採用した実績がある）	30	43.5
5	今年度は大学院（博士後期課程）修了の人材を採用していない（過去にも採用した実績がない）	18	26.1
6	わからない	2	2.9
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	69	100



今後の大学院（博士後期課程）修了生の採用方針

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	毎年、安定的に採用していくと思う	10	14.5
2	できれば、毎年安定的に採用していくと思う	13	18.8
3	毎年ではないが、ある程度は安定的に採用していくと思う	26	37.7
4	増員が必要になった場合に、採用を考える	12	17.4
5	欠員が出た場合に、採用を考える	1	1.4
6	当面、採用は行わないと思う	7	10.1
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	69	100

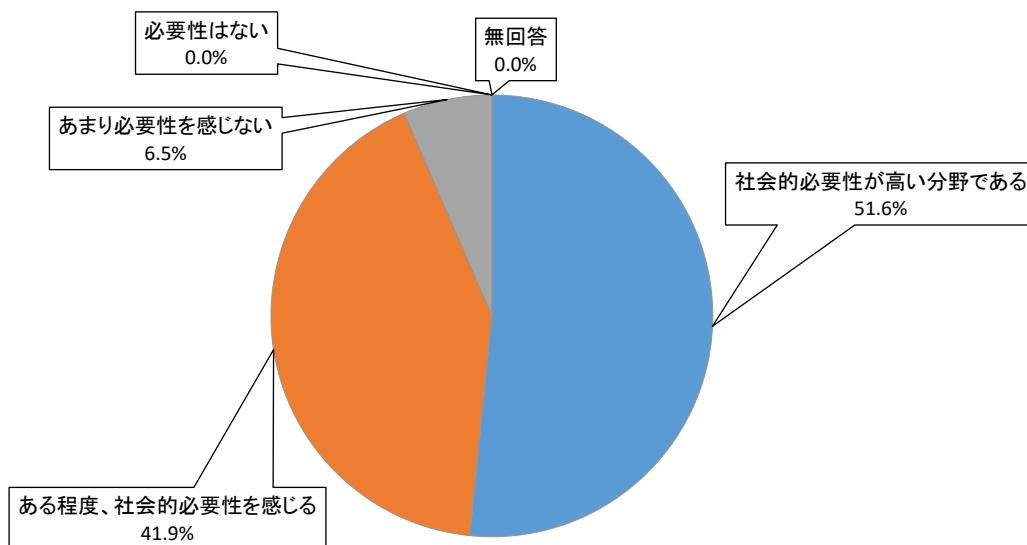


大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の社会的必要性

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	社会的必要性が高い分野である	32	51.6
2	ある程度、社会的必要性を感じる	26	41.9
3	あまり必要性を感じない	4	6.5
4	必要性はない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	N（％ベース）	62	100

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻（博士後期課程）の社会的必要性

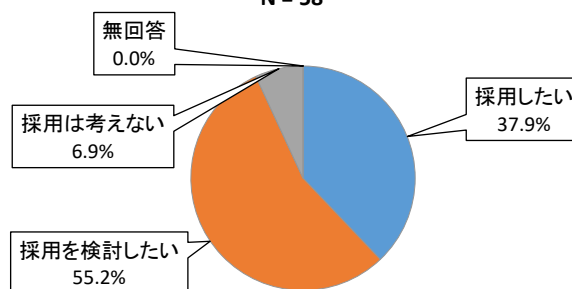
N = 62



大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	採用したい	22	37.9
2	採用を検討したい	32	55.2
3	採用は考えない	4	6.9
	無回答	0	0.0
	N（％ベース）	58	100

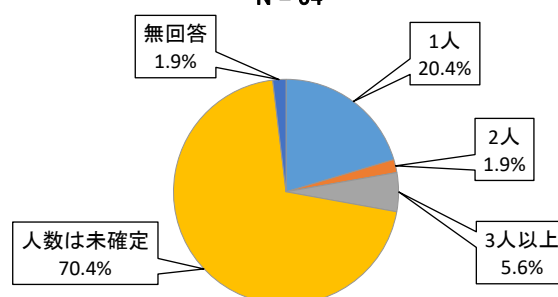
大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用意向
N = 58



大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）の修了生の採用人数

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1人	11	20.4
2	2人	1	1.9
3	3人以上	3	5.6
4	人数は未確定	38	70.4
	無回答	1	1.9
	N（％ベース）	54	100

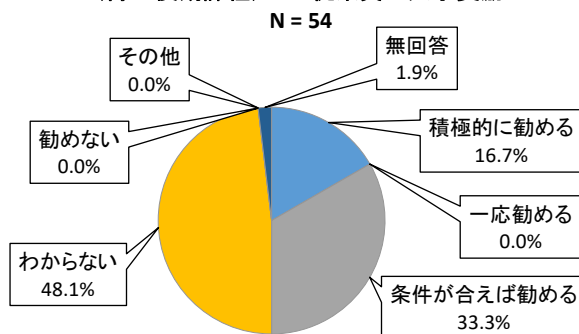
大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻
（博士後期課程）の修了生の採用人数
N = 54



大阪経済大学大学院 経営学研究科
経営学専攻（博士後期課程）への従業員の入学奨励

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	積極的に勧める	9	16.7
2	一応勧める	0	0.0
3	条件が合えば勧める	18	33.3
4	わからない	26	48.1
5	勧めない	0	0.0
6	その他	0	0.0
	無回答	1	1.9
	N（％ベース）	54	100

大阪経済大学大学院 経営学研究科 経営学専攻
（博士後期課程）への従業員の入学奨励
N = 54





経営学研究科（修士課程）定員充足率（2023 年～2025 年）

	2025 年	2024 年	2023 年
在籍者数（人）	114	105	88
収容定員（人）	100	100	100
定員充足率（%）	1.14	1.05	0.88

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ヤマモト シュンイチロウ 山本 俊一郎 ＜令和7年4月＞		博士（理学）		大阪経済大学 学長 (令和7.4～令和10.3)

教 員 の 氏 名 等												
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）												
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年 次	担 当 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
1	専	教授 (研究科 長)	コガ ケイサク 古賀 敬作 ＜令和9年4月＞		博士（国際経済法 学）		組織再編・事業承継税務後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1後 1前 1後 1後 2前 2後 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平26.4)	4日
2	専	教授	イガタ コウジ 井形 浩治 ＜令和9年4月＞		商学修士 ※		コーポレートガバナンス後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1後 1前 1後 2前 2後 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平19.4)	4日
3	専	教授	オオモリ コウゾウ 大森 孝造 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		会計・ファイナンス後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1後 1前 1後 2前 2後 2後 3前 3後	1 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平28.4)	4日
4	専	教授	カナイ タケノリ 金井 猛徳 ＜令和9年4月＞		博士（緑地環境科 学）		研究方法後期特論	1前	0.5	1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令5.4)	4日
5	専	教授	タカハラ リュウジ 高原 龍二 ＜令和9年4月＞		博士（人間科学）		研究方法後期特論 組織行動心理学後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1前 1後 1前 1後 2前 2後 2後 3前 3後	0.5 1 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平24.10)	4日
6	専	教授	タナカ ケンゴ 田中 健吾 ＜令和9年4月＞		博士（文学）		組織行動心理学後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1後 1前 1後 2前 2後 2後 3前 3後	1 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平18.4)	4日

教 員 の 氏 名 等												
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）												
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年 次	担 当 単 位 数	年 開 講 回 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
7	専	教授	ベック インス 白 寅秀 ＜令和9年4月＞		博士（商学）		流通・マーケティング後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1後 1前 1後 1前 2前 2後 3前 3後	1 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令3. 4)	4日
8	専	教授	ヨシノ タダオ 吉野 忠男 ＜令和9年4月＞		修士（経営学） 修士（法学）		研究方法後期特論 ベンチャービジネス後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1前 1後 1前 1後 1前 2前 2後 3前 3後	0. 5 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平20. 4)	4日
9	専	准教授	イナオカ ヒロユキ 稲岡 大志 ＜令和9年4月＞		博士（学術）		研究倫理 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1後 1前 1後 2前 2後 3前 3後	2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平31. 4)	4日
10	専	准教授	オカダ カナ 岡田 華奈 ＜令和9年9月＞		博士（経営学）		会計・ファイナンス後期特論	1後	1	1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平31. 4)	4日
11	専	准教授	ハガ マヨミ 芳賀 麻誉美 ＜令和9年4月＞		博士（学術）		研究方法後期特論 流通・マーケティング後期特論 後期研究指導Ⅰ 後期研究指導Ⅱ 後期研究指導Ⅲ 後期研究指導Ⅳ 後期研究指導Ⅴ 後期研究指導Ⅵ	1前 1後 1前 1後 2前 2後 3前 3後	0. 5 1 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平29. 4)	4日
12	専	准教授	マルチュケ ダービッド Marutschke David ＜令和9年4月＞		Ph. D. in Japanese Studies from Tuebingen University in Germany		論文英語	1前	1	1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令3. 4)	4日

教 員 の 氏 名 等													
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）													
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
13	専	講師	フクダ ケイゾウ 福田 圭三 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※		論文英語	1前	1	1		大阪経済大学 経営学研究科 講師 (平27.4)	4日

教 員 の 氏 名 等														
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）														
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研究 科等の職務に 従事する週 当たり平均 日 数	
1	専	教授 (研究科 長)	コガ ケイサク 古賀 敬作 ＜令和9年4月＞		博士（国際経済法 学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ インターンシップ 所得税法 法人税法	1前 1後 2前 2後 2前 1前 1前	2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平26.4)	4日	
2	専	教授	イカタ コウジ 井形 浩治 ＜令和9年4月＞		商学修士 ※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 経営学概論	1前 1後 2前 2後 2後 1前後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平19.4)	4日	
3	専	教授	イケシマ シンサク 池島 真策 ＜令和9年4月＞		修士（法学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 会社法	1前 1後 2前 2後 2前 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平19.4)	4日	
4	専	教授	イトウ ヒロユキ 伊藤 博之 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		経営学概論	1前後	2		1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令2.4)	4日
5	専	教授	エシマ ヨシヒロ 江島 由裕 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 中小企業経営特論	1前 1後 2前 2後 2前 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平17.4)	4日	
6	専	教授	オオモリ コウゾウ 大森 孝造 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 金融証券特論	1前 1後 2前 2後 2後 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平28.4)	4日	
7	専	教授	カナイ タケノリ 金井 猛徳 ＜令和9年4月＞		博士（緑地環境科 学）		経営情報特論	1前		2	1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令5.4)	4日
8	専	教授	クリキ トシアキ 栗城 利明 ＜令和9年4月＞		修士（法学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 独占禁止法・競争政策	1前 1後 2前 2後 2後 1後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平18.4)	4日	
9	専	教授	コウ ブイコウ 高 瑞紅 ＜令和9年4月＞		博士（商学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 組織間関係特論	1前 1後 2前 2後 2後 1後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平30.4)	4日	
10	専	教授	サトウ メグム 佐藤 愛 ＜令和9年4月＞		博士（経済学）		コーポレートファイナンス特論	1前		2	1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令5.9)	4日
11	専	教授	タカハラ リュウジ 高原 龍二 ＜令和9年4月＞		博士（人間科学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ リーダーシップ特論	1前 1後 2前 2後 2後 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平24.10)	4日	
12	専	教授	タナカ ケンゴ 田中 健吾 ＜令和9年4月＞		博士（文学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 組織行動心理学特論	1前 1後 2前 2後 2後 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平18.4)	4日	
13	専	教授	ハシタニ ソウイチ 橋谷 聡一 ＜令和9年4月＞		修士（不動産学） ※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 民法Ⅱ	1前 1後 2前 2後 2後 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平24.4)	4日	
14	専	教授	ハヤシダ オサム 林田 修 ＜令和9年4月＞		経済学修士 ※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 経営戦略特論Ⅰ	1前 1後 2前 2後 2後 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平2.6)	4日	
15	専	教授	ヒョウドウ（イノウエ） ワカコ 兵頭（井上） 和花子 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		公会計特論	1前		2	1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令6.4)	4日
16	専	教授	フクシマ コウタロウ 福島 幸太郎 ＜令和9年4月＞		博士（経済学）		管理会計特論	1前		2	1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令5.4)	4日
17	専	教授	ベック インス 白 寅秀 ＜令和9年4月＞		博士（商学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 流通特論	1前 1後 2前 2後 2後 1前	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令3.4)	4日	

教 員 の 氏 名 等														
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）														
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数	
18	専	教授	ホンマ トシミチ 本間 利通 ＜令和9年4月＞		修士（経済学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 経営組織特論	1前 1後 2前 2後 1後	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平23.10)	4日	
19	専	教授	マジマ ヒロアキ 眞島 宏明 ＜令和9年4月＞		法学士		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 知的財産法	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平24.10)	4日	
20	専	教授	ヤノ リョウタ 矢野 良太 ＜令和9年4月＞		修士（社会学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 人的資源管理特論	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (令和4.4)	4日	
21	専	教授	ヨシノ タダオ 吉野 忠男 ＜令和9年4月＞		修士（経営学） 修士（法学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 経営戦略特論Ⅱ コンサルティング特論	1前 1後 2前 2後 2前 1後	2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 教授 (平20.4)	4日	
22	専	准教授	イトウ マサユキ 伊藤 正之 ＜令和9年4月＞		経済学修士 ※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 行動ファイナンス特論	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平4.4)	4日	
23	専	准教授	イナオカ ヒロユキ 稲岡 大志 ＜令和9年4月＞		博士（学術）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 経営倫理	1前 1後 2前 2後 1前後	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平31.4)	4日	
24	専	准教授	オカダ カナ 岡田 華奈 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 原価計算特論	1前 1後 2前 2後 1後	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平31.4)	4日	
25	専	准教授	オキノ コウジ 沖野 光二 ＜令和9年4月＞		修士（経営情報科学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 財務会計特論	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平31.4)	4日	
26	専	准教授	オチ ミキヒト 越智 幹仁 ＜令和9年4月＞		博士（法学） 法務博士(専門職)		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ ビジネス法	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令1.9)	4日	
27	専	准教授	オミ ユウスケ 尾身 祐介 ＜令和9年4月＞		修士（商学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 企業分析特論	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平25.10)	4日	
28	専	准教授	カナイ ケンイチロウ 金井 憲一郎 ＜令和9年4月＞		博士（法学）		民法Ⅰ	1前	2		1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令5.4)	4日
29	専	准教授	クロダ ナオキ 黒田 尚樹 ＜令和9年4月＞		修士（法学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 民法Ⅲ	1前 1後 2前 2後 1後	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平17.4)	4日	
30	専	准教授	コダマ シュウヘイ 兒玉 州平 ＜令和9年9月＞		博士（文学）		経営史特論	1後	2		1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令5.4)	4日
31	専	准教授	シノトウ リョウコ 篠藤 涼子 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		監査特論	1前	2		1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令5.4)	4日
32	専	准教授	チン ジュンフ 陳 俊甫 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ サービスマネジメント特論	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令5.4)	4日	
33	専	准教授	ツジ ショウコ 辻 晶子 ＜令和9年4月＞		博士（文学）		専門日本語表現	1前	2		1		大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令2.4)	4日

教 員 の 氏 名 等													
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）													
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
34	専	准教授	トダ ノブトシ 戸田 信聡 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 経営管理特論	1前 1後 2前 2後 1前		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令4.4)	4日
35	専	准教授	トヤマ アキラ 外山 明 ＜令和9年9月＞		博士（学術）		生産管理特論	1後		2	1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平30.4)	4日
36	専	准教授	ハガ マヨミ 芳賀 麻誉美 ＜令和9年4月＞		博士（学術）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ マーケティングリサーチ特論	1前 1後 2前 2後 1後		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平29.4)	4日
37	専	准教授	フナコシ タエ 船越 多枝 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		組織デザイン特論	1前		2	1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令和5.4)	4日
38	専	准教授	マルツケ ダービッド Marutschke David ＜令和9年4月＞		Ph. D. in Japanese Studies from Tuebingen University in Germany		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ マーケティング特論	1前 1後 2前 2後 1後		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令3.4)	4日
39	専	准教授	ミキ チホ 三木 千穂 ＜令和9年4月＞		修士（法学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 民法Ⅳ	1前 1後 2前 2後 1前		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令4.4)	4日
40	専	准教授	ヤマモト ナオキ 山本 直毅 ＜令和9年4月＞		博士（法学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 消費税法	1前 1後 2前 2後 1前		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (令5.4)	4日
41	専	准教授	ヨジョウ ホクト 四條 北斗 ＜令和9年4月＞		博士（法学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 刑事法	1前 1後 2前 2後 1前		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 准教授 (平26.10)	4日
42	専	講師	ナカムラ ノブタカ 中村 信隆 ＜令和9年4月＞		博士（哲学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 経営倫理	1前 1後 2前 2後 1前後		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 講師 (令4.4)	4日
43	専	講師	フクダ ケイソウ 福田 圭三 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ ビジネス英語	1前 1後 2前 2後 1前		2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	大阪経済大学 経営学研究科 講師 (平27.4)	4日
44	専	講師	ミズノ ミウヤ 水野 未宙也 ＜令和9年4月＞		修士（商学）		競争戦略特論	1前		2	1	大阪経済大学 経営学研究科 講師 (令2.4)	4日
45	専	講師	ムラモト アキトシ 村本 顕理 ＜令和9年4月＞		博士（経済学）		経済学概論	1前		2	1	大阪経済大学 経営学研究科 講師 (令2.4)	4日
46	その他	講師	アキ マツロウ 秋 松郎 ＜令和10年9月＞		高等学校卒		企業診断実習Ⅱ 企業診断実習Ⅵ	2前 2後		1 1	1 1	株式会社アクションプラン 代表取締役 (平26.3)	
47	その他	講師	イシバシ ケンイチ 石橋 研一 ＜令和9年4月＞		学士（経済学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 中小企業診断特論 企業診断実習Ⅰ 企業診断実習Ⅴ	1前 1後 2前 2後 1前 1前 2後		2 2 2 2 2 1 1	1 1 1 1 1 1 1	石橋経営会計事務所 所長 (平18.8)	
48	その他	講師	イチタカ リュウジ 一高 龍司 ＜令和9年9月＞		博士（経営学）		相続税法	1後		2	1	関西学院大学 法学部 教授 (平22.4)	

教 員 の 氏 名 等													
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）													
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研究科等の職務に 従事する週当たり平均 日 数
49	その他	講師	ウメザワ（オカモト） アヤ 梅澤（岡本） 彩 ＜令和9年4月＞		修士（国際公共政策）		民法Ⅴ	1前	2	1		熊本大学大学院 人文社会研究部 教授 (平24.4)	
50	その他	講師	オオタ カズキ 太田 一樹 ＜令和9年4月＞		博士（経営学）		マーケティング概論	1前	2	1		大阪商業大学 総合経営学部 教授 (令2.4)	
51	その他	講師	オカノ ユタカ 岡野 豊 ＜令和10年4月＞		学士（経済学）		ＩＰＯ特論 ※	2前	0.5	1		株式会社東京証券取引所 上場推進部 課長 (平25.7)	
52	その他	講師	カタヤマ ナオコ 片山 直子 ＜令和9年4月＞		博士（経済学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ	1前 1後 2前 2後	2 2 2 2	1 1 1 1		和歌山大学 経済学部 教授 (平24.4)	
53	その他	講師	カナヤマ トモアキ 金山 知明 ＜令和9年9月＞		博士（マネジメン ト）		国際租税法	1後	2	1		滋賀大学 経済学部 講師 (令6.4)	
54	その他	講師	キシモト ユウジロウ 岸本 雄次郎 ＜令和9年9月＞		博士（法学）		不動産証券化法務	1後	2	1		立命館大学 法政基盤研究センター 客員研究員 (令4.4)	
55	その他	講師	コシムラ ソウジロウ 越村 惣次郎 ＜令和9年9月＞		学士（商学）		中小企業政策特論	1後	2	1		大阪産業経済リサーチセンター 主任研究員 (令5.4)	
56	その他	講師	コニシ ツトム 小西 敦 ＜令和10年4月＞		学士（経済学）		ＩＰＯ特論 ※	2前	0.5	1		株式会社東京証券取引所 上場推進部 課長 (平30.4)	
57	その他	講師	サトウ レイカ 佐藤 礼華 ＜令和9年9月＞		PhD in Design ＜ 中国＞		不動産開発特論	1後	2	1		大阪電気通信大学 総合情報学部 准教授 (平15.4)	
58	その他	講師	シオツ タツヒト 塩津 立人 ＜令和9年9月＞		学士（法学）		雇用関係法	1後	2	1		北浜法律事務所 パートナー (平25.7)	
59	その他	講師	シバ ユカ 柴 由花 ＜令和9年4月＞		博士（国際経済法 学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ 資産・事業承継税務	1前 1後 2前 2後 1前	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1		椋山女学園大学 現代マネジメント学部 教授 (平31.4)	
60	その他	講師	タムラ ミツル 田村 満 ＜令和10年4月＞		学士（経済学）		ＩＰＯ特論 ※	2前	0.5	1		株式会社東京証券取引所 上場推進部 課長 (平31.4)	
61	その他	講師	ツルサカ タカエ 鶴坂 貴恵 ＜令和9年4月＞		商学修士		商学概論	1前	2	1		摂南大学 経営学部 教授 (平26.4)	
62	その他	講師	テツダ ヨシト 鉄田 義人 ＜令和9年4月＞		経営修士		資産運用特論	1前	2	1		日興リサーチセンター 取締役社長 (令7.4)	
63	その他	講師	ナカザワ ミオコ 中澤 未生子 ＜令和9年9月＞		修士（法学） 修士（経営学）		事業承継特論	1後	2	1		エマーブル経営法律事務所 代表 (平29.4)	

教 員 の 氏 名 等													
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）													
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
64	その他	講師	バク テフシ 朴 泰勲 ＜令和9年9月＞		博士（経済学）		リサーチ方法特論	1後	2	1		関西大学 商学部 教授 (平28.4)	
65	その他	講師	ハセガワ ヒロシ 長谷川 裕 ＜令和9年9月＞		学士（法学）		信託法	1後	2	1		長谷川綜合法律事務所 (平30.4)	
66	その他	講師	ハマダ ヒロシ 濱田 洋 ＜令和9年4月＞		博士（法学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ	1前 1後 2前 2後	2 2 2 2	1 1 1 1		兵庫県立大学 国際商経学部 准教授 (平22.10)	
67	その他	講師	ハヤシ コウイチ 林 幸一 ＜令和9年4月＞		博士（経済学）		研究指導Ⅰ 研究指導Ⅱ 研究指導Ⅲ 研究指導Ⅳ	1前 1後 2前 2後	2 2 2 2	1 1 1 1		熊本学園大学大学院 会計専門職研究科 特任教授 (令6.4)	
68	その他	講師	ハヤシ ヒデオ 林 英生 ＜令和10年4月＞		学士（商学）		ＩＰＯ特論 ※	2前	0.5	1		株式会社大阪取引所 金融リテラシーサポート部 課長 (令6.7)	
69	その他	講師	ヒサトミ ケンジ 久富 健治 ＜令和9年9月＞		博士（経営学）		コーポレートガバナンス	1後	2	1		武庫川女子大学 健康・スポーツ科学部 教授 (平31.4)	
70	その他	講師	ホツダ カツミ 堀田 勝己 ＜令和9年4月＞		学士（経済学）		不動産鑑定理論	1前	2	1		堀田鑑定工学研究所 (平12.9)	
71	その他	講師	ユキマチ ミワ 行待 三輪 ＜令和9年9月＞		博士（経営学）		国際会計特論	1後	2	1		京都産業大学 経営学部 教授 (平23.4)	
72	その他	講師	ヨコヤマ タケン 横山 武史 ＜令和10年9月＞		学士（経済学）		企業診断実習Ⅲ 企業診断実習Ⅴ	2後 2後	1 1	1 1		横山中小企業診断士事務所 (平7.4)	
73	その他	講師	ヨシガキ ミノル 吉垣 実 ＜令和9年9月＞		博士（法学）		民事手続法	1後	2	1		愛知大学 法学部 教授 (平24.4)	
74	その他	講師	ワダ ツトム 和田 努 ＜令和9年4月＞		短期大学卒		登記法	1前	2	1		アクアス司法書士・行政書士事務所 代表 (平17.9)	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	2人	3人	人	人	6人	
	修 士	人	人	人	人	人	1人	1人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	1人	1人	人	人	4人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	3人	3人	4人	人	人	10人	
	修 士	人	人	人	人	1人	1人	1人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
経営学研究科経営学専攻（博士前期課程）										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	5人	4人	1人	1人	12人	
	修 士	人	人	1人	2人	2人	1人	2人	8人	
	学 士	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	8人	4人	2人	1人	人	15人	
	修 士	人	人	人	3人	1人	1人	人	5人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	2人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	1人	人	1人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	11人	9人	6人	2人	1人	29人	
	修 士	人	人	2人	5人	4人	2人	2人	15人	
	学 士	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	